生 活 保 護 運 用 事 例 集

２００６
（平成24年度総合修正版）

東京都福祉保健局生活福祉部保護課

※今回修正を行った問答は網掛けを施してあります。（目次のページ欄に24年度版の略号として、「24修」の略号を付してあります。）
※（2006増補改訂版で改訂を行ったものは、設問番号に下線のある問答でページ数に「増」を、平成20年度、平成22年度、平成23年度修正版については「20修」、「22修」、「23修」と記載してあります。）

目　　次

第１　世帯の認定

No.1	問１－１	児童養護施設等入所児童の世帯認定－－－－－－－－－－－－－－－－	24修1	3
No.2	問１－２	同一居住での別世帯認定－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－		4
No.3	問１－３	知人宅等に一時的に身を寄せている者からの保護の申請－－－－－－－－－－		5
No.4	問１－４	夫婦のうちの一方の介護老人福祉施設入所－－－－－－－－－－－－－－－－		5
No.5	問１－５	保護の要件を欠く者に対する世帯分離－－－－－－－－－－－－－－－－－－		6
No.6	問１－６	世帯分離と保護の要否判定－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－	22修1	7
No.7	問１－７	施設入所者の世帯分離－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－		8
No.8	問１－８	世帯分離の見直し－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－		8
No.9	問１－９	就学者の世帯認定等について－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－	22修追加	9
	問１－１０	障害者グループホーム入所者の世帯認定－－－－－－－－－－－－－－－－	23修1	10

第２　実施責任

No.10	問２－１	急病で入院した単身者の実施責任（１）－－－－－－－－－－－－－－－－－－		13
No.11	問２－２	急病で入院した単身者の実施責任（２）－－－－－－－－－－－－－－－－－－		14
No.12	問２－３	急病で入院した単身者の実施責任（３）－－－－－－－－－－－－－－－－－－		15
No.13	問２－４	急病で入院した単身者の実施責任（４）－－－－－－－－－－－－－－－－－－		16
No.14	問２－５	急病で入院した単身者の実施責任（５）－－－－－－－－－－－－－－－－－－		17
No.15	問２－６	退院日に再び要保護となった場合の実施責任－－－－－－－－－－－－－－－		18
No.16	問２－７	路上生活者が交通事故で入院した場合の実施責任－－－－－－－－－－－－－		18
No.17	問２－８	路上生活者が同日に複数の医療機関に受診した場合の取扱い－－－－－－－		19
No.18	問２－９	従業員宿舎から入院した者の実施責任－－－－－－－－－－－－－－－－－－		20
No.19	問２－10	飯場に長期間滞在する者の実施責任－－－－－－－－－－－－－－－－－－－		21
No.20	問２－11	ウィークリーマンションなどに居住する者の取扱い－－－－－－－	22修2	22
No.21	問２－12	入院患者の出身世帯の移転、分解－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－		23
No.22	問２－13	単身の入院患者の転居－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－		23
No.23	問２－14	感染症予防法の適用を受ける入院患者の実施責任－－－－－－－－	20修1	24
No.24	問２－15	心神喪失者等医療観察法の適用を受ける入院患者の実施責任－－－	22修3	24
No.25	問２－16	精神保健観察に付される者の当該期間の実施責任－－－－－－－－－－－－－		25
No.26	問２－17	養護老人ホームから入院した単身者の実施責任－－－－－－－－－－－－－－		26
No.299	問２－17-2	養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム（家族等の虐待、認知症等）に措置入所中の者の実施責任－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－	増2	26
No.27	問２－18	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設に入所中の者の実施責任－－－－－－－－－－－－－－	増2	27
No.28	問２－19	「境界層該当証明」（介護保険）の実施者 －－－－－－－－－－－－－－－－－		29
No.300	問２－19-2	「境界層該当証明」（障害者自立支援法）の実施者 －－－－－－－	増4	29
No.29	問２－20	東京都女性相談センター（一時保護所）の実施責任－－－－－－－－	23修2	30
No.30	問２－21	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律による居室確保の措置を受けた者の実施責任－－－－－－－－－－－－－－－－	増5	31
No.31	問２－22	特別区人事・厚生事務組合の行う緊急一時保護対象者等の実施責任－－－－		32

No.32	問２－23	宿所提供施設又は母子生活支援施設入所者の実施責任－－－－－－－－－－－		32
No.33	問２－24	緊急一時保護センター及び自立支援センター入所中の者の実施責任－－－－		33
No.34	問２－25	ホームレス地域生活移行支援事業による借り上げ住居入居者の実施	24削除	33
No.35	問２－26	アルコール・薬物依存症者等を対象とした施設の実施責任－－－－	23修4	33
No.301	問２－26-2	障害者支援施設入所者等の実施責任－－－－－－－－－－－－－－－－	24修2	35
	問２－26-3	児童福祉法による措置から障害者支援施設に入所した場合の実施責	22修4	37
	問２－26-4	自立援助ホームの実施責任－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－	24修4	38
No.36	問２－27	旧法精神障害者生活訓練施設及び旧法精神障害者入所授産施設の実	22修5	38
No.37	問２－28	精神障害者福祉ホーム及び軽費老人ホームの実施責任－－－－－－	増9	39
No.302	問２－28-2	障害者自立支援法に規定する共同生活援助を行う住居に入居する者に対する実施責任－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－	増9	40
No.38	問２－29	夫婦の一方が認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等に入所した場合の実施責任－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－	増10	40
No.39	問２－30	警察署等から釈放された者の実施責任－－－－－－－－－－－－－－－	20修	41
No.40	問２－31	出所後まもなく保護を要する状態になった者の実施責任－－－－－	23修7	42
No.41	問２－32	法第７３条による都費負担対象ケース－－－－－－－－－－－－－－－	増11	43

第３　資産の活用

No.42	問３－１	被保護者の自動車の保有－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－	22修6	49
No.43	問３－２	保有の認められている自動車の買換え－－－－－－－－－－－－－－－	22修7	50
No.44	問３－３	バイクの保有－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－	20修8	51
No.45	問３－４	冠婚葬祭互助会への加入－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－		52
No.46	問３－５	保護申請時の保険の取扱い－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－	23修8	53
No.47	問３－６	学資保険の取扱い－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－		56
No.48	問３－７	個人年金の取扱い－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－		57
No.49	問３－８	保護受給中の保険加入の取扱い－－－－－－－－－－－－－－－－－－－	20修13	57
No.50	問３－９	保護受給中の預貯金の取扱い－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－		58
No.51	問３－10	居住用資産の保有否認－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－	20修14	59
No.52	問３－11	ローン付き住宅の取扱い－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－		60
No.315	問３－12	要保護世帯向け不動産担保型生活支援資金の利用－－－－－－－－－	23修11	60

第４　扶養義務の取扱い

No.53	問４－１	扶養義務の取扱い－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

第６　最低生活費の認定

１　基準生活費等

No.63	問６－１	最低生活費の日割り計算の原則－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－		81
No.64	問６－２	最低生活費の日割り計算の方法（保護施設を除く）－－－－－－－－－－－－－		82
No.65	問６－３	最低生活費の日割り計算の方法（保護施設の場合）－－－－－－－－－	24修7	84
No.66	問６－４	東京都国民健康保険団体連合会が行う保護施設事務費等の支払代行について－	24修15	93
No.67	問６－５	施設等入所者の基準の算定－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－	24修16	94
No.303	問６－５－２	障害者支援施設入所者等の基準生活費－－－－－－－－－－－－－－－－－－	24修20	98
No.68	問６－６	障害児施設入所児童の基準生活費－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－	24修21	99
	問６－６－２	障害児施設の入所加齢児について－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－	24修22	100
No.69	問６－７	障害者自立支援法の療養介護医療により医療機関に入院した者の基準生活費	増31	100
No.70	問６－８	児童相談所に一時保護された児童の基準生活費－－－－－－－－－－－－－	24修22	101
No.71	問６－９	軽費老人ホーム入所者の基準生活費－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－		102
	問６－９－２	高齢者虐待により他法施設を利用した場合の基準生活費－－－－－－	24修23	103
	問６－９－３	救護施設等保護施設一時入所の基準生活費の算定について－－－－－	23修21	103
	問６－９－４	自立援助ホームの基準生活費の算定について－－－－－－－－－－－－－－	24修24	104
	問６－９－５	都中部総合精神保健センターの一時入所事業及び短期宿泊事業を利用した場合の基準生	24修24	104
No.72	問６－10	婦人保護施設入所者の基準生活費－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－		105
	問６－10－２	婦人保護施設　慈愛寮から入院して出産する場合の基準生活費－－	22修18	106
No.73	問６－11	入院患者の外泊に伴う食事代の算定－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－		106
No.74	問６－12	福祉ホーム等への外泊・試験入所の取扱い－－－－－－－－－－－－－－	24修25	107
No.75	問６－13	施設入所者が外泊した場合の基準の算定－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－		108
No.76	問６－14	光熱水費等の負担がない世帯の基準の算定－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－		109
No.77	問６－15	年齢不明の被保護者に対する基準生活費の適用－－－－－－－－－－－－－－－－－		109

２　加算

No.78	問６－16	「月の初日」に加算の変更等の事由が生じた場合－－－－－－－－－－－－－－		110
No.79	問６－17	「月の中途」の退所と加算計上－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－	増34	112
No.80	問６－18	施設等入所児童と母子加算－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－	24修26	112
No.81	問６－19	内縁の解消と母子加算－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－		113
No.82	問６－20	愛の手帳と障害者加算の認定－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－		113
No.83	問６－21	障害者加算の認定と関連する年金等の裁定－－－－－－－－－－－－－－	23修23	114
No.84	問６－22	精神障害者保健福祉手帳と障害者加算の認定－－－－－－－－－－－－－－－－－－		118
No.85	問６－23	精神障害者保健福祉手帳による障害等級の認定－－－－－－－－－－－－－－－－－		119
No.86	問６－24	精神障害者保健福祉手帳による障害者加算の認定時期－－－－－－－	24修27	120
No.87	問６－25	重度障害者加算の認定方法－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－	増37	121
No.88	問６－26	家族介護料の認定方法－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－		122
No.89	問６－27	他人介護料の認定方法－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－	増38	123
No.90	問６－28	他人介護料と介護扶助－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－	増39	124
No.91	問６－29	在宅患者加算の認定方法－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－	増40	125
No.92	問６－30	結核患者以外の在宅患者加算の取扱い－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－		126
No.93	問６－31	児童養育加算の認定方法－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－	修20	129
No.94	問６－32	介護保険料加算の認定－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

３ 臨時的一般生活費

No.96 問６－34 保育所入所支度費の支給－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－ 135
No.97 問６－35 おむつ代の計上方法－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－ 135
問６－35－2 特別な事情における布団代の支給について－－－－－－－－－－－－ 23修26 136
No.98 問６－36 家具什器費の認定基準－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－ 136
No.99 問６－37 入院患者との連絡に要する移送費－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－ 137
No.100 問６－38 精神科デイケア参加移送費－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－ 増44 138
No.101 問６－39 断酒会宿泊研修会への参加移送費－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－ 138
No.102 問６－40 家財保管料－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－ 22修20 139
No.103 問６－41 家財処分料－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－ 22修21 140

４ 教育費

No.104 問６－42 教育扶助の対象及び支給方法－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－ 増46 142
No.105 問６－43 一括交付した教育扶助費の返還－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－ 143
No.106 問６－44 私立小・中学校での就学－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－ 22修23 143
No.107 問６－45 居住する地域での学校選択制が認められている場合の取扱い－－－－－－－－－ 144
No.108 問６－46 公立の中等教育学校での就学－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－ 145
No.109 問６－47 教育扶助の適用年齢－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－ 145
No.110 問６－48 夜間中学校に在学する者の取扱い－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－ 増47 146

５ 住宅費

No.111 問６－49 公営住宅の共益費及び保証金の取扱い－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－ 147
No.112 問６－50 都営住宅使用料制度－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－ 147
No.113 問６－51 長期入院者の都営住宅使用料－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－ 増47 150
No.114 問６－52 住宅扶助の代理納付－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－ 23修27 150
No.115 問６－53 都営住宅使用料滞納世帯に対する納付指導－－－－－－－－－－－－－－－－－ 削除
No.116 問６－54 転居後に係る住宅費の取扱い－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－ 増49 152
No.117 問６－55 特別基準（１．３倍額）の単身者への適用－－－－－－－－－－－－－－－－－－－ 152
No.118 問６－56 基準額を超える家賃の住宅に居住する世帯からの保護申請－－－－ 24修28 155
No.119 問６－57 基準額を超える家賃の住宅に居住している単身世帯の転居指導－－ 23修30 156
No.120 問６－58 単身入院患者の退院時における住宅確保のための住宅費－－－－－－－－－－－ 157
No.121 問６－59 敷金等の額－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－ 157
No.122 問６－60 契約更新料－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－ 22修25 158
問６－60－２ グループホーム・ケアホーム利用者に対する住宅扶助の取扱い－－ 24修28 159
No.123 問６－61 住宅維持費の年額の認定方法－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－ 160
問６－61－２ 住宅扶助と家具什器費との区分－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－ 24修30 161
No.124 問６－62 家屋補修と家主の修繕義務－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－ 162
問６－62－２ 安否確認のため玄関や窓を破壊した場合の住宅維持費－－－－－－－ 23修31 162
No.125 問６－63 住宅維持費と居宅介護住宅改修費の併給－－－－－－－－－－－－－－－－－－－ 163
No.126 問６－64 水洗便所への改造工事－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－ 163

６ 出産費

No.127 問６－65 出産扶助における入院に要する費用の額－－－－－－－－－－－－－－－－－－－ 22修26 164
No.128 問６－66 入院助産と出産扶助－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－ 164
No.129 問６－67 妊娠・出産にあたっての取扱い－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－ 増50 165

７ 生業費、技能修得費（高等学校等就学費を除く）及び就職支度費

No.130 問６－68 技能修得費の特別基準－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－ 168

	問６－68－2	通勤用自転車の購入費用について－－－－－－－－－－－－－－－－－－	23修32	168
No.131	問６－69	自立支援プログラムに基づく技能修得の場合の特別基準－－－－－－－－－－		169
No.132	問６－70	ヘレンケラー学院委託生の技能修得費－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－		170
No.133	問６－71	精神障害者社会適応訓練事業による手当等の取扱い－－－－－－－－－－－－－		170
No.134	問６－72	雇用対策法による訓練手当の取扱い－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－		172
No.135	問６－73	日本語修得と生活保護－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－	23修33	174

７－２ 技能修得費（高等学校等就学費）

No.136	問６－74	就学扶助の給付対象の範囲について－－－－－－－－－－－－－－－－－－	増53	176
No.137	問６－75	通学費の支給について－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－		178
No.138	問６－76	通学用自転車の購入費用について－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－	22修27	178
No.139	問６－77	授業料、入学料、受験料の基準算定について－－－－－－－－－－－－－－－	20修24	179
	問６－77-2	高等学校無償化に伴う、私立高等学校授業料の算定について－－－－	23修36	180
No.140	問６－78	修学資金貸付と就学扶助の関係について－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－		180
No.141	問６－79	私立高等学校等授業料軽減補助と就学扶助の関係について－－－－－－－－－－		181
No.142	問６－80	稼働能力活用と就労収入からの就学費用控除について－－－－－－－－－－－－－		182
No.143	問６－81	学資保険の満期保険金と就学扶助の適用について－－－－－－－－－－－－－－－		183
No.144	問６－82	世帯内就学者の留年、中退、課程の変更等の場合の取扱い－－－－－	増55	183

８ 葬祭費

No.145	問６－83	葬祭扶助と「墓地、埋葬等に関する法律」及び「行旅病人及行旅死亡人取扱法」との関係－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

２ 就労に伴う収入以外の収入

No.164	問７－10	収入認定と法第６３条（１）生命保険の入院給付金等の取扱い－－	増62	214
No.165	問７－11	年金担保貸付制度による貸付金を消費し、保護申請した者の取扱い	24修32	215
No.166	問７－11－２	年金担保貸付利用者に係る情報提供－－－－－－－－－－－－－－－	24修34	217
No.167	問７－12	保護受給中に、年金を担保として貸付を受けた場合の取扱い－－－	24修35	218
	問７－13	収入認定と法第６３条（２）年金等公的給付金の取扱い－－－－－	増66	219
	問７－１３－２	収入認定と法第６３条（３）年金時効特例法の取扱い－－－－－－	22修31	220
	問７－１３－３	年金支払い遅延加算金法により支給された加算金の取扱い－－－－	23修37	220
	問７－13－４	恩給の収入認定－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－	24修36	222
No.168	問７－14	児童扶養資金の収入認定上の取扱い－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－		223
No.169	問７－15	火災保険（掛け捨て型）の戻り分の取扱い－－－－－－－－－－－－－	22修33	224
No.170	問７－16	地方公共団体が年末等の時期に支給する見舞金の取扱い－－－－－－－－－－		224
No.171	問７－17	退職金の取扱い－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－		225
No.172	問７－18	所得税の還付金の取扱い－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－		225
No.173	問７－19	「その他公の給付」及び「その他臨時的収入」の対象収入－－－－	24修37	226
	問７－19-2	開始時保有株式の取扱い	22修33	227
	問７－19-3	求職者支援制度による職業訓練受講給付金－－－－－－－－－－－－－－	24修38	227
	問７－19-4	東京都介護職員処遇改善交付金の取扱い－－－－－－－－－－－－－－－	23修38	228

３ 収入として認定しないものの取扱い

No.174	問７－20	国もしくは地方公共団体により行われる貸付金の取扱い－－－－－	24修39	229
No.175	問７－21	保育所等入所支度金の取扱い－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－		230
No.176	問７－22	養護老人ホーム入所者に支給される「おこづかい」の取扱い－－－－－－－－		230
No.177	問７－23	住宅建て替えに伴う移転料（移転助成費）の取扱い－－－－－－－－－－－－－		231
No.178	問７－24	敷金返還金の取扱い－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－		232
No.179	問７－25	福祉的給付金の特例的取扱い－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－		233
No.180	問７－26	東京都心身障害者扶養年金制度及び心身障害者扶養共済制度の取扱	修29	234
No.181	問７－27	老人福祉手当の取扱い－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－		235
No.182	問７－28	重度心身障害者手当の取扱い－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－		237
No.183	問７－29	重度心身障害者手当の預託－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－		239
No.184	問７－30	児童育成手当の取扱い－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－		240
No.185	問７－31	各種制度により支給される介護料の取扱い－－－－－－－－－－－－－	修30	241
No.186	問７－32	高校就学に伴う貸付金等の取扱い－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－		242
No.187	問７－33	離婚に伴う養育費、慰謝料の収入認定－－－－－－－－－－－－－－－－－－－		243
No.188	問７－34	交通事故被害に伴う補償金等の収入認定－－－－－－－－－－－－－－－－－－		243

４ 就労に伴う必要経費、その他の必要経費

No.189	問７－35	個人タクシーの必要経費－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－		244
No.190	問７－36	生命保険の外交員の必要経費－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－		244
No.191	問７－37	特別控除を行う場合の収入年額－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－		245
No.192	問７－38	特別控除を年２回以上に分けて行う場合の認定方法－－－－－－－	増68	245
No.193	問７－39	シルバー人材センター及び小規模作業所の会費－－－－－－－－－－－－－－		246
No.194	問７－40	傷病手当金からの社会保険料の控除の取扱い－－－－－－－－－－－－－－－		246
No.195	問７－41	就労に伴う託児費用の取扱い－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－		247
	問７－42	インターネット等を用いた収入の認定方法－－－－－－－－－－－－	23修39	247

第８　保護の決定

No.196	問８－１	保護開始時の要否判定に用いる費目	22修35	251
No.197	問８－２	保護開始時の要否判定時の収入充当に用いる費目		253
	問８－２－２	年金から特別徴収されている国保料の取扱い	24修40	255
No.198	問８－３	保護開始時に申請者の所持する金銭の取扱い		255
No.199	問８－４	給料・年金等の推定残額の算出方法		258
No.200	問８－５	申請時所持金がある場合の要否判定及び程度の決定の具体例		259
No.201	問８－６	福祉的給付金と保護の要否判定及び程度の決定		267
No.202	問８－７	保護開始時の要否判定に用いる医療費	24修41	269
No.203	問８－８	入院時のおむつ代と保護の要否判定		271
No.204	問８－９	低所得者の特例措置の取扱い	増70	272
No.205	問８－10	医療費及び食事標準負担額の特例措置の取扱い	増72	273
No.304	問８－10-2	入院時生活療養費の特例措置の取扱い	24修43	274
No.206	問８－11	介護老人福祉施設入所者の要否判定と境界層該当証明	修31	276
No.305	問８－11-2	障害者施設入所者の要否判定と境界層該当証明	修33	278
No.207	問８－12	移管ケースの取扱い		283
No.208	問８－13	移管ケースの手持ち金		284
No.209	問８－14	保護施設入所事務の取扱い		286
No.210	問８－15	救護施設「救世軍自省館」への入所事務の取扱い		288
No.211	問８－16	保護施設事務費等の収入充当順位		289
No.212	問８－17	月の中途での保護施設入退所の場合の保護費等の取扱い		290
No.213	問８－18	保護施設等の入所者が短期入院した場合の保護施設事務費	24修44	290
No.214	問８－19	路上生活者に対する保護の適用		292
No.215	問８－20	簡易宿所からの居宅移行について	22修39	294
No.306	問８－20-2	無料低額宿泊所からの居宅移行について	増82	294
No.307	問８－20-3	削除	24修46	295
No.216	問８－21	入院して保護を適用していた路上生活者が退院する場合の留意点	増84	296
No.217	問８－22	路上生活者対策事業を利用している場合の保護の適用		296
No.218	問８－23	養護老人ホーム入所者に対する保護の適用		299
No.219	問８－24	内部障害者更生施設入所者に対する保護の適用	削除	
No.220	問８－25	東京都女性相談センター（一時保護所）入所者に対する保護の適用	修38	301
No.221	問８－26	高齢者虐待防止法による居室確保の措置を受けた者への保護の適用		302
No.222	問８－27	ダルク入寮者に対する保護の適用		303
No.223	問８－28	警察官署等に拘束された者に対する保護の適用		304
No.224	問８－29	被保護者が警察官署に留置された場合の保護の取扱い	23修41	305
No.225	問８－30	更生保護事業による保護を受けている者の取扱い		308
No.226	問８－31	扶助費の再支給額の算定方法		308
No.227	問８－32	誤って受けた保護申請の取扱い		310
No.228	問８－33	日用品費の累積金の取扱い		311
No.229	問８－34	被保護者の累積金について		313
No.230	問８－35	保護停止中の者の収入の取扱いと停止の解除	24修46	314
No.231	問８－36	海外渡航者の海外滞在期間中の保護の取扱い	22修40	316
No.232	問８－37	保護廃止の際の要否判定に用いる基準及び収入		318
No.233	問８－38	保護廃止の際の要否判定と扶助費の計算及び廃止の時期	増86	319
No.234	問８－39	定期的な収入のある者の月の途中廃止		321
No.235	問８－40	医療費自己負担金のある者の月の途中廃止		322
No.236	問８－41	保護費未受領での、所在不明による保護廃止		323
No.237	問８－42	自己都合による退院ケースの取扱い		324

No.238　問８－43　自己都合による退所ケースの取扱い－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　325
No.239　問８－44　長期不在ケースの取扱い－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　326
No.240　問８－45　単身者の被保護者が死亡した場合の保護費の取扱い－－－－－－－－－－－－　327
No.308　問８－46　辞退届の取扱い－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　増87　327
No.309　問８－47　急迫した要保護者を発見した場合－－－－－－－－－－－－－－－－－　増88　328

第９　保護決定上の指導指示及び検診命令

No.241　問９－１　保護の申請受理の時期－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　増89　331
No.310　問９－１-2　保護申請書の書式及び口頭による保護申請について－－－－－－－　増90　332
No.242　問９－２　法第２７条に基づく口頭による指導の内容を書面で交付した場合－－－－－　333
No.243　問９－３　法第２７条に基づく文書指示－－－－－－－－－－－－－－－－－－　24修48　334
No.244　問９－４　就労指導のための文書指示－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　24修50　336
No.245　問９－５　来所を求める文書指示－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　337
No.246　問９－６　申告書類の提出を求める文書指示－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　338
No.247　問９－７　保護施設入所時における指導・指示－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　339
No.248　問９－８　保護施設利用者の管理規定遵守についての指導・指示－－－－－－－－－－　340
No.249　問９－９　法第２７条の２に基づく相談及び助言－－－－－－－－－－－－－－－－－－　340
No.250　問９－10　保護開始時における稼働能力活用と保護の適用－－－－－－－－－－－－－　341
No.251　問９－11　保護施設入所者の自己負担分の納入－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　342
No.252　問９－12　就労斡旋依頼の取扱い－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　24修51　342
No.253　問９－13　自立更生計画書の作成－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　修41　346
No.254　問９－14　実施上の処遇困難が予想される事例の自立更生計画書作成－－－－　修41　346
No.255　問９－15　自立支援プログラムによる自立助長の促進－－－－－－－－－－－－－－－　347
No.256　問９－16　検診命令の取扱い－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　350
No.257　問９－17　別様式の検診書を用いる検診命令－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　351
No.258　問９－18　保護開始に至らなかった場合の検診費用の支払い－－－－－－－－－－－－　354

第10　訪問調査等

１　訪問調査

No.259　問１０－１　開始時の訪問調査及び定期訪問の時期と方法－－－－－－－－－－－－－－　357
No.260　問１０－２　処遇上の目的実現のための訪問の方法－－－－－－－－－－－－－－－－－　359
No.261　問１０－３　入院入所ケースの訪問の時期と方法－－－－－－－－－－－－－－－－－－　359

２　関係機関調査

No.262　問１０－４　預貯金の状況についての調査－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　361
No.263　問１０－５　生命保険等の調査－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　361
No.264　問１０－６　２９条調査の意義と実施方法－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　362
No.265　問１０－７　就労状況及び収入に関する調査－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　364

第11　保護費の返還、徴収

No.266　問１１－１　法第６３条に係る資力の発生時について－－－－－－－－－－－－　24修54　367
No.267　問１１－２　法第６３条による返還対象額の算定（１）－－－－－－－－－－－－　24修56　369
No.268　問１１－３　法第６３条による返還対象額の算定（２）－－－－－－－－－－－－－－　370
No.269　問１１－４　法第６３条による返還対象額の算定（３）－－－－－－－－－－－－　24修57　371
No.270　問１１－５　法第６３条による返還対象額の算定（４）－－－－－－－－－－－－　24修58　372
No.271　問１１－６　法第６３条による返還対象額の算定（５）－－－－－－－－－－－－－－　374
No.272　問１１－７　法第６３条による返還対象額の算定（６）－－－－－－－－－－－－－－　375

No.273 問１１－８ 法第６３条による返還対象額の算定（７）－－－－－－－－－－－－－ 24修59 376
No.311 問１１－８-2 法第６３条による返還請求と消滅時効（１）－－－－－－－－－－－－ 増92 378
No.312 問１１－８-3 法第６３条による返還請求と消滅時効（２）－－－－－－－－－－－－ 24修62 379
No.313 問１１－８-4 法第６３条による返還請求と消滅時効（３）－－－－－－－－－－－－ 増95 381
No.274 問１１－９ 法第６３条返還に係る免除の考え方－－－－－－－－－－－－－－－－ 22修43 382
No.275 問１１－10 保護施設入所者に係る法第６３条に基づく返還決定－－－－－－－－－－－－－ 383
No.276 問１１－11 法第７８条による徴収対象額の算定－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－ 384
No.314 問１１－11-2 法第７８条を適用する際の留意点－－－－－－－－－－－－－－－－－－ 増96 385
問１１－11-3 偽名を使って保護受給した場合の取扱い－－－－－－－－－－－－－－－ 24修63 386
No.277 問１１－12 誤って支払った保護費の返納－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－ 387
No.278 問１１－13 ケース移管時の法第８０条免除－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－ 387
No.279 問１１－14 保護開始直後の生命保険の解約返戻金－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－ 388
No.280 問１１－15 開始時の金融機関調査によって判明した預貯金－－－－－－－－－－－－－－－－ 389
No.281 問１１－16 法第６３条返還金の時効－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－ 389
No.282 問１１－17 法第６３条による費用返還の請求時期と消滅時効の開始時期－－－－－－－－ 390
No.283 問１１－18 翌月以降にも分割認定を予定していた世帯の保護廃止－－－－－－－－－－－－ 391
No.316 問１１－19 児童扶養手当受給者が年金遡及支払いを受けた場合の取扱い 修43 392
問１１－20 未支給年金と法第６３条返還－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－ 24修64 392

第12 その他

No.284 問１２－１ 外国人に対する保護の準用（１）－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－ 22修45 395
No.285 問１２－２ 外国人に対する保護の準用（２）－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－ 22修47 397
問１２－２-2 外国人に対する保護の準用（３）－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－ 23修46 399
No.286 問１２－３ 在留資格の変更等の可能性－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－ 増102 402
No.287 問１２－４ 外国人の保護に係る要件の確認方法－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－ 402
No.288 問１２－５ 難民等に対する保護の準用－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－ 24修65 403
No.289 問１２－６ 中国からの帰国者に対する保護の適用－－－－－－－－－－－－－－－－－－ 修44 404
No.290 問１２－７ 暴力団員に対する保護の適用－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－ 増105 406
No.291 問１２－８ 不服申立て制度－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－ 増107 407
No.292 問１２－９ 弁明書の作成方法－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

第１　世帯の認定

第１章　世帯認定

この章で扱う事項

世帯認定について

・児童養護施設入所児童と出身世帯の関係　・・・問１－１
・同一の住居に生活する者を別世帯として認定する事例　・・・問１－２、３
・世帯員の一部が施設入所中の場合の取扱い　・・・問１－４

世帯分離について

・世帯員の一部が保護の要件を欠く場合の取扱い　・・・問１－５
・世帯員の一部に保護を適用する場合の要否判定　・・・問１－６
・施設入所者の世帯分離　・・・問１－７
・世帯分離の見直し　・・・問１－８
・就学者の世帯認定　・・・問１－９

キーワード

【世帯単位の原則】

生活保護の適用にあたっては、世帯を単位として、保護の要否及び程度を判断する。

これは、社会生活において、通常は世帯を単位として生計が営まれていることからである。したがって、生活困窮についても、同一生計に属する全ての世帯員に同時に共通してあらわれるものとして、援助を行なうとすれば、世帯単位で行なう必要があるものととらえる。

しかしながら、保護の実施上、この原則を徹底することが、かえって世帯員の自立助長を妨げるような結果をまねく場合もあることから、保護の実施要領では、「世帯分離」（局第１－２(1)～(8)及び５(1)～(3)参照）を行なって一部の世帯員のみに保護を適用することを認めている。

昨今、DVケースやニートの世帯など、機械的に世帯単位の原則を当てはめることが適当でない事例もあり、世帯認定にあたっては、要保護世帯の状況を十分見極めること　が求められる。

【世帯の認定】

生活保護法上の「世帯」とは、主に生計の同一性に着目して、現に家計を共同して消費生活を営んでいる世帯をいう。したがって、必ずしも、住民票上や税制上の世帯との一致を前提とするものではなく、保護の実施にあたっては、実施機関において保護を行なう世帯について「世帯の認定」をして、保護を適用する世帯員を確定する必要がある。

同一居住、同一生計が世帯認定の基礎であるが、生計関係については、居住者相互の関係（親族関係の有無、濃密性等）、家計収支の状況や消費材及びサービスの共有度合などを勘案のうえ、補足的な資料として各種届出事項等の記載事実（戸籍・住民票等）などもふまえ、個々の事例に即して適正な世帯認定を行なう。

また、同一の住居に居住していなくても、社会生活上同一世帯と認定するのが適当な場合（出稼ぎ就労中の者、寄宿舎にいる生徒、入院中の患者など）には、同一生計を営む者として取扱い、同一世帯認定を行なうことになる。

第１　世帯の認定

（問１－１）　**児童養護施設入所等児童の世帯認定（Ｈ２４年度修正版）**

児童養護施設に入所している等の児童を持つ世帯から、保護の申請があり、保護を開始することとなった。
この場合、入所中等の児童の世帯認定はどうなるか。

児童養護施設入所児童と出身世帯とは同一世帯である。
児童養護施設に入所している児童に対しては、施設入所中、医療費を含めて最低生活を満たすだけの処遇が児童福祉法に基づき行われることから、当該児童を除いた世帯員について、基準の算定を行うことで足りるものである。
しかしながら、その世帯が被保護世帯であるときは当該児童も被保護世帯の一員である。つまり、施設入所中の生活需要が児童福祉法によって賄われているがために、当該児童についての最低生活費の計上を行わないことにしているに過ぎない。
したがって、児童福祉法による給付が行われず、かつ、生活保護法において保障すべき需要が生じたときには、その限りにおいて、被保護世帯の一員としての保護の適用を行うことが必要となってくる。
そのために、当該児童を「被保護世帯の一員ではあるが、児童福祉法による給付によって生活需要が満たされている間は、最低生活費の認定の要がない者」と位置づけた上で、保護決定調書等に、世帯員として記載しておかなければならない。
また、被保護世帯の児童が、養子縁組を前提とした「養子縁組里親」、養子縁組を前提としない「養育家庭」のもとで養育される場合も、養子縁組までの間あるいは養育家庭で養育される間は、養育手当が支給されるので、児童養護施設入所中の児童と同様「最低生活費の認定の要がない者」と位置づけた上で、世帯員として記載しておく。
なお、当該児童については、期末一時扶助及び母子加算の対象とはならないものであることに注意を要する。
その上で、施設から一時帰宅（外泊）した場合には、帰宅に伴う移送費（施設から支給されない場合）及び帰宅中の食事代を認定して、支給することとなる。なお、帰宅期間中も施設から児童に対し生活訓練を目的とした「こづかい」が支給される場合があるが、最低生活費に充当する収入というより、生活訓練の手段とみなすべきものと考え、収入としては認定しない。
基準計上については、問６－５「施設等入所者の基準の算定」及び問６－13「施設入所者が外泊した場合の基準の算定」を参照されたい。
特に、一時帰宅時の１類の多人数逓減措置の考え方は、一時帰宅児童の１類の額を７５％としてすでに調整をしているため、逓減対象人員には算入しない。ただし、夏休み等で長期帰宅する場合は転入扱いとするので、逓減対象人員に加えることとなるので留意されたい。

（問１－２）　**同一居住での別世帯認定**

甲は、３年前から、乙が借受人となっているアパートで同棲生活をしていたが、最近になって乙が暴力を振るうようになり、生活費も渡さなくなった。甲は、心臓が弱く、医師から就労は止められている。乙からは早く出て行けと言われているが、自分自身の手持ち金がまったく無く、他に頼れる者もいない。今後の生活のために住居の確保をしなければならないことと、生活費、医療費に困窮していることから、保護の申請があった。

この場合、甲を単身世帯として保護を適用することができるか。

同一世帯であるかどうかは、まず、居住を一にしているか、生計を一にしているかという観点から判断するが、居住者相互の関係（親族関係の有無、濃密性）がどうであるかも重要な目安となる。

さらに、消費財・サービスの購入や消費の状況、家事労働の分担、戸籍・住民基本台帳の記載事実等の正確な把握に基づいて、個々の事例に則して適正な世帯認定を行うことが必要である。

設問の場合、乙が暴力を振るう、あるいは、生活費を渡さなくなった等の生活の実態から内縁関係は終了していると判断される。それゆえ、家計を共同にして消費生活を営んでいるとは認めがたい（生計の同一性なし）。

また、早く出ていけと言われていること等から、今後の関係修復は著しく困難であり、当然に同居の継続も期待できないものと認められる。

したがって、保護申請の時点では、甲は単に乙のアパートにまだとどまっているにすぎない状況と判断され、このような場合には、生計を同一としない客観的事実が確認されるのであれば、同一居住という点にこだわることなく、別世帯と認定するべきである。

したがって、乙のアパートをそれまでの居住の連続性から居住地としつつも、甲に単身者として保護を適用し、転居費用を認定することとして差し支えない。

この設問は、内縁関係にある者の事例であるが、婚姻関係にある者の場合には、婚姻関係の事実上の破綻と生活保持義務関係の解消が同時に認定できない事例も多く、離婚手続を行う意思や実際の届出の有無について確認する必要がある。しかしながら、生活保護の適用にあたっては、正式な離婚が保護の前提条件となることを意味するものではないので、十分に留意すること（婚姻中であっても一方が遺棄されている状態でかつ困窮状態が認められるのであれば、急迫による保護の適用のうえ、配偶者に扶養の履行を求める場合も考えられる）。

（問１－３）　**知人宅等に一時的に身を寄せている者からの保護の申請**

失職により半年間路上生活を送っていた甲は、１か月前から一人暮らしの友人宅に身を寄せて求職活動をしていた。ところが、病気となり通院しなければならなくなった。

友人も収入が多いわけではなく、医療費を負担することができず、生活の援助も限界になったとして甲のみ生活保護を受けたいと相談があった。

この場合の世帯認定をどうすればよいか。

甲の居住実態は、友人宅にあるのは事実であるが、友人宅が生活の本拠地となりうるかどうかがポイントとなる。その基準として、それまでの居住実績や今後の居住の期待可能性などから判断することになる。

設問の場合、①甲が一時的に友人宅に身を寄せていたに過ぎず、生活の本拠を定めたわけではなく、早急に友人宅を出なければならないと判断される場合には、友人宅を現在地としつつ、アパート転宅までの間は単身者として保護をすることとなる。②友人宅に３か月以上同居した後に、これ以上友人宅に居住できなくなって相談があった場合は友人宅を居住地とした上で①と同様の保護を適用。③今後も友人宅にとどまり生計を一にしていくということであれば、同一世帯と見ることになる。

また、ＤＶ等で婚姻状態のまま夫の元から逃げてきて、知人宅に仮住まいしている母子などの例についても、上記の考え方をとる。特に、逃げ母子の場合、生活保持義務関係にある夫との世帯認定が問題となるが、その避難が一時的なものではなく離婚を前提としたものであれば、実質的に夫婦関係は破綻しており、単独の世帯として認定すべきである。

なお、最低生活費の認定に当たっては、保護の対象とする者の需要の実態をふまえて、計上すべきであり、現に援助が行われている部分は、金銭であればその金額を、物品等であればその金銭換算した相当額を収入として認定を行うことになる。

（問１－４）　**夫婦のうちの一方の介護老人福祉施設入所**

甲と乙の夫婦はそれぞれの年金収入があるが、子供が転出したあと、保護を受けて二人だけで暮らしていた。このたび、甲は介護老人福祉施設に入所することとなったが、乙はこれまでどおり居宅生活を続けるつもりである。甲は自分の年金収入をもって施設での生活が可能であることから、今後は夫婦別々の世帯として取り扱ってもらいたいとの申し出があった。

居住を異にし、それぞれの独立した生計を営むということをもって、この二人を別世帯として取り扱い、乙のみを保護することが可能か。

ただちに別世帯認定とすることは適当でなく、以下のような点を検討し、判断することになる。

世帯員の一人が施設に入所した場合は、居住を別にしているが、施設入所者と出身世帯との生計維持関係がまったく途絶え、帰来の見込みもまったくない場合のように同一世帯として認定することが不可能な場合は別として、本来的には同一世帯として認定すべきである。

しかしながら、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム（老人福祉法の措置の場合）及び介護老人福祉施設については、救護施設等と同じく、施設入所者と出身世帯員とを同一世帯として認定することが適当でない場合には世帯分離の取扱いが認められている。設問の場合は、生活保持義務関係にある者の分離となるので、世帯分離を行わないとすればその世帯が要保護世帯となるときに限られることとなる。

したがって、甲乙の収入の合計が介護老人福祉施設入所者（甲）と居宅生活者（乙）の２人分の保護の基準を下まわるときは、世帯分離の取扱いをすることによって、乙のみを保護することが可能となる。この場合、甲の年金収入が少額で、国民健康保険の保険料、その他、介護老人福祉施設入所中の諸経費等がようやく賄われる程度で乙への仕送りが期待できないときは、問題が生じない。

しかし、世帯全体としては、要保護状態にあるとしても、収入が甲の方に偏しているときには、直ちに世帯分離を行うことが適当でない場合も生じる。

ただし、このような場合においても、その余裕分について適正な仕送りが行われる場合には、甲をあえて被保護者とするまでもなく世帯分離をした方が適切な場合が考えられる。

＊生活保持義務関係・・・夫婦又は親の未成熟の子（中学３年以下の子をいう。）に対する扶養義務関係

＊特養旧措置入所者からの保護申請への対応（平成１２年３月・所長会資料）

１　開始時の手持ち金の取扱い　　２　世帯認定

局長通知第１－２－ (8)

生活と福祉・昭和62年１月

（問１－５）　**保護の要件を欠く者に対する世帯分離**

世帯員のうちに稼働能力があるにもかかわらず、収入を得るための努力をしない等保護の要件を欠く者があるとき、他の世帯員が真にやむを得ない事情によって保護を要する状態にある場合には、要件を欠く者を分離して保護の対象から外し、他の世帯員のみを保護することができることになっている。

この取扱いを行う場合の留意点について示されたい。

生活保護制度の趣旨の説明、本人の稼働能力の判断等が適切に行われていることを前提

に、まず、本人による求職活動を促すための助言、指導を行うこととするが、それが適当でない場合には、職業安定所への連絡、紹介等について必要な指導指示を口頭で行うこととなる。

これによってもなお目的を達成できないときは、文書による指導指示を行うこととする。当該被保護者が文書による指導指示に従わなかったときは、弁明の機会を与えた上で、世帯分離の決定を行う。

指導指示を行うに当たっては、必要に応じて、事前に調査、検診命令等を行い状況の把握に努めるとともに本人の能力、健康状態、世帯の事情、地域の慣行、雇用情勢等について配慮し、指導指示が形式化することのないよう十分留意すること。

分離を行った後は、その者は被保護者ではなくなることから、保護受給中の者に対する指導指示を世帯分離した者に対しては行い得なくなる。しかし、本人の生活状況についての把握を怠ることなく、分離解除の必要性の有無について絶えず関心を払う必要がある。

なお、特に本人が未成年である場合には、本人に係わる状況を適切に把握し、機械的に指導指示等を行うことのないように十分に配慮すること。

特に、高校卒業直後等、若年層にある者に対する就労指導については、自立支援プログラムの活用を図るなど、自立に向けての支援を行うことが必要であり、性急な指導指示による世帯分離を行うべきではない。

なお、世帯認定は、実施機関の職権に基づいて行うべきものであることから、世帯分離を被保護世帯の世帯員からの辞退届の提出のみによって行うことは適当ではないので留意すること。

局長通知第１－２－ (1)
法第27条、第62条　　法施行規則第19条

（問１－６）　**世帯分離と保護の要否判定（Ｈ２２年度修正版）**

保護開始時に世帯分離を行おうとする場合、保護の要否判定はどのように行うべきか。

世帯分離を行う場合、局長通知第１の２の(2)において直系血族の世帯に転入した場合、(4)、(5)のア、イ、ウ、オ、(6)及び(8)において保護を受けることになる者とその者に対し生活保持義務関係にある者とが分離されることとなる場合については、「（世帯分離を行わないとすれば、その世帯が要保護状態となる場合に限る。）」等のただし書きが付けられている。

これらの場合には、同一世帯と認定される者全員分を合算した保護の基準と収入とを対比させた上で、保護の要否を判定しなければならない。

したがって、保護開始時に上記の分離根拠によって世帯分離を行おうとする場合、まず、世帯全体で保護の要否判定を行い、その結果が保護要の場合に、世帯分離を行うことが可能となる。

これに対して、分離を行うにあたって世帯全体の要保護性を前提とすることを求めない分離類型に基づいて、世帯分離を行う場合には、分離に際しての要否の判定は不要である。

つまり、カッコ書き要件がある場合は、世帯全体の保護の要否判定後に世帯分離を行い、その上で改めて、分離して保護する者について再度、要否判定を行うことになるが、カッコ書き要件のないものは世帯分離後に要否判定を行うものである。

生活と福祉・昭和45年５月（実施要領の改正）
別冊問答集　問１－２１

（問１－７）　**施設入所者の世帯分離**

施設入所者と出身世帯員とを同一世帯として認定することが適当でない場合は、世帯分離が認められているが、これは世帯分離を行って、どちらの者を保護する場合の規定であるか。

施設入所者のみを分離して保護を適用することも、反対に出身世帯員のみを分離して保護を適用することもできるものである。

後者の場合、施設入所者は保護を受けないこととなるので、出身世帯に一時的に戻る際の移送費や食費は支給することができないので注意が必要である。

局長通知第１－２－ (8)
生活と福祉・昭和50年５月（実施要領の改正）

（問１－８）　**世帯分離の見直し**

世帯分離により保護を要しなくなった者の非協力により、その者の収入が申告されず、世帯全体の要保護性が確認できないときは、どのようにすべきか。

世帯分離は、少なくとも年１回の見直しが義務づけられている。保護継続中に分離要件を満たしているかどうか明らかでなくなったときは、分離は解除されるものである。

したがって、分離の結果保護を要しなくなった者の収入が申告されず、再三の提出要請

にもかかわらず、届け出がなされない場合は、以下によられたい。

１　保護の実施機関は、まず分離を解除し、当該者を同一世帯と認定する保護の変更決定を行い、法第27条による口頭指示、さらに法第27条による指示文書を発行し、収入申告書の提出を求める。

２　提出があった場合は、それにより保護の要否判定（分離要件の確認）を行う。

３　提出がなかった場合は、弁明の機会を与えたのち、必要に応じて保護の停・廃止を検討する。

なお、１の分離の解除を行うに当たっては、あらためて世帯認定そのものの検討も踏まえて的確に判断する。

また、長期入院患者の世帯分離で生計の中心者が直系血族から兄弟姉妹等に代替わりした等により同一世帯として認定することが適当でない場合には、別世帯として認定すべきであることに留意されたい。

課長問答　第１の９及び10

法第27条、第62条　　法施行規則第19条

（問１－９）　**就学者の世帯認定等について（Ｈ２２年度修正版）**

生活保護世帯に属する世帯員が就学している場合の取扱いについて示されたい。

被保護世帯員のうち就学者の世帯認定については、局長通知第１－１、３、４及び５に示されている。

このうち３、４及び５については世帯の自立助長に効果的であることという前提に立っている。

１は、子が義務教育のために他の土地に寄宿している場合には、居住を一にしていないが、同一世帯に属していると判断される事例である。なお、「他の土地に寄宿」とは、寮あるいは何らかの理由により他の親族等のもとで生活していて、卒業後に帰来することが前提となっている場合をいい、「義務教育」はあくまでも例示であり、高校、大学等に就学している者についても同様である。（別冊問答集　問１－１５）

３は、高等学校及び高等学校に準ずる学校で高等教育を受ける場合には保護を受給しながら就学できる事例である。

平成１７年度の実施要領改正において、「就学扶助」（生業扶助〔技能修得費〕（高等学校等就学費））が支給できるようになったことに伴い、「奨学金等により教育費がまかなわれること」という要件はなくなったが、かつて高校等を修了したことがないという要件は変わらない。

４は、夜間大学等の場合は一定の要件を充足していれば保護を受給しながら就学できる事例である。この場合の要件として、就学する者が稼働能力を活用していることが求めら

れる。稼働能力を既に活用し保護の要件を満たしている者が余暇を活用して就学している場合は、その余暇の時間にどのように過ごそうと自由であり、余暇活用として夜間大学・各種学校等種別を問わず就学することは保護の実施過程における問題はない。余暇活用のため、収入から学費等を控除することは認められない。夜間大学等で就学するための恵与金等については、自立更生に充てられるものとして、収入認定除外の扱いをすることとなる。

５は、

（１）保護開始時にすでに大学で就学している場合

（２）保護受給中に貸与金を受けて大学で就学する場合

（３）高校修了後に専門学校等で就学する場合

には、世帯分離することによって就学自体を認めようとする事例である。

（１）（２）について、昼間大学、夜間大学、大学院であるかを問わず世帯分離が認められる。（１）は既に就学している者が世帯の自立助長に効果的な就学かどうか判断することとなる。（２）に規定する貸与金(限定列挙)は資質の優れた者に対し貸与されるものであることから、当該貸与金を受ける者については自立助長に効果的であるとみなし、世帯分離を行う。なお、この取扱いにより世帯分離されている者が、自己の生活維持の範囲を超えて医療費が必要になった場合には、分離を一旦解除し、世帯全体で要否判定と程度の決定を行った上で保護を適用し、その状態から脱して復学したときには改めて世帯分離をすることとなる。（別冊問答集問１－５６）

以上のように、就学する者の就学先や条件によって保護の方法が違い、特に夜間大学へ就学する者については、余暇活用として扱うか世帯分離とするか、状況により判断が異なるため実態を見極める必要がある。

別冊問答集問１－５５　問１－５６
生活と福祉（昭和４９年、５０年）５月号

（問１－１０）　**障害者グループホーム入所者の世帯認定　（Ｈ２３年度修正版）**

障害者自立支援法上の共同生活援助又は共同生活介護を行なう住居（障害者グループホーム）入居者に出身世帯のある場合の世帯認定についてはどうなるのか。

別居住であり、局第１－１の各項目に該当しないため、原則として別世帯と認定することとなるが、世帯の実態として生計を一にしていることがあきらかに認められる場合はこの限りではない。

なお、出身世帯と別世帯と認定した場合も、保護の実施責任は、入所前の居住地又は現在地によって定める。

第２　実施責任

第２章　実施責任

この章で扱う事項

実施責任について

・急病で入院した単身者の実施責任　・・・問２－１～６
・路上生活者等についての実施責任　・・・問２－７、８
・宿舎その他で生活する者の実施責任　・・・問２－９～11
・入院中の者の実施責任　・・・問２－12、13
・他法による措置等を受けている者の実施責任　・・・問２－14、18、20～29
・境界層該当証明の実施者　・・・問２－19
・釈放、出所後の要保護者の実施責任　・・・問２－30、31
・法第７３条による都費負担ケース　・・・問２－32

キーワード

【実施責任】

生活保護の決定及び実施の事務を行なう福祉事務所を「実施機関」という。（当該福祉事務所に事務を委任する都道府県知事及び市長等を指していう場合もある。）

実施機関が要保護者に対する保護を決定実施する際の責任を「実施責任」という。

保護の実施責任は、概ね次のとおり区分されて定められている。

＜居住地保護＞

実施機関（福祉事務所）の管轄区域内に居住地を有する要保護者に対する保護（「入院前の居住地のある者」又は「居住地はないがその同一管内に確実な帰来先のある入院患者」に対する保護を含む）

＜現在地保護＞

居住地がない又は明らかでない要保護者に対して、現在地において行なう保護

ただし、入院と同時に、又は入院を直接の契機として居住地を失った者に対する現在地保護は、入院前の居住地の福祉事務所が実施責任を持ち、費用負担は法第７３条を適用する。なお、法第１９条３項の取扱いを適用される施設（法第３０条委託保護、法第３４条の２の第２項介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への委託保護）に入所中の者で、入所前の居住地の福祉事務所が実施責任を持つ場合は、法第７３条の適用はないことに留意する。

＜施設収容保護等の特例＞

生活扶助を行なうために他管内の救護施設・更生施設に要保護者を入所（委託保護）させた場合、老人福祉法に基づく措置によって養護老人ホーム（特別養護老人ホームを含む）に入所した者が入所中に要保護となった場合、介護扶助を行なうために他管内の介護老人福祉施設（特別養護法人ホーム）に入所させた場合には、それぞれ実施責任についての特例がある。

＜急迫保護＞

他管内に居住地があることが明らかであっても、要保護者が急迫した状況にある場合には、急迫した事由が止むまでの間は、当該要保護者の現在地で保護を行なう。

第２　実施責任

（問２－１）　**急病で入院した単身者の実施責任（１）**

居住地のない単身者甲がＡ区内で発病し、その場所からＢ区内の乙病院に救急搬送された。しかし、乙病院が満床であったため、救急車はＣ区内の丙病院に転送した。丙病院入院後、甲から保護の適用について、Ｃ区の実施機関に連絡があった。

この場合の保護の実施責任はＣ区にあるか。

発病（Ａ区）　→　乙病院（Ｂ区）　→　丙病院（Ｃ区）
救急搬送　　満床のため転送　　入院

最初の救護地がＡ区であることから、Ａ区が実施責任を負う。

居住地のない入院患者については、原則として、その現在地である当該医療機関の所在地を所管する保護の実施機関が、保護の実施責任を負うこととなっている。

しかし、この場合は、「①単身者が急病により入院した場合であって、②発病地を所管する保護の実施機関に対し申請又は連絡を行うことができない事情にあったことが立証され、かつ、③入院後直ちに保護の実施機関に申請又は連絡があった場合は、救護地とする」（局長通知第２－１－ (1)ただし書き）に当たるので、Ａ区が保護の実施責任を負うものである。以下は局長通知第２－１－(１)ただし書きの解釈である。

１　単身者が急病により入院した場合であって

急病であれば、外科的疾患であるか、内科的疾患であるかを問わない。

２　発病地を所管する保護の実施機関に対し申請又は連絡を行うことができない事情にあったことが立証され

この事情とは、急病発生に対する緊急搬送の客観的必要性をいう。救急車、パトロールカー等の公的機関の車によって搬送された場合は、発病地（救護地）及び緊急の事情等が明確となるが、一般の人の手によって搬送された場合には、事実関係について疑義が生じることもある。しかし、発病地（救護地）が明確になり、２の要件を満たすならば、救急車、パトロールカー等の公的機関の車による入院に限られるものではない。

なお、自分で歩いて病院に行き、自ら救護を求めた結果入院となった場合は、病院に行く前のいずれかの時点で、通常、保護の実施機関に対し申請又は連絡を行うことができると考えられることから、この２の要件を欠いていることになる。

３　入院後直ちに保護の実施機関に申請又は連絡があった

救護地（発病地）を所管する保護の実施機関以外の実施機関に対して、申請又は連絡が行われた場合においても、救護地（発病地）を所管する保護の実施機関が実施責任を負う。

（問２－２）　**急病で入院した単身者の実施責任（２）**

居住地のない単身者甲がＡ区内で発病し、その場所からＢ区内の乙病院に救急搬送された。しかし、乙病院では応急処置しかできなかったため、より十分な治療のできるＣ区内の丙病院に、救急隊によって再び搬送された。

Ｃ区内の丙病院に入院後、甲から直ちに保護の申請が行われた。

甲には１万円の所持金があり、これをもって乙病院の医療費程度は支払うことが可能な状態である。

乙病院で受けた応急処置の費用は自費で賄うことができるため、保護の適用が問題となるのは丙病院での医療からであると考え、Ａ区には実施責任がないと判断することができるか。

発病（Ａ区）　→　乙病院（Ｂ区）　→　丙病院（Ｃ区）
救急搬送　　応急処置の後、転送　　入院後、保護申請

丙病院に入院となった直後に保護の実施機関に連絡があった以上、そもそもの発病地であるＡ区が、局長通知第２－１－ (1)ただし書きにより保護の実施責任を負うものである。その上で、甲の持っている１万円は、保護の要否及び程度の決定に際して、申請時の所持金として評価されることとなる。

ところで、居住地がない者については、その者の現在地によって保護の実施責任が定められる。そして、その現在地とは、保護を必要とする状態で保護の申請意思が表示されたあるいは実際の救護が開始されたその瞬間に当該要保護者がいた場所として解されるものである。

この現在地保護の考え方から、設問の場合、甲の所持する１万円に着目して、甲が保護を必要とする状態になったのは乙病院での応急処置が終了した時点以降である、と考えることが可能であるかに思われる。そのように考えた場合には、Ａ区には保護の実施責任がないこととなる。

しかし、甲の所持する１万円は、乙病院での医療費部分の支払いが単に可能であったというに過ぎない。急病発生から丙病院入院に至るまでの連続的な経過の後、直ちに保護の申請がなされている以上、甲の保護申請を受け止めるべき保護の実施機関はＡ区である。その上で、Ａ区は、甲に対して、保護の適用が必要か否かを判断することとなる。

そして、要保護者の所持する金銭が、月を単位とした保護の要否判定を行えば否となるほどの額であったならば、Ａ区の実施機関は申請却下あるいは職権開始の要なしと判断することになる。

（問２－３）　**急病で入院した単身者の実施責任（３）**

居住地のない単身者甲がＡ区内で発病し、救急車により、乙病院（Ｂ区）に措置入院となった。甲は、数千円程度の所持金があったが、病院の医療ケースワーカーの勧めもあって、入院直後に保護の申請を行った。

この事例について、医療費が他法における公費医療で賄われる場合、入院日用品費分も入院後数日間程度は心配ないとすると、甲の保護申請は却下されることになるのか。

更に、数千円の所持金を使い果たした後は、病院所在地であるＢ区が実施責任を負うことになるか。

発病（Ａ区）　→　乙病院（Ｂ区）
救急搬送　　措置入院、保護申請

甲の保護申請を受けるべき保護の実施機関はＡ区であり、申請を受けたＡ区は、要保護性が確認されれば、保護を開始しなければならない。

なぜならば、この保護申請の事例は、局長通知第２－１－ (1)ただし書きの場合に当てはまっており、発病地を所管する保護の実施機関が実施責任を負うことになるからである。

Ａ区は、入院時点での保護の要否の判定を行い、甲が、入院患者日用品費の基準額に満たない所持金しかなく、保護の要件を満たしていると判断されるときには、保護を開始することになる。数千円の所持金があるからといって、「発病・入院から、数千円の所持金を消費するであろう数日の間は、要保護状態にない」と、判断することは誤りである。あくまでも、月を単位として要否判定を行わなければならない。

これに対して、入院後しばらくの期間は自分の所持金をもって入院生活を続け、その後に困窮して保護申請に及んだ場合は、事情がまったく異なってくる。この場合は、単なる入院中の者からの保護の申請であるため、保護の実施責任は病院所在地たるＢ区が負うこととなる。

（問２－４）　**急病で入院した単身者の実施責任（４）**

居住地のない単身者甲が、Ａ区内で発病し同区内の乙病院に救急搬送された。病院から連絡を受けたＡ区福祉事務所では直ちに病院を訪問し、甲と面接をした。甲の話から次のことがわかった。

当日の朝、体調が極めて悪かったため、近くのＢ区福祉事務所に相談に行った。Ｂ区福祉事務所では特診券を発行し、丙病院に受診させた。ところが、丙病院では診察と投薬はあったものの、その日限りの治療で終わりとされた。同じ日に甲はＡ区内に来て、路上を歩いていたところ、倒れてしまい、救急入院するに至った。

この場合、甲に対する保護の実施責任はどうなるか。

相談（Ｂ区）　→　丙病院（Ｂ区）　→　路上（Ａ区）→　乙病院（Ａ区）
特診券　　１日外来医療のみ　　発病　　救急入院

Ｂ区で相談を受けた時点での要保護状態が継続したまま、乙病院に入院となったことが明らかな場合には、最初に相談を受けた、Ｂ区の実施機関が保護の実施責任を負うべきである。

ところが、設問の場合、丙病院では診察・治療が行われており、その限りでは要保護状態の継続が明らかである、とは言えない。また、Ｂ区が、甲の相談に対して、必要なでき得る限りの対応を行っていないとも言えない。

しかし、結果として、その日のうちに具合が悪くなり、救急入院となったため、現実に保護の適用が必要な事態となってしまっている。

このように、最初の相談段階での要保護状態がそのまま継続していたか否かの判断には、困難が伴う事例が少なくない。

したがって、実施機関相互の見解の違いによって、要保護者に対する保護の実施責任の回避を防止するために、次のとおり取扱いを定めることとする。

１　相談時点では、要保護状態にあったか否かが明らかではない場合でも、実際にその日のうちに保護を要する状態となったときは、初めの要保護状態が継続しているものとみなして、最初に相談を受けた保護の実施機関が実施責任を負う。

なお、この取扱いは、都内の実施機関相互においてのみ適用するものである。

２　相談時点での要保護状態の継続の確認が困難な場合で、相談を受けた翌日以降に入院等保護を要する状態となったときは、新たに要保護状態となったものとみなす。

（問２－５）　**急病で入院した単身者の実施責任（５）**

外国籍（国籍不明を含む）の者の場合の実施責任及び保護の適用について

１　外国籍（国籍不明を含む）の者が、Ａ区内で倒れＢ区内の病院に救急搬送された。病院からの連絡によりＡ区福祉事務所が調査を行ったところ、Ｃ区に外国人登録があることが判明した。

２　上記の状態で、外国人登録証の所持をしていない国籍不明の者が救急搬送により入院し、病院から連絡があった。この場合の実施責任及び保護の適用はどうなるか。

１　外国人で保護の準用が可能な者の保護の実施責任は、外国人登録地を所管する福祉事務所がこれを負うこととなる。したがって、設問の場合は、原則的にはＣ区が保護の実施責任を負う。（昭和29年5月8日 社発第382号 厚生省社会援護局長通知）

これは、外国人登録法においては居住地と外国人登録地が一致していなければならず、たとえ現に居住地がないとしても、外国人登録法においては居住地があるものとみなされるからである。つまり、生活保護実施上の実施責任の考え方よりも、外国人登録法上の居住地の考え方が優先されるのである。

ただし、問１２－１のとおり、当該外国人の外国人登録地に居住の場がなく、外国人登録を入院先の病院に移すことが保護の開始時に確実な場合には、病院所在地を所管する福祉事務所が実施責任を負っても差し支えない。いずれにしても、病院所在地及び外　国人登録地を所管する双方の福祉事務所が十分に協議した上で、実施責任を決定するこ　とが肝要である。

なお、入院先の病院に外国人登録を行うこと自体は「単身者が原居住地を引き払って入院し、その医療施設の所在地に居住地変更登録をしたい旨の申請をしたときは、これ　を受理して差し支えない」（昭和32年12月28日 法務省管登合第789号 法務省入国管理　局登録課長通知）とされているので、問題がない。

２　次に、外国人登録証の所持もなく（つまり居住地がないと思われる）、国籍も不明である外国人が救急入院した場合の保護の適用についてである。

生活保護の準用が可能な外国人は、問１２－１のとおりであり、明らかに保護の準用要件を欠く外国人であると認定される場合には、保護の準用は難しい。在留資格及び居　住関係が明らかでない外国人として、「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」による救護を　検討することとなる。この場合の救護者は、救急隊が収容した地点、すなわち救護地を　所管する区市町村長である。（問５－４参照）

（問２－６）　**退院日に再び要保護となった場合の実施責任**

居住地のない単身入院患者が、退院し、以後自活可能であるとの意思表示があったため、保護を廃止することとした。ところが、その日のうちに、他管内で具合が悪くなり、そこから救急車で病院に運ばれ、入院することとなった。
この場合の保護の実施責任はどうなるか。

保護を廃止する際には、保護を要しなくなった状態を確認した上で、決定することが必要である。設問では、本人が自活するという意思表示を行っており、福祉事務所の判断は本人の自立の意思を尊重したものであり、その限りで、廃止の処理に問題はない。
しかしながら、保護廃止となった者が、結果として、その日のうちに再び保護を要する状態となってしまっている。
この場合、要保護状態がいったん消滅しているとも考えられるし、そうではなく、要保護状態が実は継続しており、福祉事務所の判断が的確ではなかったとも考えられる。
現実問題として、退院後、行方不明になったような場合等、退院後の要保護状態の確認が困難な事例も少なくない。
したがって、退院直後で、要保護状態の継続が確認できれば、従前の保護の実施機関が実施責任を負うという原則を踏まえた上で、また、こうした場合の要保護状態の継続の確認には困難が伴うことが多いという実態に対処するために、以下のとおりの取扱いとする。

１　要保護状態の継続の確認が困難な場合であっても、退院日に再度入院した場合は、従前の実施機関が保護の実施責任を負う。
２　退院日の翌日以降に再び入院となったときには、原則として、退院後に新たに要保護状態になったとみなしその時点における保護の実施機関が実施責任を負う。（平成１１年６月ブロック会議）

ただし、従前の実施機関は、被保護者が退院した時点で、退院後も保護を必要とするかどうか慎重に判断しなければならない。
なお、この取扱いは、都内の実施機関相互においてのみ、適用するものである。

（問２－７）　**路上生活者が交通事故で入院した場合の実施責任**

居住地のない単身者がＡ区内で交通事故に遭い、Ｂ区内の病院に救急搬送されたが、医療費、生活費が自動車損害賠償責任保険（強制）により支払われることになっている。このような場合、保護の実施責任はどうなるか。

交通事故による入院の場合、自動車損害賠償法により医療費等がまかなわれ、ただちに保護を要するとは言えない場合が多い。したがって病院所在地を所管する実施機関が実施責任を負うこととなる。

しかし、保険金の範囲を超える医療費を要し、その月のうちに要保護状態になることも想定される。そのような場合には、要保護状態が事故発生時点と考えられ、救急搬送した所、つまり事故発生地を所管する実施機関が実施責任を負うこととなる。

入院の時点から日用品費等の扶助費を計上し支給を要する場合は、入院日を開始日とし、医療費は自賠責の適用を優先させる。（自賠責センター連絡先は参考資料３参照のこと）

（問２－８）　**路上生活者が同日に複数の医療機関に受診した場合の取扱い**

居住地のない単身者甲は、Ａ区内の乙診療所に自分で行き外来受診した。その治療費は支払い能力がないということで未払いであった。

ところが、甲は、同じ日にＢ区内で発病しC区内の丙病院に救急車で搬送され、送院通知が発行された。

この場合の保護の実施責任は、どうなるか。

乙診療所（Ａ区）	→	路上（Ｂ区）	→	丙病院（Ｃ区）
外来医療のみ		発病（救護地）		救急入院

この事例の場合、丙病院の治療費及びこの日からの日用品費に困窮しているため、保護を適用しなければならないが、Ａ区、Ｂ区、Ｃ区のいずれの福祉事務所が実施責任を負うかという問題である。

結論から言えば、Ｂ区である。

乙診療所に受診した段階で、甲は保護の申請を行おうとすればできたにもかかわらず、結果的にそれを行っていない。たとえ、同日に救急搬送により入院したとしても、要保護状態を、乙診療所受診の段階まで遡ることには無理があり、公的機関により救護されたことが確定できるＢ区が丙病院に入院した時点から保護をすることになる。

後に、乙診療所から、医療費を受領できなかった旨、Ａ区福祉事務所に連絡があったとしても、Ａ区が乙診療所分の医療費について生活保護を適用するかどうか判断すべき問題である。

このことについては、乙診療所での外来受診が救急搬送である場合も同様である。

（問２－９）　**従業員宿舎から入院した者の実施責任**

Ａ区の建設会社の従業員宿舎に居住していた甲が、工事現場で負傷し、Ｂ区の病院に入院した。本人は、宿舎の一室を他の従業員と共同で使用し、起居してきたが、身の回りの日用品を除いて、家財道具等は保有していない。病状が軽快し、この度、退院することとなったが、入院後解雇されてしまっているため、Ａ区の宿舎に戻ることはできない。

このような状態にある者から、入院後に保護の申請がなされたが、この場合の保護の実施責任は、どこにあるか。

甲が入院前に居住していた従業員宿舎が起居・生活の場であった以上、入院以前においては、当該従業員宿舎は甲の居住地であったと考えられる。

しかし、保護申請の時点では本人の家財道具も保管されておらず、解雇されそこに戻ることができないことから、甲は居住地を失ったと判断される。

したがって、甲は居住地のない単身入院患者ということになり、甲に対する保護の実施責任は以下のとおり定められる。

甲が従業員宿舎という居住地を入院後３か月を経過してから失った後申請したときは、病院所在地であるＢ区の保護の実施機関が、現在地保護を行うこととなる。

これに対し、入院と同時に居住地を失ったか、又は、入院後３か月以内に入院を原因として居住地を失った場合には、入院後３か月を経過した後の保護申請でない限り、入院前の居住地であるＡ区の保護の実施機関が、現在地保護の例により実施責任を負うこととなる。

いずれにしても、このような場合には、会社との雇用関係や復職の可能性等を十分に調査・把握の上、居住地の有無、居住地を失った時期及び入院との因果関係等を判断し、実施責任を定める必要がある。

局長通知第２－１－（２）
局長通知第２－１－（３）

（問２－10）　**飯場に長期間滞在する者の実施責任**

飯場に長期間滞在する単身者が、工事現場で倒れ、入院した。本人は飯場の一室を与えられており、そこに家財等が保管されている。飯場は工事が終了するまでの間の仮設の宿舎であることから、原則として、居住地とは認定されないことになっているが、この場合は例外的に飯場を居住地として認定してよいか。

飯場を例外的に居住地として認定する場合、住み込んでいる期間、就労状態の安定性等を考慮して個々に判断することになる。期間については、３か月以上同一の飯場に住んでいるかどうかが目安となる。また、家財道具の保管状況、飯場の利用形態等についても、判断の参考とすることが必要である。

設問の場合、当該飯場が居住地と認定されれば、保護の実施責任は病院所在地ではなく、飯場の所在地を所管する実施機関が保護の実施責任を負うこととなる。

飯場にいる単身者が要保護状態になった場合の実施責任について、幾つかのパターンを示すと、次のようになる。

１　建設現場で倒れ、救急車で建設現場と異なる管内の医療機関に入院

(1)　飯場居住が短期的なもので居住地と認定されない場合　…　救護地（現在地保護）

(2)　飯場に３か月以上滞在している場合で

①　今後も引き続き飯場に居住できる場合　……　飯場所在地（居住地保護）

②　入院と同時に飯場に住めなくなった場合　……　飯場所在地（現在地保護）

２　建設現場あるいは飯場で具合が悪くなり歩いて医療機関に入院した場合で

(1)　居住地がない場合（上記　１(1)と同じ）……　病院所在地（現在地保護）

(2)　今後も引き続き飯場に住める場合　……　飯場所在地（居住地保護）

(3)　３か月以上飯場に滞在していたが入院と同時に飯場に住めなくなった場合

……　飯場所在地（現在地保護）

なお、この取扱いは、東京都内の飯場に滞在する者に限る。

※１(1)と２(1)の違いは、救急搬送を開始した発病地（救護地）で要保護となったか、徒歩による外来受診後に入院して病院で要保護となったかである。ともに安定した居住地がない（工事が終了するまでの間の短期間の仮設宿舎は居住地といえない）という前提であることをふまえ、現在地保護の対象ととらえて、実施責任については住居のない者の場合と同様に取り扱って差し支えない。

なお、１(2)①②及び２(2)(3)の場合は、元々安定した居住地があった（仮設宿舎であっても長期間起居・生活する場であれば居住地といえる）という前提なので、取扱いのうえで上記１(1)及び２(1)との違いが生じるものである。

参照　別冊問答集・問８２

（問２－11）　**ウィークリーマンションなどに居住する者の取扱い**
（Ｈ２２年度修正版）

管内のウィークリーマンションに居住する者から、生活困窮により保護を申請したい旨の相談があった。話を聞くと、派遣社員として上京して就労することになり、４週間の契約でウィークリーマンションを借りて生活していたところ、体調不良で就労できなくなり、仕事を辞めてしばらく療養していたが、所持金も尽きてきて、その後の契約を更新する費用はなく、通院のための費用もないという。

このような相談があった場合の保護の実施責任について説明されたい。

短期間の賃貸借を目的とした住居（旅館、宿泊施設は除く）は、安定的な居所とはいえないが、現に居住して生活している場合には、居住地と認定する。ただし、これはあくまでも、居住地保護によるべきか現在地保護によるべきかの判断上の目安である。

設問のような事例については、他に生活の本拠となる居住地がある場合を除いて、実際に生活の場となっているウィークリーマンションの居室を居住地として、当該居住地を所管する実施機関が居住地保護による保護の適用を検討することになる。

なお、ウィークリーマンション（マンスリーマンションほか類似する短期間ごとの賃貸借物件を含む）は、たとえ住宅扶助の基準を超えない物件であっても、転居指導の転居先として新たに居宅設定する場合には、諸経費に扶助の対象とならない費用（会員登録料、退去時のクリーニング費用、保証料、家財のレンタル料など）が含まれることから、転居費用（敷金等）及び住宅扶助費の対象とすることはできないものである。

しかしながら、すでに契約済（保護開始前に費用がすでに支払われている場合に限る）の物件に居住している場合には、契約の残存期間は当該物件に居住しながら、保護の適用をすることを妨げない。ただし、保護開始後に短期契約の更新を繰返すような形での利用を続けることは、居住の安定性に欠けるので、住宅扶助の支給対象としては適当でない。

また、他に生活の本拠となる住居地がある場合には、当該生活の本拠となる住居地を管轄する実施機関が実施責任を持つことになるが、仮に生活の本拠となる元の居住地に戻ることができなくなった場合であっても、当該現在地のウィークリーマンションの居室を転宅先としてあらためて転居指導を行なう形で転居費用（住宅扶助）を支給することは適当ではなく、別のより安定的な居所の確保に努めさせるよう、助言指導することが望ましい。

なお、借地借家法３８条にもとづく定期賃貸借契約を締結しアパートに居住する被保護者に対しては、上記の取扱いとは異なり、通常のアパートと同様に転宅費用及び住宅扶助費の対象とすることができる。

但し、定期賃貸借契約の期間が２年ではなくあまりにも短い場合（３ヶ月や半年）は、上記の趣旨からして好ましくないため、２年契約の賃貸借契約にするよう助言指導する必要がある。

参照
平成２０年１１月ブロック別事務打合せ会議資料　連絡事項

（問２－12）　**入院患者の出身世帯の移転、分解**

入院患者の出身世帯が移転、分解した場合は、その者の保護の実施責任はどうなるか。また、分解と認定する場合の判断の基準を示されたい。

1　入院患者の出身世帯が移転（転居）した場合、保護の実施責任は転出先の実施機関が負うことになる。

2　また、入院中に出身世帯が分解した場合は、その入院患者は居住地を失ったのであるから、実施要領上は、病院所在地の実施機関が保護の実施責任を負うことになる。

3　次に、出身世帯の変動が分解であるかどうかの基準は、入院患者と出身世帯の世帯員（以下「出身世帯員」という。）との世帯認定がどうなるのかによって、判断することとなる。

つまり、出身世帯に何らかの変動が生じたとしても、当該入院患者と出身世帯員とが引き続き同一世帯と認定される場合には、「出身世帯の分解」とはならず、その出身世帯の居住地が入院患者の居住地となる。

したがって、出身世帯に残された世帯員が１名しかなくその者が他に引き取られた場合や、入院患者と出身世帯員とが夫婦であった場合で二人が離婚することとなった場合等には、入院患者は単身の世帯となることから、出身世帯は分解したと判断することになる。

なお、既に保護を受けている長期入院患者について、出身世帯の分解等により居住地が消滅した場合及び入院後（住宅費削除後）３か月を経過した後に居住地が消滅した場合等においては、本来、保護の実施責任は病院所在地の実施機関に移るものである。（課長問答　第２の３参照）

しかしながら、従前の居住地及び入院先がともに都内の場合に限って、当分の間、実施責任を病院所在地の実施機関に移すことなく、従前の実施機関が保護の実施責任を負う取扱いとする。

（問２－13）　**単身の入院患者の転居**

単身の入院患者が病院に入院中に転居をすることは認められるか。

入院中の転居は、退院等のため新たに家屋を確保する以外、認められないものである。なお、退院のために新たにアパート等を借りた場合の実施責任は実際に退院するまでの間は、従前の実施機関である。

また、単身の入院患者から保護の申請があり、その者が住宅扶助基準額を相当に超える家賃の住宅に居住している場合であって、確実に６か月（病状の変化等により６か月を超えて入院することが明らかとなった場合であっても、その時から３か月以内に確実に退院できる見込みがあると認められる場合には、更に３か月）以内に退院が可能な場合は、例外的に、基準限度額以内の家賃の住宅への転居指導が認められる。この場合も退院するまでの間は、従前の実施機関が保護の実施責任を負うものである。

（問２－14）　**感染症予防法の適用を受ける入院患者の実施責任**
（Ｈ２０年度修正版）

課長問答第２の４に定められている、感染症予防法の適用を受ける入院患者の実施責任について、東京都の取扱いを示されたい。

感染症予防法に基づく公費負担による入院患者等医療扶助の適用を受けてない被保護者で居住地のない者が転院転所したときは、転院転所先の医療機関所在地の実施機関が日用品費等の支給について実施責任を負うこととされている。（課長問答・第２の４の (1) ）

しかしながら、都内の実施機関が実施責任を持つ（公費負担による入院患者等医療扶助の適用を受けてない）被保護者については、転院転所先が都内の場合に限って、当分の間、実施責任を当該医療機関所在地の実施機関に移すことなく、従前の実施機関が保護の実施責任を負う取扱いとする。

また、医療扶助により入院していた者で局長通知第２－１－ (3)又は２により保護を実施されていた者が、感染症予防法に基づく公費負担を受ける等医療扶助の適用を要しなくなった場合で引き続き生活扶助（入院患者の日用品費）を要するときは、同一医療機関に入院している限り従前の実施機関が保護の実施責任を負うこととされている（課長問答・第２の４の (2) ）が、この取扱いについては、都内についても同様とする。

都ブロック会議・平成１０年６月

（問２－15）　**心神喪失者等医療観察法の適用を受ける入院患者の実施責任**
（Ｈ２２年度修正版）

心神喪失者等医療観察法の適用により、鑑定入院機関に入院した者の入院日用品費の支給に関して、保護観察所の社会復帰調整官から、保護の適用について検討の依頼があった。

同法による鑑定入院中の者に対する保護の実施責任について説明されたい。

平成１７年７月１５日に「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行なった者の医療及び

観察等に関する法律」が施行された。この法律は、「精神障害により、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行なった者に対し、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために、必要な観察及び指導を行なうことによって、その病状の改善及びこれに伴なう同様の行為の再発の防止を図り、社会復帰を促進すること」を目的としている。

この法律に基づき鑑定入院している患者に対する生活保護の適用にあたっての実施責任は、公費負担により医療扶助を受けていない結核患者と同様とすることとされ、次のとおりである。

この法による鑑定入院の決定から、対象者は、社会復帰調整官が関わる等一定の拘束のもとにある状態で治療を受けるが、これは行刑罰によるものではなく、精神保健福祉法の措置入院と同様の考え方に基づく医療であり、医療費は全額国費負担となるものであるが、日用品費等について生活保護の適用を行なう場合、一般の入院患者と同様、局第２－１に基づいて、居住地または現在地を所管する保護の実施機関が実施責任を負う。

なお、居住地のない被保護者が「入院決定」の審判により鑑定入院先から指定入院医療機関へ転院した場合や、その後、医療観察上の理由から別の指定入院医療機関へ転院した場合は、課長問答・第２の４の(1)に該当するため、現在地である転院先の医療機関所在地を所管する保護の実施機関に実施責任が移されることとされている。

しかしながら、都内の実施機関が実施責任を持つ被保護者については、転院先が都内の場合に限って、実施責任を当該医療機関所在地に移すことなく、従前の実施機関が保護の実施責任を負う取扱いとする。

また、居住地がない被保護者が医療観察法による措置解除と同時に転院となる場合は、転院後も医療観察法を適用する医療機関が所在する地域に実施責任が集中することから、特例的な取り扱いとして、局第２の１により転院先の医療機関所在地が実施責任を負うこととなる。

都ブロック会議・平成１９年６月
生活と福祉「相談室」・２００７年９月号

（問２－16）　**精神保健観察に付される者の当該期間の実施責任**

心神喪失等医療観察法の適用により、精神保健観察に付されている被保護者の当該期間の保護の実施責任について説明されたい。

心神喪失等医療観察法では、入院によらない医療を受けさせる対象者及び退院を許可されて入院によらない医療を受けさせる対象者について、精神保健観察に付すことにより、指定通院医療機関での受診状況及び生活状況を見守るとともに、継続的医療を受けさせるために必要な指導等を行なうこととしている（同法第１０６条）。

この期間についての実施責任は、その対象者の居住地を管轄する実施機関にある。なお、当該期間中の居住地について、対象者には、同法第１０７条による届出等の遵守事項が課せられていることから、福祉事務所からの転居指導等にあたっては、担当する保護観察所の社会復帰調整官との調整を行なう等の配慮をすべきことに留意すること。

（問２－17）　**養護老人ホームから入院した単身者の実施責任**

養護老人ホームから入院した居住地のない単身者が、老人福祉法の措置が解除された後の保護の実施責任はどうなるか。

養護老人ホームに入所（措置）している者が病院に入院した場合で当該入所措置解除と同時に保護を開始されるときのその者に対する保護の実施責任は、当該施設入所中その者に対し保護の実施責任を負う保護の実施機関にあるものとなっている。（局長通知第２－７）

しかし、入所措置廃止から時間を経て保護を開始される場合は、局長通知第２の７は該当しないこととなる。この場合の実施責任は以下のとおり。

１　老人福祉法の入所措置解除後３か月以内に保護が必要となった場合は、老人ホームに入所措置した実施機関が保護の実施責任を負う。

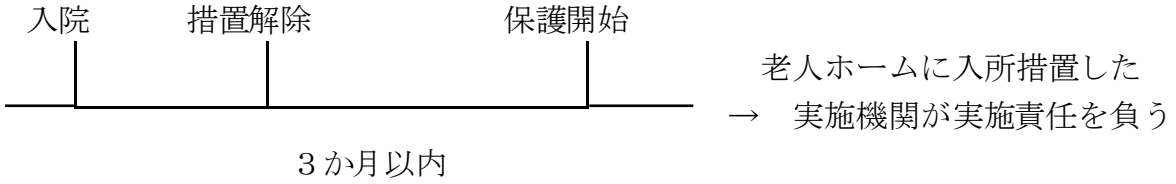

２　老人ホームの措置解除後、３か月を経過した後に保護が必要となった場合は、局長通知第２の１本文により、病院所在地の実施機関が保護の実施責任を負う。

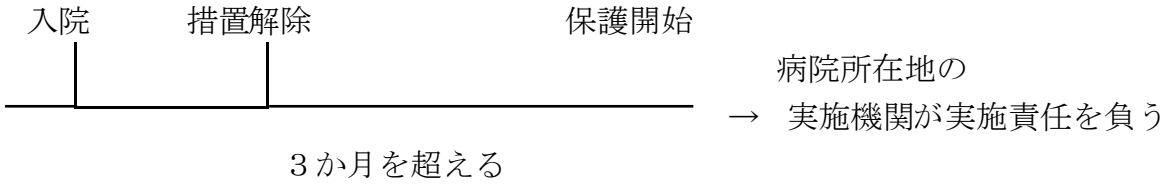

いずれの場合も、現在地保護の例により保護を実施することとなる。

なお、出身世帯のある者の場合は、出身世帯の居住地を所管する保護の実施機関が居住地保護の例により保護を実施するものである。

（問２－17-2）　**養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム（家族等の虐待、痴呆等）に措置入所中の者の実施責任（２００７増補改訂版）**

養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム（家族等の虐待、痴呆等）に老人福祉法による措置入所中の者の実施責任について、示されたい。

居住地がないか又は明らかでない単身の入所者が入所中に保護の申請をする場合、入所前の現在地を所管する実施機関が実施責任を負う。また、入所前に居住地があった単身の入所者が入所中に保護の申請をする場合は、入所前の居住地を所管する保護の実施機関が実施責任を負う。被保護者が入所する場合は、その者の入所期間中、従前の保護の実施機関が従前どおり保護の実施責任を負う。

（問２－18）　**介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設に入所中の者の実施責任（２００７増補改訂版）**

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設に入所中の者の実施責任について、示されたい。

1　介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）入所者の実施責任について

(1)　介護老人福祉施設入所者の実施責任

・被保護者が入所する場合　……　入所前の居住地または現在地を所管する実施機関

・入所と同時に開始　……　入所前の居住地または現在地を所管する実施機関

（保護を受けていなかった養護老人ホーム入所者が特別養護老人ホーム入所と同時に保護を開始する場合は、養護老人ホーム入所中その者に対し保護の実施責任を負う保護の実施機関）

・入所中の者からの申請　……　施設所在地の実施機関

（ただし、同一世帯と認定される出身世帯のある入所者は、出身世帯の居住地を所管する保護の実施機関が実施責任を負う。）

(2)　旧措置者の実施責任

その者が介護保険法施行日以後引き続き当該特別養護老人ホームに入所している間は、施設入所前の居住地または現在地により保護の実施責任が定められる。したがって、当該施設への入所措置の実施者と同一の保護の実施機関が当該施設入所中保護の実施責任を負うことになる。（介護保険法施行法第56条）

また、出身世帯（保護受給中であるか否かを問わない。）が、他区・市に転出した場合も、旧措置者に対する保護の実施責任は、従前の実施機関が負う。つまり、出身世帯と入所者を、別々の実施機関が保護することとなる。

(3)　居住地のない単身の入所者が入院した場合の実施責任

①　新制度による入所者の場合

ア　ホーム入所中に保護を受けていた者が病院に入院し引き続き保護を受ける場合は、従前の保護の実施機関が実施責任を負う。

イ　ホーム入所中は保護を受けていなかった者が入院と同時にまたは入院後３か月

以内に保護を開始されるときのその者に対する保護の実施責任は、ホーム所在地を所管する保護の実施機関が実施責任を負う。

ウ　入院後３か月を経過して保護の申請があった場合は、病院所在地の保護の実施機関が実施責任を負う。

②　新制度による措置入所者及び旧措置者の場合　（問２－17参照）

ア　ホーム入所中に保護を受けていた者は、従前の実施機関が実施責任を負う。

イ　ホーム入所中は保護を受けていなかった者が入院と同時にまたは入院後３か月以内に保護を開始されるときその者に対する保護の実施責任は、ホーム入所中その者に対して保護の実施責任を負う実施機関が実施責任を負う。

ウ　入院後３か月を経過して保護の申請があった場合は、病院所在地の保護の実施機関が実施責任を負う。

注：「ホーム入所中その者に対して保護の実施責任を負う実施機関」とは、保護申請があった時点で上記 (2)及び (3)により判断する。

(4)　出身世帯がある等他に居住地のある入所者が入院した場合の実施責任

出身世帯の居住地を所管する保護の実施機関が居住地保護の例により実施する。

(5)　外国人の実施責任

介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設に入所中の外国人に対して保護の準用を行う場合、原則どおり外国人登録地を管轄する実施機関が実施責任を負う。

２　介護老人保健施設及び介護療養型医療施設入所者の実施責任について

介護老人保健施設及び介護療養型医療施設に入所・入院している者の保護の実施責任は、局長通知第２に定められた一般的な入院患者の実施責任と全く同様である。

３　介護保険の保険者について

介護保険の保険者は、住所地特例により入所前の住所地の区市町村となる。

「住所地特例」とは、介護保険施設に入所するために住所を変更した場合、元の住所のあった区市町村に届け出て、その区市町村の介護保険の被保険者となることをいう。

	入所前住所地　　現入所施設	保険者
居宅から入所した場合	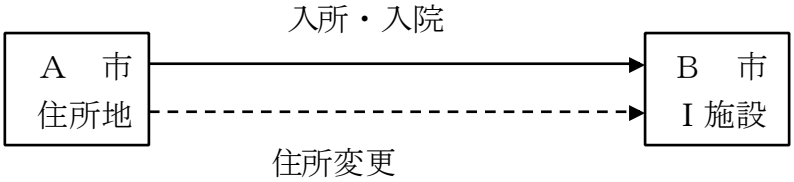	Ａ市

２以上の施設すべてに順次住所を移している人	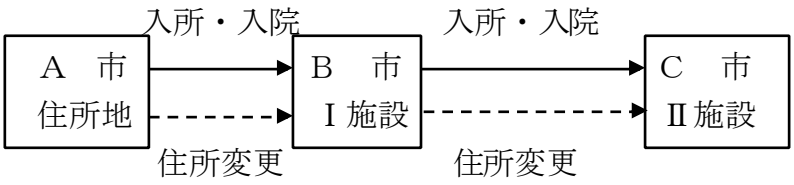	A市
２以上の施設に継続して入所しているが、途中の施設に住所を移していないことがある	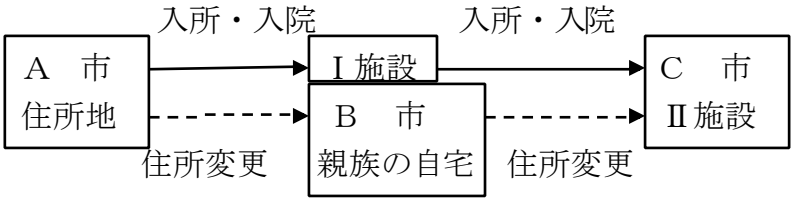	B市

（問２－19）　**「境界層該当証明」（介護保険）の実施者**

「境界層該当者」に係る証明については、保護申請に対する却下という形で行うが、保護の実施機関と異なる保険者の被保険者の境界層該当証明は、どこで行うこととなるか。

要保護者がどこの介護保険の被保険者であるかに関わらず、保護の申請を受け、証明するのは、その者の居住地又は現在地を所管する保護の実施機関である。

（問２－19-2）　**「境界層該当証明」（障害者自立支援法）の実施者**

（２００７増補改訂版）

障害者自立支援法の施行後、「境界層該当者」に係る証明については、生活保護法を実施する自治体が行うか自立支援法を実施する自治体が行うこととなるか。

要保護者がどこの障害者施設に入所しているにも関わらず、生活保護の申請を却下することによって証明書を発行するものであるので、境界層該当証明については、生活保護制度上の実施責任を負う実施機関が行うことになるものである。

（問２－20）　**東京都女性相談センター（一時保護所）の実施責任（Ｈ２３年度修正版）**

東京都女性相談センター（一時保護所）入所者の実施責任はどうなるか。

入所者が医療を必要としている場合、一般的には本施設において費用補てんがなされないため、生活保護法上の保護の要件に該当する者は医療扶助の適用について、「老人福祉法の施行に伴う留意事項等について」（昭和38年８月１日社発第 525号厚生省社会局長通知）を準用して差し支えない。

これに伴う生活保護による保護の実施責任は、下記により定める。

なお、東京都女性相談センターの事業委託を受けて一時保護を行う民間施設においても同様の取扱いを行うので、留意されたい。

１　居住地のある被保護者（入所と同時に保護を開始される者を含む。）については、居住地を所管する実施機関が保護の実施責任を負う。

ただし、入所と同時に保護を開始される者の居住地の認定に当たっては、入所者の置かれた状況を十分に勘案した上で判断することとし、最初に相談を受けた保護の実施機関が、実施責任を負うことが適当な場合には、２による。

２　居住地がないか又は明らかでない被保護者（入所と同時に保護を開始される者を含む。）については、当初一時保護所へ入所援護を図った実施機関が、保護の実施責任を負う。なお、実施機関を経由せずに一時保護所に入所した場合は、下記により保護の実施責任を負う。

(1)　一時保護所に自ら直接保護を求め入所した場合は、一時保護所所在地を所管する保護の実施機関が実施責任を負う。

(2)　警察に保護を求めた結果、警察官の送致により入所した場合は、警察所在地の保護の実施機関が実施責任を負う。

(3) 東京ウィメンズプラザ（配偶者暴力相談支援センター）へDV法による一時保護を求めた結果一時保護所に入所した場合において、入所後、経済的困窮によって併せて生活保護の適用を求めるに至ったときは、当該一時保護所所在地の保護の実施機関が現在地保護により保護の実施責任を負う。ただし、入所時に医療扶助の適用が必要として、東京ウィメンズプラザ（配偶者暴力相談支援センター）から東京ウィメンズプラザ所在地を管轄する実施機関へ連絡があった場合は、連絡を受けた当該実施機関が保護の実施責任を負う。

なお、一時保護所入所の前から保護を受けている者について、保護の実施機関と入所援護を図った実施機関等が異なる場合においては、従前の保護の実施機関が従前どおり保護の実施責任を負う。

３　一時保護所入所中に要保護状態となった場合は、上記１又は２に準じて保護の実施責任を定める。

４　一時保護所退所日に要保護となった場合は、上記１又は２に準じて保護の実施責任を

定める。

5　一時保護所退所後、病院又は収容施設等に入院（所）し引き続き生活保護法上の保護を要する場合は、従前の実施機関が保護の実施責任を負う。

6　一時保護所退所後、母子生活支援施設、宿泊所及び宿所提供施設等もっぱら住居を提供する、いわゆる居宅的施設に入所する場合は、一般居宅と同様、これらの施設所在地を所管する保護の実施機関が実施責任を負うこととなる。一時保護所退所後、婦人保護施設に入所する場合も同様の取扱いとなる。

　ただし、この場合（退所先が一般居宅の場合も含む。）、一時保護所退所の時点で保護の実施責任を負う実施機関が、移管先の実施機関と協議の上、原則として、退所日の属する月の末日まで保護の実施責任を負うこととし、翌月初日をもって、新たな保護の実施機関に実施責任を引き継ぐ。これを基本とするが、一時保護所に入所させた実施機関が、処遇上の理由により、この移管をさらに1か月先にすることは可能である。この延長については、あくまでも移管元の実施機関が判断するものであり、移管先の実施機関が移管時期の延長を求めてはならない。

（問２－21）　**高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律による居室確保の措置を受けた者の実施責任（２００７増補改訂版）**

　高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律による居室確保の措置により入居（入所）した一時的居室で生活する高齢者から保護の申請があった場合の実施責任はどうなるか。

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第９条第２項において、（区）市町村は、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めた高齢者を老人福祉法第２０条の３に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第１０条の４第１項（老人居宅生活支援事業の供与）若しくは第１１条第１項（老人ホームへの入所等）による措置を講じることとされている。

養護者による高齢者虐待を受け、老人福祉法第１０条の４第１項第３号（老人短期入所施設等への短期間入所による養護）、第１１条第１項第１号（養護老人ホームへの入所）、第２号（やむを得ない事由による特別養護老人ホームへの入所）又は第３号（養護受託者への委託）規定による措置がとられた高齢者から保護申請があった場合の実施責任は、下記により定める。

１　養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに老人福祉法の措置により入所した者
　入所前の居住地又は現在地を所管する実施機関が保護の実施責任を負う。
（問２－17-2参照）

２　老人短期入所施設等に入所している者

（１）居住地のある者

居住地を所管する実施機関が保護の実施責任を負う。

（２）居住地がないか又は明らかでない者

老人短期入所施設等へ入所援護を図った実施機関が保護の実施責任を負う。

参照　問２－17-2、問８－26

（問２－22）　**特別区人事・厚生事務組合の行う緊急一時保護対象者等の実施責任**

特別区人事・厚生事務組合が行う緊急一時保護により、宿所提供施設等に入所している世帯の実施責任はどうなるか。

また、更生施設利用者等自立促進事業により入所している者に対する保護の実施責任はどうなるか。

特別区人事・厚生事務組合では、福祉事務所の窓口に相談のあった生活、住宅困窮者のうち、緊急避難的な対応を要するが、そのための居所を直ちに確保することが難しい状況にある者に対して、緊急一時保護を実施している（男子単身者を除く）。期間は、概ね３か月以内（女性単身者の場合で更生施設入所者の場合は概ね１か月以内）となっている。受け入れ施設としては、更生施設けやき荘（女性単身者）、宿所提供施設塩崎荘・小豆沢荘・西新井栄荘・淀橋荘・各宿泊所である。この緊急一時保護は、利用期限終了後は、居宅生活に戻ることが原則となっている。

したがって、生活保護の適用が必要な場合には、緊急一時保護を依頼した福祉事務所が一時保護の継続中、生活保護の実施責任を負うものである。社会福祉法人が経営する宿所提供施設「ふじみ」（母子世帯）及び更生施設「ふじみ」（女性単身者）の緊急一時保護も同様の扱いである。

なお、被保護者が災害等により一時的に寄宿する場合については、従前の保護の実施機関が引き続き実施責任を負うものである。

また、更生施設退所者等が「更生施設利用者等自立促進事業」により宿泊所に入所した場合には、当該施設入所中の保護の実施責任は、更生施設入所中における保護の実施機関にあるものとする。

（問２－23）　**宿所提供施設又は母子生活支援施設入所者の実施責任**

宿所提供施設または母子生活支援施設入所者の実施責任について、示されたい。

宿所提供施設又は母子生活支援施設については、施設所在地の保護の実施機関が実施責

任を負うこととされている。これは、その施設に居住する各世帯が居住の場所を提供され個々に独立して日常生活を営んでいるものであって、居住の安定性及び継続性が予想されるため、当該施設が居住地と認定されることによる。

また、保護に要した費用については、法第73条第２項により、都が４分の１を負担することになる。ただし、「これらの施設を利用するに至る前からその施設の所在する市町村の区域内に居住地を有していた被保護者」については、都費負担とはならない。この場合、「施設を利用する」とは保護の決定によってその施設を利用することをいうものであるため、保護の開始前に既に施設を利用していた者については、法第73条第２項の適用はなく、区・市費負担ケースとなるものである。

なお、（問２－１８）の緊急一時保護により宿所提供施設に入所している世帯については、緊急一時保護の継続中は従前の保護の実施機関が引き続き実施責任を負うものである。

参照　問２－22

（問２－24）**緊急一時保護センター及び自立支援センター入所中の者の実施責任**

緊急一時保護センター入所中の者から、医療扶助の申請があった。
この場合、保護の実施責任はどうなるか。

緊急一時保護センター及び自立支援センターの利用は、福祉事務所長の利用承諾により入所させるものであり、入所期間中に医療扶助の必要がある場合は、利用承諾を行った福祉事務所が保護の実施責任を負う。

要否判定については、問８－22を参照のこと。
平成１２年１０月３１日付保護課長通知１２福生保第８６５号

（問２－25）　**Ｈ２４年削除（事業終了のため。）**

（問２－26）　**アルコール・薬物依存症者等を対象とした施設（Ｈ２３年度修正版）**

アルコール・薬物依存症者等を対象とした施設等実施要領に定めがない施設等の入所者の保護の実施責任について、示されたい。

ＭＡＣ、すずらんハウス、ダルク等は、「特定の便宜のために施設を利用しており、

一定の期限の到来とともに従前の場所に復帰していく性格」の施設である。したがって、その施設は居住地ではなく、出身世帯があれば出身世帯の居住地を当該施設利用者の居住地として認定することになる。

これに対して、他に居住地のない単身者がこれらの施設に入所した場合は、実施要領の考え方からは、入所者の身柄がある場所、即ち施設所在地を所管する保護の実施機関が実施責任を負うこととなるが、施設所在地に実施責任が集中することを避ける意味から、以下の取扱いとする。

１　単身の被保護者（入所と同時に保護を開始されるものを含む。）がこれらの施設に入所した場合は、当該施設入所中の保護の実施責任は、入所前の居住地又は現在地により定める（局長通知・第２の４の規定を準用する）。したがって、保護に要した費用負担も入所前の状態により定める。

具体的には、以下のとおりとなる。

(1) 既に保護を受けている単身者がこれらの施設に入所した場合は、従前の保護の実施機関が従前どおり実施責任を負う。

(2) 入所と同時に保護を開始される単身者で、入所前に居住地のあった者については、入所前の居住地を所管する保護の実施機関が居住地保護の例により実施責任を負う。

(3) 入所と同時に保護を開始される単身者で、入所前の居住地がないか又は明らかでない者については、現在地（保護を受けることとなった時点における当該要保護者が所在していた場所）を所管する保護の実施機関が現在地保護の例により実施責任を負う。

２　居住地がないか又は明らかでない単身の入居者が、入所中に保護を要する状態になった場合は、施設所在地を所管する保護の実施機関が実施責任を負う。費用負担は都費負担となる。

３　出身世帯のある入所者は、出身世帯の居住地を所管する保護の実施機関が実施責任を負う。費用負担は、区（市）負担となる。

参考

・ＭＡＣ
　アルコール依存症者が、社会復帰していくための民間施設
・すずらんハウス
　薬物依存症者（女性対象）が、社会復帰していくための民間施設
・ダルク
　薬物依存症者が、社会復帰していくための施設

（問２－26-2）　**障害者支援施設入所者等の実施責任**
（Ｈ２４年度修正版）

障害者支援施設入所者及び共同生活介護を行う住居に入居している者等の実施責任について、示されたい。

障害者自立支援法の施行に伴い法第８４条の３の規定が改正され、平成１８年１０月１日以降に下記の施設又は住居に入所又は入居していた者が、平成１８年１０月１日以降に保護の申請を行った場合の実施責任について特例的な取扱いとなった。

障害者支援施設入所者、のぞみの園入所者及び共同生活介護を行う住居入居者に対する実施責任については、以下の取扱いとなる。

１　被保護者が入所又は入居した場合の実施責任について

被保護者がこれらの施設に入所し、又は住居に入居した場合は、その者の入所又は入居期間中、従前の保護の実施機関が従前どおり実施責任を負う。（局長通知第２の９）

２　保護を受けていない者から入所又は入居中に保護の申請があった場合の実施責任について

(1) 平成１８年９月３０日以前からの入所又は入居者

①　居住地がないか又は明らかでない単身の入所者が、入所中に保護の申請を行った場合は、施設所在地を所管する保護の実施機関が実施責任を負う。費用負担は都費負担となる。ただし、旧法身体障害者療護施設入所者の実施責任については、２の(2)の①のア又はイにより取扱う。(※)

また、共同生活介護を行う住居入居者（主に知的障害者・精神障害者グループホーム）が、入居中に保護の申請を行った場合の実施責任については、入居時期により判断する。例えば、平成１８年９月３０日以前のグループホーム入居者の場合は、グループホーム所在地を所管する保護の実施機関が実施責任を負う。費用負担は区（市）費負担となる。ただし、平成１８年４月１日から９月３０日の間に、当該住居で共同生活援助を行っていた場合は、入居前の居住地又は現在地を所管する実施機関が実施責任を負う。（問２－28-2参照）

②　同一世帯と認定される出身世帯のある入所者は、出身世帯の居住地を所管する保護の実施機関が実施責任を負う。費用負担は、区（市）負担となる。

(2) 平成１８年１０月１日以降における入所又は入居者

①　単身の入所又は入居者の実施責任は、入所又は入居前の居住地又は現在地により定める（法第８４条の３）。したがって、保護に要した費用負担も入所前の状態により定める。

具体的には、以下のとおりとなる。

ア　入所又は入居前に居住地のあった単身の入所又は入居者が、入所又は入居中に

保護の申請を行った場合は（入所又は入居と同時に保護を開始されるものを含む）、その者がこれらの施設又は住居に引き続き入所又は入居している間は、入所又は入居前の居住地を所管する保護の実施機関が居住地保護の例により実施責任を負う。

イ　居住地がないか又は明らかでない単身の入所又は入居者が、入所又は入居中に保護の申請を行った場合は（入所又は入居と同時に保護を開始されるものを含む）、その者がこれらの施設又は住居に引き続き入所又は入居している間は、入所又は入居前の現在地を所管する保護の実施機関が現在地保護の例により実施責任を負う。

ウ　平成１８年１０月１日以降、これらの施設又は住居に入所・入居したのち、別の施設又は住居に転所・転居した時点において保護申請した場合は、これらの施設に引き続き入所していると考えられることから、当初の施設又は住居に入所・入居する前の居住地又は現在地を所管する保護の実施機関が実施責任を負う。

例：　Ａ市に居住地があった甲について

平成１９年４月　　Ｂ区障害者支援施設へ入所

平成２０年３月　　Ｃ市の共同生活介護を行う住居へ入居、保護申請

→Ｂ区障害者支援施設入所前の居住地を所管するＡ市が居住地保護の例により実施責任を負う。

(注)　問２－28－2の場合も同様。

なお、当該者が入所又は入居前に属していた世帯が移転した場合であっても、その世帯が従前居住していた地に居住地があるものと認定するため、従前の実施機関が引き続き実施責任を負うことになる。

障害者自立支援法附則第８０条及び８１条

平成18年5月1日付事務連絡

「「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正についてにおける改正内容の訂正等について」

平成18年9月29日付社援発第0929017号

「「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について」

※「旧法身体障害者療護施設」とは、障害者自立支援法附則の規定によりなお従前の例により運営することができることされた旧法身体障害者療護施設をいう。

（問２－26－３）**児童福祉法の措置から障害者支援施設に入所した場合の実施責任**
（Ｈ２２年度修正版）

Ａ区に住んでいた児童が、虐待により児童相談所の措置でＢ区内の児童養護施設に入所した。18歳になったが親は児童を引き取る意思がなく、児童養護施設退所後はＣ区の障害者自立支援法第５条12項による障害者支援施設に入所した。

入所後保護を申請する場合、実施責任はどこか。

平成18年４月１日以後に障害者支援施設に入所した者の実施責任は、問２－26－３のとおり当該施設入所又は入居前の居住地又は現在地により定める（法第84条の３）こととされているが、質問のように入所又は入居前に児童福祉法により措置されていた場合の実施責任は、以下のとおりとする。

児童養護施設は児童福祉法の措置により保護を要せず、実施要領上実施責任の定めがないものであるが、局第2－10、課長問答第２の８による児童福祉施設に入所している者に対する保護の実施責任と同様に考え、入所措置する前の居住地又は現在地を所管する保護の実施機関が、保護の実施責任を負うものとする。

よって本事例の場合、同一世帯員の有無に関わらず児童養護施設入所前の居住地まで遡るため、Ａ区が実施責任を負う。また、児童と出身世帯員との生計関係が途絶え、帰来の見込みもないと認定できるため、別世帯と認定し、単身者として保護を適用する。

＜出身世帯が転居した場合の取り扱い＞

同一世帯として認定すべき世帯員がいる場合（例えば精神疾患により子育てが困難なために児童養護施設に措置されているが関係性は継続しており出身世帯であると認められる等）も同様に実施責任は遡るが、法第84条の３は、法第19条３項の規定が用いられることから、出身世帯が移転してもその者が従前居住していた地に居住地があるものと認定する。この場合、同一世帯に対し２つの実施機関が保護を行う（実施機関の分散）こととなる。その場合、以下のように取り扱う。

① 障害者支援施設入所者と出身世帯とがともに保護を要する場合は、世帯が同一か否かにかかわりなく、それぞれ別個に保護を適用する。

② 障害者支援施設入所者と出身世帯のどちらか一方が保護を要する場合は、保護を要する世帯の実施責任を負う実施機関だけが、保護を行う。この場合、あくまで同一世帯として認定しているものであるため保護を要しない者の収入のうち、必要経費とその者の最低生活費の合計額を上回る部分を、収入として認定すべきである。

また、同一世帯として認定した上で局第１－２－（８）分離をすることが可能であるが両者の実施機関が異なる場合、実施機関同士の密接な連絡を行うこと。

生活保護別冊問答集　問１－35　問２－25　問２－34

（問２－26－４）　**自立援助ホームの実施責任　（Ｈ２４年度修正版）**

自立援助ホーム入所者の保護の実施責任について、示されたい。

自立援助ホームについては児童福祉法による委託による入所によるか否かによって取扱いが異なる。すなわち児童福祉施設等から委託により自立援助ホームに入所した場合、一番初めに児童相談所が措置又は委託を行った居住地または現在地を所管する福祉事務所が実施責任を負う。なお、委託に拠らず、出身世帯がない場合は現在地保護となる。

（例）

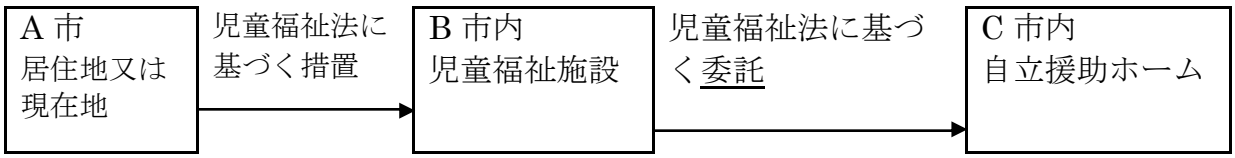

Ｃ市内の自立援助ホーム入所と同時に保護申請となった場合、Ａ市福祉事務所が実施責任を負うこととなる。

・ 自立援助ホーム
　中学卒業後、就職することにより児童養護施設等を退所した児童に、生活指導等を行うことで社会的に自立するよう援助する施設

＊基準計上については問６－９－４を参照。

（問２－27）　**旧法精神障害者生活訓練施設（援護寮）及び旧法精神障害者入所授産施設の実施責任　（Ｈ２２年度修正版）**

旧法精神障害者生活訓練施設（援護寮）及び旧法精神障害者入所授産施設の実施責任について、示されたい。

旧法精神障害者社会復帰施設のうち、旧法生活訓練施設（援護寮）は、日常生活に適応することができるよう、必要な訓練及び指導を行うことを目的とし、入所期間は最長３年以内とされている。

また、旧法精神障害者入所授産施設は、雇用されることが困難な精神障害者が自活することができるよう、必要な訓練を行うことにより、社会復帰の促進を図ることを目的とし、入所期間は施設において決めることとされている。

このように、両施設とも、生活訓練あるいは職業訓練を行うことにより社会復帰させるまでの間利用する中間施設とされている。

このことから、旧法精神障害者生活訓練施設（援護寮）及び旧法精神障害者入所授産施設

の実施責任については、問２－26の自立援助ホームの場合と同様の取扱いとなる。
なお、平成１８年１０月１日時点で、現に運営している一部の旧法精神障害者社会復帰施設については、経過措置として平成２３年度末までの間、従前の形態による運営が可能であるが、新体系へ移行した場合は新たな施設種別による実施責任の取扱いとなる。
これに関連して、平成20年4月より、都内の精神障害者生活訓練施設が障害者自立支援法の自立訓練（生活訓練）宿泊型に転換する事例が出てきている。
自立訓練（生活訓練）宿泊型に居住する者の実施責任の取扱いは、当該施設の入居期間は原則1年以内とされており、地域移行するまでの間利用する中間施設と考えられることから、運用事例集問2‐26の自立援助ホームの場合と同様の取扱いとなる(精神障害者生活訓練施設の実施責任と同様)。なお、基準の取り扱いについては問６－５を参照。

※「旧法精神障害者社会復帰施設」とは、障害者自立支援法附則の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた精神障害者社会復帰施設をいう。

参照
平成２０年７月ブロック別事務打合せ会議資料　連絡事項

（問２－28）　**精神障害者福祉ホーム及び軽費老人ホームの実施責任（２００７増補改訂版）**
精神障害者福祉ホーム及び軽費老人ホームの実施責任について、示されたい。

精神障害者福祉ホームは、現に居室を求めている精神障害者に対し、低額な料金で、居室等を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、社会復帰及び自立の促進を図ることを目的とする。入所期間は原則２年以内であるが、必要があれば期間を定めず延長することができる。
また、軽費老人ホームは、家庭環境、住宅事情などの理由により、居宅において生活することが困難な60歳以上（夫婦の場合はどちらかが60歳以上）の者に対して、無料又は低額な料金で居室及び食事を提供し、その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする。
このように、両施設とも、居室を提供することを目的としているため、そこが居住地となる性格を有している。
このことから、精神障害者福祉ホーム及び軽費老人ホーム入所者の実施責任は、施設所在地を所管する実施機関が実施責任を負うこととなる。
なお、同様の性格を有する施設としては、身体障害者福祉ホーム、知的障害者福祉ホーム、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等がある。
経過措置　上記の取扱に関わらず、都内の福祉事務所が実施責任を負い、平成13年３月31日以前から引き続き都内の精神障害者福祉ホームに入所している場合、実施

責任は当面、従前の実施機関が負うものとする。

課長問答　第２の７

（問２－28-2）　**障害者自立支援法に規定する共同生活援助を行う住居（グループホーム）に入居する者に対する実施責任（２００７増補改訂版）**

障害者自立支援法に規定する共同生活援助を行う住居（グループホーム）に入居する者に対する実施責任について示されたい。

法第８４条の３の規定は、平成１８年４月１日以降に共同生活援助を行う住居（グループホーム）に入居する者についてのみ適用されるものであることから、平成１８年３月３１日以前に既に入居していた者が、平成１８年４月１日以降に保護申請した場合については、従前どおり当該住居を居住地として、この居住地を所管する実施機関が実施責任を負う。

また、平成１８年４月１日以降に共同生活援助を行う住居（グループホーム）に入居した者が、平成１８年４月１日以降に保護申請した場合については、法第８４条の３の規定により入居前の居住地又は現在地を所管する実施機関が実施責任を負う。

なお、被保護者がこれらの住居に入居した場合は、その者の入居期間中、従前の保護の実施機関が従前どおり実施責任を負う。（局長通知第２の９）

平成１８年４月１日以降に保護を受給している夫婦の一方が他管内のグループホームに入所した場合は別世帯となるが、入居前の居住地を所管する実施機関が実施責任を負うこととなる。

障害者自立支援法附則第８０条及び８１条

平成18年5月1日付厚生労働省社会･援護局保護課保護係長名事務連絡

（問２－29）　**夫婦の一方が認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等に入所した場合の実施責任（２００７増補改訂版）**

居宅において保護を受給していた夫婦のうち、一方が他管内の認知症対応型共同生活介護（グループホーム）に入所した。

この場合、入所した者に対する実施責任はどうなるか。

前述の問２－28（中段のなお書き以降）に示すとおり、認知症対応型共同生活介護（グル

ープホーム）に入所した者に対する保護の実施責任は、経過措置の対象となる者を除き、グループホーム所在地を所管する実施機関が実施責任を負うこととなる。
　したがって、この事例のように、夫婦の一方が他管内のグループホームに入所した場合、居宅にいる者と入所した者と別々の実施機関が実施責任を負うこととなる。
　なお、ケアハウスや福祉ホーム等、居宅基準による施設に入所した場合も同様の取り扱いとなる。

　課長問答　第２の７　前述の問２－28 を参照のこと。
　別冊問答集　問９１、９２

（問２－30）　**警察署等から釈放された者の実施責任**
（Ｈ２０年度修正版）

(1) 居住地のない単身者甲は、Ａ区内で窃盗事件を起こし、管轄の警察署に逮捕されたが、軽微な犯罪であったため検察に送致されることなく釈放された。釈放時に保護を要する状態の場合、実施責任はどうなるか。
(2) 居住地のない単身者乙は、Ａ区内で傷害事件を起こし、管轄の警察署に逮捕された後、Ｂ区内の検察庁で取調中、異常行動がみられたので、検察庁は精神保健福祉法に基づき通報したところ、甲は同日、Ｃ区内の病院に医療保護入院することとなった。この場合、保護の実施責任はどうなるか。
(3) 傷害事件を起こし逮捕された丙は未成年であったため、家庭裁判所に送られ、少年鑑別所に入所した。その後、審判により自立援助ホームに入所した場合には、保護の実施責任はどうなるか。

（１）窃盗事件（Ａ区）→警察署（Ａ区）→釈放

　刑務所又は少年院より釈放される時点において要保護状態にある者で、帰住地がないか、明らかでなく、刑務所又は少年院からその旨の連絡通報が刑務所又は少年院所在地の実施機関にあった場合には、当該刑務所又は少年院の所在地を現在地とみなすこととなっている。また、拘留の執行停止の場合や、拘置所を出所した場合も同様に取り扱うこととされている。
　設問の場合も、これに準じた取扱いによって保護の実施責任を定めることとなり、警察署から要保護状態の旨の連絡通報が所在地の実施機関にあった場合は、警察署所在地のＡ区福祉事務所が保護の実施責任を負うこととなる。

（２）傷害事件（Ａ区）→警察署（Ａ区）→検察庁へ身柄送致（Ｂ区）→病院（Ｃ区）

　入院後、直ちに申請又は連絡があった場合は、局長通知第２－１－(1)ただし書きにより、発病地である検察庁所在地のＢ区福祉事務所が乙の現在地を所管するものとして、保護の

実施責任を負う。

ただし、検察庁では被疑者を逮捕時の警察署に拘束したまま取り調べを行う場合があり、この場合には当該警察署を現在地として取り扱う。なお、管轄警察署の施設が使えないときは、他の警察署の施設に勾留することがあるが、この場合、勾留された警察署ではなく管轄警察署を現在地として認定する。

また、警察署で取り調べの後、そのまま釈放となり直ちに病院に搬送され、入院した場合(釈放時に要保護状態にある場合をいう。)で、入院後直ちに申請又は連絡があった場合についても同様に、発病地である当該管轄警察署を現在地と認定するものである。

（３）傷害事件（Ａ区）→警察署（Ａ区）→家庭裁判所（Ｂ区）→少年鑑別所（Ｃ区）
→自立援助ホーム（Ｄ区）

※家庭裁判所に送致されると、同日中に少年鑑別所への入所が決定される。

少年鑑別所は、家庭裁判所が審判で処分を決定するために、少年の資質を調査することを目的とする機関であり、刑務所や少年院等の刑事施設とは性質が異なる。よって、保護の実施責任を定めるに当たり、刑務所や少年院による方法に準ずることはできず、本事例でいえば自立援助ホームに入所する場合の実施責任の取扱いにより定めることになる。

したがって、少年鑑別所を出所した後に自立援助ホームへ入所し、同時に保護を開始される場合には、局長通知第２－４を準用して、入所前の居住地又は現在地で定めることになる（運用事例集問２－２６）。つまり、入所前の現在地である少年鑑別所所在地のＣ区福祉事務所が実施責任を負う。

（問２－31）　**出所後まもなく保護を要する状態になった者の実施責任（Ｈ２３年度修正版）**

刑務所等を釈放された者が保護を要する状態の場合、実施責任はどうなるか。

刑務所や少年院を釈放又は仮釈放された者で、帰住先がないか明らかでない場合は最初に相談を受けた福祉事務所が実施責任を負うこととなる。しかしながら、出所時に要保護状態であり、刑務所又は少年院から要保護状態である旨の連絡通報が刑務所又は少年院所在地の実施機関にあった場合には、刑務所又は少年院の所在地を現在地として実施責任を定めることとなる。

なお、地域生活定着支援センターによる調整を受けた場合は調整を受けた場合は、その帰住先となる自治体が実施責任を負う。この場合、住所地特例のある施設においても特例は適用されず、施設所在地を現在地として保護を実施することとなる。

なお、刑務所等から釈放され、又は保護観察に付されている者が更生保護会の宿泊所に入所している場合で、更生保護事業法による委託保護期間を過ぎても引き続き当該宿泊所に滞在し、安定した居住関係にある者が例外的に保護を要する状態となったときは、宿泊所を居住地とする。

局第２－１２－（３）
別冊問答集　問２－４２－２

（問２－32）　**法第73条による都費負担対象ケース（２００７増補改訂版）**

法第73条による都費負担対象ケースの取扱いについて、示されたい。

１　対象ケース

(1)　居住地がないか、又は明らかでないため、現在地を管轄する保護の実施機関が現在地により保護を適用し、都が費用負担する者

①　路上生活者等であって、現に住居若しくは帰住地のない者

②　外国からの引揚者であって帰住地のない者

③　各地を転々と異動しながら仕事に従事していて、安定した住居のない者

④　寄宿舎を敷設しない派出看護婦会に所属し、転々と住込先を変更する派出看護婦であって居住地のない者

⑤　刑務所又は少年院より釈放された場合であって帰住地がないため当該刑務所、少年院を現在地とする者、又は帰住地があっても帰住先が出身世帯でないため、帰住地を現在地として保護する者（局長通知第２－１２－ (3) ）

⑥　完全に住居を失った罹災者

⑦　家屋明渡し等の強制執行処分等を受け、完全に居住地を失い行き先のない者

⑧　解雇された住込み就労者で帰住地のない者

⑨　飯場を転々とする者

ただし、同一飯場に３か月以上の期間住み込んでいる労働者であって、就労状態が安定しているものを除く。

⑩　簡易宿所（旅館）居住者

ただし、３か月以上の期間引き続き居住した事実があり、かつ、将来における居住の期待性が明白に認められるものを除く。

なお、３か月以上同一簡易宿泊所に居住した事実があれば、通常、将来についても居住の安定性が期待されるものであり、当初、法第19条第１項第２号により保護を開始した世帯についても３か月以上経過した時点で本人の意思、家財道具の保管状況、生活設計等を調査することによって、更に将来における居住の期待性について判断すべきものである。

また、次の場合にも都費負担対象ケースとして取り扱う。

・老人ホーム入所待機者（入所判定委員会を既に経ており、概ね６か月以内にホーム入所が可能な者）

・更生施設等入所待機者（概ね３か月以内に入所が可能な者）

・転居のためにアパート等を探している者（概ね３か月以内に転居が可能な者）

・就職等が確定している者（概ね３か月以内に転居予定の者）

⑪　売春防止法による婦人保護施設又は女性相談センターの行う一時保護の施設に入所している者で他に居住地のないもの。

⑫　局長通知・第２－１の本文、同１－ (1)及び (3)、同２（同１－ (2)の場合を除く。）の場合の入院・入所者

⑬　局長通知・第２－３の場合の施設入所者で、現在地保護の対象となる者

⑭　局長通知・第２－４の場合の施設入所者で、現在地保護の対象となる者

⑮　局長通知・第２－５及び７の場合の入院・入所者又は保護施設通所事業利用者で、現在地保護の対象となる者。

⑯　保護施設、養護老人ホーム、介護老人福祉施設、特別養護老人ホーム（措置）、障害者支援施設に入所している者又は共同生活援助、共同生活介護を行う住居に入居している者であって、法第19条第３項（法第84条の３により適用される者を含む。）の規定により入所前の現在地により保護が適用される者

なお、入所と同時に居住地を失った者又は入所後に居住地を失った者については、入所前の居住地による居住地保護（区・市費負担）が適用されるものであることに留意する。

⑰　局長通知第２－９の場合の障害者支援施設入所者・共同生活援助若しくは共同生活介護を行う住居の入居者で、現在地保護の対象となる者

⑱　局長通知第２－１０の場合の児童福祉施設入所者で、現在地保護の対象となる者

⑲　継続的な住居の提供や継続的な生活保障以外の目的を持った施設（他法によると法外であるとを問わない。）の入所者で、他に居住地がないため現在地により保護が適用される者

⑳　その他前各号に準ずる状態にあると認められる者

(2)　居住地により保護するが、都が費用負担する者

①　宿所提供施設又は児童福祉法第38条に規定する母子生活支援施設に居住する被保護者

ただし、これらの施設を利用するに至る前からその施設の所在する市町村の区域内に居住地を有していた者であって、当該施設に入所することを直接の契機として居住地を喪失したものを除く。

なお、宿所提供施設又は児童福祉法による母子生活支援施設利用中の者を保護施設に入所させた場合には、宿所提供施設又は母子生活支援施設の利用中に法第73条第２号による取扱いをしていた者であっても、法第73条第１号の対象者とはならない。

この場合、宿所提供施設又は母子生活支援施設は、法第19条第３項にいうその者の入所前の居住地として取り扱われ、一般の例により、居住地保護すべきものである。

(3)　その他

① 社会福祉法第２条第３項第８号に規定する無料低額宿泊事業を行う施設（以下「宿泊所」という）は公営、民営を問わず、１日契約で利用者が宿泊料を支払う簡易宿泊所（旅館）に類するものを除き、一般に居住地と認められるものであり、そこに居住している者から保護の申請があった場合には都費負担ケースとはならない。

② 路上生活者等（宿泊所入所後まもない者を含む）から相談・申請があった場合に、福祉事務所が保護の適用にあたって宿泊所を利用させる場合の具体的取扱いは以下による。

・路上生活者が宿泊所入所後まもなく保護の申請を行い、保護開始となった場合には、現在地保護とするが、その後３ヶ月間経過し、それ以降の居住の安定性が確認される場合は、居住地保護に変更する。

・福祉事務所が保護の適用にあたって、路上生活者に宿泊所の利用を指示し、具体的な施設を指定したうえで入所させた場合は、期間を問わず都費負担となる。

③ 更生保護事業法による更生保護施設については、委託保護期間を満了し引き続き在所する者の居住関係が、一般の居住におけるものとほとんど変わらない程度に安定していれば居住地として保護するものであり、都が費用負担しないものである。

④ 水上生活者については、そのうち通常一定の泊地がある状態のものは、その泊地を居住地と認定し、居住地保護するため、都が費用負担しないものである。

これに対して、泊地がないか、又は明らかでない場合は、寄港地を所管する保護の実施機関により現在地保護されるため、都費負担対象となる。

⑤ 外国人に対する保護は、法による保護決定に準じて行うものであるが、その実施責任は外国人登録法により登録された居住地によることから、費用の負担について、法第73条第１項に準じた取扱いはあり得ないものである。

２ 対象ケースの区分方法

都費負担対象ケースについて、これを他のケースと区分するため、保護決定調書等各帳票類に表示しておく。

３ 経理事務処理

月の途中で費用負担区分を変更するケースについては、事務処理の簡便上、翌月から負担区分を変更する。

昭和40年７月13日付民保護発第 644号民生局長通知
昭和42年12月25日付民保護発第1124号民生局長通知
平成15年３月25日付福生保第1402号生活福祉部長通知
平成18年９月29日付社援発第0929017号社会・援護局長通知

第３　資産の活用

（問３－１）　**被保護者の自動車の保有（Ｈ２２年度修正版）**

被保護者の自動車保有は、どのような場合に認められるか。

被保護者の自動車保有は、地域の普及率にかかわらず、一定の条件のもとにおいて限定的に認められている。その理由としては、自動車の利便性もさることながら、その購入費用や処分価値が一般に大きいこと、維持費や駐車場の経費が最低生活を圧迫しかねないこと、また、事故の場合の被保護者の負担能力に問題があること等が挙げられる。さらに、地域の低所得層の生活実態との均衡及び生活感情をも考慮すれば、現時点では、自動車保有を原則的に容認する段階には至っていない。

被保護者の自動車保有は、次の場合に認められる。

１　事業用品としての自動車

その自動車が現に事業の用に供されている場合、又は近々事業の用に供される場合であって、その活用により相当程度の収入をあげており、あるいはあげることが期待され、世帯の自立に効果的と認められる場合

＊「事業の用に供されている」と判断する場合の基準

当該就労によって得られる収入の額が、自動車の維持に要する経費を著しく上回っていること

２　生活用品としての自動車

(1)　障害者が通勤用に使用する場合

(2)　以下の者が、通勤用に使用する場合

①　公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者等

②　勤務先が公共交通機関の利用が著しく困難な地域にある者

③　深夜勤務等の業務に従事している者

＊「通勤用」と判断する場合の基準

ア　勤務日数、勤務時間等が、その者の身体状況及び生活状況から判断して合理的な水準であり、稼働能力の十分な活用が図られていると認められること

イ　公共交通機関の利用が著しく困難であるか否かは、例えば駅やバス停までの所要時間、公共交通機関の１日の運行本数、当該地域の低所得者世帯の通勤実態を踏まえ、実施機関で総合的に判断するものである。

ウ　公共交通機関の利用が可能な保育所等（小学校入学前の児童に限る。）が近隣にないか、転入所がきわめて困難であり、転職するよりも現在の仕事を継続することが自立助長の観点から有効であると認められた場合、保育所等の送迎のための通勤用自動車の保有も認められる。

エ　深夜勤務等通勤時に交通機関の利用ができない業務に就業している場合には、

実際の交通手段を確保できないという事実があることを前提に、保有容認し得るか否かを検討するものである。

オ　保護開始時、失業や傷病により就労を中断しているが、概ね６か月以内に就労し保護から脱却することが見込まれる者であって、自動車の処分価値が小さいと判断されるものは、処分指導を保留することができる。~~ｲ~~求職期間中の使用は認められないが、公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住している者は、求職活動に必要な場合に限り使用が認められる。

(3)　障害者（児）が通院、通所及び通学に使用する場合

＊「通院・通所等用」と判断する場合の留意点

ア　「定期的利用」とは、おおむね月２回以上をいう。

イ　実施要領上の「自動車維持費用が他からの援助、他施策等によりまかなわれる」とは、各種手当の収入認定除外分、燃料費補助、世帯外の親族等からの指定付き援助等をいうほか、援助可能な親族等がいない場合、障害者加算（他人介護料を除く）の範囲で賄うことも認められる。

ウ　公共交通機関の利用が著しく困難な障害の程度については、下肢、体幹機能障害、内部障害等により歩行に著しい障害を有する場合、知的障害者にあっては多動、精神障害者にあってはてんかんが該当すると考えられる。身体障害の場合に限っては、現時点で障害の判定がされていなくても、近い将来、障害の程度の判定を受けることが確実に見込まれる者については保有が認められる。

上記の保有要件に該当しない場合には、自動車の保有は認められないこととなるが、世帯個別事情によっては保有を容認すべき事例も考えられるため、このようなときには、個別ケースに応じて判断し、厚生労働大臣に情報提供する。（厚生労働大臣への情報提供については、問12－15参照）

局長通知第３－３
別冊問答　問 3－14 ～ 問 3－19
課長問答　第３の９、第３の９の２、第３の12

（問３－２）　**保有の認められている自動車の買換え（Ｈ２２年度修正版）**

保有を容認されている自動車が、古くなって使用に耐えなくなった場合、買換えをすることは認められるか。

自動車の買換えは、扶養義務者等からの援助による場合には認められてきたが、保護費

のやり繰りによる貯えで自動車を買い替えることは本来最低生活の維持に充てるべき保護費によって資産を形成することとなることや、最低生活の維持に支障を来す恐れがあることから、容認しない取扱いとしてきた。しかし、課長問答第3の18の規定により、保護費のやり繰りによる貯えが生活保護の趣旨目的に反しない限り活用すべき資産にはあたらないものとして、次のいずれにも該当する場合には保有を容認された自動車の更新が認められることとなった。

1　保有が容認されていた自動車が使用に耐えない状態となった
2　保有が容認されていた事情に変更がなく、自動車の更新後も引き続き課長問答第3の9又は同第3の12に掲げる保有の容認要件に該当する
3　処分価値が小さく、通勤、通院等に必要な範囲の自動車と認められる
4　更新にかかる費用が扶養義務者等他からの援助又は保護費のやり繰りによって生じた預貯金等によって確実に賄われる

ただし、実施機関の事前の承認を得ることを原則とし、預貯金によって買換える場合には、不正の手段により蓄えられたものではないこと等を確認すること。また、自動車の価格や排気量等について十分検討し、その使用目的にふさわしい程度のものとすることが必要である。

なお、保護受給中の自動車の現物贈与については、処分価値のないものに限り従前から認められている。

問３－１において情報提供したケースについては、車種、経費の変更等状況に変動があれば、再度厚生労働大臣に情報提供することになる。

課長問答　第 3 の 18、第 3 の 23

（問３－３）　**バイクの保有　（Ｈ２０年度修正版）**

バイクを通勤用に使っている者から、保護の申請があった。保護を開始することとなったが、バイクの保有は認められるか。また、生活用品として保有することは認められるか。

総排気量250cc以上のバイクについては、自動車の取扱いに準じて取り扱うべきものである。したがって、生活用品としての保有は認められない。

総排気量250cc未満のバイク及び原動機付自転車については、その処分価値及び主な使途等を確認したうえで、次の要件を満たすものについては保有を認めて差し支えない。

1　当該バイクが現実に最低生活維持のために活用されており、処分するよりも保有している方が生活維持及び自立助長に実効があがっていると認められること。
2　保有を認めても当該地域の一般世帯との均衡を失することにならないと認められること。

３　自動車損害賠償責任保険及び任意保険に加入していること。
４　保険料を含む維持費についての捻出が可能であると判断されること。

なお、通勤用・事業用のバイクは、その購入費用及び保有のための維持費は就労収入から必要経費として控除することができるが、それ以外の目的で保有を認める場合は、購入費用、保有のための維持費を必要経費として控除することはできない。

別冊問答　平成20年度新設分 、　課長問答　第8の23

（問３－４）　**冠婚葬祭互助会への加入**

冠婚葬祭互助会に加入している者から保護申請があったが、生命保険に加入している場合と同様と考え、加入が認められないときは解約指導を行わなればならないか。

生命保険も冠婚葬祭互助会（葬祭の場合に限る。）も、一定の条件のもとで解約すれば解約返戻金がでることから、保護開始時における「利用し得る資産」であるという点においては、同様の性格を持っている。したがって、冠婚葬祭互助会の場合も、解約返戻金が一定額を超えるときは、解約させ活用を求めるべきであると考えることができる。

しかし、生命保険の場合には、万一の場合に得られるものが死亡保険金という金銭であるのに対し、互助会の場合には、葬祭という現物サービスとなっている。しかも、葬祭は、個人によって種々の考え方があるとはいえ、一般に社会通念上、特別な需要と考えられており、生活保護法においても葬祭扶助として保障しているところである。

それゆえ、これの解約指導により葬祭給付の保障までも失わせることは、生活保護法が補足性の原理を持っているとしても、要保護者の理解を得ることに困難を伴う。したがって、冠婚葬祭互助会については、生命保険の場合の解約返戻金の目安である30万円という金額以内であれば、原則として、解約を要せず保有を容認することができるものとする。

ただし、解約返戻金が保護開始時における「利用し得る資産」であるということに変わりはないことから、法第63条の適用を条件に解約させないことができる取扱いとする。それゆえ、保護受給中に本人が任意に解約した場合には、開始時の解約返戻金相当額は収入認定の対象でなく、法第63条により返還させることとなる。

なお、保護受給中に加入者が死亡して葬祭の給付がなされた場合には、法第63条にいうところの「資力」が現実化する契機を失ったことになることから、返還金の問題はなくなり、法第63条の設定を解除することになる。

（問３－５）　**保護申請時の保険の取扱い（Ｈ２３年度修正版）**

生命保険に加入している世帯に保護を適用する場合の留意点について示されたい。

課長問答　第３の11により、保護適用後保険金又は解約返戻金を受領した時点で法第63条を適用することを条件に保険の保有を認める場合は、次の点に留意する。（なお、保護開始直後の解約返戻金の取扱いは、問１１－１４参照）

１　保護申請時に保有している保険の考え方

生命保険は被保険者の生死を保険事故とし、その事故が発生したときに保険者が一定の保険金を支払うことを約し、被保険者が保険料を支払うことを約する保険であるが、このように保険には「万一の場合に備える」という保障的性格に意味があり、日常の生活費の不足を補うために保険を中途で解約することは、むしろ例外とされている。したがって、生命保険の解約返戻金は「資産」とはいっても、払戻しを当然に予定している預貯金とはかなり性質を異にしているので、少額の解約返戻金まで活用を求めるのは社会通念上適当ではない。また、解約はかえって保護廃止後の世帯の自立更生に支障を生じさせるおそれもある。

これらの事情を考慮し、解約返戻金が少額であり、かつ保険料額が当該地域の一般世帯との均衡を失しない場合には保護開始にあたっても、直ちに解約して活用することを要しない取り扱いが認められている。ただし解約返戻金はあくまで「利用し得る資産」であるので、保険金等を受領した時点で所定の額を返還すべきものとされているのである。（課長問答　問第３の11）

２　保有が認められる保険の種類及び類型

１の趣旨から、保有が認められる保険の種類は、死亡、障害の危険対策を目的とする保険となる。なお、住宅積立保険など貯蓄性の強い保険は保有を認められないとされている。しかし、いわゆる掛け捨て保険以外は事故保障部分と貯蓄的性格部分を多かれ少なかれ合わせ持っている。また、今日の保険は種類が多様化しているため、保険を性格によって一義的に分類することは困難となっている。ここでは、貯蓄性の強い保険とは、死亡・障害保険金給付のないものとする。

原則として、保険事故が発生した場合に、その利益が当該被保護世帯に帰属するものについて、保有が認められる。

したがって、保険の契約者、被保険者及び受取人が誰になっているかを把握した上で、判断する。

(1)　保険の契約者が、当該被保護世帯員でない場合は、そもそも解約指導の問題は生じない。また、保険の契約者は当該被保護世帯員となっているが、実際に保険料の支払いを行ってきたのは当該被保護世帯以外の者であることが立証されるときには、現実に即して処理する。

(2)　保険事故発生時の利益が当該被保護世帯に帰属しないものは、利益が当該被保護世

帯に帰属する契約に変更することを条件に保有を認めることができる。

(3)　単身者であっても、入院の際の入院給付、後遺障害等に対する給付等が見込まれ、世帯の自立に役立つと判断される場合は保有を認める。

3　解約返戻金の多寡

解約返戻金の額が少額かどうかの判断は、当面、30万円または最低生活費（介護扶助、医療扶助を除く）の概ね３ヶ月分を超えているかどうかを目安にして、判断する。

なお、解約返戻金を担保に貸付を受けているときには、実際の受けられる解約返戻金の額で判断する。

4　保険料

一般世帯との均衡に留意するとともに、当該世帯の最低生活費と保険料とのバランスを考慮し、生活扶助基準の15%程度以下を目安とする。

5　加入の継続を認めた場合の取扱い

(1)保護開始時に既に生じている解約返戻金に相当する額については、「保護開始時の資力」であるため、後日、死亡や満期等により契約終了に伴う保険金を受領した時点、あるいは解約して解約返戻金を受領した時点で、法第63条により返還を求めることとなる。

このため、開始時にその旨を文書により通知しておくことが望ましい。併せて、保険金等を受領した際の収入申告義務についても、周知を徹底しておく。なお、この場合においてこれまでの払込保険料を必要経費として控除することは認められない。

(2)　開始時には解約返戻金が生じていない保険については、「保護開始時の資力」はないことから、法第63条による返還の問題は起こらない。

(3)　生存一時金、祝金等、一定の事実に基づく給付を受領した場合は保険事故による保険金を受領したものと同様に扱う。

(4)　配当金は、保護受給中の預貯金同様に取り扱い、使用目的が生活保護の趣旨目的に反しない場合は収入認定の対象としない。

6　その他

保護申請時の保険については、保有の可否を問うのではなく、解約返戻金を資産として活用させるという趣旨で検討する。活用方法は、本人の意思を尊重し、解約又は借り入れを選択させる。

（参照）問３－６「学資保険の取扱い」
問８－34「被保護者の累積金について」
課長問答　第３の11
第３の20

種類	保険	学資保険	預貯金
性格	保険	預貯金	預貯金
保護申請時の取扱い	危険対策を目的とする保険は、保険本体の保有を認める。 （ただし、解約返戻金が30 万円又は最低生活費の３か月分をこえる場合、こえる部分の解約返戻金部分は資力として活用を求める。） 開始時の解約返戻金相当額は法第63 条を適用する。	１世帯あたりの解約返戻金の額が 50 万円以内であれば、保有を認める。解約返戻金が 50 万円をこえる場合は、こえる部分の解約返戻金部分は資力として活用を求める。 開始時の解約返戻金相当額は、法第 63 条を適用する。	(程度の決定において)世帯の最低生活費の 1／2 まで保有を認める。 1／2 をこえる部分は収入認定とする。
保護受給中の取扱い	加入は可能だが、保有容認できるものは、当該世帯の危険対策を目的としたものに限られる。	加入は可能であり、受給中の加入であれば、解約返戻金の取扱いは、保護受給中の預貯金に準じた取扱いとする。	使用目的が生活保護の目的に反しない限り、資力として認定することを要しない。 （問８－34 参照）
解約した場合の取扱い	開始時の解約返戻金相当額は法第63 条返還の対象となる。 保護受給中に増加した解約返戻金は、保護受給中の預貯金に準じて取り扱う。	開始時の法第 63 条適用部分は返還対象（返還額を減免する場合を除く。）となる。 ただし、解約返戻金が就学等の費用にあてられる場合は、返還を要しない。	
保険金を受領した場合の取扱い	自立更生に充てられる額を除いて、次第７－３－（2）その他臨時的収入として収入認定する。 ※ただし、満期保険金は保護受給中の預貯金に準じて取り扱う。 （開始時の解約返戻金相当額は、法第63 条の返還対象となる。）	給付された満期保険金、は、保護受給中の預貯金に準じて取り扱う。 （開始時の解約返戻金は相当額は、法第 63 条の返還対象となる。ただし、解約返戻金が就学等の費用にあてられる場合は、返還を要しない。）	

（問３－６）　**学資保険の取扱い**

学資保険を保有する世帯から保護の申請があった場合、解約を指示すべきか。また、保険金を受け取った場合の収入認定上の取扱いはどうするか。

学資保険には、様々なタイプがあるが、分類上は保険である。しかし、子どもの進学に対する金銭的な蓄えを月々行うことがその目的であること、いわゆる保険の要素も含まれてはいるものの、その危険負担性は補償事故発生時の月々の保険料負担の免除にすぎないことなどから生命保険とは性格が異なっている。一方で費消しないまま残した預貯金等と全く同様に取扱うことも適当ではない。

したがって、学資保険については、①同一世帯員の構成員である子が１５歳又は１８歳時に、同一世帯員が満期保険金を受け取るものであること、②満期保険金又は満期前に解約した場合の解約返戻金の使途が世帯内の子の就学に充てることを目的にしたものであること、③開始時の解約返戻金の額が１世帯あたり５０万円以下であること、の３つの条件を満たす場合に保有を認め、解約させることなく保護を行なって差し支えない。ただし、保護開始にあたって、開始時解約返戻金相当額については、法第６３条の返還対象設定とする通知を行うとともに、返還を求める場合と返還を免除することができる場合それぞれの説明を行う必要がある。

なお、開始時の解約返戻金の額が５０万円を超える学資保険を保有する世帯については、当該超える部分が生活保護法上の「活用し得る資産」にあたることを説明のうえ、解約返戻金の一部を貸付金として借り入れる等の方法によって活用を求めること。

満期保険金又は解約返戻金を受領した場合は、開始時の解約返戻金相当額は、法第６３条の適用により返還対象となるが、就学等の費用に充てられる額の範囲内で自立更生に当たる経費として返還免除とすることができるものである（高校等就学費用との関係については、問６－81参照）。

開始時の解約返戻金相当額以外は、保護費のやり繰りによって生じた預貯金の取り扱いに準じて検討すること（使用目的が生活保護の趣旨目的に反しない限り、資産とはみなさず、収入認定の対象としない）。

課長問答　問３の19・20

（問３－７）　**個人年金の取扱い**

生命保険会社の個人年金保険に加入し、申請時に既に保険料の支払いを終え、月額２万円の保険金を受領している場合、どう取り扱えばよいか。

生命保険会社の積立年金保険や郵便局の養老保険は、国民年金や厚生年金といった公的年金制度とは異なり、本人の積み立てた原資を基に、老後に年金形式で保険金の給付を受けるものである。従って、一般的には積立金を解約して一時金として受領することが可能である。

生活保護法上は、年金等の公的給付としてではなく保険として取扱い、他の生命保険契約と同様に、返戻金の額、保険料額、給付内容を把握した上で保有の可否を検討する。設問のように月額２万円の給付を得るためには、ある程度の積立金が積立てられていることが推測されるので、その金額の確認を要する。一時金（解約返戻金）として受領した場合、受領金額が保険給付と比較すると本人に不利になる場合があるが、保有の可否を判断する基準は一般の生命保険の解約返戻金の保有容認限度額と同様である。

保有が容認された場合及び保護受給中に加入した個人年金に基づく保険金収入は、次官通知第７－３－(2)－ウ（財産収入）に準じて、全額収入認定する。

なお、本設問は、すでに保険料の支払いを終えており、専ら保険給付を得るのみである事例の場合である。保護受給中に保険料の支払いを継続する必要があるのであれば、単に将来の保険給付を期待して資産形成を行なうための個人年金は加入及び保有継続を認めることが適当でないものとなるので、注意が必要である。

（問３－８）　**保護受給中の保険加入の取扱い　（Ｈ２０年度修正版）**

保護受給中の保険加入の取扱いはどのようになるか。

被保護者が、保護開始後に、最低生活上認められる範囲のやりくりにより、保険料を拠出して一定の任意保険に加入することは認められるものである。種類としては、危険対策を目的とするものに限られるものであり、貯蓄的性格の強い保険は認められない。

また、被保護世帯に保険による保障の効果の及ばないもの及び世帯員の危険を保障するものでないものは、被保護者に求められる生活上の義務（法第60条）から、好ましくない。同じく、保険金額及び月々の保険料についても、一般世帯との均衡を考慮する必要がある。

上記の点を踏まえる限り、被保護者が、保護受給中に保険に加入することは、自由である。そして、加入した保険が一定期間を経過すると、解約返戻金を生じることとなるが、この場合においても、解約返戻金の多寡によって途中で、解約指導を行う必要はない。

ただし、保険の加入及び継続を認めることは、後に保険から得られる収入が世帯の自由

な処分に委ねられることを意味するものではない、という点を十分に説明しておくことが大切である。

つまり、死亡保険金等の保険金を受領した場合、自立更生に充てられる額を除いて、次第７－３－(2)「保険金その他の臨時的な収入」として取り扱い、8,000 円をこえる額を収入認定する。これらの場合、それまでの払込保険料を収入から必要経費として控除することは認められていない。

ただし、任意に保険を解約し、解約返戻金を受け取った場合や、満期保険金（配当金、祝金等の一時金等も含む。）を受け取った場合は、預貯金に準じて取り扱い、使用目的が生活保護の趣旨目的に反しない場合は収入として認定しない。（これらの収入があてられる経費については、保護費の支給又は就労に伴う必要経費控除は必要ないものである。）

なお、学資保険については、問３－６参照のこと。

課長問答　第３の20
別冊問答　問 328

（問３－９）　**保護受給中の預貯金の取扱い**

被保護者が保護受給中に預貯金をすることは認められるものであるか。

被保護者が保護受給中に預貯金をしている場合、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと判断されるときは、法第４条にいう「利用し得る資産」の形成にはあたらない。

つまり、単に将来の出費に備えるという意味での蓄財一般は認められないが、生活保護の趣旨目的に沿った具体的な目的を持った蓄えについては、それらが預貯金という形をとっていたとしても「利用し得る資産」とはならないものである。

次に、上記の範囲を超えた預貯金の保有が判明したときには、最低限度の生活維持のために活用を求めることとなるが、直ちにこれを収入認定するのは好ましくない。一定額を超える預貯金を保有しているということは、これまで食事や衣料等の生活必需品を極度に切り詰めて生活してきた結果と考えられ、その世帯はどこかに最低限度の生活に欠けるところが生じていることが多いものである。

それゆえ、範囲を超えた額については、まず、最低限度の生活に欠ける部分を補い、生活基盤を回復させるために使うよう指導することとなる。最低限度の生活に欠ける部分を補っても更に残余の額がある場合は活用しうる資産として活用を求めることとなる。

課長問答　問３の18

参照　問８－34

（問３－10）　**居住用資産の保有否認　（Ｈ２０年度修正版）**

居住用資産保有ケースについてケース診断会議で検討した結果、保有を否認したが、処分指導が困難な場合はどのような場合があるか。

被保護世帯が保有し居住の用に供せられる家屋及び家屋に付属した土地については、当該資産の処分価値が一定基準〔ケース診断会議選定基準額：標準３人世帯（１級地－１）の基準生活費の10年分＋住宅扶助特別基準額（１級地－１： 1.3倍額）の10年分＋高額療養費自己負担限度額の10年分〕を上回る場合は、ケース診断会議において保有の要否及び援助方針を検討する。

検討の結果の援助方針は、以下の４点に大別される。

１　居住用資産の保有を認める場合
２　保有を否認するが処分指導を保留する場合
３　保有を否認し、売却以外の活用を指導する場合
４　保有を認めず処分を指示する場合

２の「保有を否認するが処分指導を保留する場合」とは、資産の処分価値が大きく保有を容認することはできないが、知的障害のある単身世帯で、資産の売却を行うといった重要な法律行為を行うことが困難な場合等が想定される。この場合、成年後見制度等の活用が可能であれば、必要な手続をふまえたうえで、処分指導の留保を解除することが望ましい。

３の「保有を否認し、売却以外の活用を指導する場合」とは、再建築が不可能な土地(例：他人の土地に囲まれ道路に接していない土地)等、立地条件から売却が困難な不動産を保有する場合に、賃貸等の活用を指導する方針を選択する場合等が想定される。

１の場合を除き、保有を否認した場合は、法第63条を設定した旨を文書で通知する必要がある。この場合、文書を送付する事のみで済まさず、査察指導員が同行して、生活保護の趣旨を十分に説明し、被保護者の理解を得るようにする。具体的な処分指導は個々のケースに応じて最も適当と思われる方法で行う。

平成８年３月21日付７福生保第1501号福祉局生活福祉部長通知

（問３－11）　**ローン付き住宅の取扱い**

ローンの支払いが残っている住宅の所有者から生活保護の申請があった。保有を容認するのは、どのような場合か。

ローン完済前の住宅を保有している者を保護した場合は、結果として保護費から返済を行うことになるので、原則として保護の適用を行うべきではない。（資産の処分が困難で生活の困窮状態が急迫した状況にある場合は、保有を否認し法第63条を設定した上で保護を開始する。）

しかし、マンションの処分価値が居住用資産として保有が認められる程度のものであって、ローンの支払いの繰り延べが行われている場合、又はローン返済期間が短期間であり、かつローン支払額も少額である場合には、保有を認め保護を適用することができる。

保有を容認するかどうかは、地域の住宅事情、世帯の状況も含めて判断すべきであり、返済期間、ローン支払い額の基準を一律に示すのは困難である。目安としては、例えば、期間は５年程度、金額は月毎の支払額が世帯の生活扶助基準の15％以下程度、ローンの残額が総額で３00万円以下程度が考えられるが、個別事例ごとに慎重に判断すべきであろう。

ローン返済を別世帯の親族が肩代わりし支払う場合も、上記の基準を基に、恵与金のうち自立更生に当てられる額として、収入として認定しないことが可能である。

課長問答　第３の14
別冊問答　問 128

（問３－12）　**要保護世帯向け不動産担保型生活資金の利用（Ｈ２３年度修正版）**

要保護世帯向け不動産担保型生活資金の利用が可能な世帯に対し、どのように援助していけばよいか示されたい。

要保護世帯向け不動産担保型生活資金は、要保護状態にある高齢者世帯に対し、長年住み慣れた住居に住み続けながら居住用不動産の活用を促す施策として、平成19年４月に開始された制度である。生活福祉資金の一類型として、東京都社会福祉協議会を貸付主体として運営されている。当制度の概要は以下のとおりである。

１　対象世帯
借入申込者及び同居の配偶者が65歳以上である世帯

２　対象不動産

・評価額が500万円以上である居住用不動産（集合住宅含む）

・賃借権、抵当権等が設定されていないこと

・本人の単独名義又は配偶者との共有名義になっていること

３　生活保護制度との関係

貸付資金の利用が可能な世帯に対しては、貸付資金の利用が生活保護に優先するため、当該貸付による資産活用を求めることになる。

貸付が開始された場合、保護の停止又は廃止をすることとなるが、貸付期間中は、申請時や保護受給中の記録、貸付に係る書類を保管しておくとともに、借受人の実態把握、貸付額変更に関する意見書の提出等を行う必要がある。

なお、貸付開始日以前に支給された保護費については、法第63条による返還請求を行わないものである。（貸付日以前に当該居住用不動産の保有を否認していた場合も同様。）

平成19年3月30日付社援保発第0330001号

「要保護世帯向け不動産担保型生活資金の生活保護制度上の取扱い及び保護の実施機関における事務手続きについて」

局長通知　第３－１－（１）・第３－２－（１）

課長問答　第３の21・22

第10の12－２

第４　扶養義務の取扱い

（問４－１）　**扶養義務の取扱い**

扶養についての基本的な考え方を示されたい。

法第４条（保護の補足性）第２項において民法に定める扶養義務者の扶養が生活保護に優先して行なわれるものとされている。扶養は第４条第１項とは異なり、保護の前提となる要件ではない。

さらに民法上、扶養の履行は当事者間の協議を前提とし、協議が整わないときに家庭裁判所が定めることとされている。このことから、生活保護の実施要領上も扶養の履行は努めて当事者間における話し合いによって解決し、円満裡に履行させることを本旨として取り扱うこととしている。

つまり、生活保護法上の扶養の取扱いは、民法の規定により扶養が行なわれた時に、その援助された額を収入認定するという意味であり、実施機関に扶養の履行を強制する権限はない。

一方、生活保護の利用を考える者は、生活困窮に至る過程で扶養義務者との関係が疎遠となっている者が多い。また社会の扶養意識も変化していることから、扶養の履行を要請することが、要保護者の心理的負担となっている実情にある。

以上のことから、生活保護の実施にあたっては、要保護者に対し、扶養が保護適用の前提要件であるといった誤解を与えないよう、扶養の考え方、扶養調査の方法等について、的確に説明する必要がある。特に相談時に「扶養届」等の用紙を交付し、記入を義務付ける等の取扱いは行なってはならない。また、申請受理後に行なった扶養照会に対する回答が遅れていることを理由として、法定期間内の保護の決定を怠ってはならない。

（問４－２）　**扶養義務調査について**

扶養義務調査を実施するにあたっての基本的な考え方及び留意点について、示されたい。

扶養調査は問４－１の基本的考えを踏まえる必要があり、全扶養義務者に対して機械的に一律な文書照会を行うような取扱いは行わないこと。（別紙「扶養調査の流れ」参照）

扶養調査において、特に留意すべきことは以下のとおりである。

１　扶養能力調査（照会）は、扶養義務者として把握した者のうち、重点的扶養能力調査対象者（生活保持義務関係にある者。それ以外の親子関係にあり、扶養の期待可能

性のある者。過去に扶養を受ける等特別の事情があり、扶養能力があると推測される者。）に対して行う。

２　扶養照会は、扶養履行の要請ではなく、扶養の意思（可否）の確認及び扶養可である場合の扶養の程度と方法を調査するものである。

３　扶養の内容は、金銭的な援助に限らず、被保護者に対する定期的な訪問、電話、手紙のやり取り、一時的な子どもの預かり等の精神的な支援（金銭的な支援以外の間接的な支援）も含まれるものである。

（問４－３）　**扶養義務者の存否の確認**

扶養義務者の存否の確認を行うに当たって、確認対象者の範囲、確認内容及び確認方法について示されたい。扶養義務調査を実施するにあたっての基本的な考え方及び留意点について、示されたい。

１　確認対象者の範囲

原則として、絶対的扶養義務者（配偶者、直系血族及び兄弟姉妹）を対象とする。

相対的扶養義務者（３親等内の親族）については、要保護者本人からの申告により、①現に扶養を行っている者、②扶養義務の履行が期待される特別の事情があり、かつ、　扶養能力があると推測される者がある場合にのみ、対象とする。

２　確認内容

上記１の範囲にある者について、氏名、生年月日、住所、要保護者との続柄、性別等を把握する。

３　確認方法

要保護者からの申告によることを基本とし、更に保護実施上の必要があるときのみ、戸籍謄本等により確認する。

＊扶養義務の履行が期待される特別の事情　　課長問答（第３のⅡの１）参照

（問４－４）　**扶養の期待可能性の検討**

扶養義務者の存否の確認の後、扶養の期待可能性の検討を行うときの留意事項について示されたい。

扶養の期待可能性の検討は、要保護者の扶養義務者として把握された者について、その

職業、収入、要保護者との経済的なつながり等を要保護者その他から聴取する等の方法によって扶養の期待可能性の有無を検討するものである。

その際、要保護者から扶養義務者に扶養能力がない旨の申立てがなされ、それが真実であることが推定され、かつ、その事情が妥当と判断される場合には、扶養照会を省略して差し支えない。ただし、当該扶養義務者が生活保持義務関係にある場合は、扶養照会を省略することなく、関係機関に対して照会する等、事情の確認に努めること。

なお、扶養照会を省略する場合でも、当該扶養義務者の職業、収入、家族構成等の生活の状況と扶養能力がないと判断した理由を記録しておくこと。

＊　参考　［扶養照会を省略して差し支えない例］

ア　被保護者

イ　社会福祉施設入所者及び実施機関がこれらと同様と認める者

ウ　要保護者の生活歴等から特別な事情があり明らかに扶養が期待できない者

エ　夫の暴力から逃れてきた母子等当該扶養義務者に対し扶養を求めることにより明らかに要保護者の自立を阻害することになると認められる者

オ　所得税非課税者（無収入の主婦等）であることが明らかな者

カ　老親等で子等に扶養されている者

キ　未成年者

課長問答　第３のⅡの２

（問４－５）**要保護者の生活歴等から特別な事情があり明らかに扶養が期待できない者**

扶養の可能性の検討にあたって、要保護者の生活歴等から特別な事情があり明らかに扶養が期待できない者と判断できるのはどのような場合か。

都内の被保護世帯の実態に基づき、出身地や家族の元を離れ、就労等の理由により上京した後、長期間（１０年間以上）音信不通となっている場合等は、個々の実状に応じて、扶養の期待可能性のない者として取り扱って差し支えない。

また、親族が都内近隣に居住する場合についても、生活困窮に至る過程で疎遠になっているような事例もあることから、過去１年以上の間、音信も含め全く交流関係が途絶えている場合は、同様に取り扱って差し支えない。

（問４－６）　**扶養照会又は関係機関等による扶養能力の調査**

扶養の可能性の検討の結果、扶養照会等を行う必要があると判断された者に対して、調査・照会を行うときの方法、留意事項について示されたい。

扶養義務の取扱いは、生存権保障としての生活保護制度のあり方と国民一般の扶養の実態及び扶養意識とに深く関わっている。また、個々の扶養調査は、要保護者と重点的扶養能力調査対象者それぞれの個別的な関係を踏まえた上で、適切に行われなくてはならない。したがって、画一的、機械的な取扱いを避けるよう十分留意すること。

１　調査の方法

(１)　管内の重点的扶養能力調査対象者については、原則として実地調査とする。

(２)　管外の重点的扶養能力調査対象者については、原則として書面により照会する。

(３)　重点的扶養能力調査対象者以外の扶養の期待可能性のある扶養義務者に対しては、原則として書面により照会する。なお、実施機関の判断により、電話連絡により行っても差し支えない。

①　書面により照会する場合の取扱い

ア　回答期限を付して、照会する。

イ　期限までに回答がないときは、必要に応じて再度期限を付して、照会する。

ウ　更に、回答がないときは、必要に応じて居住地を所管する福祉事務所に書面をもって調査依頼を行うか、又は、その居住地の市町村長に照会する。

エ　イ・ウの段階で扶養の意思がないと判断される場合はその旨を記録する。

②　重点的扶養能力調査対象者に直接照会を行うことが不適当な場合の取扱い

関係機関等に照会を行い、なお扶養能力が明らかにならないときは、必要に応じて居住地を所管する福祉事務所に書面をもって調査依頼を行うか、又は、その居住地の市町村長に照会する。

③　重点的扶養能力調査対象者以外の扶養義務者に直接照会を行うことが不適当な場合は、扶養の期待可能性がないものとする。

２　調査の内容

扶養義務者の世帯構成、職業、収入、課税所得、社会保険の加入状況、税法上の扶養控除及び家族手当の受給状況、他の扶養履行の状況

３　留意事項

①　扶養照会を行うことを事前に要保護者に説明し、了承を得ることが好ましい。
要保護者が希望する場合は、要保護者本人から当該扶養義務者に照会文書を渡す。
要保護者が扶養照会を強く拒否する場合は、理由を確認し、照会を一旦保留し理解を得る。

②　扶養調査又は照会は、扶養義務者から要保護者に対して扶養義務履行の意思があるか否かの確認であること。

③　扶養親族が在住する地域を管轄する福祉事務所又は区市町村への調査依頼に当た

っては、その理由、経過等を事前に相手方に説明すること。

④　扶養義務者から扶養する旨の回答を受理した場合には、被保護者に対して、現に扶養が行われていること及びその内容を確認し、収入申告書を徴した上で収入認定を行うこと。また、その後の履行状況についても、定期的に確認し、収入申告書を徴取すること。

⑤　扶養届が未提出又は提出された扶養届の記載内容が不十分なため当該扶養義務者の生活の状況が把握できないときは、関係機関への照会等により、世帯構成、職業、収入、課税所得等について調査し、記録しておくこと。この場合、特に１親等の直系血族については再照会あるいは関係先への照会を行って、必要事項を把握しておくこと。

⑥　生活保護の実施に当たっては、実際に扶養が行われた場合に、はじめてこれを被保護者の収入として取り扱うものである。また、扶養照会に対する回答が遅れた場合（未提出を含む）であっても、そのことを理由として、法定期間内に行なうべき保護の決定（開始若しくは却下）を遅滞させることはできない。

⑦　扶養援助が行なわれないことのみをもって却下することはできず、真に求められるべき扶養の履行が実施されない場合には、別途、法第７７条による費用の徴収手続を検討することになる。また、そのような場合であっても、努めて当事者間における話合いによって解決し、円満裡に履行させることを本旨として取り扱うべきものであること。

（別紙）　扶養能力調査の流れ

1　扶養義務者の存否の確認

対象者　A　配偶者・未成熟の子の親　B　直系血族（Aを除く）　C　兄弟姉妹

内　容
・　氏名、生年月日、住所、要保護者との続柄、性別等を把握する。

方　法
・　要保護者からの申告によることを基本とし、婚姻関係、子供、親の存在の確認の必要がある場合のみ戸籍照会を行う。（Cについては長年音信不通の場合等は2①の扶養期待可能性がないことから、氏名等判明している範囲のみ把握、記録する。）

2　扶養能力の調査

①　扶養の期待可能性の検討

方　法
・　1により確認された扶養義務者について、要保護者その他から、それぞれの職業・収入、要保護者との経済的つながり等を聴取して扶養の期待可能性を検討する。
・　過去１０年以上の間、全く交流関係が途絶えている者については、本人が照会を希望する場合を除き、扶養の期待可能性がない者として取り扱って差し支えない

・　扶養の期待可能性がない者として取り扱うことができる者の例
ア　被保護者
イ　社会福祉施設入所者及び実施機関がこれらと同様と認める者
ウ　要保護者の生活歴等から特別な事情があり、明らかに扶養が期待できない者（長期間音信不通となっている場合等）
エ　夫の暴力から逃れてきた母子等当該扶養義務者に対し扶養を求めることにより明らかに要保護者の自立を阻害することになると認められる者
オ　所得税非課税者（無収入の主婦等）であることが明らかな者
カ　老親等で子等に扶養されている者
キ　未成年者

↓

②　扶養照会

対象者　A　配偶者・未成熟の子の親（生活保持義務関係にある者）
・　原則として扶養照会を行う。ただし、夫の暴力から逃れてきた母子等当該扶養義務者に対し扶養を求めることにより明らかに要保護者の自立を阻害することになると認められる者については照会を保留する。

B　直系血族（Aを除く）　C　兄弟姉妹
・　①により扶養の期待可能性があると判断された者に対してのみ照会する。

方　法
・　扶養照会を行うことを事前に要保護者に説明し、了承を得る。要保護者が希望する場合は、要保護者本人から当該扶養義務者に照会文書を渡す。要保護者が扶養照会を強く拒否する場合は、理由を確認し、照会を一旦保留し理解を得る。
・　要保護者の生活圏内に居住する扶養義務者に対しては、原則として実地に面接の上扶養照会を行う。
・　その他の扶養義務者に対しては、原則として書面により照会する。

↓

3　扶養履行の確認

・　扶養義務者からの「扶養届」のみをもって、収入認定を行わず、要保護者からの収入申告に基づき収入認定を行う。
・　扶養が継続されているか否か、収入申告に基づき定期的に確認する。

↓

4　収入認定

第５　他法他施策の活用

（問５－１）　**年金の繰上げ受給**

老齢基礎年金の受給資格を満たしている６０歳以上６５歳未満の者は、繰上げ支給を請求できることとなっているが、他法活用の点から繰上げ支給の請求について指導を行うべきか。

保護は、「利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」を活用することを要件として行われることになっている。その意味では、繰上げ支給の申請を行えば受給が可能となる年金についても、活用を求める対象と考えることができる。

しかし、繰上げ支給される年金は、満６５歳になってから支給されるはずの年金額が減額されて支給されるものであり、被（要）保護者の今後の自立を展望すれば好ましいものではない。また、年金受給者の中で、繰上げ支給を受けることが一般的な例になっているとは言えず、福祉事務所の指導をもって繰上げ支給の請求を行わせることには問題が多い。

したがって、本人の純然たる希望により請求する場合の他は、繰上げ支給の請求の必要はないものである。

また、たとえ減額されることになるとはいえ、その繰上げ支給される年金を得ると保護の要否判定上保護が否となるような場合においても、繰上げ支給を請求するか否かは、あくまでも本人の選択に委ねるべきである。

なお、満６６歳以後に繰り下げて増額された年金を受給しようとすることは、生活保護制度の中では認められない。

（問５－２）　**厚生年金脱退手当金の取扱い（Ｈ２３年度修正版）**

６０歳代の被保護者の年金受給資格を調査したしたところ、加入年数が支給要件を満たさないことが分かった。厚生年金脱退手当金の申請指導を行うべきか。

厚生年金脱退手当金は、昭和１６年４月１日以前に生まれ、５年以上厚生年金に加入していた者で老齢基礎年金の受給権を有さない者に対して、本人の申請に基づき支給される。

脱退手当金の受給の可否については、年金事務所で年金受給資格等を調査の上判断することから、その判断に従って申請の助言指導を行う。

脱退手当金を受給した場合は、次第８－３（２）ア恩給、年金等の収入として認定する。

（問５－３）　**厚生年金（第３号被保険者）の特例について**

第３号被保険者の届けが遅れた場合の取り扱いについて、どのように指導すべきか。

第３号被保険者の届出が遅れたときには、２年前まで遡って第３号被保険者の期間となるが、それ以前の期間は「保険料未納と同じ取り扱い」となっていたものが、平成１７年４月から、国民年金の制度が変わり特例の届出を出すことによって、２年以上前の期間も第３号被保険者期間として取り扱い、将来その分の年金を受け取ることができるようになった。

ただし、平成１７年３月までに第３号被保険者の届出があり、社会保険庁において第３号被保険者に該当していながら「保険料未納の取り扱い」となっていると把握している期間については、特例の届出の必要はない。

（参考）

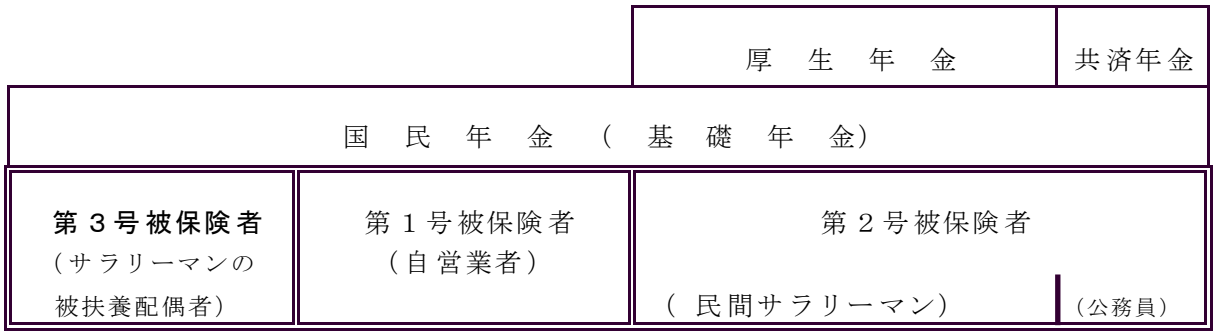

確定給付企業年金法（平成１３年６月１５日法律第５０号）

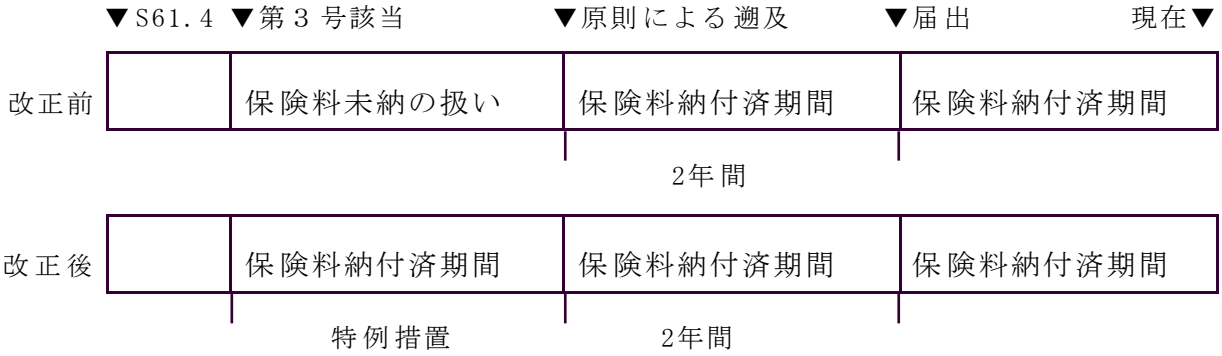

（問５－４）　**行旅病人の取扱い**

「行旅病人及行旅死亡人取扱法」に基づく行旅病人の取扱いについて、示されたい。

１　行旅病人の範囲

行旅病人とは、行旅中に病気等で歩行困難となり入院治療を要する状態に陥りながら、療養の途を有しないものをいう。ただし、生活保護法による保護を受けられる者は対象としない。

なお、行旅中とは、自己の生活圏を離れて旅行中の意であり、旅行中であるか否かは、住居もしくは居所を有しているか否か、就労しているか否か、外国人登録をしているか否か等により判断するものであること。

「住所」とは、各人の生活の本拠すなわち生活の事実上の中心となっている場所をいい、居住の客観的事実に本人の主観的意思を考慮して判断される。**「居所」**とは、人が継続して居住しているが、「住所」ほどその場所との結びつきが密接でないもの、すなわち、そこがその人の生活の本拠地であるというまでには至らない場所をいう。

行旅病人が日本人の場合は、生活保護実施機関が調査の上、その者が要保護者であれば生活保護法を適用する。

（行旅病人及行旅死亡人取扱法における救護の対象となる者）

救護の対象となる外国人は、永住者、定住者の資格をもっていない短期滞在等の外国人で、行旅病人及行旅死亡人取扱法（以下「行旅法」と略す）で定める要件を満たしたもの。就労活動を認められ健康保険に加入している者や就労活動を認められていないものであって、滞在が１年以上と見込まれ国民健康保険に加入している者は対象とならない。

現実には、観光ビザで入国したが、入国後就労中に病気になり救急車で入院したような事例も発生するが、旅行中であるかどうかは、その者の生活実態（住所又は居所の有無、就労の有無等）を総合的に検討して判断する。一定の場所に生活の拠点を形成して日常生活を営んでいる者は、その日常生活圏の中では旅行者とはいえない。

雇用されて働いている場合は、保険の適用がある場合もある。また、雇用主が援助する場合もあるので、折衝の必要がある。また、東京都においては「外国人未払医療費補てん事業」（参考資料15参照）を実施しているので、活用できるか検討すること。

２　行旅病人の取扱い機関

(1) 行旅病人の救護の責任を負うのは、救護を要する状態にある行旅病人の所在地を管轄する区市町村とする。

(2) 警察官が行旅病人を発見した場合は、発見場所を管轄する区市町村が救護の責任を負う。

(3) 救急隊が行旅病人を救護したときは、救護を開始した場所を管轄する区市町村が救

護の責任を負う。

(4) 行旅病人が自ら区市町村に救護を求めたときは、その区市町村が救護の責任を負う。

３　救護の方法及び程度

(1) 救護は行旅病人を医療機関に入院させて行う。

(2) 行旅病人に対する医療の給付は国民健康保健の診療方針及び診療報酬の例によることとし、その手続は別に定める。

(3) 行旅病人の入院中は別に定める基準の範囲で、必要な額の日用品費を支給する。

(4) 入院に際して、寝巻、洗面具等が必要なときは、別に定める基準（※）の範囲で必要な額を定める。

※別に定める基準　　生活保護基準の入院患者日用品費の額を準用する。また、本人の所持金がある場合は、入院患者日用品費の５０％に相当する額までは、被救護者が所持したまま基準額を計上して差し支えない。

※行旅病人と思われる外国人が入院し、医療機関から公的扶助についての適用について判断を求めるような相談があった場合には、区市町村職員は、直ちに病院に赴き（困難である場合には当該病院職員等の協力を得ながら）下記の事項を必ず確認すること。

・住所　・氏名　・国籍　・在留資格　・入国年月日　・身元保証人の有無
・外国人登録の有無　・就労許可と就労の有無　・保険の有無　・病状　・所持金

行旅病人及行旅死亡人取扱法の適用を検討すべき事例については、東京都（福祉保健局生活福祉部保護課医療係）に情報提供を行い、取扱いに関する事務上の確認をした上で、当該医療機関に医療の委託を行う。

４　救護費用の弁償

(1) 救護に要した費用は被救護者の負担とする。
　したがって、被救護者に所持金等の資力があるときは、費用の弁償を求めること。

(2) 被救護者から弁償金が得られないときは、扶養義務者の負担とする。
　なお、被救護者が外国人であるときは、領事館等を通じて本国の扶養義務者と連絡をとること。

(3) 扶養義務者からも費用の弁償を得られないときは、区市町村は、別途定める請求手続により、その費用を４半期ごとに取りまとめて、東京都に請求することになる。
（都は、対象及び内容について個々に審査を行ったうえで、支弁額を決定して、区市町村に交付する。支弁の対象にならない場合もあるため、必ず事前に照会及び確認を行なうこと）。

［照会先］
（都の所管窓口）　福祉保健局生活福祉部保護課医療係　０３－５３２０－４０６５

（参照）参考資料15　「行旅病人及行旅死亡人取扱法」の取扱いについて

（問５－５）　**国民年金任意加入時の生活福祉資金利用について**

（Ｈ２４年度新設）

国民年金任意加入のための生活福祉資金貸付制度を利用する際の、貸付金の収入認定と償還金控除の取り扱いについて、示されたい。

1　任意加入要件の確認

国民年金任意加入のための貸付限度額は５０万円である。あらかじめ、保険料納入時期や金額、年金の支給時期や支給額について、必ず年金事務所に確認の上、社会福祉協議会に貸付の相談をするよう、助言・指導する。

2　貸付の事前承認

貸付の利用については、実施機関の事前の承認を必要とする。複数年に渡る貸付が必要な場合も、その都度、事前承認が必要である。承認にあたっては東京都社会福祉協議会資料「「生活保護受給者の国民年金の任意加入を含む年金制度の活用時における生活福祉資金貸付制度の利用について」の貸付要件の運用上の取扱い」及び年金保険料貸付計画表により、貸付対象に該当することを確認する。

3　継続的助言

貸付金額によっては、貸付開始から償還まで数年間に渡ることもある。このことから、貸付から償還終了まで、福祉事務所（地区担当員）が貸付を受けた者への指導・助言を継続して行い、状況の把握や管理をする必要がある。複数年に渡る貸付が必要な場合は、次年度以降も手続きが行われるよう確認をする。

4　貸付金の収入認定除外

貸付金は、当該被保護世帯の自立更生のために当てられることにより収入として認定しない取扱いとする。

5　償還金控除

償還が確実に行われることを確認したうえで償還時に収入から控除する。償還金は年金受給額（特別徴収の介護保険料除く。）の全額償還が原則であるが、当該世帯の全収入から控除ができるため、償還中に世帯内に貸付を受けた者以外の収入があった場合は、その者の収入からも償還及び控除が可能である。

6　その他

①年金の受給により年金月額が保護基準を上まわり保護否となる場合であっても、償還中は償還金控除後の金額で要否判定を行い保護継続し、償還終了後に保護廃止とする。
②貸付利用による年金繰上げ支給の請求についての指導は、受給される年金額が減額されるため原則として行わない。繰上げ受給により保護否となり自立が見込める場合においても、あくまでも本人の選択に委ねるものである。

平成２４年３月２３日付２３福保生保第１０９５号生活福祉部保護課長通知

次第８－３－（３）－ウ
局第８－２－（３）－オ－（エ）
次第８－３－（５）－ウ
局第８－４－（３）
運用事例集　（問５－１）

第６　最低生活費の認定

１ 基準生活費等

（問６－１）　**最低生活費の日割り計算の原則**

保護の開始、変更、停止、又は廃止に伴って、最低生活費の日割り計算が必要となるが、その原則等について示されたい。

１　日割り計算の原則

保護の開始 …… その当日から基準計上

保護の停止、廃止 …… その前日まで基準計上

保護の変更 …… 変更日の前日まで旧基準とし、変更日から新基準

〈変更日〉

事実発生の翌日とするもの …… 世帯員の転出、死亡、退院、介護施設退所等

事実発生の当日とするもの …… 世帯員の出生、転入、介護施設から入院する場合、入院から短期入所を利用する場合等

なお、保護施設の入・退所の場合、日割り計算の方法については特例がある。（問６－３参照）

２　日割り計算を行わない特例

(1)　各種加算の計上又は認定変更が、翌月から算定されることになっている場合

(2)　介護保険料加算

(3)　保護受給中の者が月の中途で入院した場合の入院患者日用品費の算定

月の中途で居宅から入院した場合で１か月以上の入院が見込まれる場合は、翌月の１日から変更する。（月の初日の入院は当月初日から）

なお、上記の場合に当たるとして１日から変更したところ、１か月未満で退院する結果となったとしても、１日付の変更をやり直す必要はなく、退院日の翌日に退院変更を行えばよい

(4)　保護受給中の者が月の中途で介護施設に入所した場合の介護施設入所者基本生活費の算定

月の中途で居宅基準又は入院患者日用品費が計上されている者が、居宅あるいは病院から介護施設に入所する場合は翌月の1日から変更する。（月の初日の入所は当月初日から）

(5)　教育扶助

(6)　高等学校等就学費基本額（「学級費等」の特別基準設定分を含む）

(7)　月の中途で保護開始、変更、停止又は廃止となった場合で、日割り計算による家賃、間代の額を超えて１か月分の家賃、間代を計上する場合

(8)　被保護者が月の中途で転居した場合で、日割り計算による家賃、間代の額を超えて１か月分の家賃、間代を計上する場合。

(9)　保護受給中の単身者が月の中途で入退院した場合に、家賃、間代の１か月分を計上する場合
(10) 保護施設事務費

３　端数の取り扱い及び多人数世帯の調整

生活保護費にかかる端数の処理については、「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律」が適用される。具体的には、生活扶助費等各扶助の種類毎に世帯に対する毎月の支給額を１件とし、支給額に１円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てる。

多人数世帯の調整のため、生活扶助基準（第１類費）に逓減率を適用する場合には、同一世帯（基準計上にあたって、同一世帯にありながら寄宿舎等に別居する世帯員を分けて計算する場合には、同居の世帯員が４人以上となる場合に限る）の各世帯員の１類費の合算額に逓減率を乗じ、小数点以下を切り捨てたうえで１桁の位を切上げて１０円単位で基準額（月額）を算定する。

（注）世帯員の退院によって第１類費を計上すべき世帯員が増加し、逓減率の適用に変動が生じたときには、注意が必要となる。その場合には、退院日の翌日から逓減率を用いた変更後の１か月の基準を日割計算した額で月末までの基準を計上することになり、また、月の途中で世帯員数が変動することから再計算した結果、第１類費の日割額が端数となってもさらに１０円単位にするための処理はしない。
（他の扶助費の日割計算同様に、扶助費が１円単位となる。）

※平成１７年２月４日事務連絡参照

（問６－２）　**最低生活費の日割り計算の方法（保護施設を除く）**

保護の変更に伴う最低生活費の日割り計算の方法を示されたい。

保護の変更による日割り計算は、当該変更によって増減する最低生活費の増減額について日割り計算を行い、その結果得られた算出額を当該変更前の最低生活費の月額から加減する方法を原則とする。

また、当該最低生活費の増減額に乗除する日数の分母の数値は３０日（２月においては実日数）とし、分子の数値は当該月の実日数から変更前の最低生活費を計上すべき日数を控除した日数とする。

最低生活費の増減額　＝　変更前のひと月の最低生活費と、変更後のひと月の最低生活費との差額

変更　＝　世帯員の出生、転出、死亡及び月の中途の退院、施設入所等

〈　計算式　〉　変更後の当該月の最低生活費の額

$$\alpha - (A - B) \times \frac{\text{変更後の実日数}}{30\text{（2月においては実日数）}}$$

変更前に既に算出されている、当該月の最低生活費の額 ―――― α
変更前のひと月の最低生活費の額 ―――――――――――― A
変更後のひと月の最低生活費の額 ―――――――――――― B

注：　αは、変更を行おうとする前に既に算定されている、当該月の最低生活費の額である。

A及びBは、今回の変更の前後においてそれぞれ適用される、その世帯のひと月の最低生活費の基準額である。

日割り計算を行おうとする月において、既に算定されている最低生活費の額(α)が、日割り計算を含んでいない場合は、α＝Aとなる。

月の途中開始の場合で、日割り計算によって最低生活費を算定していたところ、その月に再び日割り計算が必要となったときは、当初に算定されていた当該月の最低生活費がαであり、また、月の途中開始以外の場合でも、日割り計算が既に一度行われているときに、その月のうちに再び日割り計算を行う必要が生じた場合には、当初に算定されていた当該月の最低生活費がαとなる。

これらの場合には、α≠Aとなる。

【具体例】

1　1月10日に保護開始した世帯が、1月26日に世帯員1人死亡の例
1月27日付、人員減変更
1月分（1/10～1/31）の最低生活費の額 ―――― α
死亡前の最低生活費の月額 ―――――――――― A
死亡後の最低生活費の月額 ―――――――――― B

$$\alpha = \frac{31 - 9}{30} \times A$$

$$\alpha - (A - B) \times \frac{31 - 26}{30}$$

2　2月10日に1人出生の例
2月10日付、人員増変更
出生前の最低生活費の月額 ―――― A
出生後の最低生活費の月額 ―――― B

$$\alpha = A$$

$$\alpha - (A - B) \times \frac{28 - 9}{28}$$

３　２月１０日に１か月以上入院していた者が退院した例

２月１１日付、退院変更
退院前（入院）の最低生活費の月額 ―――― A
退院後（居宅）の最低生活費の月額 ―――― B
α ＝ A

$$\alpha - (A - B) \times \frac{28 - 10}{28}$$

４　３月１０日に1人が転出した例
３月１１日付、人員減変更
転出前の最低生活費の月額 ―――― A
転出後の最低生活費の月額 ―――― B

α ＝ A

$$\alpha - (A - B) \times \frac{31 - 10}{30}$$

（問６－３）　**最低生活費の日割り計算の方法（保護施設の場合）（H24年度修正版）**

保護施設の入・退所に伴う最低生活費の日割り計算の方法について示されたい。

保護施設入所者の最低生活費の日割り計算は、以下のとおりとする。

１　基準生活費
変更前の最低生活費と変更後の最低生活費のそれぞれを日割り計算し、これを合算して最低生活費の額を確定する。
(1)　保護施設への入所又は保護施設からの退所の場合
入所又は退所の日を変更日とし、変更日まで旧基準を計上し、併せて新基準も変更日から計上する（加算を除く）。
(2)　保護施設入所者が同一の日に他の保護施設へ移動した場合
移動日を変更日として、両施設の在籍期間に応じて、各々基準生活費（加算を除く）を計上する。
【具体例】
１　４月1日時点で居宅基準であった者が４月１５日に保護施設に入所の例
４月１５日付、変更
(1)　変更後の４月分の基準生活費の額

$$A \times \frac{15}{30} + B \times \frac{30-14}{30}$$

居宅の基準生活費の月額 ―――― A

施設の基準生活費の月額 ―――― B

(2) 加算の算定

$$a \times \left(1 - \frac{(30-14)}{30}\right) + b \times \frac{30-14}{30}$$

在宅者にかかる加算額・・・a

入院患者又は保護施設入所者にかかる加算額・・・b

2　加算

(1) 同一の月において居宅基準生活費と入所基準生活費を併せて計上する場合、入所基準生活費が計上される間は入院患者又は保護施設入所者にかかる加算額を計上し、当該期間を除いた期間について在宅者にかかる加算額をそれぞれ日割り計算により計上する。

(2) 同一の月において保護施設と病院の間の移動又は保護施設間の移動の場合には、加算額は同一であることから、次のように計算する。

① 入・退院の場合

保護施設分を先に計算し、ひと月の加算額から差し引いた額を入院期間の分とする。

② 保護施設間の移動の場合

移動前の施設分を先に計算し、ひと月の加算額から差し引いた額を移動後の施設分とする

【具体例】

2　7月1日時点で保護施設に入所していた者が7月17日に入院した例

7月17日付、変更

(1) 変更後の7月分の基準生活費の額

$$A \times \frac{17}{30} + B \times \frac{31-(17-1)}{30}$$

(2) 加算の算定

$$\text{保護施設分}\ a \times \frac{17}{30} = c$$

入院分　a　－　c

入院患者又は保護施設入所者にかかる加算額 ―――――― a

保護施設分の加算 ―――――――――――――――― c

3　例外

(1) 入院の翌日に退院した場合の取扱い

入所保護施設基準は変更せず、入院患者日用品費のみ２日分を計上する。このことから、月のうち施設在籍と入院がダブっても、その変更によって１か月の入所保護施設基準額を超えることはない。

(2) 月の初日に保護施設を移った場合

新・旧両施設に施設事務費を支払うのではなく、新しい施設に対して施設事務費を支払うものとする。

なお、保護施設入所者の施設事務費、入所基準生活費等については、東京都国民健康保険団体連合会と十分連絡をとったうえ、取扱うこと。（運用事例集・問６－４参照）

施設入所・入院に関わる基準計上（日割計算の方法）の一覧表　Ｎｏ．１

・・から	・・へ	生活費の種類	生活費の計上方法 (日用品費)	ダブリの有無	根拠 局第７－２	加算
居宅	入院	居宅基準	保護受給中の者が月の中途で入院した場合、入院月の生活費の変更は要しない。（入院予定期間が１か月未満の場合は翌月変更も要しない）	無	（３）－エ	生活費の変更と併せて計上
		日用品費	入院の日の属する月の翌月初日から計上 （月の初日、開始時、停止解除日に入院している場合はその日から計上）	無	（３）－エ －オ	日用品費の計上と併せて計上
	救護・更生施設	居宅基準	入所する日を含めて日割り計上	有	（１）－イ	入所基準を計上する期間を除いた日数に応じて日割り計上
		入所基準	入所した日から計上（国保連払い）	有	（１）－ウ	入所基準の日割に応じて計上
	介護施設	居宅基準	保護受給中の者が月の中途で入所した場合、入所月の生活費の変更は要しない	無	（４）－イ	変更を要しない
		基本生活	入所の日の属する月の翌月から計上 （月の初日、開始時、停止解除日に入所している場合はその日から計上）	無	（４）－イ －ウ	基本生活費の計上と併せ計上
	養護老人ホーム	居宅基準	入所の前日まで日割り計上	無		入所の前日まで日割り計上
		生活基準	計上を要しない	－	38.8.1:社発第525号	計上を要しない
	告別表第1-1-3 障害者支援施設等	居宅基準	変更を要しない	無	（１）－ア	変更を要しない
		日用品費	入所の翌月から計上 （保護の開始された日又は保護を停止されていて再び開始された日に入所している場合はその日から計上）	無	（３）－エ	日用品費の計上に併せて日割り）計上

施設入所・入院に関わる基準計上（日割計算の方法）の一覧表　Ｎｏ．２

・・から	・・へ	生活費の種類	基準生活費の計上方法（日用品費）	ダブりの有無	根拠 局第７－２	加算
救護・更生施設	居宅	入所基準	退所の日まで日割り計上（国保連払い）	有	（１）－ウ	退所の日まで日割計上
		居宅基準	退所の日のから日割り計上	有	（１）－イ	入所基準を計上する期間を除いた日数に応じて日割計上
	入院	入所基準	退所の日まで日割り計上（ただし、入院の翌日に退院した場合は変更を要しない）（国保連払い）	有	（１）－ウ	退所の日まで日割計上。端数は施設切捨て
		日用品費	入院の日から日割り計上	有	（３）－カ	加算額（１か月の額）から施設分を引いて計上
	介護施設	入所基準	当該施設を退所の日まで計上（国保連払い）	有	（１）－ウ	退所の日まで日割計上。端数は救護更生施設切捨て
		基本生活費	入所の日から計上する	有	（４）－エ	入所の日から計上（ただし、母子、障害者加算は前施設分を引いて計上）
	救護・更生	入所基準	退所の日まで日割り計上（国保連払い）	有	（１）－ウ	退所の日まで日割計上
		入所基準	入所の日から日割り計上（国保連払い）	有	（１）－ウ	加算額（１か月の額）から前施設分を引いて計上
	養護老人ホーム	入所基準	退所の日まで日割り計上（国保連払い）	無	（１）－ウ	退所の日まで日割り計上
		生活基準	計上を要しない	－		計上を要しない
	告別表第1-1-3 障害者支援施設等	入所基準	退所の日まで日割り計上（国保連払い）	有	（１）－ウ	退所の日まで日割り計上
		日用品費等	入所の日から日割り計上	有	（３）－カ	加算額から前施設分を引いて計上

施設入所・入院に関わる基準計上（日割計算の方法）の一覧表　Ｎｏ．３

・・から	・・へ	生活費の種類	生活費の計上方法（日用品費）	ダブりの有無	根拠局第７－２	加算
介護施設	居宅	基本生活費	退所の日まで日割り計上	無	(４）－オ	退所の日まで日割計上
		居宅基準	退所の翌日から日割り計上	無	(１）－ア	退所の翌日から日割計上
	入院	基本生活費	退所の前日まで日割り計上	無	（４）－オ	退所の前日まで日割計上
		日用品費	入院の日から日割り計上	無	（３）－カ	入院の日から日割計上
	救護・更生施設	基本生活費	退所の日まで計上	有	（４）－オ	退所の日まで日割計上（母子、障害者加算は施設分を引いて計上）
		入所基準	入所の日から計上（国保連払い）	有	（１）－ウ	入所の日から日割計上
	介護施設	基本生活費 基本生活費	変更を要しない	無		変更を要しない
	養護老人ホーム	基本生活費	退所の日まで日割り計上	無	（４）－オ	退所の日まで日割り計上
		基準生活費	計上を要しない	－		計上を要しない
	告別表第1-1-3 障害者支援施設等	基本生活費	退所の日まで日割り計上	有	（４）－オ	変更を要しない
		日用品費等	入所の日から日割り計上	有	（３）－カ	

施設入所・入院に関わる基準計上（日割計算の方法）の一覧表　Ｎｏ．４

・・から	・・へ	生活費の種類	生活費の計上方法（日用品費）	ダブりの有無	根拠局第７－２	加算
入院	居宅	日用品費	退院の日まで日割り計上	無	（３）－キ	退院の日まで日割計上
		居宅基準	退院の翌日から日割り計上	無	（１）－ア	退院の翌日から日割計上
	救護・更生施設	日用品費	退院の日まで計上	有	（３）－キ	加算額（１ヶ月の額）から施設分を引いて日割計上
		入所基準	入所の日から計上（国保連払い）	有	（１）－ウ	入所の日から日割計上
	介護施設	日用品費	変更を要しない （経過措置により老健施設に入所して日用品費を計上していた者を含む）	無	（３）－キ	変更を要しない
		基本生活費	入所の翌月から計上	無	（４）－イ	入所の翌月から計上
	養護老人ホーム	日用品費	退院の日まで計上	無	（３）－キ	退院の日まで日割り計上
		基準生活費	計上を要しない	－		
	告別表第1-1-3 障害者支援施設等	日用品費等	日用品費は変更を要しない 食費等は入所の日から計上	無		変更を要しない

施設入所・入院に関わる基準計上（日割計算の方法）の一覧表　Ｎｏ．５

・・から	・・へ	生活費の種類	生活費の計上方法（日用品費）	ダブりの有無	根拠局第７－２	加算
養護老人ホーム	居宅	基準生活費	計上を要しない	－		計上を要しない
		居宅基準	退所の翌日から計上	－		退所の翌日から日割り計上
	入院	基準生活費	計上を要しない	－		計上を要しない
		日用品費	入院後も措置が継続している場合は計上を要しない 入院後に措置が切れた日から計上	無	（３）－カ	同左 同左
	救護・更生施設	基準生活費	計上を要しない	－		計上を要しない
		入所基準	入所の日から計上（国保連払い）	無	（１）－ウ	入所の日から日割り計上
	介護施設	基準生活費	計上を要しない	－	―	計上を要しない
		基本生活費	入所の日から計上	無	（４）－エ	入所の日から日割り計上
	別表第1-1-3障害者支援施設等	生活基準	計上を要しない	－		計上を要しない
		日用品費等	入所の日から計上	－		

施設入所・入院に関わる基準計上（日割計算の方法）の一覧表　Ｎｏ．６

・・から	・・へ	生活費の種類	生活費の計上方法（日用品費）	ダブりの有無	根拠局第７－２	加算
	居宅	日用品費等	退所の日まで計上	無	（３）－キ	退所の日まで日割り計上
		居宅基準	退所の翌日から計上	無	（１）－ア	退所の翌日から日割り計上
告別表第1-1-3 障害者支援施設等	入院	日用品費等	日用品費は変更を要しない	無		変更を要しない
		日用品費	食費等は退所の日まで計上			
	救護・更生施設	日用品費等	退所の日まで計上	有	（３）－キ	変更を要しない -
		入所基準	入所の日から計上	有	（１）－ウ	
-	介護施設 -	日用品費等	日用品費は入所月は変更を要しない 食費等は退所の日まで計上	無	（３）－キ	変更を要しない
		基本生活費	入所の翌月から変更	無	（４）－イ	入所の翌月から変更
	養護老人ホーム	日用品費等	退所の日まで計上	無	（３）－キ	退所の日まで日割り計上 計上を要しない
		基準生活費	基準計上を要しない	－	－	

居宅基準、入所基準、基本生活費、日用品費については、同一月内に計上する場合、異動日が一日分ダブって計上することがあり得る。上記の表の「ダブりの有無」欄は、そのダブりの有無という意味である。

加算については、日数がダブったり、加算額を超えて計上されることはない。つまり、居宅と施設のように、加算額が違う場合には、１か月の日数の範囲内でそれぞれの日数を算出した上で、それぞれを日割りする。また、施設と入院のように、加算額が同額の場合には、優先順位に従ってそれぞれに割り振る。

また、施設入所中により重度加算が計上できなかった者が入院したような場合、入院することによって新たな需要が生じたものとし、入院の翌月１日から加算を計上する。

（問６－４）**東京都国民健康保険団体連合会が行う保護施設事務費等の支払代行について**
（Ｈ２４年度修正版）

東京都国民健康保険団体連合会が行っている保護施設事務費等の支払代行システムは、どのようなものか。

東京都国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）が行う保護施設事務費等の支払代行事務は、生活保護法関係では更生施設、救護施設を対象に行っている。

これは、都内の福祉事務所から保護施設事務費等を預かり、入所を委託している更生施設、救護施設に対して支払を代行するシステムである。これにより、個々の福祉事務所は、入所委託している複数の施設に対して施設事務費等の支払を行う必要がなく、国保連に対して概算払いと精算を行えば足りる。また、施設側は、都内から受託している入所者について、複数の福祉事務所に施設事務費等を請求する必要がなく、国保連に対して請求と精算を行えば足りる。

つまり、国保連は、保護施設に入所委託している都内の全福祉事務所と、都内から入所受託している複数の保護施設を束ねて処理することにより、個々の福祉事務所及び保護施設における事務処理を簡素化している。

《「措置費支払事務委託契約書」に基づく支払代行事業の流れ》

＊事務処理日（期限）は参照事例

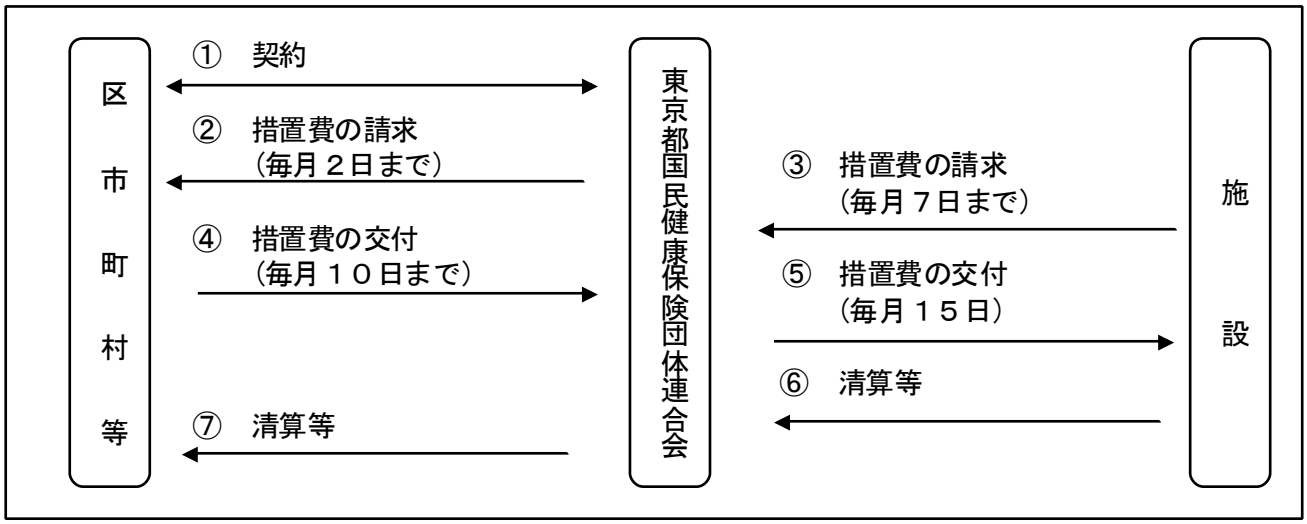

《福祉事務所における保護の決定事務の流れ》

保護の決定⇒本人への通知及び施設長への事務連絡（決定通知のコピー送付）⇒国保連へ

異動連絡票送付⇒決定通知に基づき施設より請求

※措置費支払代行事務の手引参照

国保連における支払代行の事務処理は、おおむね次のとおりである。

1　取扱い費目

(1)　施設事務費　　(2)　入所基準生活費（加算を含む）　　(3)　冬季加算

(4)　期末一時扶助　　(5)　移送費

（問６－５）　**施設等入所者の基準の算定（Ｈ２４年度修正版）**

保護施設、社会福祉施設等の入所者については、どのように基準を算定するか。

施設等入所者に対する基準の算定は以下のとおりである。

施　設　の　種　類	基　　準　　額	冬季加算	期末一時扶助	加算
救護施設、更生施設	入所基準生活費	入　所	入　所	施　設
宿所提供施設	居宅保護基準	居　宅	居　宅	在　宅
介護施設	介護施設入所者基本生活費 介護施設入所者加算（ただし、母子・障害者加算が算定されていない者）	介護施設基準	居　宅	施　設
職業能力開発促進法にいう職業能力開発校、障害者職業能力開発校又はこれらに準ずる施設に附属する宿泊施設、特別支援学校に附属する寄宿舎 （高等部別科に限る）	食費として施設に支払うべき額と入院患者日用品費基準額の合計額	入　所	入　所	在　宅
国立身体障害者リハビリテーションセンター自立支援局（国立知的障害児施設を除く。）、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園設置施設 障害者自立支援法第５条第12項に規定する障害者支援施設 児童福祉法第42条第１号に規定する福祉型障害児入所施設	食費及び居住に要する費用として施設に支払うべき額と入院患者日用品費基準額の合計額	入院	×	施　設

施　設　の　種　類	基　　準　　額	冬季加算	期末一時扶助	加算
児童福祉法第42条第２号に規定する医療型障害児入所施設 児童福祉法第６条第２号第３項に規定する指定医療機関	入院患者日用品費基準額 ＊措置の場合は児童福祉法により支給される日用品費と入院患者日用品費基準額の差額	入院	×	施　設
障害者自立支援法による療養介護医療	入院患者日用品費基準額	入　院	居　宅	施　設
心身障害児（者）短期入所事業による施設入所者 障害者支援施設への緊急入所	入所期間が１か月未満の場合は、基準変更の要なし。 １か月を超える場合は、翌月１日で食費及び居住に要する費用として施設に支払うべき額と入院患者日用品費基準額の合計額	入　院	居　宅	施　設
日常生活訓練を目的として東京都心身障害者福祉センター宿泊室入所者（都単）	入所期間が１か月未満の場合は、基準変更の要なし。 １か月を超える場合は、翌月１日で１類の２５％と２類の合計額	居　宅	居　宅	在　宅
福祉ホーム 障害者共同生活介護（ケアホーム） 障害者共同生活援助（グループホーム）＊１ 自立訓練（生活訓練）宿泊型を実施する施設 ケアハウス、認知症高齢者グループホーム、 ＭＡＣ、ダルク、すずらんハウス、シェルター ＊２　「女性の家HELP」 「東京望みの門」	居宅保護基準	居　宅	居　宅	在　宅

施　設　の　種　類	基　　準　　額	冬季加算	期末一時扶助	加算
自立援助ホーム	居宅保護基準 問６－９－(４)参照	居　宅	居　宅	在　宅
無料低額宿泊所	居宅保護基準	居　宅	居　宅	在　宅
区（市）立病弱者支援学級で食費が補助される施設 ＊３	１類の２５％（施設所在地の級地基準による） ２類は入所者を含め世帯全体で算定（出身世帯の級地基準による）	居　宅	居　宅	在　宅
区（市）立病弱者支援学級で食費が補助されない施設	１類の全額（施設所在地の級地基準による） ２類は入所者を含めて世帯全体で算定（出身世帯の級地基準による）	居　宅	居　宅	在　宅
寄宿舎のある都立高校の高校寄宿舎　＊４	１類は同上 ２類は1人分＋出身世帯分			
養護老人ホーム 婦人保護施設 都女性相談センター 高齢者緊急相談センター 特別支援学校に附属する寄宿舎（高等部別科を除く） 児童養護施設等の児童福祉施設（障害児施設入所者を除く） ホームレス自立支援施設 女性の一時保護施設	基準生活費の計上を要しない （※ただし、都女性相談センターの一時保護所に入所した場合については、問８－25を参照）			
軽費老人ホーム	運用事例集・問６－９　参照			
救護施設一時入所	運用事例集・問６－９－（３）参照			

注１　(1)　冬季加算欄について

「入所」… 告示別表・第１第１章－２－ (1)－イの入所基準の額

「居宅」… 告示別表・第１第１章－１の居宅基準の額

「入院」… 告示別表・第１第３章－２の入院基準の額

(2)　期末一時扶助欄について

「入所」… 告示別表・第１第１章－２－ (2)－アの入所基準の額

「居宅」… 告示別表・第１第１章－１－ (2)－アの居宅基準の額

(3)　加算欄について

「施設」… 入院患者又は社会福祉施設の額

「在宅」… 在宅者の額

注２　居宅の保護基準が適用される施設に入所する者に、他に保護を受ける出身世帯があるときでも、両者の生活実態からみて「出稼ぎに準じた取扱い」が必要と判断される

場合には、当該施設入所者の２類は1人世帯の全額を計上して差し支えない。

＊留意事項

＊１　**<u>共同生活援助（グループホーム等）</u>入所者の基準生活費計上の方法。また、当該施設から入院した場合の取扱いの留意点。**

基準額は、１類＋２類＋住宅費分を計上する。２人部屋に入っている場合でも、２類は１００％計上する。なお、寮費に食費、光熱水費が含まれている場合には、住宅費分を施設で算定してもらって、住宅扶助を計上する。

また、当該施設から入院した場合、６か月以内に退院・帰寮するみこみであれば引き続き住宅扶助を計上できる。

＊２　**「女性の家ＨＥＬＰ」「東京望みの門」入所者に対する基準の認定について**

(1)　女性の家ＨＥＬＰの場合、入所中の費用3,500円(１日分)について、1,800円が食事代（子供1,300円）、1,700円が室料（子供1,200円）として区分されている。

入所中の基準は、個人単位で、「食費（実費）＋入院患者日用品費＋室料相当分（実費・住宅扶助）」を計上する。

例えば母と子１人が１０日間利用した場合、入所日から退所日まで以下の計算で基準計上する。

母：生活扶助25,716円「食事代18,000円（@1,800×10)＋日用品費7,716円(23,150×10/30)」＋住宅扶助17,000円（@1,700×10）＝42,716円

子：生活扶助20,716円「食事代13,000円（@1,300×10)＋日用品費7,716円(23,150×10/30)」＋住宅扶助12,000円（@1,200×10）＝32,716円

母＋子＝42,716円＋32,716円＝75,432円　となる。

注１：居宅で保護を受給していた世帯が入所した場合も、入所の日から退所の日

まで、上記の基準に変更する。退所後、居宅基準を計上する場合は、退所の翌日に変更。

２：加算を計上する場合は、入院入所基準を用いる。なお、妊産婦加算は計上しない。

３：上記の例は最大の額であるため、実際の額については施設に確認されたい。

福祉事務所長会議・平成14年３月

(2) 「東京望みの門」の場合、食事代 1,000円（子供 700円）、施設利用料2,000円(18歳未満の児童が単身で入所した場合1,300円）が本人負担額となっているので、居宅基準の生活費を認定するとともに、１日当たり2,000円を基礎として住宅扶助（１．３倍額を限度）を算定する。

都ブロック会議要旨・平成12年６月

＊３　**児童相談センター「宿泊治療指導」（１～３か月）に入所した児童の基準生活費の**

計上方法。

「宿泊治療指導」として児童相談センターに入所した児童が、生活保護世帯員である場合、食費は免除される。

入所期間が１か月未満の場合は基準生活費の変更を要しない。１か月以上入所する

場合は入所の属する月の翌月1日付で変更する。基準額は、健康学園の食費が 免除される場合と同様に計上する。

＊４　**寄宿舎のある都立高校の寄宿舎入寮中の生徒の基準計上の留意点。**

寄宿舎の実際の負担額が、生活保護基準より低額であっても、１類、２類を全額計上する。これは、学校に納める額の外に土・日曜日にも外出等の需要があるための措置である。また、私立高校の入寮者も同様に扱う。

参考（H18.4.1現在）

寄宿舎のある都立高校：大島南（大島海洋国際）、小笠原

（問６－５－２）　**障害者居住支援の基準生活費（Ｈ２４年度修正版・新規）**

障害者自立支援法の居住支援を利用する世帯の基準生活費はどのように算定するか。

平成２４年度から、障害者の施設等は障害者自立支援法居住支援事業の新体系に移行した。居住支援事業利用者の基準計上は、次のとおりである。

「障害者支援施設」
1　食費及び居住に要する費用として施設に支払うべき額と入院患者日用品費基準額の合計額
（被保護者は食費及び居住に要する費用について補足給付が行なわれる。）
2　冬季加算（入院基準）
3　期末一時扶助は計上しない。
4　障害者加算（入院入所基準。ただし、重度障害者加算は計上できない）
5　入所形態が契約か措置かに関わらず計上する。

「居住支援サービス」（福祉ホーム、ケアホーム、グループホーム）「自立訓練宿泊型」

1　居宅基準（１類＋２類）
2　冬季加算（居宅）、期末一時扶助（居宅）
3　障害者加算（居宅基準、重度障害者加算も該当する場合は計上可能）

（問６－６）　**障害児施設入所児童の基準生活費（Ｈ２４年度修正版）**

平成24年４月より、障害児入所施設が福祉型と医療型に区分されたが、障害児施設に入所している児童の基準生活費はどのように算定するか。

「福祉型障害児入所施設」とは、医療の提供のない施設であり、旧知的障害児施設、旧第２種自閉症児施設、旧盲児施設、旧ろうあ児施設、旧肢体不自由児療護施設の大半が該当する。「医療型障害児入所施設」とは医療の提供を行う施設であり、旧第１種自閉症児施設、旧肢体不自由児施設、旧重症心身障害児施設の大半が該当する。
障害児施設に入所中の児童の基準生活費は、次のとおりである。

「福祉型障害児入所施設」
1　食費及び居住に要する費用として施設に支払うべき額と入院患者日用品費基準額の合計　額
2　冬季加算（入院基準）
3　期末一時扶助は計上しない。
4　障害者加算（入院入所基準。ただし、重度障害者加算は計上できない）
5　入所形態が契約か措置かに関わらず計上する。

「医療型障害児入所施設」
1　入院患者日用品費基準額
2　冬季加算（入院基準）

３　期末一時扶助は計上しない。
４　障害者加算（入院入所基準。ただし、重度障害者加算は計上できない）
５　措置の場合は、入院患者日用品費と児童福祉法により支給される日用品費の差額等を計上する。

＊　平成１７年度まで肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設に入所中の者に対して、入院患者日用品費を計上する必要がある場合の規定として課第７の２７が設けられていたが、平成 18 年 10 月より、入院患者日用品費が計上されることになるため課第７の２７が削除された。しかし、保護者が不在、精神疾患等の理由により行為能力が制限されている場合等は措置が継続となるため、これまでどおり入院患者日用品費と児童福祉法により支給される日用品費の差額等を計上する。

運用事例集・参考資料１

（問６－６－２）　**障害児施設の入所加齢児について（Ｈ２４修正版・新規）**

障害児施設の入所児童が満１８歳に達した場合はどのように取扱うか。

障害児施設に入所している児童が満１８歳に達した後、引き続き当該施設を利用する場合（入所加齢児）は、原則として障害福祉サービスでの利用となる。この場合は、児童福祉法で支弁された医療費が対象外となるため、医療扶助の計上が必要となる。

なお、満２０歳に達するまで障害児施設の児童福祉法での延長利用ができる場合がある。
１　延長利用（措置）の場合　医療費は児童福祉法で支弁されるため、医療扶助の計上は要さない。
２　延長利用（契約）の場合　医療費は公費負担部分を除き、自己負担が必要なため、医療扶助を計上する。

（問６－７）　**障害者自立支援法の療養介護医療により医療機関に入院した者の基準生活費（２００７増補改訂版）**

障害者自立支援法の療養介護医療により医療機関に入院した者の基準生活費はどのように算定するか。

進行性筋萎縮症者療養等給付事業については、平成１８年１０月以降は障害者自立支援法による「療養介護」制度に移行し当該事業は廃止となったが、療養介護医療は生活保護では入院として取扱うことになる。基準計上は、次のとおり。
１　入院患者日用品費
２　期末一時扶助

３　冬季加算（入院患者に算定される冬季加算を全額計上）
４　障害者加算（入院基準。ただし、重度障害者加算は計上できない）

（問６－８）　**児童相談所に一時保護された児童の基準生活費（Ｈ２４年度修正版）**

児童相談所に一時保護された児童の基準生活費はどうなるか。

児童相談所における一時保護は、一時保護の事由がなくなれば元の世帯に戻ってくる場合と、養護施設等児童福祉施設への入所のための待機の場合とがある。

この一時保護期間中、生活費及び医療費等については児童福祉法によって賄われるため、原則として、生活保護法による扶助費の支給の必要は生じない。

この一時保護は施設入所ではないことから、当該児童の基準生活費の認定については、入院患者の取扱いに準じて、次のとおり取り扱うものとする。

１　一時保護の開始

(1)　一時保護の期間が１か月未満の場合は、基準生活費等の変更を要しない。

(2)　一時保護の期間が１か月以上の場合は、入所日の日の属する月の翌月初日（入所の日が月の初日の場合は当月）から基準生活費の変更（計上の停止）を行う。

教育扶助については、一時保護期間中は計上する（ただし、給食費は徴収されないことを確認した上で、削除することとなる）。

また、一時保護期間中においては、母子加算、児童養育加算の認定変更を行う必要はないものである。

２　一時保護の終了

(1)　基準生活費等の計上を停止されていた児童が居宅に戻った場合は、戻った当日から基準生活費等の計上を行う。その際、月の途中で世帯人員が４名以上となった場合には、逓減率を用いたうえで世帯に適用する１類基準額を算出し、これを日割計算した額で変更する。なお、５名以上になる場合には逓減率が異なることに留意する必要がある。

(2)　児童福祉施設（児童養護施設等施設入所中は最低生活費を満たすだけの処遇が行われる児童福祉施設）へ入所した場合は、入所の日からすべての基準（本人に認定される加算も含む）の計上を停止する。この際、実施要領上日割計算を要しないものについては、過払い返還を求める対象とはならない（教育扶助の基準額等）。

母子加算及び児童養育加算については、入所の日の翌月から、加算の認定を削除する。月の途中の退所の場合は、退所の翌月から加算を認定する（問６－１６参照）。

なお、児童の人数や年齢構成により、加算額が異なることに留意する。

（問６－９）　**軽費老人ホーム入所者の基準生活費**

軽費老人ホーム入所者の基準生活費の算定はどうなるか。

1　入居の対象及び処遇内容等

(1)　軽費老人ホームＡ型

家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な60歳以上（夫婦の場合はどちらかが60歳以上）の者。給食その他日常生活上必要なサービスが提供される。

生活費と事務費の合計額が必要となる。

(2)　軽費老人ホームＢ型

Ａ型要件を満たし、かつ、健康で自炊のできる者。通常は、利用者が自炊して生活する。

自炊に必要な生活費と施設に支払う利用料が必要となる。

(3)　ケアハウス

自炊の出来ない程度の身体機能の低下等が認められ、独立して生活するには不安が認められる60歳以上（夫婦の場合はどちらかが60歳以上）の者。給食その他日常生活上必要なサービスが提供される。

生活費と事務費及び管理料が必要となる。

2　保護の適用

軽費老人ホームの入所者は、利用料等、一定の負担をするだけの能力を有する老人を対象とした老人福祉施設であることから、被保護者が入所することは想定されていない。

したがって、負担能力のない高齢者の場合は、本来的には養護老人ホームへの措置換えを検討すべきものであるが、やむを得ない事情にあるときは、軽費老人ホームに入所　したままで生活保護を適用することが認められる。

具体的な取扱いは以下によること。

(1)　軽費老人ホームＡ型

第１類＋第２類＋加算（社会福祉施設入所者に係る加算）

(2)　軽費老人ホームＢ型

第１類＋第２類＋加算（在宅者に係る加算）＋利用料（住宅扶助の基準額の範囲内で必要な実費を住宅扶助として計上。ただし、1.3を乗じて得た額は適用できない）

(3)　ケアハウス

第１類＋第２類＋加算（在宅者に係る加算）＋管理費（住宅扶助の基準額の範囲内で必要な実費を住宅扶助として計上。ただし、1.3を乗じて得た額は適用できない）

課長問答　第４の71、58

（問６－９－２）　**高齢者虐待により他法施設を利用した場合の基準計上**

（Ｈ２４年度修正版）

高齢者虐待等により、緊急避難先として介護保険施設を利用した場合、基準計上と基準計上の時期はどうなるか。

緊急避難先として介護保険施設を利用した場合の基準計上は、介護保険施設入所者基本生活費（９，８９０円）、加算及び食費負担（一日３００円以内）を計上する。

この考え方は、避難先として利用する施設の種別に応じて基準を計上することによる。

また、保護された施設において１日２食以上の食事が提供される場合は、食費分（居宅基準を計上する施設であれば１類の７５％と２類の２０％）を減額する。

次に、基準計上の時期であるが、被保護者が居宅から利用したときには、その期間が１か月未満であれば基準変更を要しないが、１か月を超える場合は翌月１日に基準変更する。また、緊急避難中の者から申請があった場合には、開始当初から計上する。

なお、養護老人ホームを利用した場合は、元々基準計上を行わない施設であることから、障害者自立支援法に基づく短期入所事業の場合の基準計上の考え方を準用し、入院患者日用品費＋食費及び居住に要する費用を計上する。

参考　別冊問答集「問７－１２」

（問６－９－３）　**救護施設等保護施設一時入所の基準生活費の算定について**

（Ｈ２３年度修正版）

救護施設等保護施設の一時入所を利用したときの基準生活費はどのように算定すればよいか。また、基準はいつ変更すればよいか。

救護施設の一時入所の考え方は、１か月未満の入所となっている。したがって、居宅からの入所の場合は基準変更を要しない。一時入所利用者は、月初に受領した保護費から食事代等を施設に支払う。一時入所終了後、引続き保護施設に入所する場合、一時入所終了日までの居宅基準の日割り分を計上し、一時入所終了日から救護施設等基準生活費を日割り計上する。つまり、一時入所終了日は、居宅基準と施設基準生活費をダブって計上する。また、入院から一時入所した場合は、退院の日までの日用品費の日割分を計上、入所した日から救護施設等基準生活費の日割分を計上する。

なお、基準生活費とは別に、福祉事務所は施設事務費の日割額を施設に対し実績で支払う。

参考 23年３月「福祉事務所長会　資料１０」

（問６－９－４）　**自立援助ホームの基準生活費の計上（Ｈ２４年度修正版）**

自立援助ホームに入居した場合の基準生活費は、どのように計上すればよいか。

自立援助ホーム入居者の基準計上は、「運用事例集問６－５」のとおり、居宅基準１類、２類）を計上することとなるが、児童福祉法委託費の一般生活費（10,340円）の額を差し引いて計上する。住宅費は計上する必要はなく、高等学校就学費は、教科書代、教材費、学用品費（教科学習費）、クラブ活動費、通学費の合計が月額22,270円（私立高校の場合32,970円）を超えた場合、実費を計上する。また、学習支援費は全額計上し、入学準備金は特別加算費との差額2,840円を計上する。つまり、生活保護として計上するのは、「東京都自立援助ホーム委託費」により支弁される額と各扶助額との差額ということになる。平成24年度より、自立援助ホーム利用児童に収入がない場合は、保険給付を除いた医療費自己負担分が、委託費の支給対象となった。

「東京都自立援助ホーム委託費」の支弁基準（平成22年8月改正）は、

①　一般生活費＝１０，３４０円

②　特別育成費＝国・公立２２，２７０円

　　私　　立３２，９７０円

③　職業補導費＝　交通費　実費

　　教科書代　４，８００円

となるので、①は１類２類との対比、②は高校就学費との対比、③は生業扶助との対比により、生活保護基準との差額を計上する。

なお、入居者は、利用料としてホームに月額３万円程度納める。

＊実施責任については問２－２６－４を参照

（問６－９－５）　**都中部総合精神保健福祉センターの一時入所事業及び短期宿泊事業を利用した場合の基準生活費　（新設）　（Ｈ２４年度修正版）**

標記事業を利用した場合の基準生活費の計上はどうなるか。

１　一時入所事業

（１）事業の概要

本事業は、地域で生活して病状が安定している精神障害者で、一時的に休養が必要な者を対象としており、利用期間は２週間以内である。入所費用は無料だが、食費（弁当代）及びシーツ洗濯等日用品費の実費は利用者負担となる。なお、弁当を頼むかは利用者の任意であり、自炊も可能である。

（２）基準生活費

本事業は、居宅生活を送っている者が対象であると想定され、かつ、利用期間が２

週間以内であることから、利用期間中の基準生活費の変更を要しない。

２　短期宿泊事業

（１）事業の概要

都中部総合精神保健福祉センターが実施するアウトリーチ支援事業の対象者で、本事業の利用により、地域生活の安定化が図られると認められる者を対象としており、利用期間は６週間以内である。費用負担は、一時入所事業と同様である。本事業は、中総が従来実施していた入所訓練（社会復帰病室、ホステル）が平成２３年３月３１日で終了となったのに伴い、同２４年４月から都単独事業として新規に実施されている。

（２）基準生活費

本事業は、旧法の精神障害者生活訓練(援護寮)の廃止に伴い実施されたものであることから、入所期間が１か月以上の場合は、翌月１日付で基準生活費の変更を行い、入院患者日用品費及び食費相当額(１類75%+２類20%)を計上する。

参考　・告示別表第１第１章３

・局長通知第７－２－(1)

・運用事例集問６－５

（問６－10）　**婦人保護施設入所者の基準生活費**

居宅から婦人保護施設に入所した場合の基準生活費の計上はどうなるか。また、婦人保護施設入所者が入院した場合、医療扶助の適用に加えて、入院患者日用品費の認定はどうなるか。

婦人保護施設入所者については、運営費（婦人保護施設の事業費）が計上されるため、医療扶助を除き、保護の適用は必要ないものである。

居宅から婦人保護施設に入・退所する場合の居宅基準の計上は、入所の前日までと退所の翌日からそれぞれ日割り額を算出することとなる。この取扱いは、施設入所後の生活費が、老人福祉法によってまかなわれる養護老人ホームに入所する者の基準生活費の計上にあわせたものである。

また、入所者が入院した場合は、入院した翌日から退院する前日まで運営費が計上されなくなるため、入院患者日用品費を計上する必要が生じてくる。この場合、保護施設の取扱いに準じて、入院の日から退院の日まで入院患者日用品費を計上する。この取扱いは、婦人保護施設の運営費によっては、入院及び退院日の需要を充たすことができないために行う措置である。

なお、医療単給として保護を開始されている者が退所する場合の加算計上については、既にあった需要が表面化されたと考え、新たに加算の認定事由が発生したのではなく、既に加算が認定されていたものとみなして「月の中途の退院退所に伴う基本生活費の認定変更」に併せて加算の認定変更を行う。

（問６－10－２）**婦人保護施設　慈愛寮から入院して出産する場合の基準生活費（Ｈ２２年度修正版）**

問６－10によれば、婦人保護施設入所者については、医療扶助を除き保護の適用の必要がないものとされている。また、入院した場合は入院日から退院日まで入院患者日用品費を計上するものとされているが、慈愛寮入所者が入院して出産する場合も同様であるか。

１　基本的な考え方

慈愛寮は、概ね妊娠８ヶ月以上から産後６ヶ月未満の女性を入所させる婦人保護施設である。入所中は一般生活費等が事業経費として施設に支給され、入所者は現物給付を受けるため、問６－10にあるとおり、生活保護法による保護は、医療扶助単給となる。

出産のため助産施設等に入院する場合についても、入院した翌日から退院する前日まで運営費が計上されないため、扶助費を支給する必要がある（扶助費の計上は、保護施設の取り扱いに準じて、入院日から退院日まで）。ただし、この場合、計上するのは入院患者日用品費ではなく居宅基準額であるので注意する。新生児についても、異常がなく医療扶助の適用がない場合は出生日から居宅基準を適用する。

このことは、出産が医療行為ではなく、医療扶助の対象とならないことが理由である。したがって、医療を要する入院の場合に適用する入院患者日用品費ではなく、居宅基準を計上することとなる。

ただし、上記は正常分娩の場合であり、何らかの理由により異常分娩となって医療扶助が適用される場合は入院患者日用品費を計上することになる。

２　その他

（１）移送費の取扱い

出産のため入退院時に移送費を必要とする場合は、局長通知第７－２－（７）－ア－（シ）に基づき生活移送費を支給することができる。

（２）新生児衣料費の取扱い

慈愛寮では入所中の新生児に対し必要な衣料を貸与しているが、退所時点で返却により新生児衣料の需要が生じてしまうため、出産時または出産から４週間以内の時点において局長通知第７－２－（５）－ア－（エ）により、新生児衣料費を支給して差し支えない。

参照

平成２０年１１月ブロック別事務打合せ会議資料　連絡事項　６

（問６－11）　**入院患者の外泊に伴う食事代の算定**

入院患者が外泊した場合の基準生活費は、どのように算定するか。

外泊期間中の患者の基準生活費は、入院患者日用品費等の認定は継続しつつ、居宅基準生活費の飲食費相当分の額（第１類の基準額に75パーセントを乗じて得た額）のほか、居

宅基準生活費の燃料費相当分の額（第２類の基準額に20パーセントを乗じて得た額）を外泊日数に応じた日割りにより生活扶助として支給することとなる。

第２類の20パーセントを算定する場合、既に算定している世帯人員別の額に対して、入院患者一人が増加した分の差額（冬季加算も含める）について 0.2を乗じることとなる。また、外泊日数は、宿泊した数とする。

なお、外出先は、出身世帯に限らず、知人宅、施設等でも同じ扱いとする。

また、更生施設に在籍のまま入院していた者がその更生施設に外泊した場合も、居宅基準を基礎に算定する。

【具体例】

入院中の妻が夫と子供２人の世帯に３泊４日で外泊した場合

$$\{\text{妻の第１類}\times 0.75 + \text{第２類（４人分－３人分）}\times 0.2\}\times \frac{3}{30}$$

【留意点】

＊　外泊として取り扱う場合、１類には加算を含めない。

（問６－12）　**福祉ホーム等への外泊・試験入所の取扱い（Ｈ２４年度修正版）**

福祉ホーム等を利用して外泊･試験入所する場合の利用料についてはどのように算定するか。

生活扶助費を問６－11により日割計算するほか、室料相当分については、当該ホーム等の月額室料（住宅扶助基準額以内）の日割り泊数分を上限として施設から請求される実額を住宅扶助費に計上する。いずれの場合も、試験外泊の利用料の内訳を施設に確認する必要がある。

また、更生施設に在籍のまま、入院した者がその更生施設に試験外泊した場合の更生施設の利用料については、施設に対して施設事務費が支払われているため計上しない。

・・・から	利用料等の計上方法
入院	食費等は生活扶助費日割り計算（問６－１１） 室料については､住宅扶助基準額以内で日割り泊数分を上限として実額を住宅扶助として計上。
更生施設等本人に生活費が支給されない施設	食費等は生活扶助費日割り計算（問６－１１） 室料については､住宅扶助基準額以内で日割り泊数分を上限として実額を住宅扶助として計上。

居宅（生活扶助居宅基準を計上する施設を含む。）	居宅基準が計上されている者の食費については既に第１類、第２類が計上されているので計上しない。室料については、既に計上されている住宅扶助を含めて住宅扶助基準額以内で日割り泊数分を上限として実額を住宅扶助として計上。

Ｈ１５．１１月ブロック会議　連絡事項
生活保護通信　№８（2005.11.17）

（問６－13）　**施設入所者が外泊した場合の基準の算定**

施設入所者が外泊（一時帰省）した場合の生活費はどのように算定するか

施設入所者が出身世帯に一時帰省した場合の基準生活費は、原則として入院患者の外泊の場合に準じて算定する。

なお、一時帰省した場合に上記の取扱いを行うことができるのは、施設入所者が保護を受けている場合に限られるものである。したがって、世帯分離により、施設等入所者が保護を受けていない場合には、外泊に伴う食事代等は支給できない。（被保護世帯から入所した児童福祉施設入所児童は被保護世帯の一員である。）

また、技術専門校、盲学校等の寄宿舎に入所している者、健康学園、養護学校等の在学者及び国立リハビリテーションセンター入所者が夏休み、冬休み、春休み等で長期に出身世帯に帰る場合には、上記にかかわらず、出身世帯への転入扱いとして、基準生活費そのものの変更を行って差し支えない。この場合、帰省した日から寄宿舎へ戻る日までの期間を世帯員の増加として取り扱う。

【留意点】

＊　外泊として取り扱う場合、１類には加算を含めない。

＊　世帯員増として取扱う場合は、１類に加算を含める。

＊　国立リハビリテーションセンターに入所している単身者が、住宅扶助相当分の負担を必要とする施設等へ外泊する場合、住宅扶助を認定して差し支えない。

（問６－14）　**光熱水費等の負担がない世帯の基準の算定**

会社の寮に居住している単身者に対して保護を適用することになったが、この寮は、光熱水費等を併せて寮費（住宅費）を定額で徴収している。
この場合、生活扶助基準のうち第２類の取扱いはどうなるか。

第２類の経費の減額調整は、原則として行わない。
住宅費の中に光熱水費が含まれている場合で、光熱水費等に相当する額が明らかなときは、当該金額を除いた額が住宅扶助の対象となる。
ところが、住宅費の中に光熱水費が含まれていても、これに相当する額が明らかでないときは、当該住宅費総額を住宅扶助費の対象とすることとなる。この場合、光熱水費等に相当する額を生活扶助基準のうち第２類の中から控除することなく、生活扶助基準は全額認定する。
また、知人の好意によって無料で住宅の提供を受けている場合等で、電気料金等の負担のない者に対しても、同様に、生活扶助基準は全額認定する。
ただし、光熱水費等の実費相当額の金銭換算を行うことが可能であり、かつ、それを援助収入として認定すべき事情にあると判断される場合には、収入申告書を徴した上、収入認定の措置をとることとして差し支えない。
なお、これらの取り扱いは、簡易宿所についても同様である。

（問６－15）　**年齢不明の被保護者に対する基準生活費の適用**

年齢を確認するものが得られない者を保護した場合、外見等から判断したうえで相当と思われる年齢区分の第１類費を認定することは可能か。

年齢不明の被保護者については、知人等の証言、身体的特徴、その他総合的に判断したうえで、推定年齢によって相当する区分の第１類費の額を計上して差し支えない。
その後、月の中途に年齢が確認できたときは、その翌月から基準の変更を行う。また、このような場合には、年齢が確認された月以前の計上分に推定年齢と実年齢とが異なることから差額が生じたとしても、返還等の措置を要しない。

２　加算

（問６－16）　**「月の初日」に加算の変更等の事由が生じた場合**

加算については妊産婦加算等を除いて「月の中途で新たに加算を認定し、又はその認定を変更若しくはやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた月の翌月から加算の認定変更を行うこと」とされているが、変更等の事由が月の初日に生じた場合、どのように取り扱えばよいか。

「月の初日」は、実施要領でいう「月の中途」に含まれないものとする。月の初日に加算の認定変更等の事由が生じた場合は、変更日が（問６－１）にいう事実発生の当日か翌日かに留意する。

「月の初日」と変更日が重なった場合は、当月初日から加算の認定変更等を行う。

加算等の認定変更等の事由		認定変更等の時期
妊産婦加算	（１）月の初日に妊娠の事実を確認した場合	確認月の翌月から妊婦加算を認定する（注１）
	（２）妊産婦加算認定中の者が、月の初日に出産した場合	出産月の翌月から産婦加算を認定する（注２）
	（３）保護受給中の者の妊娠月数（６ヶ月）が月の初日に変わる場合	当該月初日から妊婦加算を変更する ※妊娠から２０週で６ヶ月（別冊問答集問１７７参照）となる
母子加算	（１）月の初日に児童の父が死亡（離婚転出）した場合	死亡（転出）日の翌月から母子加算を認定する（注３）
	（２）月の初日に児童が死亡（転出）した場合	死亡（転出）日の翌月から母子加算を変更削除する（注３）
	（３）月の初日に児童の父が入院等をしてから１年を経過した場合	当該月初日から母子加算を認定する（前年同月１日に入院等発生）
	（４）月の初日が誕生日の児童が満１５歳になった場合	１５歳に達する日以後の最初の４月１日から、母子加算を変更削除する
	（５）月の初日に児童が出生（転入）した場合	出生（転入）日から一般生活費の変更とともに母子加算を認定する

（注１）告示別表第１第２章－１－（２）
（注２）告示別表第１第２章－１－（３）

加算等の認定変更等の事由		認定変更等の時期
障害者加算	（１）月の初日に障害程度を確認した場合	確認した日から障害者加算を認定変更等する
	（２）障害者加算認定中の者が月の初日に死亡（転出）した場合	死亡（転出）日の翌日から一般生活費の変更とともに障害者加算を変更削除する
	（３）家族介護料認定中の世帯で、介護に当たっていた者が月の初日に死亡した場合	死亡日の翌日から一般生活費の変更とともに家族介護料を削除する
介護施設入所者加算	（１）月の初日に介護施設に入所した場合	入所した日から介護施設入所者加算を認定する（介護施設入所者基本生活費が算定されている者に限る）　（注４）
	（２）介護施設入所者加算認定中の者が月の初日に死亡（退所）した場合	死亡（退所）日の翌日から一般生活費の変更とともに介護施設入所者加算を削除する
在宅患者加算及び放射線障害者加算	障害者加算の（１）、（２）を参照	障害者加算の（１）、（２）を参照
児童養育加算	（１）月の初日に児童が出生（転入）した場合	出生（転入）日から一般生活費の変更とともに児童養育加算を認定変更する
	（２）月の初日に児童が死亡（転出）した場合	死亡（転出）日の翌月から児童養育加算を変更削除する（注３）
入院時留意点	（１）月の初日に入院し、入院期間が１か月未満であるため入院患者日用品費を算定しない場合	各種加算の変更を要しない（注５）
	（２）月の初日に入院し、入院期間が１か月以上の場合	入院日から入院患者日用品費の算定とともに各種加算の変更を行う

（注３）加算適用者の一般生活費に変動はなく、変更日は事実発生の翌日である。
（注４）局長通知第６－２－（２）－オ、第６－２－（４）
（注５）局長通知第６－２－（３）－ウ

（問６－17）　**「月の中途」の退所と加算計上（２００７増補改訂版）**

医療単給として保護を開始されていた女性相談センター、婦人保護施設、養護老人ホーム等あるいは法外施策により宿泊所入所中の者が退所した場合の加算の計上について、どのように取り扱えばよいか。

生活保護法による加算制度は、基準生活費において配慮されていない個別的な特別需要を補てんすることを目的としている。したがって加算計上によってはじめて加算がない者と実質的に同水準の生活が保障されるものである。一般に保護受給中の者について、月の中途で新たに加算の認定変更の事由が生じたときは、それらの事由の生じた月の翌月から認定変更を行うこととされている。

しかしながら、設問のように施設等入所時に医療単給であったときには、退所に伴う加算の計上の開始時期の取扱いが異なる。被保護者に新たに加算の認定事由が生じたのではなく、退所することにより、既にあった需要が表面化したものと考え、「月の中途の入院入所又は退院退所に伴う基準生活費の認定変更」にあわせて日割りで加算の計上を行う。

なお、加算が計上されていた者が、月の中途に設問のような施設等への入所により医療単給になる場合等も、「月の中途の入院入所又は退院退所に伴う基準生活費の認定変更」にあわせて日割りで加算額の認定変更を行う。

局長通知第６－２－（２）－ウ－（ウ）他
ブロック会議資料　平成12年11月

（問６－18）　**施設等入所児童と母子加算（Ｈ２４年度修正版）**

転出した児童及び児童福祉施設に入所している児童については、母子加算の対象とはならないことになっているが、世帯を離れて生活している児童はすべて母子加算の対象にならないものであるか。

１　世帯からの転出者は、母子加算の対象者とならない。また、世帯分離された児童も加算の対象とならないものである。

２　児童福祉施設に入所している児童は、施設入所中は、施設においてすべての生活需要を満たすだけの処遇が行われていることから、出身世帯の特別な需要はないと判断され、母子加算の対象からはずされている。

ただし、医療型障害児入所施設に入所している児童については、母子加算の対象として差し支えない（養育の実態がない場合を除く）。（課長問答　第７の59）

３　児童相談所の一時保護、養護学校や高等学校等の寄宿舎及び区（市）立の健康学園等

の施設入所者については、母子加算の対象とする。

平成２１年１２月２８日２１福保生保第８１９号都保護課長通知

（問６－19）　**内縁の解消と母子加算**

内縁関係にあると認められたため、母子加算を認定していなかった世帯のうちの一方が、世帯から転出して内縁関係が解消されたと判断できるときは、当該世帯を母子加算の認定対象として差し支えないものであるか。

一般に、内縁とは、合意に基づいた事実上の夫婦としての共同生活の存在の継続に対して、準婚としての法的効果が認められるものである。したがって、その事実が解消されるときには、その効果は失われる。つまり、事実状態の解消と同時に、正式に婚姻が解消されたのと同様の状態になる。そのため、内縁関係が解消されたと認められる時点において、母子加算の要件を満たすものであり、母子加算の対象となる。

転出した者が男で、子を認知していた場合であっても、父が欠けている状態に変わりはないことから、認定の対象となる。

なお、法律婚が継続している（離婚していない）場合は、たとえ夫の暴力から逃れている世帯であっても、現行では１年経過しないと母子加算を計上できない取扱いとされているので留意されたい。

局長通知第６－２－（２）－ウ－（ア）－ｃ
別冊問答・問 178

（問６－20）　**愛の手帳と障害者加算の認定**

愛の手帳の障害程度と障害者加算の適用について、示されたい。

愛の手帳は、知的障害者（児）が各種の援護を受けるために必要な手帳として、東京都が独自に実施している制度である。なお、国の制度としては「療育手帳」があり、「愛の手帳」は、この制度の適用を受けている。

愛の手帳所持者に係る障害者加算の認定については、次のとおり取り扱う。

なお、他県から転入した者がこれらと異なる手帳を所持している場合には、同程度の加算を計上して差し支えない。

区　　分	程　　度	加算の取扱い
１度（最重度）	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね０～１９のもの	告示別表第１第２章－４（２）のア及び（３） 身障手帳１級、国民年金１級と同等 重度障害者加算計上
２度（重度）	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね２０～３４のもの	告示別表第１第２章－４（２）のア 身障手帳２級と同等
３度（中度）	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね３５～４９のもの	告示別表第１第２章－４（２）のイ 身障手帳３級、国民年金２級と同等
４度（軽度）	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね５０～７５のもの	障害者加算非該当

（問６－21）　**障害者加算の認定と関連する年金等の裁定（Ｈ２３年度修正版）**

障害者加算の認定と各種年金等の裁定又は認定の関係について、取り扱い上の留意点を示されたい。

１　生活保護法による保護における障害者加算（放射線障害者加算を除く。）の対象とすべき障害者の認定は、必ずしも当該障害者を支給要件とする年金又は手当（以下「関連年金等」という。）における裁定又は認定を待って行うべきものではない。

したがって、現に関連年金等の裁定等を受けていない障害者から加算についての申告があったときは、関連年金等の受給に必要な手続きをとるよう指示するとともに、３により加算の適否について保護の実施機関としての認定を行う。

２　要保護者から関連年金等の裁定を受けている旨の申告があったときは、保護の実施機関として特に診断書等を徴することなく当該裁定の事実を確認の上、相応の加算を認定する。

３　要保護者であって関連年金等の受給手続中である等のため保護の実施機関として加算の適否を認定する必要があると認められる者については、身体障害者更生相談所、児童相

談所、精神保健福祉センターその他の実施機関の指定する医師の判断により認定を行う。

ただし、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた障害者であって、当該手帳の交付年月日又は更新年月日が当該障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた後１年６月を経過しているものについては、医師の診断に代えて当該手帳により認定を行って差し支えない。この場合において、初めて医師の診療を受けた日の確認は、当該手帳を発行した際の医師の診断書（写しを含む。以下同じ。）を確認することにより行うものとする。

なお、保健所において当該手帳を発行した際の医師の診断書を保管する場合は、当該診断書を確認することにより行うこととして差し支えない。

４　３により障害者加算を認定した被保護者について、その障害が関連年金等の支給要件に該当しない旨の裁定又は認定が行われたときは、当該裁定のあった月の翌月から生活保護法による保護における障害者加算等の認定を取り消すものとする。

ただし、当該裁定等に係る医師の診断の後、精神障害者保健福祉手帳の交付又は更新を受けることとなった者であって、当該手帳の交付年月日又は更新年月日が当該障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた後１年６月を経過しているものについては、再度年金の受給に必要な手続をとるよう指示するとともに、年金の裁定が行われるまでの間に限り、当該手帳により障害者加算等の認定を行うものとする。

５　４により障害者加算の対象とならないものと認定した被保護者について、その障害程度が関連年金等の支給要件に該当する旨の裁定又は認定が行われたときは、当該認定等のあった月の翌月から生活保護法による保護における障害者加算等を認定する。

この場合、当該裁定等の行われている以前に当該加算について生活保護上の変更申請が行われていた場合に限り、当該裁定等のあった月及びその前月についても障害者加算を認定する。

※特別障害給付金の対象となる特定障害者も、障害等級に応じて同様の加算を計上する。

《特別障害給付金の支給対象者等》

（１）対象者（特定障害者）

次のいずれかに該当する者であって、国民年金法による障害基礎年金等を受ける権利を有していないもの

①昭和６１年３月３１日以前に初診日があり、その当時被用者年金各法の被保険者等の配偶者であり、かつ、国民年金法の任意加入被保険者でなかった者であって、その傷病により現に国民年金の障害等級に該当する程度の障害の状態にあるもの。

- 当該初診日以前に初診日のある別の障害を併合して障害等級に該当する程度の障害の状態にあるものを含む。
- ６５歳に達する日の前日までにおいて障害等級に該当する程度の障害の状態に至ったものに限る。
- ②において同じ。

②平成３年３月３１日以前に初診日があり、その当時学生又は生徒であり、かつ、国民年金法の任意加入被保険者でなかった者であって、その傷病により現に障害等級に該当する程度の障害の状態にあるもの

（２）支給額（月額）（平成18年度）

・　障害の程度が１級に該当する場合は、49,850円

・　障害の程度が２級に該当する場合は、39,880円

昭和40年５月14日付社保第 284号厚生省社会局保護課長通知

平成７年９月27日付社援保第 218号厚生省社会・援護局保護課長通知

【各種等級と障害者加算の計上】

加算額	身体障害者手帳	愛の手帳	国民年金	厚生年金	特別児童扶養手当	精神障害者保健福祉手帳
(2)のア	１級 ２級	１度 ２度	１級 ※	１級	１級	１級
(2)のイ	３級	３度	２級 ※	２級	２級	２級
非該当	４級～６級	４度	―	３級	―	３級

※特別障害給付金の対象となる特定障害者についても、障害等級に応じて同様の加算を計上する。

精神障害者の障害者加算の認定について

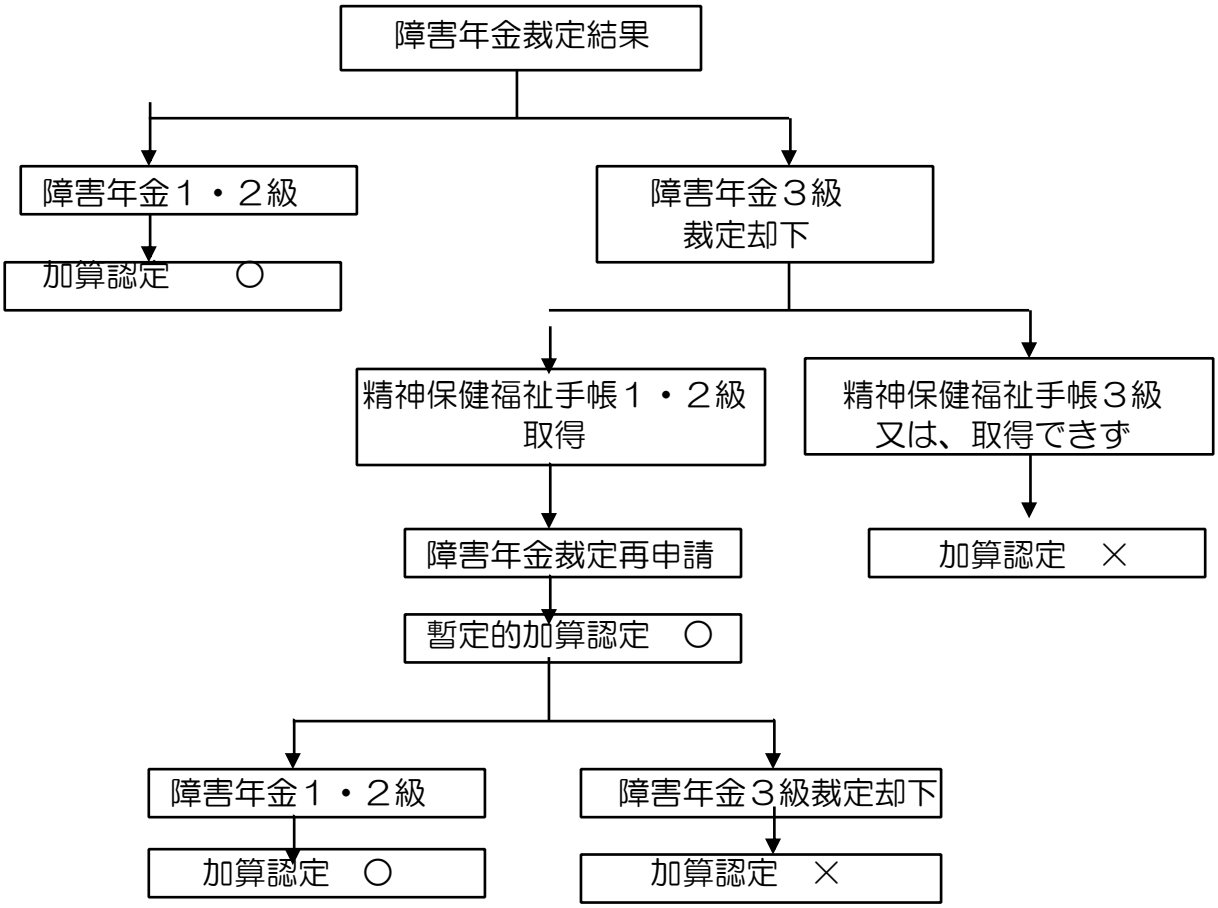

（問６－22）　**精神障害者保健福祉手帳と障害者加算の認定**

精神障害者保健福祉手帳により、障害者加算の認定を行う場合の取扱いについて示されたい。

精神障害者保健福祉手帳制度の創設により、手帳の１級又は２級の場合においては、障害者加算の認定が可能となった（手帳の等級は国民年金の等級に準拠している。）。

精神障害者については、これまでも、障害基礎年金等（他法による年金等受給者と障害者加算の関係については、別冊問答・問 183参照）の年金証書の写しや診断書により加算の認定が受けられたが、手帳創設により、手続が容易になった。

１　精神障害者の障害者加算の認定に係る障害の程度の判定は次のとおり行う。

(1)　障害基礎年金の受給権（裁定の請求権）を有する者の場合

手帳を所持している者が年金の裁定を申請中である場合には、年金の裁定が行われるまでの間に限り、当該手帳に記載する障害の程度により障害者加算に係る障害の程度を判定できる。

ただし、このような判定が行えるのは、手帳の交付年月日又は更新年月日が障害の原因となった傷病について初めて診療を受けた日から１年６月を経過（症状が固定した日）している場合に限られる。

また、年金の裁定が却下された後、手帳の交付又は更新を受けた場合については、年金の裁定の再申請を指示するとともに、当該再申請にかかる年金の裁定が行われるまでの間に限り、当該手帳に記載する障害の程度により障害者加算に係る障害の判定を行うことができる。

(2)　障害基礎年金の受給権（裁定の請求権）を有する者以外の場合

手帳の交付年月日又は更新年月日が障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた日から１年６月を経過している者については、手帳に記載する障害の程度により障害者加算に係る障害の程度を判定することになる。

２　初診年月日から１年６月を経過しているかどうかの確認は次のとおりである。

(1)　被保護者が手帳の交付申請書類を保健所に提出する前に診断書により確認する。

(2)　診断書を作成した医療機関から写しの送付を受けて確認する。

(3)　保健所において保管している診断書の写しにより確認する。

局長通知第６－２－（２）－エ－（イ）

課長問答・第４の65

平成７年９月27日付社援保第 218号厚生省社会・援護局保護課長通知

平成７年９月28日付健医精発第64号厚生省保健医療局精神保健課長通知

（問６－23）　**精神障害者保健福祉手帳による障害等級の認定**

障害年金の受給権を有する者の場合で、年金の裁定結果と手帳の等級認定とが異なったときは、どのように取り扱うことになるか。

１　手帳１級の交付を受けている者が、基礎年金裁定の結果２級該当となった。

２　年金裁定が却下された後、手帳２級が交付された。

１　障害基礎年金の受給権を有する者の場合、障害の程度の判定は原則として年金に係る国民年金証書により行うものであり、手帳を所持している者が年金の裁定を申請中である場合には、年金の裁定が行われるまでの間は手帳に記載する障害の程度により加算に係る障害の程度を判定できることとなっている。

したがって、年金裁定の結果２級該当となったときには、これまで手帳により認定していた１級に相当する加算を２級に相当する加算に認定変更する必要性が生じる。このことは、年金による障害等級と手帳による障害等級とは同一の基準であることから、認定した時期における障害の程度の変化と考えることができる。

２　年金の裁定が却下された後、手帳２級の交付を受けた場合、年金の裁定の再申請を指示する（受給権（裁定の請求権）自体がない場合を除く）。また、再申請にかかる年金の裁定が行われる　までの間は、手帳に記載する障害の程度により加算に係る障害の程度を判定できる（問６－22参照）。

※なお、障害年金の年金証書の写しがある場合には、審議会の判定を要せず年金の等級と同じ等級の手帳が交付される。したがって、障害年金を受けている者が年金の障害等級と異なる等級の手帳の交付を受けることはない。

（問６－24）　**精神障害者保健福祉手帳による障害者加算の認定時期**

（Ｈ２４年度修正版）

月の中途で新たに障害者加算を認定すべき事由が生じたときは、それらの事由が生じた翌月から加算の認定変更を行うこととされている。

次の事例の場合の取扱いは、どうなるか。

１　手帳の交付から時間を経過して申告があった場合

初診年月日、　　Ｈ１２．　５．１
手帳交付年月日　　Ｈ１６．１１．５
福祉事務所への申告　Ｈ１７．　３．３

２　申告の時点では手帳を取得しておらず、申告後に手帳の交付を受けた場合

初診年月日、　　Ｈ１２．　５．１
福祉事務所への申告　Ｈ１６．１１．５
手帳交付年月日　　Ｈ１７．　２．３

３　交付年月日が初診年月日から１年６か月を経過していない手帳を持って、交付の１年後に申告があった場合

初診年月日、　　Ｈ１６．　１．５
手帳交付年月日　　Ｈ１６．１１．５
福祉事務所への申告　Ｈ１７．１１．５

加算の認定に限らず、最低生活費の認定は、一般に本人の申告、届出が中心となって行われるべきものである。しかし、実施機関の側においても、加算の認定について積極的に確認する努力を行わなくてはならない。

実施要領においては、加算を認定すべき事由が生じたときは、それらの事由が生じた翌月から加算の認定変更を行うこととされている。

障害者加算の認定に当たって「加算を認定すべき事由が生じたとき」とは、障害の程度（初診年月日の確認を含む。）が加算の認定要件を満たした状態にあると福祉事務所が確認したときをいうものである。この場合、福祉事務所が手帳によって、手帳交付の時期にその者が加算の認定要件を満たした状態にあると確認できることから、手帳交付年月日の翌月から加算の認定を行うことができる。

したがって、設問の各事例について、加算の認定変更は次のとおりになる。

１　H17年２月（H16年11月に事由発生、H17年３月に前月まで遡及して変更）
２　H17年３月（H17年２月に事由発生、直ちに申告があったと仮定する。）
３　H17年10月（H17年７月に事由発生、H17年11月に前月まで遡及して変更）

（問６－25）　**重度障害者加算の認定方法（２００７増補改訂版）**

重度障害者加算（告示別表第１第２章－４－（３））の認定方法について、示されたい。

重度障害者加算は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第１に定める程度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者について、算定するものとされている。「別表第１」に定められた障害は、身障の１級及び２級の一部に該当するものであるが、それらの障害は介護の必要性という見地から選定されたものであるから、それらに該当すれば一般的に日常生活において常時の介護を必要とする者ということになる。ただし、常時介護を要すると認められない場合は、主治医や嘱託医等の意見も踏まえて計上しないことができる。

重度障害者加算は創設（昭和５１年）当時、在宅重度障害者に対する「家族等」の介護需要に充てられるものと位置付けられていたが、現在は、何らかの形で他者からの支援が必要となる重度障害ゆえに生ずる「本人」の特別需要に対応するものと位置付けられるようになっている。また、入院した場合においても、「本人」の特別需要の程度には変化がないので、特別障害者手当の受給の有無にかかわらず、加算の認定を続けることになる。（下記５に記載した施設入所の場合を除く）

重度障害者加算の認定に当たっては、以下のとおり取り扱う。

１　重度障害者加算を算定する者

(1)　「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」による障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに「国民年金法等の一部を改正する法律」による福祉手当（経過的福祉手当）の受給者

(2)　身体障害者障害程度等級表１級の者

(3)　東京都愛の手帳１度の者

(4)　国民年金法施行令別表１級の年金受給者であって、①精神障害者（知的障害者を除く。）、②腎機能障害者、③心臓機能障害者及び④身体障害者障害程度等級表の１級と同程度の者

(5)　特定障害者に対する特別給付金のうち、１級の支給対象者であって、上記（4）の①から④のいずれかに該当する者

(6)　精神障害者保健福祉手帳１級の者（初診年月日から１年６月を経過した場合に限る。）

２　上記１以外の者は、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他の障害の程度が確認できる書類に基づき行う。

３　既に、障害を支給事由とする年金を受けているため、上記１の (1)にいう福祉手当が支給されない者であっても、要件に該当すれば加算を認定する。

４　精神的疾患の入院患者等、精神活動減退者の加算の認定については、需要の実態を把握し、必要性について検討の上行う。（告示別表第１第２章－１０）

5　重度障害者加算の認定除外となる施設（平成18年度現在）

肢体不自由児施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、重症心身障害児施設、肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設と同様な治療等を行う児童福祉法に規定する指定医療機関(独立行政法人国立病院機構下志津病院・千葉東病院・東埼玉病院・神奈川病院・甲府病院・山形病院・静岡てんかん神経医療センター・西多賀病院、国立精神神経センター武蔵病院)、障害者自立支援法に規定する療養介護を行う病院(療養介護を行う病床に限る)又は障害者支援施設(障害者自立支援法附則の規定によりなお従前の例により運営することができるとされた身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設を含む)、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設、進行性筋萎縮症施設、国立保養所、救護施設、更生施設、医療法に規定する病院又は診療所であって、法令の規定に基づく命令（命令に準ずる措置を含む。例：心神喪失等医療観察法に基づく鑑定入院命令、感染症予防法に基づく入院勧告、精神保健福祉法に基づく入院措置）により入院・入所している者について治療を行うもの

（問６－26）　**家族介護料の認定方法**

家族介護料（告示別表第１第２章－４－（４））の認定方法について、示されたい。

家族介護料は、重度障害者を介護している家族の介護の需要に対応させるとともに、その世帯の経済的負担を和らげて生活の安定を図らせることを目的としている。

家族介護料を認定する場合の取扱いは、次のとおりである。

1　介護を受ける者の要件

次の各号すべてに該当する者が算定の対象となる。

(1)　告示別表第１第２章の４の (2)のア（障害等級表の１級若しくは２級又は国民年金法施行令別表に定める１級に該当する障害のある者）に該当する者

(2)　食事、入浴及び排便の３つの基本動作すべて（「日常生活のすべて」とみなしうる。）に介護を必要とする者

(3)　居宅で保護を受給している者

なお、 (2)の３つの基本動作の確認については、医師の診断書等は必要なく、実施機関の判断で足りる。

2　介護に当たる者の要件

保護受給中の同一世帯員が実際に介護に当たっている場合に家族介護料を算定する。そのため、次の場合は算定できない。

(1)　世帯分離され、保護を受けていない者が介護に当たる場合

(2)　別世帯の扶養義務者が介護に当たる場合

別冊問答集　問184、186
生活と福祉　昭和55年６月

※平成１８年度以降、障害者自立支援法ほか他法他施策に関連して取扱い上の変更点が生じた場合には、別途、通知等により取扱いを周知するので留意されたい。

（問６－27）　**他人介護料の認定方法（２００７増補改訂版）**

他人介護料（告示別表第１第２章－４－（５））の認定方法について、示されたい。

他人介護料（介護人をつけるための費用）を設定する場合の取扱いは、次のとおり。

1　他人介護料は、告示別表第１第２章－４障害者加算の (2)のア（障害等級表の１級若しくは２級又は国民年金法施行令別表に定める１級に該当する障害のある者）又は告示別表第１第２章－４障害者加算の (2)のイ（障害等級表の３級又は国民年金法施行令別表に定める２級に該当する障害のある者）に該当する者であって、その障害のため日常の起居動作に著しい障害があることから他人の介護を必要とする者で現実に他人の介護を受けている場合に支給するものであり、その介護の需要に対応させることを目的とする。

2　同一世帯内にある者（世帯分離された者を含む。）が介護するときは、設定の対象とならない。

　また、同一世帯内にある者が介護を行うことができず、他人の介護を必要とする場合には、その事情を把握、検討の上、他人介護料を認定する。

3　同一世帯員以外の扶養義務者（３親等以内の親族）が介護する場合は、「介護」という現物で扶養義務の履行がなされていると考えるべきであり、これに対して他人介護料を計上するのは適当でない。

4　算定する額は、介護人の介護の内容、地域におけるホームヘルプサービスの単価等を勘案し、基準額の範囲内で必要と認められる最小限度の額とする。

5　厚生労働大臣が定める特別基準の設定が必要な場合の情報提供手続については、問１２－15を参照。

別冊問答集　問181、186
生活と福祉　昭和55年６月

（問６－28）　**他人介護料と介護扶助（２００７増補改訂版）**

介護扶助受給者に対し、他人介護料を算定する場合の留意点について、示されたい。

1　基本的取扱い

他人介護料の算定は、在宅の被保護者が、介護扶助と障害者施策との適用関係に沿って、介護保険、介護扶助及び障害者施策によるホームヘルプサービスを利用可能限度まで活用し、それでもなお、介護需要が満たされない場合において、家族以外の者から介護を受けることを支援するために行うものである。

なお、40歳以上65歳未満の被保険者で特定15疾病に該当しない障害者については、問６－27に基づき他人介護料を算定されたい。次のいずれかに該当する場合には、他人介護料を算定することはできない。

(1)　被保険者（40歳以上65歳未満で特定１５疾病に該当しない障害者を除く。以下同じ）かつ介護扶助受給者

①　要介護認定を受けていない場合

②　要介護認定を受けているが、訪問通所限度額まで活用していない場合（全身性障害者については、活用し得る障害者施策によるホームヘルパーを活用していない場合を含む。）

(2)　被保険者以外の介護扶助受給者

①　要介護認定（市町村等に委託して行う要介護状態等の審査判定をいう。）を受けていない場合

②　要介護認定は受けているが、活用し得る障害者施策によるホームヘルプサービス及び介護扶助のサービス水準の合計が、訪問通所限度額に相当する水準に至っていない場合

2　夜間の取扱いについて

夜間（早朝、深夜を含む。）における他人介護料の取扱いについては、介護保険又は障害者施策により夜間の巡回型訪問介護サービスが提供されている地域においては、当該サービスの活用を図るものとし、当該サービスの利用により夜間の介護需要を満たせない場合に、算定を行う。

平成12年７月26日付12福生保第 544号生活福祉部長通知
平成12年３月31日付社援保第18号厚生省社会・援護局保護課長通知

（問６－29）　**在宅患者加算の認定方法（２００７増補改訂版）**

在宅患者加算（告示別表第１第２章－６）の認定方法について、示されたい。

1　在宅患者加算対象者

(1)　告示別表第１第２章－６－ (2)－アにいう結核患者

(2)　告示別表第１第２章－６－ (2)－イにいう結核患者以外の者で、運用事例集問６－30）の１にいう認定基準を満たす者

2　在宅患者加算が計上できない場合

(1)　給食のある病院等に入院・入所している者

＊なお、宿泊所等は施設ではなく居宅と位置づけられるため、これらに入所している者は在宅患者加算については一般のアパート等に居住する者と同様に扱う。

(2)　内部障害者更生施設に入所している者

3　在宅患者加算計上の原則

(1)　保護受給中の者について、月の中途で新たに在宅患者加算を認定し、又は認定をやめるべき事由が生じたときは、それらの事由が生じた月の翌月から加算の認定変更を行う。

(2)　新規開始ケースについては、開始時から日割り計上する。

(3)　在宅患者加算が計上されていた保護受給中の者が、いったん入院した後に再計上する方法は以下のとおり

①　１の (1)の場合、退院月から日割り計上（別冊問答集　問189）

②　１の (2)の場合、認定基準（検査項目・数値あるいは認定理由）が入院前と同じであれば、退院月から計上

なお、この取扱いは、病院等から居宅あるいは保護施設に戻る場合に、基準生活費の変更とあわせて計上するものである。

(4)　在宅患者加算が計上されていた保護受給中の者が、在宅患者加算が計上できない病院等に入院入所して削除する場合の取扱い

①　居宅から入院した場合、基準生活費の変更とあわせて、翌月から削除する。

②　保護施設から入院した場合、入院の日から削除する。

局長通知第６－２－（２）－カ

（問６－30）　**結核患者以外の在宅患者加算の取扱い**

結核患者以外の在宅患者であって、現に療養に専念している者については、３か月以上の治療を必要とし、かつ、保護の実施機関の指定する医師の診断により栄養の補給を必要と認められる者に、在宅患者加算の認定ができることとなっているが、その具体的な認定の方法を示されたい。

1　認定基準

(1)　臨床検査成績が下記の項目の１つに該当し、かつ、それ以外の項目の検査成績を勘案した結果、栄養の補給が必要と認められた者。

ア　血清総蛋白量が６．０Š／Œ未満のもの

イ　Ａ／Ｇ比が１．０未満のもの。又はアルブミンが３．０Š／Œ未満のもの。

ウ　赤血球数が３００万／立方ミリメートル未満のもの。

エ　血色素量が１０．０Š／Œ未満のもの。

オ　ヘマトクリット値が３０％未満のもの。

(2)　腹部、胸部などの大手術の術後、原則として３月以内の患者であって、栄養の補給が必要と認められるもの。

(3)　臨床検査成績が上記（１）に該当していない場合、又は、その他の栄養状態を示す検査成績が著しく悪化を示している場合であって、総合的に判断して栄養の補給が必要と認められるもの。

なお、この場合、認定の要否について嘱託医の疑義のあるものについては、都本庁に助言を求めることができる。

2　認定期間

結核患者以外の患者に対する在宅患者加算の認定更新は、３月を超えない期間ごとに、その要否を判断することになる。

ただし、在宅患者加算認定後１年を経過した場合は、下記３の定めに関わらず、医療要否意見書の医療を必要とする期間を超えない期間ごとにその要否を判断する。

3　取扱い方法

結核患者以外の患者であって、在宅患者加算を必要とするものの要否の判断は、次の方法により取り扱うこととする。

(1)　併給入院外患者のうちの６月毎の加算の要否については、医療要否意見書徴取時に、医療要否意見書により、医療の要否と同時に医療機関から意見を求めた上、判断するものとする。

(2)　併給入院外患者の前記（１）からの３月目の加算の要否については、在宅患者加算検査報告書により、検査値及び加算の意見のみについて医療機関から報告を求めた上、判断を行うものとする。

(3)　単身入院患者の加算の要否については３月毎とし、その取扱いは、前記（１）によるものとする。

(4)　社会保険等の他法により１０割の医療給付を受けている入院外患者の加算の要否については、局長通知第９の４に定める検診命令による検診書により判断を行うものとする。

４　検査費用

結核患者以外の患者に対する在宅患者加算の要否のために、医療機関が行った検査の費用については、医療機関が他の診療報酬とともに生活保護法医療券及び診療報酬明細書により社会保険診療報酬支払基金へ請求を行うものとする。

この場合、医療機関は当該検査費用について、診療報酬明細書に「在患検査」と明記することとする。ただし、前記３の（４）による検診書で行った検査費用については、局長通知第９の４に定める検診命令の項で対処するものとする。

昭和54年10月２日付54民福保第 720号民生局長通知

〈参考〉

在宅患者加算の取扱いにかかわる福祉事務所嘱託医会議（昭和55．10．８開催）の会議結果について

１　在宅患者加算の取扱いにかかわる質疑事項（抜粋）

(1)　嘱託医の職務及び在宅患者加算の取扱いについて

①　嘱託医の職務と在宅患者加算の取扱い

（質問）　在宅患者加算を認定するに当たって、嘱託医は、医学的な判断が困難な問題についてまで助言・指導等を行う必要がないと思うがどうか。

（都）　そのとおりである。嘱託医は、純粋医学的な判断を福祉事務所長へ提供する立場にあり、医学的判断になじまないような諸問題の処理については、福祉事務所長に委ねられたい。

②　結核患者の取扱いについて

（質問）　結核という病名がついていれば、たとえ治療を要しない陳旧性結核の場合でも、加算の対象となり得るか。

（都）　経過観察中であり、主治医が在宅患者加算の必要性を認めた場合には現行では対象にせざるを得ない。ただし、その場合でも、最長６ヶ月ごとの更新手続が必要である。

(2)　結核患者以外の患者に対する在宅患者加算の取扱いについて

①　認定基準と患者の身長・体重との関係について

（質問）　在宅患者加算を認定する上で、患者の身長・体重を考慮すべきと思われるが、これを採用しなかった理由は何か。

（都）　身長・体重については、健康者においても個人差があり、身長に比較して体重が少ないということが、必ずしも病的状態とは言い切れない。また、身長・体重の標準をどこに置くべきか難しい問題がある。

このように、栄養補給と身長・体重とが必ずしも結びつかない点があり、基準として採用されるに至らなかった。

②　食事療法と在宅患者加算との関係について

（質問）　糖尿病や高血圧で、食事療法を必要とする患者は加算の対象となり得るか。

（都）　在宅患者加算は治療上、健康者が必要とする以上に栄養補給を必要とする場合に加算をするものであり、低カロリー食や減塩食のような特に栄養補給を目的としない食事療法を必要とする患者は、対象にはならないと考えられる。

合併症がある場合は、その治療方針に基づいて加算の要否を判断することになる。

診療報酬上の入院の特別食加算は、調理における手間賃等と解釈されており、特別食加算即、在宅患者加算とはならないので念のため申し添える。

③　認定基準の（１）の取扱いについて

（質問）　臨床検査成績アからオまでの全項目の検査が必ず必要か。病名によっては、１つや２つくらいの検査でよいのではないか。

（都）　必ずしも全項目の検査を実施しなければならないということではない。しかし、ここに掲げてある諸検査は、各医療機関において通常の診療過程で一般に行われているものであり、適正な加算の認定をする上でできうる限り各検査値を検討することが望ましい。

④　認定基準の（３）の取扱いについて

（質問）　「臨床検査成績が上記（１）に該当しない場合又は、その他の栄養状態を示す検査成績が著しく悪化している場合であって…」という表現になっているが、「その他の栄養状態を示す検査」で、基準（１）に列挙されているような一般的な検査方法は、具体的にどのようなものか。

（都）　現状では、基準（１）のような栄養状態を反映する一般的な検査で、基準に示せるようなものは見当たらない。

しかし、そのような検査以外でも、栄養状態を反映する検査成績があれば、それを判断に用いることは可能である。

（質問）　基準（３）は、福祉事務所長（嘱託医）に一種の裁量の余地を持たせたものであると理解してよいか。

（都）　そのとおりである。その場合、在宅患者加算の要件の範囲内で裁量していただくことになる。

なお、保護の実施機関の指定する医師の診断に嘱託医が医学的に納得できない場合であって、意見調整が困難な場合には、都に協議されたい。

２　結核患者以外の患者に対する在宅患者加算、認定基準 (3)の取扱い方針について

認定基準の中で、基準 (3)は、「臨床検査成績が上記 (1)に該当していない場合、又　はその他の栄養状態を示す検査成績が著しく悪化を示している場合であって、総合的に　判断して栄養補給が必要と認められるもの」と規定されているが、具体性に乏しく不明　確な点がある。

そこで、基準 (3)を都として今後、どのように取り扱うべきかについて、都の提案をもとに検討協議がなされた結果、次の (2)の方針で取り扱うことの合意がなされた。

(1)　方針についての考え方

結核患者以外の患者に対する在宅患者加算の認定基準は、できうる限り客観的なデ

ータを利用して公正な認定を確保しようとするところにある。

この意味から、基準 (3)は相当部分、基準 (1)に示される病的状態の延長にあると考えられる。

なお、その他の検査成績により、当該患者につき、栄養補給が必要な場合も想定されるものである。

(2) 認定基準 (3)の取扱い方針

基準 (3)は、基準 (1)で示されるような一般的な基準として表現できないものを包含しているため、これを更に具体的に表現するのは困難であるが、現段階において、本基準の適用が妥当と考えられる対象患者の例としては、基準 (1)の臨床検査成績で示される病的状態を呈しうる消耗性の慢性疾患患者が考えられる。

昭和55年11月13日付55民福保第 882号民生局福祉部保護課長通知

（問６－31） **児童養育加算の認定方法（Ｈ２０年度修正版）**

児童養育加算は、小学校第６学年終了前の児童の養育にあたる者について行うとされているが、「第１子、第２子、第３子以降」の数え方はどうすればよいか。

児童養育加算は、小学校第６学年終了前の児童（１２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者をいう。）について、第１子及び第２子は、３歳に満たない場合は１０，０００円、３歳以上は５，０００円、第３子以降は１０，０００円を算定することとなっている。

１　算定の基礎となる児童は、同一世帯で保護受給中の以下の者をいう。なお、施設入所中の児童を除く。（障害者自立支援法施行により、措置から契約による施設入所になった場合も同様である。）

①　１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者

②　２０歳未満で障害者加算の対象となる者

２　「第１子、第２子、第３子以降」の数え方は、１に該当した児童のうち、年齢の順に上から第１子、第２子、第３子以降と数える。

３　それらの者のうち、小学校第６学年終了前の児童が第何子に当たるかによって、加算の認定額が定まることとなる。

〈具体例〉

ｉ　１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者－－－－３人

１５歳　－－－　第１子　　×

１２歳　－－－　第２子　　５，０００円

８歳　－－－　第３子　　１０，０００円

加算の認定額、１５，０００円

ⅱ　１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者－－－－４人

１０歳	－－－	第１子	５，０００円
８歳	－－－	第２子	５，０００円
３歳	－－－	第３子	１０，０００円
０歳	－－－	第４子	１０，０００円

加算の認定額、３０，０００円

４　３歳に到達した場合の加算額の変更は、出生の日が月の中途である場合は翌月から加算額を減額することになるが、月の初日に出生した場合においても同様に翌月から減額することになる。

５　児童養育加算は、年齢改定で１２歳に切り替えた年度の４月１日で当該児童の加算分を　削除することとなるが、児童手当の収入認定変更は８月１日を待って行う必要がある（局長通知第８－１－（４））。

告示別表第１第２章－８
局長通知第７－２－（２）－ク
課長問答　第７の60

（問６－32）　**介護保険料加算の認定**

介護保険料加算（告示別表第１第２章－９）の認定方法について、示されたい。

１　基本的な取扱い

介護保険料加算は、介護保険の第一号被保険者であって、介護保険法（平成９年法律第 123号）第 131条に規定する普通徴収の方法によって保険料を納付する義務を負う者に対して、保険者に対して納付すべき介護保険料の実費を認定することとされている。　保

護の実施機関は、認定にあたり、平成12年３月31日付社援第 825号「生活保護法によ　る介護扶助の運営要領について」（以下「介護扶助運営要領」という。）の第３の２の　(1)に定めるところにより、65歳以上の被保険者である被保護者等に関する情報を保険　者に通知し、それにより保険者から保護の実施機関あて通知される第一段階の所得区分　の納期及び納期毎の保険料の額又は納入通知書（写し）に基づき実費を認定する。

なお、普通徴収の方法が適用されるのは、老齢退職年金の額が年額１８万円（月額１５，０００円）未満の者、遺族年金・障害者年金等受給者、無年金者、年金担保貸付返済中の者等である。

２　保護の要否の判定の際の取扱い

介護保険料の額は、その納期において納付すべき実費を認定することとされているが、保護の要否判定に際しては、平均的な需要に基づき判定する必要があるため、加入する保険者の納期にかかわらず、被保護者に適用される第一段階の所得区分の年 額 保 険 料（年度中途に保護が開始された場合については、保護開始日の属する月から年度末までの保険料）を月割して算定した額で行う。

この場合、要否の判定と程度の決定ではその取扱いが異なるので留意する。

３　保護の程度の決定の際の取扱い

(1)　賦課期日（４月１日）に被保険者である被保護者の場合

実施機関は、保険者から通知される納期毎の保険料の額に基づき、当該納期月において納付すべき介護保険料の実費を認定する。

(2)　賦課期日（４月１日）に被保険者であった者が年度中途に保護を開始した場合

年度中途に被保険者が保護を開始した場合、保護開始日の属する月から第一段階が適用されるため、年額保険料が再算定され、再算定後の年額保険料から既支払額（未納、既納に関わらず、納期の過ぎた保険料をいう。）を控除した額を、残りの納期回数で除して得た額が保護開始日以降の各納期月に賦課されることとなる。保護の実施機関は、生活保護の開始決定の連絡を保険者に対して行い、それにより保険者から通知されるその者の納期毎の再算定後の保険料の額（納入通知書の写し）に基づき実費を認定する。

ただし、納期月において保険者における年額保険料の再算定及び通知が当該月の加算の認定に間に合わない場合には、既に通知されている再算定前の保険料額を認定し、次回以降の加算額において調整を行う。

(3)　被保護者が年度中途に被保険者資格を取得した場合

65歳到達や他市町村からの転入など被保護者が年度中途に被保険者資格を取得した場合には、資格取得日の属する月から年度末まで月割賦課した額を残りの納期回数で除して得た額が資格取得日以降の各納期月に賦課されることとなる。保護の実施機関は、保険者から通知される納期毎の保険料の額（納入通知書の写し）に基づき実費を認定する。

平成12年９月14日付12福生保第 707号生活福祉部長通知

平成12年９月１日付社援保第54号厚生省社会・援護局保護課長通知

平成12年９月１日付老介第11号厚生省老人保健福祉局介護保険課長通知

生活と福祉　平成12年９月

＜計算例　その１＞

１２月８日に保護開始以前の納付書に基づき、７，５００円を保険者に納入した者が、１２月２５日に保護を開始した場合

４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
		○			○			○			○
2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	1,250	1,250	1,250	1,250

12月 8日　保険料納入
12月25日　保護開始

Ａ：既支払額	7,500	7,500		
Ｂ：保険料賦課額			5,000	5,000
Ｃ：保険料加算額			0	2,500

(注)

１　既支払額とは未納、既納にかかわらず、納期の過ぎた保険料額をいう。

２　保護開始月の１２月における再算定後の保険料賦課額は５，０００円であるが、保護開始前の１２月８日に７，５００円を支払っている。このため、既支払額７，５００円は、１２月の保険料賦課額５，０００円に充当する。さらに、余りの金額２，５００円についても、３月納期の保険料賦課額５，０００円に充当する。

したがって、福祉事務所が認定する保険料加算額は、１２月が０円、３月が２，５００円となる。

（参照）　介護扶助実施の手引（平成16年３月発行）ｐ８１

＜計算例　その２＞

保険料の納期の月が６月、９月、１２月、３月となっている者が、１１月１６日に保護開始となった場合

４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
		○			○			○			○

2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250

11月16日 保護開始

A：既支払額	7,500	7,500		
B：保険料賦課額			4,450	4,300
C：保険料加算額			4,450	4,300

（注）

1　既支払額とは未納、既納にかかわらず、納期の過ぎた保険料額をいう。

2　再算定後の年額保険料

＝　2,500 円　×　7月　＋　1,250円　×　5月

＝　23,750 円

3　再算定後の年額保険料　－　既支払額

＝　8,750 円

4　残りの納期の回数は２回

5　8,750 円　/　2　＝　4,375 円

１００円未満を切り捨てると、4,300円　となる。

また、保護開始後の最初の納期月の金額は、

8,750 円　－　4,300円　＝　4,450 円　となる。

（参照）　介護扶助実施の手引（平成16年３月発行）ｐ８２

（問６－33）　**介護保険料加算と代理納付（２００７増補改訂版）**

介護保険料加算が計上される被保護者に係る保険料の代理納付の取扱いについて示されたい。

1　代理納付の基本的な考え方

代理納付とは、生活保護法第３７条の２でいう保護の方法の特例として、介護保険の被保険者である被保護者のうち、保険料を普通徴収される者について、保護の実施機関が、保護費の中から本人に代わって保険料を保険者に納付する制度である。

介護保険料加算についても他の生活扶助の保護金品と同様に被保護者に交付することが基本となるが、保険料の支払いにおける被保護者の利便性の確保を図るとともに、保険料の滞納を防止する観点から、職権により代理納付することができる。（法定代理納付）

２　代理納付を行うことができる場合

代理納付を行うことができるのは、当該世帯に生活扶助費として、介護保険料加算相当額以上が支給されている場合である。

既に代理納付を行っている者について、収入額の変動等により上記の要件を満たさなくなったときには、その月の分から代理納付を中断することになる。

３　代理納付の開始又は終了の保険者への通知

通知方法は保険者との協議による。協議が調えば、介護扶助運営要領の様式第４号の１の備考欄に「代理納付の有・無」等を記載した通知でも差し支えない。

(1)　開始通知

保険者は代理納付対象者の納付書を実施機関あてに送付することとされているので、保護の実施機関は、代理納付対象者について、代理納付を開始する旨を速やかに文書で保険者に通知する。

(2)　終了通知

代理納付の中止事由（代理納付対象者の属する世帯が保護の停・廃止の処分を受けた場合又は生活扶助費として介護保険料加算相当額が支給されなくなる場合等）が生じた場合には、保険者は納付書を保険者に送付することとされているので、当該者について代理納付を終了する旨を速やかに文書で保険者に通知する。

４　留意点

(1)　介護保険料加算相当額の取扱い

福祉事務所長は、代理納付を行う場合、被保護者本人に対し、保険料加算相当額を除いた額を支給することになる。

(2)　保険料の領収証等の取扱い

代理納付を行った場合、被保護者本人に領収証又は納付を証明する書類を交付する必要があるが、具体的な発行・交付方法は保険者との協議による。

(3)　保険料が還付された場合

保険料の納期の設定によっては、被保護者本人が死亡した場合等に還付が発生する場合も想定される。福祉事務所長は一旦納付した保険料の還付分の受領については被保護者本人から委任を受けていないため、保険者から直接受領することはできない。

平成12年９月14日付12福生保第 707号生活福祉部長通知

平成12年９月１日付社援保第54号厚生省社会・援護局保護課長通知 （平成18年3月31日社援保発第0331006号 改正）

平成12年９月１日付老介第11号厚生省老人保健福祉局介護保険課長通知

生活と福祉・平成12年９月

３　臨時的一般生活費

（問６－34）　**保育所入所支度費の支給**

保育所入所支度に要する費用については、就労に伴う子の託児費として就労収入から控除することが認められているが、疾病その他により、就労収入がない場合に、当該費用を支給することはできるか。

保育所入所支度に要する費用については、本来、次官通知第７－３－（５）その他の必要経費、「イ就労に伴う子の託児費」として、就労収入から控除すべきものである。

しかし、疾病その他により家庭での保育が困難なため、保育所へ入所させる場合には、局長通知第６－２の（５）のアの（イ）に定める額の範囲内で、被服費として支給して差し支えない。

（参照）

問７－21　「保育所等入所支度金の収入認定の取り扱い」

（問６－35）　**おむつ代の計上方法**

常時失禁状態にある患者等について、おむつ等の費用を計上する場合の手続を示されたい。

紙おむつ代を計上する場合は、被保護者からの申請書を提出させた上、その要否につき主治医等の診断を求め、６か月の範囲内で必要と認める期間について計上する。

主治医等の診断を求める場合の方法は、検診命令による検診結果を記載した書面、医療要否意見書、電話等による主治医等の意見聴取等必要に応じて適当な方法によるものとする。

その後の更新は、６か月以内の期間ごとに、上記と同様の手続きを行うこととするが、被保護者からの申請書の提出は、おむつの計上が継続している場合には、初回限りで足りるものである。

なお、病院訪問又は家庭訪問等の際、事実の確認に留意する。

また、救護施設入所者のおむつ代について、やむを得ないと認められるときは、当分の間、入院患者と同様の要件・手続により計上できることとする。

留意点として、おむつと尿取りパットを併用する場合、限度額以内で支給することは可能である。

出産時入院している間の新生児のおむつ代は、出産を控えて新生児のために必要な被服費（局第６－２（５）ア（エ））の一部として支給（一時扶助）が可能である（出産後でも４週間以内に保護申請があった場合は支給可）が、出産後引続き必要となるおむつ代は、その新生児に計上される第１類費で賄うべきものとなるので留意すること。

（問６－３５－２）　**特別な事情における布団代の支給について**
（Ｈ２３年度修正版）

保護開始時または長期入院・入所後退院した場合以外に布団代を計上できる場合はあるか。

正常な日常生活を営む能力に欠けている等特別な事情があり（たとえば、常時失禁等により布団が使用に耐えない等）、現に最低生活の維持に必要不可欠な被服等（布団も含む）を欠いている場合は、一時扶助の対象たりえる。

別冊問答集問７－３６

（問６－36）　**家具什器費の認定基準**

保護開始時において、最低生活に直接必要な家具什器の持ち合わせがない場合等には、家具什器費を支給できることとなっているが、その際の認定基準について示されたい。

家具什器費の認定に当たっては、次の点に留意のうえ、支給する。

１　臨時的最低生活費（一時扶助）の基本的な考え方

被保護者は、経常的な最低生活費の範囲内において、通常予測される生活需要のすべてを賄うべきであるが、特別の需要のある者について、最低生活に必要不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらを支給しなければならない事情があるときに限って、一時扶助は認定されるものである。

２　家具什器費を認定する場合の特別の需要

局長通知第６の２の（６）のア、イ、ウ、エ（保護開始時、長期入院後の退院等の場合の単身者、災害、転居）のいずれかの場合に該当すること。

この他、被保護世帯が世帯分割する場合、簡易宿所からアパートへ転居する場合等も、上記１の考え方に照らし、真にやむを得ない事情があれば認定することができる。

３　認定する家具什器の範囲

（１）炊事用具、食器、食卓等の居宅における食事のために直接必要な物品
（２）衣類等の収納具
（３）照明用具、カーテン等居室に不可欠の物品及び暖房器具
（４）清掃、洗濯等のための器具
（５）その他最低生活に直接必要な物品（娯楽用品、消耗品は、対象外。）

４　認定する場合の留意点

（１）最低生活に必要不可欠な物資を欠いているかどうかは、必ず実地に訪問調査のうえで確認する。

（２）申請のあった家具什器を支給しなければならない事情があるかどうかは、当該被保護者の個別の事情を十分に把握・検討のうえで判断しなければならない。

　保護開始時、長期入院後の退院等の場合の単身者、災害、転居の場合のそれぞれで事情が異なるものであるから、それに応じた家具什器の種類、規格等を認定する。

（３）２４，７００円の額により難いと認められるときは、３９，６００円の範囲内において、支給することができる。

　また、更にこの限度額を超えて費用を必要とする特別な事情があると認められるときの取扱いについては、（問１２－15）の「特別基準設定に係る情報提供の事務処理要領」を参照されたい。

（注）下線部分の額（家具什器費）は平成１７年度基準

局長通知第６－２－（６）

（問６－37）　**入院患者との連絡に要する移送費**

　被保護者のいずれかが入院した場合、入院患者との最小限度の連絡に要する移送費の支給が認められているが、支給する際の留意点について示されたい。

入院患者との連絡に要する移送費については、その必要性（病院からの要請、主治医の指示等）を確認して計上することを原則とするが、毎月１回の連絡のための移送費（生活扶助・臨時的一般生活費）は、通常、必要があるものと認め、計上することができる。

なお、計上した場合は、移送費を必要とした事実を確認する。

局長通知　第６－２（７）ア（ク）

（問６－38）　**精神科デイケア参加移送費（２００７増補改訂版）**

保健所等で行われるデイケア参加については、生活扶助の移送費を支給することとなっているが、診療報酬の対象となるデイケアに参加する場合は医療扶助による移送費を支給するものであるか。

保健所等において精神保健業務として行われる社会復帰相談指導事業等を活用する場合、局長通知第６－２－（７）－ア－（セ）－ｃにより、移送費を支給できることとなっている。この場合の移送費は生活扶助費であるが、医療移送の対象となる病院等が行う場合は医療扶助運営要領第３－９－（２）－ア－（ア）により医療扶助移送費として移送費を支給することになる。ただし、デイケア活動の一環として、ハイキングや見学会等、所（院）外での活動が行われる場合には、医療移送の対象となる病院等が実施する場合においても、生活扶助による移送費を支給することとなる。

なお、ハイキングや見学会等、所（院）外での活動に対する移送費として支給できる内容は交通費のみであり、参加費、見学料及び入園料等は対象とはならない。また、宿泊を伴う活動への移送費は認定できない。

医療移送の対象となる病院等について不明の場合は、東京都福祉保健局生活福祉部保護課医療係で確認できる。

（デイケア参加について医療移送の対象となる医療機関については、ブロック別事務打合わせ会議資料（平成18年7月）を参照のこと。）

（問６－39）　**断酒会宿泊研修会への参加移送費**

断酒会の実施する宿泊研修会に参加する場合、移送費を認定することができるが、その要件について示されたい。

局長通知第６－２－（７）－（セ）－ｂによる宿泊研修会参加のための移送費支給の要件は、次のいずれをも満たすことが必要である。

①　居宅（施設入所も可）で生活していて、断酒のための努力をしている者

②　宿泊研修の日程が２泊３日以内であること

③　原則として、都内（近隣県についてはやむを得ないときに限り可）で実施されるものであること

④　研修会であって、大会でないこと

⑤　参加回数が、年間１回までであること

（注）移送費として認定できる費目は、交通費、宿泊料及び飲食物費であり、これ以外の参加費については、認められない。

※なお、薬物依存・中毒者が「ダルク」等の民間リハビリテーション施設が行う研修会等に参加する場合は、当該事業に対して国若しくは地方公共団体からの補助が行われている場合や保健所、精神保健福祉センター等が後援する場合で、参加する対象者の社会復帰に効果が期待できると認められる場合には支給することができる。

都ブロック会議　平成７年秋、平成９年秋
生活と福祉　平成１１年５月

（問６－40）　**家財保管料（Ｈ２２年度修正版）**

医療機関に入院している単身の被保護者が、家財を自家以外の場所に保管する必要があるときは、家財保管料を認定することができることとなっている。
家財保管料を認定する際の留意点について、示されたい。

1　家財保管料認定の対象者

医療機関、介護老人保健施設、職業能力開発校、社会福祉施設等に入院入所している単身の被保護者で、やむを得ない事情により家財を自家以外の場所に保管してもらう必要があり、かつそのための経費を他からの援助等で賄うことのできない者。

また、住居を失ったばかりの者が当面の居所として無料低額宿泊所や簡易宿所等を利用する場合、生活用品等の家財はあるものの保管場所がないケースが見受けられる。今まで使用していた家財を失う可能性もあり、居宅設定後に生活用品を最初からそろえることにより自立を阻害する場合がある。直近までアパート生活を送っていた者であれば居宅生活が可能と判断される場合が極めて多いことから、次のように取り扱う。

アパート設定までの一時的居所として利用することを実施機関が認め、かつ短期間にアパート設定することを援助方針としている場合に限り、無料低額宿泊所や簡易宿所等（入居できる先がなくビジネスホテル等を利用した場合も含む）を利用する者についても家財保管料の支給を認める。その場合、保管するものとしては、当該被保護者が一時的居所として利用する場所に持ち込めない家具什器等とする。

2　認定額及び期間

入院入所（入院入所後被保護者となったときは、被保護者になったとき）後１年間を限度として月額１３，０００円以内の額。

実施機関限りで特別基準の設定があったものとして認定することができる。

明らかに１年以上の入院入所が見込まれる者は除かれる。

３　住宅費が既に認定されている場合

家財保管料が認定できる期間は１年間であるため、入院入所後既に住宅費が認定されている場合は、１２か月から当該住宅費を認定した月数を差し引いた月数の範囲内において認定する。

（例）

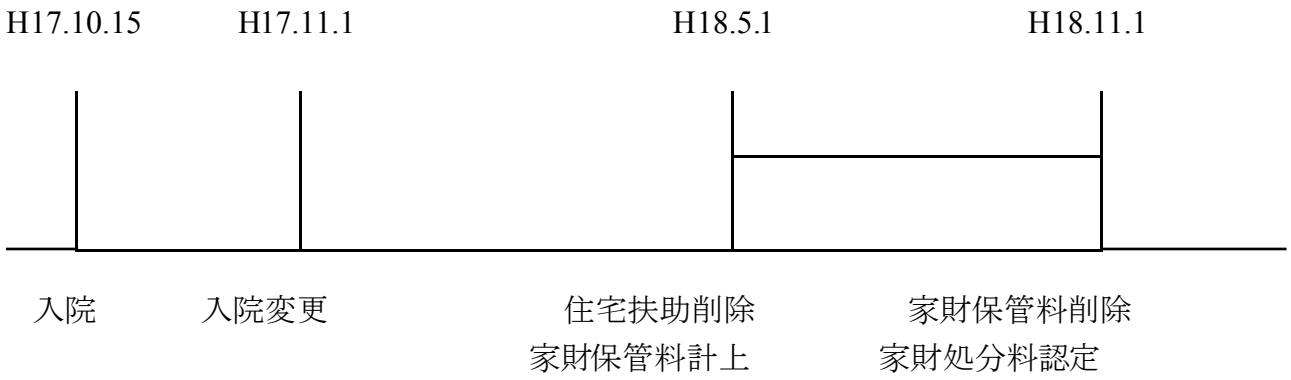

局長通知第７－２－(10)－エ

（問６－41）　**家財処分料（Ｈ２２年度修正版）**

単身の被保護者が当初は６か月間以内の入院の見込みということで、引き続き家賃を計上していたが、その後、結果として退院の見込みが立たなくなり、家賃の計上ができなくなった。

この場合、家財処分料を計上することができるか。

家財処分料については、局長通知第７－２－（10）－オにおいて、以下のとおり規定されている。

「借家等に居住する単身の被保護者が医療機関、介護老人保健施設、職業能力開発校又は社会福祉施設等に入院又は入所し、入院又は入所見込期間（入院又は入所後に被保護者となったときは、被保護者となった時から）が６か月を超えることにより真に家財の処分が必要な場合で、敷金の返還金、他からの援助等によりそのための経費を賄うことができないものについては、家財の処分に必要な最小限度の額を特別基準の設定があったものとして認定して差し支えない。」

家財処分料は、被保護者が入院した当初の時点においても、一定期間家賃を計上した後においても、あるいは、一定期間家財保管料を計上した後においても、家財の処分が必要となったときには計上することができる。なお、家財保管料を必要とする場合、家財の一部は処分して、その残りを倉庫に預けることにするというように、家財処分料と家財保管

料の両方を同時に計上することも可能である。

複数世帯員がいる場合についても、例えば、老夫婦のみの世帯において、時期を同じくして施設等に入所し、その後居宅に戻る見込みがない場合や、また、母子世帯において、母が婦人保護施設等、子が児童施設等にそれぞれ同時に入所するなどして、居宅を明渡す必要が生じ、家財を処分せざるを得ない場合（ただし家財保管料を計上を認める場合には、当該期間中を除く）などについても、同様に取扱うこととして差し支えない。

なお、単身の被保護者が死亡した場合の家財の処分費用については、死亡と同時に扶助を行う対象者が不在となることから、計上することができないものである。

（単身の被保護者が死亡した場合の家財の処分費用と遺留金品の取扱いについては、問６－89での説明を参照のこと。）

別冊問答集　問７－73

４　教育費

（問６－42）　**教育扶助の対象及び支給方法（２００７増補改訂版）**

教育扶助の対象と支給方法について、示されたい。
また、他法他施策、生業扶助（高校等就学費）との関連については、どのようになっているか。

教育扶助は、被保護世帯の子弟の義務教育就学について、経済的な側面から援助することによって、当該世帯における就学義務の履行及び最低生活保障を行うための制度である。

したがって、対象となる児童の有無及び計上すべき額について適確に把握したうえで、認定すること。

なお、義務教育課程の就学に係る援助の制度としては、学校教育法第２５条および第４０条にもとづき市区町村が行う就学援助、「盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律（昭和２９．６．１法律第１１４号）」による盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励などがある。

上記の就学援助については、適用関係上、生活保護の教育扶助と重複する部分については、教育扶助の基準計上を優先することとなる。なお、就学援助の内容は市区町村によって異なり、教育扶助の対象とならない費目（修学旅行費、校外活動費、体験学習費、卒業アルバム費用など）が就学援助で支給されることがある。それらが被保護者に支給された場合は、課長問答第６の４０（２）－オ－（イ）に該当するものについては収入認定除外とする。

盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励については、生活保護法第４条第２項に規定する「他の法律に定める扶助」に該当することから、就学奨励費の支給を優先することになる。この場合は、教育扶助の基準と比較して不足する部分についてのみ、教育扶助費を計上することとなる。（但し、生活扶助費の「入学準備金」については、就学奨励費の「新入生用品費」よりも支給時期が早いことから、生活扶助費の方を優先させて適用している。）

また、義務教育課程修了後、高校等に進学する場合には、生業扶助［技能修得費（高校等就学費）］の支給ができる場合があるが、これは、教育扶助とは性格が異なって一時扶助としての位置付けとなるため、申請によって扶助を行うことになるので留意すること。

生業扶助（高校等就学費）については、『就学扶助』の問答での説明を参照のこと。

課長問答・第４の24

（問６－43）　**一括交付した教育扶助費の返還**

被保護者が学用品等を購入するために一時に経費を必要とする時は、当該学期の月数分の範囲内で一括交付が認められているが、一括交付を行った後に保護が停廃止となった場合は、精算手続をしないものとして取り扱ってよいか。

一括交付の取扱いは、学用品、通学用品等の需要の実態に配慮したものである。したがって、一括交付された教育扶助費は保護受給中に消費済みであると考えられる。それゆえ、一括交付した後、交付に係る期間内に保護の停廃止の処分が行われたとしても、当該交付した扶助費については、原則として、返還の措置は要しないものである。

なお、他からの移管ケースについては、重複して教育扶助を適用することのないよう注意する必要がある。

課長問答・第４の23

（問６－44）　**私立小・中学校での就学（Ｈ２２年度修正版）**

世帯員の中に私立小・中学校に就学している者のある世帯から保護申請があった。明らかに保護を適用すべき状況と認められたが、被保護世帯の世帯員が、私立小・中学校での就学を継続することは認められるか。また、教育扶助基準の認定はどうなるか。

義務教育については公立学校において修了することができるため、私立小・中学校での就学は、生活保護法の趣旨及び地域との均衡から、原則として、認められない。ただし、既に私立小・中学校に就学している者のある世帯から保護の申請があった場合で、当該児童・生徒が最終学年にある等、直ちに転校させることが適当でないと認められるときには、その学年末又は学期末までの就学を認めることができる。また、特待生制度や経済的な理由による減免措置を講じている学校において、これらの制度を活用することにより授業料等が全額減免される場合であって、引き続き就学することが将来の自立に有効であると認められる場合には、制度の活用中は就学を認めることができる。

この場合、教育扶助は基準額（一般基準及び特別基準）を計上することとし、学校給食費及び教材代は、その者の居住する校区の公立学校の基準を限度として必要な額を認定する。

また、通学のための交通費については、それが私立小・中学校に通学するために生じる需要である場合には、認められないものである。

なお、公立学校に転校させることが適当であると認められた場合は転校の助言を行うこととなる。但し、当然ながらその助言に従わないことをもって法第２７条第１項に基づく文書指示をし、保護の停廃止を行うことはできない。その期間中の教育扶助の認定は、上記と同様の取扱いとする。

いずれの場合においても、被保護世帯員が私立小・中学校に通学する間は、その就学費用が何によって賄われることになるかについて、十分な把握を行うこと。

別冊問答集　問７－91

（問６－45）**居住する地域での学校選択制が認められている場合の取扱い**

保護受給中の世帯から、世帯員の就学にあたって、公立の小・中学校について居住する地域で複数の学校の中から就学先の選択が可能であるが、自宅から最も近い学校を必ず選択しなければならないか、離れた場所の学校を選択した場合には、通学交通費は扶助の対象とならないかという相談があった。

どのような取扱いを行うべきか、教育扶助費の計上方法と併せて、それぞれ、示されたい。

昨今、公立学校において地域での学校選択が行える自治体が増えつつある。義務教育に関する内容、程度及び範囲については、それぞれの法令によって定められているところによるものである。地域内のどの公立学校において義務教育課程を修了するかについて、就学通知等の際、予め選択ことができることが明らかであれば、その選択についても教育の機会均等の実質的内容と理解されるものである。すなわち、被保護世帯の就学児童が選択の結果、就学する公立学校を決めたのであれば、その学校への就学が現実に認められる限り、当該公立学校に就学するために必要な最小限度の費用について、扶助の対象として取扱うべきである。

したがって、通学交通費が必要となる場合については、最も経済的かつ合理的な手段によって必要とされる実費を計上して差し支えない。

（問６－46） **公立の中等教育学校での就学**

被保護世帯の世帯員から、公立の中等教育学校に就学したい旨の相談があった。選考の結果、入学が許可された場合には、就学時に必要な費用について教育扶助の対象としてよいか。

中等教育学校は、中等普通教育並びに高等普通教育及び専門教育を一貫して行う学校で前期課程３年が中学校相当、後期課程３年が高等学校相当に区分される６年制の学校である。

公立学校の中等教育学校においては、費用負担について私立中学校での就学の場合のように地域との均衡についての問題が生じにくいことから、就学を認めて差し支えない。

したがって、義務教育課程にあたる前期課程３年については、教育扶助の対象として、後期課程３年については、生業扶助（高校等就学費）の支給の対象に含めて検討することになる。後期課程３年間については、授業料の減免や他法他施策で利用できる制度を活用したうえで、生業扶助（高校等就学費）の適用が認められる部分については、申請により認定された高校等就学費を支給することが可能である。

（問６－47） **教育扶助の適用年齢**

教育扶助の適用年齢について示されたい。

教育扶助は、原則として、学校教育法により義務教育として課されている満６歳に達した日の翌日以降における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの間の児童・生徒に適用するものである。

ただし、学校教育法第23条の規定により、就学義務の猶予又は免除を受けたため、満15歳に達した日の属する学年の終わりまでに義務教育が終了しておらず、引き続き中学校又は盲学校の中等部に在学する場合及び海外からの帰国子女が昼間の中学校に在学する場合は、その期間中教育扶助を適用することができる。

（問６－48）　**夜間中学校に在学する者の取扱い（２００７増補改訂版）**

夜間中学校に在学する者に対する就学費用の取扱いについて示されたい。

被保護世帯に夜間中学校に在学する者がある場合、その就学費用については次のとおり取り扱う。

１　収入を得ている者

高等学校に就学する者の例（次官通知第７の３の（3)のク）により、当該収入のうち夜間中学校で就学するために要する費用について収入として認定しないものとして取り扱う。

２　収入のない者

夜間中学校に就学することが自立助長に効果的であると認められる場合に限り、夜間中学校で就学するための費用として教育扶助を認定することができる。

なお、都内の夜間中学校の入学については、国籍に関係なく、①学齢を超過していること、②義務教育が未修了であること、③都内に居住(又は在勤)していることの３点が要件となっている。

都ブロック会議・平成７年春

５　住宅費

（問６－49）　**公営住宅の共益費及び保証金の取扱い**

公営住宅の共益費は住宅扶助の対象となるか。また、入居に際しての保証金の取扱いはどうなるか。

公営住宅の共益費は住宅扶助の対象とはならない。

しかし、都営住宅の場合、被保護世帯については共益費（昇降機保守維持費等）が免除されるので、保護受給証明書を交付して最寄りの東京都住宅供給公社管轄の窓口センターあて免除申請を行うよう指導する。月末の最終開庁日までに届いたものは、その翌月から共益費が免除される。

入居に際しての保証金（２か月分）も、免除が受けられるので、上記と併せて指導する。ただし、入居世帯の一部が保護費の支給対象外（世帯分離）等の理由で、保証金の免除が受けられない場合、敷金の範囲内で支給することができる。

（問６－50）　**都営住宅使用料制度**

都営住宅使用料は応能・応益的使用料負担制度となっているが、住宅扶助の基準計上に当たっての留意点等を示されたい。

１　都営住宅使用料制度の概要

都営住宅の使用料は、平成７年１月から使用者の収入に対応し、かつ住宅の応益性を反映した「応能・応益的使用料制度」がとられている。平成10年４月から公営住宅法の改正により、さらに都営住宅の種類によって公営住宅系、住環境整備系２種類に分け異なる使用料の算定方法が用いられることになった。都営住宅の大半を占める公営住宅系住宅については、収入によって本来家賃の対象者、収入超過者、高額所得者に区分し、それぞれ異なる計算方法を適用する。また平成10年４月の改正では、高齢者・障害者世帯等の入居収入基準が緩和された。さらに、平成12年９月から収入月額６５，０００円以下の低所得世帯に対する減免制度が変更された。

２　公営住宅系住宅の使用料の決定方法

毎年６月下旬

収入報告書の提出

＊　全員提出が必要。未提出の場合は、近傍同種の住宅の家賃が適用されるので、被保護世帯の入居者が提出を忘れないよう注意する。

↓

収　入　の　認　定

＊　公営住宅法施行令に基づき収入月額を認定する。

↓

使　用　料　の　決　定

＊　認定した収入月額に基づき、翌年４月から１年間の使用料を決定する。収入月額に応じ８区分に分類した上で、本来入居者、収入超過者、高額所得者に３分類し、それぞれの計算方法により決定する。（高齢者・障害者等世帯については、一般世帯より２区分高位の収入分位まで本来入居者の計算方法が適用される。）また計算には各住宅の応益性を反映させるための係数が使用される。

↓

翌年２月下旬

認定通知書の発送

３　被保護世帯への適用

(1)　８区分の内、最も低い区分の使用料が適用される。この計算に基づいて決定された使用料が、住宅扶助の特別基準を超える場合は、住宅扶助基準額が使用料とされる。

(2)　新たに保護を開始する者で、上記の使用料への減額を必要とする者は東京都住宅供給公社管轄の窓口センターへ「収入再認定請求書」の提出が必要。保護を開始する世帯に対しては、開始の時点で保護受給証明書を発行し、これを添付した収入再認定請求申請を行うよう指導する。通常、申請した月の翌月から減額後の使用料が適用される。

(3)　毎年６月に収入報告書を提出する場合は以下の点に注意する。

①　収入報告書には、「生活保護受給証明書」の添付が必要。

②　同一世帯内に世帯分離により保護を受けていない者がいる場合はさらにその者の住民税課税（非課税）証明書が必要となる。

③　都市整備局発行の収入報告書に記載されている世帯員と実際に保護を受けている者とが一致しない場合は、承継・同居・世帯員変更等の手続きが必要となる場合がある。

(4)　被保護世帯には次の問６－51の場合を除いて、一般減免制度は適用されない。

ただし、減免・減額制度の活用により保護の適用が必要でなくなる世帯に対しては、減免・減額の申請指導を行うことができる（申請時に生活保護廃止証明書が必要）。

4　都営住宅入居者に対する保護の要否判定

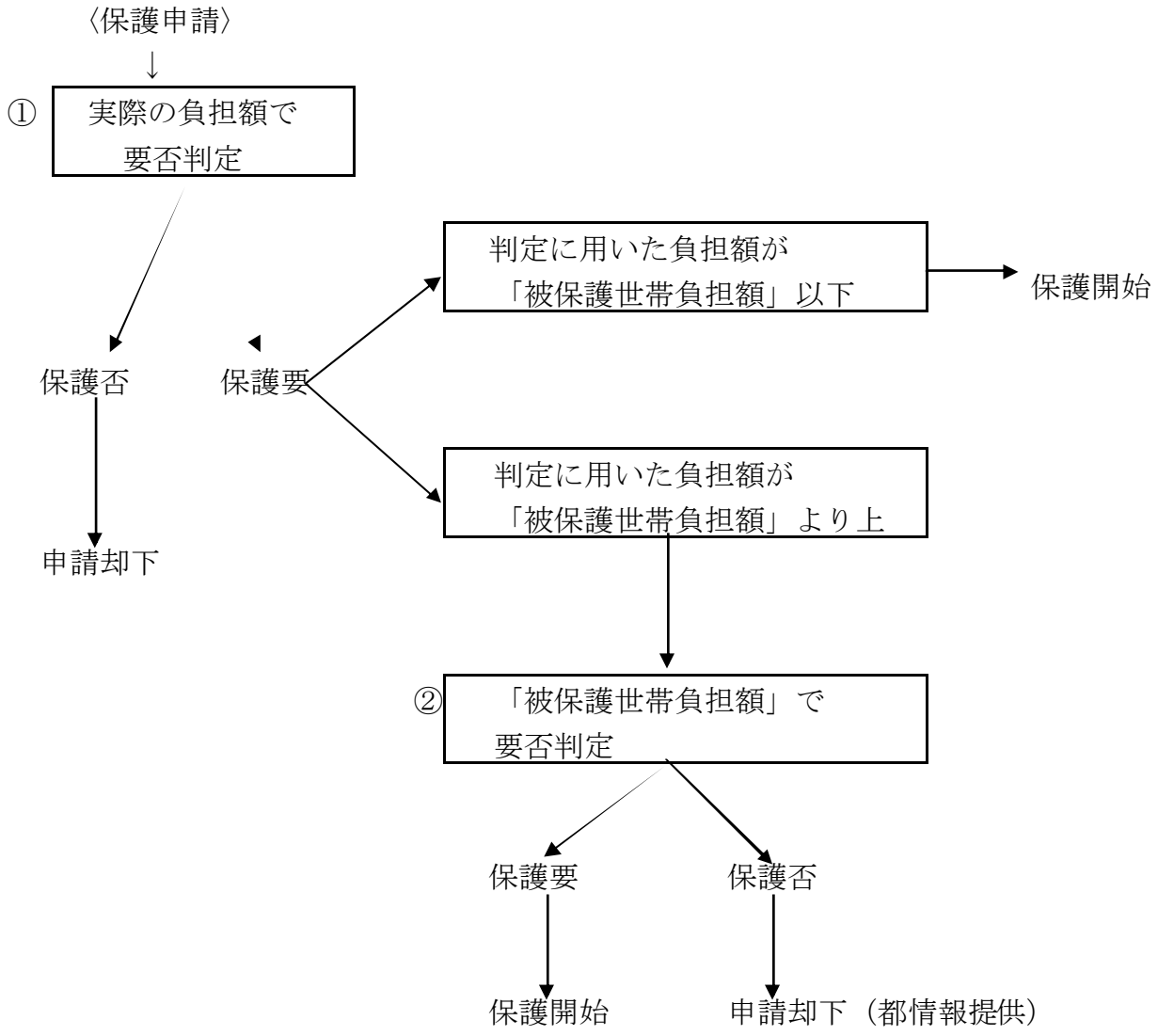

（注）

(1)　「被保護世帯負担額」とは３の（1)の負担額をいう。それぞれの住戸における「被保護世帯負担額」の確認は、都市整備局都営住宅経営部指導管理課収納管理係において可能である。（℡０３－５３２０－４９８５　直通）

(2)　②の要否判定の結果、保護否となる世帯から保護申請があった場合、この世帯に保護を適用したとしても、保護開始後は使用料負担額が「被保護世帯負担額」に減額されることになり、結局は保護が必要でなくなってしまう。このような世帯は、保護の適用が必要でなくなるような負担額まで減額を受けることにより、保護の適用なしに生計維持が可能となる。

　したがって、こうした世帯から保護の申請があったときは、都福祉保健局保護課において都市整備局と調整を図るので、情報提供されたい。

（問６－51）　**長期入院者の都営住宅使用料（２００７増補改訂版）**

単身の都営住宅入居者が長期入院し、住宅扶助の計上を停止する場合の扱いはどうなるか。

被保護世帯に対しては一般減免は適用されないが、単身又はこれに準ずる世帯の都営住宅入居者が長期入院し、住宅扶助の計上を停止する場合は、当該住宅扶助の支給停止が解除されるまでの期間、使用料が免除される。

申請する場合は、本人又は親族等が東京都住宅供給公社管轄の窓口センターに連絡し、申請用紙を取り寄せて手続きする。免除期間は原則１年間。期間終了前に次回の申請を行う（申請用紙については東京都住宅供給公社から送付される。）ことによって、免除を継続することができる。新規申請の場合は、住宅扶助が支給されなくなる月の前月の末日まで、現在免除を受けている場合は免除終了月の末日までに東京都住宅供給公社管轄の窓口センターへ送付する。

（問６－52）　**住宅扶助の代理納付（Ｈ２３年度修正版）**

住宅扶助の代理納付を行いたいが、どのような点に留意すればよいか示されたい。

住宅扶助費が本来の目的である住宅の確保のために使用されずに生活費に費消されている状態を放置することは、当該世帯の住宅確保が困難となり、生活の基盤を失ってしまうことにつながるため、被保護者に代わり福祉事務所が住宅扶助を代理して納付することが法上可能とされている。

しかし、代理納付は住宅扶助を家賃等に的確に充てるためのものであり、的確に納付を行っている者に対して代理納付を強制するなどの機械的な取扱いを行ってはならない。

以下に具体的な取扱いを示す。

１　代理納付の対象者

滞納者、代理納付を希望する者及び福祉事務所長が必要と認める者とする。

家賃の納付が遅滞気味であっても、処遇上、家賃の納付を自ら行わせる必要があると福祉事務所長が判断した者については、対象としない。

なお、収入の変動が著しい被保護者は、収入の変動により住宅扶助の充当額が異なる場合が多いため、家主等とのトラブルが発生するので対象としないことが望ましい。

2　代理納付の相手先

住居の賃貸借契約に基づく賃貸人(家主)に限定せず、賃貸人(家主)が家賃等の受領を委任した不動産会社等も相手先とする。

民間住宅については、賃貸人(家主)が不動産管理会社等に家屋の管理や家賃の受領を委託している場合があることから、家賃等の受領を受託した不動産管理会社等も相手先とする。

3　代理納付の範囲

代理納付の対象は住宅扶助費のみである。民間住宅における共益費等家賃以外の経費については、代理納付は認められない。

また、過去の滞納家賃についても対象とすることができない。

4　その他

①被保護者の個人情報の取扱い

民間住宅の場合は、賃貸人(家主)等が守秘義務を負っていないため十分な配慮が必要である。

②廃止等により返納金が生じた場合の取扱い

賃貸人（家主）等に対して停・廃止日以降の日割り家賃等の住宅扶助の返還を求めること。なお、代理納付の開始時に、その取扱いを賃貸人（家主）等に対して十分説明すること。

ただし、賃貸借人（家主）等が代理納付された住宅扶助の返還を拒む正当な理由がある場合は福祉事務所長の判断で返還を求めないことができる。

なお、「返還を拒む正当な理由」として、停・廃止後も被保護者が居住を続ける場合や、被保護者が死亡・失踪したことにより居室の修繕費用を敷金等でまかなえない場合等が考えられる。

③代理納付により都営住宅入居中の単身被保護者が死亡した場合の日割り家賃の取扱い

都営住宅においても、月の中途で死亡した入居者の日割り分使用料を返還することになっている。この返還金は基本的には相続人に支払われるものであるが、相続すべき親族のいない被保護単身者の場合については、都市整備局から福祉事務所に対して返還されることとなる。この場合には、地方自治法施行令第159条により返還金を受け入れることとなる。

平成18年6月13日付18福保生保第291号生活福祉部保護課長通知
平成18年8月14日付生活福祉部保護課長名事務連絡
平成22年11月（後期）ブロック会議・指示事項

（問６－54）　**転居後に係る住宅費の取扱い（２００７増補改訂版）**

被保護世帯が転居し実施機関の変更を伴う場合、転居後の住宅費は新旧いずれの実施機関が支給すべきか。

転居後の家賃・間代については、契約と同時に家主から家賃・間代の支払いを求められる実態を勘案して、転居前の実施機関が支給することとして差し支えない。

この場合、転居前の実施機関が支給できる家賃の範囲は、転居当月の旧家賃（１か月分以内）＋転居先当月日割り分家賃（１か月分以内）＋転居先翌月分家賃（１か月分）まで支給できる。

この場合、転居後の実施機関と連携をとり、重複支給のないよう留意する。住宅扶助費は本来、当該月分を他の扶助と併せて計上するものであるから、契約時に前家賃として、入居翌月分を敷金等と同時に支給した場合は、翌月１日付で住宅扶助基準を一旦削除し、翌々月１日に再計上することになる。

なお、この取扱いは、都内の実施機関相互においてのみ、適用するものである。

(例）６月２０日契約の場合

転居前実施機関：６／１　　転居前家賃（１か月分以内）支給

６／２０　敷金等と転居先家賃（６月日割り分）

＋（７月１か月分）支給

転居後実施機関：７／１　　住宅扶助は計上を要しない。

８／１　　住宅扶助計上支給

（問６－55）　**特別基準（１．３倍額）の単身者への適用**

単身者であっても、障害者や高齢者等で特別な事情がある場合、又は、地域の住宅事情から特別基準（１．３倍額）が認められることがあるが、この取扱いを行うに当たっての留意点を示されたい。

１　住宅扶助の特別基準

住宅扶助の特別基準は、告示別表第３の２により、毎年度、限度額が定められている。また、世帯員数、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、限度額に１．３倍を乗じて得た額を、認定して差し支えないこととされている。

課長問答・第４の56によれば、「世帯員数、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によ

りやむを得ないと認められるもの」には、原則として単身者の場合の家賃、間代等は該当しないものとされているが、単身者であっても１．３倍額が認められる場合の取扱いも示されている。

(1) **「老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合」**とは

例としては、永年の生活環境を喪失することが本人に心理的肉体的に回復しがたい打撃を与える等の理由から転居の指導が困難な者が挙げられる。

老人等の中には、高齢者以外に身体障害者、知的障害者、精神障害者も含まれるが、障害を理由とする場合には、「障害に伴なって必要不可欠となる生活上の利便性を従前と同等に確保するにあたって、転居後もなお特別基準の設定をしなければ困難な程度に難しい場合」に限ること。ただし、従前の住居からの転居が困難であったとしても、当該住宅に１．３倍額を超える特別基準を容認する趣旨ではないことに留意する。

(2) **「車椅子使用の障害者等特に通常より広い居室を必要とする場合」**とは

車椅子使用のため、通常よりも広いスペースを必要とする場合やスロープ等の特別な設備の備わった住居を必要とする場合をいう。このほか、障害者用のベッドの設置や介護のための室内浴槽の搬入搬出等のために通常よりも広いスペースを必要とする場合も含まれるが、あくまでも室料としての家賃について１．３倍を認めるのであって、当該設備の設置や維持管理費用を含めた特別基準の設定を容認するものではない。

なお、心身の状況から、公衆浴場等の利用が困難なため、室内に入浴設備を必要とする場合に地域の住宅事情から、１．３倍を認めることがやむを得ない場合についても、この区分による特別基準設定があったものとして取扱って差し支えない。

(3) **「地域の住宅事情から限度額の範囲内ではどうしても対応できない場合」**とは

地域において単身基準の限度額の範囲内では賃貸物件を確保することが極めて困難である場合に限る。地域の住宅事情を理由として１．３倍額の適用の可否を判断するのは、当該地域の実施機関である。この区分により、１．３倍額の適用を行おうとする場合には、住宅扶助を必要とする被保護者の状況を個々に判断するのではなく、当該地域を管轄する実施機関が、地域の住宅事情を的確に把握して、管内の被保護世帯に対して、統一的な適用基準を用いることが必要である。この点が上記（２）のなお書の事例と異なるので十分留意すべきこと。（（２）の場合には、住宅設備の程度（入浴設備等の有無）の必要性についての判断は被保護者の状況によって判定されるとともに、当該住宅設備を備える物件の確保にあたっての困難性については、地域の住宅事情によるものであるから、当該地域の実施機関の判断によって判定されることになる。）

２　単身者に対して、１．３倍額を認める場合の留意点

(1) 実施機関ごとに異なる適用基準が認められる場合と認められない場合

都内における住宅事情は各実施機関の管内ごとにそれぞれ異なっていることから、地域の住宅事情（１の (3)の場合）により１．３倍額を認める場合は、当該地域内の実状をふまえて、それぞれの実施機関の判断で定めることが可能である。

一方、高齢及び障害を理由とする特別な事情によって１．３倍額の適用を認める際（１の (1)及び (2)の場合）には、当該事情のある世帯についての対応は、基本的に

すべての実施機関において同一に適用されなければならない。

ただし、１の（２）の場合において、必要な住宅設備を備える物件の確保にあたっての困難性の評価は、当該住宅の存する地域を管轄する実施機関の判断によらざるを得ないため、ケース移管に際しては、次の点についても併せて留意すべきである。

(2) ケース移管に際しての注意

被保護世帯の転居にともないケース移管が必要となる場合には、住宅扶助の限度額の取扱い方針について、事前に転出先の実施機関と十分に連携を図りつつ、円滑な事務処理が行えるように留意すること。特別な事情のない単身者（１の (1)及び(2)の場合に当たらない単身者）世帯の移管に際しては、移管先の実施機関における１の (3)（当該地域の住宅事情）による１．３倍額の適用基準がない場合には、単身世帯の基準額限度を超える家賃の住宅への転居指導は行うべきではない（ここでいう転居指導とは、転居時に敷金等の一時扶助を積極給付して福祉事務所の指導により転居をさせることをいう）。

現在、都内の一部地域において、単身者（１の (1)及び (2)に該当しない単身者）に対しても、１．３倍額を適用している実施機関と、そうでない実施機関とがある。

それぞれの保護の実施機関は、管内の住宅事情の実態を的確に把握したうえで、住宅扶助の基準の適用についての方針を定め、管内の被保護者に対して、住宅扶助基準の適用における公平性・統一性を保持する必要がある。

したがって、ケース移管に際しては、移管先の実施機関における１の (3)（当該地域の住宅事情）による１．３倍額の適用基準を尊重しなければならない（当該「地域の住宅事情」を把握し、適用の基準を定めるのはあくまでも当該地域を管轄する実施機関であることに十分留意されたい。）。

また、１の（２）の場合において、必要な住宅設備を備える物件の確保にあたっての困難性を理由に１．３倍額を適用する場合には、必要条件を満たす物件の確保にあたって特別基準設定がやむをえない旨の判定は、当該住宅の存する地域を管轄する実施機関が実態を適確に把握したうえで、公平に行うべきこと。

(3) 住居の確保に困難が伴う単身者の取扱い

住居の確保に困難が伴う単身者（１の（２）の必要な住宅設備を備える物件の確保に困難がある場合を除く）の場合には、障害等により特別な住宅需要がある世帯の場合とはみなされないので、１．３倍額を認めるのは、当該地域の一般的な物件の住宅事情による場合に限られる。

例えば、高齢の単身者、精神的疾患を持つ者、保証人の確保ができない者などの世帯について、１．３倍額を認める場合の根拠は、あくまでも地域の家賃水準からして基準額の範囲内ではどうしても対応できない（見つからない）場合に限られる。

このような単身の被保護者が転居により管外に転出する場合には、転出元の実施機関は自身の判断のみで１．３倍額を認定するのではなく、転出先の実施機関と十分に協議したうえで、１．３倍額の認定を行う必要がある。

また、１の（２）の必要な住宅設備を備える物件の確保に困難がある場合であっても、実際に必要な（入浴設備等の）住宅設備を備える物件の確保に関する地域の住宅事情をふまえて、事前に転出先の実施機関と十分な協議のうえ、１．３倍額の認定を

行うことが求められるので、留意すること。

課長問答　第４の56

（問６－56）　**基準額を超える家賃の住宅に居住する世帯からの保護申請**

（Ｈ２４年度修正版）

住宅扶助基準額を超える家賃の住宅に居住する世帯から保護の申請があった場合の取扱いについて示されたい。

基準額を超える家賃の住宅に居住している世帯から保護の申請があった場合は、単身世帯への特別基準設定（１．３倍額の適用）が認められる場合を除いて、原則として保護開始と同時に、転居指導を行うことになる。転居指導中、新たな住居に転居するまでの間は、１．３倍額を限度に実家賃額を計上する取扱いを行うことができる。保護開始後直ちに転居が困難な場合であって、実家賃が特別基準（１．３倍額）を超えない範囲の額であれば、転居に必要な相当期間（概ね６ヶ月又は次回更新時までのいずれか）について、転居指導を予告したうえで、特別基準の実家賃額を計上する取扱いを行って差し支えない。この場合、要否判定も１．３倍額を限度に実家賃額で行う。

また、転居に必要な相当期間を経過後も転居がなされない場合は法第６２条による手続きによることなく法第２５条による職権変更により、特別基準の設定を解除することが可能である（特別基準の設定は福祉事務所長の職権により行っているものであり、これを解除するとしても不利益処分には当たらないため）。住宅扶助そのものの計上を停止する場合は、不利益処分となる(問６－５７参照)。

なお、一般に、保護の要件を満たす限り、実家賃が住宅扶助基準を超えることをもって、保護申請を却下することはできないものである。

平成２２年度前期ブロック会議資料

（問６－57）　**基準額を超える家賃の住宅に居住している単身世帯の転居指導**
（Ｈ２３年度修正版）

住宅扶助基準額を超える家賃の住宅に居住している単身被保護世帯に対する転居指導について、具体的に示されたい。

基準額を超える家賃の住宅に居住している世帯は、原則として、転居指導の対象となることから、以下の手順により転居指導について検討を行う。ただし、保護開始後直ちに転居が困難な場合であって、実家賃が特別基準（１．３倍額）を超えない範囲の額であれば、転居に必要な相当期間（概ね６ヶ月又は次回更新時までのいずれか）について、転居指導を予告したうえで、特別基準の実家賃額を計上する取扱いができることは、前述のとおりである。（「問６－56」参照）

上記の場合のほか、単身者であっても１．３倍額が認められる場合（本章「問６－55」参照）を除いて、基準額を超える家賃の住宅に居住している単身被保護世帯には速やかに転居指導を行うことが望ましい。しかしながら、実際家賃が少額の基準超過に過ぎない場合については、転居指導を行うその他の合理的な理由を必要とする。すなわち転居費用の扶助額と比較考量した場合に著しく均衡を欠くような効果しか得られない場合には、転居指導そのものを当面の間、留保することも考えられる。

合理的な理由に基づく転居指導に従わないことをもって、保護を停廃止する場合には、①当該住宅が地域との均衡を著しく失していることによって、適正な水準の保護が実施できない客観的な根拠の明示を必要とし、さらに、②事前に適切な指導指示を十分に行っていること、③弁明の機会の提供等、適正な手続が行われていることが前提となる。

保護の停廃止によらず、住宅扶助のみを計上しないという、変更の不利益処分を行う場合には当該物件に居住を続けることにより、最低生活費を下回る生活を余儀なくされ、保護の目的が達成できない旨を被保護者に十分周知したうえで、なお再三の転宅指導に従わない場合に所定の手続きを経て行うこととなる。

また、被保護者自らの努力で転居先の確保が困難である場合には、被保護者の求めがあれば、法２７条の２に基づき相談に応じ必要な助言を行うことについても検討すべきであろう。

なお、一般に、保護の要件を満たす限り、単に実家賃が住宅扶助基準を超えることのみをもって、直ちに保護を停廃止することはできないものであるので、転居指導にあたっては十分留意すること。

（問６－58）　**単身入院患者の退院時における住宅確保のための住宅費**

単身の入院患者が退院前に住宅を確保する必要がある場合の住宅扶助の取扱いについて、示されたい。

保護受給中の単身者が月の中途で退院する場合において、日割り計算による家賃・間代の額を超えて家賃・間代を必要とするときは、１か月分の家賃・間代の基準額の範囲内で必要な額を計上して差し支えないこととされている。

これは、退院時に居宅がない場合に、退院と同時に入居する住宅を確保しておく必要がある一方で、地域事情によっては、居宅の選定、賃貸借契約、電気・ガス・水道等の契約、居室内での生活準備に一定の時間を要することから、予め入居前に支払わざるを得ない日割り家賃等の需要に備えるために、特別に基準計上が認められるものである。

具体的には、退院する月において、当該月の前月分の家賃・間代を必要とするときは、退院する日以前１か月を限度として１か月分の家賃・間代の基準額の範囲内で必要な額を日割り計算により計上して差し支えない。なお、この場合には、以下の点に留意する。

１　「退院する日以前１か月」とは、実際の退院（予定）日から起算して１か月の範囲内である。
２　この住宅費に係る実施責任は、入院中の被保護者に対して保護の実施責任を負う実施機関である。
３　支給対象となる住宅費は、前月分の家賃・間代（日割り分）と当該月分（退院の月１か月分）までとし、決定調書上はそれぞれ別に計上する。

局長通知第６－４－（１）－エ－（イ）

（問６－59）　**敷金等の額**

東京都内で転居する場合に支給できる敷金等の限度額はいくらか。

東京都内で転居する場合で敷金等の支給要件に該当する場合には、都内の敷金等の料金の実態から厚生労働大臣が特別基準を別に定めており、住宅扶助基準の特別基準額（家賃、間代等の額の１．３倍額）の４倍額の範囲内において必要な額を支給することができる。

敷金等の支給限度額は、実際に契約する家賃月額に４を乗じて得た額ではなく、上記の限度額の範囲内で必要な額を支給することとし、単身世帯にも同じ限度額まで支給できる。

平成17年度においては、１・２級地が２７９，２００円（７人以上世帯３３５，２００

円）以内。３級地が２１２，８００円（７人以上世帯２５５，２００円）以内である。
なお、都外に転居する場合は、転居先の福祉事務所に転居先地域における限度額を確認する必要がある。

局第６－４－（１）－カ
平成４年４月15日付４福福保第42号福祉局福祉部長通知

（問６－60）　**契約更新料（Ｈ２２年度修正版）**

アパートに住んでいる被保護者が賃貸借契約の更新に際し、契約更新料を請求された。この契約更新料を認定する場合の留意点について示されたい。

住宅扶助の家賃・間代が認定されている被保護者が、借家・借間の賃貸借契約の更新に際し、契約更新料を必要とする場合は、1，５か月分の家賃・間代の基準額の範囲内で必要な額を支給する。
この契約更新料を認定する場合は、以下の点に留意する。

１　契約更新料の範囲
契約更新料に契約更新手数料、火災保険料及び保証人がいない場合の保証料を加えた範囲までを対象とする。
また、更新料そのものには消費税がかからないが、仲介業務の手数料には、消費税がかかる。従って、手数料がある場合は、消費税を含めて２の基準額の範囲内で支給することになる。

２　1，５か月分の家賃・間代の基準額
1，５か月分の家賃・間代の基準額とは、局長通知第７－４－１－オに定める額（１．３倍額）の1,5倍額をいうものである。平成２２年度の基準額は、１級地及び２級地１０４，７００円、３級地７９，８００円である。

３　住宅扶助の限度額と契約更新料の支給額の関係について
住宅扶助基準限度額を超えた家賃の住宅に居住している者から契約更新料の申請があった場合、１．５倍額の範囲内で支払える契約更新料本体の額は、原則として 69,800 円までは支給する。69,800 円を超える契約更新料を求められた場合、実家賃と契約更新料との比較により支給額を定める。手数料、火災保険料、保証人料等は実額を計上する。
なお、単身世帯であっても、契約更新料等については複数世帯と同様の取扱いである（住宅扶助を 53,700 円までしか計上していない場合も同様）。

例１）家賃 80,000 円のアパートに居住。100,000 円の契約更新料と 5,250 円の手数料、10,000 円の火災保険料を請求された場合
→【契約更新料】80,000 円：100,000 円＝69,800 円：Ｘ　Ｘ＝87,250 円
【その他】手数料 5,250 円　火災保険料 10,000 円
【支給額】上記計 102,500 円を支給する。

例２）家賃 80,000 円のアパートに居住。40,000 円の契約更新料と 10,500 円の手数料、20,000 円の火

災保険料を請求された場合
→【契約更新料】請求額が 69,800 円以下のため、実額を計上する（40,000 円）
【その他】手数料 10,500 円　火災保険料 20,000 円
【支給額】上記計70,500円を支給する。

4　支払いの確認

更新料の認定にあたっては、賃貸借契約書等で必要な更新料の額を確認するなどして、実際の需要額を把握したうえで、慎重に審査し、その内容（実需要額及び扶助決定額）を記録すること。

支給後は、領収書（写）を徴する等して、支払いを確認する。

局長通知第７－４－（1)－キ
平成２１年３月２３日付事務連絡

（問６－６０－２）　**グループホーム・ケアホーム利用者に対する住宅扶助の取扱い**

（新設）　（Ｈ２４年度修正版）

グループホーム・ケアホーム利用の際の、国の補足給付制度（特定障害者特別給付費）と、都要領の施設借上費・家賃助成、及び住宅扶助の取扱いについて示されたい。

平成２３年１０月１日施行の国制度により、障害者グループホーム・ケアホームの利用者に対して、国制度の特定障害者特別給付費（補足給付・月額 10,000 円）が支給されている。支払い方法は、国保連を通して、当該施設へ支払っている（法定代理受領）。

1　知的障害者又は身体障害者の場合

補足給付と、都要領に定める家賃助成を合わせた額は、被保護者の場合、収入要件により月 24,000 円になる。

（１）家賃助成が施設に支給される場合

家賃の額から、補足給付と家賃助成を差し引いた額を、住宅扶助として計上する。

（例）家賃 40,000 円－補足給付 10,000 円－家賃助成 14,000 円＝住宅扶助 16,000 円

（２）家賃助成が本人に支給される場合

家賃から補足給付を控除した額を住宅扶助として計上し、家賃助成を収入として認定する。

（例）家賃 40,000 円－補足給付 10,000 円＝住宅扶助 30,000 円
収入認定額（家賃助成）＝ 14,000 円

（３）家賃助成が対象外で支給されない場合

（区市要綱により、生活保護受給世帯は家賃助成の対象外とされている場合）

家賃から補足給付を控除した額を、住宅扶助として計上する。

（例）家賃 40,000 円－補足給付 10,000 円＝住宅扶助 30,000 円

２　精神障害者の場合

都要領に定める施設借上費は 69,800 円を上限とし、（家賃－補足給付－住宅扶助）の額が施設に支給されている。

（１）施設借上費が支給される場合

家賃から補足給付を控除し、住宅扶助を計上した上で、家賃との差額が施設借上費として支給される。

（例）家賃 80,000 円－補足給付 10,000 円－住宅扶助 53,700 円＝施設借上費 16,300 円

（２）施設借上費が支給されない場合

家賃から補足給付を控除した額を住宅扶助として計上する。

（例）家賃 60,000 円－補足給付 10,000 円＝住宅扶助 50,000 円

３　その他

（１）上記の例は、住宅扶助基準が 53,700 円の場合である。グループホームの住宅扶助基準は、グループホームが所在する地域の住宅事情から福祉事務所が判断した額としているため、地域により計上額は異なる。

（２）利用しているグループホームの家賃、補足給付、家賃助成（知的・身体障害の場合）、施設借上費（精神障害の場合）の状況を、障害施策所管課との連携及び施設設置事業者との連絡を取り合い把握する。

（３）グループホームの住宅扶助及び更新料に、共用部分の室料や更新料を含めて支給することはできない。

（４）都要領に定める精神障害者グループホームの施設借上費には、居室の更新料およびグループホームの運営者が建物そのものを所有者から借りている場合の建物自体の更新料も含まれる。しかし生活保護上の更新料等は、居室そのものの更新料か、建物自体の更新料かのいずれか一方しか支給できない（建物自体の更新料についても、契約書上に、その旨明記されていることが前提）ので、契約書の内容・更新料の額について、グループホームと確認をすることが必要。

平成２３年９月１６日付２３福保生保第５０１号生活福祉部保護課長通知

（問６－61）　**住宅維持費の年額の認定方法**

住宅維持費の年額は、初めて住宅維持費を認定されたときから将来に向かって１か年以内をいうものとされているが、その具体的認定方法を示されたい。

住宅維持費は、１年間にその限度額の範囲内で支給できるものであり、支給の回数に特段の制限はない。

１年間の起算点は、保護開始後、初めて住宅維持費を認定した月からであり、その月から数えて12か月後までが１年間となる。

この１年間の期間経過後は、満了の月以後初めて認定した月から12か月となり、以後、その期間が経過するごとに順次同様に１年間の期間をとらえていく。

なお、当該１年間において、再度住宅維持費を認定する必要がある場合で、既に認定した住宅維持費の額を合算して一般基準の額を超えるときは、１．５倍の範囲内で特別基準の設定を行うことができる。

局長通知第６－４－ (2)
別冊問答　問 271

（問６－61-2）　**住宅維持費と家具什器費との区分　（新設）　　（Ｈ２４年度修正版）**
換気扇やガスコンロ等、住宅維持費と家具什器費との区分が微妙な経費の判断基準を示されたい。

１　考え方

（１）　住宅維持費

家屋本体又は家屋の従属物の修理、補修その他維持に要する経費で、住居としての機能を維持するのに不可欠の費用。

網戸設置費用(課長問答第7の62)は、居室内への昆虫等の侵入防止、ひいては住居としての機能の維持が目的なので、住宅維持費の支給対象となっている。同様に、換気扇も住居としての機能の維持につながるので、住宅維持費に分類される。

（２）　家具什器費

住居としての機能の維持とは直接の関係はないが、最低生活に直接必要で、生活の利便性を向上させる物品の購入経費。

ガスコンロ(ガステーブル)は、住居としての機能の維持が目的ではないが、生活の利便性向上につながるので、家具什器費に分類される。

また、家具什器が破損した場合の修理費用は、住宅維持費の対象とならない。

２　例示

（１）　住宅維持費に分類されるもの

換気扇
風呂釜(風呂用給湯器含む)
給排水管設置の洗面台
＊課長問答第7の38「便所の設置」の「便器」と同じ扱い。

（２）　家具什器費に分類されるもの

キッチン湯沸器、据付ガスヒーター、冷暖房機(エアコン)

（問６－62）　**家屋補修と家主の修繕義務**

住宅維持費を認定するに当たって、家屋補修と家主の修繕義務について示されたい。

被保護者が賃貸住宅に住む場合、民法第 606条第１項の規定により家主（貸主）が当該住宅の維持・修繕義務を負っているため、原則として、住宅維持費の対象とはならない。

ただし、借家人がその義務を負う旨、賃貸借契約上で明示してある場合は、住宅維持費を支給して差し支えない。

また、老朽家屋や建具が古いため低額な家賃の住宅については、必ずしも家主に補修義務を課すことができない場合もあるので、このような場合は借家人が家主の同意を得て補修を行うものについては住宅維持費を支給して差し支えない。

母子生活支援施設、公立公営住宅等で老朽化により家屋補修が必要な場合は、原則的に公費で賄うべきである。ただし、入居者本人の責任により補修が必要になった場合は個人負担となるので、個々の事例により判断し支給する。

住宅維持費は、被保護者がその住宅に居住することを前提として支給されるものである。民間住宅、公立公営住宅を問わず、転居時の原状回復費用に敷金等を充当しても不足する場合に、不足分を住宅維持費で支給することは認められない。

（問６－６２－２）　**安否確認のため玄関や窓を破壊した場合の住宅維持費**
（Ｈ２３年度修正版）

近隣等からの通報により被保護者の生死の安否確認を行う必要があり、家主や不動産管理会社の同意なく、警察官立会いの上、玄関や窓を破壊した場合、住宅維持費の支給は可能か。

被保護者の不慮の事故、病気等により緊急に安否確認を行う必要があったと認められる場合は、家主(貸主)に補修義務を課すことができないと考えられるため、住宅維持費を支給して差し支えない。

問６－６２

（問６－63）　**住宅維持費と居宅介護住宅改修費の併給**

居宅介護のため、手摺りの取付け等住宅改修を行うにあたって、改修費が介護扶助の基準額２０万円を超える場合、不足分を住宅扶助の住宅維持費で支給することは可能か。

住宅維持費は、本来住居が破損した場合の小破修理を対象としており、居住者の介護需要や障害に起因する需要に対応するための改造・改修は対象とならないので、不足分を住宅維持費で補うことはできない。これは障害者施策の住宅改修も同様である。

ただし、修繕部分と改修部分が区別できる場合は、同一施工業者が同一工期内に修繕及び改修を行うことに対し、それぞれの申請方法・支給方法に従って、別々に支給することは可能である。

（介護保険及び介護扶助による住宅改修費の取扱いについては、「介護扶助実施の手引」（平成16年３月発行）ｐ169～172を参照のこと）

（問６－64）　**水洗便所への改造工事**

水洗便所への改造工事が必要となった被保護世帯に対して、その費用を住宅維持費として支給することができるか。

水洗便所への改造工事の費用は、原則として、生活保護法による扶助の対象とはならない。

ただし、下水道法第11条の３により水洗便所への改造義務を負う被保護者が区市町村の助成又は扶養義務者等からの指定付き援助によってにより改造を行う場合は、これらの助成金等は収入として認定しない取扱いとする。

また、この改造に伴い、家屋の一部補修、雑排水部の改造、水道の改造等が必要となったときは、それぞれ住宅維持費、下水道設備費、水道設備費の対象として差し支えない。

６　出産費

（問６－65）　**出産扶助における入院に要する費用の額（Ｈ２２年度修正版）**

病院、助産所等施設において分娩する場合は、入院（８日以内の実入院日数）に要する必要最少限度の額を基準額に加算することとなっているが、これについて具体的に示されたい。

入院に要する必要最小限度の額の範囲及び程度は、医療扶助において認められる、社会保険の診療報酬点数による入院料等について、８日以内の実入院日数に基づき算定した額の範囲内の必要最小限度の額とすること、となっている。

通常の出産では、入院基本料と入院時食事療養費が算定される。

また、新生児が未熟児であったり障害等のある場合、あるいはリスクの高い妊娠と認められる場合は、特定入院料（新生児特定集中治療室管理料・総合周産期特定集中治療室管理料）と入院時食事療養費が算定される。

（問６－66）　**入院助産と出産扶助**

入院助産を受ける者については、出産扶助の適用はないものであるか。

被保護者が出産する場合で、児童福祉法第36条による入院助産の制度の利用が可能であるときは、他法他施策を優先させることから、入院助産を受けることとなる。

しかし、この場合であっても、出産扶助において認められている衛生材料費を支給して差し支えない。

（問６－67）　**妊娠・出産にあたっての取扱い（２００７増補改訂版）**

要保護者が妊娠・出産するにあたって利用できる他法他施策及び生活保護法上の取扱いについて示されたい。

1　妊娠検査

市販の検査薬を購入して検査・・　自己負担（生活扶助費から各自で支弁）

医療機関への受診・・・・・・・　検診命令書により検診料で対応できる

2　避妊

避妊具の装着・　・・・・・・・・・医療行為ではないため、医療扶助の対象外

「母体保護法第３条の規定による不妊手術」・・・医療扶助（医療券備考欄にその旨表示）

3　妊娠中の検査費用等の取り扱い

（１）妊婦検診（検査）・・・・・一時扶助「妊娠検査料」（６－２－(９)－カ）

公費の検診事業の利用ができず、医療機関において定期健診を受ける場合

妊娠中２回（前期・後期）公費で受診可能

（区市町村担当窓口に手続き）時期は任意

（２）妊婦精密健康検査

妊婦検診の結果、妊娠によって引き起こされた異常が見つかったとき

委託医療機関で公費負担でさらに詳しい診察が受けられる

（区市町村担当窓口に手続き）

（３）切迫早産の危険性がある場合

切迫早産の恐れありと医療機関が判断した場合・・・医療扶助

（４）妊娠中毒症等の療養援護（地方交付税措置）

自己負担額を助成する制度がある。（生活保護受給者は対象外）

（５）妊婦保健指導

経済的理由により、保健指導を受けがたい妊婦に対して必要な保健指導を医療機関で受ける機会を提供（区市町村担当窓口に手続き）

4　分娩（出産）

出産にあたっては、まず入院助産の活用を検討。入院助産施設が見つからない場合は、出産扶助を適用する。

（１）　入院助産（児童福祉法第３６条に規定する助産施設を利用して出産）

被保護者においても、助産施設を利用する場合は、入院助産を受ける。

異常分娩の場合でも対象となる。

助産施設（※）利用の場合でも、出産扶助で認められている衛生材料費の支給は可能である。

※　助産施設（児童福祉法第３６条）
　助産施設は、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設。
【対象者】
①　生活保護受給者
②　前年度の所得税が非課税の世帯
③　前年度の所得税額が１６，８００円以下で、かつ加入する健康保険から支給される出産一時金が３０万未満の者（１７年度）
【手続き】
福祉事務所（島嶼地域は各支庁）へ申請

（２）出産扶助（法第３５条）

金銭給付によって行うものとする。但し、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達成するために必要があるときは、現物給付によって行うものとする。

出産扶助基準　（告別表第６）

１　基準額（Ｈ２４年度改訂）
施設分娩の場合　　２４０，０００円以内
居宅分娩の場合　　２４９，０００円以内
特別基準（２９３，０００円の範囲内）の設定
（１）出産予定日の急変（６－７－(1)）　（２）双子出産（６－７－(2)）
２　病院、助産所等施設において分娩する場合は、入院（8日以内の実入院日数）に要する必要最小限度の額を基準額に加算する。
３　衛生材料費を必要とする場合は、５，４００円の範囲内の額を基準額に加算する
４　産科医療補償制度による保険料が必要な場合、３０，０００円以内を加算
＊必要最小限度の額（8日以内の実日数に基づき算定した額の範囲内）(問４の４６)
（参考）通常分娩費用
・入院料　・処置料　・分娩介助料　・食事療養費　・胎盤処置料
・新生児介補料　・新生児用品貸与料　・新生児室料

５　人工妊娠中絶

「生活保護法による医療扶助と母体保護法の関係について」
（平成8年9月25日厚生省発児第１８６号厚生省社会・援護局長通知）
母体保護法第１４条に基づく人工妊娠中絶・・・医療扶助
（医療券備考欄にその旨表示）
＊ 一部出産扶助の場合あり
上記に該当しない人工妊娠中絶　・・・・・・・医療扶助には該当しない

妊娠月数と発生する費用（母体保護法第１４条に基づくもの）

<table>
<tr><th rowspan="2">妊娠月数</th><th rowspan="2">妊娠週</th><th colspan="2">被保護者</th><th colspan="2">被保護者以外</th></tr>
<tr><th>手術費用</th><th>分娩費用</th><th>手術費用</th><th>分娩費用</th></tr>
<tr><td>第２月以前</td><td>７週以前</td><td rowspan="6">流産手術で算定
医療扶助</td><td rowspan="2">発生しない</td><td rowspan="6">流産手術で算定
保険給付</td><td rowspan="2">発生しない</td></tr>
<tr><td>第３月</td><td>８週～１１週</td></tr>
<tr><td>第４月</td><td>１２週～１５週</td><td rowspan="4">出産扶助の範囲内で支給可</td><td rowspan="4">（保険より出産一時金の支給あり）
全額自費負担</td></tr>
<tr><td>第５月</td><td>１６週～１９週</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第６月以降</td><td>２０週</td></tr>
<tr><td>２１週</td></tr>
<tr><td></td><td>２２週以降</td><td colspan="2">対象外</td><td colspan="2">対象外</td></tr>
</table>

６　産婦検診

特に異常がない場合は検診命令書を発行し、検診料は一般生活費で対応。

異常がある場合は、医療要否意見書を発行して医療扶助対応とする。

７　乳幼児健康診査等

（１）乳幼児健康診査

区市町村は、必要に応じて健康診査を行うことになっている。区市町村に確認し受診。

（２）１歳６か月児健康診査（１歳６か月を超え満２歳に達しない幼児）

・検査の種類（一般健康診査・歯科健康診査・精密健康診査）

・診査費用　無料

（３）３歳児健康診査

・一般健診（満３歳を超え満４歳に達しない幼児）

・精密健診（一般検診の結果、より一層精密に健康診査を行う必要のある幼児）

・診査費用　無料

７　生業費、技能修得費（高等学校等就学費を除く）及び就職支度費

（問６－68）　**技能修得費の特別基準**

技能修得費を認定するに当たって、「限度額を超えて費用を必要とする特別な事情」がある場合の取扱いを示されたい。

就労のために、専修学校又は各種学校で技能を修得する場合であって、当該世帯の自立助長に資することが確実に見込まれる場合等については、３８万円を限度に技能修得費を支給できることとなっている。

以下の点に留意の上、支給されたい。

１　自動車免許の取得を行う場合は、採用内定通知書及び運転免許がなければ採用されない旨の雇用主の証明書の提出を求める。なお、事前に他施策（職業訓練等）の活用を検討する必要がある。

２　講座受講により当該世帯の自立助長に効果的と認められる公的資格が得られる場合は、雇用保険法第60条の２に規定する教育訓練給付金の対象となる教育訓練講座受講についても特別基準の計上ができる。教育訓練給付金が支給された場合は収入認定する。

３　費用を給付する場合は、必要に応じて分割給付する。

４　技能修得期間中は、常にその状況を把握し、技能修得の継続に支障の生じた場合等技能修得費の計上が適当でないと認められたものについては支給停止等の措置を講じる。

なお、上記の対象外あるいは特別基準額を超える技能修得については、厚生労働大臣への情報提供を検討する。

局長通知第６－８－ (2)－ア－（キ）

（問６－６８－２）　**通勤用自転車の購入費用　（Ｈ２３年度修正版）**

被保護者の就職が決まったが、通勤に自転車が必要な場合、初任給支給以前に自転車の購入費用を積極給付することは可能か。

通勤用自転車の購入費用は、本来は就労収入を得るための必要経費として、収入からの控除により賄われるべきところである(課長問答第8の23)。

しかしながら、勤務先までの公共交通機関の便が困難であったり、勤務時間帯が深夜早朝であるなどの理由から、就職後直ちに自転車での通勤を要すると認められる場合は、局長通知第７－８－（３）の「就職の確定した者が初任給が支給されるまでの通勤費」に準じて、就職支度費として支給して差し支えない。なお、この場合、特別基準の設定は行わ

ず、他の洋服・履物類の購入費用と合わせて、基準額の範囲内で計上すること。

課長問答第7の18-2

（問６－69）　**自立支援プログラムに基づく技能修得の場合の特別基準**

自立支援プログラムに基づく場合に設定することができる技能修得費の特別基準の計上方法について示されたい。

１　特別基準による技能修得費計上について

技能修得費計上の考え方については、問６－68で示したとおりであるが、自立支援プログラムに基づく場合には、通常の特別基準額を超えて年額176,000円（平成17年度）　の範囲内まで、計上することができる。

さらに、１年間のうちに複数回の技能修得費を必要とする場合については、その支給総額が前述の特別基準（平成１７年度の場合は年額176,000円）の範囲内であれば、２　回目以降であっても支給することが可能である。

複数回の技能修得費を認定する事例としては、例えば、被保護者が技能習得の講座を春期と秋期の２回に分けて受講しようとする場合で、当該技能習得の講座の受講が自立支援プログラムに基づくものとして福祉事務所からの助言指導を受けて行われるような場合である。この場合は、春期と秋期の講座が一連のものである場合、別個のものである場合を問わないが、両方の受講が世帯の自立助長に繋がるものとして認められることが前提である。

また、同時期に複数の技能習得のメニュー（例えば、職業訓練的な講習と求職活動の準備講座の受講）を並行して選択する場合でも、両方の受講を同時に行うことが世帯の自立助長により効果的と認められるものであれば、特別基準の範囲内まで技能修得費を計上して差し支えない。

２　対象となる技能修得の費用について

技能修得費の対象となるのは、生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能を修得する経費として認められるものであって、授業料（月謝）、教科書、教材費及び当該技能修得を受ける者全員が義務的に課せられる費用等の経費である。

なお、実施機関が自立支援プログラムに基づく場合などにより、特に必要と認めた場合については、パソコンの基本的機能の操作等就職に必要な一般的技能や、コミュニケーション能力等就労に必要な基礎的能力を修得するための経費を必要とする場合にも、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上して差し支えない。

（問６－70）　**ヘレンケラー学院委託生の技能修得費**

ヘレンケラー学院委託生の技能修得費の計上は、どのように行うか。

東京都の委託生としてヘレンケラー学院（新宿区大久保３－１４－２０）で技能を修得する場合の技能修得費の計上は下記による。

１　技能修得費の適用範囲

(1)　ア　交通費の実費

(2)　イ　参考書代

各学年で必要とする参考書についてはヘレンケラー学院で証明書を交付するので、学院長の証明書を徴収した上で基準計上する。

２　その他

(1)　点字器は身体障害者福祉法の日常生活用具として交付されるものである。

(2)　同学院の学生の負担するクラス会費及び学友会費は、本法上の扶助の対象とはならない。

(3)　「あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師に関する法律」による試験、免許（免許証交付申請、書換え交付、再交付を含む。）に要する手数料及び交通費を必要とする場合は、各々必要最小限の額を計上することができる。

(4)　実習時に着用が必要な白衣等については、貸与等によることが困難で購入せざるを得ない場合には、当該実習時に全員が義務的に必要なものであれば技能修得費として認定して差し支えない。（別冊問答集　問２８３　参照）

(5)　上記委託生としての取扱いは、あんまマッサージ指圧課程としての２年を限度として実施されているが、２年を超える期間１年につき特別基準の範囲内で必要な額を算定する。

(6)　なお、技能修得費として上記の特別基準を超えて必要とするときは、厚生労働大臣あて情報提供する。

（問６－71）　**精神障害者社会適応訓練事業による手当等の取扱い**

精神障害者社会適応訓練事業による手当て等の取扱いについて、示されたい。

都福祉保健局で実施している精神障害者社会適応訓練事業は、精神障害の回復途上者を一定期間協力事業所に通所させて生活指導及び社会適用訓練を行うもので、その窓口は保健所と精神保健福祉センターとなっている。

精神障害の回復途上者がこの制度の対象になり社会適応訓練を受けると、訓練手当とし

て１，１００円が支給されるが、取扱いは以下のとおりである。

１　訓練手当については、次のように取扱うこと。

訓練手当は、月々の受給額と同額を技能修得費として計上した上で収入認定し、収入充当順位にかかわらず技能修得費に充当する。この場合、受給額が一般基準を超えた場合でも、特別基準の設定があったものとして取り扱って差し支えない。

２　訓練手当とは別に事業主から報酬が支給されている場合は、一般の勤労収入と同様に収入として認定し、基礎控除及び特別控除を認定する。なお、新規就労控除及び未成年者控除については、認定できない。

３　事業所に通うために交通費を必要とする場合は、２の報酬が支給されているならば当該報酬から必要経費として控除する。また、２の報酬が支給されていない場合で、事業所に通うための交通費を必要とするときは、１の訓練手当によってまかなうことになる。

（問６－72）　**雇用対策法による訓練手当の取扱い**

雇用対策法第１８条第２号により支給される訓練手当の種類と実施要領上の取扱いについて、示されたい。

（１）技能修得手当（受講手当、通所手当）

支給される手当額と同額を技能修得費として計上し、手当は収入として認定すること。この場合、収入充当順位に関係なく技能修得費に充当することとし、また、手当額が技能修得費の一般基準を超えた場合でも、特別基準の設定があったものとして差し支えない。

（２）基本手当及び寄宿手当

①　一括受給の場合

手当受給月の収入として認定する。この結果、通常は保護の停、廃止の措置が考慮されることになるので注意すること。

②　月々受給の場合

勤労収入の例により、収入認定する。この場合は、勤労控除、特別控除を適用して差し支えない。

（注）被保護者については、その自立助長の観点から手当ての一括受給が認められているので、この制度の活用を図られたい。

ァ　一括受給が適当な場合

訓練終了後、就労等により世帯として自立が見込まれる場合一括受給が適当である。自立できない場合は、保護の停止等が想定されるが、一括受給の場合、勤労控除の対象とならないので月々受給と比べ本人に不利益となるので留意されたい。

ィ　月々受給が適当な場合

訓練終了後就労したとしても、世帯全体として自立が見込まれない場合は月々受給が適当である。

（注１）月々受給すると要否判定の結果保護が不要となる場合であっても、本人が希望する場合は一括受給を認めてもよい。ただし、訓練開始と同時に保護の申請があった場合は認められない。

(注２）上記取扱いの適用に当たっては、被保護者に支給される各手当ての支給額、支給方法及び支給期間について、支払機関の証明により確認する。

訓練手当（職業転換給付金制度）
（根拠法令：雇用対策法第１８条第２号）
（対象者：雇用対策法施行規則第２条による）

（平成１７年度）

対　象　者	手当の種類及び金額	実施要領上の取扱い
次のいずれかに該当する者であって、公共職業安定所長の指示により公共職業訓練又は職業適応訓練を受けているもの ①中高年齢失業者等求職手帳所持者 ②広域職業紹介対象者 ③災害による離職者 ④災害による内定取消し未就職卒業者 ⑤へき地又は離島の居住者 ⑥４５歳以上の求職者等 ⑦知的障害者 ⑧精神障害者 ⑨母子家庭の母等 ⑩中国残留邦人等永住帰国者 ⑪北朝鮮帰国被害者等 ⑫沖縄失業者求職手帳所持者 ⑬漁業離職者求職手帳所持者 ⑭一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳所持者 ⑮港湾運送事業離職者 ⑯離農転職者 ⑰沖縄若年求職者 ⑱駐留軍関係離職者	基本手当 （１日あたり） １級地（４，３１０円） ２級地（３，９３０円） ３級地（３，５３０円）	原則として勤労収入の例により収入認定する。 ただし、訓練終了後一括受給の取扱いもある。
	技能修得手当 （１）受講手当（日額） ５００円 （２）通所手当（月額） ４２，５００円以内	技能修得費に充当する。 局第６－８－（２）－ア(ｫ)
	寄宿手当 （月額） １０，７００円	基本手当の取扱いと同じ

（問６－73）　**日本語修得と生活保護（Ｈ２３年度修正版）**

海外から帰国した引揚者や、保護の準用を受けている外国人の日本語修得のための経費について、技能修得費を計上して差し支えないか。

1　技能修得費計上の考え方

技能修得費は生計の維持に役立つ生業につくために必要な技能を修得する経費を必要とする被保護者に対して、技能修得の期間が１年以内の場合に、１年を限度として算定し、世帯の自立更生に特に効果があると認められる技能修得については、その期間を２年以内として認められるものである。

また、この間、技能修得により、就労が出来ない場合は、稼働能力の活用を猶予してよいとされている。

2　日本語修得について

外国からの帰国者は、日本語ができないために日本での生活（日常生活及び就労等）が困難な実態にあることから、昭和52年、日本語修得について、技能修得費の計上を認められることとなったが、その適用に当たっては、上記１の取扱いを踏まえる必要がある。

つまり、本来の意味の技能修得を含めて、特別な事情がある場合に、最長２年間の技能修得費計上が認められるものである。したがって、原則として、日本語修得のみで２年間の技能修得を行うことについては、今後の自立の見通し等勘案する必要があり、慎重な取扱いを要するものである。

なお、特別な事情にある場合とは、高齢者等で日本語修得に期間を要する場合及び通訳等の専門的な日本語修得を行う場合をいう。

保護の準用を受ける外国人についても、日本語修得が世帯の自立更生に特に効果があると認められる場合には、技能習得費を計上して差し支えない。

3　日本語修得のための方法

(1)　技能修得費一般基準の範囲内での修学は各実施機関の判断による。

(2)　技能修得費特別基準の範囲以内での修学

修学が、特定の目的（就労が確定している場合、職業訓練校入校のため等）のためになされる場合は、特別基準の対象とする。

(3)　貸付金等により、各種学校で日本語修得を行う場合

貸付金等により日本語修得する場合は、法による積極給付を行わないことから、今後の世帯の自立に効果的か、一般世帯との均衡を失しないか、等を勘案の上決定することになる。

4　日本語修得について、積極給付、貸付金の収入認定除外及び収入からの費用控除のい

ずれも認められない者

(1)　既に就労し、自立している者が、あらたに就労を求めて日本語修得する場合

(2)　既に日本語の修得を終了している者

(3)　日本に帰国又は入国して相当期間経過している者

5　その他の留意事項

(1)　日本語の修得期間は、おおむね６月から１年程度を標準とする。

(2)　日本語修得終了後は、就労指導等を適切に行う必要がある。

(3)　以上は原則的な考え方であり、個々の実情を配慮し、適切な保護の実施に留意する。

（追記）

「就職支度費」について

就職支度費については、特に設問として説明していないため、詳しくは実施要領の局第６－８－（３）及び「保護の基準」を参照のこと。H17年度基準額は28,000以内

課長問答　問（第４の22）　　参考：「基本用語の解説」（6）就職支度費

７－２　技能修得費（高等学校等就学費用）

（問６－74）　**就学扶助の給付対象の範囲について（２００７増補改訂版）**

高等学校等就学費用の扶助対象となる学校の範囲及び扶助対象となる就学年齢について示されたい。また、他の就学費用との優先関係についても示されたい。

1　生業扶助［技能修得費（高等学校等就学費）］（以下、「就学扶助」と略称で表記）の給付対象となる学校は、次のとおり。

①　高等学校（専攻科及び別科を除く）は全日制・定時制・通信制のいずれも対象となる。

②　中等教育学校の後期課程（中高一貫校の高校課程）も含まれる。

③　高等専門学校（５年制）は、４年生と５年生も対象となる。

④　盲学校、ろう学校、養護学校の高等部（専攻科及び別科を除く）も対象となる。

⑤　専修学校、各種学校については、修業年限が３年以上などの一定の対象基準がある。

⑥　一定の対象基準を満たす高等学校等に準ずる外国人学校も含まれる。

なお、⑤、⑥については、修業年限が３年以上であり、普通教育科目を含むおおむね年８００時間以上である教育課程に就学する場合に限られるが、年間授業時数が６８０時間以上８００時間未満の各種学校については、３年以上の普通教育科目を含む課程であり、就学の効果が高等学校等と同等である場合には、扶助の対象として差し支えない。

専修学校及び各種学校の認可については、都道府県業務であるため、認可の有無等については、学校所在地の都道府県の各所管まで、必要に応じて確認すること。

※【東京都の所管】東京都生活文化局私学部私学振興課専修学校各種学校係

2　扶助対象となる就学年齢については、次のとおり。

①　中学校を卒業後、引続き高等学校等に進学する場合については、当該引続き就学に要する最低年数を中学卒業年齢に加えた年齢までとする。

②　中学校を卒業後、一旦進学以外の進路選択をした後、高等学校等に進学する場合には、おおむね１８歳までに入学した者に限り、当該就学に要する最低年数を高校等入学年齢に加えた年齢までとする。

③　高校等中退者が、再度入学した場合には、原則として扶助の対象としないが、やむを得ない事由による退学と認められる場合又は当該就学が本人の自立助長に効果的であると認められる場合の再入学者については、②と同様に取り扱う。

3　就学に要する最低年数について

ここでいう「就学に要する最低年数」とは、全日制高校等は３年間、定時制及び通信制高校においては４年間、高等専門学校は５年間とする。

※なお、留年及び休学等により、就学に要する最低年数を超えて在籍する場合については、以下のア～ウのいずれも該当する場合にのみ、扶助の対象として差し支えない。

ア　②の取扱いで認められる対象年齢の限度を超えないこと

イ　同一学年において二度目の就学扶助の給付は行わないこと

ウ　就学継続により卒業要件を満たし得ること

4　世帯内就学と稼動能力活用

就学扶助の対象となる学校に就学し、世帯内就学が認められる場合の当該就学児童・生徒の稼動能力活用については、次のとおり。

①全日制高校等の場合

積極的な稼働能力活用は求めず、稼動収入（アルバイト収入等）があれば、控除後の額について収入認定を行う。

②定時制（単位制）及び通信制高校等の場合

就学に必要な時間（スクーリング期間や自習時間等を含む）を十分確保したうえで、昼間の稼働能力の活用を求める。なお、昼間定時制については、就学時間の考慮したうえで、就学時間を除く昼間の稼働能力の活用を求める。

③全日制と定時制及び通信制との取扱いの違いは、平日の修学時間数、年間必修単位数及び修業年限の差を踏まえたものである。定時制等であっても、併修コース等を利用しながら、修学期間を短縮して就学しようとする者については、個別に判断すること。

5　就学扶助費とその他の就学費用の関係

世帯に就学費用に充てるべき収入（恵与金、奨学金、貸付金等）がある場合であっても、就学扶助の適用が可能な場合には、申請により支給可能な必要額を算定計上して差し支えないが、次の事項に留意すべきこと。

①学資保険の保有を容認されている場合には、当該学資保険の解約返戻金あるいは満期保険金を、就学扶助に優先して就学費用に充てること。就学の総需要に対して不足が生じる場合には、当該不足額のうち就学扶助の支給対象となる費用については、各扶助額の支給限度額内であれば、必要額を計上することができる。

②恵与金（給付の奨学金、自治体等から給付される就学費用、指定付援助など）を得ている場合には、当該恵与金を就学扶助に優先して就学費用に充てること。但し、就学扶助の支給対象とならない就学費用（就学扶助の対象となる学校に就学するにあたって必要となる費用に限る）を賄うための必要最小限度の額については、就学扶助の基準との調整を要することなく、当該対象外の費用に充てることとして差し支えない。

③償還を必要とする貸与の奨学金、貸付金等を得ている場合には、申請により就学扶助の各扶助費を計上したとしても就学の総需要に不足を生じる部分に、当該貸付金等をまず充てることとして、就学扶助費の計上をすることができる。この場合には、就学の総需要を超えて貸付を受けることがないように必要な助言指導を行うこと。なお、貸付金等の額を調整できない場合には、就学期間内であれば一定期間（概ね１か年以内）保有を容認して適宜、就学費用の需要が生じた時に費消することを前提として、収入認定除外の取扱いをして差し支えない。一定期間内に需要がなかった場合には、

繰上げ償還等の方法について検討し、それも困難な場合には、就学扶助費の扶助額を調整して対応すること。

④「盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律（昭和２９．６．１法律第１１４号）」による就学奨励については、生活保護法第４条第２項に規定する「他の法律に定める扶助」に該当することから、就学奨励の支給を優先することとなる。この場合は、就学扶助の基準と比較して不足する部分についてのみ、就学扶助を計上することとなる。（ただし、「入学準備金」については、就学奨励費の「新入学児童・生徒学用品費等」よりも支給時期が早いことから、生活保護の就学扶助の方を優先させて適用する。）

（問６－75）　**通学費の支給について**

就学扶助のうち、通学費の支給方法及び支給範囲について、留意すべき点を示されたい。

通学費の支給方法については、通学に必要な最小限度の交通費の実費を支給することとし、交通手段及び交通経路の選択は、最も経済的かつ合理的な方法によること。

通学のための通学定期券を購入する場合には、割引率や乗車期間（通学期間）を考慮して最適なものの購入実費を、基本的には前渡すべきこととし、購入実績を確認すること。

保護開始時に既に定期券を購入している場合には、当該定期券の残存使用期間について重ねて扶助費を計上することは認められないので注意すること。

通学費の支給後に通学を中断した場合には、中断した日以降の不要となった通学費の返還を求めることになるが、既に定期券購入等により消費されている場合には、払戻金等の有無を確認したうえで、返還可能なものについては返還させ、やむを得ない事由によって返還を求めることが適当でないと判断される場合には、返還を免除すること。

なお、紛失等の場合の取扱いについては、課長問答（問第７の１６）を参照のこと。

課長問答　問４の82

（問６－76）　**通学用自転車の購入費用について（Ｈ２２年度修正版）**

通学用の自転車の購入費用の取扱いについて示されたい。また、自転車通学に伴なう必要経費の支給範囲、原動機付自転車（バイク）通学の取扱いについてはどのようにすべきか。

日常生活で使用する自転車は、一般的需要として毎月の一般生活費の中から購入すべきものである。しかしながら、通学用自転車の購入について、①専ら通学用として使用するために、②新規に購入し、③そのことによって、通学時の公共交通利用の必要がなくなるなどの経済的かつ合理的理由が認められる場合であって、④世帯の中で購入費用を賄うことができないときに、必要最小限度の扶助を行うこととされたい。

購入価格については、地域の実勢価格で、就学期間（３年ないし５年間）を通じての使用に耐え得る、簡素かつ廉価な車両の平均的な価額を参考して購入の実費を扶助すること。（購入価格の一部のみを扶助して、別途高額な車両の購入を認めることは運用上適当でないので、留意すること。）

また、防犯登録料は、車体購入費と一体として考えて差し支えない（ただし盗難保険料などの損害保険料は支給対象外とする）。自転車通学に伴なう必要経費については、通学経路の中で使用する駅前駐輪場等の使用料（実費分）、個人賠償責任保険料、自転車維持費用（パンク修理代等）についても支給対象とする。

なお、原動機付自転車（オートバイ）等については、通学用での新規購入費用・維持費用（燃料代等も含む）は「通学のための交通費」の対象外となっている。

課長問答　問４の82
別冊問答集　問７－143

（問６－77）　**授業料、入学料、受験料の基準算定について（Ｈ２０年度修正版）**

私立の高等学校等に就学する場合の授業料、入学料、受験料の扶助について、それぞれの基準算定方法について示されたい。

私立の高等学校等に就学する場合の授業料、入学料、受験料の各扶助の基準とすべき額は、当該私立高等学校等が所在する都道府県の条例で定める公立学校の授業料、入学料、受験料の額である。

定時制高校又は通信制高校の場合は、条例において定時制、通信制の区分ごとに設定されている額とする。

なお、私立校と公立校において、授業料の算定にあたっての方法が異なる場合には、公立学校の算定方法に換算して算出すること。（例えば、通信制学校のなどの授業料について、私立校が１単位当たりの算定、公立校の場合１科目当たりの算定であった場合には、私立学校の科目数を確認のうえ、公立校の１科目当たりの授業料単価を乗じて扶助額を算定することになる。）

通信制高校においてスクーリング会場と学校の所在地が異なる場合でも、扶助額の算定

基準は、当該学校所在地の都道府県の条例で定める公立学校の額によること。
また、通信制高校に在学しながら、高等学校の教育課程における学習の補習や支援を提供するサポート校に通学する場合がある。その際には、通信制高校の授業料とは別にサポート校の授業料が必要となるが、週３日以上サポート校へ通学していれば当該サポート校が所在する都道府県の条例で定める全日制公立学校の授業料の額を支給して差し支えない。さらに、サポート校に通学するにあたり交通費や学生服が必要な場合には、当該費用を支給できる。

（問6－77－2）**高等学校授業料無料化に伴う、私立高等学校授業料の算定について（Ｈ２３年度修正版）**

私立高等学校に就学する場合の授業料の基準算定方法について示されたい。

私立高等学校の授業料は、公立高等学校の授業料を基礎に算定することとされていた。
しかし、平成２２年度から、都立高校の授業料が無償化されたため、都・教育庁は２２年度以降、授業料を示す必要がなくなった。また、多くの私立高等学校においても、公立高等学校の授業料相当額が補助金として学校法人に支給されるため、補助金の対象となる私立高等学校においては、保護費での授業料の支給は行わない。そのため、補助金の対象とならない学校については、当面、平成２１年度の都立高校の授業料を参考として、私立高等学校の授業料を算定されたい。

（問６－78）　**修学資金貸付と就学扶助の関係について**

就学にあたって修学資金の貸付を受けていた場合には、就学扶助の申請は却下すべきか。また、就学扶助を適用するとすれば、既に貸付を受けている修学資金の収入認定はどのようにすべきか。

就学扶助は、被保護世帯の自立を支援する観点から、就学に必要な経費の一部を扶助費として積極給付するものである。
したがって、既に修学資金の貸付を受けている場合であっても、就学扶助の申請は可能であるが、扶助費の支給決定にあたっては次の各項目について確認する必要がある。
①　就学に必要な経費の総需要
②　①のうち就学扶助の対象となる費用
③　①のうち就学扶助の対象とならない費用

就学扶助の基準額の範囲で就学に必要な経費が賄える場合については、貸付の停止させ

たうえで、就学扶助の支給を行う。

ただし、貸付金を就学扶助の対象とならない就学必要経費に充てる場合には、就学扶助費と貸付金の額の合計が、就学に係る総需要額を超えない限り、当該貸付金の停止の手続きを求める必要はない。

なお、就学扶助の対象とならない費用については、就労収入（就学する者の収入に限る）からの就学費用の控除も可能であるが、就労収入からの就学費用控除を行う場合には、当該控除額分については、就学に必要な経費の総需要から差し引きしたうえで、上記の取扱いをおこなうこと。

既に貸付を受けている場合（今後貸付の予定があり、貸付金の受領が決まっている場合を含む）で、貸付内容の変更が困難な場合には、就学期間内の一定期間（概ね１か年以内）保有を容認して、就学扶助の対象とならない就学必要経費の需要が生じた時に、適宜費消することを前提として、就学扶助費の支給を行って差し支えない。

ただし、一定期間内に需要がなかった場合には、貸付金の繰上げ償還等の方法について検討させること。それも困難な場合には、貸付金の余剰分を資力として認定したうえで、支給済みの就学扶助費の一部又は全部について、法６３条返還を求めることになるが、修学資金貸付によって生じた収入で就学扶助費の返還を求めることは、制度の本来的な運用ではないので、この取扱いの際には十分留意すべきこと。

課長問答　問６の59

（問６－79）　**私立高等学校等授業料軽減補助と就学扶助の関係について**

就学にあたって、私立高等学校授業料軽減補助の制度利用する場合の取扱いと就学扶助の適用についての関連について示されたい。

私立高等学校授業料軽減補助の制度は、（財）東京都私学財団で行っている制度で、私立高等学校等に通う生徒の保護者の経済的負担を軽減するために、授業料の一部を助成するものである。（参考資料７「児童生徒の修学援護制度」参照のこと）

東京都の制度では、平成１７年度の場合、６月中旬から７月中旬に申請を受付し、１０月下旬に交付・不交付の決定を通知、１１月上旬に軽減額を振込みすることになっている。なお、平成１７年度には、上記の時期に申請ができなかった者について、特別申請の受付（申請は平成１８年１月中旬、給付は同年３月上旬）も行なっている。

生活保護の受給世帯の場合、軽減額は１６４，０００円（平成１７年度）となっている。この授業料軽減額は、恵与金の一形態としてみなし、就学扶助の対象とならない就学必要経費（就学扶助基準を超える部分の授業料）に充当される限り、収入認定除外の取扱いと

なり、また、就学扶助費を減額調整する必要はない。

課長問答　問４の84

（問６－80）　**稼働能力活用と就労収入からの就学費用控除について**

世帯内就学により、定時制、通信制学校に就学している者に稼働能力活用を求める場合の留意点及び就労収入からの就学費控除の取扱いについて示されたい。

高等学校等就学者のうち、稼働能力活用が見込まれる者については、その能力活用を求めることになる。各就学課程ごとの稼働能力活用の程度については、問６－74「就学扶助の給付対象の範囲について」の世帯内就学と稼働能力活用を参照のこと。

ただし、就学（就学課程修了）との両立が前提となるため、就学継続に支障のない範囲内で、必要な稼働能力活用を求めることに留意する。

就労収入からの就学経費控除にあたっての留意点は次のとおり。

就学に必要な経費のうち、就学扶助、恵与金、学資保険の満期金等、貸付金で賄える部分は、それぞれ充当可能な費用にあてさせる。そのうえで、新たに貸付金の借入れ等によって就学費用を賄わなければ、就学に必要な総需要を満たすことができない場合には、①稼働能力活用を行っている当該就学者の就労収入から、②各種控除（就労経費控除、基礎控除、特別控除、未成年者控除）を行った後に、なお残余がある場合は、③その残余（本来であれば就労収入認定すべき額）から就学費用（就学扶助の対象とならない就学に必要な最小限度の経費のうち、他の就学費用収入で賄えない費用に限る）を控除して差し支えない。

なお、就労収入からの就学費用控除を行う場合には、当該控除額が充てられる就学費用の内容及び額を予め確認すること。また、定期的に控除を行う場合には、就学経費の実需要の見通しについても予め就学計画書等の提出させる等により把握したうえで、控除額を判断すること。

課長問答　問６の58

（問６－81）　**学資保険の満期保険金と就学扶助の適用について**

学資保険の保有が容認された場合の満期保険金の取扱いと就学扶助との関係について示されたい。

世帯内に就学適齢期の児童･生徒がいる場合に学資保険の満期保険金（一時金、解約返戻金等を含む）の受領があったときは、開始時の解約返戻金相当額については法第63条返還を適用し、それ以外の部分については、預貯金と同様に収入認定の対象とはしない。当該収入認定除外額は原則的には、就学扶助の支給対象とならない就学経費又は就学扶助の支給基準額を超える部分の就学経費に優先的に充てられるものとする。（それでもなお学資保険の満期保険金等の受領額に余剰がある場合は、余剰を充てることでまかない得る部分については重複して就学扶助費の支給や就労収入からの就学経費控除は行なわない。）

満期保険金等を一度に受領する場合、すぐに需要がない場合であっても、現に世帯内に就学中の児童･生徒がいるのであれば、当該児童・生徒の就学期間内に就学経費として確実に費消される額については、一定期間の保有を容認したうえで収入認定の対象としない。

なお、開始時の解約返戻金相当額に法第63条返還を適用する場合であっても、当該法第63条適用額について、課長問答（第６の問４０）の（２）のオに定める就学等の費用に充てられる額の範囲内において、返還額の減免を行って差し支えない。

課長問答　問３の20

（問６－82）　**世帯内就学者の留年、中退、課程の変更等の場合の取扱い（２００７増補改訂版）**

世帯内就学を認められた者が、留年や中途退学した場合には、就学扶助の取扱いはどのようにすべきか。中途退学の場合は、就学扶助費の返還を求めるべきか。

また、入学後に就学課程の変更や転校を希望する者について、就学扶助の適用対象とすることはできるか。

高校等就学中の者が留年した場合は、留年中の期間（同じ学年での２年目以降）については、原則として就学扶助費の計上を行わない。これは、最低生活費の観点から重複して経費を扶助することを避けること、修業年限内の就学を積極的に援助することにより速やかな自立助長を行うこと、就学期間の長期化によって自立意欲が低下しないよう配慮すること、などから適用にあたっての原則としたものである。

したがって、やむを得ない事情（本人の病気療養や家族の看護及び介護など）から、留

年した場合には、個別に事情を勘案したうえで留年期間中の支給の適否を判断すること。（なお、この場合の「やむを得ない事情」には、就学する本人の怠業、学業不振に起因するものは含まれないものであること。）

また、中途退学したものが新たに高校等に再入学した場合は、退学がやむを得ない理由によるものである場合や、再入学が本人の自立助長に効果的であると認められる場合は、就学扶助を支給することができる。その場合、再入学から修業年限（標準年数）に達する年数まで支給するか、修業年限から既に就学扶助を行った年数を除く残りの年数に限り支給するかは、退学の理由や自立助長の観点などから総合的に判断されたい。）

中途退学（休学の場合も同様）したことが事後にわかった場合、現実に就学していた期間を除いて、就学扶助費の返還を求める必要が生じるが、既に支給された保護費がやむを得ない事由（就学の目的に費消されている場合に限る）により消費されている場合には、返還を要しない。

なお、留年（休学を含む）者が次年度以降に進級した場合には、修業年限（標準年数）から既に就学扶助を行った年数を除く残りの年数を上限として、引続き就学扶助の対象とすることができる。

また、入学後に、就学課程の変更や転校を希望する者については、修業年限から既に就学扶助を行った年数を除く残りの年数までの間、就学扶助の対象として差し支えない。その場合、新たに教科書や制服、通学用カバン等を購入する必要がある場合には、教材代や入学準備金を支給して差し支えない（中退した者が再入学した場合についても同様である）。

８　葬祭費

（問６－83）　**葬祭扶助と「墓地、埋葬等に関する法律」及び「行旅病人及行旅死亡人取扱法」との関係**

葬祭を行う扶養義務者のない死者があった場合、生活保護法第18条第２項による葬祭扶助と「墓地、埋葬等に関する法律」及び「行旅病人及行旅死亡人取扱法」との適用関係を示されたい。

１「墓地、埋葬法に関する法律」

身元判明の自殺者等で、死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しない時は、墓地、埋葬等に関する法律」第９条第１項の規定により死亡地の区市町村長がこれを行う義務が課せられており、この場合の費用については、同法第９条第２項の規定により「行旅病人及行旅死亡人取扱法」の規定が準用される。

２「行旅病人及死亡人取扱法」

行旅中又は住所不明で死亡し、葬祭を行うものがないときは、「行旅病人及行旅死亡人取扱法」により、死亡地の区市町村長が葬祭を行うことになる。

３　生活保護法による葬祭扶助

葬祭を行う扶養義務者のない死者が、身元不明であるなしに係わらず、その葬祭を行う者があるときは、その者に対して生活保護法による葬祭扶助を行うことができる。

なお、死者の生前に生活保護法の適用を行った場合には、その者の葬祭についても、葬祭執行を民生委員に依頼する等の措置を講じた上で、生活保護法による葬祭扶助を適用する。

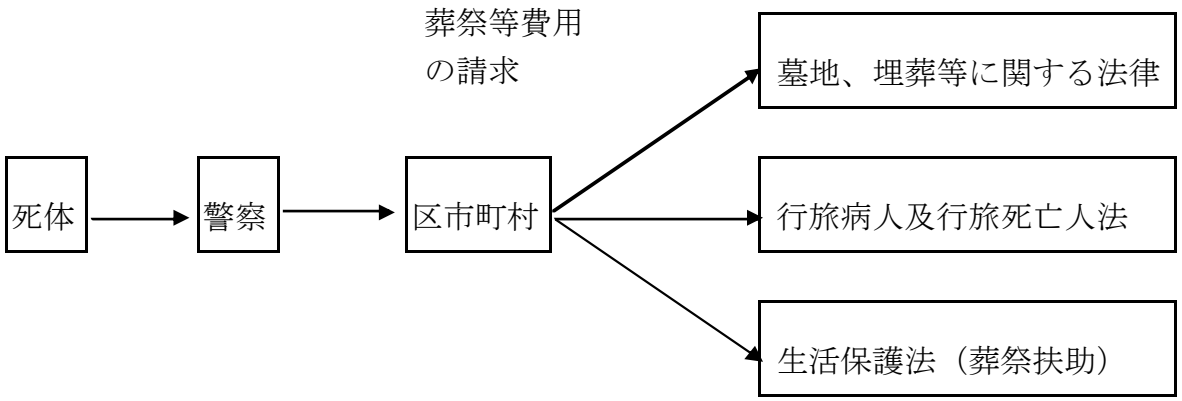

生活保護法第18条第２項と「墓地、埋葬等に関する法律」及び「行旅病人及行旅死亡人取扱法」の適用関係（参考図）

<table>
<tr><th></th><th colspan="2">発 見 時 の 状 況 等</th><th>費用弁償の項目</th><th>関係法</th></tr>
<tr><td rowspan="3">人骨</td><td colspan="2" rowspan="2">○身元が特定できる可能性なし
・死後数十年経過
・骨が部分的に発見された</td><td>葬祭</td><td>墓地埋葬法</td></tr>
<tr><td>公告（告示）</td><td rowspan="2">行旅病人及行旅死亡人取扱法</td></tr>
<tr><td colspan="2">○身元が特定できる可能性あり
・死後数年前後
・衣服等形跡が残っているもの</td><td>葬祭・公告（告示）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">死体</td><td rowspan="3">行 旅 中
住所・氏名不詳</td><td rowspan="2">葬祭執行者　有</td><td>葬祭</td><td>生活保護法</td></tr>
<tr><td>公告（告示）</td><td rowspan="2">行旅病人及行旅死亡人取扱法</td></tr>
<tr><td>葬祭執行者　無</td><td>葬祭・公告（告示）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">そ の 他
住所・氏名等が明らか</td><td>葬祭執行者　有</td><td>葬祭</td><td>生活保護法</td></tr>
<tr><td>葬祭執行者　無</td><td>葬祭</td><td>墓地埋葬法</td></tr>
</table>

（問６－84）　**葬祭扶助と死体解剖保存法との関係**

死体解剖保存法に基づいて、教育又は研究のために、大学の長に死体を交付したときは、葬祭扶助の適用はどうなるか。

引取人のない死体については、死体解剖保存法第12条の規定により、その所在地の区市町村長は、医学に関する大学の長から医学の教育又は研究のため交付の要求があったときはこれを交付することができる。

この場合には、死体の運搬、埋葬又は火葬、墓標等の諸費用は同法第21条の規定により学校長が負担することとなっているので、葬祭扶助の必要はないものである。

（問６－85）　**葬祭扶助と実施責任等の取扱い（１）１８条１項適用**

Ａ市で居宅保護を受けていた単身者甲が死亡したが、Ｂ市に居住する兄乙が葬祭を行うこととなった。
乙から葬祭扶助の申請があった場合、その実施責任及び保護の要否判定はどう取り扱うべきか。

葬祭扶助の申請者乙は甲の絶対的扶養義務者であるため、法第18条第２項の適用はなく、同条第１項の規定が適用される。
したがって、乙の世帯について、通常の保護の要否判定を行った上で葬祭扶助の決定を行うこととなる。
また、この場合の保護の実施責任については、通常の保護の場合と同様に、葬祭を行う者に対する保護の実施機関、つまり乙の居住地であるＢ市がその実施責任を負うこととなる。
設問の場合のように、死亡した被保護者とその者の葬祭を行う扶養義務者に対する保護の実施機関とが異なる場合が生じるときには、実施機関相互の連携を密にした対応が必要となる。

（問６－86）　**葬祭扶助と実施責任等の取扱い（２）１８条２項１号適用**

Ａ市で居宅保護を受けていた単身者甲が死亡したが、葬祭を行う扶養義務者がいないため、Ｂ市に居住している友人乙が葬祭を行うこととなった。
乙から葬祭扶助の申請があった場合、その実施責任及び保護の要否判定はどう取り扱うべきか。

葬祭扶助の申請者である乙は甲の扶養義務者でないため、設問の場合は、法第18条第２項第１号の規定が適用される。この場合、乙の資力の有無にかかわらず葬祭扶助の決定を行うこととなる。
また、この場合の保護の実施責任は、局長通知第２－１０により、死亡した被保護者に対する従前の保護の実施機関、つまりＡ市がその実施責任を負うこととなる。
これは、法第18条第２項第１号の規定が実費弁償的な性格を有していること、及び、保護金品は葬祭扶助を行う者に対して支給されるものであるが、実質的には死亡した者に効果が帰属することとなることをも考慮し、これまでの保護の実施機関が実施責任を負うこととしているものである。
局長通知第６－９－（２）参照

（問６－87）　**葬祭扶助と実施責任等の取扱い（３）１８条２項２号適用**

Ａ市居住の、保護を受けていなかった単身者甲が死亡した。葬祭を行う扶養義務者がいなかったため、Ｂ市に居住している知人乙が葬祭を行うこととなった。
乙から葬祭扶助の申請があった場合、その実施責任及び保護の要否判定はどう取り扱うべきか。

甲は生前に保護を受けていなかったこと、及び葬祭扶助の申請者乙は甲の扶養義務者ではないことから、法第18条第２項第２号の規定が適用される。この場合、乙の資力の有無にかかわらず、葬祭扶助の決定を行うこととなる。
また、この場合の保護の実施責任については、死亡した甲の住んでいた場所を所管する保護の実施機関がその実施責任を負うものである。

（問６－88）　**葬祭扶助と実施責任等の取扱い（４）１８条２項２号適用**

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）の入所者で生前に保護を受けていなかった者が死亡し、施設長等死亡者の扶養義務者以外の者が葬祭を行った場合、その実施責任及び保護の要否判定はどう取扱うべきか。

特別養護老人ホームの入所者で生前に保護を受けていなかった者が死亡し、ホームの施設長等死亡者の扶養義務者以外の者が葬祭を行う場合は施設所在地の保護の実施機関がその実施責任を負う。
なお、区市町村が老人福祉法第１１条第１項の規定に基づき養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームに入所措置した者については、その者が死亡した場合において、当該入所措置を行なった区市町村が葬祭を行ない、または入所施設に葬祭を委託することができるため、生活保護法の葬祭扶助を適用する必要はないものである（老人福祉法第１１条第２項参照）。

遺留金品のない単身者が死亡した場合の生活保護法の取扱い

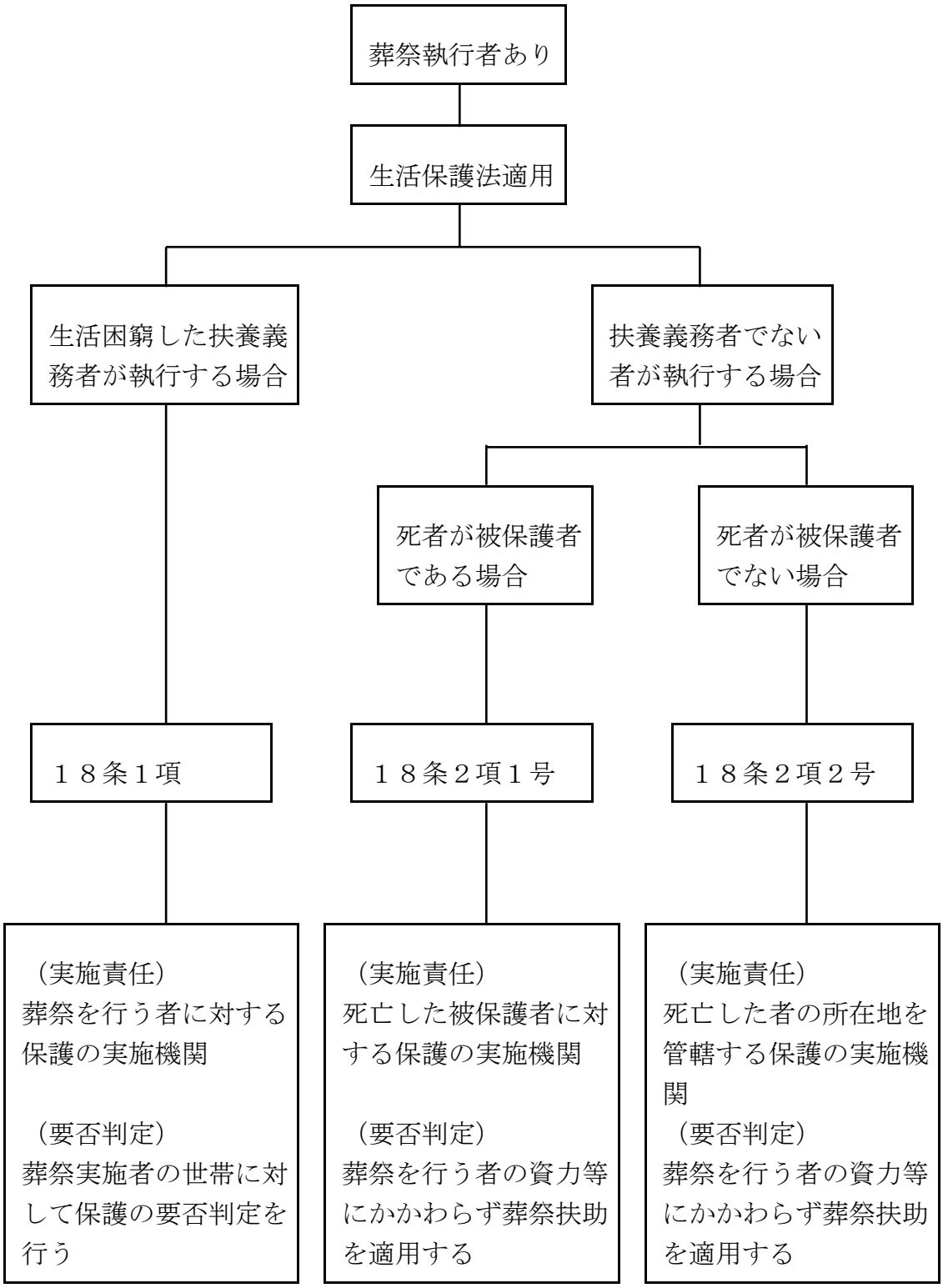

「行旅病人及行旅死亡人取扱法」「墓地・埋葬等に関する法律」の取扱い

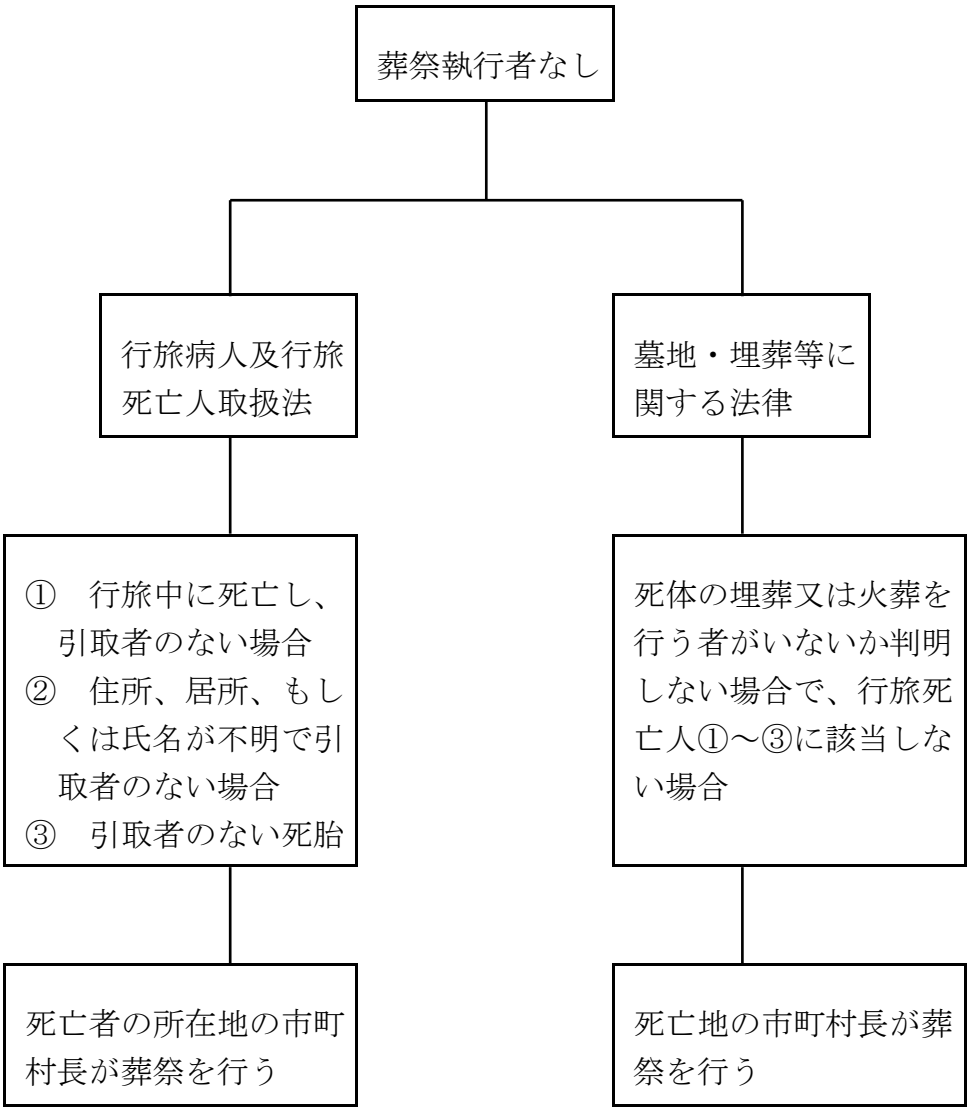

（問６－89）　**単身者に対する葬祭扶助の適用**

単身の被保護者が死亡し、遺留金品がある場合には、それを葬祭扶助に充当することとなっているが、なお残りがある場合はどのように処理すべきか。

被保護者が死亡した場合において、その者の葬祭を行う扶養義務者がないときは、他に葬祭を行う者があれば、その者に対して葬祭扶助を行うことができることとなっている。（法第18条第２項第１号）

また、上記の規定により葬祭扶助を行う場合、保護の実施機関は、その死者の遺留の金銭及び有価証券を保護費に充て、なお足りないときは、遺留の物品を売却してその代金をこれに充てることができる。（法第76条第1項）

したがって、単身の被保護者が死亡し、遺留金品がある場合の処理は、以下によること。

１　戸籍謄本、除籍謄本等により相続人のないこと又はあることが明らかでないことを確認する。

２　相続人以外の親族で、本人の葬祭を行う扶養義務者がいないことを明らかにすること。

３　上記２点を踏まえ、法第18条第２項第１号に該当する場合として葬祭を行う者に葬祭扶助を決定する。

４　葬祭扶助を決定するに際し、遺留金品がある場合は、保護の実施機関は遺留金品を処分し葬祭費に充当する。この場合、物品を売却するときは、競争入札によらなければならない。ただし、有価証券及び見積価格が一定額以下の物品（各自治体の規則等による。）並びに競争入札に付しても落札しなかったものは、随意契約により処分しても差し支えない。

なお、物品について、保護の実施機関の裁量により売却、充当を不適当と認められるときは、以上の取扱によらず処分して差し支えない。

５　遺留物品を売却して得られた代金及び遺留金が葬祭扶助基準額に満たないときは、その不足分について葬祭扶助を決定する。

６　遺留物品の処分に相当の日時を要するため、保護の実施機関が遺留物品の処分以前に葬祭扶助費を支出した場合であって、その後当該物品を処分して得られた代金及び遺留金の合計額が先に支出した葬祭扶助費に満たないときは、その金額を葬祭扶助費に戻入する。

７　上記の場合で、処分して得られた代金及び遺留金の合計額が葬祭扶助費の額を超えるときは、その葬祭扶助費の額に相当する金額を戻入する。（葬祭扶助の決定は、「取消し」となる。）

８　戻入した後の残額が相続財産管理人選任の手続に要する費用を超える場合には、福祉事務所長名で家庭裁判所に相続財産管理人選任の申し立てを行ない、管理人が選任されたら速やかに、福祉事務所は保管する遺留金品の引継ぎを行なう。

この手続きは、生活保護上の規定（法施行規則第２２条２項）により行なうもので、この場合には、改めて家事審判法７条において準用する非訟事件手続法第１６条の規定

により、検察官に対して通知することは要しない。

9　残額が少額で、相続財産管理人選任の手続に要する費用に満たない場合は、当分の間、その残金を家財処分に要する費用、通夜の費用、死者の供養を行うための費用等、保護の実施機関が適当と判断する費用として、葬祭実行者（葬祭を業とする者を除く。）に処分させて差し支えない。

この場合、当該残金の清算については、報告書を徴する等事務処理の適正に十分配慮する。

なお、上記の取り扱いは、法第18条第２項第２号の規定による葬祭扶助の場合においても、同様である。

注：行旅死亡人取扱法による葬祭及び老人福祉法の措置による葬祭を行なった後の遺留金品については、所管する実施機関が民法９５２条に規定する「利害関係人」にあたるか否かの法上の明示がないため、家庭裁判所あての相続財産管理人選任の申し立てによることとせず、上記の非訟事件手続法第１６条「官庁・公吏の検察官への通報」の規定により、所轄検察庁の検察官あてに通知することが必要とされるので留意すること。

（問６－90）　**遺留金品の処理方法（２００７増補改訂版）**

単身の被保護者が死亡した場合で、葬祭を行った後においても多額の遺留金品があるときの処理方法について示されたい。

生活保護法施行規則第２２条２項の規定により、福祉事務所長は家庭裁判所長に相続財産管理人選任の申し立てをする。

申立て費用

1　申立人

相続人がいない被保護者が死亡した場合、保護を行なっていた実施機関は利害関係人として相続財産管理人選任の請求をすることができる。この場合、福祉事務所長名により、申立てを行なうことになる。

2　申立先

被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所

3　申立てに必要な費用（東京家庭裁判所の場合）

申立書に添付する収入印紙代８００円

連絡用切手８０円×１０枚　　（平成１８年度現在）

官報公告料（計３回）は相続財産の中から弁済するため、申立人が予納する必要なし。

4　申立てに必要な書類

①申立書１通（様式）

所長名（公印押印のこと）で作成し、申立てに至る経緯を簡潔に記載する。利害関係

については、根拠法令を明示しておく。

②被相続人及び被相続人の両親の出生から死亡までの継続した戸籍謄本・除籍謄本・改製原戸籍謄本　１通

③被相続人の住民票の除票または除籍の附票　１通

④（相続人全員が相続放棄した場合）相続人全員（被相続人より先に死亡した者の分も含む）の戸籍謄本　各１通

⑤（相続人全員が相続放棄した場合）相続人全員の相続放棄申述受理証明書

⑥利害関係を証する資料

（申立書の「申立ての事情」の欄に経緯と根拠法令の記載があればよい。）

⑦被相続人の身分関係図（被相続人を中心に親族関係と死亡又は相続放棄の日付を記入）

⑧財産目録　１通（ひな形様式あるが、任意の様式でも可）

⑨相続財産の存在を証する書面

ア　不動産・・・不動産登記簿謄本(未登記物件の場合、固定資産評価証明書)

イ　預金　・・・残高証明書または通帳のコピー

ウ　株券　・・・配当通知書のコピーまたは株券のコピー

エ　保険　・・・契約書または保険証券のコピー

５　管理人選任に要する期間

申立ての書類が整っていれば選任の審判は書類審査で行なうため、審問等は特になし。申立書受理から約１か月程度で決定される。（管理人の人選は家庭裁判所が行う。）

６　管理人選任後の手続

管理人が選任されたら、保護を行っていた実施機関（申立てを行なった福祉事務所）は保管する遺留金品を管理人に引継ぎする。

その後、相続財産管理人選任の公告、相続債権者・受遺者に対する請求申出の公告、相続人捜索の公告の計３回の公告を経て、相続人不存在の確定がされた場合は、国庫に引継ぎとなる。各々の公告期間その他をあわせると、最終的に国庫引継ぎに至るまでは、管理人選任請求から約１年６か月程度かかることになる。

※　相続財産が不動産等の固定資産のみである場合、原則として１００万円を裁判所により求められる。これを予納金といい、相続財産の管理費用や相続財産管理人の報酬など、手続きにかかる経費の担保となるものである。相続財産に預貯金等の流動資産が含まれ、相殺されるおそれが無く、相続財産から経費を賄えることが確実な場合は、予納金を求められることはない。経費は事案によって異なるが、通常は計３０万円～４０万円位が処理のために必要とされる。

参考資料１６「相続財産管理人関係事件における手続きの流れ」参照

（問６－91）　**外国人の遺留金品（２００７増補改訂版）**

外国人の被保護者が死亡した場合も、その遺留金品は葬祭費に充当されるが、充当してなお残余があるときはどうするべきか。

外国人が死亡した場合、相続は本国法に基づいて行われるとされている（法の適用に関する通則法第３６条）。

ただし、出入国管理及び難民認定法による難民認定を受けると、本国法が適用されなくなり、居住地である日本の法律が適用される（難民の地位に関する条約第１２条）。

よって、認定難民以外の外国人が死亡した場合において、遺留金品を葬祭費用に充当してなお残余があるときは、本国法による相続人に引き渡さなければならない。

本国法による相続人が存在しない場合には、その遺留金品は我が国の民法第 951条以下の規定に従い処理することになる。

なお、処理の具体的な手順は問６－90と同じである。

（問６－92）　**手術で切断した手足の火葬料**

手術で切断された手足について、病院が葬祭業者に焼却を依頼するため、数万円の費用請求がある。葬祭扶助の適用はできるか。

生体から分離された肢体の一部の処理費用については、その処理方法も含めて、現行法上特別の規定はない。埋葬の義務はなく、一般の社会通念に反しないように処理することになっている。従って、手術に伴う処置は、医療機関の責任になり、一方保険点数上その費用についての規定はないので、診療報酬により請求することはできない。現行での対応は、医療機関の責任において処理すべき事項であり、患者が埋葬等を希望し、自己負担を了解している場合を除き、患者が費用負担をする必要はない。

現実には、患者が自己負担を求められる場合が多いが、葬祭扶助は死亡に際して支給するものであり、支給できない。生活扶助の一時扶助についても、現在のところは該当する項目がないため、本人が埋葬等を希望した場合は本人負担となる。

第７　収入の認定

１　就労に伴う収入

（問７－１）　**就労収入の３か月平均による認定方法**

就労収入を前３か月の収入の平均月割り額を基礎として認定する場合の、原則及び実際の方法について示されたい。

１　収入額の認定の原則

収入がほぼ確実に推定できるときは、その額により、そうでないときは前３か月間程度における収入額を標準として定めた額により、認定する。収入の認定に当たっては、過去の収入の実績を認定のための資料として用いるが、これはあくまでも今後の収入予測のための資料である。

したがって、収入の認定は、基本的に将来に向かっての推定認定となる。

２　認定指針及び要領

(1)　収入が変動しない定期収入については、その月額を基礎として算定する。

(2)　ある程度の変動はあっても、安定している継続的な収入については、前３か月の平均額をもって推定額を算出した上で認定する。

(3)　保護継続中の者が新たに就労した場合であって、当該月の収入として計上することが不適当なときは、当月の収入を翌月の収入として計上する。

なお、保護継続中の新規就労開始以外の場合においても、当月の収入を翌月の収入として計上すべき事情がある場合には、当該収入を翌月の収入と見なして計上することとして差し支えない。

(4)　収入認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合

①　戻入となるときは、遡及変更することなく、返還額を翌月以降に充当して計上することができる。

②　追給を要するときは、翌月分での収入の減額調整は認められず、変更決定を行った上で追給する。

３　前３か月の平均収入による認定方法（上記２－ (2) ）

実施要領によると、「収入額が月によりある程度の変動が予想されるが、一定期間について観察すれば安定した継続的収入が得られると認められる場合は、３か月を越えない期間ごとに認定した収入の平均月割額を基礎として支給額の算定を行うこと。」とされている。

この場合に認定される前３か月の平均収入額は、あくまで推定認定の考え方に基づいている。つまり、これは、直近３か月の収入実績の平均額をもって次回の収入額を推定するものである。

したがって、「収入認定を変更すべき事由が、事後において明らかとなった場合」に

は、所要の事後調整が必要となってくる。すなわち、後になって確認される実際の収入　額と当初に推定された認定額とがある程度の範囲を超えて異なる場合には、所要の事後　調整を行わなければならない。

被保護世帯の月々の生活は、その月々において保障されなければならないものであり、次回に予定されている３か月平均額の認定変更によっていずれは調整されるものであっても、変動幅が大きい状態をそのままにしておくことは好ましくない。

したがって、前３か月平均による収入認定額の算定方法をとる場合には、以下の点に留意する。

(1)　この算定方法が適当と認められるための条件

①　各月の収入額の変動が小幅であること。目安としては、当該３か月の平均額に対してそれぞれの月の収入額との差額が、当該３か月分の平均額に対応する基礎控除額の範囲内に収まっているかどうかで判断する。

②　一定期間について観察すれば安定した継続的収入が得られること。働いている者の就労条件その他が安定しているかどうかを十分検討する。

(2)　収入認定額を事後に変更すべきかどうかの判断

算定した平均収入額と、当該月の実収入との間にある程度の差が生じた場合は、当該月の認定額を変更する。この場合の目安も (1)の①と同様である。

(3)　収入認定額の変更

①　返還額が生じる場合

返納すべき額を返還させるか、若しくは、変更を行ったとしたら生じる返納額を翌月以降に充当する。

②　追加支給額が生じる場合

別途、追加支給する。

(4)　その他の留意事項

①　収入認定額を変更する必要がないと判断した場合は、当初の前３か月平均による収入認定額（推定認定額）をもって当該月の収入認定額及び扶助額はそのまま確定する

少額の差額は、この算定方法が続く期間中は、次回の認定額の変更決定によって順次調整されていくことになるが、その場合でも、この収入認定の方法は３か月ズレ認定の方法ということではない。言い換えれば、前３か月平均によって算出された額が、当該月の収入額として確定するものである。

②　特別控除の適用に当たっての収入年額は、１月から12月の収入認定上の基礎となった収入の額をいう。

③　月々の収入額が安定していない場合は、平均収入による認定の方法によらず、毎月、収入の認定変更を行う。

この場合、翌月分の収入変更の事務処理の締切り日前に当月分の収入認定が行われ、かつ当該収入を翌月分の収入と見なす取扱いを行っているときは、当初から確定額による収入の認定が可能となる。それ以外の場合は、その月の当初に支給した扶助額（前月分の変更に基づく扶助額、又は合理的な根拠に基づく推定認定額により算定された扶助額）に対して、事後に確定額をもって収入認定変更を行い、所要

額の追給又は戻入（又は翌月収入充当）の処理を行うこととなる。

事例１　　保護受給中の就労開始

１月	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月
0	0	0	0	89,000	90,000	87,000	86,000	88,000

保 護 開 始　　３月５日
就 労 開 始　　５月１日
毎月の給料日　　２５日

３月分収入認定額　　０円
４月分収入認定額　　０円
５月分収入認定額　　０円（翌月の収入として取り扱うこととした）
６月分収入認定額　８９，０００円（５月分の収入を認定。５／２５の収入（確定額）をもって６／１付収入変更を行う）
７月分収入認定額　９０，０００円（６月分の収入を認定。６／２５の収入（確定額）をもって７／１付収入変更を行う）
８月分収入認定額　８７，０００円（７月分の収入を認定。７／２５の収入（確定額）をもって８／１付収入変更を行う）
９月分収入認定額　　⇒　　以後平均収入による認定とする
５月、６月、７月の収入実績に基づき９／１付収入変更を行う。
（８９，０００＋９０，０００＋８７，０００）×１／３＝８８，６６６円
＊　８８，６６６円に対応する基礎控除額は２２，１００円であり、５月、６月、７月のいずれの月の収入額との差も基礎控除の範囲内に収まっている。
＊　８／２５の実際の収入額は、８６，０００円であったが、認定額との差は大きくない（２２，１００＞２，６６６）ため、事後の調整は行わない。したがって、９月分扶助費は確定することになる。
１０月分収入認定額　８８，６６６円
＊　９／２５の実際の収入額は、８８，０００円であったが、認定額との差は大きくない（２２，１００＞６６６）ため、事後の調整は行わない。したがって、１０月分扶助費は確定することになる。
１１月分収入認定額　８８，６６６円
＊　１０／２５の実際の収入額次第では、所要の事後調整を行う。

この取扱いは、推定額と認定額の差の大小が問題となる。これは、少なくとも基礎控除額を越えないという判断基準を示したものであり、あくまでも上限額であるので、この額を超えない場合でも、家計の弾力性等の状況に応じて変更する。

事例２　　収入認定継続中の収入の変動

１月	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月
86,000	84,000	85,000	88,000	50,000	88,000	30,000	0	0

前３か月平均による収入認定を行っていた。（保護継続中）

その月の収入を当月に認定。

３月以前分は、省略。

４月分の収入認定額（推定）　８５，０００円

１月、２月、３月の収入実績に基づき４月分の収入額を推定した上で、４／１付収入変更おこなう。

（８６，０００＋８４，０００＋８５，０００）×１／３＝８５，０００円

実際収入が８８，０００円であり、変動が小さいため変更せず。４月分保護費は確定する。

５／１日付収入変更を行わず、４／１日付収入変更を継続する。

５月分の収入認定額（推定）　８５，０００円

実際収入が５０，０００円であったため、認定額を事後において変更する必要が生じた。５月１日付変更を５０，０００円の認定額で変更決定し、既支出額との差額分を追加支給する。また、翌月６月分の収入額の見通し次第では、６月分認定額を８５，０００円に戻すか、５０，０００円のままにするかを決めなければならない。

６月分の収入認定額（推定）a　　８５，０００円

（５月分のみが低額であると判断される場合）

（推定）b　　５０，０００円

（６月も５月分収入と同様の見込みと判断される場合）

実際には、６月分収入は８８，０００円であったため、aの場合は改めて変更せずに確定し、bの場合は６月１日付変更を改めて行い、差額を返納させる。

（翌月収入充当しても差し支えない。）

７月分収入の推定に際しては、４月、５月、６月の単純平均は適当でない。変動の可能性を調査の上、適正に認定する。

７月分の収入認定額（推定）　　８８，０００円

（５月は特別な事情があったのでこれを除外し、４月分と６月分の２か月平均が妥当と判断される場合）

実際には、７月分収入は３０，０００円であったため、７月１日付変更を改めて行い、差額を追加支給する。

８月分以降の収入が得られないと推測される場合には、８月１日付の変更において、収入認定を除くことになる。

８月分の収入認定額（推定）　　０円

事例３　　継続就労中の者の保護開始　（１）（開始日の後に給料日がある場合）

１月	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月
86,000	84,000	85,000	88,000	89,000	90,000	87,000	86,000	88,000

毎月の給料日　　２５日
保 護 開 始　　４月１０日
申請時所持金　　５０，０００円
保 護 の 基 準　　１２０，０００円
（ここでは、基礎控除は無視することとする）

保護の要否判定
給料の推定残額（３月給料が理論上いくら残っているかを推定する）

$$８５，０００\times\left(１-\frac{１６}{３０}\right)=３９，６６６$$

（１６＝３／２５～４／９）

申請時所持金－給料の推定残額・５０，０００－３９，６６６＝１０，３３４

８５，０００（前３か月平均）＋１０，３３４＝９５，３３４
９５，３３４＜１２００００　……　要保護

程度の決定　　（申請時所持金５０，０００円は、世帯の保護基準の１／２以下であるため、全額保有容認。就労継続中の者の保護開始の場合であるが、その月の収入を翌月に認定する方法をとる）

４月分

$$１２０，０００\times\frac{２１}{３０}=８４，０００$$

５月分
１２０，０００－８５，０００＝３５，０００

６月分
１２０，０００－８５，０００＝３５，０００

７月、８月、９月分
１２０，０００－８９，０００＝３１，０００
（８９，０００円は、４月、５月、６月の３か月平均の額）

事例４　　継続就労中の者の保護開始　（２）（開始月にその月の給料日がない場合）

１月	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月
86,000	84,000	85,000	88,000	89,000	90,000	87,000	86,000	88,000

毎月の給料日　　２５日
保 護 開 始　　４月２９日
申請時所持金　　１０，０００円
保 護 の 基 準　　１２０，０００円
（ここでは、基礎控除は無視することとする）

保護の要否判定

給料の推定残額（４月の給料が理論上いくら残っているかを推定する）

$$88,000\times\left(1-\frac{4}{30}\right)=73,666$$

申請時の所持金－給料の推定残額・１０，０００－７３，６６６＝－６３，６６６

申請時所持金のうち、要否判定に用いる収入はない

８５，６６６＜１２０，０００　……　要保護

（８５，６６６円は２、３、４月分の平均月割り額）

程度の決定　（申請時所持金１０，０００円は、世帯の保護基準の１／２以下であるため、全額保有容認）

４月分

$$120,000\times\frac{2}{30}=8,000$$

（４月は、収入認定なし）

５月分

１２０，０００－０＝１２０，０００

（注）給与の支給日が月の下旬となるため、５月分の推定収入を翌月認定する。

６月分～８月

１２０，０００－８５，６６６＝３４，３３４

（８５，６６６円は、２月、３月、４月３か月分の平均月割り額）

９月分

１２０，０００－８８，６６６＝３１，３３４

（８８，６６６円は、５月、６月、７月３か月分の平均月割り額）

（問７－２）　**翌月収入充当の方法**

扶助費支給額の遡及支給変更決定処分を行えば生ずることとなる返納額を、次回支給月以後の収入充当額として処理する場合の留意点について示されたい。

１　根拠

局長通知第８－２－(7)

２　経過

この規定は当初、最低生活費の過大認定の是正措置として設けられた。その後、昭和44年に、収入認定額を過少に設定した場合の是正措置として拡大された。

３　効果

実質的に相殺と同様の効果がある。

４　留意点

(1)　充当可能な資力が現にあるか否かに留意し、本人の了解を得なければならない。

(2)　機械的に実施して､最低生活費を大幅に割り込んだ生活を強いることのないよう注意する。

５　決定調書上の処理方法

（事例）

１月	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	８月賞与
63,000	62,000	64,000	65,000	66,000	64,000	66,000	66,000	50,000

１月～３月の平均月収６３，０００円をもって４月１日付の収入変更を行っていた者から、４月～６月の収入申告（平均額６５，０００円、この額をもって、７月～９月の　認定額とすることとなる）を受けた。

今回、７月１日付の収入変更を行うに当たり、この変更決定を行えば生ずることとなる返納額を次回支給月（８月）の収入充当額として処理する。

また、８月に５万円の賞与が出ている。

(1)　収入充当した月の基礎控除

収入充当額＝７月に本来収入認定すべき額（収入額－基礎控除額）－ 既認定額

＝（６５，０００－１７，９８０）－ ４５，７１０

＝　１，３１０

(2)　収入充当した月の基礎控除

①　当該月（８月）の勤労収入に対して基礎控除を適用する。

②　収入充当額は７月分の基礎控除をした後の返納額相当分であるので、この分は収入充当月（８月）の基礎控除の対象から除く。

８月分勤労収入６５，０００円（４月～６月の平均額）と５０，０００の賞与収入を合計した１１５，０００円に対して２４，０８０円の基礎控除を認定することとなる。１，３１０円の収入充当額は基礎控除の対象としない。

(3)　特別控除の算定

特別控除の基礎となる収入年額の計算をする場合、収入充当額が漏れないよう注意する必要がある。

前年の１０～１２月の平均収入が６４，０００円であり、１月１日付収入認定額を６４，０００円としていたと仮定すると、決定調書上の収入認定額は以下のとおりである。

１月～３月　６４，０００円×３ ＝ １９２，０００円
４月～６月　６３，０００円×３ ＝ １８９，０００円
７月　　６５，０００円
８月　　６５，０００円 ＋ ５０，０００円 ＝ １１５，０００円
合　計　５６１，０００円
５６１，０００× １／１０　＝　５６，１００円

つまり、７月分収入が６３，０００円ではなく、６５，０００円であること。

変更年月日		１７．４．１基準改定		１７．８．１収入変更		17.9.1 賞与収入及び収入充当削除	
生活基準	第１類	38,180	38,180	38,180	38,180	38,180	38,180
	第２類		43,430		43,430		43,430
住宅基準			55,000		55,000		55,000
教育基準							
生・住・教・計			136,610		136,610		136,610
収入充当額			45,710		36,130		47,710
算出内訳	実収入総額		63,000		116,310		65,000
	内　容		勤　63,000		勤　65,000 賞　50,000 充　1,310		勤　65,000
	控除額		17,290		80,180		17,290
	内　容		基　17,290		基　24,080 特　56,100		基　17,290
過不足金額			90,900		100,480		88,900
扶助決定額	生活扶助		35,900		45,480		33,900
	住宅扶助		55,000		55,000		55,000
	教育扶助		0		0		0
	合　計		90,900		100,480		88,900

（問７－３）　**過去に働いた賃金の一括受領**

会社の経営状態が悪化したため、被保護者の給料が遅配となった。福祉事務所では、その月の収入認定額を０円とする変更決定を行っていたところ、３か月後に、それまでの分の給料がまとめて支払われた。
この場合、収入認定をどうすべきか。
なお、本人の就労は継続していた。

給料を毎月受領していた場合は、就労に伴う収入として月々認定を行い、それぞれ勤労控除を適用するところである。本事例は、本来、毎月受領するはずの給料が会社の都合により、一括して支払われたものとされている。
基礎控除は、勤労に伴って増加する生活需要を補填することとともに勤労意欲の助長を図るものとされている。
こうした観点から、設問の事例においては、基礎控除を本来の形で適用することが適当であると判断されるものである。
したがって、それぞれの月の収入ごとに基礎控除を適用した上で収入認定額を算定することとする。
また、当該認定額の全額を当該月の収入として認定することが適当でない場合には、当該月から引き続く６か月以内の期間にわたって分割認定することができるものである。
なお、遅配となった給料が後になって支払われる場合、時日を要することが多いため、法第63条による返還金として取り扱うことが一般的である。この場合、保護受給中の給料である限り、収入認定による処理の場合の考え方を踏まえて、当該基礎控除後の収入額を法第63条の対象収入とする

（問７－４）　**退職後に就労収入があった場合の取扱い**

退職した者が、保護開始後に退職前の就労収入を得た。
この就労収入について、収入認定上の取扱いはどうなるか。

１　事例

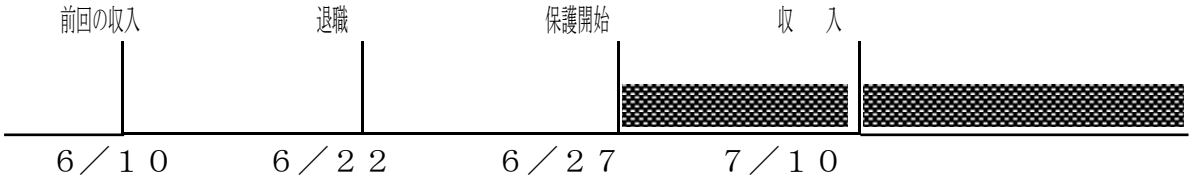

本事例の収入は、就労によって得られたものであるが、保護申請日現在就労していないので通常の就労収入とは見なさず、「保険金その他の臨時収入」（次官通知第７－３　－

(2)ーエー（ｲ）　）として取り扱う。

これは、基礎控除適用の趣旨が勤労に伴って増加する経常的生活需要の補填と勤労意欲の助長とにあることからして、事例の場合は、そうした必要性が認められないことに　よるものである。

したがって、社会保険料等の必要経費の実費控除を行った後、８，０００円を超える額を収入として認定することとなる。

また、保護開始時の要否判定に際しても、定期的な収入のない世帯としてとらえるので、前３か月平均による給料月額を要否判定上の収入として用いないことから、申請時　所持金から、前回の給料の推定残額を算出する処理は必要なく、専ら申請時所持金によ　り、要否の判定を行うことになる。直近に予定されている退職前の就労収入の見込み額　については収入認定の対象となるが、仮に収入額が生活保護基準を上回ったとしても、　分割収入認定を行なうなどによる程度の決定で調整することが可能である場合には、法６３条返還を求めるのではなく、収入認定を行なう方法によって差し支えない。

なお、収入認定の際、高齢及び不況等を理由とする失業であれば、現に就労のための活動をしている場合には、退職前の就労収入から基礎控除を適用することは、勤労意欲　の助長の観点からも認められるものである。

一方、在職中の賃金に加えて相当額の退職金等の収入が確実に見込まれるような場合（一旦開始した保護の停止期間が６ヶ月を超えるような場合）であれば、実際に退職金等の収入を得た時点で速やかに保護廃止とする（予め確定した賃金及び退職金等の請求権がある場合には、保護期間中の保護費は法６３条により返還を求めるべきである。）こととなる。

２　継続就労している者に対し保護を開始したところ、開始後間もなく退職した場合の収入認定の取扱いは、下記のとおりとなる。

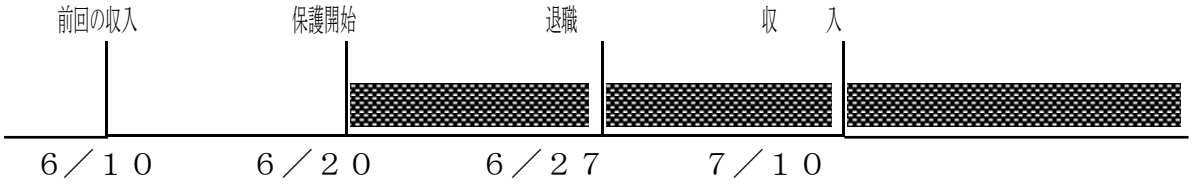

この場合の収入は、勤労収入として、通常どおり基礎控除を適用して差し支えない。

また、保護開始時の要否判定に際しても、当初は定期的な収入のある世帯としてとらえているので、申請時所持金から給料の推定残額を算出し、通常どおりの処理を行うこ　とが必要である。

（問７－５）　**高校生の就労収入**

高校生が、アルバイト等就労した場合の就労収入の取扱いはどうなるか。

高校生がアルバイト等の就労をした場合の収入については、収入認定の原則どおり基礎控除及び未成年者控除を適用して、収入認定額を算定し、収入認定することになる。

なお、就学費用の控除については、就学経費の総需要及び就学扶助の支給状況、その他の就学費用収入の有無について把握したうえで、必要な最小限度の額を控除すること。

課長問答　問６の５８
問６－80　参照

（問７－６）　**給料を差し押えられている場合の収入の認定**

裁判所の決定により、給料の一部が差押えられている場合、その者の給料の収入認定上の取扱いはどうなるか。

裁判所は、債務者の生活状況等により、差押えの範囲を変更したり、場合によっては差押え命令自体を取り消したりすることができるとされている。したがって、保護を開始される者の給料が差押えを受けていたり、又は保護受給中の者が給料の差押えを受けたりしたときは、福祉事務所としては被（要）保護者に、裁判所に対して生活保護受給中である旨の申立てを行うよう指導する必要がある。

しかしながら、現実に給料が差押えを受けている間の収入認定上の取扱いについては、以下による。

差押え命令が発せられた結果、被保護者の給料等の一部が支給されなくなった場合に、当該収入の全額（差押え前の額）を認定することは、現実にはない収入を認定することとなるため、現実に支給される部分の給料の額を認定する。

具体的な処理としては、差押えを受けた部分を実費控除として取扱い、差押え前の額について基礎控除等を適用するものである。

こうした取扱いは、過去の負債の償還を認める結果となるが、正規の手続による差押え命令を強制力を持たない通常の負債の償還とは同一視することはできず、やむを得ないものである。

なお、保護金品に対する差押えについては、法第５８条において、禁止されている。

民事執行法第１５２条、１５３条

（問７－７）　**更生施設入所者の更生積立金について（Ｈ２０年度修正版）**

更生施設に入所している者に稼働収入がある場合、退所時の需要に対応するために収入認定を保留し、積立を認める制度としての「更生積立金」とはどのようなものか。

１　概　要

更生施設入所者のうち、退所後に自立廃止が見込める者の就労収入について、当該収入を退所後のアパート確保等の経費に当てさせるため、収入認定を一定期間猶予する取扱いを認める。就労収入については法第63条を適用して収入認定は猶予し、更生施設において管理する（管理する金銭を「更生積立金」という）。

更生積立金については、実施機関が必要と認定した退所後の需要分の返還を免除することとし、余剰分は返還させる。また、不足が生じた場合は一時扶助を適用する。

２　趣　旨

更生施設入所者が、入所中の就労により就労収入を得ている場合、通常の保護の実施要領上の取扱いにおいては、次のとおり取り扱う。

(1)　実施機関は当該収入の収入認定を行い、入所者は基礎控除、必要経費を除いた収入を更生施設に支払う。

(2)　入所者が、自立が可能な程度の就労収入を得るようになり、保護から脱却することとなった場合、退所に当たって通常はアパート確保の費用、家具什器費、被服費（布団代）等の需要が生じるが、この経費については実施機関が一時扶助として支給する。

しかし、更生施設入所者にあっては、以上のような通常の取扱いを行うことが本人の就労への意欲を削ぎ、自立を遅らせる結果となる場合がある。

すなわち、更生施設での保護においては、就労収入は本人が施設に支払うこととなり、収入を直接自らの生活費として消費することができないため、居宅での保護において収入を生活費の一部に当てることができるのと比較し、本人が就労による収入を得たことの実感や喜びを得にくい。このことが、就労の意欲を削ぐこととなり、自立に影響を及ぼすことが懸念されるのである。

そこで本取扱いにおいて、自立廃止が見込める者については就労収入の認定を一時猶予し、退所後の生活需要を自らの収入により賄わせる取り扱いを行う余地を認め、入所者の就労への意欲を高め、その自立を進めることとする。

３　本取扱いの対象となり得る者

実施機関及び更生施設の協議により就労による自立廃止が可能であると判断された者。

本取扱いは、自立が見込まれると判断した場合にのみ適用されるものである。したがって、当初自立が見込まれたが、その後実施機関が当該対象者について当面自立の見込みがないと判断することとなった場合においても、退所時に法第６３条を適用することを前提に収入認定を留保し（既積立金は引き続き施設が保管する）、以降の就労収入についても更生積立金の扱いを継続することとして差し支えない。

なお、更生施設を退所する時点において、結果的に自立に至らなかった者についても、既に積み立てている金銭について法第６３条を適用することとし、項目８に掲げる費目（ただし、（６）は除く）について返還免除を行うこと。

4　本取扱いの実施の決定

本取扱いは、前項３に該当する者について、実施機関が必要と判断した場合に、実施機関の決定により行うことができるものである。

なお、決定に当たっては更生施設と十分協議を行い、協議が整った場合には文書により連絡する。

（注）更生施設入所者の就労収入については、必ずこの取り扱いを行うということではないので注意する。

5　収入認定を猶予する対象収入

就労収入から基礎控除、必要経費（交通費等）を控除した、本来収入認定を行う収入額。

なお、特別控除は行わず、退所時に収入認定を猶予した分に対して法第６３条を適用する際に行う。

基礎控除分、必要経費については、本来入所者本人が管理・消費するものであるので本取扱いの対象から除く。

6　実際の手続き

本取扱を行うことを決定した場合は、次のとおり実施する。

(1)　更生施設は対象者の収入額について、「収入申告書」をもって月々実施機関に報告する。

(2)　(1)の収入のうち、基礎控除、必要経費を除いた分について、実施機関は収入認定を猶予する。その決定内容については、被保護者本人に通知（法第63条による取扱いの通知を含む）すると共に、通知の写しを更生施設あて送付する。

(3)　収入認定を猶予した分については、次の項目７に従い、更生施設がこれを管理する。

(4)　対象者の自立による退所が決定した時は、実施機関は８に掲げる項目のうち当該対象者に必要と判断した項目の必要な実費相当額について、法第63条の適用に当たりその返還を免除し、必要な実費相当額を超える分について返還させる。

（注１）　収入が必要な実費相当額に不足する場合、当該不足分について一時扶助を適用する。項目８の (6)（１月分の最低生活費）が必要と判断される場合は、更生積立金は (6)から充当すること。その上で (1)から (5)までの分の不足分について一時扶助を適用する。

（注２）　入所中に８に掲げる全項目の合計額を超える収入があった場合には、当該超える分は実施機関は速やかに収入認定を行う。

（注３）　入所してから、短期間で多額の就労収入を得て退所に至った場合、法第６３条適用時の返還対象額が、項目８に掲げる費用に達しないことが想定される。この場合、返還対象額を上回り、収入認定の対象となる額のうち、項目８に掲げる額に達するまで、収入認定除外の取扱い（次官通知第８－３－（３）－オ）として差し支えない。

(5)　実施機関は、上記の手続き、経過、積立金額をケース記録に記載してこれを管理する。

7　更生施設における更生積立金の管理

更生施設において、更生積立金管理簿等を作成し、就労収入を管理する。

施設における積立金の管理は、実施機関における収入認定猶予の前提となるものなので、更生施設は対象者から預貯金通帳、キャッシュカードの全てを預かること。

基礎控除分・必要経費また加算の累積金等については、本来入所者本人が管理・消費するものであるため、更生施設がこれらを本人の委託により管理する場合も、更生積立金とは別に取り扱う。

8　返還免除を行う範囲

次の項目のうち、当該対象者について実施機関が必要と認めた項目の実費相当額上限

(1)　敷金、礼金等　　住宅扶助限度額の４倍以内の実費　―――　20年度 279,200円

(2)　退所当月の日割分及び前家賃（１月分）住宅扶助限度額以内の家賃額の実費

―――　―――　―――　20年度 69,800円及び日割額

(3)　移送費（転居）　―――　―――　―――　―――　実 費

(4)　家具什器費　　特別基準限度額以内の実費　―――　20年度 39,700円

(5)　被服費（布団代）基準額以内の必要な実費　―――　20年度 17,900円

(6)　１月分の最低生活費（住宅費を除く。）　―――　―――　１類、２類、加算

(7)　火災保険料等の入居に当たって請求されるもの　―――　―――　実費

（注）(6)については実施機関が、退所日と次の給与支給日との関係で、当月の生活費について返還免除が必要と認定した場合に限る。

9　短期間で自立に要する費用を積み立てた場合の処理方法

６－(4)－(注3)の具体的な処理方法は以下のとおりである。

（具体例）

・更生積立額内訳

認定日	収入額	控除額	認定額
7月1日付認定	130,769円	25,230円	105,539円
8月1日付認定	208,900円	31,000円	177,900円
9月1日付認定	208,900円	31,000円	177,900円
合　計			461,339円

・積立期間中支給保護費

７月から９月の３ヶ月分　68,050円×3月＝204,150円

・返還免除対象額

敷金、礼金、前家賃、家具什器等　　合計400,550円

（処理方法）

更生積立の趣旨から、収入認定を猶予していた金額を、法第63条及び収入認定処理により自立更生に必要な金額を保障する。なおかつ残額がある場合は、翌月の収入認定額に加えて要否判定を行う。

① 積立額461,339円－特別控除額46,133円＝415,206円
② 支給済保護費（法第63条返還対象額、返還免除） 204,150円
③ 自立更生 400,550円
④ ①－②＝211,056円（収入認定）
⑤ ③－②＝196,400円（認定除外）
⑥ ④－⑤＝14,656円 →10月の収入認定額に加えて要否判定

（問７－８） **自立生活援助事業利用ケースの取扱い**

更生施設利用者等自立生活援助事業を利用するケースは、「更生積立金」取扱いの対象とはならないか。

援助事業施設に入所を予定している者も対象としてよい。ただし、援助事業施設に入所中の者については、更生積立てが認められないので、就労している者については通常の収入認定を行うこととする。

更生施設で既に更生積立てを行っていた者が援助事業施設に入所した場合の金銭管理は、援助事業施設または福祉事務所で行い、退所時に精算することとなる。

援助事業施設に入所した後、入所中に保護廃止となる者に更生積立金がある場合は、廃止時ではなく援助事業施設を退所する時点で法第63条の処理をする。

この場合、更生積立金が「返還免除を行う範囲」を上回っていれば問題はないが、不足する場合に保護を廃止していると不足分の対応ができなくなることもあるため、必要に応じて停止処分を行い、一時扶助分が支給できるよう配慮する。

（問７－９）　**自立支援システム利用ケースの取扱い**

緊急一時保護センター及び自立支援センターを利用するケースは、「更生積立金」取扱いの対象とはならないか。

緊急一時保護センター及び自立支援センターの利用者については、入所期間中は医療扶助（医療移送費を含む）を除いて生活保護を適用することはない。したがって、「更生積立金」の取扱いの対象とならない。（医療扶助の適用方法と手続の流れは問８－22参照）

両センター入所者への医療扶助適用にあたっての要否判定及び保護（医療扶助）受給中の収入の取扱いは、「緊急一時保護センター及び自立支援センター利用者に対する生活保護適用の要否判定について」（13福生保第1126号・平成13年12月都保護課長通知※）を参照されたい。

※この通知においては、入所者が医療扶助の適用を受けた場合に、両センター入所者への保護（医療扶助）開始時の保有容認所持金額（20万円）を超える保護開始後の就労収入があった場合においても、当該就労収入を施設長に保管させるなどの方法によって一定額（退所時の居宅生活準備に要する額。問８－22参照）まで保有容認することを認めている。

なお、上記取扱いにあたっては、施設及び福祉事務所間において事前に所定の手続をとったうえで、医療扶助を適用した入所者に説明を行なって制度利用の意思確認をすること。

（問７－９－２）は、24.5.17通知で削除、自営収入（次8－3－（1）－ウ－(ア)）のため

（問７－９－２）　**内職収入の分類　（新設）　（Ｈ２４年度修正版）**

内職収入は、勤労収入と自営収入のいずれに分類されるのか。

内職収入は、発注元からの仕事の依頼があって初めて得られるものなので、勤労収入に分類される。よって、収入認定に当たっては、必要経費控除前の収入総額に対して、基礎控除及び特別控除を行われたい。

（問７－９－３）　**就労継続支援等の工賃の取扱い（新設）（Ｈ２４年度修正版）**

障害者自立支援法による就労継続支援等の工賃に対する勤労控除及び移送費の支給はどうなるか

障害者自立支援法による就労継続支援等で、いわゆる福祉的就労をしている者の収入認定の考え方は、一般の勤労収入と同様の取扱いとする。つまり、支給された工賃と通所費の合計額に対応する基礎控除を適用し、次に、就労先から通所費が支給されているといないとに関わらず通勤費の控除を行う。

その上で、通所費が控除で賄いきれないときは、不足分を局第７－２－(７)－ア－（オ）により移送費として支給する。

また、特別控除も工賃と通所費の合計額を積み上げて認定することは一般の勤労収入の場合と同様である。

なお、これら作業所等に就労目的ではなく、単に通所して通所費が支給されている場合（工賃は０円）は、これを就労収入とは見なさない。この場合の支給された通所費の取扱いは、本来、収入認定をした上で、同額を局第７－２－(７)－ア－（オ）により計上することとなるが、事務省力化の観点から、支給の事実と計上すべきことをケース記録に記載するにとどめ、決定調書上の処理は行わなくてよいこととする。

【例】収入12,000円　（うち交通費手当4,500円）

①　従来　12,000円－4,500円（交通費）－7,500円（基礎控除）＝充当０円

②　新　　12,000円－9,030円（基礎控除）－2,970円（交通費）＝充当０円、1,530円支給

平成２３年７月ブロック会議

２ 就労に伴う収入以外の収入

（問７－１０）　**収入認定と法第６３条（１）　生命保険の入院給付金等の取扱い（２００７増補改訂版）**

生命保険の入院給付金など、支給の事由が生じてから、実際に受給するまでに日時を要する収入を被保護者が得た場合、法第63条による返還金として取り扱うのか、それとも、収入認定するのか。

生命保険の入院給付金の支給事由が生じたときは、法第63条にいう資力が発生しているので、その日以降は「資力があるにもかかわらず保護を受けたとき」に該当することとなる。そのため、入院給付金は、給付の対象となる日（入院給付金の支給対象となる日）以降に支給した保護費の範囲内で、本来、法第63条による返還金として取り扱うものである。

また、不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時収入等の場合も、実際に収入として受け取るとき以前に、契約締結の時点、保険金の支給事由の発生時点等が通常、存在するものであり、このようなときには法第63条の資力が生じたものとして取り扱うべきである。

しかし、資力の発生から実際の収入の受領までの期間が短い場合には、「資力があるにもかかわらず保護を受けたとき」があったとしても、支給済み保護費はごくわずかな額となる。そして、この法第63条による返還対象額を収入総額が上回るときはその上回る部分が収入認定の対象となり、一つの収入について、法第63条による返還対象部分と収入認定の対象となる部分とが生じてくる。

このように、支給の事由が生じてから、実際に受給するまでに日時を要する収入があった場合、理論上は、上記のとおり一つの収入について法第63条による返還を求める部分と収入認定する部分に分けて処理する必要があるが、実務上は、「資力があるにもかかわらず保護を受けた」ことを考えずに全てを収入認定の対象とした方が適当な場合も起こってくる。

したがって、次の要件のいずれも満たしている場合は、一部又は全部が法第63条による返還金として取り扱うべき収入であっても、そのすべてを収入認定の対象として差し支えないこととする。この場合、当該収入は受領した月の収入として認定するものとする。

１　保護開始時点では資力が生じておらず、保護受給中に資力が生じていること。

２　資力の発生日が収入認定を行おうとする月又はその前月であること。

３　収入認定したとしても保護の適用が継続すること。

なお、上記の取扱いは実務を考慮した取扱いであることから、保護受給中に資力が生じた場合であってもそれが保護廃止後に収入となったとき、又は保護開始の時点で既に資力が生じている場合には、支給済み保護費の範囲内で法第63条による返還金として 取り扱わなければならない。

（問７－１１）　**年金担保貸付制度による貸付金を消費し、保護申請した者の取扱い**
（Ｈ２４年度修正版）

年金担保貸付制度による貸付を受けている者から保護の申請があった場合、保護開始の際の要否判定及び程度の決定等はどうなるか。

1　制度の概要

(1)　独立行政法人福祉医療機構の貸付

平成２３年１２月１日より、以下のように年金担保融資制度の取扱いが変更となった。

独立行政法人福祉医療機構法第12条により、厚生年金、船員保険、国民年金（福祉年金を除く。）又は労災年金を担保として、年金額に1.0を乗じて得た額の範囲内（250万円を限度。臨時生活資金は100万円を限度）の額を貸し付ける。

年金担保貸付の償還方法については、1回の年金支給額の範囲で1万円単位の指定額、かつ1回の年金支給額の1/2以下となった。返還が完了するまでは、年金の全額支払いは受けられない。（※）

平成１８年７月４日の貸付申込分から生活保護受給中の者は利用できなくなっているが、それに加え年金担保融資を利用中に生活保護を受給したことのある者で、平成２３年１２月１日以降に保護廃止となり５年を経過していない者についても利用できなくなった。

(2)　株式会社日本政策金融公庫の貸付

株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律により、恩給、共済年金、災害補償年金等を担保として、250万円以内（年金額の3年分以内）の額を貸し付ける。

2　貸付金を消費し、保護申請した者の取扱い

(1)　過去に年金担保貸付を利用するとともに生活保護を受給していたことがない者

①　本来の年金月額により要否判定を行い、保護が必要と判断された場合、下記の事項を確認し保護決定調書に記録した上で、保護の程度の決定に際し、当該年金の額を用いないことができる。半額償還方式選択している場合、受給年金月額の半額を収入認定することとなる。

ア　借受けが保護を受給しようと意図したものではないこと。

イ　借受けの理由及び消費状況が、その当時の生活状況から判断してやむを得ないと認められるものであること。

②　本来の年金月額により要否判定を行い、保護が不要であると判定された場合、実施機関において、上記①について確認の上、なお急迫した事情にある者については、保護を開始することができる。急迫した事情にあると認められない者については、

保護の却下処分を行う。

③　上記の取扱いによって保護の適用を受け、保護の廃止後再度貸付金を消費し保護を申請した場合には、再度の特例的取扱いは原則として認められないことを被保護者に対し十分指導する。

(2)　過去に年金担保貸付を利用するとともに生活保護を受給していたことがある者

①　過去に年金担保貸付を利用するとともに生活保護を受給していたことがある者で、平成２３年１２月１日以降に保護廃止となった場合は、廃止後5年間は貸付を利用できないが、その後再度借入をし、保護申請を行う場合は、資産活用の要件を満たさないものと解し、それを理由とし、原則として、生活保護を適用しないこととする。

②　しかし、最低生活保障という法の趣旨から、困窮に陥った理由は問わないのであるから、急迫状況が認められる限り、保護は開始せざるを得ないので、申請者個々の状況により、必要により、下記の事項を勘案した上で、保護の適用を判断する。

ア　急迫状態にあるかどうか

イ　保護受給前に年金担保貸付を利用したことについて、社会通念上、真にやむを得ない状況にあったかどうか

３　その他

(1)　上記の取扱いは特例的なものである。したがって、保護受給中に借り受けた者については上記によらず、問７－12による取扱いとなる。

(2)　上記の取扱いに際し完済時期を必ず確認し、年金の支給開始を把握する。

(3)　年金担保貸付を受けることにつき、他にも債務がある等の理由がある場合は、その問題解決に向けた支援（日本司法支援センター（法テラス）、無料法律相談等の活用による早期債務整理の相談助言等の支援）を行うよう努める。

別冊問答集　問8－24

課長問答　第10の17

平成18年3月30日付社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知

平成23年12月1日付社援保発1201第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知

（貸付に関する問合せ先）

独立行政法人 福祉医療機構年金貸付部年金貸付課

〒105-8486

港区虎ノ門４－３－１３　神谷町セントラルプレイス9・10階

電話　０３－３４３８－０２２４

（※）平成２２年２月から公的年金担保融資を利用する人にとって無理のない返済となるようにするため制度の取り扱いが以下のように変更された。

①　年金担保の返済方法のうち、満額返済については平成２２年２月以降の受付から

廃止し、定額返済のみの受付となった。

② 年金担保貸付の返済回数の上限が１２回から１５回に増加され、１回あたりの返済額を抑えることができるようになった。

③ 条件変更制度の新設により、返済期間中にやむを得ない事情により生活困窮となった場合に、１回あたりの返済額について変更申請ができるようになった（すでに借入れされている人についても対象となる）。

この条件変更制度を利用し返済期間の延長により保護を要しない状況になることも考えられることから、保護の実施機関においては相談者・申請者に対して返済期間の延長手続きを助言するほか、被保護者に対しても必要に応じて同様に助言すること。なお、これは法第27条の２に基づく助言であり、保護の要件ではないので文書指示は行えない。

また、保護を却下した者に対しては、直ちに急迫した状況に陥ることのないよう、必ず返済期間の延長を助言する。

制度の詳しい内容は、上記の問合せ先に照会されたい。

（問７－１１－２）　**年金担保貸付利用者に係る情報提供　（新設）（Ｈ２４年度修正版）**

年金担保貸付の審査に用いるための被保護者に関する情報の提供に係る取扱いについて示されたい。

平成１８年３月３１日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡「年金担保貸付の審査に用いるための被保護者に関する情報の提供に係る取扱いについて」により、厚生労働省に情報の提供を行ってきたが、平成２３年１２月１日の事務連絡により下記のように取扱いが改正となった。

１　情報提供の対象者

①　年金担保貸付を利用中に生活保護を受給した者（過去に年金担保貸付を利用中に生活保護を受給したことがある者（ケース記録票等で確認できる場合に限る。）で再び生活保護を受給した者を含む。）で、かつ、生活保護を受給中の者。

②　年金担保貸付を利用中に生活保護を受給した者で、かつ、生活保護廃止後（廃止日が平成２３年１２月１日以降のものに限る。）５年が経過していない者。

２　実施機関から厚生労働省へ提供する被保護者等に関する情報内容

①　個々の被保護者について、基礎年金番号、カナ氏名、生年月日、保護開始年月日を登録。

②　被保護者が保護廃止となった場合については、基礎年金番号、保護廃止年月日を登録。

平成23年12月1日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡

（問７－１２）　**保護受給中に、年金を担保として貸付を受けた場合の取扱い**
（Ｈ２４年度修正版）

被保護者が保護受給中に年金担保貸付を受けた場合、収入認定上の取扱いはどうなるか。

独立行政法人福祉医療機構が行う、厚生年金、船員保険、国民年金（福祉年金を除く。）又は労災年金を担保とした貸付については、平成１８年７月４日の貸付申込分から生活保護受給中の者は利用できず、また年金担保融資を利用中に生活保護を受給したことのある者で、平成２３年１２月１日以降に保護廃止となり５年を経過していない者についても利用できないこととなった。

しかし、株式会社日本政策金融公庫の貸付等、生活保護受給中に年金担保貸付を受けた場合は、以下のように取り扱う。

１　貸付金の性格

本制度の貸付金は、貸付目的は問わないものであることから、次官通知第８の３の(3)のウにいう「他法、他施策による貸付金」とは認められない。したがって、これは収入認定の対象となる。

２　収入認定の方法

貸付金を年金の一括前渡支給ととらえ、一括して収入認定を行い、保護の停廃止をすることが原則である。

しかし、一括して収入認定をすることが適当でない場合は、例えば法第63条あるいは法第78条適用の際の分割返還の方法と同様、やりくりできる範囲内で適宜分割認定する。この場合、６か月以上の分割認定となるが、やむを得ない措置として特例的取扱いとする。

なお、一括収入認定して保護を廃止した者が、貸付金を消費し、保護を申請した場合は、資産活用の要件を満たさないものと解し、それを理由とし、原則として、生活保護を適用しないこととする。（問７－11参照）

具体例　　基準生活費・月額１６万円
年金・月額１０万円
借受・１８か月分（分割認定　月額５万円）

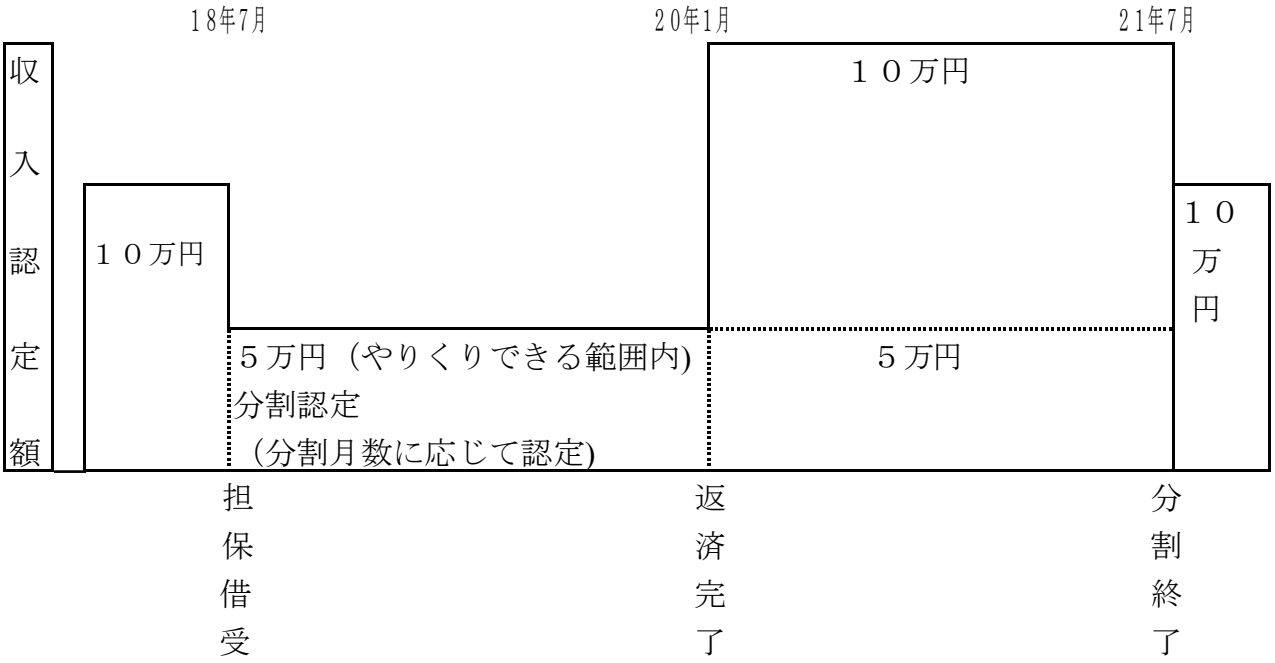

（問７－１３）　**収入認定と法第６３条（２）　年金等公的給付金の取扱い（２００７増補改訂版）**

甲の世帯は、２年前から傷病のため保護を受給していたが、平成17年４月10日で満60歳になったので、老齢厚生年金受給の手続をとった。８月５日に、社会保険庁から年金支給について、次のとおり通知が届いた。

支給開始年月　平成17年５月　　支払い年金額　120万円（月額10万円）

第１回支払日　　平成17年８月15日、30万（５、６、７月分）

第２回支払日　　平成17年10月15日、20万（８、９月分）

甲は、その日のうちに、福祉事務所の担当ワーカーに年金の支払い予定等について、報告した。

甲の保護決定状況は以下のとおり。

最低生活費18万円

収入認定額　０円

扶助額　　18万円

年金受給開始による、収入認定等の処理はどうなるか。

甲が福祉事務所に年金支給についての届け出を行ったのは８月５日であるが、その時点で、５、６，７月の保護費は支給済みである。今回、８月15日に５、６、７月分の年金を受給することから、甲は、５、６、７月の期間中、資力があるにもかかわらず保護を受けたことになる。

しかし、これを法63条による返還扱いとし、また、10月15日に受給する予定の８、９月分の年金収入を同様に法第63条による返還扱いとしたのでは、保護受給中は２か月毎に法第

63条により返還処理を行わなくてはならなくなる。

したがって、本来は、法第63条により返還処理は収入認定に優先して行われるものであるが、保護受給中に年金収入を受給開始した場合には、年金収入の認定要領に基づいて収入認定の取扱いを優先させることが必要となる（年金に限らず、児童手当等の公的な給付金の多くは、実際には支給月の前月分までの分が数ヶ月に１度まとめて支給される。こうした収入については、保護開始後に最初に入金された月以降は、受領した月から次に支給される月の前月まで分割認定することによって、実際には入金がない月も毎月の定期収入として収入認定することになる）。

したがって、設問の場合は以下のいずれかの処理を行うこととなる。

(a)　８月に年金を受給開始しているので、それに対応する６月分の年金収入については収入認定の取扱いを行い、５月分についてのみ、法第63条による返還の取扱いを行う。

(b)　直前３か月（５、６、７月）分の年金を８月に受給しているので、その総額を次回受給月の前月までに分割して収入認定する（８月、９月に分割して収入認定する）。

（問７－１３－２）　**収入認定と法第６３条（３）　年金時効特例法の取扱い（Ｈ２２年度修正版）**

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律（平成１９年法律第１１１号。以下年金時効特例法という。）によって、年金記録の訂正等による年金の増額分が、時効により消滅した分を含めて、全期間分支払われることとなったため、その取扱いについて示されたい。

1　年金記録の訂正により新たに受給資格を得たことで、時効消滅分も含めて年金が支給された場合

資力の発生が 5 年以前であり、かつ、資力の具現化が 5 年以内である場合は、原則として運用事例集問１１－８－２のとおり取り扱うが、年金時効特例法が平成１９年 7 月に施行されたことから、その趣旨を鑑みて、年金記録の訂正により年金を受給することになった場合のみ、以下のように取扱うこととする。

例：平成 10 年 1 月　保護開始
　　平成 20 年 1 月　年金の遡及受給が決定される
　　年金遡及受給開始月＝平成 13 年 1 月
　　うち、平成 13 年 1 月分～平成 15 年 1 月分は、本来、時効によって消滅するはずであるが、年金時効特例法の適用によって支給される。（以下、「時効特例給付」。）
　　平成 20 年 4 月　年金受給　同月、法第 63 条返還決定

平成 15 年 2 月分～平成 15 年 4 月分の年金（B1）は、平成 15 年 5 月分以降の年金（B2）とともに、平成 15 年 5 月以降の保護費と対比して、法第 63 条により返還を求める（世

帯の自立助長の観点から必要と認められる費用を返還免除することも可)。年金額が保護費を上回った場合は、当該部分について収入認定する。平成 13 年 1 月分～平成 15 年 1 月分の年金（A＝時効特例給付）については、平成 20 年 4 月付で収入認定する。

２　年金記録の訂正により新たに受給資格を得たことで、保護を適用されていない期間に該当する年金が遡及して支給される場合

例：平成 18 年 1 月保護開始
　平成 20 年 1 月　年金の遡及受給が決定される
　　年金遡及受給開始月＝平成 13 年 1 月
　　うち、平成 13 年 1 月分～平成 15 年 1 月分は時効特例給付
　平成 20 年 4 月　年金受給　同月、法第 63 条返還決定

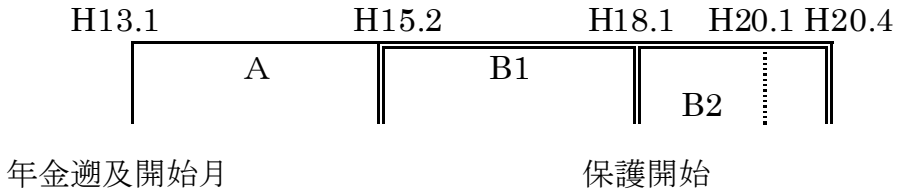

平成 15 年 2 月分～平成 17 年 12 月分の年金（B1）は、保護開始時の資力となり、平成 18 年 1 月分以降の年金（B2）とともに、平成 18 年 1 月以降の保護費と対比して、法第 63 条により返還を求める（世帯の自立助長の観点から必要と認められる費用を返還免除することも可)。年金額が保護費を上回った場合は、当該部分について収入認定する。

平成 13 年 1 月分～平成 15 年 1 月分の年金（A＝時効特例給付）については、平成 20 年 4 月付で収入認定する。

３　その他

時効特例給付は、次官通知第７－３(２)ア「恩給、年金等の収入」により収入認定する。

年金記録の訂正により年金額が増額した場合の取扱いについても上記１、２に基づき行うこと。

参照
平成２０年１月２３日付事務連絡

（問7-13-3）　**年金支払い遅延加算金法により支給された加算金の取扱いについて**
（Ｈ２３度修正版）

年金支払い遅延加算金法が施行されたことに伴い、未払い年金を受け取った者に対して物価上昇分相当の加算金が支給された場合の収入認定の方法はどうなるか。

この加算金の取扱いについては、年金本体の法第６３条の返還及び収入認定とは別に、次官通知第８－３－（２）－ア－（ア）に基づき受給月に全額を認定する取扱いとなる。物価上昇分相当の金額については、現在の生活需要に対応するための支給であるという性格から、その他臨時的収入のような扱いには馴染まないため。

（問７－１３－４）　**恩給の収入認定　（新設）　　（Ｈ２４年度修正版）**

恩給の収入認定方法について示されたい。

恩給は、７月、１０月、１２月及び４月の年４回支給される。支給間隔に不均一があるので、実際の受給額を次回受給月の前月までの各月に分割認定という原則を貫くと、時期によって収入認定額が大幅に変動することになり、年額を一定期間に分割して支給するという恩給制度の趣旨にそぐわないことに加え、福祉事務所でも内容の伴わない保護の変更決定を頻繁に強いられることとなる。

過去の実施要領(課長問答第６の５１)においては、こうした問題を解消するため、恩給、年金等の公的給付については、支給間隔の不均一に関わりなく、平均月額をもって収入認定することと明記していた経緯がある。同問答は、平成２年度の年金制度改正により、年金支給月が現行の毎偶数月に統一されたのを受け、不要になった部分は削除された。

しかしながら、恩給については現在も支給間隔の不均一が続いていることもあり、同問答の趣旨を活かして、平均月額による収入認定を行って差し支えない。

なお、保護の要否判定は、原則どおり局長通知第８－１－(4)による。

(事例)

月	支給額	A(原則)	B(平均月額)
7月	100,000	33,333	33,333
8月		33,333	33,333
9月		33,333	33,333
10月	100,000	50,000	33,333
11月		50,000	33,333

12月	100,000	25,000	33,333
1月		25,000	33,333
2月		25,000	33,333
3月		25,000	33,333
4月	100,000	33,333	33,333
5月		33,333	33,333
6月		33,333	33,333

(参考)　「生活と福祉」1975年5月号

（問７－14）　**児童扶養資金の収入認定上の取扱い**

母子福祉資金の児童扶養資金の貸付を受けた場合、収入認定上の取扱いはどうなるか。

児童扶養資金は、児童扶養手当の全部又は一部の支給制限を受け、かつ、前年の収入が一定額未満である配偶者のない女子に対して貸し付けられる。生活保護受給者が貸付の申請をした場合、保護受給中であるかどうかの確認が出来ないため、現に貸し付けられてしまうことがある。

この貸付金の性格は、扶養している児童の扶養全般に必要な資金であり、具体的な使途は特に定められていない。したがって、この資金の取扱いは以下のとおりである。

１　保護受給中に、児童扶養資金を借りた場合は、使途を限定していない手当の性格から、収入認定の対象となる（事前に相談があった場合には、貸付を受けないよう指導する）。

２　保護受給前に貸付を受けていた資金を保護受給中に償還する場合、資金の性格上、収入から控除することは認められない。

生活と福祉　昭和61年４月

（問７－15）　**火災保険等（掛け捨て型）の戻り分の取扱い**
（Ｈ２２年度修正版）

掛け捨て型の火災保険（共済保険等を含む）に加入している者に、支払った保険料の一部が保険会社から還付された。

この戻り分について、収入認定上の取扱いはどうなるか。

掛け捨て型の火災保険（共済保険等を含む）の戻り分（割戻金等）は、支払った保険料の還付の性格を有していることから、課長問答第3の20と同様、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しない限り収入認定の除外対象として取り扱う。
ただし、保護開始直後に割戻金が入った場合など保護開始後に支払った保険料の額を超える割戻金が入った場合には、その超える額について次第8－3－(2)－エ－(イ）により、 8,000円を超える額を収入認定する。

都ブロック会議　平成２１年１１月
別冊問答集　問3－25（2）

（問７－16）　**地方公共団体が年末等の時期に支給する見舞金の取扱い**

市町村において見舞金の支給を行う場合、収入認定上の取扱いはどうなるか。

地方公共団体が年末等の時期に支給する見舞金については、次官通知７－３－ (2)－エ－(ｱ)及び（別冊問答集・問 326）により、取扱いが示されている。
収入として認定しない取扱いが認められるのは、以下の要件を満たす場合に限られるものである。
１　支給回数　　一支給主体当たり、年２回以内
２　支給限度額　　８，０００円（世帯合算。月額）

日雇労働者に対する年末一時金は、この項目で取り扱う。なお、区・市の年末見舞金が12月に支給される場合、年末一時金と合算した上で、8,000円控除することに留意する。

都ブロック会議　平成１０年１１月

（問７－17）　**退職金の取扱い**

被保護者が会社を退職して退職金を得た場合、収入認定上の取扱いはどうなるか。

基礎控除は、勤労に伴って増加する生活需要を補てんすることにより労働力の再生産を図るとともに勤労意欲の助長を図ろうとするものとされている。また、基礎控除が経常的職業経費を対象とするのに対し、特別控除は臨時的職業経費に対応するものとされている。

上記の勤労控除の趣旨から、退職金は、過去の就労に伴って得られる収入ではあるが、勤労控除を適用する対象とは見なされない。

それゆえ、退職金については、「その他の臨時収入」（次官通知第７－３－ (2)－エ－(ｲ)に該当するものとして取り扱うものである。

したがって、必要経費等を控除した上で、8,000円を超える額を収入として認定することとなる。

参照　問７－４

（問７－18）　**所得税の還付金の取扱い**

就労中の者が、年末調整等により所得税が還付された場合取扱いはどうなるか。

所得税の還付金については、就労収入の認定に際し、必要経費として控除したものであり、その時点で還付金を含んだ収入額に対応する基礎控除を認定しているため、還付金を就労収入に加えて認定する取扱いをした場合、基礎控除を二重に対応させることとなる。

したがって、就労収入としてはなじみにくいものであり、次官通知第７－３－ (2)－ア－(ｱ)の「その他公の給付」に準じる収入として、全額収入認定する。

（問７－19）　**「その他公の給付」及び「その他の臨時的収入」の対象収入（Ｈ２４年度修正版）**

次官通知第８－３－(2)－ア－（ｱ）にいう「その他公の給付」と、次官通知第８－３－(2)－エ－（ｲ）にいう「その他の臨時的収入」の収入にはどのようなものがあるか。

「その他公の給付」も「その他の臨時的収入」も、実際に収入があるまで額が確定しない収入である。

１　次官通知第８－３－(2)－ア－（ｱ）にいう「その他公の給付」（必要経費等を控除した額を収入として認定する。）

・保護受給中に控除していた所得税等の還付金
・保護受給中に控除していた年金掛金の還付金
・保護受給前に支払った医療費の高額療養費支給額（保護開始時からの資力として法第63条の対象）
・厚生年金脱退一時金
・労災の休業補償金
・保護受給中（移管も含む）に支給した介護保険料の還付金

２　次官通知第８－３－(2)－エ－（ｲ）にいう「その他の臨時的収入」（必要経費等を控除した上で、8,000円を超える額を収入として認定する。なお、保護開始時から法第63条を設定されていたものについては、必要経費等を控除した上で8,000円を超える額を収入として法第63条の対象とするのではなく、必要経費等を控除した額を収入として、法第63条の対象とする。）

・保護受給前に納めた年金の掛金、健康保険料、所得税等の還付金
・保護受給前に納めた介護保険料の還付金
・生命保険等の入院給付金
・治験謝礼（６か月を超える治験を除く）
　※６か月を超える服薬等の治験謝礼は実費控除を除いて全額収入認定すること。
・敷金の返還金

（注）　著作権使用料は、次官通知第８－３－(2)－ウの「財産収入」であり、8,000円控除は行わない。

課長問答（第７の３１）参照

（問７－１９－２）　**開始時保有の株式の取扱い**
（Ｈ２２年度修正版）

要保護者が生活保護開始時に保有していた株式を売却した場合の取扱いについて示されたい。

株式は債券であるから、生活保護制度上一切の保有を認められない。

従って、生活保護の適用にあたって、売却指導を行うことになる。売却された場合、開始時時点における株式の価格ではなく、実際に売却された額を、開始時の資力として法第６３条返還又は収入認定する。

また、保護受給中に株式を購入した場合は、購入した時点を資力の発生日として、法第６３条又は収入認定を行う。現金又は預貯金と株式は、性格が異なることに注意する。

株式を購入して売却したことを秘して虚偽の収入申告等を行った場合は、法第７８条の検討も行う。

（問７－19－３）　**求職者支援制度による職業訓練受講給付金**　**（Ｈ２４年度修正版）**

求職者支援制度による職業訓練を受けている者に「職業訓練受講給付金」が支給されることになった。この収入の取扱いについて示されたい。

「求職者支援制度」により、雇用保険を受給できない者(特定求職者)が、ハローワークの指示により職業訓練を受講する場合、訓練期間中の生活保障として「職業訓練受講給付金」が支給される制度が創設された（平成23年10月1日施行）。

給付金を受けるには、職業訓練の指示を受けたハローワークに申請書類を提出することが必要であり、支給対象となった場合、職業訓練を受講している間、10万円が毎月支給される。

職業訓練給付金が支給された場合、生活保障のための給付金であることから、次官通知第８－３－(２)－アに基づき「その他公の給付」として取り扱い、その実際の受給額を認定する。現在受講している職業訓練を行う上で必要となる経費(テキスト代等)、交通費については、需要が生じる時期に技能修得費を支給する。なお、求職者支援制度から通所手当(交通費の実費相当額)が支給される場合は、同額を技能修得費に計上した上で、当該通所手当を収入充当順位に関わらず技能修得費に充当する(局長通知第７－８－(2)－ア－(ｵ))。

また、当該給付金に加えて希望する者に指定された金融機関における貸付（求職者支援資金融資）の申請が可能であるが（被扶養者のいる者は月額１０万円、それ以外の者は月５万円）、貸付を受けた場合、次官通知第８－３－(２)－アに基づき、その実際の借入額

を収入認定する。なお、本貸付制度の活用にあたっては被保護者に対し制度の説明及び理解の徹底等を図った上で、本人の意思を尊重することとされたい。

別冊問答集問８－２３－２
平成 23 年 9 月 30 日付厚生労働省社会・援護局保護課保護係長事務連絡
「求職者支援制度における職業訓練受講給付金に係る収入認定の取扱いについて」

（問７－１９－４）　**東京都介護職員処遇改善交付金の収入認定の取扱い**
（Ｈ２３年度修正版）

介護職員として就労中の被保護者に対して、標記交付金に基づき一時金が支給された場合、収入認定の取扱いはどうすれば良いか。

東京都介護職員処遇改善交付金事業は、介護職員と他業種の従事者との間の賃金格差を縮め、確固とした雇用の場としての成長を促すため、都内に所在する事業所を運営する事業者に対し、賃金改善に要する経費の一部を支給すること等により、介護職員の処遇改善を図ることを目的として、平成２１年１２月から平成２４年１１月までの期間に実施されるものである。

本事業に基づいて事業者が行う賃金改善においては、改善を行う給与の項目(基本給、手当、賞与、一時金等)の別を問わない。よって、職員である被保護者に一時金として支給されたとしても、実質的に給与の補填と解されるので、勤労収入として支給月の基本給等に加えて認定する(賞与と同様の扱い)。

３　収入として認定しないものの取扱い

（問７－20）　**国もしくは地方公共団体により行われる貸付金の取扱い**

（平成２４年度修正版）

他法他施策による貸付金のうち、自立更生に当てられる額は収入として認定せず、また、償還にあたり取扱いを行うことになっているが、その場合の具体的な取扱い方法について示されたい。

1　生活福祉資金は、他法他施策による貸付金であり、他に女性福祉資金、母子福祉資金等がある。このうち自立更生のために充てられる額については次官通知第８－３－ (3)のウにより、収入として認定しないものとして取り扱うことが示されている。その貸付金の具体的種類については、局長通知第８－２－ (3)に、また、収入として認定しない貸付金の限度額については、課長問答・第６の40に示されている。

また、貸付金の償還に際しての取扱いについては、次官通知第８－３－ (5)－ウ及び局長通知第８－４－(3)～(6)に示されている。

自立更生を目的とする貸付金の具体的取扱いについては、以下による。

(1)　当該貸付金の使途を具体的に記載した自立計画書の提出を求める。

(2)　自立計画書の内容が、その者の世帯の自立更生に有効であるか否かを判断し、真に適当と認められるものについては事前に承認を与えることとし、貸付金のうち当該自立計画書に基づいて使用される額は,これを収入として認定しない扱いとする。

なお、上記による場合の他は、貸付金を収入として認定することになる。

(3)　貸付金の償還に際しては、償還が現実に行われていることを確認の上、全収入から控除して認定する。世帯のうち、どの（誰の）収入から控除するかは、以下のとおり貸付金の種類に応じて検討すること。

①　就学資金又は奨学資金

・当該貸付を受けた者の収入

※ここでいう「当該貸付を受けた者」とは、借受人もしくは連帯借受人を指し、連帯保証人を除く。原則としては、就学者本人（本人に償還能力が無いことなどから、保護者が借受人となっている場合には、保護者）である。

②　結婚資金

・当該貸付を受けた者又は当該貸付資金により結婚した者の収入

③　医療費又は介護費貸付金、住宅資金、転宅資金、老人又は身体障害者等が機能回復訓練器具及び日常生活の便宜を図るための器具を購入するための貸付資金、配電設備、給排水設備又は冷暖房設備のための貸付資金並びに国民年金の受給権を得るために必要な任意加入保険料のための貸付資金

・当該世帯の全収入

なお、保護開始前に貸付けを受けた場合であっても、当該貸付けが保護開始後において承認することが適当であると認められる貸付金については、同様に取り扱う。

２　母子福祉資金のうち、生活資金及び特例児童扶養資金（問７－14参照）は、被保護者であっても貸付の対象になる。この資金は、使途が生活費用の全般に充てることが可能なため、生活保護法上の扱いは、貸付金は収入認定となり、償還金は必要経費として控除することができないものである。したがって、貸付を受けるメリットがないため、貸付を受けないように指導上の注意を促すことが必要である。

平成２３年７月１９日付社援発０７１９第２号厚生労働省社会・援護局長通知

（問７－21）　**保育所等入所支度金の取扱い**

地方公共団体が被保護世帯に対し保育所等入所支度金を支給した場合、収入認定上の取扱いはどうなるか。

また、幼稚園入園児童の保護者に入園支度金が支給された場合の取扱いはどうなるか。

地方公共団体が条例又は予算措置により、被保護世帯に対し支給する保育所入所支度金については、一般的に、保育所に託児することにより世帯員の稼働の機会が増え、又は収入の増加が期待される等、被保護世帯の自立更生に役立つと認められる。

ゆえに、次官通知第７－３－（3)－エに該当するものであり、局長通知第７－２－（4)により、自立更生を目的とした恵与金として収入認定しない取り扱いをして差し支えない。

また、幼稚園入園児童の保護者に支給される入園支度金等の生活保護法上の取扱いは、当該金品が児童の幼稚園修学の費用に充当される限りにおいて、上記保育所入所支度金と同様に収入として認定しない取扱いとして差し支えない。

課長問答　第６の43

（問７－22）　**養護老人ホーム入所者に支給される「おこづかい」の取扱い**

養護老人ホーム入所者に支給される「おこづかい」の収入認定上の取扱いはどうなるか。

従来、都単事業として、老人ホーム入所者のうち年金等の収入のない者に対して、月額１４，０００円が、また、年金等の収入があっても１４，０００円に満たない者に対しては１４，０００円との差額が支給されていた。

このいわゆる「おこづかい」制度が、平成11年度から廃止された。これに伴う激変緩和措置として、それまでの「おこづかい」の支給実績を踏まえて、事業費に含めて養護老人ホームに対して支弁している。その使途については特に制約がなく、都としては処遇のレベルダウンがないよう指示しているのみであり、各施設での状況は不明である。

仮に入所者に支給するという形で還元されていたとしても、金額が１４，０００円を超えることはあり得ず、その収入については、従来の「おこづかい」と違い、個人に支弁されるのではなく、施設長から処遇の一環として支給されるものであるので、収入として認定しない取扱いとなる。

昭和38年８月１日付社発第 525号厚生省社会局長通知（通知）

（問７－23）　**住宅建て替えに伴う移転料（移転助成費）の取扱い**

住宅の建て替えに伴い転居する場合、移転料が支給されるが、これについての収入認定上の取扱いはどうなるか

公営住宅建て替えに伴う移転料（移転助成費）のうち自立更生のために当てられる額として、第一に住宅の確保等原状回復費用等（別冊問答集 410頁～ 411頁参照）については、次官通知第７－３－ (3)－オにより、収入認定しない取扱いとして差し支えない。

したがって、局長通知第７－２－ (4)（移転料は災害等に含めて考える）及び課長問答第６の40の（１）により、生活基盤の回復に要する経費として処理することとなる。

なお、この取扱いは公営住宅の場合に限らず、UR都市機構（独立行政法人都市再生機構）又は民間のアパート等の立て替えに伴い転居する場合に支給される協力金又は立ち退き料についても同様である。

（注）UR都市機構：旧都市基盤整備公団（平成16年度から独立行政法人化）

都ブロック会議　昭和49年秋

別冊問答集　問 345

（問７－24）　**敷金返還金の取扱い**

被保護者が転居した後に、家主から敷金が返還された。この取扱いについて示されたい。

敷金の返還金については、当該月以降の収入として認定すべきものであるが、実施機関の指導又は指示により転居した場合においては、当該返還金を転居に際して必要とされる敷金等に当てさせて差し支えないこととされている。

したがって、保護受給中に敷金等が返還される場合は、その敷金等の原資が何であれ、全て上記の取扱いを行うべきこととなる。

１　新住居分の敷金等の支払い時期の前に敷金等が返還された場合は、当該返還金を新住居分の敷金等に当てさせる。
２　新住居分の敷金等を一時扶助として認定・支給した後に敷金等が返還された場合は、当該返還金を当該月以降の収入として認定する。
３　この場合の収入の種類は、次官通知第７－３－（２）－エに該当いう「保険金その他の臨時的収入」として整理するため、８，０００円（月額）を超える金額を収入認定す　ることとなる。

この考え方は、たとえ保護費として敷金を支給していたとしても、そのときには需要があったため支給したものであることが根本にある。つまり、需要の測定自体が誤った　わけではなく、また、退去に当たって生じるであろう需要を生活保護で立て替えるもの　でもなく、正当に支給されたものである。従って、そもそも法第６３条により処理する　べき性格のものではない。たまたまアパート退去にあたり、家主と入居者の関係におい　て返還されたものと考えるのが妥当である。居室の原状回復に敷金が追いつかなかった　としても、それについては入居者たる被保護者が負担すべきものであり、生活保護費に　より支給することはない。とはいえ、敷金の戻りという収入が現実にあることから、こ　れを不問に付すことにはならず、収入認定は行わなければならない。

そのようにして入金される金員である以上、返還されるまで収入があるのかないのか不明であり、また、金額も返還されてはじめて確定することから、臨時的収入と見るの　が妥当である。

課長問答　問４の31
「生活保護通信」№.１（2003年１月27日発行）

（問７－25）　**福祉的給付金の特例的取扱い**

心身障害児（者）、老人等社会生活を営む上で特に社会的な障害を有する者の福祉を図るため、地方公共団体又はその長が条例等に基づき定期的に支給する金銭のうち、支給対象者１人につき８，０００円以内の額（月額）については、収入として認定しない取扱いが認められている。また、特別な事由があり、都知事が特別な取扱いを必要とすると認められる場合は、厚生労働大臣に情報提供することとなっている。

これにより、特例的取扱いを受けている福祉的給付金にはどのようなものがあるか。

また、福祉的給付金の収入認定上の取扱いにおける留意点は何か。

都においては、以下の福祉的給付金について、月額１７，０００円までは収入として認定しない特例的取扱いの承認を受けている。また、これらのうち、老人福祉手当及び重度心身障害者手当については、１７，０００円の他に、介護需要を考慮した認定除外の取扱いが認められている。

- 老人福祉手当
- 重度心身障害者手当
- 心身障害者福祉手当
- 児童育成手当（育成手当・障害手当）

福祉的給付金について、収入認定上の取扱いにおける留意点は以下のとおりである。

１　収入認定除外額は、支給対象者１人につき定められているものであり、それぞれの手当ごとに認定除外額が認められるものではない。

２　上記の手当の認定除外額１７，０００円の中には、次官通知第７の３の(3)のケにいう８，０００円の額が含まれているので、上記手当の他に福祉的給付金をうける場合には、別に８，０００円以内の額が認定除外となるものではない。

３　老人福祉手当及び心身障害者福祉手当については、区・市により、都基準に加えて区市町村の単独事業分（支給対象範囲及び基準の拡大並びに支給金額の増）の手当てが支給されている。これらの単独事業分も含めてそれぞれの手当を一体のものとして、収入認定除外の取扱いを行う。

なお、老人福祉手当については、東京都では廃止されているので、各区市で実施していて、厚生労働省に協議しているものに限られる措置である。

平成７年７月10日付７福生保第 440号福祉局生活福祉部長通知
局長通知第７－２－ (6)－ア及びイ

（問７－26）　**東京都心身障害者扶養年金制度及び心身障害者扶養共済制度の取扱い（Ｈ２０年度修正版）**

東京都心身障害者扶養年金制度及び心身障害者扶養共済制度から支給される年金及び一時金（弔慰金又は葬祭料）の収入認定上の取扱いについて示されたい。

1　東京都心身障害者扶養年金制度について

東京都心身障害者扶養年金制度は、心身障害者を扶養する保護者が死亡した後の心身障害者の生活を安定させるために、毎月一定の年金を終身支給するものである。

この制度は、平成19年3月1日をもって廃止された。平成19年2月28日時点で年金受給中であった者には、それまで同様の年金給付が継続される。これは生活保障的な性格を持つものではなく、心身障害者の介護等の特別な需要に充てられるものであり、社会通念上収入として認定することは適当でないと考えられるものとして、次官通知第７－３－(3)－コにより、収入として認定しない取扱いを行うものである。

また、葬祭料（年金受給中に心身障害者が死亡した場合、一時金として支給される。）も、社会通念上収入として認定することが適当でないものとして、次官通知第７－３－(3)－イにより、収入として認定しない取扱いを行うものである。

平成19年3月1日時点での未受給者には、清算金が支払われることとなるが、収入認定上の取扱いは以下のとおりである。

①清算金を分割受領した場合

年額３６万円（基本・特約とも加入の場合４８万円）以内は、次第７－３－(3)－コにより収入として認定しない。これをこえる金額については、自立更生にあてられる額を除き、次第７－３－(2)－イ「その他臨時的収入」として8,000円をこえる額を認定する。

②清算金を一括受領した場合

自立更生にあてられる額を除き、次第７－３－(2)－イ「その他臨時的収入」として8,000円をこえる額を認定する。

※①②で清算金を２の共済掛金に充てる場合は、自立更生にあてられる額に含む。

2　心身障害者扶養共済制度について

心身障害者扶養共済制度は、各都道府県、政令指定都市が実施主体となり、全国的に統一された仕組みで運営されている制度であり、制度の目的は上記１と同様である。東京都では、平成20年4月1日より東京都心身障害者扶養共済制度を実施している。（なお、被保護世帯員が本制度に加入する場合、1口目の掛金の1／2が減額される。）

この制度により、年金が支給された場合、次官通知第７－３－(3)－コにより、収入として認定しない取扱いとする。

また、弔慰金（年金を受領することなく心身障害者が死亡した場合、一時金として支給される）が支給された場合、社会通念上収入として認定することが適当でないものとして、次官通知第７－３－(3)－イにより、収入として認定しない取扱いを行う。

当年金を脱退した場合、加入期間に応じて脱退一時金が支給されるが、当該年金を

収入認定除外の取扱いとしている趣旨をふまえ、当該一時金の使用目的が生活保護の趣旨目的に反しない場合については収入認定の除外対象とする（ただし、当該一時金をもってまかない得る特別の需要については、重複する形で保護費が支給されることのないように調整する）。

（問７－27）　**老人福祉手当の取扱い**

老人福祉手当の収入認定上の取扱いにおける留意点について示されたい。

老人福祉手当については、介護需要に応じて以下のとおり収入認定額を算定する。

１　それぞれの場合の認定額

(1)　手当を介護人（介護を要する者の家族に限る。）を得るための費用に充てている居宅の老人の場合。

１７，０００円に介護人を得るための費用（告示別表第１第２章－４－ (5)に掲げる額を限度とする。）を加えた額まで収入認定しない。

なお、この場合、既に他人介護料が計上されている者については、介護人を得るための費用として認定除外した額を、他人介護料の認定に際し減額調整する。

(2)　手当を介護人を得るための費用に充てていない居宅の老人の場合

１７，０００円に家族介護加算の額（告示別表第１第２章－４－ (4)に掲げる額）を加えた額まで収入として認定しない。

なお、手当額が認定除外可能額を下回るので、家族介護加算の差額を計上する。

ただし、独居老人の場合は１７，０００円と家族介護加算の範囲内で認定除外する。加算の差額は計上しない。

(3)　入院中の老人

月額１７，０００円まで収入として認定しない。

２　認定額が変更となる場合の取扱い

(1)　１の (1)及び (2)の場合の受給者が月の中途で入院した場合

１か月以上入院する者については、翌月初日から１の (3)の取扱いにより、認定額を変更する。（入院月の認定額の変更を要しない。また、短期入院のため、基準生活費の変更を要しないときは手当の認定額の変更も要しない。）

(2)　１の (3)の場合の受給者が月の中途で退院した場合

退院した日の属する月から、１の (1)及び (2)の取扱いにより認定する（日割り計　　算を要しない）

(3)　手当受給者が月の中途で死亡した場合

ア　死亡月は、認定額の変更を行わない

イ　翌月分以降、手当が家族の収入となる場合の認定除外額は、１７，０００円とす

る。（死亡日の翌日付で当該施設に対して加算を含めた基準生活費の認定変更を行うものであるが、手当の認定額の変更は、翌月初日付で行う。）

(4)　家族が月の中途で入院し、１の (2)の場合の受給者が一人で居宅に残った場合

家族が１か月以上入院する場合、当該家族の基準生活費の変更は翌月初日から行うこととなるが、居宅に残った老人の手当の認定額の変更は家族が入院した月から１の(1)の取扱いにより認定額を変更する。

なお、家族が退院した場合は、２の (2)と同様に取り扱う。

老人福祉手当の取扱い

手当月額	平成１３年度	平成１４年度
７０歳以上	２７，５００円	１３，７５０円
６５～７０歳	２２，５００円	１１，２５０円
重度心身障害者手当との併給	１５，０００円	７，５００円 （平成１５年度以降、全て０円※）

収入認定除外額（１３年度）※都制度は平成１５年度以降なし。

手当額（月額）	収入認定除外額		収入認定額	加算の取扱い
２７，５００円	居宅	手当を介護人を得るための費用に充てている場合 １７，０００円＋介護人を得るための費用 ２７，５００円以内	介護人を得るための費用に応じて定まる	他人介護料を認定する場合、介護人を得るための費用として認定除外した額を減額調整する
	居宅	手当を介護人を得るための費用に充てていない場合 １７，０００円＋家族介護加算の額（１０，５００円） ２７，５００円	０円	家族介護加算は１，７５０円計上する
	居宅	独居老人の場合 ２７，５００円	０円	家族介護加算は計上しない
	入院	１７，０００円	１０，５００円	――――

注　「手当を介護人を得るための費用に充てている場合」

(1)　近隣等の介護を受けている単身居宅の老人の場合、手当を介護人を得るための費用

に充てていることを確認の上、収入認定除外額を算定する。

(2)　手当を介護人を得るための費用に充てているが、その額が家族介護加算の額に満たない場合でも、家族介護加算相当額を介護人を得るための費用として認定する。

(3)　単身居宅の老人であっても、介護需要がないか又は介護需要があっても公的な介護を費用負担なしで受けているため、手当を介護人を得るための費用に充てていない場合は、「手当を介護人を得るための費用に充てていない場合」に該当する。

（問７－28）　**重度心身障害者手当の取扱い**

重度心身障害者手当の収入認定上の取扱いにおける留意点について示されたい。

１　手当を介護人（介護を要する者の家族以外の者に限る。）を得るための費用に充てている場合

１７，０００円に他人介護に要する費用を加えた額(月額)まで収入として認定しな　い。ただし、上記により他人介護に要する費用として収入認定除外された額を他人介護　料（告示別表第１第２章の４の (5)）の認定に際し減額調整する。

（例）　実際の介護料が１０万円で、重度心身障害者手当（６０，０００円）と心身障害者福祉手当（１５，５００円）を受給している場合。

他人介護料（Ｈ１７年度６９，９７０円）

手当総額

７５，５００円

収入認定除外限度額

１７，０００＋１００，０００＝１１７，０００円

実際の収入認定除外額

７５，５００円　（　＜１１７，０００円　）

他人介護に要する費用として収入認定除外された額（減額調整を要する額）

７５，５００－１７，０００＝５８，５００円

算定される他人介護料

１００，０００－５８，５００＝４１，５００円　（　＜６９，９７０　）

なお、東京都重度心身障害者手当条例第11条及び同要領第７により代行受領方式をとった場合は、上記加算調整の必要はないものである。

２　手当を介護人を得るための費用に充てていない場合

対象者１人につき、１７，０００円に重度障害者加算の額（告示別表第１第２章－４　－(3)に掲げる額）及び家族介護加算の額（告示別表第１第２章－４－ (4)）に掲げる　額）を加えた額（月額）まで収入として認定しない。

なお、収入認定除外額では賄いきれない特別な需要がある者については、収入認定部分を預託することにより、認定除外の取扱いができるものであること。

３　認定額が変更となる場合の取扱い
老人福祉手当の取扱いに準じる。

重度心身障害者手当の取扱い

手当月額（平成１７年度）
６０，０００円

収入認定除外額（平成１７年度）

手当額（月額）	収入認定除外額	収入認定額	加算の取扱い
６０，０００円	手当を介護人を得るための費用に当てる場合（家族以外の介護） １７，０００円＋介護人を得るための費用 ６０，０００円	介護人を得るための費用に応じて定まる	・他人介護料を認定する場合、介護人を得るための費用として認定除外した額を減額調整する ・重度障害者加算は全額計上
	手当を介護人を得るための費用に充てていない場合 １７，０００円＋重度障害者加算＋家族介護加算の額 ４３，５２０円	１６，４８０円	重度障害者加算及び家族介護加算は算定できない

注

１　重度心身障害者手当と心身障害者福祉手当との併給の場合

上記の表の手当額に心身障害者福祉手当の額を加えた額に対して、収入認定除外額を算定する。

児童育成手当と他の福祉的給付金を併給している場合の取扱いは問７－30参照

２　代行受領について

手当を介護人を得るための費用に充てている場合（家族以外の介護）で、本手当を介護人が委任を受け、介護労働の対価として受領した場合は、その全額を収入認定除外する。

３　預託について

重度心身障害者手当及びこれと併給される福祉的給付金の収入認定対象部分についいて、その者の障害に伴って臨時的に生ずる福祉的需要（その用途が、手当制度の趣

旨に沿うものであり、かつ、最低生活の内容として容認しうる範囲の需要）に充てる　　ため、適当な者に預託する場合は、収入認定除外の取扱いができる。

（問７－29）　**重度心身障害者手当の預託**

重度心身障害者手当及びこれと併給される福祉的給付金を預託する場合の取扱いについて示されたい。

１　目的

東京都重度心身障害者手当及びこれと併給される福祉的給付金の、収入認定対象部分について、その者の障害等に伴って臨時的に生ずる福祉的需要（その用途が、手当制度　の趣旨に沿うものであり、かつ、最低生活の内容として容認し得る範囲の需要）に充て　るため適当な者に預託することにより、収入認定しないこととし、もって、障害者の福　祉の向上を図る。

２　預託先

社会福祉協議会又は社会福祉法人等

３　預託期間

預託目的が消滅するまでの間。原則として１年更新とする。

４　預託の流れ

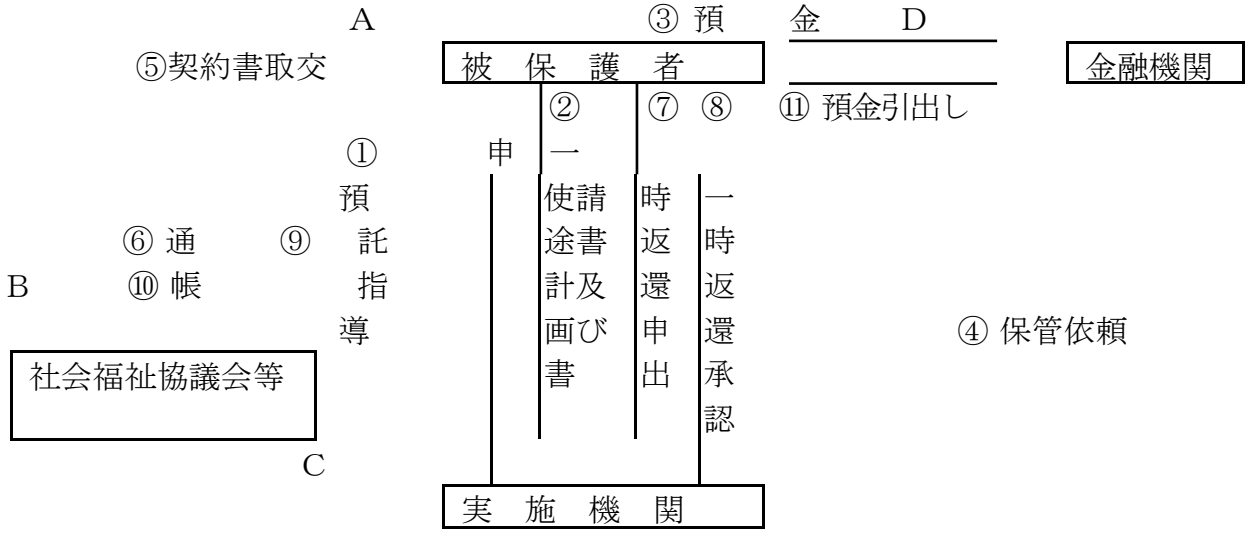

（事務の流れ）

①　Ｃは預託の趣旨をＡに十分説明して了解を得る。

② Ｃは申請書、使途計画書を受理する。
③ Ａは第１回預託分をＤに本人名義で預金し、預金通帳を取得する。
④ ＣはＤに預託制度の趣旨、目的等を説明し、Ａ名義の預金通帳の保管を依頼する。
⑤ ＡとＢは、契約書を取り交わす。
⑥ Ａは預金通帳をＢに預託する。
⑦ Ａは使途計画書に基づき、通帳の一時返還をＣに申し出る。
⑧ Ｃは「一時返還承認書」をＡに発行する。
⑨ Ａは契約に基づきＢに対し「一時返還承認書」を添えて一時返還を求める
⑩ ＢはＡに預金通帳を返還し、受領書を徴する。
⑪ ＡはＤより預金を引き出し、使途計画に基づき購入する。
⑫ 更新については、②以降が繰り返されるわけであるが、次の部分は変更となる。
ア ②の申請書を更新申請書とする。
イ ③ 、④は不要となる。

昭和54年５月23日付54民福保第 201号民生局福祉部長通知
昭和51年９月24日付54民福保第1131号民生局福祉部長通知

（問７－30） **児童育成手当の取扱い**

児童育成手当の収入認定上の取扱いにおける留意点について、示されたい。

児童育成手当については、月額１７，０００円まで収入認定除外とする取扱いが認められている。
この手当の支給対象者は、支給要件に該当する児童を扶養している人となっている。このため、児童を扶養している人１人につき月額１７，０００円まで収入認定除外が認められるものと解することもできるが、福祉的給付金の収入認定除外の趣旨から、当該児童１人につき月額１７，０００円まで収入認定除外とする取扱いを行う。
本手当の中には、育成手当と障害手当の２種類の手当がある。このため、児童が２種類の手当を受給する場合は、手当総額から１７，０００円を超える部分が収入認定の対象となる。
なお、当該児童を対象として他の福祉的給付金（区市町村が行う重度心身障害者手当等の給付）を支給されている場合は、当該児童が受給するものとみなした児童育成手当と合算して月額１７，０００円まで　収入認定除外する。１７，０００円を超える額は収入認定する。

次官通知第７－３－（３）－ケ
局長通知第７－２－(6)－ア及びイ

（問７－31）　**各種制度により支給される介護料の取扱い**
（Ｈ２０年度修正版）

被爆者特別措置法第８条による介護手当等について収入認定上の取扱いはどうなるか。

1　対象となる手当等

(1)　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第31条による介護手当
(2)　公害健康被害の補償に関する法律第26条による障害補償費のうち介護加算額
(3)　労働者災害補償保険法第24条による介護料
(4)　独立行政法人自動車事故対策機構法による介護料
(5)　スモン訴訟の和解に伴う介護費用
(6)　東京都原子爆弾被爆者介護手当
(7)　石綿による健康被害の救済に関する法律による療養手当

2　収入認定上の取扱い

(1)　現に介護を受けている場合には、他人介護料（告示別表第１第２章－４－(5)）に掲げる額まで収入として認定せず、現に介護を受けていない場合には収入として認定する。
(2)　介護に要する費用として収入認定しない取扱いをした場合は、家族介護料（告示別表第１第２章－４－(4)）又は他人介護料（告示別表第１２章－４－(5)）に規定する費用の算出は行わない。
(3)　他人介護料（告示別表第１第２章－４－(5)）の額を超えて介護人を付けるための費用を支出している場合は、当該支出する額まで収入として認定しない取扱いが認められている。

昭和54年5月23日付54民福保第 201号福祉部長通知
昭和57年3月29日付56民福保第1340号福祉部長通知
昭和57年3月29日付56福福保第1341号福祉部長通知
平成18年4月11日付18福保生保第19号福祉保健局長通知

（問７－32）　**高校就学に伴う貸付金等の取扱い**

就学者等が貸付金、恵与金、奨学金等を受けている場合の就学扶助の取扱いを示されたい。また、就学者が就労している場合にその収入を就学費用にあてる際の取扱いについても説明されたい。

１　高校就学に伴い、就学者等が就学資金として貸付金、恵与金、奨学金等を受けることになった場合、この就学費用収入の取扱いは、恵与金については、次官通知第７－３の（３）－エにより自立更生に当てるられる額は収入認定しない取扱いとなる。

また、貸付金、奨学金については、局長通知第７－２－（３）－イにより就学のために必要な最小限度の額を収入認定しない取扱いとなる。

なお、併せて就学扶助（生業費〔技能修得費〕高校等就学費用）の支給申請があった場合には、計上にあたっていくつか調整が必要になる場合があるので、留意すること。

就学経費は、就学扶助により給付できる金額（基本額、教材代、授業料、入学料、入学準備金、入学考査料、通学のための交通費）と、支給対象となるものの支給額を超えて必要となる経費及びその他の経費（クラブ活動費、修学旅行積立金等）がある。

具体的な取扱いは、保護開始時において貸付金等を受けている場合には、貸付金等を就学扶助の支給対象とならないその他の経費及び就学扶助の基準額ではまかない得ない対象経費にあてさせることとし、当該年度の全ての就学経費を上回る余剰の借受金額が生じる場合には、貸付内容の変更を行って償還させるか、次年度以降の就学扶助の対象とならない部分の就学経費にあてることを確認した上で必要な就学扶助費を支給する。　なお、①当該年度の全ての就学経費を上回る余剰の借受金額が生じていて②貸付金等について変更や償還ができず③次年度以降の需要も見込まれない場合であっても、貸付金を就学扶助の対象となる部分にあてることによって費消できる場合には、就学扶助を支給しないことによって調整が可能となる部分は、収入認定除外とすることができる。

就学扶助の対象となる経費については、なるべく扶助費（就学扶助）でまかなわせることとしたうえで、就学を目的とした貸付金等は、扶助対象外の就学経費にあてさせ、仮に余剰額が生じても、就学扶助費の調整を行なうことで就学費用にあてさせることとし、本来の貸付目的に反して生活費にあてることのないように指導すべきものである。

２　次に就学者が勤労収入を得ている場合の取扱いは、原則として就労控除（基礎控除、特別控除、未成年者控除）後の収入は収入認定を行なうこととし、就学扶助費の対象となる額の就学経費については、申請により支給可能な必要額を算定計上して支給する。　その上で、就学扶助費の対象とならない分の就学経費について、就学のために必要な最小限度の額を控除した額を収入認定する。

※定時制課程の給食費は、就学扶助費の対象とならない。学校が徴収する給食費の額は勤労収入から就学のための必要経費として経費控除の取扱いをして差し支えない。

（参考）　都立高校定時制における標準的な就学経費は、毎年６月のブロック会議資料を参照されたい。なお、修学資金の各種貸付については「参考資料７」参照。

（問７－33）　**離婚に伴う養育費、慰謝料の収入認定**

被保護者が離婚したことに伴って、養育費、慰謝料等を受領した。この取扱いはどうなるか。

被保護者の離婚に伴う、養育費、慰謝料の取扱いは、養育費については、生活費として渡されることから、収入を得るための必要経費を除き、仕送り、贈与等の収入として全額収入認定する。

慰謝料については、「保険金、その他の臨時的収入」として８，０００円（月額）を超える額のうち、自立更生に当てられる額を除いて収入認定する。

自立更生に当てられる額は、原則として直ちに自立更生のための用途に供されるものに限られる。ただし、将来の自立更生にあてられることを目的として適当な者に預託されている場合には、その間は収入認定しない取扱いもできる。

なお、自立更生のための用途に供される額の認定基準（対象範囲及び額）については、課長問答　問第６の４０を参照されたい。

（問７－34）　**交通事故被害に伴う補償金等の収入認定**

被保護者が交通事故の被害者となった場合に受領した補償金の取扱いは、どのようにすべきか。

被保護者が交通事故にあい、補償金を受領した場合の取扱いは、「保険金、その他の臨時的収入」として８，０００円（月額）を超える額のうち、自立更生に当てられる額（対象範囲及び額は、課長問答・問第６の４０参照）を除いて収入認定する。また、自立更生に当てられる額が、将来の自立更生にあてられることを目的として適当な者に預託されている場合には、その間は収入認定しない取扱いができる。（前述の問７－33と同様）

なお、交通事故の補償金は事故にあったことによる被害を補償する金銭という性格から、原状回復のための経費については、より積極的に自立更生にあてられる額とすべきである。

補償金等の支払いは示談成立等の時期よりも後に行なわれる事例が多いため、法第６３条返還を適用する場合も生じる。返還額決定の際の減免額を考慮するにあたっては、同様に原状回復に費消せざるを得ない額について、減免を考慮すべきものとして差し支えない。

４　就労に伴う必要経費、その他の必要経費

（問７－35）　**個人タクシーの必要経費**

個人タクシーを営業する者の収入の認定に当たって、必要経費をどう算定するか。

一般に、個人タクシーを営業するに際して、標準的な経費は以下のとおりである。

１　各地域タクシー協会及び上部タクシー協会加盟費
２　自動車損害賠償責任保険（強制保険）
３　車検費用、修理費用
４　燃料費用
５　駐車場費用
６　日個連自動車共済、日個連一般共済、日個連車両共済（任意保険）
７　所得保障保険、共済保険
８　個人営業会計委託事務費
９　労災保険（労災特例加入制度による任意のもの）

なお、必要経費の算定に当たっては、客観的な資料によって確認する必要がある。

（問７－36）　**生命保険の外交員の必要経費**

生命保険の外交員の必要経費はどこまで認められるか。

生命保険の外交員について、収入を得るための必要経費を認める場合の基本的な考え方は、別冊問答集（問 316）に示されているとおりである。

収入の増加をもたらすために必要とされる「手みやげ」は、ほとんどすべての外交員が営業上配る少額の物品（例：会社名入りの菓子）については、必要経費として認められる。また、契約成立時のおおむね２，０００円程度の小品（例：靴下セット、ハンカチセット）の贈答についても、大多数の外交員が行っており認められる。

この他、生命保険会社が外交員に営業用に貸与する生命保険料等の計算用端末費用及び営業活動に伴う交通費も含むものである。

（問７－37）　**特別控除を行う場合の収入年額**

特別控除を行う場合の収入年額は、通勤費等の実費を控除する前の収入額をいうものであるか。

特別控除を行う場合の収入年額は、勤労収入（次官通知第７－３－ (1)－ア）については通勤費等の実費控除前の収入年額をいい、また、農業収入又は農業以外の自営収入（次官通知第７－３－ (1)－イ又はウ）については生産必要経費又は事業必要経費を控除した後の収入年額をいうものである。

なお、収入年額の算出にあたっては、推定認定、ズレ（次月）認定をしていたとしても、１月から12月まで実際に決定調書上で認定していた額（停止期間中の収入認定相当額及び63条適用された就労収入認定額も含まれる）を用いる。

課長問答　第６の28
運用事例集　問７－２答５の (3)

（問７－38）　**特別控除を年２回以上に分けて行う場合の認定方法**

特別控除を年２回以上に分けて行う場合の方法について、示されたい。

特別控除を年２回以上に分けて行う場合は、次のとおり。

１　その年において初めて特別控除を行うときは１月から当該特別控除を行う月までの収入を、その年において既に特別控除を行っている場合は直前の特別控除を行った月の翌月から当該月までの収入をもって特別控除基礎額とし、その１割額を特別控除額とする。

ただし、その特別控除基礎額の割合でその年の収入が継続すると推定した場合、その年収額の１割額が特別控除額表の額（次官通知第７－３－ (4)　）を超えることが明らかなときは、その表の額により、各特別控除期間、社会慣習等を考慮して、それぞれの特別控除に対応させた限度額を設定し、特別控除額を定めること。（この場合、その時点における特別控除額が特別控除基礎額の１割額を下回ることもあるが、その年の最終の特別控除の実施に際して調整が図られるものである。）

２　特別控除限度額（年収の１割額又は特別控除額表の額）との調整は、その年の最終の特別控除を決定するときに行う。

３　その年の最終の特別控除において、年収の１割相当額が特別控除限度額を超える場合、特別の事情がない限り就労状態が良好であると認め、限度額の１．３倍を認定すること。（この場合、年収の１割相当額が限度額の１．３倍に満たなくとも、必ず限度額の１．３

倍を認定するものである。）

なお、毎月特別控除を行っている者の年収の１割相当額が、限度額を超えた場合も同様に考え、限度額の１．３倍を認定すること。

４　特別控除額表の額に１．３倍を乗じて得た額を特別控除額として認定することは、年末における特別控除の適用に当たり考慮されるものである。年末における特別控除以前　の特別控除において、あらかじめ、１．３倍を乗じて得た額を年収額の１割と対比させ　て取り扱うことは認められない。

５　年末に特別控除を行う場合、12月に臨時収入がないか、又は少ないために、年間控除額の限度額まで特別控除を適用できない状態にある者については、12月の収入で控除し　きれなかった残額を当該年度の末までの間に認定して差し支えない。

なお、12月の収入で全額を控除できる場合に、翌年に渡っての分割認定を行うことは好ましくないので、注意されたい。

課長問答　第６の28
別冊問答集　問 372
運用事例集　問７－２答５の (3)

（問７－39）　**シルバー人材センター及び小規模作業所の会費**

シルバー人材センター等の会員になって就労収入を得ている場合、会費を収入から控除することは認められるか。

シルバー人材センターの会員資格を得るために必要な会費については、収入を得るための必要経費として、当該収入から控除して差し支えない。精神障害者等の小規模作業所における「作業所会費（会員資格を得るための会費）」も同様の取扱いとする。

ただし、会員の親睦を図るための費用等については、認められないものである。

（問７－40）　**傷病手当金からの社会保険料の控除の取扱い**

健康保険の被保険者である者が病気休職して、給料が支給されなくなった。毎月、傷病手当金が支給されているが、傷病手当金から社会保険料の控除はできるか。

傷病手当金は、被保険者が業務外の傷病により療養のため就労不能となり、給料を支給さ

れないとき、又は支給されても傷病手当金の額より少額であるときに支給されるものである。休職４日目から標準報酬日数の60パーセント（ただし、給料の一部が支給されているときは、その分減額される。）が支給され、支給期間は１年６か月である。

このように、傷病手当金が毎月の給料に代わって支給されるものであるという性格を持つことから、支給された傷病手当金から社会保険料を控除する取扱いを行って差し支えないものである。

なお、傷病手当金の収入認定上の取扱いは、次官通知第７－３－（２）－ア（恩給、年金、失業保険金その他の公の給付）により、実際の受給額を認定することとなる。

（問７－41）　**就労に伴う託児費用の取扱い**

保育所入所や学童クラブに要する費用は、就労に伴う子の託児費用であるが、必要経費として控除できるか。

就労に伴う子の託児費には、保育所入所支度に要する費用及び区市町村が実施する学童クラブに要する費用を含むものである。都内の学童クラブの実情から、区市町村が実施するもの又は公的助成のもとに運営されているものについては、その費用を「その他の必要経費」として収入から控除して差し支えない。控除することができる費目は、児童の保育料、おやつ代などの託児に要する費用である。

なお、就労に伴う託児費用を「その他の必要経費」として収入から控除する場合、控除の対象となる収入には、就労収入のほか、児童扶養手当、児童手当あるいは年金等の収入（収入認定の対象となる世帯の収入）も含まれる。したがって、就労開始時当初における託児費用を例えば、児童扶養手当の収入認定額から控除することも可能である。ただし、収入認定すべき就労収入が得られる状態に達した後については、当該就労収入から控除すべきものであること。

課長問答　問６の48

（７－４２）　**インターネット等を用いた収入の取扱いについて　（新設）**
（Ｈ２３年度修正版）

被保護者がインターネットや携帯電話のネットサービスにより収入を得た場合の取扱いはどうするか。

インターネット利用コストの低下に伴い、被保護者がネットを利用し、様々なサービスを利用する機会が増加してきた。これに伴いネットオークションやアフィリエイト収入等、

様々な形で被保護者が収入を得る機会も生じている。こうした収入については収入の種類に様々な様態が存在するため、実施機関において詳細な調査を行い、下記の例も参考にして認定されることとされたい。

１　ネットオークションによる収入

ネットオークションを通じて家財等を処分した場合の収入認定については処分した物品が生活保護受給前から保有していた物かそうでないかにより取扱いが異なる。

(1)　保護受給前から保有していた物品を売却した場合

保有否認されていた家財であれば全額を保護開始時からの法第６３条適用となる。保有容認されていた家財を処分した場合は次第８－３－（２）―（イ）により８，０００円をこえる額について、認定を行う。

(2)　保護受給後に保護費のやりくりで購入した物品を売却した場合

保護期間中の預貯金と同様に取り扱い、収入認定の対象としない。

２　アフィリエイト（成果保証型広告）による収入について

被保護者がブログサイト等を開設し、アフィリエイト広告等により収入を得た場合、勤労収入とみなすか、その他の収入としてみなすかにより取扱いが異なる。その者が広告収入を得るためになんらかの労働をしていると認められる場合は勤労収入とすべきであるが、単にサイトまたはブログに設置してあるだけの広告から得られる収入まで同様に取り扱うべきではない。調査のうえ、事務所において判断されたい。

(1)　調査の結果、勤労収入として扱うこととした場合

局第８－１－（３）により農業以外の事業（自営）収入として扱う。

(2)　調査の結果、その他の収入として扱うこととした場合

次第８－３－（２）－エ－（イ）により８，０００円をこえる額について、認定を行う。

３　ネットゲーム利用に伴うポイント還付による収入について

携帯ゲームサイトのゲーム利用をする(広告を見る)ことによってポイントが発生し、それを換金するサイトが存在する。被保護者がこのサイトを利用し、ポイント還元により収入を得た場合、利用者はなんらかの勤労の対価として報酬を得たのではなく、サイト閲覧により収入を得たに過ぎないため「その他臨時的収入（次第 8－3－（2）－エ－（イ))」とするのが妥当である。

上記いずれの場合であっても、ネット接続料金や最低限の通信料については経費としてみなす余地があるので留意する。

第８　保護の決定

（問８－１）　**保護開始時の要否判定に用いる費目（Ｈ２２年度修正版）**

保護開始時の要否判定の際、最低生活費の算出に用いる費目について示されたい。

保護開始時の要否判定においては、最低生活費と収入充当額をそれぞれ算出し、それを対比する必要がある。以下のように、最低生活費が収入充当額を上回った場合に保護開始となる。

最低生活費　＞　収入充当額

１　開始時の最低生活費の算出に際し用いる費目内訳（課長問答・第８の４及び５）

【生活扶助】	基準生活費（第１類＋第２類+（地区別冬季加算）） 入院患者日用品費 介護施設入所者基本生活費 加算 被服費（局長通知第７－２－（５）－ア－（カ）） 移送費（局長通知第７－２－（７）－ア－（ア）及び（イ））
【住宅扶助】	家賃、間代、地代
【教育扶助】	教育扶助基準、教材費、給食費、交通費
【介護扶助】	介護費（住宅改修費を除く）
【医療扶助】	医療費、短期医療費（特例）　（問８－７参照）
【出産扶助】	出産費
【葬祭扶助】	葬祭費

上記に加え、国民健康保険料等の健康保険料（減免等が利用できる場合、利用した上でその者に賦課される、最低限の額）を実費で計上する。

［具体例］

３３歳夫、２９歳妻、４歳子の居宅３人世帯
（H21.4.1現在、1級地－1）

【生活扶助】第　１　類　　４０，２７０円（３３歳）
４０，２７０円（２９歳）
２６，３５０円（　４歳）

第　２　類　　５３，２９０円（３人世帯）

児童養育加算　　５，０００円

【住宅扶助】家　　賃　　６５，０００円　（※例示）

【医療扶助】外 来 実 費　　実　費

【そ の 他】健 康 保 険 料　　実　費

最低生活費計　２３０，１８０円　＋　医療費実費　＋　健康保険料
（要否判定に用いる最低生活費）

要否判定の際、１の費目の中で該当となる部分の扶助費を足しあげたものが、その世帯の最低生活費となる。ただし、要否判定には用いない扶助基準もあるので、以下に示すこととする。

≪開始時の要否判定には用いない扶助基準≫

【生活扶助】	期末一時扶助費 家具什器費 入学準備金 配電・水道・井戸・下水道設備費 被服費（局長通知第７-２-（５）－ア－（カ）を除く） 移送費（局長通知第７-２-（７）－ア－（ア）及び（イ）を除く）
【住宅扶助】	敷金、契約更新料、住宅維持費
【介護扶助】	住宅改修費
【生業扶助】	生業費、技能修得費、高校等就学費（「就学扶助」）、就職支度金

（問８－２）　**保護開始時の要否判定時の収入充当に用いる費目**

保護開始時の要否判定の際、収入充当額の算出に用いる費目について示されたい。

要否判定の際に用いる収入充当額は、定期的な収入金額（月額）と開始時に現に所持している手持ち金の合計額である。以下に、定期的な収入金額を算出する際の費目及び考え方を示すこととする。

１　開始時の収入充当額算出に際し用いる費目

各種勤労控除及び必要経費控除等	基礎控除の７０％の額 必要経費の実費（社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等） 出稼ぎ等の実費 託児費 公租公課

収入の中で主なものは稼働収入であるが、稼働収入を得るためには就労先までの交通費が必要であったり、所得税をはじめ健康保険料などの公租公課が給料から予め天引きされる場合がある。その場合には、必要経費の実費（実費控除）を稼働収入から差し引く必要がある。また、事業を営んでいる場合の事業収入の場合においては、原材料費、仕入れ代、事業で使う機械器具の修理費等が必要経費の実費となる。

（ａ）勤労収入

勤労収入においては、支給総額に対し７０％の基礎控除額（１００％基礎控除額×０．７）を差し引いてから必要経費の実費を差し引いた額が要否判定の際に用いる定期的な収入金額の月額となる。

（ｂ）事業収入

事業収入においては、事業収入総額からまず必要経費の実費を差し引き、その後の額に対して７０％基礎控除額を差し引いた額が要否判定に用いる定期的な収入金額の月額となる。

（ｃ）その他の収入（年金等）　≪その他の収入（年金、恩給）－実費控除≫

その他の収入は、主に年金、恩給であるが、平均月割額から必要経費の実費を差し引いた額が要否判定の際に用いる定期的な収入金額の月額となる。

（ｄ）申請時所持金　《手持ち金から定期的な収入の推定残額を除いた金額》

開始時の要否判定時には、所持金（手持ち金）は定期的な収入の推定残額を除く全額が収入充当の対象となる。

当該世帯の最低生活費（医療・介護費を除く）の５割までの所持金については、あくまでも、開始後の程度の決定時に保有容認することができるのであって、開始時の要否判定時にあらかじめ差し引くものではないことに留意する。（要否判定で所持金から差し引くべき金額は「定期的な収入の推定残額」である。）

［具体例］　注：手持ち金の取扱いは「問８－３」を併せて参照のこと
（ここでは説明を簡略にするため、推定残額を含まない手持ち金として例示している。）

勤労収入額（名目）	８０，０００円
※７０％基礎控除額	１４，５１１円
必要経費（実費控除）	１０，０００円
手持ち金（勤労収入以外）	（　実　額　）

※70％基礎控除額（100％基礎控除額×0.7）

勤労収入額（名目）－７０％基礎控除額－実費控除 ＝ 定期的な勤労収入金額
(80,000)　(14,511)　(10,000) ＝ ５５，４８９円

要否判定に用いる収入充当額＝定期的な勤労収入金額＋手持ち金（勤労収入以外）
＝５５，４８９＋手持金（勤労収入以外）の実額

以下に、収入充当額の算出に際し用いない費目を列挙する。

≪開始時の収入充当額算出に際し用いない費目≫

各種勤労控除及び必要経費控除等	基礎控除の３０％の額 特別控除、新規就労控除、未成年者控除、不安定収入控除 現物５００円控除 貸付金の償還金

（問８－２－２）　**年金から特別徴収されている国保料の取扱い（Ｈ２４年改正版新規）**

満６５歳以上の国民健康保険被保険者で、老齢年金から国保料が特別徴収されている者から、申請があった場合の取扱いについて示されたい。

開始時及び廃止時の要否判定の際に用いる国民健康保険料及び後期高齢者医療制度保険料の額は、減免等を利用した上でその者の収入に応じて賦課される最低限の額を用いることを原則とする。申請時においても実際に賦課されている保険料は用いず、計算上の最低限の額を用いる。

保護要となり程度の決定を行なう際は、国民健康保険証、後期高齢者医療証は返還するので、実需が生じないことから、保険料相当額について考慮する必要はない。ただし、老齢年金等から特別徴収されている場合、特別徴収を停止する期日に間に合わないと、次回年金支給の際も特別徴収が行なわれる。保護開始後の年金から特別徴収されている保険料については、収入認定の際、年金から控除して差し支えない。

保護開始後保険料が再計算され、過払いとなった保険料が保険者から還付された場合は、その他公の給付として収入認定する（問７－１９参照）。

（問８－３）　**保護開始時に申請者の所持する金銭の取扱い**

保護開始時の要否の判定及び程度の決定に際して、申請者の所持する金銭はどのように取り扱えばよいか。

１　保護開始時の所持金の考え方

保護の要否の判定および程度の決定は、最低生活費と収入充当額との対比によって決定される。

その際に評価する収入は、定期的な収入金額（月額）と現に所持している金額の合計額である。

ただし、現に所持している金銭のなかには、定期的な収入の残額が含まれており、これを手持ち現金として評価すると、定期的収入を二重に評価することとなる。これを避けるため、所持金額から定期的収入の推定残額を除く必要がある。つまり、定期的収入のある世帯においては、定期的な収入がない世帯と違い、現に所持している金額をそのままその世帯の収入充当額にできないので注意が必要である。

（推定残額の算出方法は問８－５）

２　要否の判定

給料・年金等の定期的な収入のある世帯に対する保護開始時の要否の判定に際しては、申請時に所持している金銭（手持ち金）のうち定期的な収入の推定残額を除いた金額と、その世帯の定期的な収入の月額とを加えた額を要否判定の際の収入として扱う。

定期的な収入のない世帯に対する開始時の要否の判定に際しては、申請時に所持している金銭のすべてをその世帯の要否判定の際の収入として扱う。（問８－５、事例１参照）

［具体例］

現に所持している金額	１０万円
定期的な収入（年金）	８万円（月４万）

仮に定期的収入の推定残額が６万円であったとすると、現に所持している金額１０万円の中に定期的収入の推定残額６万円が含まれていることになり、純粋な手持ち金は４万円となる（１０万円－６万円）。よって、要否判定に際し評価する収入は定期的収入　である年金月額の４万円と、所持金額から定期的収入の推定残額を除いた純粋な手持ち　金４万円を加えた、計８万円となり、現に所持している１０万円がそのまま要否判定に　際し評価するする収入とならない。

《要否判定に用いる収入》

(1)　定期的な収入のある世帯

給料・年金等の月額　＋　申請時所持金－給料・年金等の推定残額

（給料・年金等以外の所持金）

(2)　定期的な収入のない世帯

申請時所持金

３　程度の決定

保護要とされた世帯に対する開始月の程度の決定に際しては、定期的な収入の有る無しにかかわらず、申請時に所持している金銭のうち当該世帯の保護の基準（生活扶助、教育扶助、住宅扶助）の２分の１までの金額を収入認定の対象としない。

これは、一般世帯の場合でも月々一定額の繰越金をもって家計が円滑に維持されていることから、被保護世帯においても家計上の繰越金を認めることが自立のために必要で

ある、という考えに基づいている。

開始月の扶助費は、その月の最低生活費（月の途中開始の場合は日割り計算によって得られる額）から、その月に収入認定すべき金額を差し引いて算出する。

その月に収入認定すべき金額とは、申請時に所持している金銭のうちその世帯の保護の基準の２分の１を超える金額と、申請日以降月末までに得られる収入のうち開始月に収入認定することとした収入認定額とを合計した額である。

《程度の決定》（定期的な収入のある世帯及び定期的な収入のない世帯）

最低生活費（日割り）	－	申請時所持金－保護の基準の１／２	－	月末までの収入のうち開始月に収入認定することとした収入

※「月末までの収入のうち開始月に収入認定することとした収入」とは、次のとおり。

(1)　給料について

保護開始後月末までに給料収入がある場合、開始日から給料日までの日数、開始月の扶助額、給料日、開始時の手持ち金等を勘案し、今後の給料収入の認定方法（当月認定にするか、翌月認定にするか）を定める。

上記により、給料を当月認定することと決定した場合は、その全額について収入認定要領に基づき認定した額が「月末までの収入のうち開始月に収入認定することとした収入」となる。

保護開始後月末までに給料収入がない場合は、「月末までの収入のうち開始月に収入認定することとした収入」はないこととなる。（問８－４、事例６、７参照）

(2)　年金について

保護開始後月末までに年金支払日がある場合、年金月額の全額が「月末までの収入のうち開始月に収入認定することとした収入」となる。（問８－４、事例４参照）

ただし、これにより算定した結果、開始月の扶助額が開始日から年金支払日までの最低生活費（日割り）を割り込むこととなる場合で、開始時の手持ち金をもってしてもなお最低生活が保障されないときには、開始月に認定すべき年金月額を開始月から翌月以降に適宜分割認定することとして差し支えない。（問８－４、事例５参照）

保護開始後月末までに年金支払日がない場合は、「月末までの収入のうち開始月に収入認定することとした収入」はないこととなる。（問８－４、事例２、３参照）

(3)　臨時収入について

保護開始後月末までに臨時収入が予定される場合、(2)の保護開始後月末までに年金支払日がある場合と同様に取り扱う。

（問８－４）　**給料・年金等の推定残額の算出方法**

定期的な収入のある世帯から保護の申請があったときは、要否の判定を行うに当たって、給料・年金等の推定残額を算出しなければならないが、その具体的な方法を示されたい。

給料・年金等の支給日から保護申請日までの経過日数を計算し、給料・年金等がその間に均等に消費されたと仮定して、残っているべき金額（推定残額）を計算する。

$$\text{推定残額} = \text{支給額} \times \left(1 - \frac{\text{支給日から申請日までの経過日数}}{30 \times \text{月数}}\right)$$

支給額：実際に支給された手取りの額
支給日から申請日までの経過日数：支給日から申請日の前日までの日数
３０：通常月は３０を使うが、２月のみ実日数を使う。
月　数：毎月支給されるものは１となり、２か月分が支給されるものは２となる

なお、保護申請前にやむを得ない事情で給料・年金等を費消してしまい申請時所持金の額が推定残額に満たない場合は、推定残額を超える部分はないことから、月々の収入額をもって要否の判定を行うこととなる。

［具体例］

前回年金受給日	保護申請日
２月１５日	３月１日

年金月額・・・・・　４０，０００円
前回受給額・・・・　８０，０００円
申請時所持金・・・　３０，０００円

$$\text{年金の推定残額} = 80,000 \times \left(1 - \frac{15}{29+30}\right) = 59,661$$

申請時所持金－推定残額＝３０，０００－５９，６６１＝－２９，６６１

申請時所持金の中に年金以外の純粋な手持ち金は無いと考えられ、月々の収入額である年金月額の４万円を要否判定に用いることとなる。

（問８－５）　**申請時所持金がある場合の要否判定及び程度の決定の具体例**

保護申請時に所持する金銭がある世帯に対する要否の判定と、開始月の程度の決定の方法を具体的に示されたい。

１　定期的な収入がない場合

保護申請日
５月２５日

最低生活費……　１０７，０４０円
申請時所持金……　８０，０００円

保護の要否

８０，０００ ＜ １０７，０４０
保護は要となる

程度の決定

世帯の保護基準の２分の１の額１０７，０４０ $\times \frac{1}{2}$ ＝ ５３，５２０

申請時所持金のうちで収入認定の対象となる額
８０，０００ － ５３，５２０ ＝ ２６，４８０

５月分扶助費
１０７，０４０ $\times \frac{31-24}{30}$ ＝２６，４８０ $\times \frac{31-24}{30}$ ＝１８，７９７

６月分扶助費
１０７，０４０－２６，４８０ $\times \frac{23}{30}$ ＝ ８６，７３９

７月分扶助費
１０７，０４０円

５月に２６，４８０円の全額を認定すると、５月分扶助費がマイナスとなるため、７対２３の比率で５月と６月とに分割して収入認定している。

２　年金収入がある場合　（ａ）月末までに年金収入がない場合で、通常の認定で支障がない場合

前回年金受給日	保護申請日	次回年金受給日
４月１５日	５月２０日	６月１５日

最低生活費　・・・・・・・・・　１２５，４７０円
年金月額　・・・・・・・・・　５０，０００円
前回受給額　・・・・・・・・・　１００，０００円
申請時所持金　・・・・・・・・・　８５，０００円

年金の推定残額　＝　１００，０００　×（１－　$\frac{３５}{３０\times２}$　）＝４１，６６６

申請時所持金　－　推定残額　＝　８５，０００－４１，６６６＝４３，３３４

保護の要否

５０，０００＋４３，３３４＝９３，３３４＜１２５，４７０

保護は要となる。

程度の決定

世帯の保護の基準の２分の１の額　＝１２５，４７０×　$\frac{１}{２}$　＝６２，７３５

申請時所持金のうちで収入認定の対象となる額

８５，０００－６２，７３５＝２２，２６５

５月分扶助費

１２５，４７０×　$\frac{３１－１９}{３０}$　－２２，２６５＝２７，９２３

６月分扶助費

１２５，４７０－５０，０００＝７５，４７０

３　年金収入がある場合　（ｂ）月末までに年金収入がない場合で、通常の認定方法では支障が生じる場合の一例

前回年金受給日	保護申請日	次回年金受給日
６月１５日	６月１９日	８月１５日

最低生活費……　１２５，４７０円
年金月額……　５０，０００円
前回受給額……　１００，０００円
申請時所持金……　１６０，０００円

年金の推定残額＝１００，０００×（１－$\frac{4}{30\times2}$）＝９３，３３３

申請時所持金 － 推定残額 ＝ １６０，０００ － ９３，３３３ ＝ ６６，６６７

保護の要否

５０，０００ ＋ ６６，６６７ ＝ １１６，６６７＜１２５，４７０
保護は要となる。

程度の決定

世帯の保護基準の２分の１の額 ＝ １２５，４７０ × $\frac{1}{2}$ ＝ ６２，７３５

申請時所持金のうちで収入認定の対象となる額
１６０，０００ － ６２，７３５ ＝ ９７，２６５
９７，２６５円については、６月と７月の２か月に適宜分割して認定する。

６月分扶助費
１２５，４７０× $\frac{30-18}{30}$ ２７，１４３ ＝ ２３，０４５

７月分扶助費
１２５，４７０ － ７０，１２２ ＝ ５５，３４８

ここでは、６月と７月の認定額をそれぞれ２７，１４３円と７０，１２２円（９７，２６５円を１２対３１で分割した額）とした。

８月分扶助費
１２５，４７０ － ５０，０００円 ＝ ７５，４７０

４　年金収入がある場合　（ｃ）月末までに年金収入があり、通常の認定方法で支障がない場合

前回年金受給日	保護申請日	次回年金受給日
４月１５日	６月３日	６月１５日

最低生活費……　１２５，４７０円
年金月額……　５０，０００円
前回受給額……　１００，０００円
申請時所持金……　６０，０００円

年金の推定残額 ＝ １００，０００ ×（1－ $\frac{４９}{３０ \times ２}$ ）＝１８，３３３

申請時所持金 － 推定残額 ＝ ６０，０００ － １８，３３３ ＝ ４１，６６７

保護の要否

５０，０００＋４１，６６７＝９１，６６７＜１２５，４７０
保護は要となる。

程度の決定

世帯の保護基準の２分の１の額 ＝ １２５，４７０ × $\frac{1}{2}$ ＝６２，７３５

申請時所持金のうちで収入認定の対象となる額
６０，０００ － ６２，７３５ ＝ －２，７３５ ⇒ なし

６月分扶助費
１２５，４７０ × $\frac{３０ － ２}{３０}$ － ５０，０００ ＝ ６７，１０５

７月分扶助費
１２５，４７０ － ５０，０００ ＝ ７５，４７０

５　年金収入がある場合　（ｄ）月末までに年金収入があるが、通常の認定方法では支障が生じる場合の処理の一例

前回年金受給日	保護申請日	次回年金受給日
４月１５日	６月３日	６月１５日

最低生活費……　１２５，４７０円
年金月額……　１００，０００円
前回受給額……　２００，０００円
申請時所持金……　１０，０００円

年金の推定残額 ＝ ２００，０００ ×（ １－ $\frac{４９}{３０ \times ２}$ ）＝３６，６６６

申請時所持金 － 推定残額 ＝ １０，０００ － ３６，６６６ ＝ －２６，６６６
⇒ なし

保護の要否

１００，０００ ＜ １２５，４７０
保護は要となる。

程度の決定

世帯の保護基準の２分の１の額 ＝ １２５，４７０ × $\frac{1}{2}$ ＝ ６２，７３５

申請時所持金のうちで収入認定の対象となる額
１０，０００ － ６２，７３５ ＝ － ５２，７３５ ⇒なし

６月分扶助費
〈１２５，４７０ × $\frac{３０－２}{３０}$ １００，０００ ＝ １７，１０５〉

年金収入１０万円を認定すると６月分扶助費は１７，１０５円となるが、これでは手持ち金を併せても年金支払日までの最低生活に支障をきたすこととなるので、１０万円を開始月から翌月にかけて分割認定することとする。

６／３から６／１５までに必要な扶助費を別途計算する。
〈１２５，４７０ × $\frac{１５－２}{３０}$ － １０，０００ ＝ ４４，３７０〉

開始月の最低生活費（日割り）から、４４，３７０円を控除した額を、開始月に認定する年金収入の額とする。こうして分割認定される年金額の残余については、翌月以降　に認定する。

６月に認定する年金収入の額

$$125,470 \times \frac{30-2}{30} - 44,370 = 72,735$$

７月以降に認定する年金収入の額（月々の分である１０万円を除いた分）

１００，０００ － ７２，７３５ ＝ ２７，２６５

２７，２６５円は通常月の扶助額を上回っているため、１／２ずつ２か月に分けて認定する。

６月分扶助費

$$125,470 \times \frac{30-2}{30} - 72,735 = 44,370$$

７月分扶助費

１２５，４７０ －（１００，０００ ＋ １３，６３３）＝ １１，８３７

８月分扶助費

１２５，４７０ －（１００，０００ ＋ １３，６３２）＝ １１，８３８

６月の７２，７３５円、７月の１３，６３３円、８月の１３，６３２円を合計すれば、６／１５の年金月額である１０万円となる。

９月分扶助費

１２５，４７０ － １００，０００ ＝ ２５，４７０

6　就労収入がある場合　　給料日が月末であるため、その月の収入を翌月の収入として取り扱った事例

前回給料日	保護申請日	次回給料日
１０月２５日	１１月２１日	１１月２５日

最　低　生　活　費 …… ２００，１５０円
給　料　月　額 …… １２０，０００円
（７０％基礎控除後の額）…… １０２，７３８円
（１００％基礎控除後の額）… ９５，３４０円
申 請 時 所 持 金 …… ８５，０００円

給料の推定残額＝１２０，０００ ×（1－ $\frac{27}{30}$ ）＝ １２，０００

申請時所持金 － 推定残額 ＝ ８５，０００ － １２，０００ ＝ ７３，０００

保護の要否

１０２，７３８ ＋ ７３，０００ ＝ １７５，７３８ ＜ ２００，１５０
保護は要となる

程度の決定

世帯の保護基準の２分の１の額＝２００，１５０ × $\frac{1}{2}$ ＝ １００，０７５

申請時所持金のうちで収入認定の対象となる額
８５，０００ － １００，０７５ ＝ －１５，０７５ ⇒ なし

１１月分給料を１２月に認定し、以後同様に、当月の給料を翌月の収入として取り扱う。

１１月分扶助費
２００，１５０ × $\frac{30-20}{30}$ ＝ ６６，７１６

１２月分扶助費
２００，１５０ － ９５，３４０ ＝ １０４，８１０

7　就労収入と手当がある場合

前回手当受給日	前回給料日	保護申請日	次回給料日	次回手当支給日
４月１０日	５月２５日	６月１５日	６月２５日	８月１０日

最低生活費……　１８６，０１０円
手当月額……　３５，１００円
給料月額……　８０，０００円
（７０％基礎控除後の額）……　６５，４８９円
（１００％基礎控除後の額）…　５９，２７０円
手当前回受給額……　１４０，４００円
申請時所持金……　７０，０００円

給料の推定残額＝８０，０００×（1－$\frac{21}{30}$）＝２４，０００

手当の推定残額＝１４０，４００×（1－$\frac{66}{30\times4}$）＝６３，１８０

推定残額合計＝２４，０００＋６３，１８０＝８７，１８０

申請時所持金のうちで、要否判定の際の収入対象となる額
７０，０００－８７，１８０＝－１７，１８０　⇒　なし

保護の要否
６５，４８９＋３５，１００＝１００，５８９＜１８６，０１０
保護要となる

程度の決定
世帯の保護基準の２分の１の額　１８６，０１０×$\frac{1}{2}$＝９３，００５

申請時所持金のうちで収入認定の対象となる額
７０，０００－９３，００５＝－２３，００５　⇒　なし

６月分扶助費　（６／２５の給料を７月の収入として取り扱う。翌月認定。）
１８６，０１０×$\frac{30-14}{30}$＝９９，２０５

７月分扶助費
１８６，０１０－５９，２７０＝１２６，７４０

８月分扶助費
１８６，０１０－（５９，２７０＋３５，１００）＝９１，６４０

（問８－６）　**福祉的給付金と保護の要否判定及び程度の決定**

福祉的給付金を受給している入院中の夫と、居宅生活をしている妻の２人世帯から保護の申請があった。保護開始時の要否判定及び程度の決定を行う場合の収入額は、どのように算定するか。

なお、この世帯には、福祉的給付金の他に収入はない。

福祉的給付金については、手当額のうち１７，０００円までは収入として認定しない取扱いが認められている。

したがって、手当受給額から１７，０００円を除いた額が、保護の要否判定及び程度の決定に際しての、当該世帯の定期的収入となる。

定期的な収入のある世帯の要否判定に際しては、申請時に所持している金銭（手持ち金）から当該手当の推定残額を除いた額を算出し、その得られた額と収入認定すべき手当月額との合計額をもって、要否判定上の収入とすることが必要となる。

推定残額の算出は、保護申請時点における、前回受給額（保護開始前に受給）の理論上の残額を計算するものであるから、この段階では１７，０００円の収入認定除外額を考慮せずに手当月額の総額について、計算を行う。

次に、申請時の所持金から、上記により得られた推定残額を控除した金額を、要否判定上の手持ち金として取り扱う。

〔具体例〕

前回手当受給日	保護申請日	次回手当受給日
４月１０日	７月３０日	８月１０日

最低生活費　・・・・・　１４４，１５０円
手当月額　・・・・・・　５３，０００円
手当の認定額　・・・・　３６，０００円
前回受給額　・・・・・　２１２，０００円
申請時所持金　・・・・　３０，０００円

$$手当の推定残額＝２１２，０００×（１－\frac{１１１}{３０×４}）＝１５，９００$$

申請時所持金－手当の推定残額＝３０，０００－１５，９００＝１４，１００

保護の要否

３６，０００＋１４，１００＝５０，１００　＜　１４４，１５０

保護は要となる。

程度の決定

世帯の保護の基準の２分の１の額　＝　１４４，１５０×$\frac{1}{2}$　＝７２，０７５

申請時所持金のうちで収入認定の対象となる額

３０，０００－７２，０７５＝－４２，０７５　→　なし

７月分扶助費

１４４，１５０×$\frac{３１－２９}{３０}$　＝９，６１０

８月分扶助費

１４４，１５０－３６，０００＝１０８，１５０

１人で複数の手当を受給している場合では合算額で考え、考え方は同様である。

（問８－７）　**保護開始時の要否判定に用いる医療費（Ｈ２４年度修正版）**

保護開始時の要否判定に用いる医療費について、具体的に示されたい。

要否判定に用いる医療費は、高額療養費・高額医療費支給制度における低所得世帯に適用される自己負担限度額を上限とした額である。

１　高額療養費・高額医療費支給制度における医療費の負担限度のしくみ（概要）

①高額療養費の自己負担限度額・高額医療費の一部負担金限度額

７０歳未満の者の健康保険被保険者（被扶養者）の高額療養費の自己負担限度額は、一般の場合は、８１，０００円に療養に要した額の２６７，０００円を超える部分に１００分の１を乗じて得た額を加えた額である。（「区市町村民税が課せられない者」及び「要保護者」については、**３５，４００円。**）

また、７０歳以上の者の一部負担金限度額は、一般の入院の場合は、４４，４００円（低所得者の場合は**２４，６００円又は１５，０００円**。）であり、外来通院の場合は、一般は１２，０００円（低所得者は**８，０００円**）である。

②特定疾病にかかる高額療養費

人工腎臓を実施している慢性腎不全、血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害又は先天性血液凝固第Ⅸ因子障害及び抗ウイルスをしている後天性免疫不全症候群（ＨＩＶ感染を含み、厚生労働大臣が定める者に係る者に限る。）に係る療養について保険者の認定を受けた場合に関しては、高額療養費の自己負担限度額はレセプトごとに**１０，０００円**である。

③高額療養費の世帯合算（高額医療費の世帯合算）

同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた療養に係る一部負担金等の額のうち２１，０００円以上のものを合算した額が１に掲げる額を超える場合、当該合算額から当該算定基準額を控除した額が高額療養費として支給される。なお、７０歳以上の世帯員を含む場合は、７０歳以上の世帯員については、全ての自己負担額を合算する。

（７０歳以上の世帯員のみの世帯の場合、老人医療費助成制度における高額医療費支給の該当となる一部負担金限度額は、低所得者の入院の場合においては、**２４，６００円又は１５，０００円**である。なお、外来通院のみの場合は個人単位で合算し、低所得者の場合は、**８，０００円**を超える部分が高額医療費の支給対象となる。）

④高額療養費の多数該当

療養のあった月以前の１２月以内に既に３回以上高額療養費（保険加入の被保護者、特殊疾病等にかかる高額療養費をのぞく。）が支給されている場合の当該療養に係る算定基

準額は、７０歳未満の一般については４４，４００円、低所得者については**２４，６００円**、上位所得者については８３，４００円となる。

２　食事療養費標準負担額及び生活療養費標準負担額

①７０歳未満の者

７０歳未満の者(老人医療受給対象者を除く)の食事療養費標準負担額は、一般が１食当たり２６０円、低所得者については、過去１年間の入院期間が９０日以下の者が１食当たり**２１０円**、過去１年間の入院期間が９０日を超える者が１食当たり**１６０円**である。

②７０歳以上の者

老人医療受給対象者(原則、７０歳以上)の食事療養費標準負担額は、一定以上所得者及び一般が１食当たり２６０円、低所得者Ⅱが１食当たり**２１０円**(過去１年間の入院日数が９０日を超える者は１食当たり**１６０円**)、低所得者Ⅰが１食当たり**１００円**である。

③生活療養費標準負担額

入院時生活療養費(問８－１０－２参照)の対象者に求められる生活療養費標準負担額は、一定以上所得及び一般が食費(１食当たり、以下同)４６０円(又は４２０円)、居住費(１日当たり、以下同)３２０円、低所得者Ⅱが食費**２１０円**、居住費**３２０円**、低所得者Ⅰ②が食費**１３０円**、居住費**３２０円**、低所得者Ⅰ①が食費**１００円**、居住費**０円**である。

３　要否判定に用いる金額

保護の申請を行った者について要否判定を行う際、最低生活費のうち医療費所要額（食事療養費標準負担額及び生活療養費標準負担額を含む。）の算定については、上記①～④に掲げるものを上限として用いるが、いずれも低所得者の特例（**ゴシックの金額**）の適用があったものとして行い、これにより算定した医療費所要額に収入充当額が満たない場合、要保護となる。

注１　上記はあくまでも要否判定に用いる金額である。実際に保護が要となり、医療扶助が開始された場合の自己負担の限度額については、③の世帯合算は適用されず、世帯員ごとに３５，４００円となり、④も３５，４００円となる。また、７０歳以上の者はレセプト単位で、外来８，０００円、入院１５，０００円となる。

注２　療養病棟に長期入院する患者からの保護申請時の要否判定については、入院期間が１８０日を超え、入院基本料が特定療養費化されている場合、当該入院基本料相当額は、保護開始時の要否判定には用いないので、注意を要する。

平成18年9月29日付社援保発第0929001号
「高額療養費及び老人医療一部負担金等の生活保護法における取扱について」
平成14年3月27日付社援保発第0327028号
「療養病棟等に180日を越えて入院している患者の取扱いについて」

（問８－８）　**入院時のおむつ代と保護の要否判定**

保護開始時の要否判定を行う場合に、入院時のおむつ代はどのように取り扱うか。

入院中に保護の申請があった患者が常時失禁状態にあることから紙おむつ等を必要とする場合は、開始時の要否判定の際に当該おむつ代のうち、２３，０００円（平成１７年度局第６－２（５）ア（カ）参照）以内で必要とする額を最低生活費に含めて計上して差しつかえない。

なお、必要なおむつ代の額は入院先の医療機関に確認することとし、上記の限度額を超える場合であっても、当該限度額を用いて算定すること。

（問８－９）　**低所得者の特例措置の取扱い（２００７増補改訂版）**

保護開始時の要否判定を行う場合に、低所得者に対する医療費自己負担額等の特例措置が適用可能な場合には、どのように取り扱うか。

保護の申請を行った者が、他法他施策による低所得者に対する特例措置により、医療・介護・障害者支援等のサービス給付の自己負担額の減免等を受けられる場合には、当該他法他施策の特例措置を行ったうえで、これにより算定した所要額（生活最低費の合計）に収入充当額が満たない場合に要保護となる。

具体的には、問８－７、８－10の高額療養費又は高額医療費及び入院時食事療養費標準負担額の低所得者の特例、問８－11の介護保険給付の高額介護サービス費利用者負担上限額及び食事標準負担額、介護保険料の各減額措置、問８－10-2の入院時生活療養費標準負担額の特例、さらに、問８－11-2の障害者自立支援法による障害福祉サービスの定率負担及び食費等の実費負担軽減並びに自立支援医療の定率負担及び食費等の実費負担軽減などの生活保護移行防止策（生保減免）に該当する者については、それぞれ要否判定時に特例措置の適用の可否を必ず確認すること。

なお、特例措置の適用にあたって、高額療養費又は高額医療費及び入院時食事療養費標準負担額の低所得者の特例適用対象者（国民健康保険等）、境界層該当者（介護保険）、境界層対象者（障害者自立支援）であることの証明を必要とする者に対しては、それぞれの適用順位に従って、必要となる証明書の交付を行うことになる。（特例措置により保護を必要としない者は、申請を却下することになる。）

（参照）

「障害者自立支援法施行規則第27条等の規定が適用される要保護者（境界層該当者）に対する保護の実施機関における取扱いについて」の一部改正について

（平成18年9月29日付社援保発第0929005号　厚生労働省社会・援護局保護課長通知）

（問８－10）　**医療費及び食事標準負担額の特例措置の取扱い（2007増補改訂版）**

医療費及び食事標準負担額の特例措置の取扱いの対象となる者及びその手続きについて示されたい。

要保護者ではあるが、高額療養費又は高額医療費及び入院時食事療養費標準負担額の低所得者の特例が適用されることで保護を必要としない状態に至る者については、特例措置の申請手続きを前提に保護の申請の却下又は保護を廃止する。

この場合、保護の申請却下通知書又は保護廃止決定通知書の決定理由欄に、減額措置の区分を記載する。減額措置の申請は、加入する医療保険の保険者（老人医療受給対象者は市町村）あて、上記決定通知書又はその写に福祉事務所長が原本証明したものを添付して行うので、対象者にその旨を教示する。

特例措置適用の具体例

６５歳単身の国保加入者で、世帯の収入が老齢厚生年金（介護保険料控除後）月額150,000円のみである場合
（家賃月額45,000円、入院後１か月経過、おむつ使用ありの事例）
医療費自己負担限度額：81,000円　　食事療養費標準負担額：１食　260円
老齢厚生年金（介護保険料控除後）　月額146,000円

要否判定

特例措置を適用しなかった場合

特例措置適用前の最低生活費195,250円　＞　収入認定額146,000円　　**保護要**

入院患者日用品費	一時扶助（被服費）	医療費自己負担額	食事療養費標準負担額	住宅費
23,150	22,700	81,000	23,400	45,000

「国保特例高額療養費該当」のみ適用した場合

特例措置適用後の最低生活費149,650円　＞　収入認定額146,000円　　**保護要**

入院患者日用品費	一時扶助（被服費）	医療費自己負担額	食事療養費標準負担額	住宅費
23,150	22,700	35,400	23,400	45,000

「国保特例高額療養費該当」及び「国保特例標準負担額減額該当」を適用した場合

特例措置適用後の最低生活費145,150円　＜　収入認定額146,000円　　**保護否**

入院患者日用品費	一時扶助（被服費）	医療費自己負担限度額	食事療養費標準負担額	住宅費
23,150	22,700	35,400	18,900	45,000

福祉事務所における手続

保護の申請を却下し、保護申請却下通知書の決定理由欄に「国保特例高額療養費該当」「国保特例標準負担額該当」と記載し、本人に交付の上、保険者に対して減額措置の申請を行うよう教示する。

【高齢者の取扱いについて】

７０歳以上の者に係る高額療養費及び老人医療の高額医療費の算定に用いる世帯負担限度額については、その者の状態に応じ、２段階の減額措置が設けられているので、注意を要する。

以下は単身世帯の事例（一時扶助（被服費・おむつ代基準限度額）を含む場合）なお、詳細は各区市町村の所管窓口で確認のこと。

※医療自己負担限度区分が低所得者Ⅱ（住民税非課税）の場合

入院患者日用品費	一時扶助（被服費）	医療費自己負担額	食事療養費標準負担額
23,150	22,700	24,600（注１）	18,900（注１）

最低生活費 89,350円（住宅扶助費を除く）

（注１）「限度額適用・標準負担額減額認定該当（Ⅱ）」による減額を受ける場合

※医療費自己負担限度区分が低所得者Ⅰ（住民税非課税）の場合

入院患者日用品費	一時扶助（被服費）	医療費自己負担額	食事療養費標準負担額
23,150	22,700	15,000（注２）	9,000（注２）

最低生活費69,850円（住宅扶助費を除く）

（注２）「限度額適用・標準負担額減額認定該当（Ⅰ）」による減額を受ける場合

（注）低所得者Ⅰ・Ⅱの区分は、収入額によるので別途確認のこと。

（参照）　平成18年９月29日付社援保第0929001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知

（問８－10-2）　**入院時生活療養費の特例措置の取扱い**　**（平成２４年度修正版）**

入院時生活療養費の特例措置の取扱いの対象となる者及びその手続きについて示されたい。

「健康保険法等の一部を改正する法律」等が、平成１８年１０月１日から一部施行されたことにより、医療保険が適用される療養病床に入院する７０歳以上の者(平成２０年４月以降は６５歳以上の者)のうち、難病等の入院医療の必要性が高い患者以外の者について「入院時生活療養費（介護保険と同水準の食費及び居住費の負担）」が求められることとなった。

これに伴い、生活保護法にいう要保護者ではあるが、高額医療費及び入院時生活療養費標準負担額の低所得者の特例が適用されることで保護を必要としない状態に至る者については、特例措置の申請手続きを前提に保護申請の却下又は保護を廃止することになる。

特例措置の具体例

７２歳単身の国保加入者で、世帯の収入が老齢基礎年金（介護保険料控除後）月額85,000円のみである場合

（アパート等家賃無し、入院後１ヶ月経過、おむつ使用有りの事例）

要否判定

医療費自己負担限度区分が低所得者Ⅱの場合

特例措置適用前の最低生活費 98,150円　＞　収入認定額 85,000円　　保護要

入院患者日用品費	一時扶助（被服費）	国民健康保険料	医療費自己負担額	生活療養費標準負担額
23,150	20,900	1,000 (例示)	24,600（注１）	28,500（注１）

（注１）「限度額適用・食事療養費標準負担額減額認定該当（Ⅱ）」による減額を受ける場合

医療費自己負担限度区分が低所得者Ⅰの場合

特例措置適用後の最低生活費　81,350円　＜　収入認定額 85,000円　　保護否

入院患者日用品費	一時扶助（被服費）	国民健康保険料	医療費自己負担額	生活療養費標準負担額
23,150	20,900	1,000 (例示)	15,000（注２）	21,300（注２）

（注２）「限度額適用・食事療養費標準負担額減額認定該当（Ⅰ）」による減額を受ける場合

※　低所得者Ⅰ・Ⅱの区分は、収入額によるので別途確認のこと。

福祉事務所における手続

保護の申請を却下し、保護申請却下通知書の決定理由欄に、区分に従い「限度額適用・標準負担額減額認定該当（Ⅱ）」又は「限度額適用・標準負担額減額認定該当（Ⅰ）」と記載し、本人に交付の上、要保護者の加入する医療保険の保険者に対して減額措置の申請を行うよう教示する。

※　平成１８年９月２９日付社援保発第0929001号　厚生労働省社会・援護局保護課長通知を参照のこと。

（問８－11）　**介護老人福祉施設入所者の要否判定と境界層該当証明**
（Ｈ２０年度修正版）

介護老人福祉施設入所者から申請があった場合の要否判定と境界層該当証明の方法について、具体的に示されたい。

介護保険制度において、給付減額措置の解除及び居住費・滞在費の利用者負担限度額、食事負担額、高額サービス費及び介護保険料について、**低所得者基準を適用すれば生活保護を必要としない者**（境界層該当者）に対しては、当該低い額を順次に適用する。

福祉事務所長は、保護の申請却下又は廃止に当たって境界層該当者に対し、境界層該当証明書及び添付書類を交付し、保険者に対する負担限度額認定申請の際に当該証明書等を添えるよう教示する。

境界層措置は「給付減額等の措置解除」→「居住費（滞在費）負担限度額の減額」→「食費負担限度額の減額」→「利用者負担上限額の減額」→「介護保険料の減額」の順に行われる。

境界層該当証明は保護申請、廃止時点での収入と実需要（利用サービス、入所居室等）に基づくため、特に有効期間についての定めはないが、収入やサービス利用状況が変われば無効となり、新たな申請により再度証明を行なう必要がある。

境界層措置による減額は、保護申請却下（廃止）月の初日から適用が開始され、介護保険料の減額はその年度の３月末まで、高額介護サービス費に係る利用者負担上限額はその年度の翌年６月末まで継続される。食費・居住費（滞在費）の負担限度額はその適用開始月から直近の６月末までとなる。翌年度以降の境界層適用者への変更手続きの勧奨及び時期については、保険者と連絡をとっておく必要がある。

〔具体例〕７０歳単身　介護老人福祉施設入所者（多床室）からの保護申請
老齢基礎年金（介護保険料控除前）月額６７，０００円
（介護保険料）　月額　３，５００円＊
国民健康保険料　月額　９８０円＊
＊額は区市町村により異なる
手持ち金無し、介護報酬の給付減額等無し
（多額の手持ち金があり実需要額に基づく要否判定上、否になる場合は境界層措置の対象外）

要否判定　**＊介護施設入所者については、おむつ代は介護保険の報酬に含まれているため、被服費の一時扶助の対象外であり、要否判定に用いないこと。**
＊境界層該当証明での医療費は、実需要から高額療養費自己負担限度額まで

介護施設入所者基本生活費	９，８９０円	
介護施設入所者加算	９，８９０円	
介護保険料加算	２，０００円	・・・生活保護での基準　第１段階
居住費負担限度額	０円	・・・生活保護での自己負担限度額
食費負担限度額	９，０００円	・・・生活保護での自己負担限度額
施設介護費利用者負担	１５，０００円	・・・生活保護での自己負担限度額

国民健康保険料	９８０円	
外来医療費	８，０００円	・・・高額療養費自己負担限度額
計	５４，７６０円＜６７，０００円	・・・・・保護否

実需要額（本来適用となる利用者負担）に基づく要否判定

介護施設入所者基本生活費	９，８９０円	
介護施設入所者加算	９，８９０円	
居住費負担限度額	９，６００円	（３２０円×３０日）※1
食費負担限度額	１９，５００円	（６５０円×３０日）※2
施設介護費利用者負担	２４，６００円	高額介護サービス費利用者負担上限額※３
介護保険料	３，５００円	
国民健康保険料	９８０円	
外来医療費	８，０００円	・・・高額療養費自己負担限度額
計	８５，９６０円＞６７，０００円	・・・・・保護要

※１，２，３に示した額は住民税非課税(第３段階)の場合の額(境界層該当による減額前)

境界層該当証明

・８５，９６０円－６７，０００円＝１８，９６０円
「境界層該当証明書」の「保護を要しない理由」欄は、
「境界層該当措置による１８，９６０円以上の減額を受けることにより、保護を要しないため。」と記載する。

・減額される自己負担額
居住費負担限度額　９，６００円－０円＝９，６００円
（０円　第１段階へ減額適用）
食費負担限度額　１９，５００円－９，０００円＝１０，５００円
（３００円×３０日　第１段階へ減額適用）

「境界層該当証明書」の「添付書類」表中(2)の「減額される自己負担(月額)」欄に「９，６００円」及び(3)の欄に「１０，５００円」と記載する。
「減額される自己負担(月額)合計」に「２０，１００円」と記載する。

平成17年9月21日付社援保第0921001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知
（改正　平成18年3月31日　社援保発第0331002号）
「境界層該当者の取扱いについて」

※境界層該当証明の詳細については「介護扶助実施の手引き」（東京都版）の境界層該当証明の章を参照のこと
（注）介護扶助と介護保険給付の費用関係（H17.10月介護保険法改正）については、「参考資料17」を参照のこと。

（問８－11-2）　**障害者施設入所者の要否判定と境界層該当証明**
（Ｈ２０年度修正版）

障害者施設入所者から申請があった場合等の要否判定と境界層該当証明の方法について、具体的に示されたい。

1　要否判定及び境界層該当証明の手順

境界層対象者に対する負担軽減措置を受けようとする障害福祉サービス利用者、自立支援医療利用者、補装具利用者から生活保護の申請があった場合等において、福祉事務所は市区町村又は都道府県の障害部局に対し、①障害福祉サービス利用者に係る負担上限月額、②入所施設利用者に係る食費等実費負担額、③自立支援医療利用者に係る概算医療費額及び④補装具利用者に係る負担上限月額についての情報提供を求める。

障害者自立支援法において、上記①から④について低所得者基準を適用すれば生活保護を必要としない者（境界層該当者）に対しては、当該低い額を順次に適用する。

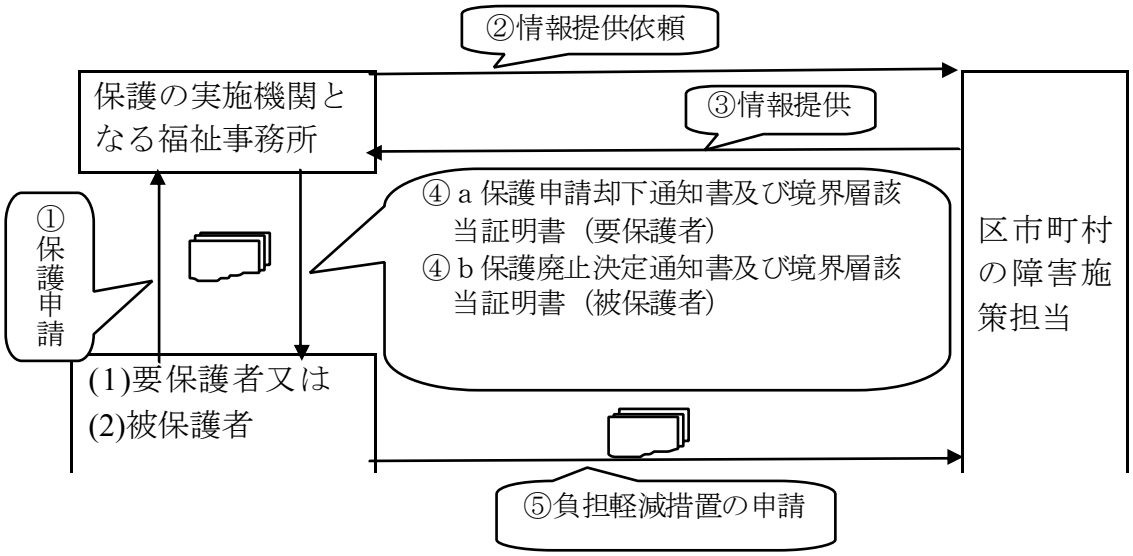

境界層措置は

①「障害福祉サービス利用者負担額の減額」

⇩

②「入所施設利用者食費等実費負担額の減額」

⇩

③「医療保険等負担額の減額」

⇩

④「自立支援医療負担額の減額」

⇩

⑤「補装具負担額の減額」

の順に行われる。

保護を要さないために必要となる減免額が０円以下になるまで、表１にある順番で負担上限月額及び食費等の実費負担額を減額する。ただし、医療型障害児施設利用者については、表２又は表３にある順番で負担上限月額及び食費等の実費負担額を減額することに留意する。

福祉事務所長は、保護の申請却下又は廃止に当たって境界層対象者に対し、境界層対象者証明書を交付し、区市町村の障害施策担当に対する負担軽減措置の申請の際に当該証明書を添えるよう教示する。

表１　境界層措置の適用順位

①　障害福祉サービス利用者に係る負担額の減額 24,600円　⇒15,000円　⇒0円
②　入所施設利用者に係る食費等実費負担額の減額 保護を要しなくなるまで減額 （20歳以上の場合）　　0円 （18～19歳の場合）10,000円、（18歳未満の場合）1,000円
③　医療保険等に係る自己負担額の減額 35,400円
④　自立支援医療に係る負担額の減額 5,000円　⇒2,500円　⇒0円
⑤　自立支援医療に係る食費実費負担額の減額 0円
⑥　補装具に係る負担額の減額 24,600円　⇒15,000円　⇒0円

表２　境界層措置の適用順位（医療型障害児施設利用者の場合：２０歳以上の場合）

①　医療保険等に係る負担額の減額 35,400円
②　自立支援医療に係る負担額の減額 5,000円　⇒2,500円　⇒0円
③　自立支援医療に係る食費実費負担額の減額 0円
④　障害児施設支援に係る医療部分負担額の減額 24,600円　⇒15,000円　⇒0円
⑤　障害児施設支援に係る福祉部分負担額の減額 24,600円　⇒15,000円　⇒0円
⑥　食費の実費負担額の減額 14,880円⇒0円
⑦　補装具負担額の減額 24,600円　⇒15,000円　⇒0円

表３　境界層措置の適用順位（医療型障害児施設利用者の場合：２０歳未満の場合）

①　医療保険等に係る負担額の減額 35,400円 ②　自立支援医療に係る負担額の減額 5,000円　⇒2,500円　⇒0円 ③　自立支援医療に係る食費実費負担額の減額 0円 ④　食費の実費負担額の減額 14,880円⇒0円 ⑤　障害児施設支援に係る医療部分負担額の減額 （18～19歳の場合）24,600円　⇒15,000円　⇒10,000円 （18歳未満の場合）24,600円　⇒15,000円　⇒1,000円 ⑥　障害児施設支援に係る福祉部分負担額の減額 24,600円　⇒15,000円　⇒0円 ⑦　補装具負担額の減額 24,600円　⇒15,000円　⇒0円

３　要否判定の具体例

(1)　３５歳単身　内部障害者更生施設入所者からの保護申請

障害基礎年金２級　　月額６６，００８円

手持ち金なし

実需要額（市町村民税非課税世帯の利用者負担）に基づく要否判定

入院患者日用品費	２３，１５０円	
障害者加算	１４，８９０円	
障害福祉サービス利用者負担	０円	
食費等の実費負担額	４１，００８円	
外来医療費	０円	＊心身障害者医療費助成対象の場合（例示）
計	７９，０４８円＞６６，００８円	

…… 保護要

保護を要さないために必要となる減免額が０円以下になるまで、食費等の実費負担額を減額する。

要否判定

入院患者日用品費	２３，１５０円	
障害者加算	１４，８９０円	
障害福祉サービス利用者負担	０円	
食費等の実費負担額	２７，９６８円	（保護否になるまで減額）
外来医療費	０円	＊心身障害者医療費助成対象の場合（例示）
計	６６，００８円≦６６，００８円	

…… 保護否

境界層該当証明

・「境界層該当証明書」の「保護を要しない理由」欄は、
「障害福祉サービスの定率負担減額相当」であるため、負担上限月額を０円にするとともに「補足給付特例対象」であるので、食費等の実費負担額を**２７，９６８円**に軽減することによって、保護を要しないため。　**（軽減額を記載）**
　なお、当該世帯に係る収入認定額は６６，００８円、最低生活費は６６，００８円である。」

(2)　２０歳単身　重症心身障害児施設入所者からの保護申請
　障害基礎年金２級　　月額６６，００８円
　手持ち金なし

実需要額（市町村民税非課税世帯の利用者負担）に基づく要否判定

入院患者日用品費	２３，１５０円	
障害者加算	１４，８９０円	
障害児施設支援医療部分負担額	１１，１２０円	
障害児施設支援福祉部分負担額	１５，０００円	
食費等の実費負担額	１４，８８０円	
外来医療費	０円	＊心身障害者医療費助成対象の場合（例示）
計	７９，０４０円＞６６，００８円	

…… 保護要

保護を要さないために必要となる減免額が０円以下になるまで、食費等の実費負担額を減額する。

要否判定

入院患者日用品費	２３，１５０円	
障害者加算	１４，８９０円	
障害児施設支援医療部分負担額	０円	
障害児施設支援福祉部分負担額	０円	
食費等の実費負担額	１４，８８０円	
外来医療費	０円	＊心身障害者医療費助成対象の場合（例示）
計	５２，９２０円＜６６，００８円	

…… 保護否

境界層該当証明

・「境界層該当証明書」の「保護を要しない理由」欄は、
「障害児施設支援定率負担（医療及び福祉）減額相当」（「療養介護定率負担（医療及び福祉）減額相当」であるため、医療に係る負担上限月額を０円にするとともに、福祉に係る負担上限月額を０円に減額することにより、保護を要しないため。

平成18年3月31日付社援保発第0331007号厚生省社会・援護局保護課長通知「障害者自立支援法施行規則第27条等の規定が適用される要保護者（境界層該当者）に対する保護の実施機関における取扱いについて」（平成18年10月1日一部改正）

（問８－12）　**移管ケースの取扱い**

被保護者が所管区域外に転出することになり、転出後も引き続き要保護状態にあると認められるときは、保護の実施機関はどのような処理を行うべきか。

被保護者の居住地が移転し、引き続き要保護状態にあると認められる場合は、保護の空白が生じないよう、実施機関相互の連絡を的確に行う必要がある。これは、転居費用を一時扶助するか否かにかかわらず、住居の移転後に保護を必要とする状態か否かで判断する。

その際、新たな保護の実施機関は、処遇内容や独自の基準等を理由として移管を受けないというようなことがあってはならない。

なお、従前の保護の実施機関が保護を廃止した日と、新たな保護の実施機関に対して保護を申請した日との間に空白を生じた場合は、その空白が実施機関の責に帰すべき事由によるものであり、かつ、空白の期間中要保護状態が続いていたと認められるときは、新たな保護の実施機関は、当該期間の始期から保護を開始しなくてはならない。

従前の保護の実施機関は、以下の処理を行う。

１　あらかじめ、被保護者に対し、新たな保護の実施機関あて保護を申請すべき旨の指導を行う。

２　新たな保護の実施機関に連絡し、その者に対する保護の空白が生じないことを確認した上、保護を廃止する。

この場合、十分な時間的余裕をもって移管先の実施機関に連絡を行うよう留意する。また、被保護世帯の手持ち金の状況にも注意を払い、移管後の保護費の支給までの生活に支障がないよう配慮する。

３　保護廃止決定についての通知書の写し、その他の関係書類を添えて、新たな保護の実施機関あて移管通知を行う。なお、被保護者転出通知書には、保護の決定実施上必要な世帯台帳、保護決定調書、ケース記録の写しを添付する。

【移管時における実施機関相互の連絡事項】

①従前の実施機関は、被保護者の転居先が決定した段階で、速やかに新たな実施機関に連絡する。なお、連絡を受けた新たな実施機関は、従前の実施機関の処遇内容を理由に移管の適否の判断を行わないこと

＊住宅扶助費の地域事情等の関係から、単身世帯に１．３倍額の適用を行う場合、転居先の実施機関に適用の有無の確認が必要なときは、契約前に確認を行うこと

②転居時期及び保護廃止日の確認

③保護費の算定及び所持金の取扱いに関する調整

④転居確認及び一時扶助（転宅費用）の精算事務に関する調整

⑤その他一時扶助（家具什器費、布団代等）支給の有無の確認

⑥返還金及び継続指導を要する事項についての連絡

⑦他法他施策利用にあたっての事務手続きの確認

⑧被保護者転出通知書等の送付

なお、東京都女性相談センター等を退所した者については、特例的な取扱いをおこなうこととなっているので留意する。（問８－25参照）

【「移管」についての留意事項】

生活保護法（以下「法」という。）における保護の実施責任の消滅による保護の廃止については、法において特に規定するところがない。この意味での廃止は、法第19条第１項又は同条第２項の規定に基づいておのずから行われるべきものであって、法第26条第１項に基づく通常の廃止とは異なり、要保護状態の消滅を前提としない廃止である。すなわち、これは、保護の実体的な廃止でなく、いわば手続的な廃止であって、この廃止は、居住関係の変動について事実確認に基づくとともに、新たな保護の実施機関への連絡等の措置を伴うものとされている。

したがって、被保護者が保護の実施機関の所管区域外に転出し、かつ、転出後においても引き続き要保護状態にあるものと認められる場合には、従前の保護の実施機関は、あらかじめ被保護者に対し新たな保護の実施機関に申請すべき旨の指導を行うとともに、新たな保護の実施機関に連絡を行って、その者に対する保護に空白が生じないことを確認したうえ、保護を廃止し、当該決定についての通知書の写その他の関係書類を添えて、新たな保護の実施機関に移管を通知する必要がある。

（問８－13）　**移管ケースの手持ち金**

被保護者が所管区域内に転入してきたため、保護申請書等必要な書類の提出を求めたところ、資産申告書の現金及び預貯金の欄には、当該世帯の保護の基準を上回る金額が記載されていた。

このため、保護適用の必要がないものとして、当面、保護の開始をしないこととしてよいか。

被保護者が住居の移転等により移管された場合、新たに実施責任を負う実施機関では、新規開始ケースと同様に申請書による申請を受理することとなる。

しかしながら、移管ケースは、本来の新規開始ケースとは異なり、要保護状態が継続している中での実施機関の変更に過ぎないため、保護の適用上は継続ケースとして位置づけられるものである。

したがって、移管による新たな実施機関における保護開始の時点で、当該世帯が現金及び預貯金を保有している場合でも、継続ケースが保有している現金及び預貯金の取扱いと同等の観点（判断基準）から、これに対処すべきである。

つまり、保有している現金及び預貯金の額が、世帯の保護の基準を上回っている事実の

みで、保護の必要がないものと判断することは適当でない。保護受給中の世帯が、月々のやり繰りや耐久消費財の購入のために一定の預貯金等を保有することは認められており、こうした生活態度は、むしろ、世帯の生計維持の観点からも望ましいと考えるべきである。

よって、当該預貯金等の額及びその原資となった費用についても確認を求めるとともに、将来の費消の目的、現在の生活需要の状況（過去に最低生活を下回る程度に需要を抑えた生活が続いていたならば、本来の生活需要にあてるように助言指導を行なう）を総合的に勘案したうえで、保有容認すべき資産であるか、資力として認定し活用を求めるべき資産であるかについて判断すべきである。この際、移管前に保有を容認し得るものとして認定したであろう額については、移管の前後で世帯に特段の状況の変化がない限り資力として評価することは適当でない。

ただし、移管を受けた実施機関は、その時点で当該世帯の保護の受給要件をあらためて確認・把握しなければならないことは言うまでもない。

（参照）

課長問答第７の９「他管内からの被保護者の転入」

運用事例集

問３－９　「保護受給中の預貯金の取扱い」

問８－34　「累積金の取り扱い」

問11－８　「法第63条による返還対象額の算定（7）
・（二つの実施機関にまたがる返還金）」

問11－13　「ケース移管と法第80条免除」

（問８－14）　**保護施設入所事務の取扱い**

被保護者を保護施設（救護施設・更生施設・宿所提供施設）に入所させる場合の事務処理の方法について、示されたい。

保護の実施機関が、被保護者を生活保護法による保護施設（法第３８条に規定する保護施設）に入所させて保護を行なう場合は、次に示すところによる（医療保護施設を除く。）。

１　特別区人事・厚生事務組合が設置する施設（更生施設及び宿所提供施設）

（１）更生施設の利用について

①　特別区人事・厚生事務組合厚生部業務課の設置するバックアップセンターに各区ごとに更生施設利用申込書を交換便により送付する。ただし、個人情報に配慮した形でのFAXによっても受付ける。

②　バックアップセンターは更生施設利用者登録名簿を作成し、所管更生施設の空き状況等に応じて利用可能施設を各福祉事務所に通知する。

③　所管更生施設への入所日は、福祉事務所が当該施設と日程を調整して行う。

④　入所に当たっては、当該施設長あて入所依頼書に検診書（下記３の（６））を添付して入所依頼し、地区担当員が同行して入所させる。

（２）宿所提供施設の利用について

①　バックアップセンターに宿所提供施設の空き状況等利用の可否について照会し、回答を得る。

②　バックアップセンターが利用の可否を決定し、可の場合、入所日等を調整する。

③　宿所提供施設に入所依頼書・利用者調査票及び検診書（下記３の（６））を送付する。

④　入所決定後、宿所提供施設は入所決定通知書を福祉事務所に送付する。

２　特別区人事・厚生事務組合が設置する施設以外の施設

保護の実施機関は、必ず、事前に各施設に電話等で連絡をとり入所手続きについて確認すること。また、入所面接及び入・退所の際には、原則として地区担当員が被保護者に同行すること。

（１）救護施設（「救世軍自省館」を除く。）に入所させる場合

①　入所申込時には、入所調査票、保護決定通知書（写）、検診書及び病院長の意見書等（施設の指定する書類）を提出すること。

※医療機関から入所となる場合を除き、病状について参考となる書類として医療要否意見書（写）等と検診書が必要となる。

②　入所時には、入所依頼書を提出すると共に、実施機関は対象者の生活歴・病歴・心身の状況等に関する正確な情報を施設に伝えるよう努めること。

（２）組合（特人厚）が設置する以外の更生施設及び宿所提供施設に入所させる場合

（１）に準じて行う。

３　その他

（１）各施設間で措置替（入所施設の変更）を行う場合も、１及び２に準じた処理を行う。

（２）他の実施機関の管内に所在する宿所提供施設に被保護者を入所させた場合は、保護の実施機関は、施設所在地の福祉事務所に移るので、直ちに被保護者の転出について新たな保護の実施機関への連絡等の措置（移管手続）をとること。

ただし、緊急一時保護対象者の場合は扱いが異なるので(問２－22)を参照のこと。

（３）救護施設・更生施設の入所者については、入所後も入所依頼を行った福祉事務所が実施機関となる。

（４）保護の実施機関は、入所による保護を行っている被保護者について保護の変更を行った場合には、保護変更決定通知書（写）を添付して、当該入所保護施設長あてに通知する。

（５）救護施設入所者は介護保険の適用除外者として、市町村の介護保険担当部局への情報提供が必要となる。（平成１２年３月２８日付社援保第１２号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）

（６）施設入所の際の検診については、原則として、「保護施設等新規入所者に対する感染症予防について」（平成１４年１２月２５日付１４福生保第９８６号東京都福祉局長通知）の規定によること。

通知の要旨

新たに要保護者（ただし、病院等から直接施設に入所する者及び施設相互間の措置換えをする者を除く。）を保護施設（救護施設及び更生施設）に入所させるときには、生活保護法第２８条に基づく検診命令により、医療機関等において以下の検査を実施する。

また、社会福祉法第２種社会福祉事業の宿泊施設を利用する要保護者についても、原則として１の結核検診を入所時入所前若しくは入所後１週間以内）に検診命令により実施する。

１　結核について

胸部レントゲン検査（１０㎝×１０㎝）を対象者全員に対して実施する。痰に血液が混じるなど結核感染が疑われる場合は、喀痰検査を行う。

なお、胸部レントゲン検査撮影については「直接撮影」が望ましい。

２　感染性下痢症について

下痢症状がある場合は医療機関を受診させ、医師が必要と判断した場合には、便培養により検査（一般細菌及び腸管出血性大腸菌（Ｏ１５７等））を行い、必要な治療を行った後に入所させる。

４　特別区人事・厚生事務組合の設置する宿泊所（第２種社会福祉事業）の利用について

特別区人事・厚生事務組合の設置する保護施設と同様に、福祉事務所の長を経由して、バックアップセンターに申し込む。

（問８－15）　**救護施設「救世軍自省館」への入所事務の取扱い**

アルコール依存症の被保護者を、救護施設「救世軍自省館」に入所させる場合の事務処理について、示されたい。

１　施設の性格及び目的

「救世軍自省館」は、アルコール依存症者に生活の場を提供し、その全人的疾病からの回復援助を行うとともに、個別支援計画に基づく自立支援・生活支援を行っている。

２　入所対象者

地域生活が困難なアルコール依存症者で、合併する精神疾患等があっても施設生活が可能な者。

３　入所の手続

（１）施設に連絡をして、「入所面接資料（施設指定様式）」等の入所関係資料の送付を依頼する。

（２）「入所面接資料」に必要事項を記入して施設に送付する。

（３）入所面接の順番が近づくと施設から連絡が入るので、入所面接日までに「医師紹介状（施設指定様式）」、「精神疾患入院要否意見書（写）」、「検診書」を施設に送付する。

「検診書」の送付対象者及び検査項目は、(問８－14)と同じなので参照のこと。

（４）入所面接に際して、入所の適否については十分に、また４（１）については可能な限り施設と協議する。

（５）入所が可能になると施設から連絡があるので、入所時には「入所依頼書」と「保護決定(変更)通知書」を持参する。

※入所面接及び入・退所時には、必ず地区担当員が被保護者に同行すること。

４　その他

（１）被保護者の入所期間は、個別支援計画に基づいて設定される。したがって、入所依頼は、施設の個別支援計画に対して必要な情報提供を行うと共に、退所後の措置又は処遇方針等について、あらかじめ十分検討し、施設と相談した上で行うこと。

（２）被保護者が施設における保護の目的を達成したため、退所の措置をとるときは、施設と十分協議の上、退所後の処遇等について適切な措置をとること。

（３）被保護者が任意に施設を退所したときは、施設等と協力して、その所在の確認に努め適切な措置をとること。単に、任意退所した事実をもって、安易に保護の廃止等の措置をとることのないように厳に注意すること。

（問８－16）　**保護施設事務費等の収入充当順位**

保護施設に入所している被保護者に収入がある場合、その収入充当順位はどうなるか。

保護施設事務費及び委託事務費の収入充当順位は、原則として、次官通知第８の各種扶助費の後順位である。

しかし、最低生活費を超える収入があるため、本人支払額がある被保護者について、医療扶助、生業扶助及びその他の一時扶助が必要となった場合は、当面、保護施設事務費の額に達するまで保護施設事務費本人払いとし、なお、残余がある場合に医療扶助、生業扶助及びその他の一時扶助の本人支払額として差し支えない。

［具体例］（救護施設の場合）

収入充当額　　１５０，０００円（収入認定額・例示）
入所保護施設基準　　６４，２４０円（H17年度基準額）
障害者加算　　２２，３４０円（H17年度基準額）
保護施設事務費　　６０，０００円（例示額）
医療扶助額　　３０，０００円（例示額）
移送費　　８５０円（例示額）

収入充当順位と保護費額		収入充当・本人支払額	保護費支給額
最低生活費（入所保護施設基準＋各種加算）	８６，５８０	８６，５８０	
保護施設事務費	６０，０００	６０，０００	
医療扶助	３０，０００	３，４２０	２６，５８０
生業扶助			
その他の一時扶助	８５０		８５０
合　　計	１７７，４３０	１５０，０００	２７，４３０

（問８－17）　**月の中途での保護施設入退所の場合の保護費等の取扱い**

被保護者が月の中途で保護施設に入退所した場合の、保護費等の取扱いについて示されたい。

１　居宅又は入院により保護を受けていた者が、月の中途で保護施設に入所した場合、入所分の保護費は、入所前のその月分の保護費全額が既に支払われているか否かにかかわらず、日割り計算により算定した入所保護費（入所日から月末までの分）について、（財）東京都高齢者研究・福祉振興財団を通じて施設の長に交付する。

なお、この結果、被保護者に当月分の保護費について過払いが生じた場合は、地方自治法施行令第１５９条による戻入措置をとるか、それが困難な場合には、事情に応じて法第８０条による免除措置について検討する。

２　月の中途入所者であって、入所月において収入充当額が最低生活費を超える者については、当該月の保護を停止することを原則的な取扱いとする。

３　月の中途退所者であって、最低生活費（入所基準生活費と居宅基準生活費について、それぞれ日割り計算して得た額の合計額）を超える収入がある者については、当月分の保護施設事務費の範囲内で本人支払額を生じるものである。

４　月の中途退所と同時に保護が廃止となる場合は、入所期間に応じて最低生活費（入所基準生活費）と収入認定額を日割り計算する。３とは異なり、収入は退所後の生活にも充てられるので日割り計算を要する。

（問８－18）　**保護施設等の入所者が短期入院した場合の保護施設事務費**
（Ｈ２４年度修正版）

保護施設に入所中の者が入院した場合、保護施設事務費はどのように認定すればよいか。

保護施設の入所者が入院した場合において、次の各号の全てに該当する時は、入院期間中であっても、３か月以内に限り保護施設事務費を支出して差し支えない。

１　対象

(1)　入院直前まで生活扶助を受けていた者であって、現に法による医療扶助を受けて入院している者

(2)　入院見込み期間が３か月以内であり、疾病の治癒した場合、入院前に入所していた保護施設に再び入所する以外まったく他の道がない者

２　入院見込み期間の判断

入院後３か月以内に確実に退院できる見込みがある旨の医師の意見（医療要否意見書

でも可）により判断する。

３　保護施設事務費上の入院期間の算定

入院日の属する月の翌月から起算して３か月以内とし、月を単位として算定する。

４　入院に伴う保護の変更決定の取扱い

(1)　収入充当額が最低生活費を超える場合、その超える額を保護施設事務費本人支払額として、当該被保護者が施設に直接支払うものとする。

(2)　収入充当額が最低生活費以下の場合又は収入がまったくない場合には、その差額又は最低生活費を扶助支給額として決定し、実施機関が当該被保護者に直接交付するものである。

５　計算方法の具体例（救護施設の場合）

入所保護施設基準	６４，２４０円	（H23年度基準額）
障害者加算	２２，３４０円	（　同　上　）
入院患者日用品費	２３，１５０円	（　同　上　）
収入充当額	８２，５０８円	（H18年度障害基礎年金１級相当額）
保護施設事務費	２０８，４０５円	（H17年度都内救護施設事務費支弁基準額の平均額）

※　救護施設入所中は、重度障害者加算が計上されないが、入院（法令命令入院を除く）の期間は、入院日用品費の計上と併せて、重度障害者加算の対象者に日割計上できる。

以下の事例は、重度障害加算の対象とならない者の場合の事例として示している。

例１　入院が１０月１０日、退院が１０月２５日（施設１７日、入院１６日）の場合

10月分

入所基準＋入院基準

$$64,240\times\frac{17}{30}+23,150\times\frac{16}{30}+22,340=71,089.33\cdots$$

$$\Rightarrow 71,089$$

収入充当額　８２，５０８

保護施設事務費本人支払額

８２，５０８－７１，０８９＝１１，４１９

保護施設事務費

２０８，４０５－１１，４１９＝１９６，９８６

例２　入院が８月１０日、退院が１０月　５日の場合

８月分　（施設１０日、入院２２日）

入所基準＋入院基準

$$64,240\times\frac{10}{30}+23,150\times\frac{22}{30}+22,340=60,730.00\cdots$$

$$\Rightarrow 60,730$$

収入充当額　８２，５０８

保護施設事務費本人支払額

８２，５０８－６０，７３０＝２１，７７８

保護施設事務費

２０８，４０５－２１，７７８＝１８６，６２７

９月分　（入院３０日）

入院基準

２３，１５０＋２２，３４０＝４５，４９０

収入充当額　８２，５０８

保護施設事務費本人支払額

８２，５０８－４５，４９０＝３７，０１８

保護施設事務費

２０８，４０５－３７，０１８＝１７１，３８７

１０月分　（施設２７日、入院５日）

入所基準＋入院基準

$$64,240\times\frac{27}{30}+23,150\times\frac{5}{30}+22,340=84,014.33\cdots$$

⇒８４，０１４

収入充当額　８２，５０８

保護施設事務費本人支払額

８４，０１４－８２，５０８＝１，５０６（入院日用品費として本人へ支給）

保護施設事務費

２０８，４０５

なお、障害者加算の施設分（東京都国民健康保険団体連合会経由で支給）と入院分（本人に支給）の振り分けは、問６－３を参照。

（問８－19）　**路上生活者に対する保護の適用**

公園に寝泊まりしている、居住地のない者から保護の相談があった。

面接の結果、資産・収入のないことが明らかで、保護を適用すべき状態にあると判断された。

この者に対して、どのように保護を適用すべきか。

【保護の適用にあたっての基本的な考え方】

ホームレス状態にある者から相談を受ける時には、相談者の個別の状態に即して適切に対応することが求められる。つまり、面接相談時に聴取した相談内容を通じて、相談者の抱える問題・状況を十分に把握したうえで、利用できる施策（路上生活者施策、他法他施策、生活保護）について説明し、本人の意思を尊重しながら、最も適切な施策を選択して

支援を行うことが大切である。

ホームレス状態にある者に対する生活保護の適用については、一般の要保護者と同様、保護を必要とする状態にある場合は、状況に即して保護を適用し、当該要保護者の個々の状況を踏まえた自立に向けた支援を行う必要がある。

	相　談		⇒	施　策　の　提　供
ホームレス	→	福祉事務所	→	①路上生活者施策（緊急一時保護センター等） ②他法他施策（法外援護事業・特診券等を含む） ③生活保護 ・居宅保護（アパート、宿泊所等） ・施設保護（保護・他法施設）

生活保護を適用する場合には、日常生活を営む能力の程度と自立に向けた指導援助の必要性の程度をふまえ、本人の生活状況と利用できる社会資源の有無などを総合的に勘案し、実際に居宅生活が可能かどうかを判断する。その結果、居宅生活に移行することが可能と判断された場合には、必要とする福祉サービスの利用にも配慮しながら居宅化を進める。（開始時において敷金等を必要とする場合は、局第６－４－（１）－キにより支給）。

また、直ちに居宅生活を送ることが困難である場合は、保護施設において保護委託を行うことになるが、即時に保護施設の利用が困難な場合は、保護施設入所に至るまでの間、宿泊所等の利用可能な臨時的宿泊施設を用いて起居する場の確保をしなければならない。

所管区域内に宿泊所等がない実施機関にあっては、他管内にある宿泊所や簡易宿所（通称ドヤ）等を利用することになるが、この場合、当該待機期間中の保護の実施責任は宿泊手配をした保護の実施機関が実施責任を持つ（現在地保護の例による）。他管内の宿泊所や簡易宿所を利用しての保護はあくまで臨時的な措置であり、長期間の利用は行わない。

なお、簡易宿所利用に当たっては、簡易宿所所在地の福祉事務所に、被保護者の氏名、保護の開始月日、簡易宿所の名称・所在地を連絡する。

また、宿泊所等の利用も不可能な場合には、現実問題として、保護の方法に困難が伴うが、居住地がないこと自体は保護申請の却下理由にはならない。したがって、可能な限り他の方法を講じることが必要である（例えば、サウナやカプセルホテル、旅館等を利用している場合であっても、そのことをもって保護の対象とならない理由にはあたらない）。例えば要保護者が単身者でなく家族の場合には、宿所提供施設での緊急一時保護事業も利用可能な施策の一つである。

いずれにしても、要保護状態にある者から保護の適用を求められた実施機関は、現実の諸条件の中で可能なあらゆる方策を講じて、保護適用の責任を果たすことが求められる。そのためにも、日常から、路上生活者等が相談来所した場合の対応に関して、あらかじめ入所できる施設を確保しておく等の検討と準備を組織的に行っておくことが重要である。

（問８－20）　**簡易宿所からの居宅移行について（Ｈ２２年度修正版）**

簡易宿所を利用して保護を受けている者から、居宅生活の希望があった。
所内での検討の結果、居宅における日常生活能力について、特に問題点はなく、また、実施機関からの指導指示に関しても、理解・応答のできる者であることが判った。
この者に対する転居指導をどのようにすべきか。

前述（問８－19）のとおり、生活保護の適用にあたっては、居宅移行時に必要な条件の整備にも配慮しながら、居宅生活が可能かどうかを判断のうえ、居宅生活に移行することが可能と判断された場合には居宅化を進めることになる。

簡易宿所の利用者についても、直ちに居宅生活を送ることが困難である場合は、保護施設（救護施設、更生施設、宿所提供所）に委託するなどの方法により、保護を行うこととなるが、居宅生活が可能な者については、当該世帯の自立助長を十分考慮したうえで、適当な居宅を選定させて、居宅による保護（居住地保護）を行う。この場合、保護の実施機関は被保護者の居住地を限定する権限を持たないことから、被保護者の援助方針に留意し、被保護者の転居希望先を尊重し決定すること。但し、簡易宿所所在地に集中しないよう留意する。

転居後の実施責任は居住地保護の例によるため、転居にともない移管が必要となる場合もあるが、その場合には、移管先の実施機関に事前に連絡したうえで、速やかに移管手続きを行うこととする。

なお、居宅移行により簡易宿所の利用が終了する際には、簡易宿所所在地の福祉事務所に被保護者の氏名、保護の開始及び廃止年月日、簡易宿所の名称・所在地を連絡すること。

（問８－20-2）　**無料低額宿泊所からの居宅移行について**
（２００７増補改訂版）

居住地のない者から保護の申請があり、直ちにアパート等を確保することが難しいため、無料低額宿泊所を利用して保護を開始し約１ヶ月が経過した。無料低額宿　泊所は居宅生活へ移行するための一時的な場所であるため、この者に対する転居指　導をどのようにすべきか。

１　安定した居宅生活への移行

無料低額宿泊所（以下「宿泊所」という。）の利用に際しては、居宅基準により１類、２類等を計上しているが、一般的な居宅形態とは異なる。宿泊所は本来の居宅生活へ移行するための一時的な場所であり、アパート等への居宅化が自立助長の観点から望まし

いため、宿泊所利用者については、アパート等への転居を促進する。

(1) 居宅生活移行の判断基準について

アパート等での生活を希望する者については、アパート等への転居を原則として進める。路上生活に至ったことのみをもって、居宅生活への移行が困難と判断せず、これまでの生活歴等を勘案の上、現在の金銭管理能力、生活維持能力などと併せて総合判断する。

また、障害・疾病･高齢化等の理由から本人一人の力では居宅生活が困難な場合も、在宅福祉施策等を利用して居宅生活が可能となる場合もあるので、社会資源の活用について必要な相談･援助を行う。

(2) 退所先の確保等

民間アパート等の退所先は被保護者本人が探す。なお、地域について保護の実施機関の管内とする等の限定条件は存在しない。

民間アパートの入居契約にあたっては保証人を求められることが一般的であり、保証人の確保が困難な場合は民間の保証制度の利用も検討の上、助言する。

都営住宅の利用を希望する者については、一般の空家募集のほか、「宿泊所等在寮者向割り当て制度」の活用を積極的に助言する。この制度は、年に２回施設を通じて募集がある。

(3) 一時扶助の支給

宿泊所からの退所に当たっては、課長問答・第４の３０の６により敷金等を支給する。

民間保証制度の利用料、火災保険料等は一時扶助の対象外であるので、通常支給されている生活扶助費から捻出する必要があることを伝えて準備させる。

また、被保護者自立促進事業では、基本事業における「地域生活移行支援」中、「住宅契約関係費」としての火災保険料及び連帯保証費が支給対象となる場合もあるので活用を検討する。（参考資料23　参照）

宿泊所においては、宿泊所の備品の家具什器を使用することが一般的であるので、被服等身の回りの品以外所持していない場合は、一般居宅へ入居するに当たっては、家具什器費及び被服費（布団類）を支給し、生活費に必要な家具等を揃える。

２　適切な施設への移行

宿泊所入所者について、宿泊所、一般居宅においては適切な処遇が図れない場合は、本人の状況、意思に適合した施設（保護施設、介護施設、養護老人ホーム等他法福祉施設）への利用、入所転換を図る。

平成15年3月25日付14福生保第1402号福祉局生活福祉部長通知

（問８－20-3）　**削除（事業終了のため）**

（問８－21）　**入院して保護を適用していた路上生活者が退院する場合の留意点（２００７増補改訂版）**

路上生活者が救急搬送され、入院したことを契機に生活保護を開始したが、疾病の治癒により退院することになった。退院後の処遇をどのようにしたらよいか。

退院後の処遇を検討する際には、入院に至るまでの状況や生活実態、病後の身体状況等を考慮する必要がある。引き続き保護が必要な状態であれば、必要な保護を行うことになる。また、保護を受けた者が再び路上生活に戻ることのないよう配慮しなければならない。

退院後、引き続き通院の必要があるか、居宅生活は可能かなどを総合的に検討し、更生施設への入所や入所待機中の間についての宿泊所等の利用、あるいはアパートへの入居等、個々の状況に即した自立援助を行うべきである。実施機関・地区担当員が変わる場合は、退院前後の処遇を円滑に行うための配慮が求められる。入院中の実施責任を持つ実施機関は、退院前から移管先の実施機関と十分に連絡をとり、移管先の地区担当員との引き継ぎ等を丁寧に行う。

（問８－22）　**路上生活者対策事業を利用している場合の保護の適用**

自立支援センターを利用している者から、医療扶助の申請があった。この場合の保護の適用について取扱いを示されたい。

緊急一時保護センター及び自立支援センター（以下センターという）は、自立のための援助が必要な路上生活者を一定期間（緊急一時保護センターは原則１か月間、自立支援センターは原則２か月間）、福祉事務所長の承諾に基づいて入所させるものである。入所期間中の入所者については、都及び２３区が共同で負担して必要な援護を行なうため、医療扶助（医療移送費を含む）を除いて生活保護を適用することはない。

相談から退所までの、福祉事務所の関わり方及び生活保護適用の考え方は以下のとおり。

１　利用の手続き

自区内に起居する路上生活者からセンター利用の相談があった場合、福祉事務所長は現況確認を行い、利用対象者として適当であると判断した場合には利用承諾を決定して、施設長に利用を連絡し、センターへ移送する。なお、その移送費は生活保護による支給はできない。

この相談及び助言は、生活保護法第２７条の２において、要保護者に対して相談及び助言を行うことが、法的に位置付けられていることから、基本的には福祉事務所の面接

相談員及び地区担当員が行うこととなる。

２　生活保護の適用について

（１）センター利用者に対して、居室、食事、衣類、日用品費等が提供される。したがって、センター利用中は、医療扶助を除き原則として生活保護の適用は必要としない。

（２）センター利用中の医療費については、利用承諾した福祉事務所長が実施責任を負い、必ず要否判定を行った上で医療扶助を適用する。また、医療扶助により通院するに際して交通費が必要な場合は、医療移送費を支給する。その場合、センターが一時立て替えた後、利用者からの申請書を取りまとめ福祉事務所長に請求する。

（３）入院の取り扱い

緊急一時保護センターの場合

①センター利用中に入院した場合は、原則として利用の承諾を取り消すことになる。

しかし、検査入院等入院期間が短期（数日程度）であった場合は、福祉事務所長は施設長と協議し、利用承諾の取り消しをしないことができる。この場合、医療扶助の要否を検討した上、開始決定を行うとともに、入院の日から退院の日まで日用品費を支給する。

②福祉事務所長は、上記①により、利用承諾を取り消した者について、生活保護の適用を引き続き行う等適切に処遇する。

なお､福祉事務所長は､利用承諾を取り消した者が退院した場合､施設長と協議の上、直ちに、利用の承諾をすることができる。

自立支援センターの場合

①センター利用中に入院した場合、医療扶助の要否を検討した上、開始決定を行うとともに、入院の日から退院の日まで日用品費を支給する。

②入院期間が２週間を超えた場合及び短期（２週間以内）であっても退院後就労が見込めない場合には、福祉事務所長は利用承諾を取り消すことになるが、利用承諾を取り消した福祉事務所長が生活保護の適用を引き続き行う等適切に処遇する。

（４）退所後の保護の適用につて

緊急一時保護センターの場合

①要保護状態のままセンターを退所した場合あるいは退所直後に生活保護の相談を受ける場合は、利用承諾した福祉事務所が保護の実施責任を負う。

②福祉事務所長は、センターのアセスメント報告書に基づいて、センター退所後の利用者の処遇について検討し、退所時までに決定しておく。（「実施細目７アセスメント」参照）

退所後も引き続き保護が必要な者については、宿泊所、アパート、保護施設、老人ホーム等への入所先の確保など十分に配慮する。

自立支援センターの場合

退所後まもなく保護の必要が生じる者及びセンターの利用承諾を取り消された者については、保護の適用を含め、適切に対応しなければならない。

なお､要保護状態のままセンターを退所した場合あるいは退所後に生活保護相談を受ける場合、退所当日は利用承諾をした福祉事務所が実施責任を負う。

【福祉事務所が利用承諾を取消す場合】

センター利用承諾の解除に関しては、緊急一時保護センター利用については「路上生活者緊急一時保護事業実施要綱」の第１１第１項、また、自立支援センター利用については「路上生活者自立支援事業実施要綱」の第１１第１項において、それぞれ規定されている。（路上生活者対策事業については各要綱の規定及び各実施細目（特別区福祉事務所長会）の規定に基づく。なお、詳細は別途確認されたい。）

（５）退所後の住所設定について

退所後あるいは中途退所後、直ちに生活保護を適用しアパートを設定する場合には、センター所在区管内に設定しない。

なお、退所時にアパートを設定し、次回又は次次回給料支給時まで短期間の保護となることが予定される場合は、アパート所在地に実施責任を移さず、退所後最長２か月まで従前の保護の実施機関が実施責任を負う（東京都内の場合）。

３　要否判定の方法

緊急一時保護センター及び自立支援センターの利用対象者である路上生活者は、住居という最低生活の最も重要な生活基盤を喪失している生活困窮者であり、利用中は宿所・食事の提供を受けるが、センター退所後に向けて、自ら住居及び当面の生活費を用意する必要がある。

したがって、センター利用中に生活保護（医療単給）を適用する場合に限って、手持ち金等の取り扱いを以下のとおりとする。

（１）基準及び収入

①要否判定に用いる基準

施設基準の加算（障害者加算等）＋医療費(35,400円）**低所得者の自己負担限度額**

②要否判定に用いる収入

センター利用前から所持していた手持ち金から、２０万円を除外した額

なお、認定除外した額は退所後の自立のために充てるものであり、施設長に保管させるなど、利用中に使用しないよう留意する。

（２）程度の決定

（１）の取り扱いにより保護要となった者に対しては、医療扶助を適用する。医療扶助単給（医療移送費も含む）であるので、生活扶助費の支給は要しない。

開始時の程度の決定にあたっては、加算がない場合、上記２０万円を超える額が医療費の一部自己負担となる。また、基準に加算を用いた場合、２０万円に加算を加えた額を超える額が、医療費の一部自己負担となる。

（３）保護受給中の収入の取扱い

保護を開始した者について、収入の増加又は就労等の開始により収入が生じ、手持ち金の額が２０万円を超えた場合、収入認定すべき額から退所時に充てる敷金・前家賃・礼金等、家具什器費及び被服費等の額を認定除外し、超える額について上記（１）により要否判定を行う。

なお、敷金・前家賃・礼金等、家具什器費及び被服費等の額の目安については、「更生施設入所者の積立金について」と同様である。

（４）センター退所後保護が継続する場合の取り扱い

退所後、引き続いて生活保護を適用する場合（医療扶助単給から併給への切り替えの際）は、利用中に認定除外していた額を全額手持ち金として改めて要否判定を行う。

なお、退所時にアパート等の敷金・前家賃・礼金等、家具什器費及び被服費等の需要がある場合、手持ち金を先にそれぞれの需要に充てさせた後に、その残額を用いて要否判定を行う。

また、既に実施していることから程度の決定において基準の二分の一まで手持ち金を保有容認する取り扱いは認められない。

（５）医療扶助の適用及び通院移送費の支給方法

「緊急一時保護センター及び自立支援センター利用者の医療扶助にかかる事務処理要領」（13福生保第1126号・平成13年12月都保護課長通知の別添資料）を参照のこと。

（問８－23）　**養護老人ホーム入所者に対する保護の適用**

養護老人ホーム入所者から、医療扶助の申請があった。この場合の保護の適用について、取扱いを示されたい。

老人福祉法の規定により養護老人ホームに入所し、又は養護受託者にその養護を委託されている者（以下「入所者等」という。）に対する生活保護法の適用については、次のとおり。

１　基本原則

入所者等については、老人福祉法による援護が行われるので、医療扶助が必要な場合を除き原則として保護の適用の必要はない。なお、医療扶助の適用に際しては、真に施設において措置できないと認められる場合に限られるものである。

２　保護の要否及び本人支払額の決定

(1)　入所者等が外来する場合

保護の要否及び本人支払額を決定する場合、障害者加算の認定要件を満たす者については、一般の場合と同様に最低生活費としてこれを認定するが、その他の最低生活費は認定しない。

また、その者の収入が加算額に満たない場合でも、入所者については、老人福祉法により必要な援護が行われるので、その不足分を生活扶助費として支給するものではない。したがって、老人ホーム入所者に対する保護は、医療単給となる。

(2)　入所者等が短期入院した場合

保護の要否及び本人支払額を決定する場合、一般の場合と同様に、障害者加算の他、入院患者日用品費等の最低生活費を認定する。

ただし、その者の収入が日用品費及び加算額に満たない場合でも、その不足分を生活扶助費として支給する必要はないため、医療単給とする。

(3)　入所者等から医療扶助のための申請があったときは、局長通知第８－２－（３）に定める短期傷病等に関する要否判定の特例についても留意すること。

3　収入の認定

(1)　老人ホームにある者に対し保護の要否判定を行う場合は、金銭収入はまず保護法による最低生活費に充当するものである。したがって、ホーム入所者に対しては老人福祉法による費用徴収が行われているが、費用徴収を受ける前の収入について、最低生活費と対比させることとなる。

(2)　入所者等の収入は、老人日用品費※を含め、すべて収入として認定する。ただし、施設長が処遇の一環として給与する金銭（老人福祉法による加算として施設長が給与するものを除く。）は、収入として認定しない。

※老人日用品費

①　措置の実施者である都道府県又は市町村は、入院中の被措置者（老人ホームへの入所又は養護受給者への委託の措置を受けた者をいう。）については、措置の廃止までの間、老人保護措置費のほか、生活費のうち、生活保護における日用品費相当額を支弁して差し支えない。

②　上記取扱いにより老人日用品費が支弁されている入院中の被措置者について、生活保護法による保護の要否及び程度の決定を行う場合には、これを収入として認定するものである。

4　入院継続中に老人福祉法による措置が解除された場合

保護の要否及び程度の決定を行う上での、最低生活費及び収入の認定は、老人福祉法による援護はなくなることから、通常の入院患者として、一般の場合と同様に行うこととなる。

ただし、保護の実施責任及び費用負担については、この場合においても特別な定めがあるため、注意を要する。（問２－17）参照

5　老人ホーム入所者の国民健康保険加入について

上記については、「老人福祉法による老人ホームに収容されている者に対する国民健康保険の適用について」（昭和47年12月15日付社保第 121号）を参照。

6　介護保険料について

養護老人ホーム入所者のうち、費用徴収基準が第１階層区分に属する者に係る介護保険料は、老人福祉法措置費で支弁される。第２階層区分以上に属する入所者については、対象収入から介護保険料を控除する取扱いが行われる。要否判定には、第１階層区分の介護保険料を用いる。

7　要否判定に用いる費目

（基準）①　加算
②　日用品費
③　介護保険料（第１階層区分）
④　老人医療自己負担金
⑤　食事療養費（入院の場合）

（収入）①　年金等
②　老人日用品費

8　被保護者が老人ホームへ入所する際の移送費について

入院患者が退院後直ぐに入所する場合にのみ生活保護からの支給が可能である。

（問８－24）　**内部障害者更生施設入所者に対する保護の適用（削除）**

（問８－25）　**東京都女性相談センター（一時保護所）入所者に対する保護の適用（Ｈ２０年度修正版）**

東京都女性相談センター（一時保護所）入所者に対して、保護を適用する場合の取扱いについて、示されたい。

東京都女性相談センターの一時保護は、緊急保護、又は自立のための援助が必要な単身女性及び母子を一定期間（原則として２週間）保護するものである。入所者については、都負担により必要な援護が行われるので、原則として、医療扶助（医療移送費等を含む）を除き法による保護の適用の余地はない。

しかしながら、センター退所後の生活に際して、生活保護の適用が必要となる場合が多いという実態を踏まえて、以下のとおりの取扱いとする。

1　世帯の認定

入所者に配偶者がいる場合であっても、入所者の置かれた状況を勘案し、適切な世帯の認定を行うこと。すなわち、必要に応じて、法第６３条又は法第７７条の適用を考慮に入れた、配偶者を除く暫定的な世帯認定を行う。

2　保護の決定（要否及び適用）

(1)　入所前にセンターまでの移送費を必要とする場合

①　保護申請時の所持金と当該移送に要する経費とを対比して、必要額を支給する。
②　入所後、医療扶助の適用の要がない者については、保護停止としておく。

(2)　入所中に医療扶助を必要とする場合

①　退所後に予定される世帯の基準額をもとに、最低生活費の認定を行う。
②　最低生活費として認定する費用は「課長問答（第７の４）」のとおりとする。
③　入所者に手持ち金や定期収入がある場合は、上記①及び②により認定した最低生

活費と対比した上で、要否判定を行う。

（上記①・②・③については、下記の（３）退所後の生活に際して保護の適用が必要となる場合の取扱いと同様である。）

④　③により保護が必要となった場合、申請時所持金のうち①で認定した最低生活費の２分の１の額まで、収入認定の対象としない。収入認定額が①で認定した最低生活費を上回る場合は、その上回る額が医療費の本人支払額となる。

⑤　入所者については、一時保護の予算により必要な保護が行われるので、たとえその者の収入が最低生活費の額に満たない場合であっても、その不足分を生活扶助として支給するものではない。

(3)　退所後の生活に際して保護の適用が必要となる場合

①　退所後に予定される世帯の基準をもとに、最低生活費の認定を行う。

②　最低生活費として認定する費目は「課長問答、問（第７の４）」のとおりとする。

③　入所者に収入がある場合は、上記①及び②により認定した最低生活費と対比した上で、要否の判定を行う。

④　退所後の住居を確保するための費用を必要とする場合は、局長通知第７－４－(1)－キにより、敷金等を支給する。

敷金等、家具什器、被服費及び転居に伴う移送費を入所中に支給すべき事情があるときには、入所中に保護開始し、必要な時期に当該扶助費を支給することとして差し支えない。（ (1)の②により保護を停止していた者については、停止を解除することとなる。また、入所中に医療扶助を適用していた者については、改めて保護を開始する必要は生じない。なお、被保護者への敷金等の支給は、課長問答第７の30の答中５に基づくものである。）

なお、この場合に支給する扶助費は、入所中の生活需要に対応するものではなく、退所時点の需要に伴う一時扶助に限られるものである。

また、月の中途で退所し、保護を適用する場合の加算の取扱いは、問６－17を参照のこと。

３　保護受給中の者に対する取扱い

被保護者が入所した場合は、１か月以上の入所でない限り、保護の変更決定を要しない。１か月以上入所する者については、入所日の属する月の翌月の初日から基準の変更を行う。

（問８－26）　**高齢者虐待防止法による居室確保の措置を受けた者への保護の適用**

高齢者虐待防止法による居室確保の措置により入居（入所）した高齢者に対して保護を適用する場合について、示されたい。

設問については、措置を受けた高齢者が養護者とともに被保護世帯であった場合あるいは措置を受けてから医療費等の生活需要により困窮状況が生じた場合など、いくつかの事例が考えられるが、居室確保と同時に老人福祉法の措置が行われるのであれば、生活扶助

に相当する部分は他法他施策が優先される。したがって、問８－23の設問を参照のこと。
なお、被保護世帯の高齢者が高齢者虐待防止法による居室確保の措置により入居（入所）した場合に、出身世帯と当該高齢者の状況によっては、世帯認定及び保護費の基準算定上の変更や調整を行う必要が生じることが予想される。しかしながら、世帯認定をどのように取り扱うべきかは、個々の事例について慎重に判断する必要がある。

（注）具体的な取扱い事例については、高齢者虐待防止法の施行（平成１８年4月１日）後の状況をふまえ、再度、検討のうえ、周知するものとする。

参照　問２－21

（問８－27）　**ダルク入寮者に対する保護の適用**

薬物依存症の被保護者がダルクに入寮した場合の保護の取扱いについて、示されたい。

ダルク入寮者に対しては、次のとおり取り扱う。
１　一般生活費については、施設所在地の級地を適用し、１類、２類及び住宅費（寮費等の名目で徴収される住宅費の実費を施設所在地の住宅扶助基準限度額の範囲内）を認定する。加算については、在宅者にかかる加算を認定する。
２　単身の者が従前の住居について、入寮中も従来どおり住宅費を支出しなければならない生活実態にある場合は、ダルクの住居費と従前の住宅費とを合算した額について、住宅扶助基準限度額の範囲内において認定することとして差し支えない。この場合の住宅扶助基準限度額は施設所在地の基準ではなく、従前の住居に適用される住宅扶助の基準とする。
この扱いは、入院患者に対する住宅基準の計上と同様、原則として入所予定期間が６か月未満の場合に適用できる。
３　出身世帯のある者が入寮した場合においては、入寮期間中は当該入寮者のみの基準を別途認定する。
４　入寮期間中に施設外のＮＡ等の活動に参加する場合は、別途移送費を計上できる。（局第６－２－（７）－ア－(ｾ)－Ｃ．）

（問８－28）　**警察官署等に拘束された者に対する保護の適用**

警察官署等に拘束された者に対して、医療扶助を適用する場合があるとすれば、どのような場合か。

警察官署、行刑機関等に拘束されている者が発病した場合、これに対する医療は、原則として、刑事行政の一環として措置すべきであって、生活保護法の関与する余地はない。

しかし、法定の事由（刑事訴訟法第87条勾留の取消、同法第89条必要的保釈、同法第91条不当に長い拘禁と勾留の取消、同法第95条勾留の執行停止等）に基づき本人が釈放された場合は、当該行刑機関等から釈放すべき理由を記載した文書の提出を受け、本法の適用について検討する。

なお、その者の身柄が直接・間接に警察官等の監視下におかれている場合であっても、それが法定上の釈放であれば前記の手続によって医療扶助を適用して差し支えない。

少年（満２０歳未満）事件において家庭裁判所の審判に付され、刑務所や少年院への送致となった場合等、身柄を拘束された少年の場合も同様に取り扱う。

ただし、家庭裁判所は、14歳未満の非行少年については、児童相談所長から送致されたときだけ審判の対象にすることができる等児童福祉法を優先的に適用することとなっており、成人事件とは異なった取扱いが行われることに留意する。

例えば、児童自立支援施設に送致された場合は、児童福祉法によって施設入所中の生活需要等が賄われるため、医療費も含めて基準の計上を行う必要はないが、一時帰宅（外泊）の際の移送費等の計上も考えられることから、世帯員としておく必要がある。また、保護観察等、特に身柄拘束のない場合には、必要な基準額を計上することになる。

【参考】

家庭裁判所は、犯罪少年（満14歳以上で罪を犯した少年）のうち、死刑、懲役または禁固に当たる罪の事件について、調査の結果、その罪質及び情状に照らして刑事処分を相当と認めるときは、検察官送致決定をする。また、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた事件で、罪を犯したとき満16歳以上の少年については、原則検察官送致決定しなければならない。その他の犯罪少年、触法少年（満14歳未満で罪を犯した少年）、ぐ犯少年については、知事・児童相談所長送致（18歳未満に限る）、保護処分（保護観察、児童自立支援施設送致、少年院送致）の処分を受ける場合がある。

別冊問答集　問１７３
参照（問１－１）

（問８－29）　**被保護者が警察官署に留置された場合の保護の取扱い**
（Ｈ２３年度修正版）

被保護者が警察官署に留置された場合は、最低生活費の計上は必要ないとされているが、このようなとき、保護の取扱いはどうなるか。
また、単身者の住宅扶助はどうなるか。

被保護者が被疑者等として警察署に勾留、拘束された場合は刑事行政の一環として措置されるべきものであることから、最低生活費の計上は必要ないとされている。
したがって、当該被保護者が警察署に留置、拘束されている間の最低生活費については、日割り計算を行って削除（減額）することとなる。
しかし、当該被保護者が単身者の場合で、刑事訴訟法第60条、第 203条以下の規定により勾留され、公訴の提起がなく釈放された場合には、住宅費については、釈放後に、特別な配慮をする必要が生じる。
したがって、単身の被保護者が警察官署に留置された事実が確認されたときには、住宅費について、以下のとおり取り扱う。

1　留置の日の翌日付で、すべての最低生活費の計上を停止する（保護の停止）。
通常、月の当初にその月分の扶助費は支給済みであることから、返還金が生じることになるが、返還金についての具体的な事務処理は保留しておく。
2　その後に、公訴の提起が確認された場合は、保護廃止の取扱いをする。
保護の停廃止に伴って生じた過渡し金については、一般の場合と同様に、戻入あるいは法第80条免除の取扱いを行う。
3　公訴の提起がなく釈放された場合には、釈放の日をもって、最低生活費の計上停止を解除する。
(1)　留置の日と釈放の日とが同一の月に属する場合は、停止に伴って生じた過渡し金については、法第80条免除の取扱いを行う。なお、生活費についても、住宅費と同様の取扱いを行うべき事情があると判断される場合には、法第80条免除の取扱いを行って差し支えない。
(2)　釈放の日が留置の日の翌月であるときには、留置の日の属する月分の過渡し金については、法第80条免除の取扱いを行うとともに、釈放の日の属する月分の住宅費を１か月分全額を計上する（生活費については、日割り計算による計上となる）。
これらの措置は、被保護者が居宅にいなくなる実態からとるものであるので、留置や公訴の提起による勾留がない限り、停止又は廃止をする必要はないものである。

また、被疑者の身柄を拘束しないままで手続きを進める「在宅事件（書類送検）」においては、公訴の提起（在宅起訴）があったとしても、拘留がない限り停止や廃止をする必要はない。
なお、罰金刑や科料を科された場合は基本的に身柄を拘束されることはないが、完

納することが困難なため労役に服する場合（過料を科せられた場合は労役に服することはない）には、保護を廃止することとなる（短期間の場合は停止）。

また、東京都と警視庁の取り決めにより被保護者の勾留情報の提供について情報提供を受けられることとなっている。各警察署には警視庁より「刑事指導旬報1361号」という形で協力依頼が発出されている。具体的な情報提供の内容については生活保護の停止等に必要な最低限の情報（拘留の有無・期間・処分）について口頭により回答がされる。（罪名については回答不可）

公判請求の有無については基本的に検察庁へ問い合わせることとなる。

平成２２年１０月２２日付２２福保生保第６３２号

（参考）
（別紙）

○○第　　号
平成　年　月　日

○○警察署長殿

○○福祉事務所長

勾留事実に関する情報提供の依頼について

当福祉事務所において生活保護を受給している（又は、申請中の）者について、現在勾留中であるか否か、及びその期間、処分内容について保護費の正確な計上のため確認する必要があります。氏名等は下記のとおりですので、生活保護法第２９条により電話にて情報の提供をお願いします。

記

１　被保護者の状況
（１）　氏名及びフリガナ
（２）　生年月日
（３）　住所及び本籍
（４）　性別
（５）　勾留されていると思われる理由
（例えば、家族・親族よりの通報、近隣・被害者よりの情報提供、訪問時不在、連絡不通等、具体的に記入すること。）
（６）　保護申請日又は開始日
（７）　その他特記事項

２　回答いただきたい事項
（１）　勾留事実の有無
（２）　勾留期間
（３）　処分内容

【回答先】

（問８－30）　**更生保護事業による保護を受けている者の取扱い**

更生保護施設に入所している者に対して、保護を適用する場合の留意点について示されたい。

更生緊急保護により、更生保護施設（宿泊所）に入所している者は、犯罪者予防更生法により必要な生活需要が満たされているため、医療扶助を除き、基準生活費を計上する必要はない。

なお、更生緊急保護の対象者は、犯罪者予防更生法第４８条の２第１項各号による。主な対象者は次のとおり（なお、保護観察に付されている者は、更生保護事業法の「更生保護事業」により、別途取扱われる）。

・懲役、禁固又は拘留につき刑の執行を終わった者
・執行の免除を得た者又は執行猶予の言渡しを受け、その裁判が確定するまでの者
・罰金、科料の言渡しを受けた者
・労役場を出場、仮出場した者
・少年院を退院、仮退院期間満了となった者

【更生緊急保護】

刑事上の手続き又は保護処分による身体の拘束を解かれた後、親族からの援助若しくは公共の衛生福祉その他の施設から医療、宿泊、職業その他の保護を受けることができない場合、又はこれらの援助若しくは保護のみによっては更生できないと認められる場合に、緊急に、その者に対し、帰住をあっせんし、金品を給与し、又は貸与し、宿泊所を供与し、教養、訓練、医療、保養又は就職を助け、職業を補導し、社会生活に適応させるために必要な生活指導を行い、環境の改善又は調整を図る等の保護を行うことにより、本人が進んで法律を守る善良な社会人となることを援護し、その速やかな更生を保護する。

期間は、拘束を解かれた後６か月の範囲内（さらに６か月以内の延長可）

別冊問答集　問８５
参照　問２－31

（問８－31）　**扶助費の再支給額の算定方法**

扶助費の再支給額の算定方法を具体的に示されたい。

局長通知第８の４にいう「失った日以後の当該月の日数に応じて算定された額の範囲内において、その世帯に必要な額」の認定は、次により行う。

1　再支給必要額の算定

(1)　前渡された保護費を失った旨、福祉事務所又は警察官署に届け出た日（即ち盗難等の事実が確認された日）以降、その月の末日までの間における当該世帯の最低生活費を下記により、日割り計算によって算出する。

①　教育扶助基準額については、日割り計算を行わず、全額を計上する。

②　教育扶助のうち教材代、学校給食費、通学交通費については、当該月の分を届け出日までに既に支払い済みの場合は、計上しない。未払いの場合は、全額を計上する。

③　住宅扶助については、②の教材代等と同様に処理する。

④　生活扶助については、通常の例により日割り計算を行う。

⑤　12月は、期末一時扶助を計上する（日割り計算を行わない。）。

(2) (1)によって得られた最低生活費の額から下記の金額を控除する。

①　届け出日現在における、すべての手持ち金及び預貯金（通帳等により確認する）

②　扶養義務者等からの援助金

③　届け出日以降月末までに得られる予定の収入（ただし、当該収入の予定される日がその月の終わり頃で、これを控除するとその月の生活に支障があるときは、控除せずに翌月の認定として差し支えない。また、収入認定の対象とならない収入は控除しない。）

(3) (2)によって得られた額の範囲において、実際に失った金額を限度として再支給額を認定する。

(4)　認定された再支給額は、(1)で算定された最低生活費に対して、教育扶助、住宅扶助、生活扶助の順に、振り分けて整理する。

2　保護費支給日に支給された保護費の全額を失い（保護費の口座払いを行っている場合で、支給日にほぼ全額を引き出し、そのまま失った場合も含む）、かつ、同日（やむを得ない事情があるときは翌日）中に福祉事務所又は警察官署に届け出があった場合は、盗難等の事実が確認された日以降の日割り計算によらず、当該月分の保護費の全額を認定の対象とすることができる。

3　給料等を翌月の収入として取り扱っていた場合で、当該給料等のみを失ったときは、失ったことが確実に立証される限り、再支給としての処理を行うことなく、翌月分の収入認定の変更（収入認定を除くための変更）を行えば足りるものである。

平成12年３月　福祉事務所長会
課長問答　第７の16

（問８－32）　**誤って受けた保護申請の取扱い**

病院に入院している者から、医療ケースワーカーを通じて、病院所在地の福祉事務所に保護申請書が出された。福祉事務所で調査したところ、当該要保護者には他に居住地があることが判明した。
この場合、保護申請書の取扱いをどうすべきか。

保護申請を受けた福祉事務所に保護の実施責任がなく、他の福祉事務所において処理すべきことが明らかな場合は、受付日及び経過等を当該福祉事務所に事前に連絡した上で、保護申請書（原本）を直ちに回付する。この場合、保護の申請者に対しても、必要な連絡と説明を行うこと。
また、保護申請書の写しと共に、経過を記録して残しておく。
なお、保護の実施責任の取扱いが明らかでなく、関係機関において協議が必要な場合は、初めに保護申請を受けた保護の実施機関において結論が出るまでの間保管しておく。

≪誤って保護申請を受けてしまった場合の事務処理の流れ（上記例）≫

①Ａ福祉事務所に管内の病院から保護申請書が送付される。
↓
②調査の結果、Ｂ福祉事務所に居住地があることが判明。
↓
③これまでの経過の詳細をＢ福祉事務所に事前に連絡する。
↓
④保護申請書（原本）の写しをとり、原本はＢ福祉事務所に送付する。
↓
⑤保護申請者に対して経緯を説明しておく。
↓
⑥保護申請書（写）と経過記録を保存しておく。

※　実施責任の所在に不明な点があり、福祉事務所間で協議が必要な場合は、最初に保護申請を受けた福祉事務所において結論が出るまで保管しておく。

（問８－33）　**日用品費の累積金の取扱い**

医療機関、介護施設及び社会福祉施設に入院入所中の被保護者で、合理的な目的のない手持ち金の累積金を生ずる場合には、入院患者日用品費等の計上を減額又は停止することとされている。

この取扱いを行うにあたっての留意事項及び具体的な方法について、示されたい。

１　入院患者日用品費等の消費状況からの基準の調整

(1)　日用品費の85パーセント計上（局長通知第６－２－（３)－ク）

入院患者日用品費は、基準額の全額を計上することを原則とするが、精神活動の減退等により日用品の需要の実態からその全額を必要としないもので、その状態が相当期間持続すると認められるものについては、基準額の85パーセントを標準として必要な額を計上することとされている。

この取扱いの基準は、以下のとおりとするが、実際の運用に当たっては、個々の実態に即して、十分な検討の上で行うこと。

（注）　過去６か月程度の消費実態が日用品費の50パーセントを下回り、かつ、将来も引き続き１年以上その状態が継続すると推定される場合、85パーセント計上とする。

(2)　加算の重複調整等（告示別表第１第２章の10、重複調整等）

相当期間にわたり加算額の全額を必要としないものと認められる場合には、当該加算額の範囲内において必要な額を算定することとされている。

この取扱いの基準は、以下のとおりとするが、実際の運用に当たっては、個々の実態に即して、十分な検討の上で行うこと。

（注）　日用品費等の他に加算が計上されている者について、過去６か月程度の消費状態が日用品費等の85パーセントを下回り、かつ、将来も引き続き１年以上その状態が継続すると推定される場合、加算を削除する。

２　入院患者日用品費等が累積したことによる基準の調整

医療機関又は社会福祉施設に入院入所中の被保護者で、入院患者日用品費等の全額計上では合理的な目的のない手持ち金の累積を生ずる場合には、上記１に基づき消費実態に見合った額を計上するのが本来である。

しかし、こうしたことが事務的な理由等から困難な場合であって、被保護者本人以外の者が手持ち金を管理しているときは、その累積額に着目し、次のように入院患者日用品費等の計上を行う。

(1)　取扱いの原則

本来、入院患者日用品費等の消費については、療養指導・生活指導の一環として、適切な指導が行われるべきである。

したがって、入院患者日用品費等の累積額の多寡のみをもって、機械的に判断することなく、その者の過去における消費の実態、累積の経緯、現在の病状、今後の見込

み等を十分考慮の上、主治医等関係者の意見も踏まえ、当該被保護者の個別的実態に応じて判断するものである。

(2) 取扱いの対象者

単身の入院患者等（出身世帯があっても、長期間交流がない者を含む。）であって、日用品費等の管理能力がないため、病院長や施設長等（扶養親族等は除く）に金銭の管理をゆだねている者。

したがって、病院長等に金銭の管理をゆだねている者であっても、金銭管理能力を有する者は、この取扱いの対象とはならない。

(3) 調整方法

① 入院患者（救護施設から在籍のまま入院した者は次の②による ）及び介護施設入所者については、当分の間、30万円を超えた場合に調整する。

なお、15万円以下に累積額が減じたときは、再度計上する。

② 施設入所者については、当分の間、50万円（入院需要のある救護施設入所者については 100万円）を超えた場合に調整する。なお、25万円以下に累積額が減じたときは、再度計上する。

③ 調整は、加算があるときは、まず加算額の計上を停止し、更に累積が進行する場合には日用品費の計上も停止する。

④ 再度計上する場合には、まず日用品費を計上し、更に必要がある場合には、加算も計上する。

⑤ 入院患者及び介護施設入所者で累積による加算等の調整をする場合、介護保険料加算は調整の対象とせずに、従来どおり計上する。（東京都の取扱い）

(4) 調整による保護の停止又は廃止

① 日用品費等を計上しないことにより、医療費本人支払額が限度額を超えるために保護を要しなくなる場合でも、直ちに保護を廃止せず、とりあえず保護の停止を行う。

② ただし、累積額が多額であるため、保護を廃止しても最低生活が維持でき、特段の事情の変化がなければ相当長期にわたって保護を要しないと判断される者については、次により、保護の廃止を検討すること。

③ 累積額が50万円を超えている場合は、調整後の基準額と収入額とを対比して要否判定を行う。

(5) 保護の再申請があった場合の実施責任

上記の取扱いによる調整を行った基準での要否判定の結果、保護廃止となった世帯から、保護の再申請があった場合（引き続き同一の病院や施設等に入院・入所している場合に限る）は、廃止後３年以内のものについては、保護を廃止した実施機関が実施責任を負うこととする。

なお、この取扱いのうち (3)の①及び②の累積額は東京都内の実施機関が措置している場合に適用し、 (5)の実施責任については東京都内の医療機関等に限られる措置である。

(6) 本取扱いを行うに当たっては、事前に医療機関、介護施設、社会福祉施設及び本人に十分取扱いの趣旨を説明し、理解を得る必要がある。

（問８－34） **被保護者の累積金について**

被保護者が相当額の預金を保持していることが判明した。保護開始後、扶助費以外の世帯収入はなく、保護費が累積した結果と確認された。
この場合、当該被保護者の累積金についてどのように取り扱うべきか。

保護費は、世帯単位に計算されて世帯主又はこれに準ずる者に支給されるものである。このようにして給付される毎月の保護費を被保護者の需要に完全に合致させることには、困難が伴なう。月々のやり繰りを認めなければ、家計の弾力性を損なうおそれもあり、被保護者の生計管理の能力を制限することになりかねない。保護費の具体個別の消費については、被保護世帯の世帯主等にその家計の合理的な運営を委ねているものと解釈することが自然である。

そうであるとすると、被保護者が保護費によって生活していく中で、節約の努力等によって貯蓄できる部分が生じたとしても、法が保護費を一定の期間内に使い切ることを求めていないとすれば、各月毎に被保護者が保有する全ての資産等を最低限度の生活のために使い切らない限り保護が継続できないとすることは適当でないといえる。

したがって、法の趣旨目的にかなったものであれば、保護費を原資として貯蓄された金銭は直ちに収入認定等の対象とすべきものにはあたらない。つまり、被保護者が保護受給中に預貯金をしている場合、その目的が生活保護の趣旨目的に反しないと判断されるときは、法第４条にいう「利用し得る資産」の形成には該当しない。

保護の目的から、単に将来の出費に備えるための蓄財一般を全て認めるには至らないが、生活保護の趣旨目的に沿った具体的な目的を持った蓄えについては、それらが預貯金という形で残されていても「利用し得る資産」として収入認定されることにはならない。

以上をふまえて、一定額を超える預貯金等の保有が判明した場合には、次のとおり処理されたい。

１　預貯金の目的等の確認

保護の趣旨目的に沿って、以後の自立（就労自立、日常生活自立、社会生活自立等）のために充てられるものであるか確認する。法の趣旨目的に沿ったものであれば、収入認定等は行わない。

保護受給中に保有を容認できない資産性のあるものの購入（自家用自動車、高額の貴金属類、株・有価証券など）や一般低所得者との均衡を失するような消費（観光その他の海外旅行、最低生活維持と関わりのない高額サービスの利用など）に充てる目的であれば、法の趣旨を説明し目的を変更するよう指導助言する。指導に応じない場合には、２の取り扱いと同様とすることも併せて説明を行なう。

２　特に目的等がなく単に累積したものである場合

保護費を原資とする累積金（収入認定額及び認定除外の手当等の累積金も同様）は、最低限度の生活維持のために活用を求めることとなる。しかしながら、直ちにこれを収

入認定することは適当でない。保護費を繰越しして一定額を超える預貯金を保有するに至った経緯には、単に節約を図っただけでなく、食事や衣料品等の生活必需品を極度に切り詰めた生活をしたしてきた結果当該被保護世帯はどこかに最低限度の生活に欠けるところが生じている可能性が推測される。「範囲を超えた額」については、まず、最低限度の生活に欠ける部分を補い、生活基盤を回復させるために使うよう指導助言する。

必要に応じては、自立更生計画書等の作成を通じて累積金の費消目的を定めながら、より安定した自立の助長を促すことが望ましい。

当該世帯の最低限度の生活に欠ける部分を補ってもなお相当額の残余がある場合には、活用し得る資産として認定したうえで、生活最低基準をまかなう費用として活用を求めることとなる。（資力として認定した額については、収入認定を行なうことになる。）この際、①停廃止を行なう場合、②分割して収入認定する場合の２通りの処理が想定されるが、資力として認定する額は世帯の生計収支状況を勘案したうえで決定し、停廃止の期間及び分割収入認定をする場合の各月の収入認定額を合理的に設定する必要がある。

当然、累積金の収入認定による保護変更処分の際にも、書面による決定内容の通知と不服申立等の教示が必要となるものである。

３　保有を容認する範囲を超えた額の基準（目安）

一律に定めることは困難である。世帯の状況を把握したうえで、慎重に見極める必要がある。目安としては、累積金のすべてが目的のない状態であった場合、保護の停廃止　の期間の考え方を用いれば、当該世帯の基準生活費の概ね６月分相当の額に達した場合　と考えられる。

課長問答　問３の18

（問８－35）　**保護停止中の者の収入の取扱いと停止の解除**

（Ｈ２４年度修正版）

１　就労による収入が一定程度まで安定し一時的に保護を要しなくなったが、その状態が継続する見込みが確実性を欠くことから、世帯の生活状況を見守るため、停止期間を定めて保護の停止を行っていた。停止期間中の収入申告書によれば、停止後２か月間は保護の基準を上回る収入があったが、停止後３か月目の今月の収入は保護基準を下回っている。

このような場合、直ちに停止の解除を決定すべきか。

２　臨時収入により３か月間最低生活をまかなえるとして、期間を定めて保護を停止したところ、その間に臨時的な需要が生じ、予定より短期間でその収入を消費してしまった。この場合、停止を解除すべきか。

1　収入状況の安定的継続が確実には見込めないことから保護を停止していた場合には、原則として、収入が保護の基準を下回った時点で、停止の解除を決定すべきである。

ただし、停止中に得た収入のうち月々の保護基準を超える収入額の累計額と当月の保護基準を下回る額との対比及び今後の収入状況の見通し等を勘案した結果、停止の解除が不要であると判断される場合は、直ちに停止の解除を決定する必要はない。保護停止中の生活費は、原則として最低生活基準額でまかない、余剰の金銭は、翌月以降の生活にあてることになるからである。つまり、このような場合には、保護の停止を維持して差し支えない。なお、判断にあたっては、当月の被保護者の生活が急迫した状況にないことを必ず確認すべきである。

また、上記の取扱いにより停止を維持した場合で、翌月が保護の基準を下回る収入(繰越額含む)となった場合には、直ちに停止の解除の決定を行なうことになる。

2　設問のように、臨時収入を得たことから期間を定めて保護を停止した場合は、あくまで停止の時点で見込まれる将来の需要、つまり、最低生活費、国民健康保険料、医療費自己負担金額等を想定して当該停止期間を定めたにすぎないものである。

その間に、最低生活上不可欠となる臨時的需要（一時扶助の対象となるような支出、もしくは扶助費の支給対象とならなくとも、必要経費控除が認められるような支出）が生じたとすれば、当然それらを勘案したうえで停止期間を短縮することになる。また、想定外の出費を重ねた結果、予定よりも早期に再び困窮したとしても、急迫状態の程度によっては、停止を解除すべき事態として保護を再開することもあり得るものである。

以上のように、被保護者は保護停止中も最低生活基準によって生活することになるが、停止決定にあたっては、停止期間中も節約を図り、計画的に生計を営むことを指導するとともに、生活上不可欠な臨時的需要が生じたときには、収入を当該需要に充てられることについても説明し、もって停止期間中の最低生活の維持を保障すべきである。

停止中の収入充当例

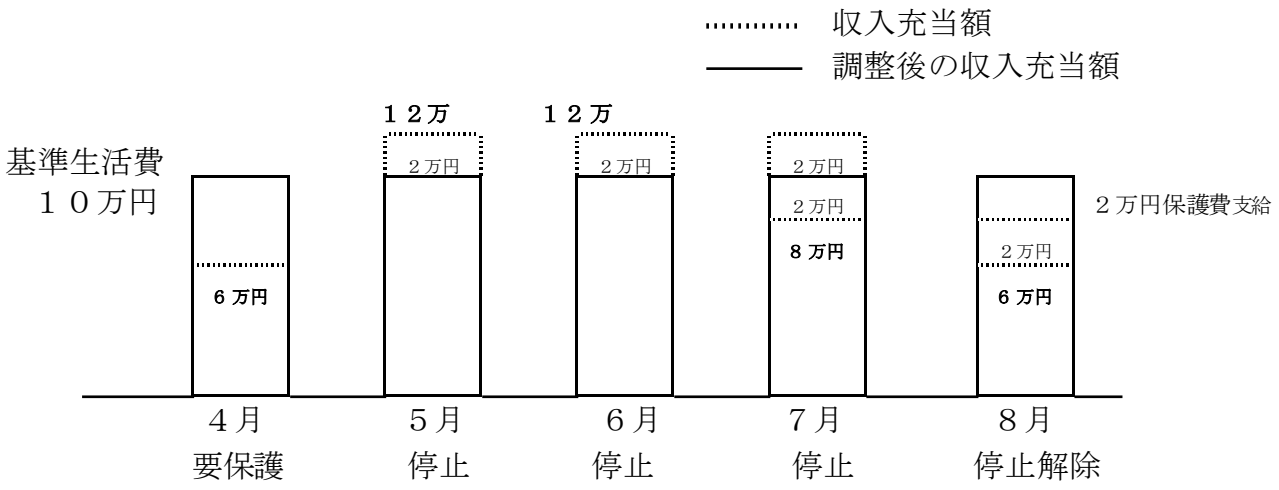

５月　＝　２万円残

６月　＝　２万円残　　＋　前月残２万円　＝　４万円残
７月　＝　２万円不足　＋　前月残４万円　＝　２万円残
８月　＝　４万円不足　＋　前月残２万円　＝　２万円保護費支給

この事例は、最低生活基準のほかは、臨時的需要がなかったものとして計算しているので、この間に当該需要があれば、その分を含めて残額を減じていかなければならない。

以上のように、停止中の収入充当額が保護基準を上回っていれば、上回った分を翌月に充当することになる。

保護停止中における収入の補足は、停止中の最低生活の保障とその継続の要否を検討するために必要となる。同時に、停止が解除となった場合には特別控除適用の際の収入年額算定の基礎となることから、正確に把握することが不可欠である。

（問８－36）**海外渡航者の海外滞在期間中の保護の取扱い（Ｈ２２年度修正版）**

被保護者が海外渡航することになった。この海外渡航期間中の保護の実施はどのように考えたらよいか。

１　基本的な考え方

従前、海外は社会保障制度の適用範囲を超えるという理由から、海外渡航する被保護者については渡航中の保護を一旦停止することとしていた。しかし、平成２０年３月の最高裁判所の判決を受け、厚生労働省より保護の取扱いについて通知があり、単に海外渡航したことのみをもって保護の停廃止をすることはできなくなった。

原則として、被保護者が一時的かつ短期に海外へ渡航した場合であって、引き続き国内に生活の本拠を有していれば、保護を継続する。しかし、海外渡航した被保護者は渡航費用を支出できるだけの額の、本来その最低生活の維持のために活用すべき金銭を有していたことになるので、当該渡航費用のための金銭を収入認定すべきであるという問題が生じる。

２　収入認定について

（１）上記のとおり、渡航費用については収入認定をすることとなるが、以下の目的で概ね２週間以内の期間で海外へ渡航する場合には、その使途が必ずしも生活保護の趣旨目的に反するものとは認められないため、渡航費用の全額を収入認定しないものとして差し支えない。

・親族の冠婚葬祭、危篤の場合及び墓参
・修学旅行
・公的機関が主催する文化・スポーツ等の国際的な大会への参加（選抜又は招待された場合に限る。）
・福祉的就労をしている者の職場旅行

・その他、社会通念上やむを得ないと実施機関が判断した場合

この場合、保護費のやりくりによる預貯金等で渡航費用を賄う場合には課長問答３の18により、他からの援助等で賄う場合には次官通知第８－３－（３）－エに該当するものとして認定を行わないものである。

（２）上記以外の目的で海外渡航をした場合（例：観光旅行、職場の親善旅行、治療目的の海外渡航等）には、その使途が生活保護の趣旨目的に反することとなるため、渡航費用の範囲内で収入認定を行う。

収入認定額は、当該渡航費用（宿泊費及び交通費）が世帯の最低生活費（医療扶助・介護扶助を除く）の概ね３ヶ月分を超えているか否かを一つの目安として判断する。つまり、渡航費用が著しく高額であり社会通念上認め難いと考えられる場合はその全額を、そうでない場合は当該渡航期間中（出国日の翌日から帰国日の前日）の生活扶助相当額（基準生活費及び加算）についてのみ認定を行う。

なお、この場合の取扱いは保護費のやりくりによる預貯金等で渡航費用を賄う場合に限られる。他からの援助等で渡航費用を賄う場合には次官通知第８－３－（３）－エに該当しないものとして、援助等の全額を収入認定する。

３　医療扶助の取り扱いについて

海外での医療費については支給しない。ただし、２（１）にあてはまる場合であって、事情により「海外旅行保険」に加入できなかった場合等やむを得ない場合は、国民健康保険における海外療養費の取扱いに準じて支給して差し支えない。

４　移送費について

渡航者の生活移送費は、海外渡航の理由が局長通知第７－２－(7)の支給事由に該当する場合（海外在住の親族が危篤状態でありそのもとに行くなどの場合）には、出航地（成田空港など）までの交通費は支給対象となるが、そこから先の航空運賃については支給できない。

５　保護の停廃止について

１　基本的な考え方　で示したとおり、単に海外渡航したことのみをもって保護の停廃止をすることはできなくなった。しかし、このことはあくまでも海外渡航が「一時的かつ短期」の場合であり、渡航期間が概ね２ヶ月を超えた場合、渡航の目的や帰来可能性を十分に考慮したうえで、保護の停廃止を行うことは可能である。このことは、たとえ日本国内にアパート等の居住地が残されていたとしても同様であり、保護の停廃止の理由は「国内における居住実態がないため」等とする。

６　その他

渡航に先立ち、渡航先（宿泊先）、渡航目的及び日程並びに費用及びその捻出方法等について記載した書面を提出させること。その内容により渡航費用について収入認定を行うと判断し、かつ本人が実際に渡航した場合は、渡航費用に係る領収書等の挙証資料を帰国後に提出するよう指導する。また、保護費が口座払いになっている場合には、本

人が帰国したことを確認するまでの間は保護費の支給を窓口払いに変更する。
　なお、事前の届出がなかったとしても上記の取扱いを行うとともに、今後必ず事前の届出を行うよう指導すること。

（参照）問３－９　問８－34
課長問答　第３の18
別冊問答集　問10－22～24
被保護者が海外に渡航した場合の取扱いについて　事例集・通知集
（平成２１年１１月　東京都保護課発行）

（第８－37）　**保護廃止の際の要否判定に用いる基準及び収入**

　保護廃止の際の要否判定は、保護開始時とは異なり、当該時点において現に生じている需要に基づいて認定した最低生活費と収入充当額との対比によって行うものとされている。
　この「現に生じている需要に基づいて認定した最低生活費と収入充当額」について説明されたい。

　保護開始時の要否判定に際しては、最低生活費の認定及び収入認定に係る控除の適用に当たり、臨時的需要に対応するもの及び主として自立助長を目的とするものは対象外とする取扱いになっている。臨時的需要や自立助長目的部分を適用対象としないのは、保護開始時の要否判定が、その世帯が生活に困窮しているかどうかの判断であるからである。（なお、停止解除による再開時の要否判定の際は、臨時的需要を含めて判定する。）
　一方、保護廃止時の要否判定は、保護受給中に保障されているところの最低生活基準を上回る状態が継続するか否かの判断であり、保護開始時の要否判定とは異なる側面をもつ。つまり、現に保護受給中の世帯については、「保護の実施要領の定めるところに従い当該時点において現に生じている需要に基づいて認定した最低生活費と収入充当額との対比によって判定するもの」である。
　したがって、廃止の要否判定を行う時点で、当該世帯の現実の需要に臨時的需要や自立助長目的費用が認められるとすれば、要否判定の際の基準に含めなければならない。
　具体的には、開始時の要否判定の対象としない生活扶助（移送費、被服費、家具什器費、配電設備費）住宅扶助（敷金、住宅維持費）等も、現に需要がある限り、世帯の最低生活費として認定して、廃止時の要否判定を行う。生業扶助［技能修得費（高校等就学費）］についても、当該時点で実際に計上すべき額は認定したうえで、最低生活費に加えること。
　また、収入認定に係る控除の適用の際には、基礎控除は１００パーセント適用し、未成

年者控除、特別控除等も実施要領の規定に基づいて認定する。

結局、廃止時の要否判定の際には、保護受給中の世帯に対する場合と同様の最低生活費の認定及び収入認定に係る控除の適用を行ったうえで、判断することになる。

なお、世帯分離の見直しを行う場合で、世帯全体における要保護性の判断を必要とするときも、保護受給中の世帯に対する要否判定であることから、廃止時の要否判定の考えに基づいて行うこととなる。

基準	１類・加算 介護保険料 一時扶助	２類 冬季加算 期末一時	家賃・間代 敷金・住宅維持費 契約更新料　外	教育基準 (教育扶助･就学扶助※)	介護保険自己負担限度 医療費高額療養費 医療費（３割）国保料

※生業扶助［技能修得費（高校等就学費）］

収入認定	基礎控除１００％ 特別控除 不安定就労控除

（問８－38）　**保護廃止の際の要否判定と扶助費の計算及び廃止の時期**

（２００７増補改訂版）

以下の事例の場合、保護の廃止日および廃止月の扶助費の算定はどうなるか。

１　収入増による廃止の場合

２　保護受給中の世帯から世帯員が１名、月の中途で転出した場合

１　保護受給中に就労を開始し、収入認定額が保護の基準を上回るようになった場合

保護廃止の要否判定を行う時期は、その世帯が保護を要しなくなる時期は何時かによって判断する。事例の場合、当該新規就労による収入を受領した日に初めて保護を要さなくなるのであるから、給与受領日当日に要否判定を行い、保護否であれば給与受領日付で廃止とする。保護継続中に月々の収入認定を１日付で行い、程度の決定を行う収入認定とは異なり、給与受領月の１日に遡って廃止することは認められない。なお、月の下旬に収入があり、その収入を翌月の生活費に当てる場合は、翌月１日付で収入認定、廃止とする処理も可能である。

保護廃止の際は、世帯が就労収入により安定した生活を送れるよう、自立助長の観点から検討、決定することが求められる。

また、就労を継続している者が増収したことにより、保護を要しなくなるときも同様である。年金受給開始による廃止の場合も、遡及支給分に対する法第６３条の適用処理の他は、この事例と同様に考え、年金支給日を廃止日とする。

６月５日に就労後最初の収入があった場合

世帯の最低生活費　……　１３０，０００円

収　入　認　定　額　……　１４０，０００円

要否判定及び廃止日

１３０，０００円　＜　１４０，０００円

６月５日付廃止

要返還額

１３０，０００円－（１３０，０００円×４／３０）＝１１２，６６７円

２　保護受給中の世帯から世帯員が１名、月の途中で転出したため、当該世帯の収入が保護の基準を上回るようになった場合

６月３日に世帯員１名が転出し、転出者以外の者が収入を得ており、転出後は保護基準を上回る収入がある世帯に変わった場合

３人世帯の場合の最低生活費　……　２００，０００円

２人世帯の場合の最低生活費　……　１３０，０００円

収　入　認　定　額　……　１４０，０００円

要否判定及び廃止日

１３０，０００円　＜　１４０，０００円

６月４日付廃止

扶助費の計算

６月正当扶助分

（２００，０００円－１４０，０００円）×３／３０＝６，０００円

６月分既支給扶助額　２００，０００円－１４０，０００円＝６０，０００円

要返還額　６０，０００円－　６，０００円＝５４，０００円

（問８－39）　**定期的な収入のある者の月の途中廃止**

年金収入のある単身居宅の高齢者が養護老人ホームへ月の途中で入所したため、保護が廃止となった。

廃止の月の扶助費を決定する際、この者の年金収入をどのように認定するか。

ホーム入所の日　　６月８日
居宅の保護基準　　１２０，０００円
年　金　月　額　　９０，０００円
６月分当初扶助額　　３０，０００円

年金収入のうちＤについては、ホーム入所後の生活のために使うべき部分であり、そのように考えるからこそ保護廃止が可能となったものである。また、廃止に伴う返還金については、当初支給していた扶助費のうちＢの部分だけを返還させることになる。

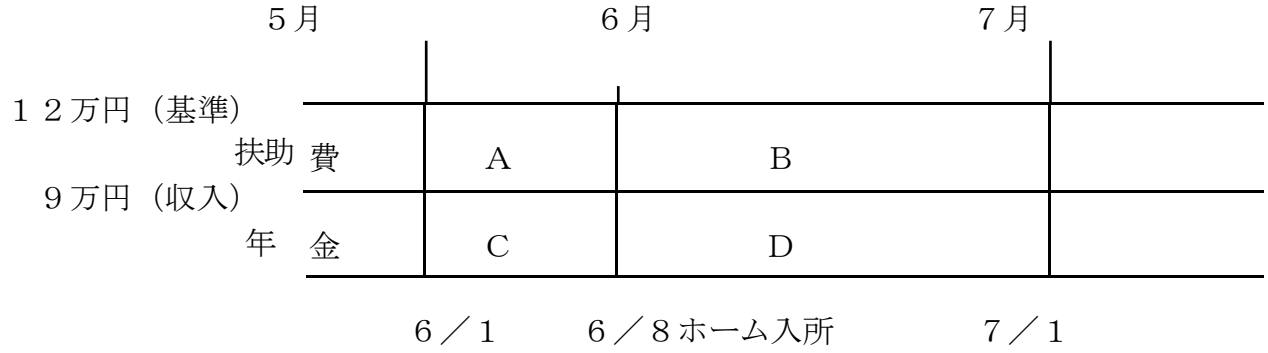

老人ホームへの入所が６月８日であることから、入所の日から保護を要しなくなったと考え、保護廃止日を６月８日とすると、１日から７日までが保護を要する状態にある期間である。（老人福祉法と本法の適用との整合性を考えれば、６月８日付保護廃止となる。ただし、ホーム入所日に医療扶助による通院治療を行う場合等も考えられるため、ホーム入所日の翌日付廃止の取扱いも認められる。）

この世帯の６月分の最低生活費の額

$$120,000 \times \frac{7}{30} = 28,000\text{円（A＋C）}$$

保護適用期間中に認定すべき収入

$$90,000 \times \frac{7}{30} = 21,000\text{円（C）}$$

したがって、6月分扶助額は、次のとおりとなる。

$$(120,000 - 90,000) \times \frac{7}{30} = 7,000\text{円（A）}$$

要返還額：２３，０００円（B）

（問８－40）　**医療費自己負担金のある者の月の途中廃止**

１　医療費自己負担金のある単身者が、月の途中で死亡廃止となった場合。
２　医療費自己負担金のある単身者が、月の途中で死亡以外で廃止になった場合。
（親族の引取等）
この場合、自己負担金の計算はどうなるか。

１　自己負担金の日割り計算による変更は行わず、単に、死亡日の翌日をもって廃止の決定を行うのみである。

自己負担金（本人支払額）は、当該月に予定される医療扶助の総額に対して自己負担すべき金額であり、月の当初においてあらかじめ確定されているものである。つまり、医療単給世帯の医療費を除く最低生活費は当該世帯の収入によって当初から確保されているわけで、医療費の需要とそれに対する支払い能力との関係で医療単給による保護を受けていたに過ぎない。

したがって、当該月の医療扶助の適用期間が結果として短縮したとしても、単身者の死亡廃止の場合は、あらためて自己負担金を再計算する必要はなく、廃止日以降の医療扶助の適用を中止するのみでよい。（死亡により最低生活費が減少したものとして、本人支払額を増額するための保護の変更決定等を考慮する必要はなく、また、医療扶助の適用期間がひと月に満たなくなったとして、本人支払額を日割り計算し減額変更のうえ金銭給付による調整を行う必要もない。）

なお、その月に受けた医療の総費用が結果として本人支払額を下回っているときには、医療機関が本人から医療費を過大に支払を受けたのであるから、医療機関においてその差額を本人（相続人）に返還すれば足りるものである。

２　最低生活費及び収入認定額を保護受給期間に応じて日割り計算し、本人支払い額を減額変更する。死亡の場合とは異なり、収入は廃止後の生活に充てられるものであるから、変更を要するものである。（問８－39参照）

（問８－41）　**保護費未受領での、所在不明による保護廃止**

１　事務所払いにより保護費を支給していた単身の被保護者が、支給日を過ぎても保護費を受け取りに来なかったので、家庭訪問したところ、アパートは既に引き払われていることが分かった。その月分の保護費の取扱いはどうなるか。

２　保護費を振込払いにより支給している世帯が、前月中にアパートを引き払っていることが判明した。転居先不明で当該世帯の被保護者との連絡もつかず、所在の確認が全くできない場合、既に支給日を経過して振り込まれた当月分の保護費はどのようにすべきか。

生活保護法第６１条において、被保護者は生計状況の収支報告のみならず、「居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない」ものとされている。したがって、被保護者の長期不在や転居の際には事前に福祉事務所に必要な届出を行なう旨の周知徹底が求められる。

しかしながら、被保護者が突然転居等により、所在不明になってしまった場合には、（保護の要件及び必要性の有無を明らかにするために）転居先や所在確認のための努力を実施機関としても行なうべきである。それでもなお、実態が把握できない場合には、職権による保護の停廃止について検討すべきことになる。

１　月の途中で無届けのまま転居した場合の取扱いは、転居事実の確認時点及び経過等によって異なる。具体的な処理方法は個々の事例ごとに判断する必要があるものの、当該月については一旦停止の処理を行ないつつ事態の把握に努め、翌月初日をもって保護廃止の決定を行うことが考えられる。

設問の場合は、保護費が事務所払いであったことから、当該月分の保護費が被保護者に支給されていない状態のままである。被保護者自身が保護費を受領に来なかったということから、当該月における保護の適用を要さなかったものと解すると、その後の連絡がない場合には、当月初日をもって保護廃止とする決定を行うこととなる。

したがって、その月分の保護費については、支払の必要がない。

２　前月中にアパートが引き払われ、音信不通でまったく連絡がとれない等、保護の受給要件が確認できない場合には、速やかに保護の廃止決定を行うこととなる。

受給要件を失ったことによる廃止決定を当月初日付で行なうとするならば、当月分の保護費については、受給する根拠なく振り込まれたものになるため、民法上の不当利得となり、保護を受けていた者からの返還を求めることになる（なお、前月分については、支給日時点で要保護状態であったと認められるならば、不当利得となり得ず、事情によっては法８０条免除の対象とすることができる）。

保護費の返還手続については、問１１－12を参照のこと。

（問８－42）　**自己都合による退院ケースの取扱い**

入院中の被保護者が入院先の医療機関から自己都合退院した場合の取扱いについて示されたい。

入院中の被保護者が入院先の医療機関から自己都合退院した場合、概ね２つのケースが想定される。１つは退院後の帰来先が確保されている場合で、退院後に入院前の居宅や出身世帯の住居に戻って、日常生活そのものは継続される場合である。もう１つは退院後の帰来先がなく、退院と同時にホームレス状態になってしまう場合である。

被保護者の医療機関への入院は、福祉事務所の助言及び指導のもとに、指定医療機関への委託によって行なわれる。指定医療機関は「懇切丁寧に被保護者の医療を担当しなければならない（法第５０条第１項）」ものであると同時に、「被保護者の医療について、都道府県知事の行なう指導に従わなければならない（同条第２項）」ものとされている。

一方、被保護者もまた、保護の実施機関が行なう「保護の目的達成に必要な指導又は指示（法第２７条）」に従うことが求められる。被保護者が実際に療養を中断して退院した場合には、自己都合による退院に至る経緯を十分考慮する必要があるものの、実施機関は療養継続及び治療専念すべき旨の指導を行なうとともに、必要な指示を行なうべきである。

帰来先のある被保護者については、在宅（通院）治療の可否及び転院指導等の余地の有無を検討したうえで、具体的な療養指導についての指導及び指示を行なうことが望ましい。

また、帰来先のない被保護者については、居所の確保について相談があった場合には、必要な援助を行なうとともに、療養の継続についても具体的な指導及び指示をされたい。

いずれの場合であっても、自己都合による退院（無断退院を含む）の事実のみをもって、直ちに保護の要件を欠くことにはならないものであって、退院によって現実に生じている困窮状況をあらためて調査把握したうえで、被保護者自身がどのような対処をすべきかについて、必要な相談及び助言を行なうことが基本的な対応である。

なお、保護の要件を確認するために行なった検診を忌避した場合には、職権によって、法２８条第４項に基づく申請却下又は保護の停廃止を行なうことが考えられるが、単に療養指導に応じないことをもって、直ちに職権廃止を行なうことは適切ではない。

保護の要件を欠く場合には、所定の手続きをとったうえで、本人に対し保護の廃止等の理由について説明を行なうとともに、書面による廃止等の通知を行なうことが求められる。

（問８－43）　**自己都合による退所ケースの取扱い**

居住地を失った状態で保護を開始された者が、第２種社会福祉事業による無料低額宿泊所（通称宿泊所）・旅館業法に定める簡易宿所（通称ドヤ）などから、無断で退所した場合の保護の廃止等の取扱いにあたっての留意点を示されたい。
また、保護施設入所の場合との取扱い上の違いについても示されたい。

宿泊所や簡易宿所から無断で退所すること自体には、様々な動機や経緯が含まれているものであるから、そのことをもって、直ちに保護の要件を欠くことにはならない。したがって、退所によって現に生じている困窮状況について、あらためて調査把握したうえで、どのように対処すべきか必要な相談及び助言を行なうということが基本的な考え方である。

しかしながら、例えば保護の目的を達成するために更生施設等に入所させていた被保護者が、寮則違反により退所させられた場合や、自己都合退所した場合を考えたとき、委託保護を行なって、被保護者をそれらの施設に入所させることによってはじめて自立助長も含めた保護の目的そのものが可能となるという点をふまえて検討すると、退所した場合には保護の要件を欠くことも想定される。このような場合には、保護施設からの自己都合等による退所者に対して法第６２条３項に基づく保護廃止（停止）を行なうこともあり得る。

一方で、宿泊所及び簡易宿所等を利用して保護するのは、現に居所を持たない者のために、主に居所確保を目的とした便宜的方策として入所させていることから、退所したこと自体を理由に保護を廃止することは適切でない。また、この場合に法第６２条３項に基づく保護廃止（停止）はできないものと解される。

被保護者が入所先を無断退所した場合には、保護施設、宿泊所及び簡易宿所のいずれであっても、まず前提となる保護の要件及び必要性の有無を確認し、そのうえで引続き保護を行なうか否かについて判断することになる。

なお、被保護者に対しては、入所前に、各入所施設の保護適用上における取扱いとその位置付けについて、事前に十分説明を行なうことが望ましい。

保護を受けて入所した施設を無断退所した者が、退所後まもなく福祉事務所に来所した場合、「失踪」・「行方不明」等を理由とした廃止処分をすることはできない（廃止理由が事実を反映していないことが明らかな場合には、廃止処分決定は無効と解される）。

また、明らかに保護の要件を欠くに至った者であっても、所定の手続きをとったうえで、保護の廃止理由について説明を行い、書面による廃止処分通知を行なうことが求められるので、留意すること。

（問８－44）　**長期不在ケースの取扱い**

１　６月２５日に訪問調査を行ったところ、５月１５日にアパートの荷物が搬出され、契約も解除したことが家主の説明から判明した。なお、転出先は不明である。
保護費は６月分まで口座に振り込まれており、すでに引き出されていた。

２　３か月連続して訪問調査をおこなったが、いずれも不在であった。家主の話では、家賃は支払われているが、ここ４か月姿を見かけていないということであった。なお、保護費は口座払いとなっており、銀行口座から毎月引き出されている。

１　この事例のように、転出が明らかであり、所在が不明となった場合には、転出が確認された５月１６日付で保護の廃止を行い、５月分保護費の日割りを行った上、５月過払い分は戻入あるいは法第８０条により返還免除を行う。また６月分については、不当利得として地方自治法施行令第１５９条により戻入処理を行う

２　この事例のような場合に、所在不明となった被保護者を直ちに保護廃止とすることは適切でない。福祉事務所に対して届け出をしなかったという瑕疵が当該被保護者にあり、事実長期間不在にしていたとしても、生活の本拠が失われているとは言えず、それだけを理由に廃止処分はできない。
保護費が口座払いであった場合には、事務所払に変更して連絡を待ち、おおむね２か月間連絡がない場合は、前月１日に遡って保護の停止処理を行なう。停止後６か月を経過しても連絡がない場合は保護廃止とする。

(注)　上記の場合の停廃止通知は、保護を実施する住所地宛てに配達証明で郵送し、「受取人なし」で返送された通知を封書ごと保管しておくことが望ましい。

（問８－45）　**単身者の被保護者が死亡した場合の保護費の取扱い**

１　月の中途で死亡し、当月の死亡日以降分の保護費が口座に残っている場合

２　月末に死亡し、既に振り込まれた翌月分の保護費が口座に残っている場合

３　前月に死亡していたことが後日判明し、前月の死亡推定日以降分とその翌月分（当月分）の保護費が口座に残っている場合
以上の保護費の取扱いについて示されたい。

１から３の場合における保護費の取扱いについては、それぞれ次のとおりである。

１　単身の被保護者が死亡した場合、死亡者に対して地方自治法施行令第 159条による返還および法第80条による返還免除の決定を行うことはできない。死亡の翌日付けで保護を廃止するのみであり、残余の保護費は、すべて遺留金として処理することとなる。

２　通常月（※）の月末に単身の被保護者が死亡した場合、その時点で口座の残額は相続されて相続人のものとなるが、その中に翌月分の保護費が含まれている場合には、民法上の不当利得となり、相続人に対して返還を求めることとなる。
※ここでいう「通常月」とは、当月分保護費を月初に支給する月のことをさす。

３　前月分保護費は上記１により、その翌月分（当月分）保護費は２により、それぞれ処理することとなる。

（問8－46）　**辞退届の取扱い（２００７増補改訂版）**

被保護者から、「就職が決まったので、生活保護を辞退したい」との申し出があり、辞退届が提出された。こうした場合、直ちに保護を廃止すべきか。

保護の廃止とは、基本的に、要否判定の結果否となる収入が継続する場合や、法第２７条による指導指示に従わず、弁明の機会を付与しても合理的な弁明がなされなかった場合等、被保護者が保護の受給要件を満たさなくなったときに職権をもって行うものである。
設問の例のように、就労先が決まり、仮にその給与収入によって保護が否となる場合であっても、実際に給与が入金されるまでは要保護状態が継続するものであるし、給与収入

の増によっても当該世帯の最低生活費に達しない場合には、引き続き保護の受給要件を満たしていることになる。また、被保護者の中には生活保護制度について十分な知識をもっていない者も少なくない。したがって、保護の受給要件を満たしている被保護者から保護辞退の申し出があったからといって、それをもって直ちに保護を廃止することはできない。

辞退届の提出を受けた実施機関は、被保護者に直接面接するなどして、少なくとも以下の点について調査検討しなければならない。

・ 被保護者が保護の受給要件や廃止事由等を正しく理解しているか
・ 保護受給が継続できることを認識した上で任意かつ真摯に辞退を申し出ているか
・ 保護廃止によって被保護者が急迫した状況に陥るおそれがないか

なお、保護の受給要件を満たしている被保護者に対して実施機関の側から辞退を勧めることは、法で保障された保護受給権の侵害につながり、許されない。

（問8－47）　**急迫した要保護者を発見した場合（２００７増補改訂版）**

本人が申請の意思を示してはいないが、急迫した状況にあると思われる要保護者を発見した場合の取り扱いを示されたい。

法第２５条第１項は、要保護者が急迫した状況にあるときは、実施機関は本人の申請を待たずに（本人の意思にかかわりなく）すみやかに職権を発動して保護を適用することを義務づけている（法第４条第３項の規定から、その者が保護の要件を欠いている可能性がある場合も同様である）。したがって、社会通念上放置し難いと認められる状況にある者を発見した場合は、たとえ本人が生活保護を受けることを拒否する意思を表明したとしても、職権をもって保護を適用しなければならない。

また、保護申請を行った者が社会通念上放置し難いと認められる状況に陥った場合は、資産調査等が未済でまだ保護の要件が確認できていなくても、すみやかに開始決定を行う必要がある。その後の調査の結果、保護の要件を欠いていることが分かった場合には、法第６３条を適用して保護費の返還を求める。

なお、面接相談等において、相談者が保護の受給要件を満たしていると思料される場合は、急迫した状況にあるか否かを問わず、実施機関の側から進んで申請を行うよう助言する必要がある。

昭和２５年５月２０日発社第４６号厚生事務次官通達「生活保護法の施行に関する件」

第９　保護決定上の指導指示
及び検診命令

第９章　保護決定上の指導及び検診命令

この章で扱う事項

保護の申請時の助言指導及び開始時の指導指示について
・保護申請時の助言指導　・・・問９－１
・保護開始時の稼働能力活動の指導指示ほか　・・・問９－10

保護施設入所者への指導指示について
・保護施設入所時における指導指示　・・・問９－７
・保護施設利用者への指導指示ほか　・・・問９－８、11

法第２７条に基づく指導指示について
・法第２７条に基づく指導・指示　・・・問９－２～６

法第２７条の２に基づく相談助言について
・法第２７条の２に基づく相談・助言　・・・問９－９、12
・自立支援プログラムによる自立助長の促進　・・・問９－15

自立更生計画書の取扱いについて
・自立更生計画書の作成及び取扱いについて　・・・問９－13、14

検診命令の取扱いについて
・検診命令の取扱い、検診費用について　・・・問９－16～18

キーワード

【保護決定実施上の指導指示】

生活保護の決定実施は、要保護者の自立更生の意志及び意欲を尊重しつつ、支援を行う担当職員との相互信頼関係に基づいた要保護者自らの積極的協力を得ることにより、法の目的とする最低生活保障及び自立助長を実現することができるものである。

したがって、法令上の権限を用いる以前の段階において、相談や助言、具体的な援助方法の提案などを通じた相互の話合いによって、要保護者が自発的に生活保護制度に対する理解を深め、一層の自立更生に向けて努力を積み重ねていくことが望ましい。

しかしながら、要保護者の任意の協力を常に得られるとは限らない。必要な協力が得られない場合であっても、法の適正な執行ができなければ、公平公正な制度といえない。

そこで、法は、実施機関に対して、要保護者の資産状況、健康状態等を調査するため立入調査及び検診命令の権限を与え、要保護者がそれに従わない場合は、保護の申請を却下し、保護の変更、停廃止を行うことを認めている（法第２７条）。他方、被保護者に対しては、生活上の義務（法第６０条）、届出の義務（法第６１条）、入所又は入所委託の決定に対する受忍義務（法第６２条第１項）、管理規定遵守義務（法第２８条第２項）を課している。実施機関は、被保護者がこれらの義務を果たしていない場合その他保護の目的達成上必要があると認められる場合には、必要な指導・指示をすることができ、被保護者には、この指導・指示に対する受忍義務が課されている（法第２７条、法第６２条第１項）。

なお、文書で行った指導・指示に被保護者が従わない場合には、弁明の機会を与えたうえで、保護の変更、停止又は廃止をすることができる（法第６２条第３項、第４項、法施行規則第１９条）。また、これらの規定とは別に、実施機関は、要保護者からの求めに応じ、自立を助長するために相談及び助言をすることができる（法第２７条の２）。

第９　保護決定上の指導指示及び検診命令

（問９－１）　**保護の申請受理の時期（２００７増補改訂版）**

１　生活に困窮しているとして相談に来所した者が、すぐに保護申請書を提出したいと申し出た。この場合、直ちに保護申請書を渡して保護の申請を受理しなければならないか。

２　上記１の事例において、相談に応じている中で、生活保護の適用を検討する必要が生じてきた。しかし、相談者は、資産、収入等を明らかにできる書類を何一つ持ってきてはおらず、要保護性の確認が不十分と判断されたため、日を改めて必要な書類を再度持ってくるように指導しようとしたところ、「保護の申請だけは今日のうちにしておきたい。」との申し出があった。

このような場合には、即日、申請書を受理すべきであるか。

１　生活保護の申請は、国民の権利である。したがって、相談者の保護申請の意思を確認したときは、保護申請書（書式）を交付し、申請を受け付けなければならない。ただし、相談を受ける時は、生活保護制度の仕組みを説明し、要保護者の理解を得ることが重要である。つまり、保護申請後には、資産・収入状況等受給要件の調査把握とその確認が行われること、また、生活保護を受けることになった場合の被保護者の権利及び義務等について、相談及び申請の段階で周知しておく必要がある。開始時調査を円滑に進め、また制度の説明不足から生じるトラブルを避けるために、相談及び申請段階での十分な説明が欠かせない。「福祉事務所に生活保護の適用を求めて相談に行ったが、なかなか申請書を渡してくれなかった。」というような誤解を相談者に与えないように配慮した上で、制度の説明を行う必要がある。

また、相談者が実施機関の担当者の説明や助言指導に対して納得せず、これと異なる見解を主張したとしても、これを理由として生活保護申請書を交付せず、保護の申請を受理しないことは、保護申請時の助言指導として許容される範囲を逸脱するものである。

特に、扶養援助については、要保護世帯の収入資産調査と異なり、保護受給するにあたっての前提要件ではない。保護が開始された後に、被保護世帯の理解を得ながら実際に扶養の期待可能性がある親族への扶養調査を検討することとしても、扶養についての要件確認は十分可能である。

生活保護の相談・申請のために福祉事務所を訪れる人は、経済的な困窮に加えて、さまざまな精神的な悩み、生活上の問題を抱えていることが多く、こうした相談者の置かれている状況を理解し、懇切丁寧な対応が望まれるところである。

なお、保護の相談段階では、申請者は被保護者ではないため、福祉事務所は法第27条による指導・指示はできない。また、法第28条による検診命令や扶養義務調査を行うことはできず、法第27条の２による助言・援助を行うのみである。この助言・援助は行政手続法にいう「行政指導」には当たらないものとして整理されている。

２　本設問は、相談者が資産、収入等を明らかにできる書類を何一つ持って来ていないため、明確な申請意思がありながらも、保護決定に伴う調査に必要な書類を直ちに添付することができない場合である。

このような場合、福祉事務所としては、提出された保護申請書は即日受け付けすると同時に申請者対して、速やかに必要な書類を提出するよう求めるという対応が望まれる。

その場合、必要な書類の提出に日時を要することも考えられ、結果的に開始又は却下の決定通知が法定期間（１４日間）を経過してしまうという事態も想定されるが、その場合には、その間の事情を保護開始（却下）決定通知書の法定期間経過理由として明記する必要がある。

（注）生活保護法第2条は、すべての国民に対し、保護を請求する権利（保護請求権）を無差別平等に保障している。

行政手続法第7条では、行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない、と定められている。

（問９－１-2）　**保護申請書の書式及び口頭による保護申請について**
（２００７増補改訂版）

保護申請は定められた書式でなければならないのか。また、必ず書面により行わなければならないのか。

保護申請は、法の規定やその趣旨から、必ず定められた方法により行わなければならないというような要式行為（一定の方式を必要とする法律行為。又、法律が書面の作成を勧奨しているだけのものは要式行為でない。）ではない。このことから、便箋等による保護申請も有効である。したがって、保護申請にあたって提出された書類に必要事項（氏名、住所、生年月日等）さえ記載されていれば、たとえそれが定められた申請書によって行われたものでなくても､申請として受理するべきものとなるので留意すること。また、申請書の提出自体も申請の成立要件ではない。このため、申請は必ずしも書面により行わなければならないとするものではなく、口頭による保護申請も認められる。なお、口頭で保護申請を受けた場合、実施機関としては書面で提出することを求めたり、申請者の状況から書面での申請が困難な場合等には、実施機関側で必要事項を聞き取り書面に記載したうえで、その内容を本人に説明し署名捺印を求めるなど、申請行為があったことを明らかにするための対応を行う必要がある。

(注)行政手続法第７条によれば、行政庁は、申請書の記載事項に不備がある場合など、形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請者に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない、とされている。

相談室（生活と福祉　２００５年１月）参照

【電話での保護申請及び郵送による保護申請について】（参考）

電話での保護申請の際に問題となるのは、電話で申請している者が誰なのか、その者が本人であるのかについて確認が必要な点である。この点が明白であれば、申請者本人は保護の申請意思があるからこそ、電話連絡をしてきたのであり、現実に電話による応答で申請の意思表示を行っているならば、有効な保護申請と考えられる。

郵送による保護申請も、郵送の差出人（申請者）が管内に居住しており、本人の意思によって書かれたものであることが確認できるならば、同様に有効な申請と考えられる。

いずれの場合も、申請者に来所による申請書の提出ができない事情があるならば、保護の実施機関は、その理由を確認し、必要に応じて訪問面接を行う等の方法により、改めて本人の申請意思及び困窮状況等を確認する必要がある。

（問９－２）　**法第27条に基づく口頭による指導の内容を書面で交付した場合**

病状把握の結果に基づいて、被保護者に対して就労指導を口頭で行ったところ、被保護者から、その内容を文書にしてほしいとの申し出があった。

このような場合、ケースワーカーは、文書を交付すべきか。

また、交付した場合に、この文書は、「法第27条に基づく文書による指導」としての性格を持つことになるのか。

法第27条に規定する指導指示を行おうとする場合には、通常、まず口頭による指導指示が行われることとなるが、これは行政指導と位置づけられるものである。

したがって、病状把握の結果に基づいて、被保護者に対して就労指導を口頭で行い、その指示について書面の交付を求められた場合は、これに応じる必要がある。

次に、当該交付文書の性格だが、そこに記載された指導指示に被保護者が従わない場合でも、不利益処分に至らないという意味でそれ自体が処分性を有しないものである。これに対して、法第27条に基づく文書による指導は、その違反を理由として、法第62条第３項の規定による保護の変更又は停廃止の処分をおこなうことが可能となるものである。

したがって、当該交付文書は、法第27条に基づく文書による指導とはその性格を異にするものである。

【指導・指示文書（書面）の性格】

被保護者に対する２７条に規定する指導・指示の文書	被保護者に対する口頭による指導・指示を書面化したもの	要・被保護者からの相談に応じ、必要な助言を行うこと
２７条の規定に基づく	２７条の規定に基づく	２７条の２の規定に基づく
従わない場合には、不利益処分につながる	たとえ従わない場合にも、不利益処分にはつながらない	たとえ従わない場合にも、不利益処分にはつながらない
指導・指示の適法性や当不当が問われることも想定して、指導・指示に至った経緯、その必要性、理由、根拠等についてケース記録に明記しておく必要あり	指導・指示の正当性を確認しておくという点では左と同じ	本人の発意に基づいて行われるものであり、保護の決定・実施に関わらない
法定受託事務	法定受託事務	自治事務

（問９－３）　**法第27条に基づく文書指示**　**(平成２４年度修正版)**

法第27条に基づく文書指示を行うに当たって、留意すべき点等について、示されたい。

法第27条に基づく文書指示は、法第27条による指導指示を口頭で行っても、なお目的を達せられなかったとき（又は目的を達せられないと認められるとき）及びその他の事由で口頭によりがたいときは、文書による指導指示を行う。

さらに、当該被保護者が文書による指導指示に従わなかったときは、必要に応じて法第62条により所定の手続を経た上で、保護の変更、停止又は廃止を行うことになる。

法第27条に基づく文書指示は、これに従わない場合には、保護の変更、停止又は廃止という不利益処分を伴うという意味で強制力を持つものであり、その取扱いについては十分な注意が必要である。

１　文書を持って指導指示をなしえる事項

文書を持って指導指示をなしえる事項については、局長通知第９－２－（１）に示されているところである。個々で留意すべき点は、指導指示違反による不利益処分が有効に成立するためには、指導指示の内容が合理的であり、これに従わないことによって保

護の目的達成、保護の適正な実施が維持できなくなるという事情が認められなければならないことである。

2　指導指示の内容

指導指示はその事項を具体的に明示し、その履行すべき期日を指定し、又は期限を付すことが適当である。期限については、指導指示の内容に応じて適切に設定する必要がある。例えば、求職活動や就労についての指導指示を行う場合、一週間程度の期限では合理性があるとは言えない。

また、指示内容について、例えば「現在の就労を継続すること」など本人の努力以外の要素を含んだものは文書指示になじまないので留意する必要がある。

なお、指示に従わない場合には不利益処分（保護の変更、停止又は廃止）を行うことがある旨教示する必要がある。

3　指導指示に応じない場合の対応

当該被保護者が指導指示に従わなかったときは、不利益処分を課することができるが、原則として直ちに不利益処分の手続に移行するのではなく、例えば当人の不注意により

指導指示期限を経過したなど、再度指示すれば容易に達成できるような場合は、改めて文書による指導指示を行うことが適当である。指導指示に従わないことが明らかに意識的なものである場合や、再度指導指示しても従わないときは、不利益処分を課すべきである。

4　弁明の機会の供与

不利益処分を課すためには、必ず弁明の機会を与えなければならない（法第62条第４項）。弁明の機会の供与がない不利益処分は、手続的な要件を欠くものとして取り消しの対象となる。弁明の機会の供与については、不利益処分をしようとしている理由、弁明をすべき日時、場所等について文書によりあらかじめ通知しておく必要がある。弁明の内容は書面に記録し、さらに弁明の聴取は、地区担当員単独ではなく、査察指導員を含めた複数で行うようにすべきである。

5　不利益処分の時期

弁明日以降であれば、不利益処分を決定することが可能である。不利益処分の適用は、当該処分を行うことを実際に決定した日からとするのが原則であるが、あらかじめ履行の期限を定めて指導指示を行った場合には、その指定期日の翌日まで遡って適用することも可能である。

6　不利益処分の基準

指示違反を理由とした不利益処分を行う際の基準は、当該指示の内容が比較的軽微な場合は保護の変更、変更によることが適当でない場合は保護の停止を行うこととされている。

このうち、保護の変更は、複数世帯で稼働能力を活用しない世帯員を分離する場合(局

長通知第１－２－(1)による分離)が主に想定される。

保護の停止を行った場合は、改めて文書指示を出す。この結果、指示に従った場合は停止を解除する。従わない場合は、弁明機会設定の上、保護の廃止を行う。つまり、通常は指示違反を理由として直ちに保護を廃止することはできない。

直ちに保護廃止を行う際の基準は、次のとおりである。

（１）　最近１年間において当該指導指示違反のほかに、文書による指導指示に対する違反、立入調査拒否若しくは検診命令違反があったとき。

（２）　法第７８条により費用徴収の対象となるべき事実について以後改めるよう指導指示したにもかかわらず、これに従わなかったとき。

（３）　保護の停止を行うことによっては当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるとき。

(根拠)　課長問答第１１の１

７　理由付記の程度

処分の決定通知書の理由付記の程度は、単に根拠規定を示すのみでは不十分であり、どのような事実に基づいてどのような法的理由(処分の要件)により当該処分がおこなわれたのか相手方において十分認識し得る程度に示すことが必要である(平成１４年３月６日生活保護関係全国係長会議資料)。

現在、都内の全福祉事務所では決定通知書の発行が電算処理されており、処分理由はあらかじめ類型化されたものの中から選択するものと思われるが、形式的な理由付記にならないよう、注意する必要がある。

指示違反を理由とした不利益処分の場合、理由の付記が「指示違反による」や「生活保護法第６２条による」等では不十分であり、瑕疵ある行政処分としてそれだけで取消しを免れない。付記の程度において求められる「認定事実」及び「処分の要件」を十分に付記する必要がある。付記の一例としては、次のようなものが考えられる。

「生活保護法第２７条により○年○月○日に行った○○○○の文書指示に従わず、弁明の機会での弁明内容も理由がないと判断されるため、生活保護法第６２条に基づき、保護を停止します。」

（問９－４）　**就労指導のための文書指示**　　**（Ｈ２４年度修正版）**

就労阻害要因が無く、これまで口頭により就労指導を行ってきたが、再三の指導にもかかわらず求職活動をしない被保護者に対して文書指示を行いたいが、指示書の具体的文面を作成する上での留意点を教示されたい。

文書をもって指導指示を行うには、就労指導に係る文書指示も又他の内容に係る文書指示と同様に合理的であり、これに従わないことによって保護の目的達成、保護の適正な実

施が維持できなくなるという事情が認められなければならない。
また、具体的内容を明示し、履行すべき期日を指定することも同様であり、以下のように留意する必要がある。

1　合理的内容であること
①被保護者の職歴、年齢、社会適応能力及び病状把握に基づく就労の程度等を勘案し実現可能な範囲の職種等であること。
②事前に公共職業安定所等で把握した具体的な求人がある業種等であること。

2　具体的内容の明示
1に基づき具体的に実現可能な業種等を明示するか、被保護者の状況によっては業種を選ばずに求職活動を行うよう記載する。「就労を開始すること」自体を求めることは、本人の努力のみで達成できることではないので、指示内容として適切ではない。一例を挙げれば、次のような内容が考えられる。
「ハローワーク等を活用して、職種を選ばずに求職活動を行い、その結果を報告して、稼働能力を活用すること。」

3　期日の指定
求職活動の指示の履行状況を検証するには、一定の日時を要するため1週間等の短期間の期限設定は好ましくない。指導指示に違反したときに弁明の機会を供与することになるが、1週間等では求職活動期間として不十分であったと弁明された場合、社会通念上その弁明が不合理とは言い難いと考えられる。
概ね1カ月程度の期間の設定が望ましい。なお、6カ月等の長期間の期限設定も好ましくない。1に基づき把握した状態が変化する場合も考えられ、文書指示した当初の内容が合理性を欠く場合も起こり得る。

4　その他
被保護者が自己の職歴あるいは希望に固執している場合にも、1に基づき判断し2及び3の内容を記載して具体的な文書指示を行うことになる。

（問９－５）　**来所を求める文書指示**

被保護者の状況を訪問又は所内面接により把握したいが、訪問しても不在であり、不在連絡票に来所の指示をしても応答がない。文書による来所の指示をしたいが、どのような内容で行えばよいか留意点を示されたい。

文書をもって指導指示をなし得る事項については、局長通知第９－２－（１）に示されている。法第２７条に基づく文書指示は、これに従わない場合には、保護の変更、停止又は廃止という不利益処分を伴い強制力を持つものである。したがって、保護の目的達成、保護の適正な実施が維持できなくなる場合においてのみ文書 指示が可能である。

来所を求めることは、保護の実施に必要な事柄が不在等により確認できないため来所させた上で、必要な事柄を聴取するために実施することであり、単に面接できないという理由だけで文書指示は行えない。訪問調査等では不在等のため保護の目的達成、保護の適正な実施が維持できなくなる場合において、状況を聴取する必要があるときは、具体的な聴取内容を明示の上で、文書での来所指示を行うことになる。

具体的には、何らかの収入があったと思われる被保護者に収入申告書の提出を促すため再三訪問等により面接を試みたが不在で応答がなく、申告書等の提出がなされない場合、あるいは被保護者から連絡等がなく居住事実が判明しない場合等である。

文書による指示書は相手方に到達させなければならないが、必ずしも手交する必要はない。特別な理由がない限り文書による指示書が郵便受け等に投函された段階で到達したと考えることができる。ただし、その文書が明らかに福祉事務所等から送付されたものであることを知らせる必要があるので、区・市役所あるいは福祉事務所名の記載された封筒を使用する必要がある。

なお、期日の設定については、当日あるいは翌日等の直近日は好ましくない。被保護者の状況にもよるが、１週間ないし１０日程度の範囲が望ましい。

（問９－６）　**申告書類の提出を求める文書指示**

被保護者の収入状況を給与明細書等により確認したいが、収入申告書の提出及び挙証資料の提出を促してもなかなか応じようとしない。文書による申告書類の提出を指示したいが、どのような内容で行えばよいか留意点を示されたい。

文書をもって指導指示をなし得る事項については、問９－３で述べたとおりであるが、収入申告書等保護の要件及び程度の決定上、必要不可欠となる書類等の提出をしない場合には、文書指示を行う対象となり得る。これは、法第27条に基づく文書指示によって行うものである。したがって、これに従わない場合には、所定の手続を経たうえで、保護の変更、停止又は廃止という不利益処分を行うことができる。

ただし、単に、資産・収入の把握を必要とするのであれば、法第29条による調査を実施したうえで官公署に嘱託調査を依頼し、あるいは金融機関、雇用主からの報告を求めることができるので、これらの調査照会を別途行うことも併せて検討すべきである。もちろん、調査にあたって本人から同意書を徴することが必要となるのであれば、事前に同意書の提出を求めることになる。

調査にあたっての同意書の提出、収入申告書等の必要書類の提出のいずれも応じないの

であれば、法第27条に基づく文書指示を行う。

文書による指示書は相手方に到達させなければならないこと、期日の設定についてなどについては、前述の問９－５を参照のこと。

なお、法第28条第１項の規定による立入調査の拒絶又は妨害若しくは忌避による不利益処分（同条第４項）は、単に申告書類の提出に応じないことそのこと自体をもって、適用することはできないと解されている。このため、法第27条に基づく文書指示を行ってもなお、申告書類の提出等の指示に応じない場合には、弁明の機会を供与したうえで、再度指示事項の周知徹底を図り、それでも指示事項の内容が実現されない場合には、法第６２条第３項の規定により保護の変更、停止又は廃止を行なうことになる。

参照　課長問答　問７のⅡの１

（問９－７）　**保護施設入所時における指導・指示**

被保護者を更生施設に入所させようとしたところ、アパートでの居宅保護を強く希望し入所を拒否している。この場合、実施機関としては本人の希望をどこまで尊重する必要があるか。

また、あくまで入所を拒否するのであれば、保護の変更や停廃止を検討すべきと考えるが、その場合の手続き上の留意点について示されたい。

１　実施機関が保護施設への入所を行う場合に、被保護者の意に反して無理やり入所させることはできないという点について、留意する必要がある。これは、法第３０条第２項にも明確に規定されているところであり、強制力をもって入所指導すれば違法不当な指導指示として無効と解される。法の趣旨からすれば、保護施設への入所はあくまでも本人の意思に任されており、その決定を直接強制することまでは規定していない。その意味においては本人の選択を奪うものではなく、その決定を拒否した場合には、保護の変更、停廃止をすることにより入所決定そのものが消滅することになるものである。

２　保護の方法を検討する際に、例えば、現に住居を有していないという理由だけで居宅保護を行う余地がないと判断することは誤りである。しかしながら、被保護者が居宅保護を希望した場合であっても、金銭管理や服薬等の健康管理等の日常生活上の課題を自己管理できない、または具体的な支援体制が整わないなどの理由によって居宅生活が困難であると認められる状態のままで、居宅における保護の実施を行うことは適当でない。

実施機関は、被（要）保護者の状況、能力、活用できる社会資源の利用などを総合的に判断しながら、保護の方法を決定しなければならない。実施機関が、施設における保護によってはじめて保護の目的を達成できるものと判断した場合には、その理由を当該被（要）保護者に説明し、本人の同意を確認したうえで、必要な入所手続を行うことになる。

３　法第６２条は、実施機関及び保護施設が保護の目的を達成させるため、これに協力する被保護者の義務を規定している。上記のような検討をふまえ入所決定したにもかかわらず、本人が入所を拒否している場合には、どのようにすべきか。もちろん、保護の変更や停廃止が検討される場合もあり得るが、保護の変更や停廃止の処分を行う前に再度、保護の実施にあたって被保護者が遵守すべき義務を十分説明し、その履行を促すべきと考えられる。

それでもなお、義務の履行がなされない場合には、あらかじめ本人に、変更（または停廃止）処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所について、書面で通知したうえで、弁明の機会を提供し、その結果をふまえたうえで、必要な不利益処分を行うことになる。

（参照）平成１４年３月佐藤訴訟大阪地裁判決

（問９－８）　**保護施設利用者の管理規定遵守についての指導・指示**

保護施設に入所中の者が施設の管理規定に従わないため、保護の実施機関として停廃止を検討したい。手続き上の留意点について示されたい。

救護施設や更生施設等に入所している被保護者が、施設利用上守るべき規律等を定めた管理規定に従わない場合、実施機関は保護の変更、停止又は廃止をすることができることになっている。（法第６２条第２項及び３項）

この場合の管理規定は、「施設を利用する者が守るべき規律」等、保護施設の設置者が法第４６条に基づいて定めたものである。（ここでいう管理規定には、無料低額宿泊所の入居規約等は対象とならないことに留意する。）

また、法第４７条には「保護施設の義務」について、法第４８条には保護施設の長の義務や権限についても、それぞれ規定されている。

なお、被保護者に対して弁明の機会を与えずに法第６２条第３項による変更（又は停廃止）の処分を行った場合には、当該処分そのものが無効と解されるので、注意すること。

参照　問８－43「自己都合による退所ケースの取扱い」

（問９－９）　**法第２７条の２に基づく相談及び助言**

法第２７条の規定による指導及び指示との相違点は、どのようなことか。
また、相談及び助言を行う際の留意点について示されたい。

生活保護法第２７条の２は、相談及び助言に係る自治事務として、「要保護者から求めがあったときは、要保護者の自立を助長するために、要保護者からの相談に応じ、必要な助言をすることができる」と規定している。この場合の相談及び助言は、「本人の発意」があったときに行われるものであり、保護の決定及び実施に関わらない事務である。

一方、法第２７条に基づく「実施機関側の発意により行われる指導及び指示」は、「保護の決定及び実施に係る事務」であり、法定受託事務となることから、事務の性格が異なるものである。

なお、相談及び助言に係る自治事務の対象は「要保護者」である。要保護者については法第６条に規定しているとおり、「保護を必要とする状態にある者」であるから、ただ単に、相談窓口に来所して一般的な相談や助言だけを必要とする者は含まれない。

保護の相談段階では、相談者は被保護者ではないため、法第２７条による指導及び指示をすることはできない。すなわち、たとえ要保護者であっても、申請前の相談者に対しては基準内家賃の住宅への転宅を指導したり、居住用資産について保有の可否判断なしに売却指導をするなど、保護開始決定後の指導指示はできないことに留意する必要がある。

また、申請受理前に法第２８条による検診命令や法第２９条による資産及び収入等の調査を行うこともできない。申請書を受理する前の相談段階においては、生活保護の申請手続や他法他施策の活用等について法第２７条の２に基づく助言等を行うのみである。

（問９－10）　**保護開始時における稼働能力活用と保護の適用**

保護申請を行った者について、稼働能力調査のため、検診命令により医療機関での検診を行ったところ、健康上、特に稼働能力活用上の問題はない旨の検診書が提出された。

この者に対する保護の適用は必要ないものとして、申請を却下すべきか。

稼働能力の活用は、保護の適用にあたって要件となるものであるが、稼働能力の活用を行ってもなお、困窮状態の解消が見込めない場合には、最低生活基準を満たすことができない部分につき、必要とする程度において扶助を行うことになる。

したがって、稼働能力の有ることのみをもって、直ちに却下すべきとはいえない。当該申請者が要保護者であるか否かは、収入・資産の有無、住居の有無、就労の期待可能性と稼働能力の程度などから、総合的に判断すべきものである。

退院後まもなく静養が必要な場合や引続き通院の必要がある場合には、十分な稼働能力を活用できないために、例え就労したとしても、最低生活費を賄うことができないことも予想される。また、所持金を持たない状態で雇用先が確保されたとしても、現実に賃金を得られるまでの生活が事実上できないこともあり得る。

こうした事情をふまえずに、保護の適用を機械的に行なった場合には、居宅がある者が

ホームレスとなる危険や、ホームレス状態の者が疾病状態に陥るなど、困窮状況を加速度的に悪化させるおそれがあることを十分に察知し、適切な判断を行わなければならない。

稼働能力を有する申請者が、真に要保護状態であるか否かについては、面接相談や開始時訪問調査の結果を吟味したうえで、資産・収入等の状況を把握し、能力活用の余地などを検討しながら慎重に判断しなければならない。

なお、特別区の実施機関については、稼働能力を有する路上生活者から相談があった場合、事例によっては、別途、都区合同による自立支援事業（自立支援システム）の利用も可能であるので、本人の意思確認のうえ、併せて検討すること。（対象者については、「路上生活者緊急一時保護事業実施要綱」及び「路上生活者自立支援事業実施要綱」を参照のこと。）

（問９－11）　**保護施設入所者の自己負担分の納入**

保護施設（救護・更生）に入所している者に自己負担が生じる場合、保護施設の長は入所者に対して当該収入認定額の納入を求めることとなるが、入所者が納入を怠るときはどうすべきか。

保護施設（救護・更生）における被保護者の自己負担分については、保護の実施機関ではなく、保護施設の長にこれを納入すべきものであるが、この場合、現行法上別段の定めがないため、施設の長はこれを強制徴収し得るものと解することはできない。

したがって、被保護者が納入を怠った場合には、実施機関の責任において入所措置をとっているので、実施機関は法第27条及び第62条に規定するところに従い、入所者に納入を指導すべきである。

昭和30年１月20日付社発第38号厚生省社会局長通知

（問９－１２）　**就労斡旋依頼の取扱い　　（Ｈ２４年度修正版）**

被（要）保護者の就労斡旋を公共職業安定所長に依頼する場合の方法及び留意事項等について、示されたい。

就労可能な者について、求職のため公共職業安定所を活用させる場合は、「福祉から就労」支援事業及び就労支援員との連携によることが望ましい。しかし、そのいずれとも連携が出来ない場合は、被保護者については法第27条に基づき、被保護者の就労斡旋を公共職業安定所長に依頼する方法もある。

なお、この取扱いについては、東京労働局を通じて各公共職業安定所長にも連絡されているものである。

１　就労斡旋依頼の方法

(1)　様式

様式　（別添）

なお、特記事項欄には、被保護者の現況、指示経過、健康状態、就労意欲及び能力の程度、現在の環境等、就労斡旋業務の参考となる事項を詳記する。

(2)　手続

原則として、被保護者に (1)により作成した就労斡旋依頼書（必ず封をする）を持参させ、当該公共職業安定所長に就労斡旋を依頼するものとする。

なお、被保護者の就労について、特に希望がある場合には、あらかじめ電話連絡によりその旨を説明するとともに、特に必要があると認められるときは、地区担当員が公共職業安定所に被保護者と同行することを検討する。

２　就労斡旋結果の回答

(1)　回答文書の取扱い先

各公共職業安定所の、生活保護受給者就労支援担当。

(2)　手続

回答文書は、依頼した福祉事務所（支庁）長あてに郵送される。

３　留意事項

(1)　就労斡旋の依頼に際し、福祉事務所から公共職業安定所及び公共職業安定所から福祉事務所へ個人情報を提供することについて、被保護者から同意書を徴し依頼に添付する必要がある。

(2)　公共職業安定所との連携強化

「福祉から就労」支援事業の実施及び就労支援員の配置により、公共職業安定所との連携強化が図られているが、管内の一般求人状況の把握及び被保護者の就労斡旋等について、随時、公共職業安定所と事務打ち合せを行う等、なお一層の連携強化に努める。

(3)　身元保証制度

遺児等で就労に際して身元保証人がいない者については、「遺児等の身元保証に関する条例（昭和30年東京都条例第48号）」により身元保証される制度がある。

(4)　要保護者に対する就労斡旋依頼

福祉事務所に来所した要保護者が、生活相談の中で強く求職を希望した場合、被保護者に対する就労斡旋依頼と同様に公共職業安定所長に就労斡旋を依頼することができるものとする。

なお、この場合は法第２７条の２に基づくものであり、要保護者が希望しない時は就労斡旋依頼はできない。

昭和４３年２月７日付４３民保護発第８１号東京都民生局長通知

様　式

第　　号
年　　月　　日

公共職業安定所長殿

福祉（地方）事務所長

氏名　　印

要保護者の就労斡旋について（依頼）

下記の者に対して、生活保護法第２７条の規定等に基づき、求職のため貴所に出頭するよう指示しましたので、就労斡旋方よろしくお願いします。
なお、斡旋の結果について折り返しご回答願います。

記

1　住所

区
郡　　町
市　　村　　丁目　　番地　　方

2　氏名

男
年　　月　　日生　満　　才　女

3　特記事項（要保護者の現況、指示経過、健康状態等）

様　式

第　　号
年　　月　　日

福祉（地方）事務所長殿

公共職業安定所長

氏名　　印

要保護者の就労斡旋について（回答）

平成　　年　　月　　日付　　第　　号をもって依頼のあった要保護者　　に対する就労斡旋の結果は下記のとおりです。

記

１　求職受理
（１）　　月　　日次により求職を受理した。
　ア　一般紹介　　イ　パートタイム紹介　　ウ　日雇労働紹介
（２）　　月　　日求職を受理できなかった。

２　職業紹介
（１）次のとおり紹介した。

紹介月日	紹介先		職種	賃金（予定）	採否
	事業所名	所在地			
／					
／					

（２）紹介しなかった。
　ア　適当な紹介先がないので、開拓に努力中
　イ　その他

（３）特記事項（不採用理由等）

（問９－13）**自立更生計画書の作成（H20年度修正版）**

生業扶助の申請や法第６３条を適用する際に返還免除を認める場合、自立更生計画書を作成させることになっているが、どのような点に留意すればよいか。

被保護者の自立に向けて生業扶助の支給、あるいは自立更生費用について法第63条返還の免除を行う場合があるが、被保護者自身の意見を尊重した上で、被保護者に対して今後どのような支援を行うか援助方針等と照らしながら十分検討する必要がある。したがって、福祉事務所は被保護者に自立に向けての計画や方向性を自立更生計画書として提出させることが望ましい。提出された自立更生計画書を基に援助方針等に沿ったものであるか吟味し、支給及び免除の検討をすることになる。

自立更生計画書は、次の１～３の点をふまえた実現可能性が認められるものであれば、特に書式や体裁等にとらわれることはない。

１　自立更生計画書の内容

支給又は免除を求める理由及び必要性（自立更生のための費用を要する事柄の具体的内容及びその効果、費用の目的、必要とする時期など）を記入させる。

また、金額等は、できるだけ具体的な費用の内訳を明示させること。

２　作成方法

原則として、本人自筆により作成させ、署名を求めること。自筆が出来ない場合は、地区担当員等が代筆し、読み聞かせた上で署名を求める。また、写しを本人に交付する。

３　援助方法

自立更生計画書に基づき、その履行状況を確認していく。必要に応じて、自立更生計画の見直しを行うことも可能である。だだし、当初の目的（目標）を変更する場合には、慎重に検討すべきであること。（ケース検討会議等において、計画見直しの当否を検証することが望ましい。）

（問９－14）**援助が困難と予想される事例の自立更生計画書作成（H20年度修正版）**

援助が困難と思われる事例について、自立更生計画書を作成させた上で援助にあたりたいが、どのような点に留意すればよいか。

援助が困難と思われる事例について、自立に向けた努力を強く促し、保護の目的達成、保護の適正な実施を維持するために被（要）保護者に自立更生計画書を作成させることが

ある。

このような場合には、以下の点に留意されたい。

１　自立更生計画書の内容

法上規定された被保護者の義務についての遵守、また、自立に向けて努力することの確約等をなるべく詳細に記入を求める。

２　作成方法

原則として、本人自筆により作成させ、署名を求めること。自筆が出来ない場合は、地区担当員等が代筆し、読み聞かした上で署名を求める。また、写しを本人に交付し、その遵守を確認する。

３　援助方法

自立更生計画書に基づき援助していくことになるが、常にその履行状況を確認し、違背があれば直ちにその履行を指導すること。指導に従わない場合は、文書による指示を検討すること。

４　その他

自立更生計画書を履行しない場合は、直ちに保護を廃止されても異存はないとの文面を求めることがあるが、当然のことながら、廃止処分を行うには文書による指示、弁明の機会の供与等の手続きが必要である。（参照　問９－３）

※以下「処遇」の記載については、すべて「援助」に置き換える。

（問９－15）**自立支援プログラムによる自立助長の促進**

自立支援プログラムを策定し、被保護者の自立に向けて支援をしていくことになるが、どのような点に留意すればよいか示されたい。

社会保障審議会に設置された「生活保護制度のあり方に関する専門委員会」において生活保護制度の自立概念を「経済的自立」だけでなく、「日常生活における自立」及び「社会生活における自立」の三つの概念に再構築し、被保護者の自立を支援する方向が示された。また、支援の方法も効率的で一貫した組織的取組を推進するためにシステム的な対応が求められ、自立支援プログラム制度が導入された。

したがって、福祉事務所は被保護者の抱える課題を整理し、被保護者の自立支援に向けてプログラムを策定することになるが、その際、被保護者を類型化しその類型に応じた多様なメニューを可能な限り準備する必要がある。例えば、就労支援プログラムや精神保健福祉支援プログラムは群としてその中に幾つかのプログラムを有していることが望ましい。

また、プログラム策定後の具体的な実施過程については、概ね以下のとおりである。

Ⅰ　自立支援プログラムの実施過程（具体的手順及び流れ）

１　被保護者の状況（自立阻害要因等）を把握する。

２　状況に応じた個別支援プログラムへの参加を想定する。

３　想定された個別支援プログラムの対象となるか能力調査等を用いて分類・類型化する。

４　類型化に基づき対象プログラムを選定する。

５　被保護者に対してプログラムへの参加を指導・助言する。
（プログラムの選定については本人同意が必要となる。）

６　被保護者の参加・実施

７　プログラムの進捗状況及び被保護者の取組状況の評価
（評価の時期等はあらかじめ定めておくこと。）

８　進捗状況及び被保護者の取組（成果）が十分でないと判断された場合は、再度、「３」に戻って分類・類型化の適否を検討する。

９「３」が適切であった場合には、「４」のプログラム選定の適否を検討する。

１０　３から９を繰返すことによって適切な支援が実施されていることを確認する。

Ⅱ　自立支援プログラムの基本的な考え方（参考図）

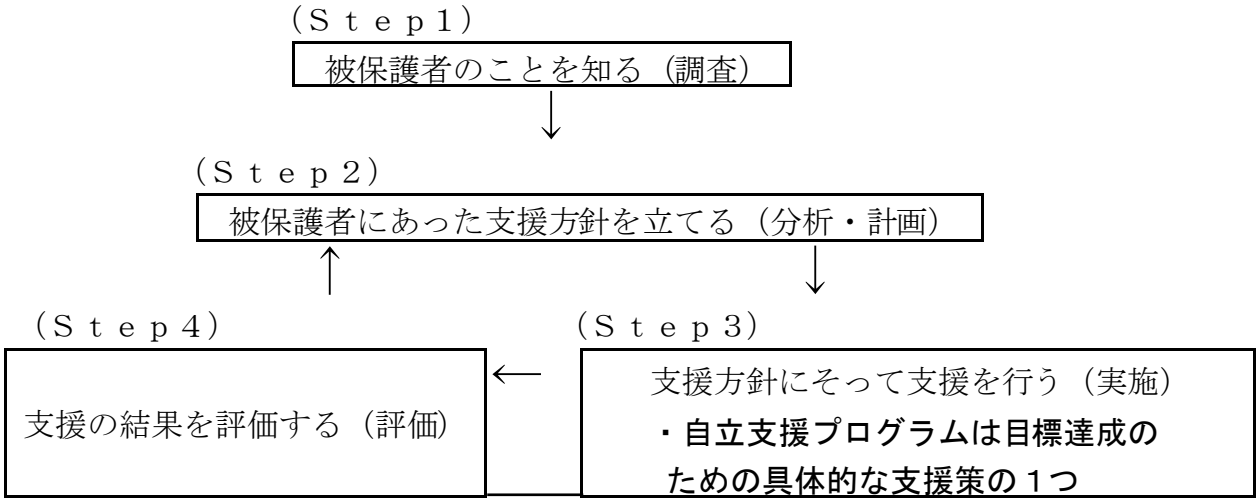

※　プログラム内容は、就労活動支援だけでなく健康管理、意欲向上支援、社会貢献活動、職業訓練等による技能修得等を含む。

Ⅲ　福祉事務所における「実施方針」の策定方法の改善

ＰＤＳシステムの導入（①目標を立て、②実施し、③評価する）により、その達成状況を当該実施機関の実施水準として捉える。

Ⅳ　自立支援プログラムを導入することにより期待されるもの

①「状況や能力に応じた多様な支援」「早期の自立支援」「組織的な支援」を図ること。

② 同じ種類（程度）の課題を抱える者に、同じレベルで支援できる体制を整えること。

③ 自立阻害要因の分析及び生活課題の把握を定期的に行い、対応の検討を行なうこと。

④　被保護者自らによる課題認識と解決能力向上及び自立意欲の維持改善を促進すること。

（問９－16）　**検診命令の取扱い**

検診命令を行う場合の、事務処理方法及び留意点について、示されたい。

１　事務処理方法

(1)　局長通知第９－４により検診命令を行う場合は、医療扶助台帳第一区、一時扶助欄を活用して決裁手続を行う。

なお、この際、記事欄に検診命令を行う目的を記入するほか、同時にケース記録に検診命令を行う理由について記録しておく。

(2)　福祉事務所の嘱託医を指定して検診を実施した場合の検診料は、初診料を除き検査料などについて支払って差し支えないこととなっている。

２　保護施設入所時の検診命令

新たに要保護者（ただし、病院等から直接施設に入所する者及び施設相互間の移動を除く。）を保護施設に入所させるときには、局長通知第９－４に基づく検診命令により　伝染病予防措置を実施することとし、その際の検査内容としては、胸部レントゲン検査（１０㎝×１０㎝）が標準となるものである。下痢症状等がある場合は、医療機関に受診 させたうえ、別途医師の判断により必要な検査(細菌検査（Ｏ１５７等）など)を行う。

なお、医療機関については、管内の保健所を利用することとして差し支えないが、必要に応じ他の機関を利用して差し支えない。

＊施設入所時の検診については、（問８－14）「保護施設入所事務の取扱い」を参照

３　その他

検診を命ずべき場合については、局長通知第９－４－（１）に示されているところであるが、次のような場合にも検診命令により処理できる。

(1)　年金、手当の受給申請、精神障害者保健福祉手帳等の申請・更新に伴う検診料及び文書料

(2)　社会福祉施設への入所等に係る健康診断については、他法で賄えない部分の検診料及び文書料

(3)　妊婦かどうかの判定については、局長通知第９－４－（１）－イで対応する。（妊婦加算の認定に関して検診を行なう必要性ありと考える。）また、それ以降、通常の経過をたどる場合、基本的には妊婦の健康診査事業等の活用を指導すべきであり、その回数を超えて健康診断が必要な場合は生活扶助の一時扶助（局第６－２－（９）－カ）により必要な額が認定できる。なお、医師が医学的観点から妊婦の健康診断を必要と認める場合には、福祉事務所長の判断により、検診命令で対応しても差し支えない。

(4)　就職時の健康診断、学校長が求める診断書等、局長通知第９－４－（１）－ア～クの項目に該当するかどうか判断し検討する。

昭和44年４月３日付44民保護発第 320号民生局長通知

都ブロック会議・平成10年６月

（問９－17）　**別様式の検診書を用いる検診命令**

検診結果を施行細則準則に定める様式以外の書面により作成する必要がある場合その方法及び留意事項について、示されたい。

局長通知第９－４－ (5)のただし書きにより、検診結果を施行細則準則（様式第２０号）に定める様式以外の書面により作成する必要があると認められる場合の取扱いは次により処理する。

１　検診命令の方法

施行細則準則に定める検診命令書及び検査料請求書を用い、これに原則として別に定めた検診書（次頁参照）を添付して行うこと。

また、その際、施行細則準則に定める検診書については、斜線をもって抹消する。

なお、施行規則準則に定めた検診書の様式によりがたい場合に、指示しようとする医師又は歯科医師の了解を得た上、必要とする様式により取り扱って差し支えない。この場合、文書料を除き（文書料は４，５００円（税込）の範囲内。ただし、障害認定に係るものは５，８００円（税込））検診料等については、必要とする実費（健康保険法の例により算定した点数に１０を乗じた額）を計上することとなる。

２　検診料等の支払

局長通知に定めるところにより行い、医療扶助をもって計上する。

３　留意事項

(1)　検診命令は医師等の医学的診断を必要とする場合に行うものである。したがって、入院患者の入院中の生活態度などの単なる事実関係についての確認は、保護の実施機関において、直接地区担当員が訪問調査する等の方法により行うべきものである。

なお、保護の決定実施上不可欠な証明事項であって、専ら医師等に直接確認する他に方法がない事実に関する証明（例えば他法による入院患者の入退院の事実に関する証明等）については、口頭又は文書により、医療機関に対して検診命令とは別に求めることができる。

(2)　検診書中の照会事項欄には、検診を行う医師等が理解しやすいように、できる限り簡潔な表現を用いて検診の趣旨を記載する。

(3)　照会事項には、それぞれの事項で援用している法律等の別表等を検診書に添付すること。

（　参　考　）

検　　診　　書

年　　月　　日

福祉事務所（支庁）長

医療機関の所在地

名称　　電話（　　）

担当医師　　印

検診結果は下記のとおりです。

＊検診を受ける者の居住地及び氏名等	居　住　地	
	氏　　名	男・女 歳
＊検診事項	1　稼働能力の有無について 2　障害者加算その他の認定について 3　その他	（照会事項）
医師意見		
＊嘱託医意見		

（注意）　1　＊欄は福祉事務所で記入します。

2　この検診書は検診料等請求書とともに福祉事務所に直接送付してください。

（参考１）

（参考１）

法第28条の規定に基づく検診のための原則的費用（平成~~１７~~２４年度）

1	検診料※ （初診料）	病院　　２，７００円以内 診療所　２，７００円以内	乳幼児加算（６歳未満） ~~７２０~~７５０円以内
2	文書料※	４，５００円以内 障害認定に係るもの ５，８００円以内	施行細則準則に定める検診書以外の書面により作成した場合
3	検査料	健康保険法の診療報酬の算定方法の例により算定した点数に10を乗じた額	
4	往診料	同　　上 及び往診に要した車賃又はガソリン等の費用	

※検診料（初診料）は、原則として法による診療方針及び診療報酬の例による。
（局第~~９~~１１－４－(５)）

※文書料は、税額を含む文書料の額（上限）を示したものである。

※自立支援医療費(精神通院)支給認定申請手続を行う場合、当該申請に要する診断書作成及び手続協力のための費用は、3,000円以内の額（非課税対象とされている。）を医療機関の請求に基づき、福祉事務所払いの医療扶助費として支払って差し支えない。（医療扶助運営要領第~~８~~７精神医療取扱要領２－（２）参照）

※自立支援医療費(精神通院)支給認定申請と精神障害者保健福祉手帳との同時申請の際には、「診断書(精神障害者保健福祉手帳用)」のみで差し支えない。自立支援医療の診断書が不要のため、5,800円の範囲内(障害認定に係る検診命令)で対応する。

（参考２）

介護保険法による要介護認定に係る文書料の金額

	在　　宅	施　　設
新規申請者	５，２５０円	４，２００円
継続申請者	４，２００円	３，１５０円

※ 文書料は、税額を含む文書料の額を示したものである。

（問９－18）　**保護開始に至らなかった場合の検診費用の支払い**

保護の必要性を判定するため、保護の申請をした者に対して検診命令を発し、検診を受けさせたが、保護開始には至らなかった。
このような場合、検診のための費用をどのように支払えばよいか。
事務処理の方法について、示されたい。

保護の必要性を判定するため、保護の申請をした者に対して検診命令を発し、検診を受けさせたが、保護開始に至らないという例が生じることがある。このような場合の検診の費用は本来行政事務費たる性格のものであるが、当面は医療扶助として扱って経理することとされている。

具体的には医療扶助台帳を作成して、表面に「却下ケース、検診費用のみ」と朱書きした上、検診費用を支払い、その後一件書類とともに保管することとなる。

しかし、これはあくまでも経理上の処理であって、当然のことながら、このことによって保護申請者が被保護者たる身分を取得するものでない。

第１０　訪問調査等

第１０章　訪問調査等

この章で扱う事項

訪問調査について

・開始時及び定期訪問　・・・問１０－１
・処遇上の目的実現のための訪問　・・・問１０－２
・入院入所ケースの訪問　・・・問１０－３

関係機関調査について

・預貯金の状況についての調査　・・・問１０－４
・生命保険会社等に対する調査　・・・問１０－５
・２９条調査の意義と方法　・・・問１０－６
・就労状況及び収入の調査　・・・問１０－７

キーワード

【訪問調査】

生活保護法による保護の実施要領において、実施機関は、要保護者の生活状況等を把握し、処遇（支援内容）に反映させることや、支援方針に基づき自立の助長を促すための助言指導を行うことを目的に、世帯の状況に応じた訪問活動を行うこととしている。

訪問の実施にあたっては、訪問時の訪問調査目的を明確にし、それを踏まえた年間訪問計画を策定することとしている。また、世帯の状況に変化があると認められる場合には、必要に応じ随時に訪問を行うとともに、訪問計画についても被保護者の状況に応じて見直すことを求めている。

保護の実施にあたっては、世帯の現実の困窮状況をふまえ、事実に基づいた認定事項を保護の基準に当てはめながら、当該世帯への具体的な扶助の内容及び程度を正確に算定する必要があるため、常に世帯の状況を適確に把握しておかなければならない。

同時に、保護を行った結果が、被保護世帯の困窮状況の改善及び最低生活の維持という形で効果的に反映されているかを検証するとともに、その後の処遇（支援内容）を検討するための根拠となる調査が訪問調査であるといえる。

当然のことながら、世帯の日常生活の場に立ち会うことから、事前に来訪予定及び目的を告げ、調査に必要な最小限の時間を調整のうえ、できるだけ簡潔に用件を済ませる等の礼儀作法を心得ておくことが大切である。

【関係機関調査】

保護の実施機関は、保護の決定実施上必要があるとき、要保護者又はその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、関係機関（社会保険事務所、税務署、都税事務所、金融機関、雇主等）に必要事項の調査（報告）を求めることができる。これは、法第２９条において要保護者又はその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、官公署への調査の嘱託及び金融機関、雇主等への報告の請求ができることが規定されていることによる。

関係機関調査にあたっては、必ずしも要保護者の同意を前提としているものではなく、実施機関の職権による調査等も可能であるが、調査（報告）を行う関係機関においては、守秘義務並びに個人情報保護法令等を遵守する必要があるため、事前に本人の同意を書面で確認しなければ、応じられないとする事例が大半である。生活保護法上は、調査（報告）に応諾義務はないので、極力、事前の本人同意を得ることが望ましいといえる。

第１０　訪問調査等

１　訪問調査

（問１０－１）　**開始時の訪問調査及び定期訪問の時期と方法**

保護開始決定時の訪問調査の実施時期と方法及び留意点を示されたい。また、定期訪問の実施時期と方法及び留意点についても、示されたい。

１　申請時の訪問

保護の開始の申請があった場合は、申請書等を受理した日以降、できるだけ速やかに調査を行う。少なくとも保護決定を行う法定期間内（１４日間）には、所員による訪問により、実地に調査を行うこと。

（１）訪問調査の前に行うこと

地区担当員は、査察指導員から保護申請書及び関係書類を受領したときは、その内容について十分検討を行い、調査の方法についても法定期限内に処理できるよう計画を立てる。

調査内容及び方法等については、面接記録票を充分吟味し、場合によっては、面接担当者から面接時の様子等を確認する。また、査察指導員から申請者の困窮の急迫度等についての助言を受ける。

（２）訪問調査に際して

立入り調査票を携帯し、申請者から求めがあった場合は、提示すること。

生計中心者のみならず可能な限り全世帯員に面接し、下記調査の範囲に基づいて事実の確認と資料の収集に努めること。稼働状況、収入状況及び資産等の状況については、申請時に資産申告書及び収入申告書の提出がなされていた場合は、それらの内容を確認すること。保護の要否及び程度を決定するためには、稼働状況、収入状況及び資産状況が十分把握されなければならないので、特に留意すること。

また、生活保護制度についても十分説明を行うこと。

＜ 調査の範囲＞

・申請に至る経緯
・生活歴
・世帯員の状況
・健康状態
・稼働及び収入状況
・住居の状況
・扶養義務者の状況
・資産等の状況

２　定期訪問

原則として、少なくとも１年に２回以上家庭内面接を実施すること。

（１）訪問計画の策定

地区担当員は、査察指導員の助言・指導の下に世帯の状況等を勘案したうえで、訪問計画を策定すること。

被保護世帯が抱える自立助長を阻む要因を把握するために年間どの程度の訪問が必要か、また、阻害要因の解消に向けて年間どの程度の訪問が必要か、について検討し、その目的達成のための総合的な判断をしたうえで訪問格付けを行うこと。

（２）訪問調査に際して

自立助長に資するため及び保護の要否及び程度の決定を確実なものとするために、訪問調査を実施することから、訪問目的を明確にして実施すること。場合によっては、事前に査察指導員から助言・指導を受けて、訪問目的を再確認すること。

３　臨時訪問

保護の実施上、臨時に訪問を行い調査確認及びその他指導を行う事項が生じた場合には、臨時訪問を行うこと。（処遇上の目的実現のための訪問は問１０－２参照のこと）

なお、緊急を要する事案において、真にやむをえない事情から、訪問による調査等を速やかに実施できない場合には、所員による訪問以外の方法により世帯の状況等の把握を行うことも検討すること。

【所員による訪問以外の方法】

①民生委員による訪問、②医療ケースワーカーや施設職員等からの状況把握（入院・入所の場合）、③関係機関職員（保健師、児童福祉司等）による訪問、④他の福祉事務所職員の協力による訪問（要保護者の現在地が他管内の場合）

※上記はいずれも、あくまで緊急を要する場合の困窮状況等の把握を目的とした臨時的な手段であり、所員の訪問調査に代替するものではない。（なお、所員以外の者は生活保護法上の調査権限を有していないことに注意する。）

（問１０－２）　**処遇上の目的実現のための訪問の方法**

処遇上の目的実現のための訪問は、どのように行われるべきかについて、示されたい。

地区担当員は、査察指導員の助言・指導の下に世帯の状況等を勘案したうえで、訪問格付けを行い、訪問計画を策定し、定期的に訪問調査を実施する必要がある。

その際、処遇方針（支援方針）に沿った指導・援助がなされるために、訪問目的を確認したうえで、訪問調査を実施することになる。

また、処遇方針に沿った援助がどの程度進行しているのか、訪問により把握していくことになる。

格付けに基づく定期訪問で、これらのことを実施していくことになるが、定期訪問では、世帯の状況から見て、実態把握が十分でない場合や世帯に新たな課題が発生した時、また、定期訪問では十分な指導が出来ない時は、臨時訪問を行うこととなる。

＜臨時訪問の目安＞

・世帯に変動があった場合
・申請により保護の変更を行う場合
・保護が停止されている場合
・指導、調査上必要な場合
・助言を必要とする場合
・処遇方針（支援方針）から見て必要と考えられる場合
・家屋補修等に要する経費を認定した場合等
・生業扶助により就労助成を行った場合

（問１０－３）　**入院入所ケースの訪問の時期と方法**

入院入所ケースの訪問の時期と方法及び留意点について示されたい。

１　入院患者等

原則として、少なくとも１年に１回以上訪問し、被保護者及び主治医等に面接し、その病状等を確認すること。

（１）訪問計画の策定

地区担当員は、査察指導員の助言・指導の下に病状及び状況等を勘案したうえで、訪問計画を策定すること。

病院等の所在地が遠方の場合は、福祉事務所の状況等を考慮し、福祉事務所全体の訪問計画の中で調整することは可能である。

金銭管理能力がないため医療機関等の長又はこれらに準ずる者に金銭の管理を委ねている被保護者で累積金等の調査が必要なケースについては、遠方等の理由で１年に１回以上の訪問計画が立てられない場合、文書による照会をどの時期に実施するか検討すること。

（２）訪問調査に際して

訪問前に、医療要否意見書等の内容等を確認し、必要であれば嘱託医の意見を参考にしたうえで、主治医等の面接に臨むのが効果的である。

特に、転退院を病院等から求められている場合については、事前に福祉事務所内で今後の処遇及び活用できる他法他施策を検討しておくことが肝要である。

なお、金銭管理能力がないため医療機関等の長又はこれらに準ずる者に金銭の管理を委ねている被保護者の累積金等は確実に把握すること。

２　保護施設若しくは介護保険施設の入所者及び保護施設通所事業を利用している者

原則として、１年に１回以上訪問すること。

（１）訪問計画の策定

地区担当員は、査察指導員の助言・指導の下に施設からの情報及び入所時の状況等を勘案したうえで、訪問計画を策定すること。

施設等の所在地が遠方の場合は、福祉事務所の状況等を考慮し、福祉事務所全体の訪問計画の中で調整することは可能である。

金銭管理能力がないため施設の長等又はこれらに準ずる者に金銭の管理を委ねている被保護者で累積金等の調査が必要なケースについては、遠方等の理由で１年に１回以上の訪問計画が立てられない場合は、文書による照会をどの時期に実施するか検討すること。

なお、保護施設若しくは保護施設通所事業を利用している者については、可能な限り地域生活に移行できるよう支援を行うため、施設等と訪問の時期を調整することが望ましい。

（２）訪問調査に際して

保護施設若しくは保護施設通所事業を利用している者については、地域生活移行が、どの程度可能か、施設長又は直接処遇職員等と面接を行うこと。

なお、金銭管理能力がないため施設の長又はこれらに準ずる者に金銭の管理を委ねている被保護者の累積金等は確実に把握すること。

２　関係機関調査

（問１０－４）　**預貯金の状況についての調査**

保護開始時の預貯金の状況について、調査を行う上での留意点を示されたい。

預貯金の状況については、資産申告書に基づいて、対象者からその状況を聞き取るとともに、預金通帳等の提示を求める。

年金・手当等の受給者については、それらが振り込まれている通帳、その他の者については公共料金の振替、給与の振込等がされている通帳の提示を求め、残高を確認するとともに、過去１年間程度の入出金の状況を確認する（通帳については後日、持参してもらうなどして、できる限り写しをとって確認する）。

入出金の状況には、一般的にその世帯の暮らしぶりが顕著に現れることから、その状況を注意深く検討する必要がある。高額の金銭の出入りについてはその理由を明らかするように求めること。

通帳に公共料金等の振替記録が無いときは、支払い方法を聞いて領収書を確認する。確認できないときは他に預金口座がある可能性も考えられるので、同意書を徴して金融機関に調査照会する。

照会の範囲は、対象者の生活圏に存する郵政公社、銀行、信用金庫、農業・漁業協同組合などである。なお、対象者が管外から転居してきて新規に申請に及んだ場合は、それまで居住していた地域の金融機関等に対して調査を行う。

また、照会の時期は申請受理後できるだけ早い時期に行うことが望ましい。

（手数料の取り扱いは、生活保護通信１号及び３号参照）

（問１０－５）　**生命保険等の調査**

１　保護開始時の生命保険等の状況について、調査を行う上での留意点を示されたい。

２　生命保険等の「等」にはどのようなものが考えられるか。

１　近年は生命保険への加入が一般化しており、加入している世帯も多い。被保護世帯であっても、家族がいる場合、会社勤めをしていた場合、保険の外交員をしていた場合などは保険に加入していることが多いと推測されるため、以下に留意して調査を行う。

まず、対象者からの資産申告書をもとに生命保険の加入状況について聞き取り調査を

行うことを原則とする。

生命保険に加入している者については保険証書の提示を求め、内容（保険の種類・会社名・保険契約者・被保険者・受取人・保険金額・特約の有無・契約年月日・満期日・記号番号・解約返戻金額等）を確認する。（この際、できるだけ写しをとる）。その上で保有容認の可否等を検討する。

預金通帳に生命保険料の振替が記録されている場合は必ずその内容を確認する。自営業や給与所得者の場合、確定申告書や給与明細書に生命保険料が控除されていることが多いが、その場合も内容を明らかにしておく。

なお、次のような場合には、同意書を徴して保険会社に調査照会を行う。

上記の聞き取り調査等により生命保険の加入が判明したが証書の提示がなくその内容が明らかにならない場合。証書だけでは解約返戻金の額等が明らかでない場合。生活歴、職歴から、生命保険加入の可能性が高いと判断されるのに申告がされない場合。

調査の範囲及び時期については、金融機関調査に準じて行う

以上により調査・検討した結果、解約返戻金が少額なために加入の継続を認めた場合は、開始時の解約返戻金相当額について法第63条による返還義務を対象者に十分説明しておくとともに、文書により通知しておくことが望ましい。

２　生命保険以外でも資力性のあるもの（たとえば損害保険、共済保険等）については、開始時又は開始後に加入状況を確認したうえで、約款により給付内容を確認しておく。同時に、給付があった場合の申告義務とその取扱いについて説明しておく。

（なお、調査照会先については参考資料３を参照）

（問１０－６）　**２９条調査の意義と実施方法**

２９条調査を行うことの意義と、具体的な実施方法を示されたい。

１　２９条調査の意義

法第２９条による調査は、保護の申請があった者に対する要件調査及び被保護者の保護の程度の決定の一環として職権により行われるものである。それは福祉事務所長が調査を行うことができる根拠として規定されているものであり、調査の相手方に対する回答の義務規定ではないとされている。

その調査の内容は「要保護者（中略）の資産及び収入の状況につき」と限定的に定められている。また、調査先については、「官公署に調査を嘱託し、又は銀行、信託会社、（中略）雇主その他の関係人」とされている。

この資産及び収入の調査は、基本的には申請者及び被保護者から申告させることにより行われるべきものであり、この方法を省略していきなり２９条調査を行うものではない。つまり、保護の申請者等が資産及び収入について挙証できない状況にあるとき、補　完的に行うものと言える。

厚生労働省が示した通知（昭和５６年１１月７日付　社保第１２３号「生活保護の適正実施について」平成１２年3月３１日付　最終改正）においても、収入及び資産について申請者等から申告を行わせるとともに挙証資料の提出を求め、関係先調査照会に同意する旨を記入させることや訪問調査等により事実の的確な把握に努める、とされていることに留意しなければならない。これは、被保護者の収入や資産の取得状況を調査する際も同様である。

２　実施方法

（１）保護の申請時

保護の申請者からは、その要件を確認するために資産に関する申告書（資産申告書）、就労及び年金等の収入申告書を提出させ、併せてその内容を挙証する資料の提出を求める。つまり、預金通帳、生命保険証書、土地家屋の登記簿謄本、自動車の車検証、年金証書、給与明細書等である。この資料の提出ができないとき及び提出がなく資産等の保有が推定されるときに２９条調査を行うこととなる。また、他法他施策活用の観点から、年金等の受給権を確認するために社会保険庁に対して２９条調査を行う。

（２）保護受給中

被保護者の就労・非稼働収入及び資産の取得に関わる調査も、本人からの申告により行うことが基本である。特に、臨時的な収入については、福祉事務所は把握しにくく被保護者は申告を失念がちなので、申告義務について周知しておく必要がある。

資産及び収入があるにもかかわらず申告をしない場合、法第２７条による指導指示を行うこととなるが、福祉事務所による職権調査を以て容易に把握しうる事項については、いたずらに文書指示の対象とすべきではない。職権調査によっても明らかにならず、被保護者も申告を行わない場合、指導指示を行う。

（３）同意書について

２９条調査の前提として、要（被）保護者（保護の申請者を含む）からそれぞれ同意書を徴することになるが、この同意書の性格は、要（被）保護者が福祉事務所が行う２９条調査に同意するか否かというよりは、むしろ、金融機関等が実施機関からの当該調査に応じることに対し、預金者等である個々の被（要）保護者が同意をしている旨を明らかにするために添付する必要があるものということができる。したがって、保護申請時に一律に徴するものではなく、調査を必要とするときに徴すれば足りる。

また、同意書の提出は、世帯単位ではなく世帯の構成員が個々に記載し提出するものである。（昭和５９年5月２６日付５９福福保第220号福祉局福祉部保護課長通知「生活保護法施行規則の一部改正の運用について」参照）

（問１０－７）　**就労状況及び収入に関する調査**

就労収入調査の具体的方法と留意点を示されたい。

就労収入及び非稼働収入の調査把握は、保護継続の検討、程度の決定に欠かせないものである。これらの収入は、被保護者から収入申告書を徴することを基本とし、就労収入については給与明細書、日計表（日雇い収入）等を、年金や公の給付金収入については給付決定通知や振込み通知、援助金については年１回程度扶養届を併せて提出させ、内容を精査した上で収入認定事務を行う。

就労収入については、最近では収入申告書と給与明細書を提出させることが一般的である。かつては細則様式に定める給与証明書（収入申告書併用）を提出させることが一般的であった。このような変化の理由は、雇用主にみだりに生保受給者であることを明らかにすることにより被保護者の雇用上の立場を悪化させることがないようにとの配慮が浸透してきたことと、給与明細書もかつてのように市販のものを使用せず、電算処理によるものが一般的になってきており、改めて雇用主に確認するまでもなく収入額が確認できるようになったことからである。

ただし、申告された内容に疑義があるときは、雇用主に対して２９条調査を行い（この場合には本人から同意書を提出させることになる）、就労先の給与台帳の写し等を求めることとなる。

そのほか、過去の収入認定の妥当性を検討するため、課税調査を行うことも必要である。

第１１　保護費の返還・徴収

第１１章　保護費の返還、徴収

この章で扱う事項

法第６３条について

・法第６３条による返還対象額の算定　・・・問１１－１～８、10、14、15
・法第６３条に係る免除の考え方ほか　・・・問１１－９
・返還請求権の時効に関すること　・・・問１１－16、17

法第７８条について

・法第７８条による返還対象額の算定　・・・問１１－11

法第８０条について

・ケース移管と法第８０条免除　・・・問１１－13

その他

・過誤により支給した保護費の返納　・・・問１１－12
・廃止後の収入充当予定額の取扱い　・・・問１１－18

キーワード

【法第６３条返還と法第７８条返還】

法第６３条は本来、被保護者が資力がありながら保護を受けたときに、その資力に応じて、支給した保護費用を上限として、当該保護費用の返還を求めることができることを規定したものである。いいかえれば、実施機関が、受給者に資力があることを認識しながら扶助費を支給した場合の事後調整についての規定であるといえる。

しかしながら、受給者の作為又は不作為により実施機関が錯誤に陥ったため、扶助費が不当に支給された場合にも、同様に、資力があったとすれば、受給する必要のなかった扶助費について、事後に返還を求める必要が生じる。このときにも法第６３条（もしくは法第７８条）によって返還を求めることになる。

一方、法第７８条は、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者（他人に受けさせた者も同様）があったときに、その者からの保護費用の徴収ができることを規定したものである。

法第６３条と法第７８条の適用区分は概ね次のような観点からとらえて判断される。

①　法第６３条によることが妥当な場合

ⅰ　受給者に不当に受給しようとする意思がなかったことが立証される場合で届出又は申告をすみやかに行わなかったことについてのやむを得ない理由が認められるとき。

ⅱ　実施機関及び受給者が予想しなかったような収入があったことが事後になって判明したとき（但し、判明した時点で正しく申告がなされていれば、むしろ不当受給とは解されず、資力が生じた時点に戻って、その時点以降に支給された保護費用の調整・返還の処理を行うことになる。つまり本来の法第６３条の適用に近い。）。

②　法第７８条によることが妥当な場合

ⅰ　届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかったとき。

ⅱ　届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき。

ⅲ　届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき。

第１１　保護費の返還、徴収

（問１１－１）　**法第６３条に係る資力の発生時について**　**（Ｈ２４年度修正版）**

法第６３条は、本来生活に充てられるべき資力があるものの、直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合に、とりあえず保護を行い、当該資力が換金されるなどして最低生活に充当できるようになった段階で、既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものである。

そのため、「資力があると判断される時点がいつなのか」が重要となるのであれば、具体的に例示をされたい。

１　考え方の基本

(1) 生活に充てることができる形（現金あるいは現物）に具体化しない資力（資産）を保有している場合には、保護費用が生活の糧として当該資力（資産）を代替する期間（保護受給期間）の支給済保護費用に相当する額が法第６３条返還金の対象となる。

(2) 給付事由（請求事由）が発生したことにより当然に受領できる保険金、年金、補償金、及び相続資産等については、当該事由の発生時から資力があるものとみなす。

(3) 事由が発生したことに伴い、訴訟、調停、和解等により確定しなければならないもの（係争の結果を待たなければ資力を得るかどうかが判らないもの）については、確定した時点で資力が発生したものとする。

２　通知の意味

法第６３条の費用返還については、あらかじめ法第６３条の返還義務を文書により通知しておくことが望ましい。通知をしていなくても返還義務が消滅するわけではないが、後日費用の返還を求める際のトラブルを避けるために、事前に被保護者に対して十分な説明を行っておくことが重要である。

３　資力の発生時点

(1)　土地・自動車

①　保護開始時から保有を認められないもの・・・・・・・・・・・保護開始日

②　保護受給中に保有を認められなくなったもの・・保有を認めないとした日

③　保有を認められているものを売却した場合・・・・・・・売買契約成立日

(2)　年金

①　障害年金・・・・・・・・・・・・・・・・年金が遡及して支給開始される日

②　特別障害給付金・・・・・・・・・・・・支給の対象となる最初の月の初日

③　その他の年金・・・・・・・・・・・・・年金が遡及して支給開始される日

＊国民年金死亡一時金、未支給年金は、被保険者の死亡日

(3) 生命保険

①　開始時の解約返戻金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・保護開始日

②　入院給付金・・・・・・・・・・・・・・・・・・　給付の対象となる日以降

③　死亡給付金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・給付事由が発生した日

(4)　交通事故の補償金

①　自動車損害賠償法（強制保険）による保険金・・・・・・・・事故発生日

②　慰謝料・・・・・・　確実に支払われると判断された時点（示談成立時日）

＊自賠責保険の適用による「慰謝料」については、①の事故発生日とする。

(5)　災害補償金

①　被災による補償金、保険金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・被災日

②　被災による損害賠償金・・・・・・・判決確定日または和解が成立した日

（注）　判決の確定とは、判決が通常の不服申立て方法（上訴等）によっては争うことのできなくなった状態をいう。判決の確定時期は、通常は上訴期間（抗訴、上告、上告受理の申立て）等満了時である。上訴期間満了前でも、上訴権のある当事者が上訴権を放棄したときは、放棄時に確定する。また、上告審（最高裁）判決は、元々上訴等を行えないので、言渡しと同時に確定する。

③　労働者災害補償保険法による保険給付・・・労災の支給決定がなされた日

(6)　離婚に伴う慰謝料等

①　慰謝料・・・・・・・・・調停、審判、訴訟等により慰謝料等が確定した日

(7)　相続

①　遺産（法定相続・遺言による相続など）　・・・・・・被相続者の死亡日

②　遺産（特別縁故者への分与）　・・・・・・・・・・・・・請求を行った日

(8)　雇用保険

①　失業給付・・・・・・・・・・・・・・待期期間・給付制限の終了日の翌日

②　高年齢求職者給付金・・・・・・・・・・公共職業安定所の指定する認定日

(9)　傷病手当金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・支給対象期間の始期

（問１１－２）　**法第６３条による返還対象額の算定　（１）**　**（Ｈ２４年度修正版）**

資力がありながら保護を受け、法第６３条返還金と収入認定とが生じる場合

平成１７年７月２７日に保護を開始した単身者が、保護開始前に障害基礎年金の裁定請求を行っており、この度、年金を受給することとなった。

年金の支給開始月　平成１７年　６月
年金額（２級）※　７８０，９００円（月額６５，０７５円）
　１０月１５日に　２６０，３００円（６、７、８、９月分）を受領

支給済み保護費（収入認定額ゼロであったため、保護基準額を扶助費として支給）
　７月分　　２２，２０５円（５日間分の保護費日割額：例示額）
　８月分　１３３，２３０円（１類費+２類費+住宅扶助費：例示額）
　９月分　１３３，２３０円（　　〃　　：　〃　）
１０月分　１３３，２３０円（　　〃　　：　〃　）

この場合、法第６３条による返還対象額の算定はどうなるか。

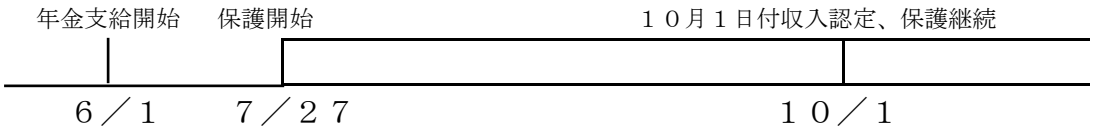

年金を１０月から受給開始したため、１０月１日付で年金収入（８月分の年金）を認定開始する。したがって、６月分及び７月分の年金について、法第６３条による返還を求めることとなる。

	資力の額	支給済保護費	繰越額	返還対象額
7／27	130,150（6.7月分年金）	22,205	107,945	22,205
8／ 1	107,945（繰越額）	133,230	0	107,945
9／ 1	0	133,230	0	0
合計	―――	288,665	―――	130,150

したがって、法第６３条による返還対象額は、１３０，１５０円となる。

※年金額は改定があるため、あくまでも本設問上の例示額であること。
（注）本設問では、医療費及び介護費の給付はなかったものとして例示している。
医療扶助費及び介護扶助費の支給（現物給付及び金銭給付）がある場合には、当然、それらも含めて返還額を検討する必要があるので留意すること。

（問１１－３）　**法第６３条による返還対象額の算定　（２）**

資力がありながら保護を受け、資力が現実化したことにより保護廃止となる場合

甲の世帯は、２年前から傷病のため保護を受けていたが、平成１７年４月１０日で満６０歳になったので、老齢厚生年金受給の手続をとった。

８月５日に、社会保険庁から年金支給について、次のとおりの通知が届いた。

支給開始年月　　平成１７年５月
支払い年金額　　２４０万円（月額２０万円）
第１回支払日　平成１７年　８月１５日、６０万円（５、６、７月分）
第２回支払日　平成１７年１０月１５日、４０万円（８、９月分）

甲は、その日のうちに、福祉事務所の地区担当員に、年金の支払い予定等について、報告した。

甲の保護の決定状況（年金受給前）は以下のとおり。

最低生活費１６万円
収入認定額　　０円
扶助額　　１６万円

年金受給開始による、保護廃止と返還金の事務処理はどうなるか。

１　保護の廃止

８月１５日に年金を受給開始しているため、６月分の年金収入を８月１５日付で認定する。最低生活費１６万円であり、年金収入は月額２０万円である。

年金収入は、局第７－１（４）アにより、受給月から次回受給月までの各月に分割して収入認定することになるため、受給開始日に収入認定及び要否判定を行なった結果、収入認定額が最低生活費を上回るため、８月１５日付の保護廃止となる。

２　廃止に伴って生じる過渡金の処理

８月分支給済み保護費（８／１５～８／３０）を、地方自治法施行令１５９条により、返還させる。（戻入）

３　法第６３条による費用返還

６月分の年金収入（６、７月分は８月に支給）については、８月１５日付で認定しているため、残りの５月分の年金収入２０万円について、法第６３条による費用返還の取扱いを行う。（当該資力２０万円と５月、６月、７月分の支給済み保護費（１６万円×３ヶ月分＝４８万円）とを対比すると２０万円分の保護費が「資力があるにもかかわらず、保護を受けた」ことにあたるため、法６３条返還の対象となる。）

（問１１－４）　**法第６３条による返還対象額の算定　（３）**　**（Ｈ２４年度修正版）**
資力がありながら保護を受け、廃止後に資力が現実化した場合

平成１７年７月２７日に保護を開始した単身者が、身内の引き取りによって平成１７年９月１１日付けで保護廃止となった。保護開始前に障害基礎年金の裁定請求を行っており、廃止後の１０月に年金受給を開始したことが１１月に判明した。

年金の支給開始月　平成１７年６月
年金額（２級）　７８０，９００円（月額６５，０７５円）
　　１０月に　２６０，３００円（６、７、８、９月分）を受領
支給済み保護費
　　７月分　　２２，２０５円
　　８月分　１３３，２３０円
　　９月分　　４４，４１０円　　合計　１９９，８４５円

この場合、法第６３条による返還対象額の算定はどうなるか。

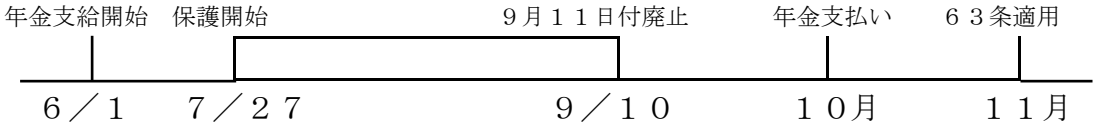

法第６３条は、資力があるにもかかわらず保護を受けた者があるときは、支給した保護費の範囲内でその費用を返還させる規定である。

返還対象額については、保護廃止後に受給した年金収入のうち、返還対象となる資力の額と支給済み保護費とを対比した上で算定することとなる。

	資力の額	支給済保護費	繰越額	返還対象額
7／27	130,150(6.7月分年金)	22,205	107,945	22,205
8／ 1	65,075(8月分年金)+107,945 = 173,020	133,230	39,790	133,230
9／ 1	65,075(9月分年金)+ 39,790 = 104,865	44,410	60,455	44,410
合計	――――	199,845	――	199,845

したがって、法第６３条による返還対象額は、１９９，８４５円となる。

なお、この事例は身内の引き取りによって保護廃止となった後に年金を受給しており、年金収入を収入として認定する契機がないまま法第６３条によって返還させる場合であるため、上記のとおりの算定となる。

（仮に引き取りによる扶養がなかったとして、年金収入額が最低生活費を上回って保護廃止となる場合、あるいは年金収入が最低生活費を下回っていて収入認定開始してもなお保

護継続となる場合、それぞれについての法第６３条返還対象額の算出は、上記の事例とは算定方法が異なるので注意する。）

（問１１－５）　**法第６３条による返還対象額の算定　（４）**　**（Ｈ２４年度修正版）**

保護受給中に認定しなかった収入があり、扶助費が過大支給となった場合

平成１７年７月２７日に保護を開始した単身者が、身内の引き取りによって、平成１７年９月１１日付で保護廃止となった。保護開始前から障害基礎年金を受給しており、その旨の申告も行っていたが、担当者の不注意で当該収入についての認定が漏れていたことが、廃止後の同年１０月になって判明した。

年金の支給開始月　　平成１７年　４月

年金額（１級）　　９７６，１００円（月額８１，３４１円）

６月、１６２，６８２円（４、５月分）を受給

８月、１６２，６８２円（６、７月分）を受給

１０月、１６２，６８２円（８、９月分）を受給

保護開始の７月２７日には、申請時所持金はゼロであった。

７月分支給額　　２６，６８０円（例示額：日割）

保護基準１６０，０８０円　８月分支給額　１６０，０８０円（例示額：月額）

９月分支給額　　５３，３６０円（例示額：日割）

この場合、法第６３条による返還対象額の算定はどうなるか。

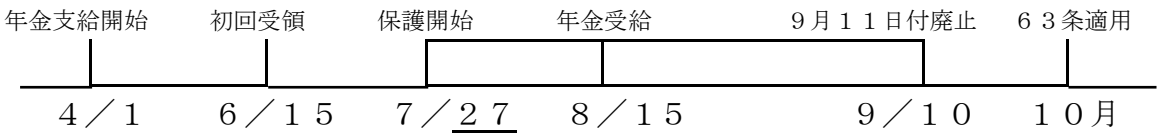

事例は、保護受給中に実際に収入があり、その収入が認定されなかったことによって、結果として、保護費の過大な支給が行われたものである。

このような事態に対しては、過去の「決定」を遡及変更するとすれば、正しい扶助額が算定されることになる。

しかし、収入の増減が事後になって明らかとなっても、何らかの調整を考えるべき範囲は２か月程度と解すべきこととされていることから、返納すべき額は、設問のとおり、法第６３条により処理することとなる。

返還対象額の算定にあたっては、当該年金収入について、実施要領の定めるところの収入認定の原則及び指針に基づいて改めて正当扶助費を算出し、これと既支給額との差額をもって返還対象額を定めることとなる。

正当扶助費

７月分　　２６，６８０円　（開始時に年金の残額はなかったため、ゼロ認定）

８月分　１６０，０８０－８１，３４１＝７８，７３９円

９月分（１６０，０８０－８１，３４１）×　$\frac{10}{30}$＝２６，２４６円

計　１３１，６６５円

（注）８月分の収入認定額は６月分の年金収入の額であり、９月分の収入認定額は７月分の年金収入の額である。６月に受給している４月分及び５月分の年金収入は、認定しない。（４月分の年金は６月に認定されるものであるが、６月は保護開始以前である。また、５月分の年金は保護開始の７月２７日には申請時所持金がゼロであったため、認定すべき額はない。）

本設問は、保護受給中に既に年金収入を得ていたにもかかわらず、それを認定していなかったために扶助費の過大支給があった場合である。この場合には、実施要領の定めるところの収入認定の原則及び指針に基づいて改めて正当扶助費を算出することが必要であり、具体的には年金収入の場合、支給月から次回支給月までの分割認定となるため、６、７月分の年金を８、９月で認定するものである。

ところが、（問１１－４）の例では、保護費の返還対象期間中は年金収入を実際には得ておらず、その後に当該資力が現実化した場合である。この場合には、その月分の年金収入の額がそのまま当該月の支給済み保護費と対比されることになる。

	支給済み保護費	正当扶助費	返還対象額
７月分	２６，６８０	２６，６８０	０
８月分	１６０，０８０	７８，７３９	８１，３４１
９月分	５３，３６０	２６，２４６	２７，１１４
合計	２４０，１２０	１３１，６６５	１０８，４５５

（１１－６）　**法第６３条による返還対象額の算定　（５）**

基準額（冬季加算）の変更をしなかったため、扶助費が過大支給となった場合

平成１７年３月から保護を開始した夫婦世帯の生活扶助費の冬季加算を担当者が確認を怠ったことにより、通年計上したままであったことが、平成１７年１１月になってから判明した。当該世帯は、本来支給されない冬季加算分が含まれた扶助費を４月から１０月の間に受給していたこととなり、当該過支給額の返還を求める必要が生じている。

保護開始月	平成１７年３月
冬季加算の額	４，０００円　平成１７年度（1級地－１）２人世帯・月額
過支給月	平成１７年４月から平成１７年１０月（７か月）
過支給額	２８，０００円（４，０００円×７か月）

この場合、法第６３条による返還対象額の算定はどうなるか。

事例は、保護受給中に基準額の変更がありながら、正しい扶助費の計算が行なわれていなかったことから、結果として、保護費の過大な支給が行われたものである。

このような場合には、過去の「決定」を遡及変更するとすれば、正しい扶助額が算定されることになるが、決定処分がなされた後に、何らかの調整を考えるべき範囲は２か月程度までとされている。事例においては、平成１７年１０月分の調整（扶助費の再計算）のみが可能となる。残る６か月分の過支給額については、当該被保護世帯に最低生活費と比較した場合の余剰が生じていることになるため、法第６３条を適用して返還を求めることとなるが、次のような考え方によって処理を行なうことになる。

平成１７年４月から平成１７年１０月までの各月において、過支給された４，０００円は、それぞれ翌月には資力として認定することが可能になるものとして考えられる。すると、翌月には、本来の基準額よりも４，０００円少ない額の扶助費を支給することで最低生活基準が満たされることになっていたことになる。１か月、２か月、３か月と過支給が繰返された結果、７か月間で合計２８，０００円の資力が生じていたことになると認定される。ところで、１０月分の扶助費は決定処分を正しく変更することによって、本来額の支給が可能である（支給済の過支給分は返戻処理となる）から、法第６３条による返還対象額は、４，０００円×６か月分となる。

なお、過支給分が世帯内において預貯金などによって繰り越されている場合には、全額の一括返還を求めるべきであるが、そうでない場合には、具体的な返還方法については、分割納付を検討するなどの配慮は必要である。

（問１１－７）　**法第６３条による返還対象額の算定　（６）**
医療費の計算と扶助費の日割り計算

６月２５日に保護開始した夫婦二人世帯のうち、夫が７月１４日に死亡した。夫は生命保険に加入しており、死亡保険金が８月２６日に妻に入ったため、８月２６日付で保護廃止とした。死亡保険金の受領額は５００万円であった。なお、生命保険は、開始時には解約返戻金が生じてなく、保有が容認されていた。

世帯の保護の適用状況

二人世帯のときの基準、１７０，２７０円（例示額：月額）
一人世帯のときの基準、１２９，５３０円（例示額：月額）
二人とも収入なし

６月	扶助費	３４，０５３円	医療費	なし
７月	扶助費	１３０，１５６円	医療費	夫分３０万円、妻分なし
８月	扶助費	１０７，９４１円	医療費	妻分　３万円

※扶助費は夫の死亡後の基準変更を行なった後の額を算出して示している。

この場合、法第６３条による返還対象額の算定はどうなるか。

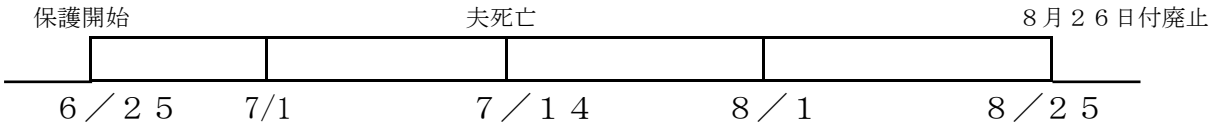

死亡保険金は、死亡後において初めて資力となるのであるから、夫が死亡した日から保護を廃止した日の前日までの間、この世帯は資力がありながら保護を受けていたことになる。したがって、設問の場合、７月１４日から８月２５日までの間に支給した保護費が返還の対象となるが、具体的な算定に当たっては、以下の点が問題となってくる。

（１）対象期間に夫の死亡日である７月１４日を含んでいることから、７月の夫分の医療費３０万円について、１日から１３日までの分と１４日の分とをどのように分けて算定するのか。（夫の死亡日には死亡保険金の資力が発生しているので、返還対象に夫の死亡日の夫婦世帯に対して支給された全ての保護費が加えられるため。）

（２）７月１４日から７月３１日までの扶助費の算出は、７月分総扶助費を単に日数に応じて日割り計算するのか、それとも、１４日の分（２人世帯の基準の１日分）と１５日から３１日までの分（１人世帯の基準の１７日分）を合計して計算するのか。

（１）については、福祉事務所に戻されてくるレセプトからだけでは１日から１３日までの分と１４日の分とを分けて計算することができない。このため、医療機関に問い合わせた上でそれぞれの額を確認することとなる。

（２）については、１４日の分（２人世帯の基準の１日分）と１５日から３１日までの分（１人世帯の基準の１７日分）をそれぞれ日割り計算した上で、合計する。

返還を求める７月分扶助費の日割り計算

７月１４日分

$$170,270 \times \frac{1}{30} = 5,675\text{円}$$

７月１５日から３１日までの分

$$129,530 \times \frac{17}{30} = 73,400\text{円}$$

７月分計	７９，０７５円
８月分（２５日分）	１０７，９４１円
合計	１８７，０１６円

返還対象額は、上記に、夫の７月分医療費のうち１４日の１日分の額（レセプトで確認）及び妻の８月分医療費（３万円）が加わる。

（問１１－８）　**法第６３条による返還対象額の算定　（７）**　**（Ｈ２４年度修正版）**

二つの実施機関にまたがる返還金

Ａ福祉事務所で保護を受けていた甲の世帯は、生命保険に加入していたが、解約返戻金が少額（１５万円）であったため、法第６３条の適用を条件として継続加入を認められていた。甲は、保護受給中にも保険料の支払いを続けており、解約返戻金が増加していった。

Ａ福祉事務所で保護を受け始めてから約３年後に、アパートが取り壊されることとなり、転居によって、甲の世帯はＢ福祉事務所に移管となった。

移管時点での生命保険の解約返戻金は２５万円になっていた。

（Ａ福祉事務所が６３条設定した、１５万円を含む。）

（１）この場合、Ｂ福祉事務所が甲の保有する生命保険の継続加入を認めるとしたなら、法第６３条の設定通知に記載する返還対象額はどうなるか。

（２）Ｂ福祉事務所での保護受給中に、当該生命保険が満期を迎え満期給付金として５０万円受領した場合、法第６３条返還について、Ａ、Ｂそれぞれの福祉事務所はどのように処理すべきか。

（１）についは、Ｂ福祉事務所において、１５万円を法第６３条返還対象資力として取り扱う。

甲の世帯は転居によってＢ福祉事務所にそのまま移管となったのであるから、保護の適用において、継続ケースとして取り扱う。

甲の世帯は、Ａ福祉事務所で保護を受け始めたとき、１５万円の解約返戻金相当額が

開始時の資力として認定されていた。この解約返戻金が保護受給中に増加していったのであるから、増加した分は、法第６３条の返還対象資力とはならない。

このように整理した上で、Ｂ福祉事務所においても資力がありながら保護を受けることとなる以上、当該資力（１５万円）について法第６３条の設定通知を出しておく必要がある。当然ながら、Ａ福祉事務所の法第６３条返還は、Ｂ福祉事務所の法第６３条返還と重複して行なわれることはない。（通常、移管の場合には、Ｂ福祉事務所がＡ福祉事務所から、法第６３条設定について引継ぐものとして捉えるので、Ａ福祉事務所がＢ福祉事務所に先行して法第６３条返還を求めることはないので、重複することはないと考えられる。）

（２）については、Ｂ福祉事務所が返還金の処理を優先的に行うこととする。

本来、Ａ、Ｂ両方の福祉事務所が法第６３条による返還対象額についての返還を求め得るものであるが、甲の世帯が現にＢ福祉事務所で保護を受けていることから、実務の便宜上、新しい方の福祉事務所が優先的に返還を求める取扱いとする。（図１参照）

（図１）

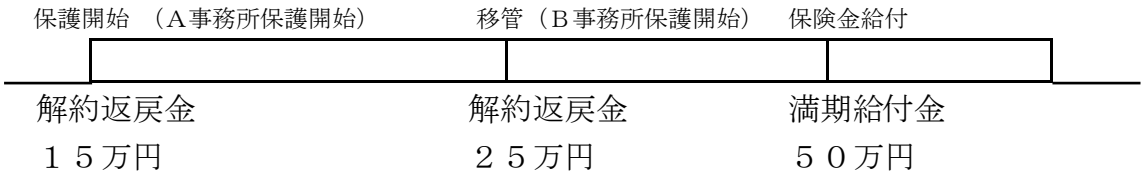

なお、本件事例の場合は移管の前後を通して共通する保護開始時当初の解約返戻金であるので、同じ開始時の解約返戻金をＡ及びＢ福祉事務所で二重に評価することはできないが、年金の遡及受給等によって生じた法第６３条返還の場合などは、新しい方の福祉事務所の保護費を全て返還してもなお返還対象額に残余が生じるときには、当然、古い方の福祉事務所が返還を求めるべき保護費についても返還を求めることとなるので、注意が必要である。

また、解約返戻金の場合であっても（ａ）Ｂ福祉事務所で支給した保護費が、６３条設定額より少なかった場合、（ｂ）大きかった場合それぞれにおいて、次のような対応をとる必要が考えられるので留意すること。

（ａ）の場合は、移管してすぐに満期を迎えた場合があてはまる。Ｂ福祉事務所で支給した保護費が１０万円であったとすると、６３条設定金額は１５万円であるが、支給した保護費の範囲内で返還してもらうので、１０万円をＢ福祉事務所に返還してもらい、６３条設定金額の残りの５万円をＡ福祉事務所に返還してもらう。そして、保険満期金の残りの３５万円 は、保護費のやり繰りによって生じた預貯金と同様に取り扱う。

（ｂ）の場合、Ｂ福祉事務所で支給した保護費が３０万円であったとすると、Ｂ福祉事務所は、６３条設定金額である１５万円を返還してもらうことになり、Ａ福祉事務所に返還する残余金はなくなる。（資力化した６３条設定の対象物が保護費の返還に充てられたことから、Ａ福祉事務所への返還分はなくなる。）そして、（ａ）の場合と同様に残りの３５万円については、保護費のやり繰りによって生じた預貯金と同様に取り扱

う。

前述の（ａ）及び（ｂ）の場合には、同じ解約返戻金を二重に評価しているわけではないので、問題は生じないものである。

なお、設問の場合とは異なって、甲の世帯が転居と同時に一定期間保護を受けずに生活し、その後にＢ福祉事務所に保護申請を出すに至ったときは、通常の新規ケースとして取り扱うこととなるので、つぎのような対応となる。（図２参照）

（図２）

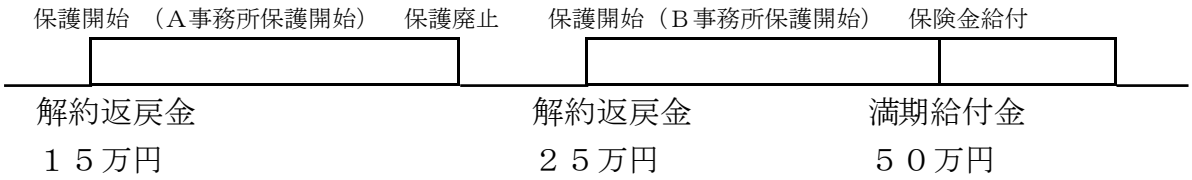

この場合には、Ｂ福祉事務所において、解約返戻金の額２５万円が法第６３条の返還対象資力となるが、返還金についての優先関係はつぎのとおりである。

仮に、５０万円の保険給付金を受け取り、Ｂ福祉事務所で支給済みの保護費が２０万円であった場合、Ｂ福祉事務所は、６３条対象返還金２５万円のうち支給した保護費の範囲内（２０万円）を返還してもらう。Ａ福祉事務所では、法６３条返還の対象となる１５万円の解約返戻金のうち、すでにＢ福祉事務所に返還されている２０万円を除く残りの５万円を返還してもらうことになる（これはＢ福祉事務所が設定した２５万円の解約返戻金の中にＡ福祉事務所が設定した１５万円分も含まれていることから、その範囲において、Ａ福祉事務所も返還を求めることができることによる）。なお、満期給付金の残り２５万円は保護費のやり繰りによって生じた預貯金と同様に取り扱う。

いずれの場合であっても、新旧の福祉事務所の間で連絡を取りながら確認したうえで、返還金の内訳について、十分な説明を行なうように努めなければならない。

（問１１－８-2）　**法第６３条による返還請求と消滅時効（１）（２００７増補改訂版）**
資力の発生が５年以前であり、かつ、資力の具現化が５年以内である場合

平成１２年９月１２日に保護を開始した者がおり、この者は保護開始時より保有が認められない不動産（土地）を有していた。

この者が土地を売却し、平成１９年４月１日に現金３００万円が手元に入った場合如何に法第６３条を適用すべきか。

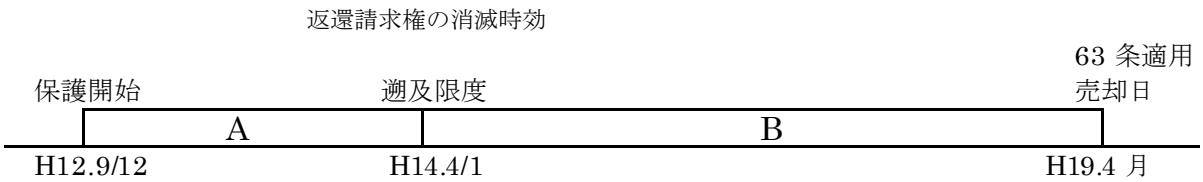

生活保護法第６３条による支給済み保護費の返還請求は、運用事例集問１１－16に示

されているとおり、５年を限度として遡及して行うことができる。これは、「過去５年間に支給した保護費が返還対象となる」という意味であり、５年以前に資力の発生時点がある場合に、支給済み保護費の返還を求めることができないと解してはならない。

本事例の場合、支給済み保護費Ａについては、消滅時効が成立しているため、被保護者に対して返還を求めることはできない。よって、平成１４年４月１日を返還対象期間の始期として、支給済み保護費Ｂについて法第６３条による返還を求めることになる。

また、資力について、発生時点は平成１２年９月であるが、平成１４年４月を始期として３００万円と支給済み保護費の比較を行う。その上で、資力が支給済み保護費の額（Ｂの部分）を上回れば、当該部分については収入認定を行うこととなる。

※　資力の具現化が５年以前の場合は、本事例と法第６３条適用時の扱いが異なるため、別途問１１－8-3を参照のこと。

（問１１－８-3）　**法第６３条による返還請求と消滅時効　（２）（Ｈ２４年度修正版）**
資力の発生が５年以前であり、かつ、資力の具現化も５年以前である場合

平成１１年７月２６日に保護を開始した単身者が、保護開始時から保有を認められない不動産（土地）を所有していた。その不動産の処分を指導し、平成１２年９月に当該不動産が売却され、１０月１日に売却金２００万円が被保護者のもとに入り、福祉事務所への申告もされていた。しかし、担当者の不注意で当該収入について何の処理もされていなかったことが、平成１８年１０月になって判明した。

保護基準　　平成１１年度　１３０，２８０円（例示額：月額）
平成１２年度～１４年度　１３０，４１０円（例示額：月額）
平成１５年度　１２９，６９０円（例示額：月額）
平成１６年度～１８年度　１２９，５３０円（例示額：月額）

この場合、法第６３条による返還対象額の算定はどうなるか。

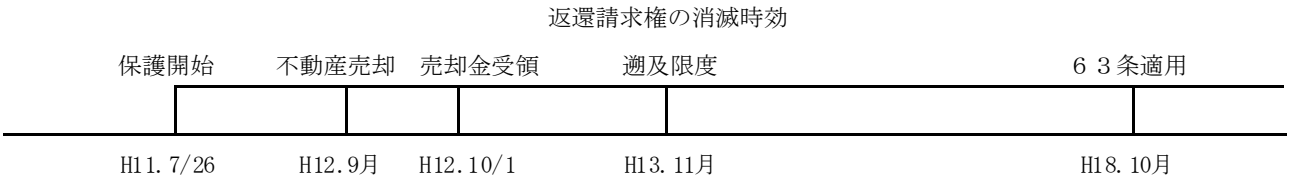

事例は、開始時から保有を否認していた不動産の売却収入が、平成１２年１０月にあったが、その収入についての処理がされなかったことによって、結果として、保護費の過大な支給が行われたものである。

このような事態に対しては、過去の「決定」を遡及変更するとすれば、正しい扶助額が算定されることになる。しかし、収入の増減が事後になって明らかとなっても、何らかの調整を考えるべき範囲は２か月程度（発見月及びその前月分まで）と解すべきこととされていることから、返納すべき額は、設問のとおり、法第６３条により処理することとなる。

また、（問１１―16）に示されているとおり、「保護を受けたとき」の翌日から５年間経過したときにおいては、当該保護費の返還請求権は時効により消滅する。

本事例のように、本来の資力の発生日と資力が具現化した日の両方が、保護費の返還請求権が時効により消滅している期間にある場合は、資力が具現化した日を資力の発生日として考えて、支給済み保護費と対比させる。その上で、返還請求が可能となる日以降に支給した保護費についてのみ返還を求める。

具体的には、平成１８年１０月中に法第６３条の処理をし、当月中に納入の通知が相手方に到達したとすれば、翌１１月１日の５年前の応答日（平成１３年１１月１日）以降の保護費が返還対象となる。本事例の本来の資力の発生日は平成１１年７月２６日で、資力が具現化した日が平成１２年１０月１日であるが、両日とも消滅時効の発生日より前なので、資力が具現化した平成１２年１０月１日を資力の発生日として、それ以降に支給した保護費と収入を対比させた上、消滅時効発生日の平成１３年１１月以降の保護費についてのみ返還を求める。

なお、保護開始時から法第63条が設定されていた資力については、資力が具現化した日が保護費の返還請求が可能な期間にある場合は、（問１１－８-2）に示されているとおり、具現化した金額全額（必要経費は除く）を収入として、返還請求が可能となる日以降に支給した保護費と対比させるが、資力が具現化した日が保護費の返還請求権が時効により消滅している期間にある場合は、資力が具現化した日に発生した資力と考え、次官通知第7－3－(2)－エに該当する収入については、世帯合算8,000円を超える額を収入として、支給済み保護費と対比させる。

	支給済み保護費	資力の額	正当扶助費	繰越額	返還対象額
H12.10月分	130,410	1,992,000	0	1,861,590	0（時効）
H12.11月分	130,410	1,861,590	0	1,731,180	0（時効）
H12.12月分	130,410	1,731,180	0	1,600,770	0（時効）
H13. 1月分	130,410	1,600,770	0	1,470,360	0（時効）
H13. 2月分	130,410	1,470,360	0	1,339,950	0（時効）
H13. 3月分	130,410	1,339,950	0	1,209,540	0（時効）
H13. 4月分	130,410	1,209,540	0	1,079,130	0（時効）
H13. 5月分	130,410	1,079,130	0	948,720	0（時効）
H13. 6月分	130,410	948,720	0	818,310	0（時効）
H13. 7月分	130,410	818,310	0	687,900	0（時効）
H13. 8月分	130,410	687,900	0	557,490	0（時効）
H13. 9月分	130,410	557,490	0	427,080	0（時効）
H13.10月分	130,410	427,080	0	296,670	0（時効）
H13.11月分	130,410	296,670	0	166,260	130,410
H13.12月分	130,410	166,260	0	35,850	130,410
H14. 1月分	130,410	35,850	94,560	0	35,850
合計	2,086,560	―	―	―	296,670

したがって、法第６３条による返還対象額は、２９６，６７０円となる。

（問１１－８-4）　**法第６３条による返還請求と消滅時効　（3）（２００７増補改訂版）**
保護受給中に認定しなかった収入があり、扶助費が過大支給となった場合

平成１１年７月２６日に保護を開始した単身者が、保護開始後に勤労収入を得ており、その旨の申告も行っていたが、担当者の不注意で平成１３年１０月以前の当該収入についての認定が漏れていたことが、平成１８年１０月になって判明した。当該世帯は、本来支給されない扶助費を平成１３年７月から平成１３年１０月の間に受給していたこととなり、当該過支給額の返還を求める必要が生じている。

勤労収入の受給開始月　　平成１３年　７月
７月　１５０，０００円（例示額：勤労控除後の額）
８月　１００，０００円（　　〃　　）
９月　１００，０００円（　　〃　　）
１０月　１８０，０００円（　　〃　　）
１１月　１００，０００円（　　〃　　）
１２月　１００，０００円（　　〃　　）
保護基準１３３，２３０円　７月分以降の支給額　１３３，２３０円（例示額：月額）

この場合、法第６３条による返還対象額の算定はどうなるか。

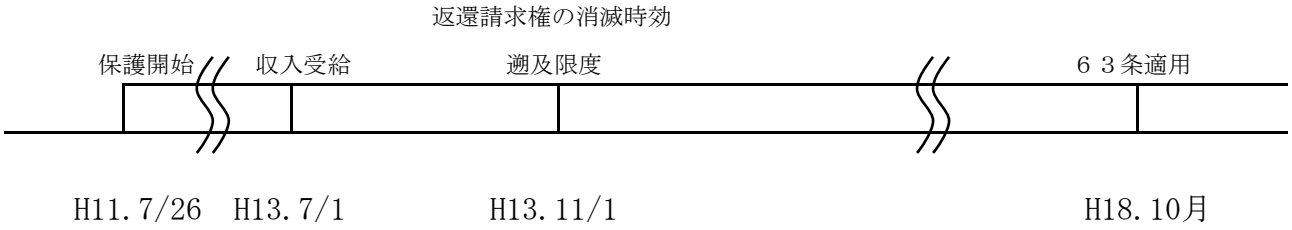

事例は、保護受給中に実際に収入があり、その収入が認定されなかったことによって、結果として、保護費の過大な支給が行われたものである。

このような事態に対しては、過去の「決定」を遡及変更するとすれば、正しい扶助額が算定されることになる。しかし、収入の増減が事後になって明らかとなっても、何らかの調整を考えるべき範囲は２か月程度と解すべきこととされていることから、返納すべき額は、設問のとおり、法第６３条により処理することとなる。

事例において、過支給額は当該被保護世帯に最低生活費と比較した場合の余剰が生じていることになるため、法第６３条を適用して返還を求めることとなるが、次のような考え方によって処理を行なうことになる。

また、（問１１－16）に示されているとおり、「保護を受けたとき」の翌日から５年間経過したときにおいては、当該保護費の返還請求権は時効により消滅する。実際の処理としては、１０月５日に納入通知が相手方に到達したとすれば、翌月１日の５年前の応答日

となる平成１３年１１月１日以降に支給した保護費が返還対象となる。

資力の発生日は平成１３年７月以降の毎月であり、平成１３年７月から平成１３年１０月までの各月に発生した資力のうち、７月及び１０月に発生した資力は同期間中の各月の支給済保護費の額を上回っている。このため、この上回る資力は、それぞれ翌月以降に繰り越され、資力として認定することが可能になるものとして考えられる。

	資力の額	支給済み保護費	繰越額	返還対象額
７月分	150,000	133,230	16,770	0（時効）
８月分	100,000＋16,770=116,770	133,230	0	0（時効）
９月分	100,000	133,230	0	0（時効）
１０月分	180,000	133,230	46,770	0（時効）
１１月分	46,770	33,230	13,540	33,230
１２月分	13,540	33,230	0	13,540
合計				46,770

したがって、法第６３条による返還対象額は、４６，７７０円となる。

（問１１－９）　**法第６３条返還に係る免除の考え方（Ｈ２２年度修正版）**

法第６３条に基づく返還額の決定にあたって、返還対象となる額から当該世帯の自立を助長するために必要と認められる額を減じて返還額を決定する際の取扱いについて示されたい。

法第６３条は、本来資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合に、まず保護を行い、資力が具体化され最低生活に充当できるようになった時に、既に支給した保護費の範囲内で保護の実施機関の定める額を返還してもらうものである。原則として、被保護者が受領する当該資力を限度として、支給した保護費の全額を法第６３条の返還額とすべきである。

法第６３条に基づく返還額は、まず実収入額（資力として認定された額）から必要経費等を控除し、保護費との比較を算定表により行い、返還対象額を決める。さらに返還対象額からその一部または全額を、各実施機関の判断で免除し、返還額を決定する。

不動産又は動産の処分による収入、保険金その他臨時的収入は、次官通知第８－３－（２）により、８，０００円を控除し収入認定の処理を行うが、*この性格を持った収入を第６３条で処理する場合についても、実収入額から８，０００円を控除し、返還対象額を決定する。*

返還対象額＝臨時的収入の額－（交通費等の必要経費＋８，０００円）

返還決定額＝返還対象額－（別冊問答集問１３－５の（２）のアからオの額）

返還額を決定する際の免除の範囲及び額の認定については、課長問答第8の４０及び別冊問答集問１３－５に示されている。例えば交通事故の保険金等についても、返還額決定の際には、損害補てん（原状回復）に要した費用及び世帯の自立助長の観点から必要と認められる費用を返還免除の対象として検討する必要がある。

なお、法第６３条適用時における自立更生免除は、局長通知第８－３－（3）及び（4）にあるような収入の種類の制限はない。法第６３条を適用することにより、収入の種類を問わず自立更生免除は可能である。

ただし、法第６３条には大きく分けて以下の３種類があり、①については、その資産を活用すれば保護を受けなくて済む可能性があった場合もあり、自立更生免除については充分に考慮する必要があるが、②は本来支給すべきでなかったもので返還を求めるべきであり、考慮の幅は狭いと考えることが妥当であるし、③に至っては、単なる立て替えであり、自立更生免除はないと言える。

①保有を否認されていた不動産等の資産を売却した場合など、法第６３条の条文「資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」という本来の意味での適用

②誤って加算を計上した場合等、保護の遡及変更可能期間（当月及び前月）を超えた期間についての適用

③介護保険の住宅改修費支給の際など、制度利用のためにその費用をいったん立て替えたものを返還させる場合の適用

また、医療扶助の返還に際しては、高額療養費の自己負担限度額を超える額についての免除は、それが自立更正にあてられる場合を除いてできないため、生活保護を適用した場合には医療費の全額が返還額決定の対象となることを十分に要保護者に説明すること。

（問１１－10）　**保護施設入所者に係る法第６３条に基づく返還決定**

保護施設入所者に係る法第６３条に基づく返還金額を決定するに当たり入所基準生活費と併せて保護施設事務費も返還対象に含めるべきか。

法第６３条にいう保護に要する費用には、保護施設事務費及び委託事務費は含まれないと解されるので、当該事務費を返還対象に含めることはできない。それらの事務費は、被保護者自身に直接給付されたものではなく、保護のために間接に使用された行政経費であるという趣旨からである。

（問１１－11）　**法第７８条による徴収対象額の算定**

被保護者が意図的に就労事実を隠して、就労収入の届出を行わなかったことが発見され、法第７８条により費用の徴収を行う必要が生じた。

１月　　支給済み保護費　１１万円　　収入額　１２万円
２月　　支給済み保護費　１１万円　　収入額　　３万円
３月　　支給済み保護費　１１万円　　収入額　２３万円

１２月以前は、まったく就労してなく、また、この世帯は４月１日付で保護廃止となった。

この場合、法第７８条による費用の徴収対象額の算定はどうなるか。

法第７８条による費用の徴収を行うにあたり、意図的に就労の事実を隠蔽したり、収入の届出を行わず、不正に保護費を受給した者に対しては、勤労控除（基礎控除）を認定することは適当ではなく、必要最小限の実費を除き、全て収入額としてとらえれば足りるものであり、その徴収額の決定にあたり、相手方の資力（徴収に応じる能力）が考慮されるものではない。このように、法第７８条による費用の徴収額は、不正受給額を全額決定するものであり、法第６３条のように本来の要返還額から返還免除の検討を行い、返還額を決定する取扱いはないものである。

法第７８条による徴収対象額は、申告されなかった収入を正しく認定したとして得られる扶助額（正当扶助費）と支給済み保護費との差額を月々計算した上で、これらの額を合計して算定する。

ある月の支給済み保護費（医療費も含む）に対してその月の収入額が上回る場合は、当該上回る額を翌月繰越額として、翌月の収入に加算して計算する。これは、実施要領に定めるところの翌月収入充当の方法に基づいたものである。

このように、徴収対象額の算定は、月々行うことを要し、不正受給期間の総支給済み保護費と総収入額とを対比させて行うものではない。

したがって、設問の場合は、以下の算定となる

	支給済み保護費	収入額	正当支給額	翌月繰越額	不正支給額
１月	１１万円	１２万円	０円	１万円	１１万円
２月	１１万円	３万円	７万円	０円	４万円
３月	１１万円	２３万円	０円	１２万円	１１万円

３月の正当支給額を計算した後に翌月繰越額が１２万円生じているが、４月１日付で保護が廃止となっている以上、この分は不正受給の対象収入とはならない。

結局、この世帯の不正受給額は２６万円であり、これについて返還を求めることとなる。

なお、こうした法第７８条徴収額の算定方法は、法第６３条返還額の算定方法のうちの（問１１－５）の場合と同様の考え方に基づいている。つまり、両方とも、過去において

実際に収入がありながら、それが正しく認定されていなかったために、事後的に正当扶助費を計算し、その結果得られた過大支給額をもって、徴収対象額あるいは返還対象額とするものである。

これに対して、法第６３条返還額の算定方法のうちの（問１１－４）の場合は、過去にあったのは単なる資力であり、その資力が一定期間経過後に収入となったため、資力がありながら保護を受けた期間の保護費を算定して、返還させるものである。

（問１１－11-2）　**法第７８条を適用する際の留意点（２００７増補改訂版）**

１　年金を遡及して受給した事実を被保護者が秘匿して申告を行わなかった場合、法第７８条を適用して費用の徴収を行うことができるか。

２　次官通知第７－３－(２)－エに規定される「その他の収入」について申告せず、保護費を詐取した者に法第７８条を適用する場合、８，０００円(月額)をこえる額を対象とすべきか。

１　法第７８条は、被保護者が、不実の申請その他不正な手段により保護を受けたとき、不正に受給した保護費を徴収するものである。この条件を満たすためには、被保護者が欺罔の意思をもって収入を得たことを秘匿し、保護費を詐取した事実が認められなければならない。

年金を遡及して受給したことを秘匿した場合、年金が遡及して支給開始される日から年金を一括して受給した日までの期間(下表 A)に、実際に収入を得ていたわけではない。収入が現に手元になかった期間について、欺罔の意思をもって収入を秘匿し、保護費を詐取したということはできない。よって、法第７８条は適用することができず、法第６３条を適用して保護費の返還を求めることになる。

ただし、法第６３条を適用したうえで、年金を一括受給した日以降(下表 B)に収入の残余がある場合、その期間には、収入が現に手元にあったということができる。よって、この場合には、法第７８条を適用し、一括受給日以降に支給した保護費を徴収することができる。

なお、年金の遡及受給の事案に限らず、保有否認していた不動産の売却、交通事故の補償金などでも同様に取り扱う。

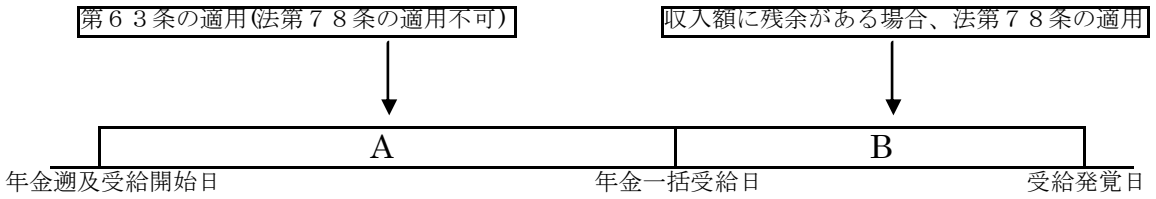

※ 年金の遡及受給金額全体について法第７８条を適用することはできない。期間 A に支給した保護費について、法第６３条により返還を求める。期間 A に支給した保護費総額よりも年金受給額が大きい場合、期間 B に支給した保護費について法第７８条を適用して徴収する。

２　法第７８条により保護費の徴収を決定する際には、必要最小限の実費以外はすべて収入額と考えるものであり、就労収入の際の基礎控除や特別控除は認定しない。次官通知

第７－３－(２)－エの「その他の収入」は８，０００円(月額)をこえる額を認定する扱いとなっている。この収入を秘匿し、保護費を詐取した者に法第７８条を適用する際には、基礎控除等と同様に考え、８，０００円を含めた額を対象とする。８，０００円をこえる額を認定するという規定は、被保護者の自立意欲を喚起するなどの趣旨に基づくもので、収入申告がなされたことを前提として行うものであり、その性質は基礎控除等の勤労控除と同じだと考えるからである。

なお、福祉的給付金など、次官通知第７－３－(３)に掲げられる、収入として認定しない取扱いとなっているものは、生活費に充てるためではなく、慰謝激励等の目的で支給されるものである。(別冊問答集第３編５参照)

よって、これらの収入を秘匿したことにより法第７８条を適用する際には、収入として認定しない取扱いとなっている部分を、対象としないこととする。(例えば、特例的取扱いを受けている福祉的給付金を秘匿していた場合には、１７，０００円(月額)をこえる額が秘匿した収入額となる。)

(問１１－11-3)　**偽名を使って保護受給した場合の取扱い（新設）（Ｈ２４年度修正版）**

偽名を使って保護を受けたことが事後に発覚した。発覚までの保護費の取扱いは、どうすべきか。受給期間中が要保護状態であった場合は、どうか。

氏名を偽って保護を受けた以上、法第７８条の「不実の申請(中略)により保護を受け」の事由に該当することは疑いの余地がない。よって、当該期間中の要保護状態の如何に関わらず、同条に基き当該期間中の支給済み保護費の費用徴収を行う。

なお、複数世帯の一部の世帯員が偽名で保護を受けていた場合は、当該世帯員の分の支給済保護費(世帯への支給済保護費の総額－当該世帯員を除いた場合の保護費の額)を上限とした額が不正受給額となる。また、既に認定した当該世帯員の収入がある場合、認定額の削除は行わない。

(事例１)　偽名世帯員を除いた最低生活費≧偽名世帯員の収入　の場合

世帯の最低生活費	２００，０００円	(A)
偽名世帯員を除いた最低生活費	１５０，０００円	(B)
偽名世帯員の収入(認定済)	１００，０００円	(C)
世帯への支給済保護費(Ａ－Ｃ)	１００，０００円	(D)
偽名世帯員を除いた保護費(Ｂ－Ｃ)	５０，０００円	(E)
不正受給額(Ｄ－Ｅ)	**５０，０００円**	

(事例２)　偽名世帯員を除いた最低生活費＜偽名世帯員の収入　の場合

世帯の最低生活費	２００，０００円	(A)
偽名世帯員を除いた最低生活費	１５０，０００円	(B)
偽名世帯員の収入(認定済)	１７０，０００円	(C)
世帯への支給済保護費(Ａ－Ｃ)	３０，０００円	(D)

偽名世帯員を除いた保護費（Ｂ－Ｃ）	△２０，０００ ⇒	０円（Ｅ）
不正受給額（Ｄ－Ｅ）		３０，０００円

（問１１－12）　**誤って支払った保護費の返納**

手持ち金のまったくない世帯を保護開始したため、初回の保護費を緊急に窓口払いによって支払ったところ、経理事務上の誤りのために、１万円多く支給してしまった。経理の係がその月の終わりになって誤りを発見し、ケースワーカーが被保護者に対しその分が返還となる旨を伝えたところ、既に保護費は消費済みであるため返すことができないという

申し出があった。この１万円について、法第８０条に基づいて返還を免除することができるか。

出納事務又は経理事務上の誤りにより支給してしまった保護費は、法律上の原因を欠いて支払われたものであるから、民法上の不当利得となるものである。これについては、民法７０３条及び地方自治法施行令第１５９条により返納の処理がなされなくてはならない。

法第６３条（決定処分をそのままにしておいて、後に保護に要した費用の返還を求める場合に適用）や、法第８０条（支給の根拠となっていた決定処分が後日変更されたために過渡分が生じた場合に適用）の適用はないものであるから注意されたい。

（問１１－13）　**ケース移管時の法第８０条免除について**

Ａ福祉事務所管内で保護を受けていた世帯が管外の都営住宅への入居にともない、月の途中でＢ福祉事務所に移管となった。Ａ福祉事務所では保護廃止に伴う過渡金（廃止日以降の扶助費）の返還を求めようとしたが、月末に近いため、既に当月分の保護費を費消しており、A福祉事務所は、法第８０条の適用をして、当月分の扶助費のうち廃止日以降の扶助費について、返還免除とする取扱いをした。

この場合、Ｂ福祉事務所は、移管後の保護を開始するにあたって、移管による保護開始日以降月末までの保護費の取扱いをどのようにすべきか。

Ｂ福祉事務所での保護を開始するに当たって、当月分の保護費（月末までの日割り分）を支給して差し支えない。

Ａ福祉事務所において、保護廃止に伴う過渡金（廃止日以降の扶助費）を法第８０条の適用により返還免除したということは、その月の末日まで保護を適用したことを意味しない。保護廃止に伴う過渡金を法第８０条適用により返還免除した場合、あるいは返還を命

じた場合、どちらの場合であっても保護廃止の事務処理としては完結している。

したがって、Ｂ福祉事務所が保護を開始するに当たっては、Ａ福祉事務所の法第８０条返還免除の決定の有無にかかわらず、当月分の保護費（月末までの日割り分）を計上して支給することは可能である（この場合、いわゆる「二重給付」にはあたらない）。

しかしながら、次のような事例には留意する点がある。

都内の実施機関間において、移管前の福祉事務所が過渡金について法第８０条返還免除の処理を行い、移管後の福祉事務所が移管日から保護開始の取扱いをするものの、保護費の計上は移管日の属する月の翌月初日からとすることについて、事前に移管の前後の福祉事務所間で協議したうえで調整する場合である。この場合には、設問とは事情が異なり、移管後の福祉事務所において、あらためて再度当月月末までの日割り分保護費を支給する問題はそもそも起こらない。

なお、こうした取扱いは、都内の福祉事務所においての運用上の取扱いとして認められるが、被保護世帯の生活状況を十分に把握し、このような取扱いを行っても支障がないことを確認した上で実施することが必要である。したがって、移管の前後の福祉事務所及び被保護世帯の三者において、十分な連絡調整と事前の合意を得ることが不可欠となる。

この取扱いは、移管前の福祉事務所の過渡金をもって移管当月中の生活需要が満たされることから、移管後の福祉事務所が事実上扶助費の一部を非計上としたことに過ぎない。したがって、保護の実施責任は、移管日をもって変更されるため、移管日以降の医療扶助や介護扶助、臨時的需要に基づく一時扶助については、移管後の福祉事務所が対応すべきものであるので留意されたい。

また、上記取扱いについては、他道府県市との間の移管時には原則として適用できないので、都外からの移管及び都外への移管の際は、予め福祉事務所間での扶助費及び返納金等の取扱いについて、十分確認されたい。

（問１１－14）　**保護開始直後の生命保険の解約返戻金**

保護申請時に生活保護制度の説明を受けた要保護者が、生命保険を解約することにし、手続きをとっていたところ、保護開始の２週間後に解約返戻金が入金された。

この解約返戻金を保護申請時の手持ち金とみなして、世帯の保護の基準の２分の１まで保有を認めることができるか。

保護申請の前に生命保険を解約し、その解約返戻金を所持したまま申請に及んだ場合には、解約返戻金は申請時所持金となることとの均衡から、保護申請時に制度の説明を受けた要保護者が、生命保険を解約し、保護開始直後に解約返戻金を得た場合には、この解約返戻金を保護申請時の手持ち金とみなす取扱いを行って差し支えない。

ただし、保護の要否判定は既に行われているため、無条件で認めることはできず、当該解約返戻金をもって保護の要否判定を再度行ったとしても結果が変わらず保護要となる場合にのみ、この取扱いが可能である。

また、開始時の程度の決定は既に行われているため、世帯の保護の基準の２分の１まで保有容認した額が既にある場合には、それに加えて再計算してなお認められる額のみが保有容認される。この場合、保有容認される額を上回る分については、法第６３条による返還あるいは収入認定の対象である。

ちなみに、解約返戻金を保護申請時の手持ち金とみなした場合に保護否となるときは、法第６３条による返還処理を行わなければならず、支給済保護費の額が解約返戻金の額を下回るために残余が生じた場合は、その分が収入認定の対象となる。

なお、保護申請時に、解約返戻金の額と解約の手続とが確認できている場合は、当初の保護の要否判定及び程度の決定において、当該解約返戻金を申請時の所持金とみなして、処理することとして差し支えない。

（問１１－15）　**開始時の金融機関調査によって判明した預貯金**

資産申告書及び預貯金通帳の検討等によっても、なお資産・収入状況に不明の点があったため、金融機関調査を行ったところ、そのうちの金融機関の一つから３万円の残高ありとの回答が戻ってきた。

この３万円について、どう取り扱うべきか。

開始時の金融機関調査によって判明した預貯金（３万円）については、原則として、法第６３条により返還を求めることとなる。

ただし、当該預貯金の残高を保護申請時の所持金と見なすべき特別な事情があると判断される場合には、開始時の手持ち金としての取扱いを行って差し支えない。

つまり、金融機関調査によって判明した時期が、保護を開始した月又はその翌月であり、その金額が少額で、開始時の手持ち金とみて、要否判定に影響がなければ、手持ち金の範囲内に含め、程度の決定にも影響がなければ返還を求める必要はなく、影響があればその金額を法第６３条により返還を求めることとなる。

例としては、残高が少額であったため、長期間、通帳を放置しており、保護者自身が通帳の存在を忘れてしまっていた場合等が考えられる。なお、明らかに預貯金を隠し不正に保護を受給しようとしていたと判断される場合には、法第６３条による返還の取扱いではなく、法第７８条を適用して返還を求めなければならない。

（問１１－16）　**法第６３条返還金の時効**

法第６３条返還金の消滅時効について、示されたい。

法第６３条の規定による費用返還義務は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に発生することとなっている。そして、こうした事実があったときは、その時以後、法律上返還請求権を行使することができることとなる。一方、消滅時効は、権利を行使することができる時から進行するものとされている。

それゆえ、法第６３条の返還請求権の消滅時効の開始の時期は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」となる。つまり、「保護を受けたとき」の翌日から５年間経過したときにおいては、当該保護費の返還請求権は時効により消滅する。

したがって、法第６３条の返還決定を行う場合、納入の通知が相手方に到達する日から遡って５年の期間内に支給した保護費を返還対象額として算定することが必要である。具体的には、１０月５日に納入通知が相手方に到達したとすれば、５年前の１０月５日以降の保護費が返還請求の対象となる。実際の処理としては、消滅時効は日々進行するものであるため、納入の通知が相手方に到達する日の属する月の翌月１日の５年前の応答日（１０月５日到達の場合は、５年前の１１月１日）以降に支給した保護費を返還請求の対象として返還額を決定し、速やかに納入の通知を行う取扱いとするものである。

ところで、返還請求額決定通知を行なった債権の消滅時効は納入の通知又は督促（２回目以降の督促の場合を除く。２回目以降の督促は、民法上の催告と同じであり、裁判上の手続きをとらない限り時効は中断しない。）等によって中断するものとされている。

納入の通知によって時効が中断された場合は、改めてその時点から時効が進行するため、当該納入通知の期限の翌日から再び５年間は保護費の返還請求権が効力を有することとなる。

（問１１－17）　**法第６３条による費用返還の請求時期と消滅時効の開始時期**

資産を保有するが、現実にこれを換金できないために保護を行った後、資産処分前に保護を廃止した場合、法第６３条の規定による費用の返還請求権の消滅時効の開始時期はいつか。

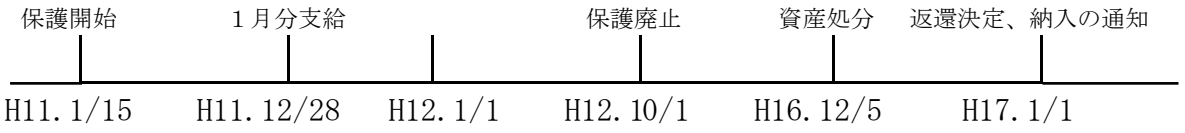

法第６３条の規定による費用返還義務は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に発生することとなっている。そして、こうした事実があったときは、その時以後、法律上返還請求権を行使することができることとなる。一方、消滅時効は、権利を行使することができる時から進行するものとされている。

それゆえ、法第６３条の返還請求権の消滅時効の開始の時期は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」となる。つまり、「保護

を受けたとき」の翌日から５年間経過したときにおいては、当該保護費の返還請求権は時効により消滅する。

具体的には、平成１１年１２月３０日に支給した保護費の返還請求権は、その翌日（１２月３１日）から５年間経過した日である平成１６年１２月３１日に時効により消滅し、同様に、平成１１年１２月３１日に支給した保護費の返還請求権は、平成１７年１月１日に時効により消滅する。

したがって、設問の場合、納入の通知が相手方に平成１７年１月１日に到達したとすれば、平成１２年１月１日以降に支給した保護費について、返還請求を行うことができるものであり、平成１１年１２月３１日以前に支給した保護費についての返還請求権の消滅時効は完成していることとなる。

ところで、保護受給中の世帯に対しては、通常、１月分の保護費は前年の１２月中に支払われる。設問の場合も翌年１月分の保護費は、１２月２８日に支払われているので、上記と照らし合わせて考えると、返還請求権の消滅時効は完成していると解すべきである。

つまり、設問においては、平成１２年１月１日以降に実際に支払いを行った保護費について、返還請求を行うことができるものである。

（問１１－18）　**翌月以降にも分割認定を予定していた世帯の保護廃止**

臨時的収入のあった世帯に対し、その収入を翌月以降にも分割して認定する予定でいたところ、当該世帯が急きょ管外に転出することとなった。

この場合、予定していた分割認定分について、収入認定の取扱いをとり止め、別途、返納の処理を行わなければならないか。

予定していた分割認定分について、当初の収入認定の方針を維持することとして差し支えない。したがって、当該世帯が急きょ管外に転出することとなり、保護が廃止される場合には、当該分割認定対象収入について、別途返納の処理を行う必要はない。

また、局長通知第８－２－（７）により、最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生じることとなる返納額（確認月及びその前月までの分に限る。）を次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこととされている。

この場合においても、収入充当を予定していた額について改めて返納の処理を行わずに、単に保護廃止の処理を行うこととして差し支えない。最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった時点において、遡及変更決定処分を行わずに翌月以降に収入充当することを決定している以上、その決定を事後に変更する必要はない。

なお、移管による管外転出の場合は、当該世帯は保護受給中の世帯として取り扱われることから、新しい保護の実施機関が当該収入充当額を引き継ぐこととなる。

（問１１－19）　**児童扶養手当受給者が年金遡及支払いを受けた場合の取扱い（Ｈ２０年度修正版）**

児童扶養手当を受けていた者が年金の遡及支払いを受けた場合、児童扶養手当の返還を求められるが、法第６３条による返還額対象額の算定はどうなるか。

児童扶養手当は、公的年金給付を受けることができる場合には支給しない取扱いとなっている（児童扶養手当法第４条第３項）。したがって、公的年金の受給資格が遡及して認定された場合には、同時に児童扶養手当の受給資格を喪失し、当該手当の返還が求められることになる。この場合、児童扶養手当の収入認定を前月に遡って取り消し、年金の遡及支払い分全額を資力と認定し法第６３条を適用したのでは、被保護者においては本来正当に処分がなされた場合に比べて不利益を被ることになってしまう。

児童扶養手当と年金の併給が法律上排除されている趣旨を鑑みると、両給付が念頭に置いている対象は同様のものと考えられる。すなわち、現時点から過去を客観的に見たとき、児童扶養手当の分の資力はなかったものであり、すでに収入認定してしまっている当該手当分の資力は、現時点においては年金による資力であったとみなすことが合理的である。

この考えに基づくと、法第６３条にいう資力は年金の遡及支払い額から児童扶養手当の収入認定分を控除した金額とみなし返還額を決定する。

相談室（生活と福祉　１９９１年３月）参照

（問１１－２０）　**未支給年金と法第６３条返還　（新設）（Ｈ２４年度修正版）**

夫婦２人世帯で、世帯主(夫)、妻とも年金を受給している。主が６月１０日に死亡し、主の６月分の未支給年金が１０月に妻に対して支払われた。この場合、どのように処理したらよいか。

未支給年金は、国民年金法第１９条第１項により、年金支給者の死亡当時、その者と生計を同じくしていた配偶者、子等の遺族の請求に基づいて支払われる。未支給年金の受給権は、これら遺族の固有の権利として死亡時点で発生するものであり、相続財産とはされていない。

よって、本事例では、未支給年金は妻の資力であり、資力発生日を主の死亡日の６月１０日として法第６３条返還を行うこととなる。

なお、年金を受給していた被保護者が死亡し、世帯外の遺族が未支給年金を受給した場合は、被保護者の資力ではないので、返還を求めることはできない。

第１２　その他

第１２章　その他

この章で扱う事項

外国人に対する保護の準用について

・外国人に対する保護の準用　・・・問１２－１～５
・中国からの帰国者に対する保護の適用　・・・問１２－６

不服申立て制度等について

・不服申立て制度　・・・問１２－８～10
・行政事件訴訟法に基づく教示について　・・・問１２－11

その他の事項について

・支援方針の作成について　・・・問１２－12
・保護費の時効、遡及支給について　・・・問１２－13、14
・特別基準設定申請、承認申請等　・・・問１２－15

キーワード

【支援方針】

生活保護制度の目的は、法第１条に掲げられているように、「困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障する」とともに、「その自立を助長する」ことにある。そのためには、保護の適用にあたって、実施機関の担当職員が、個々の要保護者が必要としている援助の内容及び程度を十分把握する必要がある。同時に、それぞれの要保護者が活用し得る能力（将来において確保し得る能力も含まれる）をより効果的に具現化するために用いることのできる社会資源等の利用方法等について提示するなどの手法により、自立に向けた具体的な課題の解決に協力していくことが求められる。

支援を行う職員が、要保護者に対してどのような援助を行い、あるいは自助努力を求めていくかについて、実施機関の中で検討をした内容が「支援方針」であるといえる。

「支援方針」の策定にあたって、実施機関は、当該要保護者との十分な話合いや調査等の結果を通じて、支援が現実的かつ効果的なものとなるよう、努めなければならない。

【自立支援プログラム】

平成１７年度から導入された保護の実施手段の１つであり、生活保護制度を経済的な給付に加え、組織的に被保護世帯の自立を支援する制度に転換していくための具体的な取組として位置づけられている。

自立支援プログラムとは、実施機関が管内の被保護世帯全体の状況を把握した上で、被保護者の状況や自立阻害要因について類型化を図り、それぞれの類型ごとに取り組むべき自立支援の具体的内容及び実施手順を定め、これに基づき個々の被保護者に必要な支援を組織的に実施するものとされている。

自立支援プログラムにおいては、就労による経済的自立（就労自立）のみならず、身体や精神の健康を回復・維持し、自ら健康及び生活管理を行うなど日常生活において自立した生活を送ること（日常生活自立）、社会的なつながりを回復・維持し、地域社会の一員として充実した生活を送ること（社会生活自立）を目指すプログラムを幅広く用意し、被保護者の抱える多様な課題に対応できるようにすることが必要とされている。

第１２　その他

（問１２－１）　**外国人に対する保護の準用（１）（Ｈ２２年度修正版）**

保護の申請を受けたところ、その者は日本国籍を有していないことが判明した。この場合、保護を適用することが可能であるか。

また、保護することとなった場合、実施責任はどこが負うか。

1　保護の準用とその範囲

生活保護法は、本来、その適用対象として日本国民を想定しており（法第１条）、日本国籍を有しない者（以下「外国人」という。）に対しては、生活保護法を適用することはできないとされている。このことから、外国人に対して行う保護は、法定受託事務ではなく自治事務と位置づけられている。つまり、日本で生活している外国人であって、保護を要する状態にある者に対しては、自治事務として生活保護法を準用して保護を行うものとされている。なお、保護の内容については、日本国民に対して行う場合と全く同様である。

この点について、厚生労働省は、外国人に対して生活保護法を準用するに当たっては、生活保護制度の目指す自立の助長を図るに当たって、就労活動等に法律上何らの制限がない者であることが必要であるとの理由（下記(3)の難民については本国で必要な援護が受けられないという理由）から、保護の準用の対象となる外国人は原則として次の(1)から(3)のいずれかの要件を満たすものに限るとの技術的助言を示している。

(1)　「永住者」・「定住者」・「永住者の配偶者等」・「日本人の配偶者等」のいずれかの在留資格（出入国管理及び難民認定法別表第２の在留資格）を有する者

(2)　日本国との平和条約に基づき日本国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者（在日韓国・朝鮮人、在日中国・台湾人）

(3)　出入国管理及び難民認定法による難民認定を受けた者（在留資格は問わない）

なお、入管法別表第１の５の特定活動（二）の在留資格を有する者のうち、日本国内での活動に制限を受けないもの等の、上記(1)～(3)以外の者についても保護の準用を行うことができる可能性があるため、疑義がある場合には東京都保護課を通して厚生労働省に照会する。

また、人道上の見地などから要保護状態にある外国人で上記(1)から(3)に該当しない者を実施機関の判断で保護した場合は、都保護課を通じて厚生労働省に情報提供する。

2　保護の準用を行う場合における実施責任

外国人に対する保護の準用に当たっては、当該外国人の外国人登録上の居住地を所管する実施機関が、保護の実施責任を負う。

ところで、外国人は、その居住地を変更した場合に区市町村長に変更登録の申請を行

うことを外国人登録法第８条により義務づけられている。

したがって、転居等によりこれらの者の外国人の居住地が変更された場合には、申請に基づき外国人登録上の居住地が変更登録されることから、通常は登録上の居住地が居住実態と合致していないことはありえない。

しかしながら、何らかの事情によりこれが実態と合致していない外国人から保護の申請を受けた場合（当該外国人が入院している場合を含む。）は、変更されるまでの間、外国人登録上の居住地を所管する実施機関が保護の実施責任を負う。ただし、保護開始の時点で既に外国人登録上の居住地が変更登録される見込みがたっている者については、当初から変更登録後の居住地を所管する実施機関が実施責任を負うこととして差し支えない。

なお、日本人と外国人の双方を含む世帯の実施責任については（問１２－２）の回答４を参照。

【参考】出入国管理及び難民認定法別表第２の在留資格

在　留　資　格	本邦において有する身分又は地位	在　留　期　間
永住者	法務大臣が永住を認める者	無制限
日本人の配偶者等	①　日本人の配偶者若しくは民法第817条の２の規定による特別養子 ②　日本人の子として出生した者	・３年または１年
永住者の配偶者等	①　永住者の在留資格をもって在留する者若しくは平和条約国籍離脱者等入管法特例法に定める特別永住者の配偶者 ②　永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	・３年または１年
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	・３年または１年

（問１２－２）　**外国人に対する保護の準用（２）（Ｈ２２年度修正版）**

外国人である世帯主（在留資格は「日本人の配偶者等」）と、日本人である子供２人の３人世帯を保護してきたが、世帯主の日本人の配偶者としての在留資格が更新されないこととなった。

この場合、世帯主に対する保護の準用はどうなるか。また、世帯に対する保護の適用はどうなるか

1　外国人本人に対する保護の準用

保護の準用の要件は、問１２－１に示したとおりであり、本設問中の世帯主が問１２－１の回答１の（1)から（3)までのいずれの要件にも該当しないこととなった場合には、それ以降保護の準用は行うことができないことから、「日本人の配偶者等」の在留期間の末日の翌日をもって、世帯主についてのみ保護を廃止することとなる。

なお、「日本人の配偶者」等の資格が更新されていない場合においても、新たに（1)から（3)までの他の要件に該当することになったときは､保護の準用を継続することができる。

ただし、次の場合は保護の準用ができることがあるので注意が必要である。

従前別表２の「日本人の配偶者等」の在留資格を有していた外国人が、日本人と離･死別し、在留資格の更新が困難となったため「定住者」への在留資格変更許可申請（出入国管理及び難民認定法第２０条）を行っているが、保護の準用時点ではまだ変更許可申請に対する決定が下りていないため在留資格を有していないような場合、当該外国人が日本人との間に生まれた子供の養育権を取得して実際にこれを養育しているときには、「定住者」の資格を取得する可能性が高く、また、変更許可申請に対する許可決定が下りれば、「日本人の配偶者等」の在留期間が満了する日の翌日に遡って「定住者」の在留資格を取得することから、次の要件を満たせば許可決定が下りる前であっても厚生労働省に情報提供することによって保護の準用が可能である。

(1)　当該外国人が未成年かつ未婚の日本人の実子を、養育権を持って養育･監護している。

なお、実子とは嫡出、非嫡出、日本国籍の有無を問わず、子の出生時点で父又は母が日本国籍を取得しており、日本国籍を有している者から認知されている者をいう。

(2)　「日本人の配偶者等」の在留資格を適法に有している期間内に、同じ別表第２の「定住者」の在留資格への在留資格変更許可申請を行っている。

2　その他

急迫の状況にあり、人道的な措置が必要と思われる場合には、都に協議されたい。

＊ 平成１２年１１月ブロック会議資料

3　外国人を含む世帯のうち、外国人を除く世帯員に対する保護の適用

(1)　世帯員全員を保護していた世帯のうち、外国人について保護を廃止する場合

外国人を含む世帯員全員について保護の適用（外国人については準用）を行ってい

た世帯のうち、保護準用の要件に該当しなくなった外国人のみ１により保護の廃止を行うこととなった場合、当該外国人を除く世帯の保護の適用については、次のとおり取り扱う。

① 要否判定

外国人を除く世帯の基準（設問の場合、子供２人の基準）で、改めて要否の判定を行う。この際、保護を廃止する外国人の収入については、これを当該世帯の収入とはみなさない。

② 程度の決定

保護を廃止する外国人を除く世帯の基準を当該世帯の基準とし、同じく外国人を除く世帯員の収入を世帯の収入とみなす。

(2) 保護の準用ができない外国人を含む世帯から、新規に保護の申請があった場合

世帯のうち、保護準用の要件に該当していない外国人を含む世帯から、新規に保護の申請があった場合における当該外国人を除く世帯の保護の適用については、次のとおり取り扱う。

① 要否判定

次の要否判定を行い、ア、イいずれの要否判定においても保護が「要」となった場合のみ保護の適用を行う。

ア 外国人を除く世帯の基準で保護の要否の判定を行う。この際、外国人の収入については、これを世帯の収入とはみなさない。

イ 外国人を含む世帯の基準で、保護の要否の判定を行う。この際、世帯の収入については、外国人の収入を含む収入を当該世帯の収入とする。

② 程度の決定

外国人を除く世帯の基準を当該世帯の基準とし、外国人を除く世帯員の収入を、当該世帯の収入とする。

4 日本人と保護の準用が可能な外国人の双方を含む世帯の保護に係る実施責任

通常は、日本人と外国人とで構成される同一世帯において、日本人と外国人の保護の実施機関は一致しているはずである。

しかしながら、外国人の登録上の居住地と世帯の実際の居住地が合致していない場合は、２つの実施機関が想定される余地がある。すなわち、世帯構成員のうち日本人への法の適用に係る実施責任は、世帯の実際の居住地を所管する実施機関が負い、外国人への法の準用に係る実施責任については、登録上の居住地を所管する実施機関が負うこととなることが考えられるが、同一世帯の世帯員について異なる実施機関が実施責任を負うのは好ましくない。したがって、世帯に一人でも日本人が含まれていれば、実施責任については日本人のみで構成されている世帯と同様に取り扱う。このルールは、都内だけではなく関東地区全体（但し、千葉市、船橋市、柏市以外の千葉県の市町村については除く。）においても適用する。（「平成２１年度関東地区都県市生活保護担当係長等連絡会議」による取り決め事項）

なお、外国人の外国人登録法上の居住地が居住実態と合致していないことについては運用事例集・問１２－１の回答２のとおり取り扱う。

（問１２－２－２）　**外国人に対する保護の準用（３）　（Ｈ２３年度修正版）**

外国人に対する保護の準用の申請・決定時に留意すべき事項を示されたい。

1　申請時の留意事項

外国人に対する保護の準用は、生活保護法上の権利に基づくものではなく、法を準用し予算措置として一定の在留資格を有する外国人に拡大して実施するものである。

外国人から保護の申請意思が示されたときは、実施機関は当該外国人相談者に対し、生活保護法上の権利がなく、法に基づく申請は却下となる旨、懇切に説明する必要がある。その上で、極力準用保護の「措置申請書」の提出を求める。措置申請書の様式は、保護の準用が自治事務であることから、実施機関で使用している既存の生活保護法上の申請書を適宜加工の上作成して差し支えない。

外国人相談者が、実施機関の説明にも関わらず、生活保護法に基づく申請を求めた場合は、法上の「保護申請書」の提出を求める。

2　決定時の留意事項

前記「１」において、外国人相談者が「措置申請書」を提出した場合は、実施機関は、保護の準用の要件を審査の上、準用保護の対象となる場合は「措置支給決定通知書」を、対象とならない場合は「措置却下決定通知書」を交付する。保護の準用又は却下の決定は、法令の規定に基づく行政処分ではないので、いずれの通知書にも、不服申立ての教示文は付記しない。

前記「１」において、外国人相談者が生活保護法上の「保護申請書」を提出した場合は、実施機関は、外国人に法上の権利が認められないことを理由として、法上の「保護申請却下通知書」を交付する。この場合の却下決定は、生活保護法に基づく処分であるため、通知書には不服申立ての教示文を付記する。なお、併せて、「措置申請書」に基づく申請と同様に、保護の準用の要件を審査するとともに、「措置支給決定通知書」又は「措置却下決定通知書」を交付する。

3　世帯内に日本人がいる場合の留意事項

保護相談者の世帯内に外国人と日本人とがいる場合は、日本人の生活保護法上の保護を受ける権利を保障するため、世帯主が日本人であると外国人であるとを問わず、法上の「保護申請書」の提出を求める。世帯主が外国人である場合、実施機関は相談者に対し、外国人に生活保護法上の権利がないことを懇切に説明の上、可能であれば日本人世帯員名での「保護申請書」の提出を促す。

実施機関において保護の要件審査の結果、要保護性がある場合は法上の「保護決定通知書」を、要保護性がない場合は法上の「保護申請却下通知書」を交付する。通知書の名宛人は、世帯主が日本人であると外国人であるとを問わず、いずれの場合も日本人の世帯主又は世帯員とし、不服申立ての教示文を付記する。なお、外国人の世帯主又は世

帯員については、保護の準用を行う旨付記する。

４　その他

前記１から３までの留意事項は、生活保護法第２４条に基づく申請保護(準用を含む)の場合に全て該当する。したがって、保護の開始申請のみならず、一時扶助支給等の変更申請の場合も、同様に取り扱う必要がある。

また、法第２４条の申請に基づかず、法第２５条(職権保護)、第２６条(保護の停廃止)、第２８条４項(調査等拒否への却下、変更、停止、廃止)、第６２条３項(指示違反等への変更、停止、廃止)、第６３条(費用返還)等に基づく処分(準用を含む)を行う際も、決定通知書は前記２及び３の留意事項に沿って作成する必要がある。

平成22年11月22日付22福保生保第747号福祉保健局生活福祉部長通知
平成23年2月25日付22福保生保第1073号福祉保健局長通知

外国人からの保護申請等に係る手続きの流れ

1　外国人のみの世帯の場合

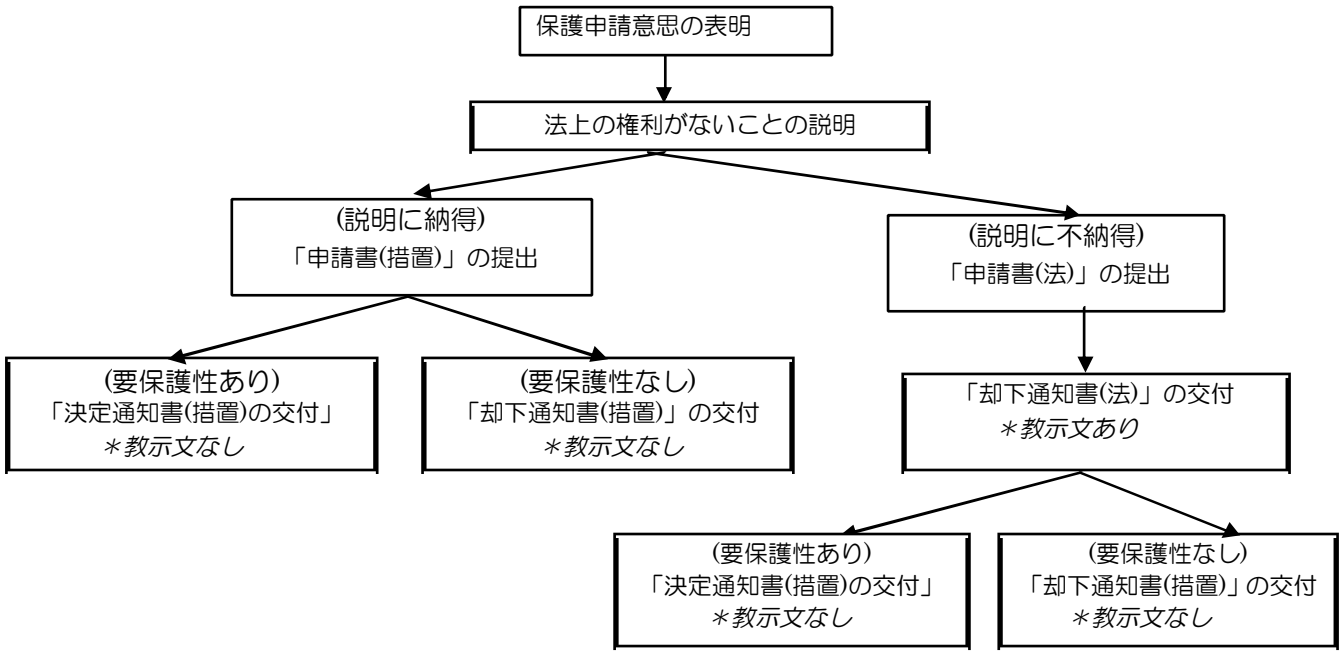

(法)：生活保護法
(措置)：「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づく生活保護の措置

□：申請者が行う手続き　　□：福祉事務所が行う手続き

2　日本人を含む世帯の場合

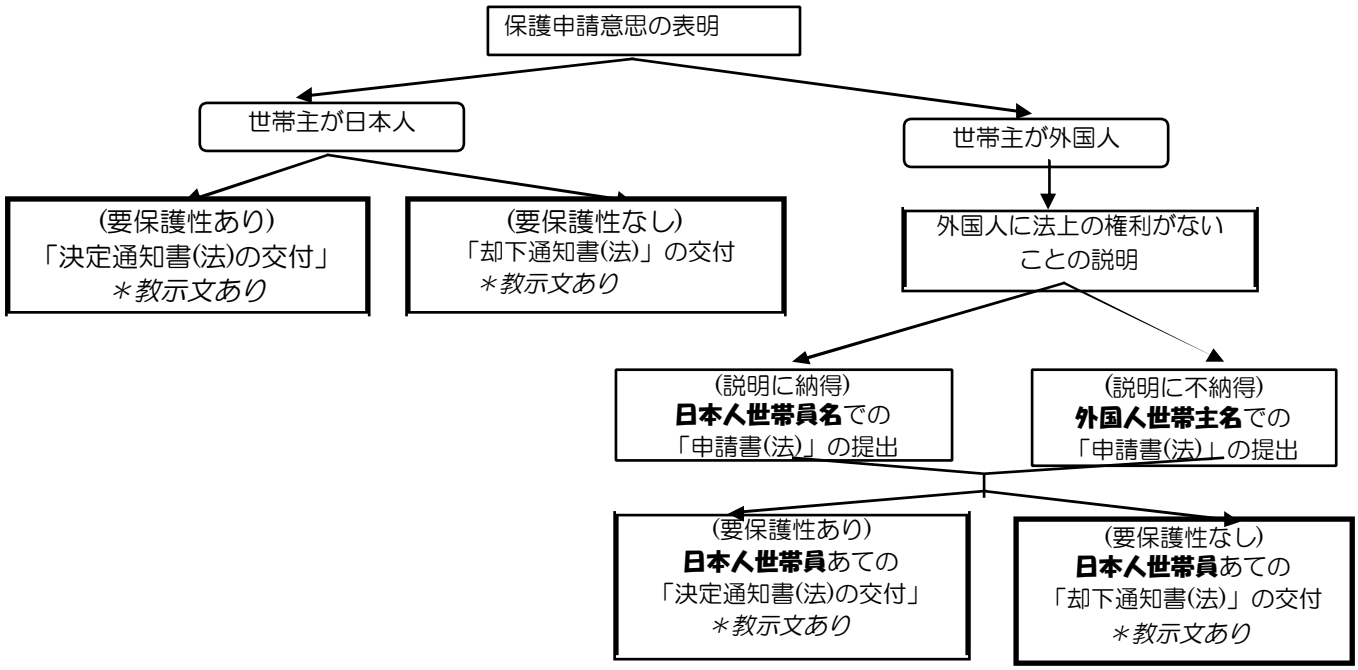

(注)「決定通知書(法)」には、外国人の世帯主又は世帯員について、準用保護の措置である旨付記する。

□：申請者が行う手続き　　□：福祉事務所が行う手続き

（問１２－３）　**在留資格の変更等の可能性（２００７増補改訂版）**

外国人であって当初日本人と婚姻関係にあり、「日本人の配偶者等」の在留資格を有していたが、離婚等により在留資格が更新されない見込みとなった者等について、出入国管理及び難民認定法別表第２の別の資格を取得する余地はないか。

法務省入国管理局の平成８年７月３０日付通達「日本人の実子を扶養する外国人親の取扱について」では、日本人の未成年かつ未婚の実子（日本人親から認知されていれば、子の国籍は問わない）を扶養するために本邦在留を希望する外国人親が在留資格変更許可申請（出入国管理及び難民認定法第20条）を行った場合、その親子関係、当該外国人が当該実子の親権者であること、現に当該実子を養育、監護していることが確認できれば、原則として「定住者」への在留資格の変更を許可するとされている。

在留資格変更許可申請や在留期間更新許可申請（出入国管理及び難民認定法第21条）に対する決定前に在留期間を徒過した場合、許可決定が下りれば、在留期間の満了日の翌日に遡って在留資格を取得する。

なお、在留資格変更許可申請や在留期間更新許可申請は在留資格を有している間にしか行えないため、許可申請を行う前に在留期間を徒過してしまった者が、引き続き本邦在留を希望する場合は、入国管理局に出頭して在留特別許可（出入国管理及び難民認定法第50条）を希望することを申し出る必要がある。在留特別許可が認められた場合において、どの在留資格が付与されるかはその外国人の状況によって異なる。

＊変更許可申請や更新許可申請に対して不許可処分を受けた場合や、在留特別許可が認められず退去強制令書発付処分を受けた場合は、行政不服審査法による不服申立てを行うことはできないが、行政事件訴訟法による取消訴訟を提起することができる。

（問１２－４）　**外国人の保護に係る要件の確認方法**

外国人に対する保護の準用の要件について、その確認事項及び方法を示されたい。

１　確認事項

外国人に保護の準用を行うに当たっては、通常の事項の他に、次の事項について確認する必要がある。

(1)　在留の資格等

次のいずれかに該当しているか確認する（運用事例集・問１２－１参照）。

① 「出入国管理及び難民認定法」別表第２の在留資格を有している。

② 「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「法定特別永住者」の資格を有している。

③ 「難民条約」第１条の規定又は「難民の地位に関する議定書」の規定により、難民条約の適用を受ける「難民」と認定されている。

(2) 在留期限

在留期限をと過していないか確認する。ただし、「法定特別永住者」及び「難民」については在留期限の定めはない。

(3) 居住地

外国人登録上の居住地がある場合に、登録上の居住地及び実際の居住地を確認する。

２ 確認方法

(1) 「外国人登録証」による確認

次の者については「外国人登録法」（昭和27年４月28日法律 125号）に基づく外国人登録が行われ、「外国人登録証明書」が交付されているので、原則としてこれにより確認を行う。ただし、外国人登録には、登録を要する外国人となったときから、最も長いときで５か月かかることがあるので、このような場合には、確認事項については外国人登録を所管する部署等に照会する。

① 「出入国管理及び難民認定法」別表第２に該当する者（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）

② 「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「法定特別永住者」

(2) 「難民認定証明書」による確認

「難民条約」第１条の規定又は「難民の地位に関する議定書」規定により、難民条約の適用を受ける「難民」については、「難民認定証明書」が交付されているので、これにより確認を行う。

（問１２－５） **難民等に対する保護の準用（Ｈ２４年度修正版）**

難民等に対する保護の取扱いについて示されたい。

１ 難民にかかる取扱い

問１２－１に示したとおり、出入国管理及び難民認定法による難民認定を受けた者については、保護の準用を行うことができる。なお、難民認定を受けていれば、在留資格の種類は問わないものである。

２ 出入国管理及び難民認定法第18条の２第１項の規定に基づき一時庇護のための上陸の許可を受けている者に係る取扱い。

「難民」の認定を受けてはいないが、出入国管理及び難民認定法第18条の２第１項の規定に基づき一時庇護のため上陸の許可を受けている者で、難民認定申請（出入国管理及び　難民認定法第６１条の２）を行っている者のうち、外務省が生活困窮者と認めた者に対し　ては、アジア福祉教育財団難民事業本部から必要な援護が行われることがある。こうした　者については、保護の準用の必要はない。

３　定住手当の取扱い

アジア福祉教育財団難民事業本部ＲＨＱ支援センターでは、難民認定者に対して、定住支援プログラムを実施している。同プログラム利用者には、通学が困難な場合は宿泊施設が無料で提供され、施設入所期間中は生活費も支給されるので、保護の適用はない。

プログラム修了時には一時金として定住手当（１５歳まで78,450円、１６歳以上156,900円）が支給されるが、これについては、中国等からの引揚者に対して支給される自立支度金と同様に、８，０００円控除適用の上、次官通知第８－３－(3)－オ（災害等の補償金のうち自立更生に当てられる額）を除き、収入認定を行う。

別冊問答集　問８－５８
運用事例集　問１２－６

（問１２－６）　**中国からの帰国者に対する保護の適用（Ｈ２０年度修正版）**

中国からの帰国者等に対する保護の適用について、留意すべき点を示されたい。

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律」により、平成２０年４月１日から生活支援給付制度が施行される。これに伴い、特定中国残留邦人等及びその者の配偶者は生活保護制度から生活支援給付制度に移行することになる。以下は、中国からの帰国者等で新たな制度に該当しない者に対し、生活保護を適用する場合の取扱いを示したものである。（なお、中国帰国者１世ではあるが、永住帰国した日から引き続き1年を経過しておらず、特定残留邦人等の認定を受けていない者についても生活保護の対象に含まれる。）

１　保護の適用又は準用

中国からの帰国者等のうち、日本国籍を有している者については、通常の保護の適用を行う。また、日本国籍を有している者の配偶者又は子供等で、日本国籍を有していない者については、問１２－１回答１のとおり取り扱われたい。

２　実施責任

同一世帯に、日本人と外国人の世帯員がある場合には、問１２－２の回答４のとおり実施機関を決定することとなる。

３　自立支度金

帰国後に支給される自立支度金については、自立支度金の性格が外地残留による永年の労苦を慰謝する見舞金的なものであることから、次官通知第８の３の（⑶のオにより、当該保護世帯の自立更生のために充てられる額については収入として認定しない取扱いを行う。

また、自立支度金を消費せずに保護申請を行った場合についても、課長問答第８の53（保護開始前に臨時的に受けた補償金等の取扱い）に準じて取り扱うこととなる。

４　自立指導員制度等

中国帰国者等に対する保護の円滑・適正な実施を図るため、区市町村又は東京都が実施する自立指導員制度を利用することができる。派遣期間は区市町村又は東京都の定めによる。さらに、これを補完するために、東京都の生活相談員制度を利用できる。

５　地域生活支援プログラム

生活保護を受給している中国帰国者等を対象とし、区市町村又は東京都の実施機関と自立指導員、福祉事務所職員が連携して、社会的・経済的自立助長のためにニーズに応じたきめ細かな支援を行う。福祉事務所職員は、自立指導員に同行して家庭訪問を行い、支援内容について助言を行い、必要な支援へとつなげる。本プログラムは自立支援プログラムの一つとして位置づけられるものである。

なお、生活保護制度上の取扱いは以下のとおりである。

① 中国帰国者１世が親族訪問や墓参等のために中国へ渡航する場合（中国帰国者１世と同一世帯員が単独で中国へ渡航する場合も含む）に、１～２か月程度の期間（期間中にやむを得ない事情が生じたときは、これを超える期間を認めても可）については、渡航日数に応じた生活扶助費の減額を行わない。

② 中国帰国者が、親族訪問や墓参等のために中国へ渡航するための費用を以下の金銭等から賄う場合、次官通知第８の３の（３）のエにより収入として認定しない。

ア　財団法人中国残留孤児援護基金より支給される里帰り費用（往復交通費、滞在中の宿泊費及び食費等）

イ　扶養義務者からの援助金

ウ　上記以外の他の者から恵与される金銭

また、保護費のやり繰りによる預貯金を充てる場合も、その使途が生活保護の趣旨目的に反しないものと捉え、保有を容認する。

③ 援護施策として、中国帰国者自立研修センターや支援・交流センター等の実施する日本語教室や交流事業等へ参加する際の交通費や教材費の支給、中国帰国者２世・３世に対する日本語検定等の資格取得に要する費用の支給が行われた場合、当該世帯の自立更生のために当てられる額として、次官通知第８の３の（３）のエにより収入として認定しない。

運用事例集・参考資料６

（問１２－７）　**暴力団員に対する保護の適用（２００７増補改訂版）**

暴力団員から保護の相談・申請があった場合、又は保護受給世帯に暴力団員が含まれていることが判明した場合の取扱いについて示されたい。

1　基本方針

生活保護法は、法律の定める要件を満たす全ての国民を適用対象としている。

その要件としては、生活に困窮する者が、利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することである。

ところで、保護の申請があった場合には、保護の要否を判定するための稼働能力調査や資産状況調査が必要となる。しかしながら、

① 反社会的行為を現に行っている者については、本来正当に就労できる能力を有すると認められるため、稼働能力を活用しているとは言えない。

② 暴力団員に関する資産や収入状況を調査することは、暴力的不法行為等による収入を明らかにすることであり、事実上困難な場合が多い。

したがって、保護の要件が満たされないことから、暴力団員からの申請は、却下することとする。(却下理由は、上記に示した保護の補足性の原理に基づくものであり、現役暴力団員であることのみをもって、ただちに却下理由とすることは適切ではない。）また、被保護者が暴力団員であることが判明した場合にも、同様の考えに基づき保護の停止又は廃止を行う。

ただし、急病で医療行為を必要とする等、急迫の状況にある場合はこの限りでない。

2　具体的な取扱い方法

(1)　警察への暴力団員該当性の情報提供依頼

暴力団員に対する保護の適用の際には、その者が暴力団員であるか否か、その該当性についての情報提供を警察から受けることが必要不可欠となる。よって、要保護者及び被保護者の居住する住所地を管轄する警察署長宛に、文書により暴力団員該当性について情報提供を依頼する。(情報提供内容は、その者が現在、暴力団員であるかどうかに限る。)その結果は、所轄の警察から、口頭により福祉事務所宛に通知される。要保護者及び被保護者が暴力団員に該当する場合、その者に対する申請の却下又は保護の廃止等の処分結果を口頭により所轄の警察署に通知する。（併せて都保護課にも情報提供を行う。）

なお、当該要保護者及び被保護者に対して、暴力団員該当性についての情報の入手先が警察である旨を明らかにすることは可能である。

(2)　処分方法及びその根拠について

所轄の警察から暴力団員に該当するとの回答を得た場合、本人に通告し、該当性を否認したときは、申請の却下又は保護の停止、該当性を認めたときは、申請の却下又は保護の廃止を行う。また、被保護者が該当性を認めたが、脱退意思を示した場合には、一旦保護を停止し、推移を見ることとする。(脱退意思のある者に、改めて保護の適用を行う際には、警察等関係機関への照会による的確な把握・誓約書、自立更生計

画書、脱会届の提出・ケース診断会議等による組織的対応・資産、収入、生活歴、現在の生活実態(病状、稼働能力等)の把握について、留意すること。)

処分を行う場合の根拠は、次のように整理する。

① 単身者からの申請及び単身の被保護者

ア 疾病を有しない場合→上記１の①を根拠に申請の却下又は保護の停・廃止

イ 疾病等を理由とする場合→上記１の②を根拠に申請の却下又は保護の停・廃止

② 複数世帯員からの申請及び複数世帯員がいる被保護世帯

ア 世帯員に疾病を理由としない暴力団員が含まれている場合

上記１の①を根拠に世帯全体の申請の却下又は保護の停・廃止を行う。世帯員が急迫の状況にある場合は、局1－2－(1)により本人の申請の却下又は保護の停・廃止を行い、残余の世帯員については保護を開始又は継続する。

イ 世帯員に疾病を理由とする暴力団員が含まれている場合

上記１の②を根拠に世帯全体の申請を却下又は保護の停・廃止を行う。世帯員が急迫の状況にある場合は、上記１の②により本人のみ別世帯扱いとして申請の却下又は保護の停・廃止を行い、残余の世帯員については保護を開始又は継続する。

なお、暴力団員以外の者について、急迫の状況にあると判断する基準は、残余の世帯員に幼児、児童等が含まれている場合や、傷病者等がいて治療を要する場合などが考えられるので、留意すること。

3 その他

管内の保護の動向や暴力団情勢について所轄の警察と情報交換を日頃から行うなど、緊密な連携に配慮すること。また、暴力団員による職員への暴力行為や脅迫的言動がなされる可能性がある場合には、あらかじめ所轄の警察に連絡を取り、対応方法について助言を求めるほか、有事の際に迅速な対応が可能なように事前に協力を求めるなど、必要な支援を得られるように依頼しておくことが望ましい。

（問１２－８） **不服申立て制度（２００７増補改訂版）**

生活保護に関する不服申立て制度について説明されたい。

1 不服申立て制度の概要

不服申立ては、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為について、これを違法又は不当であるとする者が、その取消し又は変更等を求めるために審査を求める行為であり、行政庁自らが審査を行う点において、訴訟等による争訟とは異なるものである。

不服申立ての対象となるのは、次の３つの権力的行為である。

(1) 「行政処分」

行政庁が権利を設定し、義務を命じその法律上の効果を発生させる行為

(2) 「継続的事実行為」

行政庁が行う公権力の行使に当たる事実上の行為で、人の収容、物の留置その他の内容が継続的性質を有するもの

(3)　「行政庁の不作為」

行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内に何らかの処分その他公権力の行使に当たる行為をすべきにかかわらずこれをしないこと

また、不服申立てには、

(1)　審 査 請 求　……　処分庁又は不作為庁以外の行政庁に対して行うもの

処分についての審査請求は、①処分庁に上級行政庁があるとき、②法律に審査請求をすることができる旨の定めがあるときにすることができる（行政不服審査法（以下「審査法」という。）第３条、５条）。

(2)　異議申立て　……　処分庁又は不作為庁に対して行うもの

処分についての異議申立ては、①処分庁に上級行政庁がないとき、②処分庁が主任の大臣又は外局若しくはこれに置かれる庁の長であるとき、③①及び②に該当しない場合であって、法律に異議申立てをすることができる旨の定めがあるときにすることができる（審査法第3条、４条、６条）。

ただし、①又は②の場合において、当該処分について審査請求をすることができるときは、法律に特別の定めがある場合を除くほか、異議申立てをすることができない（審査法第６条）。

不作為については、「行政庁が法令に基づく申請」に対し、「相当の期間内」に「何らかの処分その他公権力の行使に当たる行為をすべきにもかかわらずこれをしないとき」に異議申立て又は当該不作為庁の直近上級行政庁に対する審査請求のいずれかをすることができる（審査法第２条２項、７条）。

(3)　再審査請求　……　審査請求の裁決を経た後、法律又は条例で定める行政庁に対して更に行うもの

の３種類がある。

また、審査請求は、処分庁を経由してすることもできる（審査法第１７条１項）ため、審査請求書の提出を受けた処分庁は直ちに、審査請求書の正本を審査庁に送付しなければならない。

なお、審査請求は他の法律に口頭ですることができる旨の定めがある場合を除き、書面を提出しなければならない（審査法第９条１項）こととされているため、生活保護法に基づく処分等については口頭による審査請求は認められない。

※「処分庁」とは、処分をした行政庁をいい、「不作為庁」とは不作為に係る行政庁をいう。

なお、ここで言う「処分」とは、いわゆる「行政処分」のことであって、利益処分及び不利益処分の双方が含まれ、必ずしも加罰的内容を意味しないので留意すること。

不服申立てについては、審査法において、その基本的一般的な事項が定められており、生活保護法の執行に伴う行政処分に対する不服申立についても、生活保護法に定める特則規定（生活保護法第64条から69条まで）の適用を除き、審査法の規定の適用を受けることとなる。

不服申立てが行われると、審査庁は、処分庁の処分又は不作為庁の不作為に係る適法性及び妥当性について審査を行う。審査後、審査庁は、当該審査請求に対する裁決を行うが、裁決は関係行政庁を拘束することとなる（審査法第４３条）。

２　生活保護法執行に係る不服申立ての対象

生活保護法の執行に当たって、不服申立ての対象となることが想定されるのは次の処分等である。

(1)　保護開始決定処分
(2)　保護申請却下処分
(3)　保護変更決定処分
(4)　保護廃止決定処分
(5)　法第63条に基づく保護費の返還額決定処分
(6)　法第77条に基づく費用徴収額決定処分
(7)　法第78条に基づく費用徴収額決定処分
(8)　法第80条に基づく保護費の返還免除処分
(9)　不作為（申請に対して相当の期間内に何らかの処分等をしないこと。）

（注）保護の開始申請及び変更申請については、申請が行われてから30日以内に保護の要否、種類、程度及び方法について通知しない場合は、申請者は保護の実施機関が申請を却下したものと見なすことができる（生活保護法第２４条４項）。
このため、この却下処分に対して審査請求をすることができる。

３　不服申立てを行うことのできる者

(1)　処分を受けた者（処分がされた場合）又は受けるべき者（不作為の場合）
(2)　(1)の代理人

４　不服申立て期間

(1)　異議申立て・審査請求　……　処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内
(2)　再　審　査　請　求　……　審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内

※審査請求（異議申立て）については、処分（決定）があった日の翌日から起算して１年を経過したときはすることができない。

再審査請求についても、裁決があった日の翌日から起算して１年を経過したときはすることができない。

なお、ともに、期日の経過したことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

５　不服申立ての相手方（前項２（1)から（8)までの処分）

(1)　福祉事務所を管理する行政庁が都知事である場合（郡島部）

都知事は、生活保護法施行細則準則に基づく生活保護法施行細則により福祉事務所長に事務の委任を行っているので、福祉事務所長の直近上級庁である都知事に対する審査請求を行う。

(2)　福祉事務所を管理する行政庁が区・市長である場合（区・市部）

①　区・市長が、法第19条第４項の規定により福祉事務所長に事務の委任を行っている場合

法第64条の規定により、都知事あてに審査請求を行う。

②　区・市長が、福祉事務所長に事務の委任を行っていない場合

地方自治法第 255条の２の区分に基づき、都知事あて審査請求を行う。

なお、(7)の法第78条に基づく費用徴収処分については、生活保護法第１９条第４項の規定による「保護の決定及び実施に関する事務」にあたらないとされることから､福祉事務所長への委任は地方自治法第１５３条第２項に基づくものと解されており、処分庁が、当該委任を受けた福祉事務所長であった場合には、審査請求が提起されたときの審査庁は直近上級行政庁であるところの当該委任を行なった市町村長となる。

（委任せずに、市町村長が自ら処分を行なった場合には、審査庁は都知事となる。）

6　不服申立ての教示

処分庁（福祉事務所長、区・市長）は、前項２（1)から（8)までの処分を行うに当たり、処分（決定）通知に審査請求を行うことができる旨の教示を行うこと。教示は、処分を口頭で行なう場合を除いて書面で教示しなければならない（審査法第５７条１項）。

行政不服審査に関する教示の内容は、次のとおりである。

「この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に○○○に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。」

また、併せて行政事件訴訟法に基づく教示を行なう必要がある場合は、問１２－11を参照されたい。

なお、誤った教示した場合の取扱いについては、行政不服審査法第18条及び第19条を参照のこと。

（参照）問１２－11「行政事件訴訟法に基づく教示について」

※　不服申立ての処理手続については、次ページの「7　不服申立ての処理手続の流れ」を参照のこと。

7　不服申立ての処理手続の流れ（例：都知事に対する審査請求）

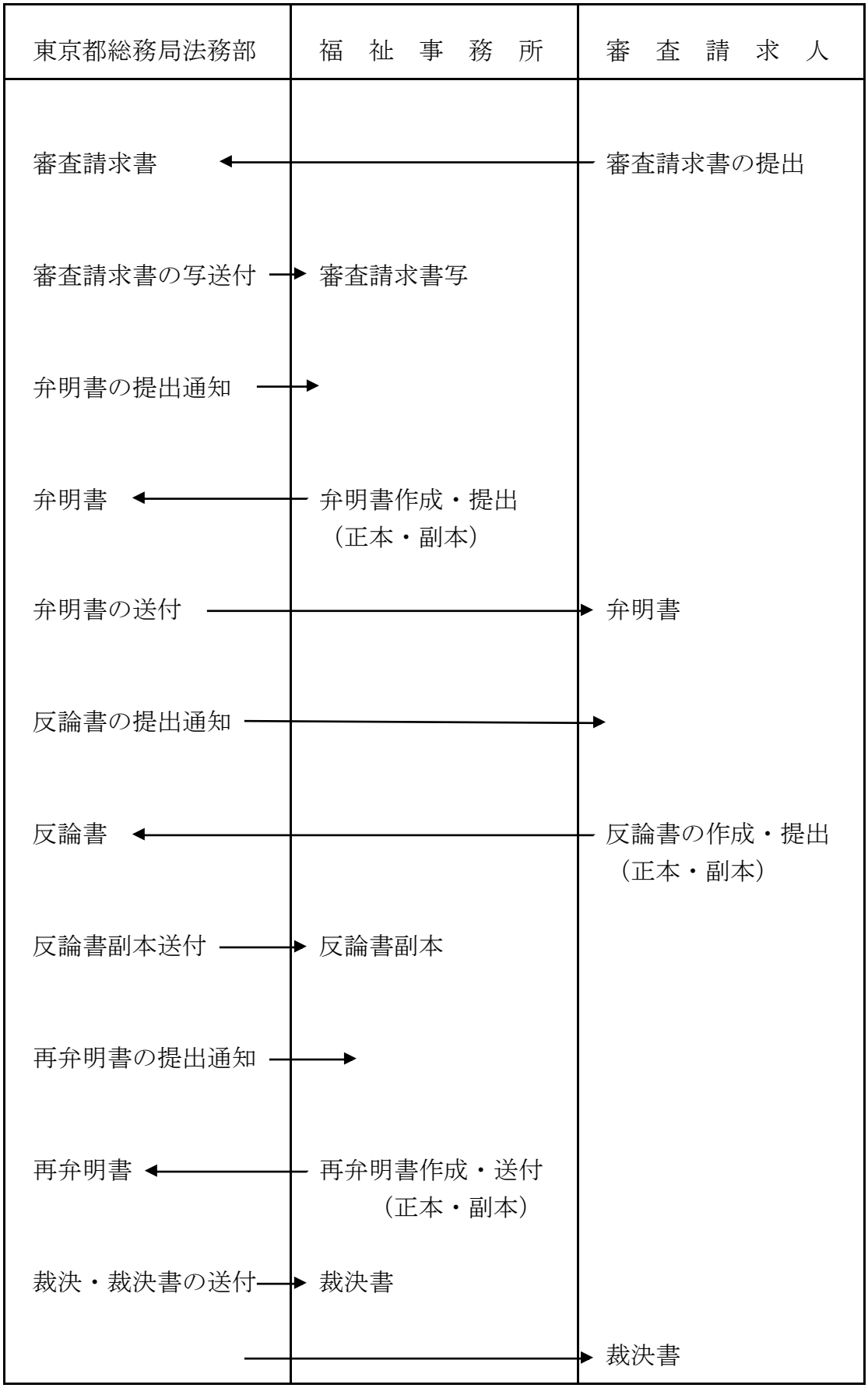

（問１２－９）　　**弁明書の作成方法**

都知事あて審査請求が提起された場合における弁明書の作成方法を示されたい。

1　弁明書の提出

(1)　弁明書は、審査請求人（以下「請求人」という。）の主張に対して、処分庁が処分の原因内容を明らかにし、当該処分についての事実上及び法律上の適法性、正当性について主張を述べるものである。また、弁明書は、審査庁の審査の資料となるものであり、同時に請求人の反論の対象となるものである。したがって、提起された審査請求の趣旨及び理由をふまえ、要点をおさえながら、処分庁の主張について詳細を明確かつ簡潔に記述する。

(2)　弁明書は、同一のものを３通作成し、正副各１通（ともに公印を押す）を審査庁に提出し、控えの１通は処分庁において保管する。

なお、審査庁への提出は別紙（書式１）及び（書式２）の方法によって行う。

(3)　弁明書は、正本１通は審査庁用として審査庁が保管し、副本１通は審査庁から請求人あて送付するものである。なお、弁明書の送付を受けた請求人は、一定の期間内に審査庁あてに反論書を提出することができる。

2　弁明書（様式参照）の作成

(1)　様式１「事件の表示」について

処分に係る審査請求事件名を特定できるよう明記するものである。

【記載例】

審査請求人が平成　年　月　日付で提起した○○処分についての審査請求（総法審審第　　号）

（注）記号・番号は弁明書の提出依頼（通知文）に付されたもの

(2)　様式中２「弁明の趣旨」について

これは、処分庁の行う弁明の簡潔な結論となるものである。すなわち、審査請求の趣旨（例えば「……処分の取消を求める。」または「……処分の変更を求める。」）に対応するものである。

【記載例】
・「本件審査請求を却下する。」との裁決を求める。
・「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。
・「本件審査請求のうち……（の部分）については却下し、……（の部分）については棄却する。」との裁決を求める。

（注）「却下」とは、審査請求が不適法である場合の裁決で、「棄却」とは審査請求人の主張に理由がない場合の裁決をいう。

(3)　様式中３「本件処分に至るまでの経緯」について

これは、本件処分の原因となった事実の発生から、調査・資料収集等を経て本件処分を行うに至るまでの具体的経緯を時系列順に記載するものである。

【記載例】
①　平成　年　月　日、……によって、……があった（……　のあったことを知った。）。
②　平成　年　月　日に至り……となった。
③　平成　年　月　日付（記号・番号）をもって本件処分をした。

(4)　様式中４「審査請求書記載事実の認否」及び様式中５「処分庁の意見」について

①　審査請求書記載事実の認否

審査請求書には、「事実についての主張」と「法律的主張ないし意見」とが含まれているが、ここでいう審査請求書記載事実とは、「事実についての主張」を指す。

そして、この「本件処分に至るまでの事実」の中には、「本件処分と直接関係のあるもの」と「本件処分と直接関係のないもの」とがある。「本件処分と直接関係のあるもの」については、請求人の主張している個々の事実について、それぞれこれを「認める」、「否認する」または「知らない」のいずれかの方法によってその真否を明らかにするとともに、「否認」する場合は、その理由を付記する。

また、「本件処分と直接関係のないもの」については、「本件処分と直接関係がない」と記載する。

なお、「法律的主張ないし意見」については②で述べるものである。

【記載例】
・「　　」については認める。
・「　　」および「　　」については、否認する。その理由は……である。
・「　　」のうち「　　」については認め、その余については否認する。その理由は、……である。
・「　　」については、本件処分と直接関係がない。
・「　　」については、知らない。

② 本件審査請求に対する意見

ア 却下の裁決を求める場合

その理由を記載する。

【記載例】
・本件審査請求は審査請求人が本件処分を知った日の翌日から起算して〇日を経過しているから、期間を徒過している。
・本件処分は……であるから、行政不服審査法第１条にいう「処分その他公権力の行使に当たる行為」に該当しない。

イ 棄却の裁決を求める場合

請求人の主張する法律上、事実上の争点に関して、本件処分の適法性・正当性を明らかにするものである。審査請求書の中には、請求人の主張が十分に整理されていないものが散見されるが、その場合には、審査請求書から読みとった争点を一旦整理したうえで、具体的に法令その他の資料に基づいて記述する。

【記載例】
本審査請求の事実上（法律上の）の争点は、……の点にあるが、次の理由によって本件処分は適法（正当）である。
(1) ……
(2) ……

(5) 様式中５「添付書類」について

弁明書の中で「別紙」、「別添」等として引用したもの又は弁明書の中で直接引用されてはいないが、弁明書の理解を助けると思われる参考資料を「添付資料」という。弁明書と一体のものであるから、それぞれ弁明書に添付する。

【記載例】
① ……の謄本
② ……の写
③ ……

3　「関係書類」について
弁明書の中で利用したもの以外の資料で請求人に対しては送付する必要はないが、審査庁の審査の参考になると思われるものについて関係書類として提出する。
この場合は、「審査庁用」と表示して１通のみ提出すればよい。

（問１２－10）　**審査請求が提起されている処分の執行停止（２００７増補改訂版）**

審査請求が提起されている処分について、審査庁が「処分の執行停止」を決定した場合、当該処分についてどのように取り扱えばよいか。
また、行政事件訴訟法上の訴訟が提起されている処分についてはどうか。

1　執行不停止の原則
福祉事務所で行った処分に関し、審査請求が提起された場合における当該処分の効力について、行政不服審査法は、「審査請求は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。」（第34条）と定め、行政処分の執行不停止の原則を明らかにしている。
したがって、例えば、福祉事務所が行った法第63条に基づく保護費の返還命令処分について、被保護者から審査請求が提起された場合であっても、処分はその時点では無効とはならず、請求が認容され、裁決により当該処分が取り消された時点で初めて処分の効力が否定されることとなる。
2　審査庁による執行の停止
しかしながら、審査庁が処分庁の上級行政庁の場合は、審査請求人の申立て又は職権により、審査庁が処分庁の上級行政庁以外の場合は、審査請求人の申立により、処分庁の意見を聴取したうえで、審査庁が執行停止をすることができる。
また、審査請求人の申立てがあった場合において、執行の不停止により生じる重大な損害を避けるため緊急の必要があると認めるときは、審査庁は執行停止をしなければならないこととされている。
これは、執行停止によって行政権の作用に及ぼす影響を考慮しても、なお、個人の受ける損害が大きいと判断される場合に、執行の不停止により、審査請求人に重大な損害が発生し、救済の目的が達成されない結果となるのを、審査庁の判断により回避するこ

とを目的としている。

なお、重大な損害が生じるか否かの判断に当たっては、損害の回復の困難の程度のみならず、損害の性質や程度、処分の内容や性質も併せて考慮される。

審査庁による執行停止が認められた場合には、当該執行停止が取り消され又は裁決が確定するまでの間、当初の処分の効力、執行及び続行を行わないこととなる。当初の処分の効力、執行及び続行を行わないということは、例えば１で掲げた事例においては、被保護者に保護費の返還を求めないということである。

３　行政事件訴訟が提起された処分に係る執行停止

行政事件訴訟が提起された処分についても、処分の執行不停止が原則であるが、（行政事件訴訟法第25条）、執行の不停止により生じる重大な損害を避けるために緊急の必要があるときは、裁判所が執行停止を認めることがある（同条２項）。

この場合の執行停止は、原告（審査請求人）側からの申立があり、かつ、執行停止の必要性が認められた場合、裁判所が決定する。決定された場合は、当該決定は当事者及び関係行政庁を拘束することとなる。

（問１２－11）　**行政事件訴訟法に基づく教示について（Ｈ２４年度修正版）**

行政事件訴訟法第４６条に基づき教示を行う処分の種類と教示すべき内容についての取り扱いはどのようにすべきか。

１　行政事件訴訟法による教示が求められる処分と行政庁の教示義務

生活保護に関連する処分について、行政事件訴訟法第４６条に基づき取消訴訟等の提起に関する事項を教示しなければならないとされる主な事例は、取消訴訟を提起できる処分又は裁決をする場合（行政事件訴訟法第４６条第１項）で、以下の３つの処分がある。

①生活保護法に基づく申請却下及び保護の開始、変更、停止、廃止などの処分

②実施機関等が行った生活保護法の規定に基づく処分以外の処分（出納事務又は経理事務上の誤りによって支給した保護費の返還請求など）

③生活保護法による処分について提起された審査請求に対する裁決

などがこれに当たる。保護の実施機関（福祉事務所）が行なう処分としては、主に上記の①にあたる事例が考えられる。

２　教示の方法及び教示すべき内容

教示の方法は、いずれの場合も、書面で教示しなければならない。なお、書面による教示は、必ずしも処分の通知書と一体となる同一の書面でする必要はなく、処分の通知書とは別に、教示すべき事項を記載した書面を交付することによっても可能である。

教示すべき内容は、前述１の①から③の場合、処分の場合は当該処分に係る取消訴訟の被告とすべき者と出訴期間、裁決の場合は当該裁決に係る取消訴訟の被告とすべき者と出訴期間である。

なお、①の生活保護法に基づく処分のうち、保護の決定及び実施に関する処分については、生活保護法第６９条により、審査請求の前置が求められているので、その旨も併せて教示する必要がある。（以下「３」の（２）の例を参照のこと。）

３　行政不服審査法による教示を併記する場合の留意点

生活保護に関連する処分について、行政事件訴訟法第４６条に基づく取消し訴訟ができる旨の教示と併せて、行政不服審査法第５７条１項に基づく行政不服申立てにあたっての審査庁等の教示を行なう際には、以下の事項に留意すべきである。（平成１６年の行政事件訴訟法の改正にともなって、行政不服審査法第５７条第１項の規定が改められ、審査請求等ができる処分については審査庁等の書面による教示も義務づけられた。）

なお、行政不服申立て制度については、問１２－８を参照のこと。

（留意点）

①　保護の実施機関（福祉事務所）が行なった処分が、法第１９条第４項の規定により区市の長が保護の決定及び実施に関する事務を福祉事務所長に委任している場合の当該事務に関する処分である場合は、審査請求を提起する場合（都内の実施機関の処分場合）、都知事に対して提起するものとされる（法第６４条参照）。

②　法第７７条及び第７８条に基づく費用徴収額決定処分については、生活保護法第１９条第４項の規定による「保護の決定及び実施に関する事務」にあたらないとされることから、生活保護法第６４条は適用されず、審査請求についての規定は行政不服審査法第５条第１項若しくは２項が適用されることになる。このため、当該事務を地方自治法第１５３条第２項に基づき福祉事務所長に委任している場合は、審査請求を提起する場合、審査庁は直近上級行政庁であるところの当該委任を行なった区市町村長となる。

（平成１４年１１月ブロック会議、平成１５年１１月ブロック会議の各資料を参照）

４　教示の実際例（行政不服審査法及び行政事件訴訟法に規定される各教示内容の例示）

※処分庁、審査庁、被告（代表者）については事例ごとに確認すること。

（１）法律に処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがある場合（生活保護法第６９条の適用を受ける処分）

１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内に○○○○○に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　上記１の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、○○○を被告として

（訴訟において○○○を代表する者は○○○○○となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して１年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起できます。①審査請求があった日の翌日から起算して５０日を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

※処分決定通知の各様式は、各自治体における生活保護法施行細則によって規定されるものであるため、具体的な教示文の文面（文言）については、各自治体規則を参照のこと。

（２）　処分に対して不服申立て及び取消訴訟の提起の双方が認められている場合

（　参　考　）

１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内に○○○○○に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、○○○を被告として（訴訟において○○○を代表する者は○○○○○となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この決定の翌日から起算して１年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、決定の取消しの訴えを提起することができます。

なお、前述のとおり、法第１９条第４項で事務を委任した場合とそれ以外の場合（地方自治法第１５３条第２項に基づいて委任した場合など）、生活保護法の規定に基づく処分であるか否か、によって、それぞれ教示すべき内容が異なる場合があるので、留意すること。

生活保護法第７８条に基づく費用徴収額決定処分における教示例
（処分庁が市(区)長の場合）

１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内に東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、

この決定があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、○○市（区）を被告として（訴訟において○○市（区）を代表する者は○○市（区）長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この決定の翌日から起算して１年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、決定の取消しの訴えを提起することができます。

（参考）処分庁が市（区）福祉事務所長の場合（地方自治法第１５３条第２項に基づいて委任した場合）は、審査請求先が市(区)長、決定の取消しの訴え先が市（区）（代表者市（区）長）となります。

（問１２－11-2）　**生活保護に係る外国人からの審査請求　　（Ｈ２３年度修正版）**

生活保護に係る外国籍の被保護者からの審査請求の取扱いについて示されたい。

行政不服審査法に規定する処分とは、公権力の主体たる国又は公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているものをいい、公権力の行使に当たる事実行為で継続的性質を有するものを含むものとされている。

これを外国人の場合についてみると、生活保護法第１条では、法による保護の対象を「生活に困窮するすべての国民」と規定し、外国人は保護の要件を満たさず対象外としている。したがって、外国人が不服申立てを提起し得る生活保護法の処分は、法上の保護申請に対する却下処分のみである。この場合の却下決定通知書には、審査請求ができる旨の教示文を付記する必要がある。

一方、保護の準用については、日本国民に限定されている生活保護の対象を、予算措置により一定の在留資格を有する外国人に拡大しているものであり、法令に基づく処分ではないので、不服申立ての対象とはなり得ない。よって、準用保護の決定通知書には、審査請求に関する教示文は付記しない。

問１２－２－２

生活と福祉「相談室」２０１０年１２月号

（問１２－11-3）　**保護の処分等に関する訴訟の取扱い（Ｈ２０年度修正版）**

生活保護の処分等に関する訴訟が提起された場合の取扱いについて示されたい。

1　地方公共団体の法務大臣に対する報告

生活保護の変更決定処分は、第１号法定受託事務であることから、当該処分に関する訴訟が提起された場合には、国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和２２年法律第１９４号、以下「権限法」という。）第６条の２第１項により、被告自治体から法務大臣へ報告しなければならないこととされている。

地方公共団体は、法務大臣への報告を、次の事項を記載した書面に訴状の写しを添付して、当該地方公共団体の所在地を管轄区域とする法務局・地方法務局に対し報告を行うとともに、訴訟の進め方について相談する。東京都内においては、東京法務局に対して行うこととなる。

①　訴訟が提起された旨
②　訴訟を実施する担当職員及びその所属部局名、電話連絡先など

2　厚生労働省に対する情報提供

東京法務局へ報告した後、速やかに厚生労働省に対して同内容について報告する。訴訟の内容によっては、準備書面の作成、口頭弁論の傍聴、打合せへの参加等、関与することになる。

平成7年3月29日付社援保第781号厚生省社会・援護局保護課長通知

3　地方公共団体の事務に関する訴訟の実施請求

地方公共団体を当事者とする訴訟の中には、その結果により国の財政に負担を生じるものや国の行政目的の遂行に支障を及ぼすものなど、国の利害に関係するものがある。これらの訴訟について、法務大臣に対し、法務局訟務部・地方法務局訟務部門の職員に訴訟活動を行わせることを請求することができる。法務省が実施請求を受託した場合には、法務局部付検事、訟務官等が被告代理人として、訴訟の進行、裁判所及び原告との窓口を担当することとなる。

4　総務大臣に対する通知

地方公共団体を当事者とする訴訟事務を法務大臣に依頼した場合には、次の書類を添付のうえ、その旨を総務大臣に対して通知する。（法務大臣が所部の職員でその指定するものに訴訟を行わせるためには総務大臣の意見を求めることとなっており、この意見がないと訴訟に参加できないこととなる。）

① 法務大臣宛実施請求通知の写し
② 訴状の写し　など

通知先：総務省大臣官房総務課審査第２係

５　訴訟が提起された場合に備えて

裁判所からの釈明処分（処分理由を明らかにする資料の提出の求め）に速やかに応じられるよう、日頃から処分に関係する資料を整理しておくことが必要である。万一、争いが生じた場合であっても、裁判所の求めにいつでも明確にこたえることができるように資料を作成し、適切に保管しておくことが必要である。

特に行政不服審査の審査請求等の対象となった事案については、審査庁の裁決後に訴訟を提起されることが予想されるので、答弁書の作成・提出にあたっては、弁明が訴訟に耐えられる内容かどうかについても留意することが必要である。

（問１２－12）　**援助方針（支援方針）の作成（Ｈ２０年度修正版）**

新規開始ケースを担当することになったが、援助方針の策定に際し留意点を示されたい。

援助方針（支援方針）は、単に、個々の被保護者に対して地区担当員がどのように対応すべきかについてだけの方針ではない。その世帯にとって当面解決しなくてはならない課題についての方針(短期的な視点)に加え、自立へ向けて、被保護者の社会的機能を高め、「経済的自立」「日常生活自立」及び「社会的自立」三つの自立概念のいずれか、あるいは複数の自立概念に沿って掲げた目標に向かってどのような過程をたどっていくか(中長期的な視点)の手法を示すものである。

したがって、福祉事務所として、個々の被保護者が目指すべき自立とそれに向けて現段階でどう援助するかを具体的に策定・記載する必要がある。そのため、援助方針(支援方針)の策定に際しては、被保護者の状況等を十分に分析しなければならない。被保護者の生育歴、職歴、家族関係及び希望等を聴取し、どの自立概念に沿って方針を立てることが適当なのかを検討することになる。

上記を踏まえたうえで、具体的に援助方針（支援方針）を策定するにあたり、以下の点に留意する必要がある。

１　二人以上の世帯員がいる場合は、それぞれについて援助方針（支援方針）を樹立すること。
２　策定にあたっては、実行可能なものにすること。
３　新規開始ケースについては、当初の段階で把握できた状況により、当面の援助方針

（支援方針）を樹立すること。

4　当初の分析・検討の段階と比較して状況の変化があった場合は、援助方針（支援方針）を見直すこと。

5　基本的には、被保護者に対して援助方針（支援方針）を示し、福祉事務所と被保護者が何を目指すかについて共有すること。（被保護者の状況によっては、特に改めて援助方針（支援方針）を示す必要がない場合もあり得る。）

6　多様な問題を抱えた世帯については、ケースワーカーだけで抱え込むのではなく、ケース診断会議等を活用して組織的な検討を行うよう留意すること。

7　なお、年１回程度は、被保護者にとって適切なものになっているか援助方針（支援方針）を見直すこと。

局長通知第12－４

（問１２－13）　**保護費の時効（Ｈ２４年度修正版）**

生活保護費の支給又は支払の時効の起算日及び時効完成のための満了期間について、示されたい。

生活保護費の支給又は支払（被保護者、医療機関、介護機関等の福祉事務所に対する債権）の時効の起算日及び時効完成のための満了期間は次のとおりである。

<table>
<tr><th>支払金の種類</th><th colspan="2">起算日</th><th>満了期間</th><th>根拠</th></tr>
<tr><td>金銭給付を目的とする扶助費</td><td colspan="2">扶助費については権利を行使できる時（保護決定日の翌月以降毎月の分については当月１日）</td><td>５年</td><td>地方自治法
第２３６条</td></tr>
<tr><td rowspan="2">現物給付による診療報酬及び介護報酬</td><td>ア　医療機関</td><td>現物給付を行った診療月の翌月１日</td><td>３年(※1)</td><td>民法
第１７０条</td></tr>
<tr><td>イ　介護機関</td><td>現物給付を行った介護サービス提供月の翌々々月１日</td><td>５年(※２)</td><td>地方自治法
第２３６号</td></tr>
<tr><td>現物で生産者から直接購入して給付した補装具、治療材料、衣料寝具等</td><td colspan="2">当該契約に基づく給付の完了の確認のあった日（検収日）の翌日</td><td>２年</td><td>民法
第１７３条</td></tr>
</table>

※1　従来の公立病院における診療報酬請求権の消滅時効は、「５年(地方自治法第２３６条による。)」であったが、平成１７年１１月２１日最高裁判決(診療費等請求事件・第二小法定判決)を受け、民間医療機関と同様に３年となった。

※2　上記の平成１７年１１月２１日最高裁判決で根拠とされた民法１７０条には介護報酬は含まれていないため、介護報酬については地方自治法第２３６条により「５年」となる

参照：平成１６年５月１７日付厚生労働省社会・援護局保護課介護係長事務連絡
「介護扶助に係る介護報酬の請求の消滅時効について」

（問１２－14）　**扶助費の遡及支給**

基準改定を行おうとしたところ、半年前から保護を開始した母子世帯（死別母子）について、開始時から母子加算が認定されていなかったことが分かった。この世帯に対して、開始時に遡って母子加算を認定し、遡及支給することが可能であるか。

一般に、最低生活費の遡及変更は２か月程度（発見月及びその前月分まで）と考えるべきである、とされている。これは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り、２か月を越えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは妥当でないという考え方に基づいているものであり、また、不服申立の可能な期間が60日とされていることからも支持されるものである。

しかしながら、設問の場合のように、被保護者からの届け出を待たずに実施機関において最低生活費の認定を行うべき事情にあったにも関わらず、必要な決定処分が行われなかったときに、これを正しく遡及変更しないのでは、被保護者の理解が得られないこととなる。また、被保護者からの届け出があったにもかかわらず、それに対応する決定処分を実施機関が行わなかったために、扶助費の過少支給が生じた場合も同様に考えなければならない。

したがって、保護費の遡及支給の限度は２か月であるという原則を踏まえつつ、遡及支給の取扱いを以下のとおりとする。

遡及支給が必要と判断される事実が確認され、次のすべての要件を満たす場合、遡及支給できる。

１　実施機関に必要な届け出が行われていたこと。（届け出が行われなかったことについて、被保護者になんの過失もないと判断される場合には、届け出は不要である。）
２　被保護者になんの過失もないこと。
３　届け出に対応する処分がまったくされていなかったこと。
４　遡及支給期間が５年より短いこと。
５　遡及して支給される保護費が自立更生に充てられること。
　決定調書上は、一時扶助欄で処理することとなる。

なお、「扶助費の再支給」については、局長通知第８の４「扶助費の再支給」及び課長問答・第７の16を参照されたい。

（問１２－15）　**特別基準設定に係る情報提供の事務処理要領**

特別基準設定に係る情報提供の事務処理方法について、示されたい。

1　実施機関限りで設定できる特別基準

実施機関限りで設定できる特別基準の種類及び特別基準額については、生活保護手帳の資料の「関連事項一覧表」の「５実施機関限りで設定できる特別基準一覧表」に示されているところである。

実施機関は、当該被保護世帯の処遇方針（支援方針）に基づき、当該被保護世帯について、必要不可欠な特別な需要があると認められる場合に限り、特別基準による費用を認定でき、特別需要額の認定については、必要最小限度の額を認定することとされている。（局第６－10－（2））

2　厚生労働大臣に対する特別基準の情報提供を行う場合

厚生労働省が示した通知（平成12年７月７日社援保第43号「生活保護法における特別基準の設定にかかる情報提供について」）により、保護の実施機関が、厚生労働大臣に対する特別基準設定の情報提供を行う場合は、厚生労働大臣の特別基準の設定が必要と思慮される旨及び各実施要領及び運営要領等の根拠を明記した情報提供文書に、次に掲げる必要書類（各２部）を添付し、東京都福祉保健局生活福祉部保護課を経由し厚生労働大臣あて提出する。

なお、福祉事務所長が認定する特別基準を設定してもなお不足が生じる場合に、厚生労働大臣の特別基準の対象となる旨、厚生労働大臣に対する特別基準の情報提供を行う場合は、先に福祉事務所長が認定する特別基準の計上決定を行う必要がある。

（１）保護の実施要領中

種　　類	必要書類等	内　　容　　等
1　技能習得費のうち局第６－８－（２）－ア－（オ）－b（職業能力開発促進法にいう公共職業能力開発施設に準ずる施設において職業訓練をうける者が地方公共団体又はその長から支給されるａ（雇用対策法等に基づき支給される技能	(1)実施機関の意見書 (2)保護申請書（写） (3)世帯台帳（写）	ア　生活の現況 イ　今後の自立更生等処遇方針 ウ　技能修得後の収入見込み エ　必要品目及び経費の適切性 オ　技能修得計画の適切性 カ　他法他施策の活用可否 キ　経費の減免の有無 ク　扶養義務者その他からの援助の有無 ケ　その他 直近の状況が反映されたもの

習得手当）に準ずる技能習得手当）に該当する場合	(4)保護決定調書(写) (5)技能修得計画書 (6)経費見積書（写） (7)その他	生業計画書の様式を使用する 技能修得先から徴する
2　各費目に関する告示及び規定による基準によりがたい特別の事情がある場合	(1)実施機関の意見書 (2)世帯台帳（写） (3)保護決定調書(写) (4)その他	

（例）上記２各費目に関する告示及び規定による基準によりがたい特別の事情がある場合
障害者加算他人介護料について、厚生労働大臣特別基準の設定が必要な場合

必 要 書 類 等	内　　容　　等
1　情報提供書	実施機関から厚生労働大臣あて
2　実施機関の意見書	1　世帯歴及び保護の現況 2　処遇方針 3　特別基準設定申請に到る経緯 4　障害名、障害等級及び障害の状況 5　他法他施策の活用状況 6　扶養義務者の状況及び援助の有無 7　特別基準設定に対する実施機関の見解
3　介護費用の積算根拠に係る書類	必要額を算定するための計算式等を記載したもの（２の実施機関の意見書中の１項目として特別基準額全額の必要性を述べることで代えても差し支えない）
4　１週間の介護ローテーション表	週間ローテーション・１日スケジュール（介護内容、時間、介護者及び他法他施策を充てる部分を明記）
5　介護契約書（写）	
6　世帯台帳（写）	直近１年間分
7　保護決定調書	４月１日の基準改訂分を含む直近１年間分
8　ケース記録（写）	直近１年間分
9　特別基準申請書（写）	対象者から実施機関あて
10　介護に係る他法他施策活用状況調書	区市町村で実施している他施策があれば利用していない場合も記入し、その理由を具体的に記入する
11　他人介護料認定診断書（写）	
12　介護費用領収証（写）	

（２）医療扶助運営要領中

種　　類	必 要 書 類 等	内　　容　　等
1　局第２－２－（７） 　国民健康保険、健康保険、老人保健の診療における取扱い等により難い場合	(1)世帯台帳（写） (2)保護決定調書(写) (3)実施機関の意見書 (4)特別基準の申請額及びこれが最低限度の額であることを証する書類 (5)関係専門医等の意見書 (6)その他	 直近の状況が反映されたもの ア　生活の現況 イ　今後の処遇方針 ウ　特別基準設定の必要性 エ　計画及び費用の妥当性 オ　他法他施策の活用可否 カ　扶養義務者その他からの援助の有無 キ　その他 特別基準を必要とする理由に関連して参考となる資料
2　局第３－６－(３)－ア－（ウ）－ｂ 　局第３－６－(３)－ア－（ア）に掲げる以外の治療材料が２万５千円を超える場合	(1)保護申請書（写） (2)世帯台帳（写） (3)保護決定調書(写) (4)実施機関の意見書 (5)医師の診断書 (6)医師の意見書 (7)経費見積書	 直近の状況が反映されたもの ア　生活の現況 イ　今後の処遇方針 ウ　特別基準設定の必要性 エ　計画及び費用の妥当性 オ　他法他施策の活用可否 カ　扶養義務者その他からの援助の有無 キ　その他

（３）介護扶助運営要領中

種　　類	必 要 書 類 等	内　　容　　等
1　局第２－２－（６）	(1)保護申請書（写） (2)世帯台帳（写）	 直近の状況が反映されたもの

介護保険の介護の方針及び介護の報酬により難い場合	(3)保護決定調書(写) (4)実施機関の意見書 (5)特別基準の申請額及びこれが最低限度の額であることを証する書類 (6)関係専門医等の意見書 (7)その他	 ア 生活の現況 イ 今後の処遇方針 ウ 特別基準設定の必要性 エ 計画及び費用の妥当性 オ 他法他施策の活用可否 カ 扶養義務者その他からの援助の有無 キ その他 特別基準を必要とする理由に関連して参考となる資料
2 局第５－３－（３） 福祉用具の給付に当たり、限度額を超えて給付が必要と認められる場合	(1)保護申請書（写） (2)世帯台帳（写） (3)保護決定調書(写) (4)実施機関の意見書 (5)経費見積書 (6)その他	 直近の状況が反映されたもの ア 生活の現況 イ 今後の処遇方針 ウ 特別基準設定の必要性 エ 計画及び費用の妥当性 オ 他法他施策の活用可否 カ 扶養義務者その他からの援助の有無 キ その他
3 局第５－４－（２） 住宅の改修に当たり、限度額を超えて給付が必要と認められる場合	(1)保護申請書（写） (2)世帯台帳（写） (3)保護決定調書(写) (4)実施機関の意見書 (5)経費見積書 (6)その他	 直近の状況が反映されたもの ア 生活の現況 イ 今後の処遇方針 ウ 特別基準設定の必要性 エ 計画及び費用の妥当性 オ 他法他施策の活用可否 カ 扶養義務者その他からの援助の有無 キ その他

（４）保護の実施要領の取扱い中、障害者（児）が通院、通所、通学のために自動車を必要とする場合で、課長問答・第３の12の答の（１）から（５）のいずれかの要件に該当しない場合であっても、その保有を認めることが真に必要であるとする特段の事情があるとき

必 要 書 類 等	内　　容　　等
１　世帯台帳 ２　保護決定調書 ３　車検証 ４　保険証書 ５　実施機関の意見書	(1)　世帯歴及び保護の現況 (2)　今後の処遇方針 (3)　保有容認を必要とする理由 ア　自動車の活用状況 イ　自動車を必要とする状況（身体状況、代替交通機関の状況 ウ　地域の状況 エ　自動車の種類（品名、排気量、年式、改造状況、処分価値） オ　維持費（経費の内訳、捻出方法） カ　運転者 キ　他法他施策の活用状況 ク　扶養義務者の状況 ケ　その他
６　障害名、障害等級、障害の状況が確認できる書面 ７　その他参考になる資料	

３　恵与金等の取扱いに関する情報提供

恵与金等（次官通知第７－３－(3)のウ～キに該当するもの）を収入として認定しない取扱いをすることについて、厚生労働大臣に情報提供する必要がある場合は、実施機関は情報提供文書に、次に示す必要書類（各２部）を添付して、東京都福祉保健局生活福祉部保護課あてに提出する。

種　　類	必　要　書　類　等	内　　容　　等
１　列挙用途以外の用途にあてる場合又は列挙用途の限度額を超える越える経費を	(1)保護決定調書（写） (2)世帯台帳（写） (3)実施機関の意見書	直近の状況が反映されたもの ア　世帯歴及び保護の現況 イ　自立更生のための指導方針

要する場合（課長通知問第６の40）		ウ 恵与金等を受けた経過 エ 恵与金等の性格及び金額 オ 特例を必要とする理由 （自立更生指導方針との関連性、使途計画の適切性） カ その他参考となる事項
	(4)使途計画書	被保護者に使途計画の具体的内容、費目別金額を詳細に記載させたもの
	(5)恵与金等の金額を証する書類（写）	証明書をとり難い場合は実施機関の確認書
	(6)経費見積書（写） (7)その他	使途別に業者からとったもの

４　福祉的給付金の特例的取扱いに関する情報提供

保護の実施機関が局長通知第７－２－（6)－イにより、福祉的給付金を収入として認定しない取扱いをすることについて厚生労働大臣あて情報提供を行う場合、実施機関の情報提供文書に次に示す必要書類（各２部）を添付して東京都福祉保健局生活福祉部保護課あてに提出する。

必 要 書 類 等	内　　容　　等
１　実施機関の意見書	(1)　情報提供の対象となる金銭給付制度の名称、趣旨及び制度の内容 (2)　収入認定に関する取扱方針（収入認定しないものとする限度額を明示する。） (3)　特例的取扱いを行うべき理由 (4)　その他
２　当該制度の根拠となる条例等（写）	条例、規則、要綱等及びこれに伴う実施細目（実施準備中の場合は、これらの案）
３　支給対象人員等調べ	被保護者数及び所要予算額を明らかにする文書
４　社会福祉施策の実施状況を説明する文書	当該地方公共団体における社会福祉施策の実施状況、社会福祉関係予算額及び総予算額を明らかにする文書

（問１２－１６）　**受領されなかった保護費の取扱い（Ｈ２３年度修正版）**

転出による保護廃止後、過去の医療扶助移送費について、遡及して支給決定した。しかしながら、本人と連絡が取れず、現金書留で郵送すると返戻され、訪問しても不在が続いている。支給すべき保護費を渡せず宙に浮いた状態で苦慮しているが、どのように取り扱えばよいか。公証人への供託は可能か。

当該保護費については、歳出戻入の手続きを取り、時効(５年間)成立までは、本人の請求があった場合、いつでも支給できるようにしておかれたい。供託は、民法第４９４号の規定により、これを行うことで弁済者は債務を免れることができるとされており、保護費に関する債権債務関係が存続する以上、適用するのは不適切である。

なお、上記取扱いは東京都知事の設置する福祉事務所における処理方法であり、最終的には各自治体の会計処理に関する条例等に従って処理することとなる。

第３　資産の活用

第３章　資産の活用

この章で扱う事項

資産保有の可否について

・自動車、バイクの保有について　・・・問３－１～３
・互助会、保険加入、学資保険、個人年金等の取扱い　・・・問３－４～８
・保護受給中の預貯金、預託金の取扱い　・・・問３－９

居住用資産の取扱いについて

・居住用資産の保有の可否について　・・・問３－10、11

キーワード

【保護の補足性と資産活用】

生活保護の適用にあたっては、「生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用すること」を要件としている。（法第４条第１項）

したがって、最低生活の内容としては保有及び利用を容認するに適当でない資産は、原則として処分したうえで、最低限度の生活の維持のために活用させることになる。

資産活用の方法には、①当該資産の保有を認めてその本来的用途に従って活用する、②売却あるいは貸与により得た収益を最低生活費に充てる、の二つに分けられる。このうちのどちらによって資産活用を行うべきかは、地域の一般世帯との均衡、要保護世帯における当該資産の役割（現実の利用状況、将来の活用見込みの有無）、世帯の自立助長に与える効果、維持費用及び処分費用の程度などを総合的にみて判断する必要がある。

なお、当該世帯の居住の用に供される資産（土地及び家屋）について、処分価値と利用価値の比較が困難なことから保有の可否を判断しがたい場合には、原則として各実施機関が設置する処遇検討会において、総合的に検討を行うことが求められている。

【急迫保護と法第６３条返還】

保護の補足性の原理は、「急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない」（法第４条第３項）ことから、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けることも想定される。この場合には、被保護者は、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、支給された保護費用の範囲内において実施機関が定める額を返還しなければならない。（法第６３条）

保護開始時に、保有を容認できない資産があった場合には、保護の実施機関は資産処分の指導を行うと同時に、処分した場合に得た収益に相当する額については、法第６３条に基づく保護費用の返還を求めることになる旨の説明を行う必要がある。

また、保護受給中に被保護世帯が得た資産についても、同様にその資力を認定して、最低限度の生活の維持のために活用させることが求められる。通常は、資力が発生し現実に収益を得た時点での収入認定によるが、資力があったことが事後に認定された場合には、「資力がありながら保護を受けた」期間に支給された保護費用を上限として、当該資力に相当する額の費用返還を求めることになる。

第４　扶養義務の取扱い

第４章　扶養義務の取扱い

この章で扱う事項

扶養義務について

・扶養義務の取扱い　・・・問４－１
・扶養の期待可能性　・・・問４－４、５

扶養能力調査について

・扶養義務調査について　・・・問４－２
・扶養義務者の把握　・・・問４－３
・扶養照会又は関係機関等による扶養能力の調査　・・・問４－６

キーワード

【生活保護と扶養義務】

生活保護（公的扶助：公費による救貧のための無拠出の経済給付制度）と扶養義務（私的扶養：扶養義務者間における相互の生計援助）の関係は、後者が前者に先立つものである。しかしながら、現行の生活保護法では、扶養義務を受けることができる条件を有する者には生活保護を受ける資格を与えないとするのではなく、現実に扶養義務が履行される可能性があるときにのみ、扶養請求権の行使を受給要件としてとらえている。

扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は生活保護に優先して行われるべきことは、法第４条第２項に規定されており、「扶養援助」「他法他施策活用」は常に検討されなければならない。ただ、これらは「利用し得る」権利としての扶養請求権や他法他施策の扶助請求権を行使するべきことを前提としているものであり、法令に規定された各種の手当や給付金等と異なって私的扶養の援助の範囲及び程度については、国民生活や国民意識の変化に即して判断していくものとならざるを得ない。

したがって、保護の適用にあたっては、現実に得ることのできる「扶養援助」の程度を勘案しながら、必要な公的扶助を行うことになる。

【生活保持義務関係と生活扶助義務関係】

夫婦及び未成熟の子に対する親はそれぞれ民法上、生活保持義務を負うものとしての関係があると解釈される（民法第７５２条、第８７７条１項）ことから、生活保護法上、より強い扶養義務の履行が求められる。したがって、生活保持義務関係においては、扶養義務者の扶養程度は、当該扶養義務者の最低生活費を超える部分（世帯分離した場合には、生活扶助義務関係と同程度）が、扶養援助されるべきものとしてとらえられる。

直系血族及び兄弟姉妹、三親等内の親族で家庭裁判所が特別の事情ありと認める者については、①現に扶養を実行している者、②過去に当該要保護者から扶養を受けたことがある場合等扶養の履行を期待できる特別の事情があり、かつ、扶養能力があると推測される者、については生活保護制度適用にあたっての調整が図られるべき扶養援助を行う対象者として考えられる。したがって、生活扶助義務関係においては、社会通念上、その援助を行う扶養義務者にふさわしいと認められる程度の生活（通常、最低生活費よりも高い水準として理解される）を損なわない限度において、可能な範囲で扶養援助がなされるべきものであるとされている。

第５　他法他施策の活用

第５章　他法他施策の活用

この章で扱う事項

他法他施策について

・年金の繰上げ受給について　・・・問５－１
・厚生年金脱退手当金の取扱い　・・・問５－２
・厚生年金（第３号被保険者）の特例について　・・・問５－３
・行旅病人の取扱い　・・・問５－４

キーワード

【他法他施策活用】

生活保護実施上における他法他施策の活用とは、社会保険制度に基づく保険給付、恩給、その他最低生活を充足するために用いることのできる諸制度による給付又は扶助は、公的扶助としての生活保護制度の適用より先に、その活用が図られるべきものであることを意味している。

保護の補足性の原理から、法第４条１項にいう「資産、能力その他あらゆるもの」の中には、他法他施策に基づく給付及び扶助が当然含まれるものと解されることから、「利用し得る」ものであれば、それを「活用すること」が求められるのである。

国の法律、地方自治体の条例及び規則、要綱等で支給されるものにより、最低生活需要をまかなうことが可能な範囲においては、生活保護法上の扶助は適用されないとするのは、給付が重複することにより、結果として最低生活需要から乖離した扶助の内容となることを避ける意味もある。

ただし、福祉的給付金の一部や給付目的の性質上、収入認定除外とすべき金品については、他法他施策活用をしつつ、併せて保護制度の適用を許容する運用がなされる場合もあるので、これらの制度の取扱いにあたっては注意が必要である。

（参照）巻末［参考資料］に掲載

参考資料１８「主な他法他施策」

参考資料１９「主な社会福祉施設」

第６　最低生活費の認定

第６章　最低生活費の認定

この章で扱う事項

１　基準生活費等・・・問６－１～15
（日割計算、施設入所の基準、入院入所者の外泊費用ほか）

２　加算・・・問６－16～33
（各種加算の計上時期、認定及び計上方法、介護保険料加算と代理納付など）

３　臨時的一般生活費・・・問６－34～41
（おむつ代、家具什器費、移送費、家財保管料、家財処分料など）

４　教育費・・・問６－42～48
（教育扶助の対象及び支給方法、私立小・中学校での就学、就学年齢など）

５　住宅費・・・問６－49～64
（公営住宅入居世帯の住宅扶助、住宅扶助基準、宿泊所等の取扱い、転居指導と転居費用、敷金等の額及び契約更新料の取扱い、住宅維持費の認定方法、家屋補修と家主の修繕義務など）

６　出産費・・・問６－65～67
（出産扶助における入院費用の額、入院助産と出産扶助）

７　生業費、技能修得費（高等学校等就学費を除く）及び就職支度費・・問６－68～73
（技能修得費の特別基準、雇用対策法による訓練手当の取扱いなど）

7-2 技能修得費（高等学校等就学費）・・・問６－74～82
（給付対象の範囲、就学資金貸付・就学費用控除・学資保険との関係など）

８　葬祭費・・・問６－83～92
（墓地埋葬法・行旅病人及び行旅死亡人取扱法との関係、葬祭扶助の実施責任、遺留金品の取扱いなど）

キーワード

【保護の種類・範囲・方法】

生活保護制度における最低生活費は、生活、教育、住宅、医療、介護、出産、生業、葬祭の８種類の扶助について、その算定方法が保護の基準で定められている。個々の世帯についての最低生活費はこの８種類の扶助に係る最低生活費を合算したものである。

このうち、１種類のみの扶助受給を単給、２種類以上の受給を併給という。（単給の多くは、収入充当の結果、医療扶助のみを行うことで最低生活需要が満たされる場合の「医療単給」である。なお、職権保護による医療扶助の適用時には、病室内での需要があれば日用品費を計上する必要があるため、厳密には「医療単給」には当たらない。）

扶助費の給付は原則として金銭給付によるが、それによりがたい場合には、現物給付による（医療扶助及び介護扶助は現物給付が原則とされる）。 ※法第30条～37条参照

第７　収入の認定

第７章　収入の認定

この章で扱う事項

１　就労に伴う収入・・・問７－１～９
（就労収入の認定及び収入充当の方法、更生施設入所者の更生積立金についてほか）

２　就労に伴う収入以外の収入・・・問７－10～19
（保険給付金や扶養年金の取扱い、年金収入の認定と法６３条の適用、退職金収入の取扱い、「その他公の給付」及び「その他臨時収入」の対象収入についてなど）

３　収入として認定しないものの取扱い・・・問７－20～34
（国もしくは地方公共団体により行われる貸付金の取扱い、移転料の取扱い、福祉的給付金の特例的取扱い、重度心身障害者手当・児童育成手当の取扱いなど）

４　就労に伴う必要経費、その他の必要経費・・・問７－35～41
（自営業収入の必要経費、特別控除にあたっての収入認定方法、その他の必要経費の取扱いなど）

キーワード

【収入の関する申告及び調査】

収入の認定は、最低生活費の認定とならんで保護の決定の基礎となるものであり、これらが適正に行われてはじめて最低生活保障の水準が一定に保たれる。このうち、最低生活費の認定は、保護基準に基づいて世帯構成などの客観的に把握しやすい事実関係から認定することになる。一方、収入の認定は、世帯員の稼働状況や年金・手当等の受給状況、世帯外からの仕送りの状況などをすべて把握したうえで認定を行う必要がある。

したがって、資産・収入状況を適確に捕捉するとともに適正な収入認定を行うことが求められる。

生活保護制度においては、被保護者は、収入状況に変動があった場合の届出を義務づけられており（法第６１条）、実施機関は、保護の決定・実施のために要保護者又は扶養義務者の資産及び収入の状況について調査を行い、又は報告を求めることができる（法第２９条）ことになっている。

仮に、収入申告書に記載されている収入が過少であったならば、正当な扶助費よりも多くの費用を受給することになり、不正（不当）な公金の支出となるほか、当該世帯が最低生活を上回る生活を営むことになり、制度の適正な運用を妨げることになる。

反対に、稼働収入の低下など世帯の収入減少の事実を見過ごしてしまった場合には、収入を過大に認定した結果、正当な扶助費よりも少ない費用しか支給されず、当該世帯が最低生活を下回る生活を余儀なくされることになり、制度の適正な運用ができないことになる。

いずれの場合にも、最低生活保障の実質的平等の確保ができない事態になれば、重大な問題を生ずることになる。

このように、収入申告及び収入状況調査は保護の適正実施にあたって重要な意味を持つものであるため、被保護者及び実施機関ともに、正確な申告及び適正な収入認定を行うための努力が常に求められるものである。

第８　保護の決定

第８章　保護の決定

この章で扱う事項

保護開始時の要否判定について

・保護開始時の要否判定　・・・問８－１～８
・他法他施策の自己負担金の減免を受けられる場合　・・・問８－９、10
・境界層該当証明について　・・・問８－11

入院入所者の保護費の取扱いについて

・保護施設入所事務等について　・・・問８－14～18
・施設入所者に対する保護の適用　・・・問８－23～26
・その他施設入所者に対する保護の適用　・・・問８－27、30

保護の停廃止時の取扱いについて

・累積金の取扱い・・問８－33、34
・保護停止中の取扱い・・問８－35
・海外渡航者の取扱い・・問８－36
・保護廃止時の要否判定・・問８－ 37～40
・所在不明による保護廃止・・問８－41、44
・拘留された者等について・・問８－28、29

その他保護の決定に関することについて

・移管ケースの取扱い・・問８－12、13
・路上生活者の取扱い・・問８－19～22
・誤って受けた申請の取扱い・・問８－32
・自己退院（退所）の場合・・問８－42、43
・単身被保護者死亡時の場合・・問８－45
・扶助費の再支給額の算定・・問８－31

キーワード

【保護の要否及び程度の決定】

保護の実施にあたっては、まず、保護を要するか否かを判定し（要否の判定）、保護を要するとされた場合には、保護の方法、種類、程度等が決定される（程度の決定）。

要否の判定は、保護の受給要件を満たしているか否かの判断であり、単に生活に困窮していることのみによってではなく、資産、能力の活用その他法に定める義務の履行も要件となるものである。しかしながら、通常は、生活困窮度の測定に基づく保護の要否判定を意味するものである。一方、程度の決定は、月々どの程度の保護を要するかを具体的に決定すること、すなわち支給すべき保護費の程度決定を意味する。

要否の判定及び程度の決定は、ともに最低生活費と収入充当額との対比によって決定される。収入充当額（収入認定の対象となる収入から収入控除額を除いた最低生活費に充てるべき額）が最低生活費に満たない場合に保護要と判定され、不足する費用が扶助されるのである。

保護開始時の要否判定については、臨時的需要及び自立助長を目的とする費用は認定されない（一部の移送費及び被服費、医療及び介護費、出産及び葬祭費は認定される）。

保護廃止時の要否判定については、基本的にすべての最低生活費が認定の対象となる（転居費用が保護廃止後に必要となる場合など、廃止時に需要がない場合には対象外）。

程度の決定にあたっては、収入のうち、年金や手当など複数月分がまとめて支給される場合には、次回受給月までの月数で分割して認定するなど、家計の消費の実態に適合した認定方法を用いることで、月々の最低生活の生計維持を考慮した程度の決定が可能になっている。